

三重県議会（本会議）でのR D F関連の発言

	頁
1 構想段階（平成4年度～平成6年度）	1～ 22
2 計画段階（平成7年度～平成10年度）	23～ 48
3 整備段階（平成11年度～平成14年度）	49～ 70
4 稼働段階（平成15年度）	71～120
（平成16年度～平成22年度）	121～186
（平成23年度～令和3年度）	187～249

【留意点】

- ・三重県議会（本会議）での発言の抽出方法は、「三重県議会会議録検索システム」を使用し、「R D F」等のキーワードにより検索を行い、令和3年度までの本会議のR D F関係の議員の質問及び執行部の答弁の関係部分を抜粋した。

三重県議会におけるRDF関連の発言（構想段階）

<平成4年度～平成6年度>

○平成4年第3回定例会（平成4年9月18日）

（藤田正美議員）

3番目として、先ほども申し上げましたように、日本全体の5%強のごみ焼却場がもう既にその廃熱で発電を行っております。古いところでは、東京の練馬で23年も前から実施されているようです。

ところで、県内の施設を調べてみますと、もうそろそろ建てかえの時期に来ているものが多いようです。県内でも廃熱発電の計画があるのではないかと内心期待をしながら調べてみましたが、この平成4年度から平成7年度までの計画には全く影も形もありません。確かに発電に関しましては、ある程度のごみの量が必要ですし、その量により投資効果なども無視できないところでございますが、だからこそ、本当は広域的な角度から県が市町村を取りまとめていくのが重要になってくるものではないのでしょうか。

それに、自治省が発電機能を備えたごみ焼却施設を含め、地方単独事業に総額で2000億円の補助を出すということでございます。そういうことを考えますと、なぜ建てかえの施設にこの廃熱発電のシステムが計画されていないのか。また、今後そういうふうな計画など全く頭の中に入っていないものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

続いて4番目に、これは前の質問の延長線上になるかと思いますが、国が地球温暖化の防止ということでCO2の排出削減に取り組み、それとともに自治省がスーパーごみ発電構想というのを打ち出しました。これは未利用エネルギーの活用を含む一般廃棄物による発電を推進していくもので、もちろん、これまでのごみ発電よりエネルギー効率を従来の15%から2倍の30%に高めたものでございます。これはごみ焼却という目的より、むしろ事業としての発電、質と量を高め、そしてその発電エネルギーとしてのごみの最大限の有効利用をしようということで、それによる公営事業としての発電の計画に10億円を上限として起債を認可する方針でございます。

何度も申しますように、ごみ対策が市町村に帰属するものであっても、このごみイコール未利用エネルギーの資源というふうに観点をほんの少し変えて考えるならば、また、将来ふえ続ける下水道から出る活性汚泥も、今は嫌われものですが、エネルギー資源として有望であるという調査結果も出ております。

そういうことを考え合わせますと、これは例えば企業庁であるとか、いわゆる県の総合的な関与が必要であろうと思いますし、また発電に伴う50度前後の低温排水や、その余剰電力を、例えば地域の活性化に役立てるという考えや、実際に方針として打ち出すなど、複合で考えていけば、まさにごみのごとく嫌われているごみ焼却場が、逆に地域活性化の目玉として各市町村の誘致合戦的になることすら考えられると思いますが、この私の提

案も含め、今後、こういうことに県としてどう取り組んでいくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

また、最後に、これらのことに本格的に取り組もうとするならば、例えばごみ対策室であるとか、未利用資源対策室など、名称はお任せいたしますが、そういうセクションを設け、ごみの減量、また有効利用を進めていく必要があると考えますが、これらも同時にお聞きしたいと思います。

（田川亮三知事）

そういう中で、未利用エネルギーのごみ発電の問題を大変細かく御報告をいただき、非常に御研究をいただいておりますことを敬意を表したいと存じます。

そういう中で、今御指摘いただきましたように、ごみ焼却施設の中から、現在本県で利用いたしておりますのは、いわゆるこの余熱というものを活用いたしまして、お湯を沸かす、あるいは暖房用に使う、こういうことで、県下では鈴鹿市の清掃センターが隣の厚生センターに給湯しておる。それから松阪の第二清掃工場が多目的な研修所に対して、いわゆる給湯、ふろのお湯として使っておる。同じように河芸町の美化センターの隣にございます憩いの家に対しましても給湯をいたしておるというようなことで、一部そういう利用の仕方が従来は一つございました。

確かに全国的に見ますと、これらの温水プールでありますとか、あるいは給湯でございますとかというのを、今度は発電という視点から活用がなされております。全国的に102のごみ発電を行っておるところがあるやに伺っておりますけれども、この発電能力は32万3000キロワットで94万世帯分の使用電力に相当するものということで、確かに省資源の分野からも、あるいはこれからの資源のあり方からも貴重なことでございます。したがって、いろいろ御所見ございましたけれども、いわばこういうごみ焼却等につきましても、これからのあり方、たまたま今回もうそれぞれの焼却施設が、償却期限が来ておりますところから整備をし直す、そういう機会に的確に対処でき得るように検討をさせてまいりたいと思います。いわば市町村との合作ということになり得ますかどうか、この辺もあわせて検討をいたしてまいりたいと思います。

（藤田正美議員）

もう一つ、あと1点でございますが、私は特に、このごみ発電というのを現地を見ました。名古屋の富田工場で、先ほど3億円という一自家発電が2億円で、売電が1億3000万円、基本料金を取られて実質は2億9000万円ですけど、それにかかった発電施設は7億円でございます。そういうふうな観点からいくと、発電に関しては、した方が得じゃないかと、そういう気持ちが強くした次第でございます。

ごみの量をずっと集めるには、今度ごみ発電ということになってくると、ごみの量というのが資源という感覚に変わってきますので、ぜひともその辺は広域的な観点、それはも

う県しかそういうことを考えることができません。そういう中で、そういうことを下水道のカロリー、含水比がゼロの場合 4000 カロリーの発電量を持ちます。

そういう意味や、いろいろなことをこれから研究して、地域に、三重県に 4カ所ぐらい、最後は三重県の将来はそのようなエネルギー基地となるような、地域と本当にマッチングした老人福祉施設とか、また冷暖房のある体育館とか、いろいろな項目にそういう廃熱利用をしてやっていただきたいと思います。

そういう意味で、知事にもう一度お伺いしたいんですけど、未利用エネルギー対策室というような、名前はいろいろこれから考えていただきたいと思いますが、そういうものをぜひもう一度御検討されることを、その件に対してもう一度お伺いしたいと思います。

(田川亮三知事)

先ほど、若干触れましたけれども、現在幸い協議会の中で検討をさせております。したがって、これからの課題ということで、この御意向を踏まえて対処をさせてまいりたい、こういうふうと考えております。

○平成 5 年第 1 回定例会（平成 5 年 3 月 4 日）

(津田勉議員)

自治省財政局長の私的諮問機関である地球エネルギー事業推進に関する調査研究会の報告書であるごみ焼却発電推進に沿う形で、平成 7 年度実現を目指してごみ発電事業の調査研究に取り組むと聞いておりますが、その制度、内容、方針についてもお聞かせください。

(田川亮三知事)

次に、廃棄物発電の問題でございます。

平成 5 年度に調査研究の予定で企業庁が取り組むことにいたしておりますけれども、この廃棄物発電事業の仕組みは、ごみ焼却余熱を直接利用しておる従来型のものではなくて、ごみ発電と言われておりますけれども、それではなくて、市町村の廃棄物処理事業としてのごみの固形燃料化処理を前提にいたしまして、これを量的に広域的に集めてまいります。そして、それを専焼施設で焼いたしまして、安定的な高効率の発電を行うと、こういうシステムにしておりますので、この県営の発電事業というものを基幹事業として、市町村との共同による新たな廃棄物のリサイクルシステム、こういうことを目指しております。

しかし、現在のこの構想では、果たして専焼施設、県が受け持って採算性に乘ってくるかどうか、あるいは充電の価格をどのくらいで引き取ってもらえるだろうか、全く不明でございますので、これらの点を含めてまず調査に取りかかりたい。

幸い、国の段階でも、自治省におきましては若干方法は異なっておりますけれども、ス

ーパーごみ発電という事業化の枠組みと、これに対する起債措置というものを講ずるといふふうになっておりますし、また通産省におきましても、環境調和型エネルギーコミュニティーという整備促進のモデル事業ということで、廃棄物の固形燃料の利用施設、これを補助対象にしようと、こんなことを検討しております。したがって、徐々に事業化への環境も整いつつございますので、この実現可能性の調査をもとにして、さらに問題点を抽出し、国と十分連携をとりながら行財政支援措置というものの創設等も図ってまいりたいというふうにいたしておりますので、ぜひ御理解と御協力をいただきたいと思っております。

○平成 5 年第 2 回定例会（平成 5 年 6 月 16 日）

(藤田正美議員)

質問に先立ちまして、さきの企業庁によるごみ発電事業における固形燃料への取り組みが、地球規模での環境保全という流れに沿い、三重県独自のものとして、他の都道府県に先駆け実現化へ向けてスタートされましたことは、県の執行部の前向きな取り組みと御努力に敬意を表しますとともに、今後とも常に行政の最先端を進まれますことを、心よりお願いを申し上げます。

さて、県会の場に立って私も丸 2 年が経過し、その間、また特に、最近では地元の人と懇談会など、地域住民の方々との会合を持ってまいりますと、度々会郡という、すばらしいながらも、過疎化であるとか、また高齢化であるとか、深刻な悩みを持つ地域的な問題を、より一層感じる機会が多くなりました。これは国全体が抱かえる東京への一極集中、その反作用としての地方の過疎化、高齢化、また少子社会の実現化など、日本全体にとっても非常に重要な問題であり、もちろん我が三重県といたしましても、一刻の猶予もならない問題として、今盛んに論議されているところでございます。

私の今回の質問は、そういう観点の中から、地元地域の抱かえる諸問題も含み、活性化をテーマとして、三重県独自の活性化に向けての基本姿勢について取り上げてみたいと思っております。

さきのごみ発電の際も、もともとは各市町村の固有事業であったものを、ごみイコールエネルギーであるという発想転換をしていただくことによって、県としてなし得たものでございます。この時代のニーズと発想の転換ということは、この県の活性化に当たっても、執行部の英知を真に発揮する上においても、ぜひ心がけていただきたいと思っております。

(田川亮三知事)

ただいまの藤田議員の御質問に、逐次私の所見も織り込みながらお答えを申し上げますと存じております。

三重県独自の活性化の基本方針と、こういうことでございますので、勢いお尋ねが広範囲であったり、ユニークな御発想をお聞かせいただいたわけでございます。まさに時代が

変革期に入っておりますから、当然、ユニークな発想が出てくること、これを私どもも大きく期待をいたしております。

前には、ごみ発電について大変高く御評価をいただきましたが、重ねてごみ発電問題、実は企業庁、積極的に対処をする姿勢をとってまいりましたのが、国の段階でもこの問題を取り上げていただけるようになってまいりました。したがって、単なる一企業庁における調査事業ということばかりではなくて、まさに御指摘のように、ごみ即エネルギーと、こういう方向に徐々に動きつつありますこと、大変御同慶の至りでございます。

○平成5年第4回定例会 決算特別委員会討論（平成5年12月21日）

（落合郁夫議員）

続いて水道事業、工業用水道事業、電気事業については、反対理由をさておき、企業庁の進める事業に対し、1点要望をつけ加えることをお許しいただきたいと思えます。

企業庁の手がけてきた事業が縮小していくことを見込んで、駐車場経営とか、リゾート事業とか、中にはゴルフ場経営などの提案も聞きましたが、いずれも実現性のないものばかりであります。これらの検討の必要はありませんが、既に計画の進む、ごみ発電については一言触れておきたいと存じます。

本来は、いかにきものにするかで腐心するはずのごみであります。その再利用を図り、しかも熱源として発電に役立てるという計画については、注目を集めてきました。

ただ、その発想が生かされて全国トップのこの事業が成功するには解決しなければならぬ多くの問題があります。私は成功を願いつつも、特に市や町がその対応に苦慮している実態は、ぜひ協力しながら解決していかなければならないものと考えます。

既に、小規模ながら稼働しているお隣の榛原町などは、徹底した分別収集が一つのかぎだと答えています。その例に照らすなら、県下の市町村の分別収集はそれなりに進んでいます。ここに到達するには、自治体職員を初め、多くの住民の並々ならぬ努力がありました。

今、市町村を督励しての指導は熱心であります。かといって、県が求める段階まではかなりの隔たりがあります。この中であって、県からは分別収集の強要や押しつけと受けとめる市や町が多く、一体どうなるだろうというまじめな声聞かれます。現に県下でも最も進んでいると目される自治体の分別収集でも、その程度では発電原料の基準に及ばず、受け入れ拒否となってしまいます。

要は、企業庁、保健環境部、市町村がばらばらの状態から抜け出して、このごみ発電を初めとするリサイクル運動、ごみ行政の効率的な推進を一体となって図らなければなりません。その時期であるだけに、あえて要望を申し述べた次第であります。

○平成5年第4回定例会 委員会報告（平成5年12月21日）

（田中覚商工労働企業常任委員長）

また、このたび企業庁が行おうとしておりますごみ発電構想は、地域未利用エネルギー活用の一つとして、また世界的にも問題となっている地球環境の保全に寄与するものとして時宜を得たものであり、その重要性を十分に認識するものであります。

特にこの構想は、企業庁の発電事業のみでなく、市町村の一般廃棄物行政、県の環境行政、地域振興等広範囲な分野にかかわる大きなプロジェクトであると考えるところであります。

よって、当局においては、経済の構造的変化に対応できる体制の強化を図るとともに、これらの施策の実施やごみ発電構想の実現等に当たっては、各部局が協調し、格段の努力を払われるよう強く要望するものであります。

○平成6年第1回定例会（平成6年3月4日）

（岩名秀樹議員）

次に、ごみ発電についてお尋ねをいたします。

企業庁は新年度予算において、ごみ発電に関する調査費2億6800万3000円を計上、また、環境局でもこの発電構想を踏まえ、市町村のごみペレット化への転換を検討するため8359万8000円が予算化されていますが、私はごみ発電の是非について私見を申し上げ、この事業について再考をお願いしたいと思います。

平成10年運転開始を目的に計画されているごみ発電は、毎日県民が排出する生ごみを含む可燃性の家庭ごみを市町村にペレット化させ、県内の4地点で企業庁がこれを発電燃料にしようとするものであります。いわば水力発電によって利益を上げている企業庁が、今市町村の厄介者と言われているごみ問題に着目し、リサイクルにより、さらなる売電利益を得ようとするこの発想は評価をするものであります。市町村の固有義務であるごみ問題は、長年にわたり市町村が試行錯誤を繰り返しながら、大変な費用と労力をかけてきた懸案の仕事であります。現在、市町村が全面的に関与している一般廃棄物に県がかかわることは心配な面も大変多く、特に県の環境局の責任で実施されるのであれば、話も少しは変わってくるのですか、公営企業体である企業庁が、事業採算を考えながら実施することには賛成できかねるのであります。

売電するという事業である以上、極めて厳しいペレットの規格が求められるのは当然です。市町村でのペレット化の過程で、ペレットのカロリーや混入物へのクレームや注文がついてくれば、市町村は、今までのごみ処理以上の苦労が要求されてくるのは当然であります。ごみ戦争と言われるほど、このごみ問題は大きな行政課題ではありますが、ここでごみ発電という大きな綱をかぶせることによって、ごみ問題を固定化してしまうならば、一つ間違えば市町村を混乱させ、今後の技術革新や、ごみの量や質の変化に対応できない

危険性をはらんでいるように思います。

以下、私の反対の理由について述べてみたいと思います。

まず1番目は、分別収集が不徹底な我が国の現状でエネルギーのリサイクルを考えた場合、一たん収集したごみを分別し、エネルギーや添加剤を加えて燃料化するということは、それ自体莫大なエネルギーを必要とし、たとえ発電でエネルギーが回収されたとしても、ペレット化に使ったエネルギーを補うにすぎません。この点では、従来のように単に収集し、焼却して発電する方が、エネルギーのリサイクルという視点から見ればすぐれていると言えます。経済的に考えても、ペレット化に要するコストは、売電のコストに見合うものではないと思います。またそのことに加え、先ほども申し上げましたとおり、市町村の苦労ははかり知れないものがあります。

2番目の理由として、社会問題としてごみをとらえた場合、家庭から出るごみは極力少なくし、徹底した分別をし、再利用できるごみは資源として活用をし、残ったごみだけを出すという、住民や行政の意識改革が唯一最良の方法であり、ごみの固化は、このような世界の流れに反し、住民のごみに対する意識の停滞を招くものであります。なぜならば、ごみが家庭から出る際に完全に分別をされているならば、可燃物はペレット化するまでもなく、それ自体が既に高いエネルギーを持った原料になっているからであります。また、日本のごみは世界中で一番プラスチックの割合が高いと言われており、言いかえれば、世界一エネルギー価の高いごみ燃料資源を我々は持っていることになります。

3番目の理由として、環境汚染問題です。

ごみの固形燃料化工程では強い臭気を発生し、焼却に当たっては添加剤が加わるため、有害物質の発生が一層助長される危険があると聞いております。

4番目は、発電施設の巨大化に伴い、建設コストの増大、広域からのペレット収集による運搬費の増高や交通渋滞、処理施設付近の住民の反対、さらに用地確保の困難さ等々、このような県単位の広域ごみ処理システムは、時代に逆行していると言わざるを得ません。

最後に申し上げたいことは、今日、生ごみは貴重な農業肥料として活用される時代を迎えており、四日市でも、有効微生物群EM菌による発酵分解によって、生ごみが立派な肥料となり、花づくりや自家菜園の野菜づくりに生かされています。岐阜県の可児市でもこの手法をごみ行政に取り入れ、減量化が進み、生ごみが15%も減量されたということが報告をされており、今後、生ごみの減量化も、さまざまな方法で市町村が工夫をしていくものと思われるのであります。こうした状況の中で、ごみ発電は一考を要することを申し上げ、再考を促すものであります。企業庁長の御所見をお伺いしたいと思います。

(知事職務代理者副知事尾崎彪夫)

ごみ発電につきましては、ごみ戦争とまで言われておりますごみ対策として、今日の課題として取り組もうといたしておるものでございます。もちろん、これからクリアしなければならぬ問題も多くございますし、企業庁の押しつけで進めるものであってはなりま

せん。何よりも市町村と一体となって、市町村の理解、協力が大前提でございます。

岩名議員から御高見をちょうだいいたしました。具体的には企業庁長からお答え申し上げたいと存じます。

(水原恒士企業庁長)

RDFに関しまして御質問がありましたので、お答えいたします。

御指摘のようにRDFにつきましては新しい課題でありまして、種々の問題があるということは、我々は十分承知しております。現状の企業庁の考え方につきましてお答えしたいと思います。

まず、ごみ減量化再利用促進の思想の中で、それと矛盾するんじゃないかというような御指摘でございます。私どもの考えを申し上げますと、この減量化再利用促進対策というのは、三つの柱があるんじゃないかと思えます。一つは、まず、包装、容器の簡素化あるいは厨芥類の堆肥化といったような、いわゆるごみの減量対策、これが一つでありますし、第2番目は、古紙や鉄くず等を分別いたしまして、それを再利用するという方法。それからもう一つは、残った可燃ごみを熱エネルギーに回収いたしまして有効活用する方法と、この三つがあるかと思えます。

私どもが取り上げようとしておりますのは、この第3点でございまして、熱エネルギーとして活用するために、RDFをいわゆる固形燃料にいたしまして、それを発電の燃料にしたいということでございます。

御指摘のように、確かにいろいろな対策、減量化することによって可燃ごみが減ってくるんじゃないかというような考えは、当然起こり得るわけでございまして、私どもとしましては、これらの対策と並行してRDF発電というものを考えていかなくちやならないと思っております。当然その減量する分についてもカウントしなくちやいけない。あるいは当然増量が予測されますところの下水道汚泥についても、我々は今後推計をしながら、その基本設計の中で発電所の規模等を考えていかなくちやいけないと思っております。いずれにしましても、廃棄物処理の方向にそごを来すことのないように考えてまいりたいと思っております。

それから、具体的にペレット化することによって、かえってエネルギーが必要じゃないかというふうなことでございます。私どももそれも心配いたしまして、いろいろフィージビリティスタディーを行ったわけでございますが、現状を調べた限りにおきましては、ペレット化に要するエネルギーが27%、いわゆる発生電力量の27%ですというような調査結果になっております。

それから、県の環境行政との関連性についてでございますが、御指摘のように、一般廃棄物処理行政は市町村の固有事務でありまして、本構想には市町村の協力がまず前提でございます。このため、各市町村のごみ処理行政を所管する関係部局におきまして、ごみ燃料化システム導入調査を平成6年度に行おうとしております。この調査は、市町村の現状

や意向を十分に反映した内容になると聞き及んでおります。企業庁の構想の事業化につきましては、この調査結果を踏まえまして、また、市町村の参画を得て着手すべきであると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、公害問題についての御懸念がございました。

近年、地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境規模での環境問題が大きな課題となっております。この解決のためには、国はもとより、地方公共団体におきましても、環境保全への具体的な取り組みが強く求められております。RDF発電の固形燃料化は、固形化の過程で石灰等を添加剤として加えますために、従来の焼却施設に比べまして、塩化水素や硫化酸化物の排出濃度を大きく低減するというようになっておりますし、窒素酸化物につきましても、現状に比べて低減ができるというようなF Sの結果となっております。そういう意味から、地球の環境保全に寄与するものと考えておきまして、企業庁の発想はこれが大きな基礎になっておるわけでございます。

それから、RDFを大量集積いたしますから、当然、発電所の立地場所周辺に輸送車両等が集中して、交通障害が起こるんじゃないかというような御指摘は、そのとおりでありまして、当然、立地場所におきまして、いろいろなアクセス処理等々の効率的な輸送体制にも十分に配慮していく必要があると思っております。

それから、EMボカシについてありましたが、確かに、これも一つのごみ減量化の一環でありまして、非常に私ども評価しておりますが、こういうものと並行しながら、RDF発電をやりたいという発想でございますので、御理解を賜りたいと思います。

御指摘のようにいろいろな問題があります。しかし、これらを十分解決していきながら計画を進めていきたいと、企業庁としては思っているわけでございます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

(岩名秀樹議員)

皆さん大変御親切に御答弁をいただくものですから、時間がほとんどございませぬ。

財政問題は了といたしますし、一つだけ申し上げたいのは、ごみ発電であります。

全国的にまだこういうことが取り上げられていないわけですから、余り前例がないわけですから、大変難しい問題だと思っております。しかし、我々の足元にこれとよく似たことがございました。ここにパンフレットがありますけれども、朝日町と川越町の一部事務組合で、やはり固形燃料化をやったことがございます。これは約9億円ほどのお金をかけてつくったんですが、2年使って、そのまま雨ざらしになっております。これは大変なことでありますが、こういうこともよく勉強してもらいたいと思うんですが、これは固形燃料にしたんですが、エネルギーが足りなくて、火力が少なくて使い物にならなかった。

その次がコンポスト、いわゆる土の方は堆肥にしようとしてやったわけですが、ガラスのかけらとか、いろんなものが入っていて、田んぼや畑に使えない、こういう問題があった。また、再生鉄というのがあったんですが、これも結局は全部ごみとして処分をしたと、

いずれもですね。こういう結果がありますので、十分慎重にこの問題は取り組んでいただかないと大変な問題になります。

それから、先ほども申しましたように、市町村との連携が一番大事だと思いますし、もしこれが万が一失敗するようなことがあれば、三重県じゅうの市町村のごみというものは大混乱を起こすわけでありますから、十二分に慎重に図っていただきたいと思います。

それから、市町村で聞いてみますと、3億5000万円も予算が今回ついておりますけれども、市町村段階での説明が過去に2回行われただけで、それも末端の行政官が出てきて話を聞いたという程度。これはやはりもう少し……

十分な説明を市町村にやってもらいたいと思います。

もう時間がないので要望にとどめまして、これで終わります。

(伊藤正則君)

午前中の岩名議員のごみ発電について、関連を申し上げたいと思います。

実は今、私の住んでおる桑名市並びに桑名郡、東員町を合わせて広域清掃事務組合がござります。もうできてから二十数年有余たっていると思います。したがって、その区域の中の家庭から出るごみを一切処理をいたしておるわけでございます。

聞くところによりますと、2年ほど前に、先ほど岩名議員さんが言われたように、県において固形燃料にして発電をするという話があり、もう3年ほど前から、老朽化のために新しく焼却場をつくらうと、こういう組合の議決までもしておるわけでございます。ところが、そういう問題がありまして一時とんぎをいたしております。早く言えば、二重投資はもったいないんやと、こういうことでございます。したがって、これについての、きょう岩名議員に対する企業庁長からの答弁がございました。それについて質問をいたしたいと思うわけでございます。

というのは、そういうような事柄でございますので、その後、組合とのどのような話し合いをしておるのか。これからごみ発電がこういうような形になるから、ひとつ市とも協力してもらいたいと、こういうような話になっておるんかどうか、これをひとつ聞きたいと、こう思うわけでございます。

あわせて、その場合に、固形燃料にする場合に、どこであの大量のごみを処理するのか、固形にするんか。これが構想があったら聞かせてもらいたい、こう思うわけでございます。

以上が大体の質問の内容でございますが、肝心なのは、これからどうやっていくんだと、もう一遍、広域清掃に設計をやってくれと、こういうような形になるんか。実は、先ほど申し上げましたように、基礎設計まで一時やったことがあります。もう一度そういうことで、広域清掃事務所単独にひとつ焼却場をつくるような話になっていくんかどうか、これもあわせてお聞きいたしたいと思っております。

以上、3点ほど聞かせていただきたいと思いますと思うわけでございます。

(川邊憲三理事兼環境局長)

ごみの発電の関連で御質問いただきましたが、桑名市の広域組合、御承知のように桑名、それから多度、長島、木曾岬、員弁、東員、6市町で、先生の御指摘のとおり、桑名の広域の一部事務組合を、処理場は東員町で行われておるといふ現状でございます。

現在の施設は、54年8月に100トン2基ということで稼働しておりまして、正しい数値ではないかもわからぬですが、私どもの承知しておりますのに、1日120トンの量のごみを処理しておるといふふう聞いております。

今後の計画としては、さらに100トン3基ぐらいといふふうな計画をされてみえるかと思いますが、まだ調整中だろうと思っております。平成4年度に基本構想を立てまして、5年度、6年度において、現在市町村の場合、一般廃棄物の処理基本計画というのをつくる必要がありますので、これを現在調整中といふふう聞いております。また、アセスにつきましては、5年度で現況調査だけは行ったということで、来年度は地質調査をやるというふうに伺っております。建設場所は、同じ場所でやりたいということございまして、この関係で来年度については検討の上、どちらでいくかという検討をやりたいといふふうなお話を伺っております。

これまで市町村にどうアプローチと申しますか、桑名市に対してしてきたかと思えますと、昨年6月、市町村に清掃協議会というのがございまして、市町村清掃協議会の方と、あるいはその幹事会といろいろ折衝をいたしましたところでございます。第1回が昨年6月、第2回が昨年8月、第3回が10月ということで検討会を持っております。これは、企業庁と私どもと同じ出席しましてやっておりますところでございます。さらに昨年11月に、北勢ブロックの研修会でいろいろ説明をさせていただき、去る2月25日に、近々に改修改築される施設をお持ちの市町村団体につきまして説明をさせていただいたところでございます。

私ども環境といたしましては、この固形化をするということにつきましては、いわゆる環境保全の立場ということを考え、そして増加するごみに対処していくという考え方のもとに固形化をしていただいて、それを企業庁の方で発電処理していただくこと、こういうふうな考え方でございまして、来年度4100万円ほどの予算を計上させていただいておりますが、この中では、基礎調査、そして応用調査。中身といたしましては、いわゆる先ほど岩名先生の方から御指摘がありましたRDFの質の問題、あるいは量の問題であるとか、あるいは処理体制、分別体制をどこまですべきか、あるいはそのものの輸送体制であるとか、あるいは労働条件のかかわりと、それと、もちろん技術的な診断、それから法上の問題、あるいはコストの問題、当然、御指摘ありました朝日、川越のクリーンセンターのことも踏まえてやってまいりたい。各市町村ごとのシミュレーションを行ってまいりたいといふふう考えておりますし、また、既に先発しております滋賀県の湖東であるとか、あるいは富山県の礪波の組合、あるいは奈良県の榛原、あるいは大分県の津久見と、そういった固形化の施設につきまして十分その調査をしながら、市町村の方々に、同時にその調

査の中へ入っていただいて、そして企業庁ともどもそういった調査をしてまいって、その中で、市町村に大局的な見地を立てて御判断いただこうと、こういうふう考えておるところでございます。

○平成6年第3回定例会（平成6年9月21日）

(岩倉敏治議員)

第2点は、廃棄物発電計画についてであります。

県企業庁は、資源再利用の側面から、全国でも初めての、家庭ごみを固形化して燃焼させ、発電するRDF発電、すなわち、廃棄物固形燃料発電を計画し、平成5年度より調査研究を始めてきたわけであります。

ここに来て、新聞などでの報道が先日来、幾つかございました。そういう中から何点かについて、当局の考え方をお伺いしたいといふふうに思います。

ただ、私は、一昨日、水谷俊郎議員の質問にございましたような、県の電源開発政策とは直接関連するものではなく、ここでは、ごみ発電に絞っての質問とさせていただきます。

RDF発電計画は、資源・エネルギー対策という意味で大変関心があります。今日では国際的にも重要な課題となっている地球温暖化環境問題に視点を据え、地域未利用エネルギーの有効利用を図るべく、社会的要請も高まりつつある廃棄物の焼却余熱を活用した発電事業、いわゆるごみ発電の発想には、大きな期待と、同時に不安もあるといふふうに思います。

ところで、先般の新聞報道によりますと、既に発電所の建設計画として、95年度に造成に着手し、96年度に本格着工、98年度に稼働させるとあります。既に建設予定地も、津市に、安芸郡河芸町に近いところに、約500ヘクタールを造成し、中勢北部サイエンスシティーの計画地内、もしくはその周辺とありました。9月14日付の新聞、さらに18日付の新聞等でも報道されておりましたが、当該自治体が勉強会を開催し、その中で指摘されておりますように、「まず発電所ありき」ではなく、地域住民の納得と理解が必要と考えるわけであります。

そこで、項目的には、次の5点について、十分配慮をお願いしながら、見解を伺いたい。これらにつきましても、既に新聞等で発表がございましたが、一つは、ごみ発電の事業内容の規模そのものであります。二つは、ごみ収集地域と量の問題であります。三つは、立地場所、住宅地域に隣接をしていないのかどうか。四つは、環境汚染に問題はないか。五つは、温排水問題、いわゆる地域の水源などに影響はないかということですが、このほかにも、専門的な視点での御検討をくれぐれもお願いするところあります。

いま一つは、その前段の、家庭ごみから固形燃料をつくる作業を市町村が受け持ち、まず収集した紙類や生ごみなどを乾燥させて細かく砕き、石灰などを加えて親指大に圧縮、成型し、固形燃料、ペレットをつくとあります。

市町村はこの固形燃料をトラックで発電所へ運ぶ。したがって、焼却処分とは違って、市町村では煙公害というものはないということですが、自治体や広域組合の14団体には、焼却炉の建てかえ時期に、あわせて固形化施設への転換を要請するというふうにあるわけでありす。

しからは、その経費負担の問題や採算性、さらには自治体の、小さな規模によっては、そのこと自体が大変難しい、ごみの分類等も含めまして大変難しいというふうにもお聞きしております。これら市町村の意向や要望も十分聞く場を設けていただくこと昼当然であります。慎重な対応をしていただきたい、これらについての当局の見解をお伺いしたいと思ひます。

(田川亮三知事)

次に、廃棄物発電計画、いわゆるRDFの問題については企業庁長等からも御答弁申し上げますけれども、この問題は、もともとこのごみ処理ということが非常に最近大きな課題になってまいりました。したがって、本来、市町村がこのごみ処理に対してこういう発想を持って、それを広域的に処理するという際に、県の段階でこういう形のをと、こういう形になってくるのが、私は、本来の姿ではないかなというふうに思っております。

したがって、そういう意味で、何かトップダウン的にこれを市町村に押しつけているというふうに言われておりますけれども、本来、ごみ処理は市町村の固有の事務でありますから、当然、ちょうど今、この切りかえ期に来ておる、このごみ処理の施設整備をする際に、そういう方向でやっていく、こういうことが大事であります。

したがって、そういう意味では、まだこの発電所問題は、そういう意味で問題がないとも言い切れませんけれども、しかし、やはりこの方向というものは、私どもとしては一つのごみ処理の方途というふうに考えております。したがって、どちらかという問題があることは事実でございますので、市町村とさらに連携をとって対応をしてまいりたい。

(川邊憲三理事兼環境局長)

二つ目のRDF発電の関係でございますが、先生御指摘のとおり、最近のその地球環境問題、あるいは地球資源の保全、こういう観点からしますと、今後は廃棄物の循環という、廃棄物行政の柱として据えていかなきゃならぬというふうにも私ども考えておるわけですが、こういった観点から、厚生省におきましても、単に燃やして埋める処理といったことから、リサイクル、あるいは熱エネルギーの利用を徹底して行います廃棄物循環型処理、こういったものへの移行ということを打ち出されまして、特に余熱利用等の何らかの循環型の処理でない、原則として国庫補助の対象にしないといったような意向も示しております。

一方、市町村の焼却炉は最近、40年代につくられたもの、あるいは50年代の初めということでございまして、更新期を迎えております。これらの施設、排出されますばい煙等の

問題、あるいは地元の忌避感ということで、非常に更新、あるいは立地が難しくなってきたおるといふような現状でございます。

こういったことから、私どもといたしまして、燃やさずに固形燃料化して、そして発電に利用するといった、今回のRDF発電でございますけれども、これが問題解決の一つの手段というふうに考えております。

環境局といたしましても、ごみの燃料化システム導入調査というのを現在実施しております。これは市町村ともども、ごみ固形燃料化施設の導入の可能性について調査検討を行っておるものでございまして、その内容につきましては、県下の市町村のごみ処理の実態を調査いたしました上で、ごみ処理体制への影響、あるいはごみ固形燃料化技術の評価、建設費あるいは維持管理費等の比較、さらには輸送体制のあり方等につきまして検討を加えておるところでございます。

調査の構成といたしましては、学識経験者と県下の主要市町村の代表で構成します検討委員会、そしてその下部組織で、いわゆる焼却炉の更新を迎えております14市町村の一部事務組合と企業庁、そして県民局を入れました連絡部会、そして14市町村の中でも、早急に建てかえが必要といった7市町村につきまして、シミュレーション調査と、それぞれ規模に応じたシミュレーション調査部会を設置いたしまして、それぞれの場で調査検討を行っておりまして、急ぐ市町村がございますので、10月末を目途として中間報告書をいただくというふうな考え方で考えております。

先生御指摘のスケールメリット等ございますが、これはシミュレーション調査の中で、その検討結果を出してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、市町村の今後のごみ、これの処理体系を構築していくために早期に必要なだということございまして、この調査の結果で市町村の判断材料というものを早急に提出いたしたいというふうに考えておりますので、市町村ともども、この調査に邁進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(水原恒士企業庁長)

廃棄物発電計画につきまして、知事答弁を補足させていただきます。

RDF発電事業は、市町村が行っておりますごみの減量化、再資源化、リサイクルの取り組み等が行われておりますが、なお残ってまいります可燃物を固形化したしまして、これを燃料にいたしまして発電しようとするものでございまして、地球環境に優しい手法で、エネルギーとして有効利用しようとするものでございます。

そしてこれは、市町村の一般廃棄物処理行政が直面しております諸課題の解決の方策の一つであるということをご構想いたしまして提案したものでございまして、企業庁では平成5年からこの調査を実施いたしております。

この調査におきまして、平成10年前後に焼却施設が更新を迎える14団体がRDF化施設にされることを前提といたしまして、発電出力、焼却施設との比較、環境負荷低減効果、概算事業費等々、事業化への諸課題を検討しております。

規模ですが、日量約500トンから600トンを想定いたしまして、発電出力は約2万9000キロワットを予定しております。なお、先ほど環境理事が申しあげましたように、ごみ燃料化システム導入調査事業の中で、市町村と協議をしながら、最終的にはその量が決まっておりますが、発電所の規模につきましては、この基本設計においてそれを反映させたいと思っております。

それから、環境への影響でございますが、RDF発電事業の環境への影響につきましては、通産省の資源エネルギー庁傘下である新エネルギー産業技術総合開発機構、通称NEDOと申しておりますが、そこから5年、6年と2カ年にわたりまして調査委託を受けまして、現在種々調査を行っているところでございます。

その中で、受託をいたしております中で、学識経験者と自治省、中部通産局の行政機関、事業関係者によります委員会を構成しまして、RDFの燃焼特性、ボイラーとの適合性等の燃焼試験をもとに、RDF発電システムの技術的、経済的諸課題等について検討してきたところであります。

その結果、第1番目に、RDF製造プロセスの中で、カルシウムを添加いたしますが、その脱塩効果によりまして塩化水素が非常に発生量が抑えられる、10分の1以下に抑えられるという結果になっておりますし、

なお、さらに脱硫効果がありまして、SO_xがほとんど発生しない。それから、NO_xについても発生が抑制される。一番問題のダイオキシンにつきましては、これはもう極めて非常に少ない数値になっております。厚生省が目標値として置いております数値の半分以下であるということで、極めて大きな効果をあらわしております。

さらに、炭酸ガスの抑制につながるということが言われておまして、先ほど先生が申されましたように、地球温暖化の原因であります炭酸ガスの抑制、これはまさに世界的、日本的な課題でありまして、これに大いに寄与するということでございます。なお、本年度さらに詳細調査を進めておるところでございます。

それから、排水についてどうかということでございますが、排水温度は大体、日量700リッターから1000リッターでございまして、28度から32度でございます。これは減温池で温度を落として排水いたしますので、問題はございません。

それから、立地に際しての影響でございますが、環境アセスにおいて最終的には報告されるわけでございますが、先ほど申しあげましたように、環境負荷は非常に高いということでございます。

いずれにいたしましても、地域の市町村等の御理解、御協力が必要でございまして、十分地域の方々と御意見を交わしながら、御意見を拝聴しながら、的確に事業化の条件整備に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○平成6年第4回定例会（平成6年12月9日）

（藤田正美議員）

次に、RDF構想に関しての件でございますが、私は、約4年前、選挙に臨む際、環境と調和した文化的な営みのできる都市空間ということで、「エコロポリス」という造語をつくり、その思いで県政に全力投球してまいりました。環境問題が世界的規模で叫ばれている今日、本当に必要であると感じたからでございます。

以前の私のごみ発電に関する質問も、そういう思いのあらわれとして提案させていただきました。当局におかれましては、いち早くこのごみ発電事業に取り組み、また、企業庁の方では、さらにRDF構想にまでレベルアップし、我が三重県が全国で初のRDF構想として、最先端の口火を切ることができたことを県民の一人として大変誇りに思っております。

このRDFは環境問題としても、また、県の独自性という面からも、本当にすばらしいものであります。国もそれを認め、通産省、資源エネルギー庁の新しいエネルギー計画の3本柱の一つにも取り上げられたのも納得のいくことだと思います。

しかし、残念なことですが、新聞報道によりましても、県の正当な理念がまだまどうまく伝わらず、その計画が若干おくられているようでございます。県内の既存の焼却炉の建てかえ時期のこともありますし、環境問題はどれも一刻の猶予もないほどに深刻化してきているものと考え合わせまして、二、三質問をさせていただきたいと思っております。

まず、企業庁長へお伺いをいたしたいと思っております。

時折出てくる新聞報道によりましても、環境保全という大きな視点から見て、この夢のある計画が少し足踏み状態になってしまっているような感じがいたします。事の経過が新聞だけでは私も完全には把握できませんので、その点少し御説明いただくと同時に、今後の取り組み方針についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

また、あわせて、ごみのデパートという発言もありますように、ダイオキシンの問題などに関しましても、具体的な数字などがありましたら、一緒をお願いをいたしたいと思っております。

次に、ごみというのは、本来出した地域が責任を持って処理するのが基本でございます。しかし、RDFの場合は、処理するというより、むしろ地元で出したごみを地元の人がエネルギーとして利用できるという大きな発想の転換が最も大事でございます。なぜなら、これはごみではなく、今までは気づかなかっただけで、実は効率のよい燃料として生まれ変わった新しいエネルギーの一つだからでございます。これが基本であり、このエネルギー源をつくり出した産地がまず有用活用して、それでも余った分であるとか、また、さらにもっと電気にまで有効利用しようというときの受け皿がRDF構想であるという世論を

つくり上げるべきではなかったかと思えます。

例えば、電気まではいかなくとも、地域で出たごみ、その地域でエネルギーとしてフルに活用してもらえるという構想を前面に押し出す必要があったのではないのでしょうか。なぜなら、住民のコンセンサスを得るためには、ただごみで発電をするという説明では何ら具体的ではなく、例えば、その町で苦勞されたお年寄りの方々が、老人施設の温泉でゆっくり体を休めるエネルギーにするとか、スポーツ施設や体育館の照明や冷暖房に使いますとか、その地域の学校や図書館などの電気に利用することができますなど、その地域に合った具体例を示すことが必要であり、ごみの分別から始まって、自分たちが出したごみを高度加工することによって、その焼却熱を自分たちのまちづくりに役立てる。しかし、それ以上出るエネルギーは、電気に変えて売電することにより、さらに地元に戻す。また、環境に大きく貢献するという大きな意義をわかってもらわないと、何も割高になるような施設を建てる意味をなし得ません。

また、県全体といたしましても、その延長線上に、ごみから資源へというエコサイクル的な構想を今後進めていくに当たって、住民をその気にさせるという観点からも、住民の皆さんが、RDF構想が実現したらこの地域にこんなメリットがあるんだということがはっきりと打ち出されていないと、この構想自体の全体像が想像しにくいのではないのでしょうか。

企業庁の方々においては、大変御努力をいただきましたが、やはり日本初ということもありまして、御苦勞も多かったことだと思います。しかし、結果として、その思いが地域に十分に伝わらなかったのではないかと強く思う次第でございます。

RDFという環境問題をも考慮に入れたエネルギーの問題の改善策として、最先端のすばらしい構想を県として打ち出したわけですし、たとえその担当が企業庁であるといえども、広い分野の問題であり、さらに、三重県だけの問題で終わるほど小さな課題ではありません。国からの評価も高く、また、他の地方自治体も、この成否の動向を必ず注目いたしております。

それにこたえるためにも、全庁的にバックアップ体制をとる意義は十分あると思えますし、田川知事も間もなく後任に後を託される決意をされましたが、特に私は、この問題は三重県の将来に大きくかかわってまいりますし、ぜひ田川知事が御在職中にその方向性だけでもつけていただきたいという思いが強くなりますので、御所見をお伺いしたいと思えます。

最後に、RDFに限ったことではありませんが、地方の時代と言われる昨今に当たっては、各都道府県は、その力を発揮していくためにも、また、今後こういう広域での施策もどんどんふえてくるでしょうし、その構成市町村の一致団結を得るべく、強力なリーダーシップをとっていくことがますます重要になってまいります。このRDF構想自体でも、地元自治体との十分なコミュニケーションをとりながら、いかに地域に対し強力なリーダーシップをとるかが成功へのかぎを握るものと考えますが、知事のお考えをお聞かせいた

だきたいと思えます。

(川邊憲三理事兼環境局長)

RDF発電関係について御答弁させていただきます。

最近、都市化の進展、あるいは生活様式の多様化ということで、いわゆる大量生産、大量消費、そして大量廃棄ということから、ごみがどんどん増加の一途をたどっておるということでございまして、一方では、都市化の進展と同じく住民のコンセンサスが得にくいということで、廃棄物処理施設の立地場所が困難というふうな状況がございます。

本県ではこれまで、まずは排出を抑制するというふうな観点で取り組んできたわけですが、排出されたものは極力、そして再生利用、あるいは資源等のリサイクルを図るということで、重点を置いてきたわけですが、市町村におきましても、分別収集、あるいはごみ袋の有料化等の排出抑制、あるいはコンポストとか発酵菌を利用した処理、堆肥化と、こういった資源化施策を実施しておりますが、それを行った後でも、どうしても相当量のごみが残る。これにつきまして市町村では焼却処分を行っておるところでございまして、こういった問題が、地球資源あるいは地球環境の点からも、さらに効率的な活用を図る必要があると、環境と共生の時代に入っております。

したがって、国におきましても、厚生省におきましては、単に燃やして埋める処理から廃棄物循環型の処理を目指した方針を打ち出しておりますし、また、通産省におきましては、高効率の廃棄物発電等を念頭に置いた新エネルギー大綱の策定を検討しています。また、自治省では、廃棄物発電における県と市町村との役割等を検討いたします地域エネルギー等の事業推進に関する調査研究会、こういったものを発足させて、いわゆる国の方でも、廃棄物処理に密接した施策の展開を図る動きがございます。

こういった背景を持ちまして、今後の廃棄物処理行政のとるべき一つの有効な手段という考え方で、RDF発電を構想しておるところでございまして、私どもの方としても検討をいたしておるところでございます。先生御指摘いただきました製造したRDFにつきまして、地域内で独自利用と。具体的には、温水プール、あるいはスポーツセンター、または社会福祉施設の給湯、温室等への熱源と、こういった利用につきましては、いわゆるRDFが持ちます保管性、あるいは移動性、無臭性、高カロリー性等の利点を生かした利用ということで、私どものごみ燃料化システム導入調査を現在実施しておりますが、この中のシミュレーション部会でも、個々の市町村の実情に応じた独自利用計画について検討をしておるところでございまして、これらの未利用エネルギーの有効利用を図っていくことで、従来の廃棄物処理が持ちますイメージ悪化というものを払拭いたしまして、新たな処理体系を構築していくというふうな考え方で取り組んでおるところでございます。

なお、現在鋭意調査いたしておりますが、調査の中間報告につきまして、当初の予定より大分おくれておりますが、これは市町村にとって、従来のごみ処理体系を根本的に転換するということになることとございまして、現場の意見も尊重しながら、慎重に検討いた

しておるからでございます。

いずれにいたしましても、市町村のごみ処理体系を新たに構築する必要があるということとございまして、さらに検討を深めて、そして市町村の判断材料というふうにいたしましたと考えております。

以上でございます。

(水原恒士企業庁長)

RDF発電につきまして、経緯と、それから御質問のダイオキシンのにつきましてお答えいたします。

RDF発電構想につきましては、前にも御説明申し上げましたように、地球環境問題に寄与する。それから、未利用エネルギーの活用であるということ。それからもう一つは、構想によりまして、市町村においては焼却、埋め立てを行っておりますが、そういう処理が軽減され、最終処分場の延命につながるということから、市町村の一般廃棄物処理行政が直面している諸課題の解決方策の一つであるということと構想いたしまして、提案したものでございます。そういうことで、このような趣旨から、平成5年度から、RDF発電についての研究、調査を実施してまいりました。

一方、国の方の動きでございますが、関係各省、まず通産省におきましては、資源エネルギー庁傘下の新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOと申しておりますが、そこが環境調和型エネルギーコミュニティー事業調査というのをしておりますが、それを三重県が受託いたしまして、2年間にわたりまして調査をいたしました。それは、主にRDF化したごみを、いわゆる燃料を材料といたしまして燃焼実験を行って、RDFの貯蔵性、あるいは運搬性等々の調査を2カ年にわたって行っております。そういう通産省におけるRDFに関する動きがございます。

自治省におきましても、地域エネルギーの事業推進に関する調査研究会というのを設けて、これも2カ年にわたりまして、委員会を発足し、内部検討をいたしております。

それから、厚生省におきましても、平成6年度から、ごみの固化燃料化施設につきまして、廃棄物処理施設として認めまして、補助金を出すようになっております。

それぞれ平成7年におきましても、関係各省庁、このごみ固化燃料に関しまして、財源措置あるいは予算措置等々を企てております。

このようにRDF発電につきましては、関係省庁が、地球環境問題、未利用エネルギーの利用の観点から、重要な課題として取り組んでおります。先ほど環境理事の方からも説明がありましたように、県といたしましても、本年度、ごみ燃料化システム導入調査を行ってございまして、市町村のRDF化施設導入の動向を見きわめながら、発電施設の規模等を含めまして、関係機関と調整を行い、県としての方針を定めることといたしております。

いずれにいたしましても、発電所の立地等、RDF化施設導入には、この構想の趣旨に対する地域及び市町村の御理解、御協力が前提となりますので、十分に地域の方々の意

向を拝聴しながら事業化に努めてまいりたいと思います。

それから、もう一つのダイオキシンの問題でございますが、これは先ほど申しましたように、NEDOの方からの調査委託を受けまして、燃焼実験を行っております。ダイオキシンについて申しますと、昭和59年にごみの焼却場から発生するダイオキシンが大きな問題になりまして、厚生省はその発生メカニズムを研究いたしまして、平成2年に全連続式焼却炉の新設に際しまして、0.5ナノグラム／立米以下に抑制するというガイドラインを設けております。

NEDOが2カ年にわたりまして行いましたこの調査によりますと、このガイドラインを示す値を大幅に下回っております。これは学問的にも非常に重要な調査結果であるということが言われております。

その他の排出ガスにつきましても、塩素ガス、塩化水素(HCL)、それからSO_x、NO_x、これらにつきましても、ほとんど発生しない、抑制されているというような数値が実験データ等出ております。また、地球環境問題として一番重要な、地球温暖化の問題に寄与するところの炭酸ガスの抑制、これに関与いたしまして、炭酸ガスの抑制につながるということが言われております。

このようにRDF発電は、環境への影響が少ない施設であるということが試験の結果からは出ているわけでありますが、実際の発電所の立地に際しましては、環境影響評価等に関する調査を行うことによりまして、さらに安全性を確認することが必要であると認識いたしております。

いずれにいたしましても、環境保全につきましては、十分な対策を講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○平成7年第1回定例会（平成7年2月24日）

(水谷俊郎議員)

2番目、RDF発電についてでございます。

県は津にこの発電所の建設を計画、ことしの進展が期待されているわけでございますが、これに対し、県の、この間出されましたごみ燃料化システム導入調査の中間報告にも耳をかさない、議論のテーブルにも着こうとしない一町長のごり押し反対のため、暗礁に乗り上げていると聞いております。そのため、焼却炉の寿命がせば詰まっておる久居広域の清掃組合は、固形燃料プラント建設が非常に苦しい状況に立たされ、焼却炉の建てかえによる継続の可能性が強くなっていると聞いております。もしそうなれば、桑名広域、あるいは四日市などへの影響、また、市町村の県に対する信頼感の失墜ということが心配されるわけですが、このような状況を踏まえ、環境に配慮したRDF発電を導入をされた理念のもと、県の責任において、この状況にどのように対応されるのか、お尋ねいたします。

(田川亮三知事)

次に、二つ目の大きなRDF発電の諸問題でございます。

若干、昨年1年かけて諸調査を進めてまいりました。少し、この問題につきましては、勇み足的なところがなきにしもあらずということも、よく言われておりますけれども、そうではなくて、これからのやはり環境問題、ごみ問題を考える最も大切な課題の一つとして、私どもは取り上げさせていただきました。

御承知のように、一般廃棄物は市町村の事務ということで処理をいたしておりますけれども、最近、環境問題に対する認識が随分変わってまいりました。特にこの廃棄物処理施設、あるいはごみ処理施設、こういうものの立地条件の中に、必ずこの環境的要素というものが強く前面に出てまいっておことは御承知のとおりであります。

県下のこのごみ処理施設は、ちょうど昭和40年代から50年代にかけてつくられたものが多くございまして、既に一部に老朽化や運転管理の問題等で、適正処理が困難な施設も見受けられる。また、他府県には多くございまして、広域処理体制というもの、余り本県では、残念ながら進んでいないという実態がございます。

そこで、この地球環境問題の時代を迎えておるわけでございますけれども、その大きな柱に、やはりこのリサイクル社会をつくっていかうということが掲げられておることも御案内のとおりであります。

したがって、国の段階におきましては、厚生省なり通産省が既に積極的にその取り組みをいたしておるわけでございます。そういうことを背景にいたしまして、県では今後の廃棄物処理行政というものをも有効な一つの手段として、RDF発電を計画づけたわけでございます。このRDF方式によるごみ処理全体のシステムにつきまして、まず調査検討をするということを昨年は実施いたしました。

また、ちょうどここ数年のうちに焼却炉の更新時期が参ります市町村並びに一部事務組合等につきましては、ぜひこの構想を取り込んで、導入をしていただきたい、こういう強い御要請もあったわけでございますけれども、やはりその際に、この問題については、的確に理解、協力をしていただくということが大事でございますので、ごみ燃料化システムの導入調査、基礎調査と応用調査を実施をいたしました。

今回、そのうちの基礎調査の中間報告というのをいただいたわけでございますけれども、中間報告では、ごみの固形燃料化技術の信頼性や、試作したRDFの燃焼特性試験等につきましては良好な結果が得られたというふうに報告をいただいておりますけれども、なお今後解決すべき諸問題が提起されておる。

一部この問題に関心のある市町村長の間におきましては、いろいろと雑音が入ってきておりますので、そしゃくを十分されないまま御判断をされる向きがなきにしもあらずでございます。したがって、そういう意味において、当初の計画づけが必ずしも具体化でき得

なかったということの反省の上に立ちまして、さらにこの問題を、もう一遍この年度に取り組んでまいりたいと思っております。

もちろん、このRDF発電方式をとるかどうかなか、一般廃棄物の場合には、市町村長にゆだねざるを得ないわけでございますけれども、現在、基礎調査に引き続いての応用調査を行っております。したがって、平成7年度は、昨年の中間報告書に提言されております今後の課題、県と市町村の役割分担、廃棄物等処理のあり方、こういうことを考えていく必要があります。

また、昨年実施をいたしましたRDFの試作、あるいは燃焼試験についても、引き続き実施をすることが大事でございますし、RDF化予定市町村の動向を踏まえながら、発電所などについて検討を行うことというふうにいたしておるのが7年度の段取りでございます。

そして8年度、廃棄物処理施設整備国庫補助事業というものの対象にさせていただいて、そして施設の整備を進めるということになってまいります。そのためには、本年の10月までにこの整備計画書の提出が必要でございますので、RDFの応用調査、シミュレーション調査でございますけれども、あるいは発電所の立地場所等を踏まえて、その判断を今春の後半に決定する市町村があることは十分認識しておるところでございます。

いずれにいたしましても、発電所の立地とRDF化施設導入につきましては、この構想の趣旨に対する市町村などの認識、理解、協力、これが大前提でございます。したがって、今後とも、この循環型の廃棄物処理体系の構築に取り組んでいく所存でございますので、引き続き御支援、御協力を賜りたいと思っております。

三重県議会におけるRDF関連の発言（計画段階）

<平成7年度～平成10年度>

○平成7年第2回定例会(平成7年6月16日)

(川岸光男議員)

RDF発電ですが、この計画の県の真意について、地元市町村にうまく伝わっていないのではないかなという感じをしております。一般廃棄物に対する県と市町村との役割分担について十分な詰めがないまま、発電所立地が先行したのかなと見させていただいております。北川知事は、環境問題について、かなり関心が高いと承っております。県と市町村の役割分担という観点から、RDF発電の問題を伺わせていただきたいと思います。

いずれにしても、第3次長計の見直しを中心に、知事がひそかに見直しを行いたいなど思っているものがあるならば、御披露いただきたいと存じます。

(北川正恭知事)

さらに、一般廃棄物等々に対しましての県と市町村の役割分担、RDFの問題についてお尋ねがございました。

近年、環境問題は、地域的な課題から地球的規模のものまで幅広く複雑多様化し、単に環境分野のみならず、社会問題として大きな関心と注目を集めている現状でございます。

来るべき21世紀を目前に控えまして、国、県、市町村、住民、事業者等が、その立場、役割等を十分理解し、良好な環境を次世代に継承していかなければならない責務を有することは、当然のことでございます。

このような中、大量生産、大量消費による大量廃棄の社会構造を変革していかなければならない状況下におきまして、廃棄物処理のあり方についても、単に燃やして埋める従来の考え方から、これを燃料等として再利用を図る資源循環型社会への転換を強く求められているところでもございます。

しかし、現行法制度では、一般廃棄物処理事業は市町村固有の事務となっておりますが、市町村単独では限界があることから、本県では、昨年度から市町村参加のもと、循環型廃棄物処理のあり方について検討を重ねてきたところでございます。

RDF化構想は、環境負荷の低減、未利用エネルギーの有効利用のみならず、従来市町村が抱えている廃棄物処理施設の立地の困難さ等を解決する有効な方策ではあるものの、さまざまな課題もございます。

今後は国の動向を踏まえ、市町村と一体となって廃棄物処理全体の体系を構築する中で、RDF化構想についても幅広い観点から議論を進めてまいりたいと思っております。

○平成7年第3回定例会(平成7年9月22日)

(芝博一議員)

さて、先日の9月6日付で環境安全部から、ごみ燃料化システム導入調査が発表されましたが、まず最初に、RDF（ごみ固形燃料化システム）推進のための県の役割についてお尋ねいたしたいと存じます。

私は先日、9月4日、5日と、政策集団波動21のメンバーの皆さんとともに、富山県は西砺波郡福光町にあります、砺波広域圏事務組合が事業主体となって既に稼働しております南砺リサイクルセンターの、ごみ固形燃料化プラント施設の現地調査に行っていました。既に企業庁や環境安全部等の関係者の皆さんも、現地調査を済ませられた施設でありますけれども、ここであえて、現地調査の内容を申し述べてみたいと存じる次第であります。

南砺リサイクルセンターの処理能力、処理対象人口は2町1村にまたがる3万4000人です。そして、このセンターには、ごみ固形燃料化プラント施設とリサイクルプラザプラント施設を持ち、あわせて管理棟、固形燃料倉庫等の施設を有しております。総事業費は26億9216万円、ごみ処理能力は、ごみ固形燃料化プラントで、1日7時間の稼働で、現在28トン、併設しますリサイクルプラザプラントにおいては、1日5時間稼働で現在8トンの処理をしております。このごみ固形燃料化プラントは、1時間当たり4トンの処理能力を持つようでありまして、24時間のフル稼働では100トンの処理も可能と聞いてまいりました。

従来までの焼却式のごみ処理施設といいますと、大きくて高い煙突が立ち、そこから多くもくと煙が昼夜にわたって立ち上り、あたり一面には悪臭が漂っているというイメージがありました。しかし、この南砺リサイクルセンターには、その横に従来までの焼却式のごみ処理施設がありますが、現在は使用されていないものの、高くそびえている煙突は、本当に異様に思えるほどでありました。新しいこの施設は、煙がない。少々のにおいはするものの、それは悪臭ではなく、まさに私の従前までのごみ処理施設のイメージを一新するものでありました。

今回の、ごみ燃料化システム導入調査でも報告されましたように、建設費では、処理能力が1日当たり100トンまでの規模の施設では、ほとんどその建設費に差はなく、むしろ、それ以上の規模ではRDF施設の方が安くなる。さらには15年から20年先の見直しが必要な際には、環境基準をクリアするために、焼却式では10億円単位の補修費がかかるわけですが、これに対しRDF方式では何千万円で済むという現地の報告もありました。調査の報告からも、しかりであります。

また、南砺リサイクルセンターでは、固形燃料を処理対象地域の特別養護老人ホームの冷暖房や給湯用の燃料として使用していましたが、その施設にもおいはなく、排ガス並びに設備等の問題もなく、今後も、学校、もしくはプール等の熱源として大いに利用していくとのことでありました。

また、利用後に残る焼却灰の量につきましても、初期のごみ量についてみますと、何と7%に当たる、焼却式のこの約半分であります。よって、最終処分場の延命化にも資することになるわけであります。

現在、私たち国民1人が1日に、何と1.1キログラムのごみを排出すると言われる昨今、ごみは焼却し埋めるものという従来の観念から脱却し、RDF化することによって、エネルギーとしても活用することができます。さらに排ガス等、環境安全対策上の向上も図られ、また、有害な排ガスを出さないことから地域住民の理解も得られやすく、さらには住民のごみに対する意識の向上、すなわち、ごみの減量化と分別化にも寄与。既に調査いたしました南砺リサイクルセンターでは、住民のごみの減量化、分別化が著しく進んでおります。このような利点を持つRDFは、ごみ行政や環境問題、さらにはエネルギー問題をも包括した大変大きな施策であると考えます。

そこで、県としては、RDF化の利点を十分に理解、認識をしながらも、「RDFイコールまず発電ありき」に力点を置き過ぎたのではないかと思うのであります。まずは、市町村がRDFを進め、固形燃料の利用方法を考えた後の最後の受け皿として、さらには余った燃料の受け皿として、ごみ発電を考えていくべきであったと考えています。

残念ながら、現在、二、三の市町村において既にRDF化への離脱を決定したところもあるようですが、ここ数年のうちに各市町村は、焼却式の施設が老朽化して、見直しが迫られている今こそ、県当局は率先してRDFの利点を説き、十分過ぎるほどの指導と施策を展開していかなければならないと認識をしております。

さきの第2回の定例会で川岸議員の質問に対し、知事は、「今後は国の動向を踏まえ、市町村と一体となって廃棄物処理全体の体系を構築する中で、RDF化構想についても幅広い観点から議論を進めてまいりたいと思っております」と、こう答弁されておりますが、今、この時期に、各市町村にRDF化の導入を方向づけていただく努力をしないと、県のごみ環境行政は10年はおろか、30年もおくれをとると言っても過言ではないと考えております。今後、このRDF化を推進していくための知事の決意のほどをお聞かせいただきたいと存じます。

あわせてまた、関係部局には、具体的にどのような方法、どのような施策を持って、さらには予算づけを持って各市町村に対応、対処していくのかもお尋ねいたしたいと存じます。

(北川正恭知事)

まず、RDF推進のために県の役割はいかがかと、こういうことでございましたが、廃棄物を取り巻く情勢は大変厳しいものがございます。社会問題ともなってきたと思います。

そのために、まず第1に、ごみゼロ社会の実現を目指し、行政が講じる各般の施策のみならず、県民、事業者等すべてが、それぞれの立場、役割に応じ、ごみ減量化、再資源

化に積極的に取り組んでいかなければならないことは当然の責務であると、こう思っております。

しかしながら、一般廃棄物の処理に責任を有する市町村にとっては、廃棄物処理施設の整備に際して、いわゆる迷惑施設として住民のコンセンサスが得にくい等、多くの問題を抱えております。

市町村が抱えている一般廃棄物処理問題の一つの大きな解決方策として、RDF化構想は、環境負荷の低減、未利用エネルギーの有効利用のみならず、廃棄物処理施設の立地困難さ等を解決する有効な方策であると考えております。

RDF化構想につきましても、ややもすると先に発電所の立地が先行した印象を、本県の場合、少し与えたのではないかと。したがって、今後は市町村と一体となって廃棄物処理全体の体系を構築する中で、市町村との役割分担を含め、廃棄物総合対策を確立をして、資源循環型社会づくりの一環として、RDF化構想についても、さらに幅広い視点から調査検討し、市町村への技術的支援及び情報提供を行わせていただきたいと思います。

議員の皆さんみずから現地視察をしていただいたり、御提言をいただいていることに敬意を表させていただきたいと思っておりますが、県もRDF化構想につきましても、さらに一層のスピードアップに努めてまいりたいと、そのように思います。

(森下巖環境安全部長)

RDF化の今後の取り組みにつきましてお答えいたします。

本県におきますRDFの基本方針につきましては、先ほど知事から答弁したところでございますが、単に燃やして埋める処理から、資源循環型処理へと廃棄物処理体系を見直していくために、平成6年度に実施いたしましたごみ燃料化システム導入調査を受けまして、本年度におきましては、循環型廃棄物処理検討会議、これは市町村等が参画いたしまして、そういった会議を開催したいと考えております。

また、ごみ燃料化システムにつきましての講演会、セミナーの開催とか、また南砺リサイクルセンターの視察、研修会の開催、それからRDFの試作、燃焼試験等、今後の循環型処理のあり方につきまして調査研究いたしまして、市町村への技術的支援を行うこととしております。

さらに、昨年度の調査で残された課題でございます。一つは、RDFの利用先の可能性の問題、それから二つ目として、RDF困難物、例えばスプリングマットとか、布団、畳等のそういう困難物の処理体系等の検討及び技術的検討、それから粗大ごみ等のRDF化可能性実態調査及び将来予測等につきましても調査検討いたしまして、市町村へ情報提供を行うことといたしております。

なお、ごみ燃料化システム導入調査におきまして最大の技術的課題でございました自動選別技術につきましては、本年4月に稼働いたしました富山県の南砺リサイクルセンターにおきまして自動選別が実用化されております。先生も先ほどお話がありましたとおり、

昨年度、県内で2団体の、ごみを用いたRDFの試作結果は、安定性等においていずれも良好でございました。

さらに、この試作いたしましたRDFの燃焼試験結果につきましても、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ばいじん及びダイオキシン類とも規制値等を大幅に下回る結果が得られまして、環境保全上極めて効果的であることが実証されております。

(芝博一議員)

御答弁ありがとうございます。

そこで、知事も御答弁いただいたわけでありませうけれども、改めてRDF化推進のための御質問をさせていただきたいと、こう思うわけでありませう。

十分に、その意義と内容については理解をさせていただいているわけでありませうけれども、知事の御答弁の中で、地域的な問題も含めて、その対策にスピードアップをしたいと、このようなことも言われました。

そこで1点、御提案と、検討いただきたいと思っているわけでありませうけれども、このRDF化を今推進していかないと、本当に三重県のごみ体制が20年、30年のおくれをとっていく。ごみ問題のみならず、環境問題、エネルギー問題をも包括するこんな大きな問題を、ぜひとも推進していただきたいという立場から、ぜひともこのRDF化について、関係する各部局で構成するRDF化推進対策室のようなものを設置できないか。

現在、今までの流れを見ますと、最初の部分は企業庁からの御提案であったようにも考えております。そして現在は、環境安全部の方にも窓口になっておる。大変そういうややこしい状況も生まれているわけでありませうので、ぜひとも推進対策室等を設置して、各市町村にアプローチをしていただく。そんな対策を希望するわけでありませうけれども、その点についての所見をお伺いをしたい。

(北川正恭知事)

RDFで推進対策室を設けてはいかかということですが、突然のお申し越しでございますから、検討してみたいと思います。

○平成7年第4回定例会(平成7年12月7日)

(岩倉敏治議員)

最後に、RDFについてであります。

これは既に御承知のような、ごみ固形燃料化システムについてでございます。過去何人かの議員より指摘があったところでありまして、私も昨年の第3回定例会におきまして、このときはRDF発電について、これを主に質問をいたしました。

それは、当時の新聞発表等によりますと、発電所の建設計画が、95年度に造成に着手し、

96年度に本格着工、98年度に稼働させるとの日程の発表がございました。さらに、建設予定地も津市と安芸郡河芸町にまたがる約500ヘクタールの中勢北部サイエンスシティの周辺と既に決定したかのような、実は報道に接したわけでありませう。

間髪を入れず、当該自治体は実はこぞって反対の意思表示をし、私ども議員に対しても、当時、反対の陳情があったわけでありませう。いわゆる最初にごみ発電ありきの印象を一般的に与えたことによりまして、いわばカウンターパンチを食ったような感じでございました。その後の当局の取り組みは、なぜか非常に消極的、あるいは意欲が減退したというか、前向きな姿勢が見られないようになってしまったように私は思います。

廃棄物処理問題は、産業廃棄物処理についても県当局としては大変頭の痛い問題だというふうに思いますが、一般家庭ごみの処理は市町村の責任でというものの、いずれもこれは地球規模で、あるいは我が国におきましても大変厳しく、また、どうしても避けて通れない、まさに生活者優先施策の根幹にかかわる事業の一つであるというふうに考えるわけでありませう。

前回の定例会で同僚の芝議員の方から、富山県の砺波広域圏事務組合南砺リサイクルセンターや、実際に固形燃料で冷暖房や給湯用の燃料として活用している地域の特別養護老人ホームの実感、あるいはこれらに伴う建設費の節約、一般焼却炉より耐用年数も長く、さらに補修費についても少額で済む。もちろん環境基準をクリアするための煙やにおいの問題につきましてもほとんど影響がないというように、相当詳細にわたって実はその視察の実感というものを披露されたわけでありまして、私も同行した一人として全くの同感でありまして、できるだけ早く県が音頭を取って市町村にそのメリットをPRし、施設の更新の際にはRDFの採用に向けて国の考え方なり、あるいは県の方向性を示す必要があるのではないかと考えているところでありませう。

去る11月27日に、今申し上げました富山県の南砺リサイクルセンターの所長を招いて、県を初め市町村の廃棄物処理担当者が出席して講演会を開催されたという新聞報道を見ました。我が県は全国でも非常に早い時期にこの発想をしたというふうに私は理解しておりますが、結果的には他の府県、あるいは他の自治体の後塵を拝することになりつつあるのではないかと。

特に県下最大の都市である四日市市が、11月29日の新聞によりますと、このRDF方式を不採用にすると発表されたわけでありませう。その内容については当局も十分承知のことだと思いますが、それによりますと、学識経験者らによる検討の結果、一つはRDFの利用が少ない。いま一つは、自動ごみ選別工程などへの不安から時期尚早との報告がなされ、これを受けて四日市市では、新施設建設が急がれておる。RDF発電所建設の見通しが立たない、採用した場合、日量150トン生産されるRDFの利用のめどが立たない。いわゆる受け皿がないということだと思いますが、そういう理由をもって、実は不採用という発表になったわけでありませう。これは、他の市町村に与える影響は非常に大きなものがあるのではないかとというふうに思います。

前回、知事は芝議員の質問に対する答弁で、今後は市町村と一体となって廃棄物処理全体の体系を構築する中で、市町村との役割分担を含め廃棄物総合対策を確立して、資源循環型社会づくりの一環としてRDF化構想に幅広い視点から調査検討し、一層のスピードアップに努めたいとありました。そこで、次の点について、改めて担当部の見解を伺っておきたいと思います。

一つは、県下の市町村や一部事務組合等で比較的早い時期に廃棄物処理場の更新をするところについて、どの程度掌握されているのか。あるいは、二つ目は、四日市の今回の発表について、当局はどの程度承知しておったのか、あるいは連携、相談はなかったのかという点であります。三つ目は、県としてRDFの受け皿として何を具体的には考えているのか。さらに、RDFの発電所も視野にあるのかという点について、担当部長の見解をお伺いしたいと思います。

(森下巖環境安全部長)

次に、RDFの問題でございます。

本県におきましては、資源循環型社会の構築、ごみゼロ社会、それから清潔で快適な生活環境の創造を施策の基本方向といたしまして、廃棄物総合対策を確立すべく、現在各般の方策について検討を行っているところでございます。

一般廃棄物の処理につきましても、従来の単なる燃やして埋める処理から、資源循環型処理へと転換を図っていくことを強く求められていると考えております。

このため県におきましては、昨年度実施いたしましたごみ燃料化システム導入調査の結果についても市町村の正しい理解を得るよう、引き続き努力していきたいと考えております。

また、本年度におきましては、県内5カ所、二つの市と三つの一部事務組合でございますが、そこで実際に収集いたしましたごみをRDFへの試作試験を実施いたしまして、これが問題なく試作できております。懸念されておりました自動破袋とか自動選別技術も含めまして、システムは確立されていると考えております。この技術の進歩状況をもっと市町村にも的確に理解していただき、RDF化推進を検討していただければと考えております。

また、市町村職員等で構成いたします廃棄物循環型処理検討会議や講演会の開催等を実施しているところでございますが、今後ともこのような機会を利用いたしまして、RDF化についてさらに理解を深めていただくこととしております。実際、幾つかの市町村におきましては、県の進めるRDF化構想について、環境負荷の低減や廃棄物処理のイメージアップ等に有効であると理解を示していただき、実用化に向けた研究を進めたいと、そういった申し出もありますので、資源循環型社会の構築に向けましてさらに努力してまいりたいと考えております。

それから、利用先の問題ですが、この利用先につきましては、各市町村におけるまちづ

くりの一環といたしまして、地域社会の中で活用することは極めて有効な手段であると考えております。例えば、病院等の公共施設の冷暖房用燃料や、ほかにも温水プールの熱源とか、いろいろの用途への利用を検討していかなければならないと考えております。

このために、県におきましては、市町村がごみ燃料化施設導入に当たって最重点課題としておりますのは、このRDF利用先可能性調査と、あわせてRDF化困難物の処理体系及び技術的検討、それに粗大ごみ等のRDF化可能性実態調査及び将来予測等につきまして現在調査を進めており、今年度中に結論を出すことといたしております。

RDFの大量かつ安定的な利用が見込める施設といたしましては、発電所が非常に重要でございます。市町村もその認識を強く持っているところから、市町村の要望にこたえられるような方策について現在検討しているところでございます。

各市町村の焼却炉等の更新状況等につきましては、各自治体の状況について把握しております。今後、それぞれ更新に関してこだわっておりますので、長期スパンの中で有効なごみ処理方式を確立することが重要と考えておりますので、現実の処理方針との、時期との合わない点があると思いますが、それはやむを得ないと考えております。

四日市市からの今回あいつた発表がされたわけですが、四日市市につきましても、このごみ燃料化検討実態調査、その検討にも加わっており、現在のそういった状況等も理解していただいております。四日市につきましては、要は分別の問題とRDFの利用の問題でそういったことを言っておりますが、問題は利用先の有無の問題が最大の事情じゃなかったかと私は思っております。

○平成8年第1回定例会（平成8年3月6日）

(藤田正美議員)

次に、RDFに関してのことですが、これは三重県独自の施策として出てきたものです。その第1号への取り組みが、やっと先日、桑名広域1市4町で取り組んでいくことと新聞紙上で発表されました。大変喜ばしいことですし、ぜひ成功するように積極的に進めていただきたいと思います。

しかし、ここに至るまでは順調とは言えなかったということも、皆様御承知のとおりです。今後順調に進んでいくという保証もまたありません。今後は桑名広域圏とは別の角度で、ごみの排出量が少ない中山間地域などどう取り組んでいくかということが課題となってくると思えます。

まず、ここまでおくれた原因は何かと考えてみますと、もちろんこれがすべてとは申しませんが、このRDFの持つハードのよさを過信する余り、自己満足の域を出ることができず、ハードに対するソフトの検討が余りされなかったということが最大の要因だと思います。

では、さわやか運動の中で知事も言及されているソフトというのは、一体どんなものなのかということですが、一言で言えば、このRDFと組み合わせることのできる電気と熱源を利用するノウハウづくり、また、それを地域別にどう組み合わせていくかというノウハウづくりということができるとかと思えます。

私のところにも、ごみの排出量が広域で20トン未満、いわゆる発電までの容量がない地域でも、RDFに取り組みたいという話が出てきております。しかし、いわゆる中山間地域であり、住環境にさまざまな問題を抱えております。

例えば、こういうふうな考えをしてみてもどうか、これはあくまで私見ではありますが、地域の学校の温水プールの熱源としてRDFを組み込んでみたという話があります。設備や環境に対して新たな負荷がかかるかもしれませんが、そのかわりに最近特に問題になっている子供たちの体力低下を防ぐ、また、学校開放の問題まで考えると、地域のコミュニケーションの場となり、地域活性化のよい発信地になり得るかもしれません。高齢化社会における健康維持という新たな価値を生み出せる可能性もあります。そして、こういうソフトを生み出すためには、いろんなセクションが一緒になって考えていく必要があったのではないのでしょうか。

RDFというのは、この計画推進に当たった人たちを除いては、全く未知の新しいもので、この未知のものが地域に受け入れられるためには、幾らそのハードがよくとも、それを使いこなすソフトも同じぐらい重要な事柄です。

三重県は、かの高度成長時代に四日市公害というありがたくない経験をしてきました。当時、この公害を何とかするために、自主的な努力のもと、ついに公害という問題に対する国の姿勢を変えるという地方分権の発信地となったことがございます。同じように、当初このRDF構想は、自治省の財政支援という新制度を創設することという大きな成果を上げることができました。

これまで県が、ごみ問題は市町村の固有事業だということで余り関与しなかったのに、市町村と一緒に進んでいくという、新しい角度に向かっていく絶好のプロジェクトだと言えるものなのです。

今後の推進に当たりまして、地方分権を勝ち取るという大義のもとに、ぜひ自信を持って進めたいと思う次第でございます。また、RDFというものは、コストだけを議論するより、むしろRDFがもたらす住環境を総合評価することによって、未来に向かって新しい社会環境循環システムをつくり上げるという大きな意義を持ち得るものだと思います。

これは単にごみをどう処理するかという問題だけでなく、地域のいろいろな分野にかかわり得ることだと思いますので、各部長さんたちに、例えば、あなた方のセクションであれば、こういうソフトがあるということがございましたら、一言ずつお答えをいただきたいと思いますが、時間の関係もございますので、少しまとめた形で環境部長に御所見をお伺いしたいと思います。

次に、今回桑名広域で取り組まれるということで、第1号でもありますので、企業庁長にこのRDF全体像として、特にこの場でアピールすべきことがあれば、少しお聞かせいただきたいと思います。

最後に北川知事に、総責任者としてこのRDFの推進に当たりましての御決意のほどをお伺いしたいと思います。

(北川正恭知事)

RDFについて、かねてから先進地域を御視察をいただいたり、あるいはさまざまな御指摘をいただいております、感謝をいたしておりますが、本県では、自然との共生を基調とした環境先進県づくりを目指すことを県政の重要な政策の一つとして位置づけ、廃棄物総合対策など各般の施策の確立に取り組んでいるところでございます。特に環境循環型社会の構築のためには、再資源化、減量化、再利用、エネルギー活用といったライフスタイルへの転換、新たな地球環境を創造するために、循環、共生、参加、国際的取り組みの四つのキーワードを念頭に置いて、地球環境保全政策の展開が求められているところでございます。

そこで、RDF化の推進は、資源循環型社会を構築するための一環として非常に有効であるということ、技術的な問題は解決されていること、従来のごみ焼却方式に比べ、環境保全上格段に有利であること、市町村の廃棄物処理諸施設の立地困難さ等を解決する有効な方策であること等から、今後とも県では、市町村と一体となってその推進を図っていきたくと考えております。

RDFは、各種施設における冷暖房、給湯等幅広い利用が可能ですが、安定的、大量にRDFの有効利用が図り得る施設としては、発電施設の施設が有力な方策であるため、県では、市町村等からの強い要望もあり、まず北勢地域において、RDF発電施設の設置を検討することといたしております。

いずれにいたしましても、市町村等におけるRDF化施設等の資源循環型廃棄物処理施設の整備に対する県費補助制度を創設するなど、一層のRDF化の促進を図っていきたくと考えております。

(森下巖環境安全部長)

RDF化推進におけるソフト面、利用先の対応につきましてお答え申し上げます。

RDF化の推進を図る上で大きな課題となっております利用先につきまして、県におきましては、発電施設についての検討にあわせ、市町村に情報提供をするため、本年度、県内の事業所等を対象にいたしまして、RDFの利用可能性調査を実施してきたところでございます。

また、RDFの利用先といたしまして、温水プール、施設園芸、社会福祉施設、病院等の冷暖房等がございます。やはり自分たちの町のRDFにつきましては、自分たちの町で

有効活用し、地域の実情に合わせた町おこし、村おこしに役立てていただくことも重要であると考えております。

県におきましても、RDFを活用した地域活性化の方策にどのようなものがあるのかなどにつきまして、横断的、総合的な検討を行うために、平成8年度RDF利用推進会議、仮称でございますが、こういった会議を設置いたしまして、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(藤原康司企業庁長)

RDFによる発電所の建設に取り組む企業庁としての所見をというお尋ねでございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

RDFによって発電をするということ、これは従来の未利用エネルギーの有効利用ということから、大変やはり有効な、効果的な方法であるというふうに考えております。既に企業庁では平成5年度、6年度と、通産省の関係機関であるNEDOの委託を受けまして、事業化の可能性の調査、あるいはまたRDFの燃料としての特性、これの把握、あるいはまた環境への負荷の軽減効果、そういったことについて燃焼試験等を通じて調査を重ねてきております。燃焼試験等の結果は、環境に与える影響が非常に少ないという結果が出ております。

市町村が従来の焼却方式、ごみを焼いて捨てるというその処分からRDFのプラントによってやっていこうという切りかえが出てまいりますと、どうしてもその発電所が安定的な受け皿として大量のRDFを引き受けると、そういうことが今の段階、やはり私は不可欠なものだろうというふうに考えております。

企業庁といたしましては、この公営企業という立場から採算性を十分に考慮に入れながら、RDFのエンドユーザーとしての役割を担っていききたいというふうに思っております。

今後は、このRDFをやるという市町村と一緒に、地元の方々にこの発電所についての御理解を得ながら、その実現化を目指していきたい。そして、そのための環境アセス等にも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

このRDF発電所は、資源循環型社会の構築の一翼を担うという立場から、できる限り燃焼効率の高い省エネ化された、また排ガス、あるいは排水、そういったものにも十分に配慮をして、新しい施設でございますから、モデル的な施設と、そういうふうになるように整備を図っていききたいと、そのように考えておりますので、今後とも引き続き御支援をいただきたいと思っております。

(藤田正美議員)

RDFは、特に三重県がこれから地方分権を進める上において、やっぱりみずから奪い取る地方分権という意味でも大きな意義がございますし、環境をトータルとして考えるた

めにも、どうしても成功していただきたいと思っておりますので、応援の質問をさせていただいた次第でございます。

○平成8年第1回定例会（平成8年3月8日）

(児玉好広議員)

第2に、ごみ問題についてお尋ねをいたします。

生活様式の変化に伴い排出されるごみの量も多様化し、ごみの排出量も飛躍的に増加してきております。その処理処分問題は大きな社会問題となっております。このため、各自治体では、ごみの減量化、再資源化、分別収集の促進等を含め、啓発活動を実施されているところであります。

特に県では、廃棄物の循環型の社会構築のため、RDF化構想について平成6年から7年度にかけて検討会議を設けられ、調査検討されてこられたところであります。

一方、ごみの焼却施設の更新時期は20年から30年かかっていると聞いておりますが、そういった市町村においてRDF化を含め種々検討されているやに聞いておりますし、27日ですか、伊勢新聞にも出させていただいております。また、そういった意味でも、北勢地域において、特に市町村のRDF化にあわせ、RDFが安定的、大量に有効利用が図り得るRDF発電を県において整備するとの報道がなされております。このようなRDF化推進の自治体の判断を、資源循環型社会の構築の観点から、県は全面的に支援すべきであろうかと考えるものであります。その件につきまして、県のお考え、また御支援いただけるのなら、どのような支援をいただけるのか、単刀直入で結構ですので、お聞かせをいただきたいと思っております。

(北川正恭知事)

まず、RDF化を推進する自治体に対する支援策についてでございますが、本県では、RDF化の推進は資源循環型社会構築の有力な一手段であると考えております。

県では、既の実施したごみ燃料化システム導入調査や、RDF利用先可能性調査等を通じ、市町村に対しRDF化に関する情報提供に努めるとともに、RDFの試作燃焼試験を実施するなど、技術的な支援を行なってまいりました。RDFの試作燃焼試験の結果、RDF化は技術的にも問題がなく、環境に対する負荷も非常に低いことが実証されたため、今後とも資源循環型社会の実現に向け、市町村とともにRDF化を推進していきたいと考えております。

また、市町村等から要望の強い一般廃棄物処理施設整備に係る県費補助制度のあり方について検討してきたところですが、他県が既の実施している補助内容とは異なった三重県固有の特色を持つ資源循環型処理施設整備費補助制度を創設し、その一層の促進を図ることといたしております。

補助対象者は、市町村、一部事務組合とし、これらの団体が整備する廃棄物処理施設で国庫補助対象となったもののうち、主たる目的が資源循環型処理の用に供する施設に対し、県費で上乗せ補助することといたしております。

補助対象施設といたしましては、ごみ固形燃料化施設のほか、ストックヤード、リサイクルプラザ、リサイクルセンター等を考えております。今後も市町村等に対して技術的な支援を行なっていくとともに、本補助制度の有効な活用に努めてまいりたいと考えております。

さらに、国の制度を活用して産業廃棄物処理施設の設置を促進する考えやいかにお尋ねでございますが、年々産業廃棄物処理施設の新增設に際して、地域住民の理解を得がたいこと等から、その確保がますます困難になってきております。

(児玉好広議員)

それからRDF発電については、藤田先生の質問で御回答もいただいておりますし、地域委員にとりましても非常に大きな目玉となるということ、時代の要請の中で、そういった中で、桑名市も非常に心して頑張っていたように聞いておりますが、県としての施策の一つとして、できる範囲の助成をお願いしたいなど、こういうふうにあります。

○平成8年第1回定例会 委員会報告(平成8年3月22日)

(伊藤多喜男環境・防災対策特別委員長)

まず第1点といたしましては、RDF化構想についてであります。

近年、大量生産、大量消費により排出される廃棄物処理の問題が大きな社会問題となっております。我々は、良好な環境を次の世代に継承するために、廃棄物処理のあり方について、今、真剣に考える必要があると思います。

本委員会においては、特にRDF化構想の有効性についてさまざまな論議がなされました。その中で、資源循環型社会を構築するにはRDF化構想は有効ではあるものの、今なお事業主体となる市町村の理解と十分なコンセンサスが得られていないという意見が多く出されました。一般廃棄物処理事業が市町村固有の事務となっている現行法制度のもとで、各市町村が抱える問題点もさまざまあります。

当局におかれましては、それらの点に配慮しつつ、市町村との十分な連携のもとに対応されるよう要望するものであります。

○平成8年第2回定例会(平成8年6月18日)

(辻本進議員)

三重県は、RDF構想、つまり、ごみ固形燃料につきましては、かなりの先進県でございます。しかし、事業化がややおくれておるのではないかと私は思っております。その原因はいろいろあるかと思いますが、その進め方も工夫してみる必要があるのではなかろうかと思っております。私は民間サイドにおりまして、そのようなことは何となくわかるわけでございます。

まず、RDFという名前でございますが、これはやはり難しいわけでございます。何のことかわからないわけでございます。こういう難しい名前を使うよりも、例えば、町の石炭とかいう名前を使う方が、もっとも一般に理解されやすいわけでございます。それから、RDF発電という名前もございますが、これもある国会の先生に言わせると、ああいう難しい名前よりも、リサイクル発電にした方がもっと市民に理解されるのではなかろうかと言われておりました。私もそのとおりだと思います。

また、次に、こういうもののプロジェクトを進めようと思いますと、やはり専従の担当者何年も置かなければいけないと思えます。時々定期異動で異動するようではどうかと思うんです。一生懸命に頑張ってもらって、成功したら抜てきすると、そういう発想でお願いしたいわけでございます。

例えば岐阜県の可児市、これはEMの生ごみ処理で有名でございますが、ここではやはりそのような課長もおられます。また、プラスチックごみを石油にしております島根県安来市、ここにおきましても、そのような、いわゆるごみ課長というか、私はごみ気遣いと言われておりますというような方がおられるわけでございます。やはりそのような発想が必要ではなかろうか。背広を着てRDFと言うておるよりも、菜っ服を着て長靴履いて一生懸命に関係者と折衝する、こういうのがこういう事業の推進には必要ではなかろうかと思うわけであります。

それから、このつくっている現場を見てもらうことが大事ではなかろうかと思えます。私も、議会の厚生とか環境の委員会におりまして、いろんな資料をたくさんもらいました。こんな分厚い資料をもらったんですけども、それよりも、百聞は一見にしかず、一遍見にいったら一遍でわかったんです。「波動21の会」の皆さんと御一緒に富山県の南砺リサイクルセンターを訪問して、初めてわかったんです。こんないいものはないなあと。それからまた、こんな煙も出ない、においも出ない、もちろん灰も出ない、排水も出ないと。こんなコンパクトな形でやっていると。だから焼却場ではなくて、そこは加工工場なんですね。ただ、福光町では、そのものを、今のところ老人ホーム等の熱源に利用しておるわけでございますが、三重県はこれを発電に使うわけでございますから、大変進歩したものでございます。福光町にもありますが、奈良県の榛原町でもやっております。これも同じように、煙にもにおいも出ないわけでございますので、関係市町村の方をぜひ御案内して見ていただく、そしてまた市民運動家にも見ていただくことが大切ではなかろうか。

ごみ問題は大変微妙でございます。この市民運動の方を味方につけると、強い、すばらしいエネルギーになるわけでございますが、対応が非常に難しいわけでございます。この

点について御提案を申し上げたいと思います。

環境安全部長（秋田一民君） 辻本議員からの廃棄物のリサイクル問題につきまして、知事の御答弁を補足させていただきます。

先生からの御所見にもございましたように、私どもも廃棄物のリサイクルについて、その一つの方法であるRDF、いわゆるごみの固形燃料化の方策が大変有効なものであるというふうに考えております。

このため、平成7年度から専任職員を配置いたしまして、それまでに進めておりましたごみ固形燃料化システムの導入調査とか、さらにはRDFの試作、燃焼試験調査、さらにはRDFの利用可能性調査等々を実施いたしまして、市町村に対しまして、RDF化に関する情報提供に努めてまいったところでございます。

また、御所見にもございましたが、市町村の職員を対象にいたしましたRDF化の施設が本格稼働しております——先生もごらんになられたというお話でございますが——富山県の南砺リサイクルセンターの視察をいたしまして、ここでの研修をいたしました。

またこれに加えまして、循環型の廃棄物のあり方等をテーマといたします講演会とか、それから固形燃料化にかかわる諸問題についてのセミナー等も実施いたしまして、より一層御理解を深めていただくよう、その普及に努めているところでございます。

こうした結果、県が提唱いたしますRDF化の推進につきまして、市町村の方からも理解を深めていただきまして、これについての検討を進めていただいております市町村があらわれてきているところでございます。

さらに、本年度から新規事業といたしまして、RDF化の施設を初めといたしまして、資源循環型の一般廃棄物処理施設の設置を促進するために、県単による資源循環型処理施設の整備に対する補助制度を創設いたしますとともに、RDF化を初めとする資源循環型のいわゆるリサイクル社会を構築するための、いろいろな情報交換を行うためのネットワーク会議を市町村ともども開催いたしますなど、その一層の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、御所見にもございましたように、私どもは市町村とともによく連携を図りながら、真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○平成8年第3回定例会（平成8年9月27日）

（与那覇尚議員）

次に、地元桑名市に関することで質問させていただきます。

第1は、桑名におけるRDF及び関連施設の推進について質問をいたします。

本年1月、前市長の死去に伴い、県議会議員であった水谷 元氏が市長に就任され、桑

名市も新しい市長のもとで21世紀のまちづくりに向けて精力的に取り組んでいるところであり、市民の一人として心強く感じているところであります。

水谷市長は、約8年余にわたる県議の経験から、県全体の政策についても精通しておられ、就任早々にRDF施設やそれに関連するエネルギー循環型完結システム事業の実現に向けて鋭意取り組んでおります。

RDFに関しては、県も独自の施策として積極的に取り組んでおり、知事も環境先進県づくりの一環として県政の重要施設と位置づけられており、心強く思っておるところであります。桑名市におきましても、桑名広域清掃事業組合でその導入が検討され、関係市町への説得、説明、関係者との調整もようやく一段落し、いよいよ具体的に施設の設計計画に取りかかるように聞いております。

そこで、その進捗状況とこの施設から出る固形燃料を有効利用する形で検討されている発電施設の建設の見通しについてお尋ねしたいと思います。またあわせて、この廃熱を利用した地域住民への利便施設についても、計画があればお聞かせいただきたいと思っております。

（秋田一民環境安全部長）

桑名市のRDF並びに関連施設につきましての御質問にお答えを申し上げます。

御承知のとおり、本県ではRDF化構想を積極的に進めているところでございます。先ほど御質問の中にもございましたように、桑名市広域清掃事業組合におきましては、老朽化に伴いまして、次の新しい施設をこのRDF化を採用していただくということで昨年決定していただきましたが、その際にRDF発電所を燃焼施設として併設するということについての御要望を私どもにもいただいております。このため県におきましては、資源循環型社会の構築のための広域的なモデル事業といたしまして、このRDF発電所の整備を、企業庁を担当部局として整備を計画いたしましたところでございます。

このスケジュールでございますけれども、桑名広域清掃事業組合ではこのRDF化施設につきまして、平成9年度に整備計画を作成いたしまして、10年度に建設を着手し、12年度に稼働をするような計画をいたしております。したがって、県におきます発電所の整備計画につきましても、この進捗に合わせて整備をしていくというふうに考えております。現在、地元等の構成市町村との説明等を重ねているところでございます。

こんな中で、御質問の発電所からの熱利用等関連施設の整備についてどうかということでございますが、私どもではこの庁内関係部課で構成いたしておりますRDF化の構想推進委員会というものを設置いたしまして、ここでRDF化の推進に伴う諸課題を検討していくことにいたしておりますけれども、この桑名市広域清掃事業組合の問題につきましても、この組合、それから地元の市町の御意向を十分踏まえるとともに、県と地元自治体との役割分担等につきましても考慮しながら、この委員会におきまして今後は積極的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○平成 8 年第 3 回定例会(平成 8 年 9 月 30 日)

(水谷俊郎議員)

本年 3 月発行の「三重県における科学技術振興の基本方向」の中で、生活者という視点からの科学技術振興がうたわれております。この大前提を基本として、数点お尋ねをいたしたいと思ひます。

この大前提からして、産業振興策との整合性が必要と考えられ、本県に進出した企業との連携協力、中小企業の育成強化が図られねばならないと考えます。そこで、商工労働部長にお尋ねいたしますが、平成 5 年から 6 年の 1 年間に 500 社以上もの倒産、廃業のあった県内中小企業の抱える課題は何か。そしてその分析と、それに対する解決策をお示しください。

この基本方向の中で、環境技術を特化させ、環境先進県を目指すことを掲げていますが、ならば、環境行政も特徴ある戦略が必要と考えます。例えば、県が先進的に取り組んでいる R D F 構想については、先日、与那覇議員の質問にもありましたが、R D F 化構想推進委員会でご努力をいただいておりますが、その進捗状況を考えるとき、より積極的な取り組みとして、副知事を頭とした県の体制を整え、その積極姿勢を関係市町村はもとより、県内外にお示しをいただかなければならないのではないかと思ひますけれども、いかがでありますか。

(北川正恭知事)

水谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、R D F の件に触れられましたが、これ副知事をキャップにということでございます。かねてから庁内の関係課長なり、あるいは県民局の振興事務所長等で三重県 R D F 化構想推進委員会を設置いたしまして、諸課題に対応しているところでございますが、私どもも庁内的には議論をいたしておりまして、副知事等をキャップにして、さらに一層循環型社会を構成するための R D F のための体制を整えていくように努力をさせていただきたいと思ひます。

○平成 8 年第 4 回定例会(平成 8 年 12 月 9 日)

(田中覚議員)

廃棄物は生産、販売、消費といった過程においてできるだけ発生させないように努力することが重要でありますため、まず廃棄物の排出抑制を優先課題として数々のごみ減量化対策が実施され、また排出されたごみについての再生利用、再資源化についても取り組み

がなされているところであります。

しかし、減量化と再生利用を図った上でも、なお相当量のごみが排出されることにより、それらについては個々の市町村で焼却や埋め立てが行われております。これからはこれまでの単に燃やして埋める処理から、地球資源、地球環境保全の観点を取り入れた資源循環型の処理が行われる必要があるかと思ひます。

このような背景のもとに、三重県におかれましては、今後の廃棄物行政のとるべき一つの有効な手段として、既に皆様方も御案内のとおり R D F 化構想が推進されているところであります。私は、従来の焼却方法に比べ環境に与える影響が少ないなど多くの利点を有する R D F 化が将来のごみの処理方式であるということを考えております。既に幾つかの市町村では、次のごみ処理施設として R D F 化を検討され、早いところでは平成 9 年度から着工される自治体もあるように聞いております。三重県におかれましては、市町村に対して R D F 化の採用を指導をされておりますけれども、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務でありますけれども、すべての市町村のごみ処理施設が R D F 化されますように強力なリーダーシップを発揮すべきじゃないかと思ひますけれども、御所見を承りたいと思ひます。

(秋田一民環境安全部長)

田中議員の御質問の中の連携協働の三重の国づくりについての R D F 化の問題について御答弁申し上げます。

先生から御所見ございましたように、R D F 化につきましては、環境保全と未利用エネルギーの有効活用の観点のみならず、廃棄物処理施設の立地の困難さ等を解決する有効な方策であるということに考えておりました、市町村と一体となりまして推進し、また指導をしているところでございます。

この取り組みの現状についてでございますけれども、本年度は R D F 化の施設、それから例えばリサイクルプラザとかストックヤード、いわゆる資源循環型の処理施設に対しまして、国補に加えて県単制度として補助制度を設けておりました、これ 1 億円を限度といたしておりますが、創設をいたしたところでございます。

また、市町村間におきます R D F 化に向けての情報交換、また R D F 化に向けた研修等を目的といたしまして、資源循環型社会形成ネットワーク会議という命名をいたしておりますが、この会議の開催、それから R D F 化の R D F の試作燃焼試験と、また焼却灰の利用可能性調査の実施とか、R D F 化に向けて取り組んでいる自治体、先生も御所見の中にございましたけれども、今取り組んでいる自治体がございますので、そういう自治体に向けてのきめ細かな情報提供等を実施しているところでございます。

なお、環境科学センターにおきましても、R D F の焼却灰からのアルミニウムとか燐等の資源回収及び残渣物の有効利用につきまして、去る 11 月に特許の出願を許されたところでございまして、今後その実用化に向けても研究を行うことといたしております。

そういう情勢の中で、庁内におきましては従来のRDF化の委員会を強化いたしまして、副知事をキャップといたしました三重県RDF化構想推進委員会を設置いたしまして、総合的、横断的に協議調整を図ってまいりる体制を整えたところでございます。今後はこれらのRDF化に係る諸事業及び体制を有機的、効果的に活用いたしまして、引き続き全県下RDF化の実現に向けて努力をしまいたいというふうに考えております。

(田中覚議員)

第6番目、RDFにつきましてお尋ねを申し上げたいと思います。

亀山がRDFじゃないごみ発電の方式をお考えいただいております。桑名広域では、反対の署名が出ているように伺っております。これももともと県は、やはり言葉を一つにしますと「強力なリーダーシップ」となるんでしょうけれども、これじゃなくて、こういうふうな仕組みでやるということをお決めいただいて、市町村の方と十分にお話をさせていただいて、それで年次計画をお立ていただいて、逐次やっていくというのが私は県の今のあるべき役割だと思わすけれども、改めてお尋ねを申し上げます。

と同時に、例えば今、北勢、中勢、随分と下水道の処理が行われております。これに対しましては、汚泥の処理が必ず問題となってきましたけれども、私はこのRDFと汚泥の処理の、いわゆる余熱と汚泥の乾燥をうまく組み合わせて、いわゆる市町村の固有の業務と県の発電にかかわる業務をうまく一体化することによって、県も市も助かるんじゃないかと思わすけれども、御意見ありましたら、お聞かせをいただきたいと思わす。

(秋田一民環境安全部長)

それから、もう一つ、RDF化につきましては桑名広域の御指摘がございましたが、私どもも現地にも桑名広域の事務所とともに参りまして、地域の方々、もちろん市町村を含めまして詰めを行っているということですが、先ほども御答弁申し上げましたように、それぞれの市町村にはそれぞれの施設の耐用年数というのがございまして、そういうサイクルの年限がございまして、そういう機会をとらえてRDF化について図っていくように努力をしまいたいというふうに思っております。

○平成9年第2回定例会(平成9年6月19日)

(水谷俊郎議員)

次に、RDF化構想に関連してお尋ねをいたします。

先日、愛知県田原町にある通産省やNEDOと民間企業共同で研究開発するエコセメントの実証プラントを視察いたしました。エコセメントとは、各種都市ごみ焼却灰、下水道汚泥、産業廃棄物等を原燃料として製造する資源リサイクル型のセメントでありまして、それは成分に塩素分が高くて鉄筋が使えない、こういう性質があります。こういうエコセ

メントですが、その実証プラントを視察した結論から言いますと、本県における無筋構造物用セメントの需要は年間約15万トン程度あり、県内一般廃棄物をすべてRDF化したとして、その焼却灰からリサイクルされるセメント量の約2倍あります。そういうことで、十分実用化の可能性があるとのことでした。付加価値の低い路盤材や建設資材だけでなく、魚礁やアントラブロックなどの2次製品として利用することも可能ですが、ただ、その安定的な利用先の確保が重要とのことでした。

県でも、ことしから環境科学センターや窯業試験場を中心に環境廃棄物の資源化に向けた研究に取り組んでいただいていると聞いておりますが、土木や農林部も入れてリサイクル品の市場化を含めた研究をマトリックスで検討をしていただきたいと思わすのですが、いかがでしょうか。

(秋田一民環境安全部長)

それから、若干順序異なりますけれども、焼却灰の有効利用の問題でございますが、御所見にございましたように、平成8年度、環境科学センターにおきましては、焼却灰からアルミニウムとか燐、カルシウム等の資源回収技術を開発いたしまして特許申請をしているところでございます。今後、これの実用化に向けての取り組みをいたしておりますとともに、あわせて本年度から産・学・官共同研究事業としてRDF焼却灰の資源化とか無害化技術とかリサイクル製品の開発などを実施してまいりたいというふうに思わすのですが、御所見ございましたように、やはりリサイクル製品の安全性とか規格化はもとより、販売ルート確立、情報の提供等によりますリサイクル製品の拡大が極めて重要であります。こうしたことから、御所見ございましたように、関係各部とも協議いたしまして、今後の検討課題とさせていただきますと思わす。

○平成9年第3回定例会(平成9年9月24日)

(岩名秀樹議員)

RDFにつきましては、私はこの本会議場を通じて、北川知事の前の田川知事の時代でございましたが、私は反対の意向を表明をさせていただいたものでございすけれども、ドイツではもう既に10年以前にRDFは撤退をしたというふうに伺ってまいりましたし、北川知事の時代になって、RDFを企業庁がやるというスタンスから、市町村でやるならば広域的にやりなさいと、それに対して県が助成をいたしましようというちょっと違った方向へ進んだように理解をいたしておりますけれども、しかし現在、例えば海山町で計画をされておりますRDFに対して、隣の紀伊長島町が参入ができないというようなことも漏れ承っております、これではやはり広域行政というもの、あるいは広域ごみ処理ということが現実のものになるには大変難しい問題ではないかというふうに考えるものでございす。

先ほども申し上げましたように、やはりごみは燃やすか埋めるということから、リサイクルをするという循環型社会への転換がぜひとも必要でありますから、やはりごみに対する今度は、先ほど知事がおっしゃいましたように、県民の意識改革をぜひとも進めるべく、ひとつ御指導を願えればありがたいと思いますし、同時に、先ほど来再三申し上げておりますように、財政的な支援をお願いを申し上げておきたいと思っております。

(北川正恭知事)

RDFにつきましては、先に電力設備があるということでは私はいかがなものかという問題提起をいたしまして、やはり循環型社会をつくり上げていくためにはいかにあるべきか。そしてその結果として、いわゆるその熱をどう利用していくか、そういったことから一つの考え方として電力というのは有効な手段ではなかろうかと、こういうふうなことで考え方を変え、そして今推進をしているところでございます。少し三重県の特徴等については担当部長からお答えをさせたいと、そのように思います。

(秋田一民環境安全部長)

RDF化につきましての本県の特性と申しますことにつきまして若干御説明を申し上げます。

まず、先生の御所見ございましたガス化熔融でございますけれども、これは従来のいわゆる熔融で使われております電気とかコークスなどの熱源にかえまして、ごみ等を蒸し焼きにして発生するガスやカーボン等を原料として利用するシステムでございますけれども、これにももちろんそれぞれ利点がございまして、現在御所見にございましたように、ドイツでは実証炉ができておりますけれども、今現在商業化へ向けての工事がなされているやに私どもも伺っております。

そうした中で、私どもは特に現在の日本における制度の中で、特に本県は中小都市が散在いたしまして、そういうごみ処理施設を従来整備してまいりましたけれども、ダイオキシン対策等で中小規模の対応ではもうできないという中で、厚生省におきましても今年度中に広域化計画をつくっていくことになっておりますが、三重県といたしましては、そういう中でこれまでの実験等検討を加えまして、減容性、いわゆる容積が小さくなるとか、それから小さなごみ、市町村から生ごみを輸送するのは非常に問題が多いということもございまして、これを無臭化ないしは乾燥させることによりまして無臭化等、いわゆる輸送性、それから保存性、その点にすぐれておりますRDF化を進めたいということで現在努めております。

海山町のことで事例ございました……(48番議員、「もういい、わかった」と呼ぶ)——以上、今後ともそれぞれの施設の利点については引き続き調査検討もしてまいりたいというふうにも思っております。

以上でございます。

○平成9年第3回定例会(平成9年9月24日)

(杉之内議員)

その二つとして、ダイオキシンの排出抑制対策についてでございます。

これは、ごみ焼却場の構造基準と維持管理基準を遵守するための施設の改善と、根本的な解決方法としてごみ自体の減量化が主なものになると思っておりますが、住民への啓蒙を含めて、今後の方針をお伺いいたします。

三つ目として、今回の厚生省の調査では対象外であった産業廃棄物関係の状況であります。市民団体、環境団体の専門家の意見としても、調査すべきであるという声が多く出ておりますので、このことについても今後の方針をお伺いいたします。

最後に、法的規制についてでございますが、ダイオキシン対策はこのことに尽きるとも言えるものでありますけれども、今回の政省令の改正に伴う今後の市町村指導、県の役割は大きくかわってくるものと思っておりますので、このことについても御所見を伺うところでございます。

(北川正恭知事)

次に、ごみ焼却施設の改善についてお答えをいたします。

ダイオキシン類の発生については、ごみ焼却施設による排出が全体の約8割を占めると言われております。厚生省廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類の排出削減のための措置として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく政省令を平成9年8月29日付で改正し、本年12月1日から施行することといたしております。

この主な内容は、燃焼ガス温度を800℃以上とする等構造基準の強化、排ガス中のダイオキシン類濃度を規模別に、新設は、本年12月から0.1から5ナノグラム以下、既設は、1年間の猶予期間を経て、暫定基準80ナノグラム以下、5年後には1から10ナノグラム以下とする維持管理基準の強化、排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定記録することの義務化等があります。

市町村の現在稼働している焼却施設の現状は、御所見のとおり、暫定基準80ナノグラムをすべて下回っていたものの、政省令改正に伴い、5年後の平成14年12月から既設施設に適用される新基準をクリアするための施設整備を推進していかなければなりません。

このため、既設の焼却施設については、新たな構造基準を遵守させるため、国庫補助制度を活用し、施設の改善を促進します。また、小規模な焼却炉については、ダイオキシン類抑制のための連続運転やRDF化など行えるよう、市町村と十分協議検討し、広域化、集約化を図るための計画を策定することとしております。

また、抜本的な対策として、中小規模の都市が散在する本県においては、貯蔵性と輸送性にすぐれ、ダイオキシン類の低減効果が大きいRDF化を引き続き積極的に推進してい

きます。

○平成9年第3回定例会（平成9年9月26日）

（西塚宗郎議員）

第3の質問は、環境問題、とりわけごみ問題についてであります。

さきの代表質問で岩名議員から、ごみ問題はドイツに学べと触れられました。環境問題は、フロンガスによるオゾン層の破壊、炭酸ガスによる地球温暖化、硫酸酸化物による酸性雨など、今や地球的規模の深刻な問題となっております。また、香川県豊島に象徴される産業廃棄物問題についても、大変厳しく、深刻な問題であります。

一方、家庭から排出されますごみも、生活が豊かになればなるほどふえ続け、その処理に市町村は、みずからの責務とはいえ、悩まされております。自然環境の保全による自然循環体系を維持し、負の遺産を残すのではなく、よりよい環境を将来の世代に伝えていくためにも、一人一人がふだんからの生活様式を見詰め直し、国民総ぐるみで総合環境保全に取り組んでいくことが求められています。先ほど申し上げましたヨーロッパ調査団に参加をし、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、スイスにおけるごみの減量化、分別収集とその処理、リサイクル社会実現への努力など調査してまいりました。各国ともごみの徹底した分別収集と減量化、そしてリサイクルに大変な努力が払われていました。日本においても、各自治体において分別収集の努力が行われておりますけれども、調査をさせていただいた4カ国に比べてまだまだの感があります。

こうした中であって、三重県においてもごみの分別収集とその有効利用の一つの手段として、ごみのRDF化とRDF利用による発電所建設が進められています。ごみのRDF化とその有効利用について、RDF全国自治体会議を結成するため、北川知事は発起人の先頭で頑張ってください、155自治体を結集され、その会長に就任されるとともに、関係機関に積極的に働きかけを行っておられます。こうした環境先進県を目指した北川知事の積極的な姿勢に対し、心から敬意を表しますとともに、県民の一人として心強く思うところであります。

そこで、具体的なお尋ねをいたしますが、その一つは、環境影響評価の始まっています桑名広域清掃事業組合にかかわるRDF発電所計画を初めとするRDF化構想の進捗状況についてお伺いいたします。

二つ目は、新総合計画・三重のくにつくり宣言に示されているキックオフプロジェクトについてお尋ねをいたします。

桑名地域においてRDF発電所建設に反対する声があったと聞いておりますし、また他の地域においてもRDFプラントの立地場所について反対運動があるとマスコミが報じています。ごみの減量化と分別収集の徹底、リサイクル社会の実現には、地域住民の理解と協力が不可欠な要素であります。そのためには、子供からの教育の徹底とPRがこれまた

不可欠な要素であります。スイスのジュネーブでは、子供に対する教育の一環として、ごみからリサイクルされた定規を全児童、全生徒に配布をしたり、小学校の玄関にその地域の分別用のごみ箱を設置するなどされております。また、ごみの減量化と分別収集を徹底するため、全家庭、全企業に対しパンフレットを配布をし、PRが行われております。

桑名地区に計画されているRDF発電所は、ごみの分別収集とリサイクル社会の実現、そして環境先進県を目指す三重県の目玉であり、全国にRDF化を広める起爆剤ともなる大変意義のあるモデル施設であります。今、新しい総合計画、三重のくにつくり宣言の策定作業が最終段階を迎えておりますけれども、その中で環境先進県を目指すプログラムが示され、具体策の一つとして、桑名・員弁生活創造圏におけるキックオフプロジェクトとして、ごみのRDF化処理の広域的整備にあわせ、ごみを出さないリサイクルを進めるなど、住民の主体的な活動を支援する廃棄物と生活科学情報などの提供や、広域的な研修、交流の場づくり、市民活動のネットワーク化など、生活面から資源循環型社会の形成に取り組む圏域づくりを目指すこととされています。

このキックオフプロジェクトの具体策として、RDF発電に限らず、ごみの減量化と分別収集、産業廃棄物の処理問題、リサイクル社会の実現、地球環境問題など幅広い環境をテーマとしたテーマパーク等、その周辺にフラワーパークを整備をし、新総合計画に示された情報提供の場、研修、交流の場とし、子供から大人までが楽しみながら幅広く学習できる場とされることを提案したいと思います。そしてこのことは、地域からの強い要望でもありますし、私からも強く要望しておきたいと思っております。

（清水郁夫企画振興部長）

新しい総合計画の中に書いてありますキックオフプロジェクトについてお答えいたします。

今度の、今作業しております新しい総合計画の中では、生活創造圏づくりというのを書いております。都市と周辺の地域を一体としてとらえまして、住みよい地域、魅力ある地域をつくっていきこうということでもありますけれども、その生活創造圏づくりを進めていくために、住民、市町村、県が一体となりまして取り組んでいく先導的なプロジェクトということで、キックオフプロジェクトを、九つの生活創造圏、それぞれに二つずつ提案しております。

御指摘のありました桑名・員弁の生活創造圏につきましては、新しく移り住んでくる住民が非常に多いといったようなことを踏まえまして、いろんな生活意識を持った住民が連帯感を持ちながら居住圏域をつくれるようにということで、住民運動とか、それから生涯学習、こういったものを通じて圏域づくりをしていく。その中でRDF構想がありますので、ごみ処理施設等の整備にあわせまして、循環型社会の形成に取り組むことがいいのではないかとということで、一つのプロジェクトを提案しています。

御指摘のありましたテーマパークでありますけれども、テーマパーク構想なり、または、

おっしゃった環境問題、廃棄物問題につきまして情報を提供する機能なり学んでいく場、そういった機能を検討していくことにつきましては、私どもも関係市町村と生活創造圏づくりの議論をしていく中でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

(秋田一民環境安全部長)

西塚議員のRDF化構想の進捗状況について御答弁を申し上げます。

廃棄物のRDF化につきましては、御所見にもございましたように、私どもも未利用エネルギーの有効利用を初め、貯蔵性と輸送性にすぐれ、ダイオキシン類の低減効果も大きいことなどから、市町村ともどもごみ処理のRDF化について推進をしているところでございます。

こうした中で、少しお触れもいただきましたけれども、現在、RDF化施設の整備に当たりましては、国庫補助制度が設けられておりますものの、さらなる充実を求めて、また、法制度上の課題などを解決するための政策提言とか技術開発などを促進するために、本県、全国の自治体に呼びかけまして、本年6月にRDF全国自治体会議を発足させ、去る7月にはこの会議の会長であります北川知事を中心に、全国の数多くの会員の自治体ともども関係省庁へ陳情を行ったところでございます。

そんな中で、御質問の県内におけますRDF化の進捗状況でございますけれども、現在、桑名広域清掃事業組合、香肌奥伊勢環境美化共同組合、これは仮称でございますけれども、それと海山町などにおきまして、今、積極的な取り組みが行われているところでございます。

まず、御指摘にございましたように、桑名市ほか5町で構成いたします桑名広域清掃事業組合では平成10年度を着工目途に、現在、鋭意準備を進めているところでございます。

また、あわせまして、立地場所の周辺住民に対しまして御理解をいただくために、桑名広域組合と県が一体となりまして、これまで延べ24回に及びます説明会を実施いたしましたほか、RDF講演会を開催するなど、その周知に御理解を得るための努力をしておりますところでございます。

また、香肌峡環境美化共同組合と大台町ほか4カ町村衛生施設利用事務組合とが広域化し、設立する予定になっております、先ほど申し上げました香肌奥伊勢環境美化共同組合、これ仮称でございますけれども、ここではその準備委員会によりまして、平成10年度を目途に、RDF化施設を整備するための準備を現在進めてございますけれども、現在、立地場所についての住民に対するいろんな御意見が出ておりまして、地元町村でこれの説明がなされておりますが、県におきましても、町村の要請をいただきまして、説明会に出席しているところでございます。

また、海山町につきましては、海山町の計画では本年度からRDF化施設とリサイクルセンターの建設に着手し、平成11年度から稼働することになっております。

また、その他の市町村におきましてもRDF化が検討されるなど、着実な取り組みが広がっておりますが、今後とも未利用エネルギーの活用と資源循環型社会の構築に向けまして、県としても全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。

○平成10年第1回定例会 委員長報告(平成10年3月23日)

(中島隆平総合エネルギー対策特別委員長)

次には、エネルギーを総合的に議論していこうということであります。

安全でクリーンエネルギーである太陽光発電を初め風力発電、RDF発電等の導入、普及が非常に重要となっております。昨今、地球の温暖化が世界で大きな問題となっており、昨年の12月には京都においてCOP3と呼ばれる国際会議が開催され、CO2の削減が決められたことは記憶に新しいところであります。現在の技術では、これらは水力発電や火力発電の補完的なエネルギーの位置づけであります。今後は人類が生存していくための環境の維持という点で大きな意味を持つものと考えます。

○平成10年第4回定例会 予算決算常任委員会討論(平成10年11月24日)

(萩原量吉議員)

最後に、電気事業の中でRDF発電が具体的に進められてきていますが、議会の委員会の中でも、ドイツでは時代おくれ、今ごろ三重県はそんなことを始めたんですかなどという発言も紹介をされておりました。桑名広域の長島町の中では、RDFは火力が強くないといけなから、ペットボトルも一緒にごみに入れてくださいと指導しているなど、これがごみの分別化、減量化につながらないことが今でさえ既に示されているところです。ダイオキシンなど環境ホルモンが大きな社会問題化しているとき、塩素系の廃プラスチックを含むごみを一緒に燃やして発電しようという発想は、もう一度考え直すことを強く求めます。

また、企業会計で本当に採算が合うのか、これに一体とれだけ県費の投入がなされなければならないのかなどが県議会にも示されていません。こんな不安なRDF発電を推進する本決算に、日本共産党は反対であり、認定に不同意であることを表明して、討論を終わります。

三重県議会におけるRDF関連の発言（整備段階）

＜平成11年度～平成14年度＞

○平成11年第2回定例会（平成11年06月18日）

（山本勝議員）

桑名広域清掃事業組合が整備を進めるごみの固化施設については、平成14年度完成を目指して、用地取得もほぼ終わり、実施計画、建設計画の作成に入っているようでありませう。今後、県としては事業のスムーズな進捗に対してどのようなかわりというか、助成を行っていくのか、まずお伺いをいたします。

また、厳しい財政状況のもとで、多額の費用を要することから、構成自治体ではかなりの財政負担になることが予想されており、補助率や補助基本額の引き上げ並びに用地の取得・造成に係る補助の対象の拡大を望んでいるようでございますが、当局の考え方はどうか、お伺いをいたします。

（濱田智生環境部長）

お尋ねいただきましたRDF化処理に対する補助率の話と産業廃棄物行政についての知事答弁を補足させていただきます。

まず1点目のRDF化施設に対する助成の拡大についてでございます。RDF化施設の整備に対する財政支援措置につきましては、国の制度といたしまして、補助対象事業費の4分の1について、国庫補助金が交付されます。そのほかに地方交付税措置がなされておりまして、補助対象事業費に対する市町村の実質的な負担割合は、おおむね32%程度というふうになっております。

一般廃棄物は、市町村の責任において処理することとなっておりますけれども、県といたしましても、こうした市町村の取り組みを支援するため、平成8年度に資源循環型処理施設整備費補助金を創設いたしまして、補助対象事業費に対する市町村の実質的な負担割合を30%程度に、さらに平成10年度に補助制度をさらに改正いたしまして、16%というふうに軽減することとしたところでございます。

今後とも国に対しまして市町村に対する財政支援の拡充について強く要望していきまるとともに、市町村の円滑な施設整備の促進に努めてまいりたいと考えております。

○平成11年第2回定例会-（平成11年6月22日）

（水谷俊郎議員）

審査内容、あるいは選定理由を事後公開をしていくと、こういうことについてお聞かせをいただきたいと思っております。一つ、現実、具体的な事例としてお聞かせをいただきたいん

ですが、これは企業庁長にお聞かせをいただきたいんですけども、8月か9月ごろにRDF発電を出していくということなんですけれども、やっぱり情報公開に耐えうるようなやり方をしていかないかということで、審査基準を事前公開をしていくということについて、お考えがあるのかどうか、お聞きをさせていただきたいと思っております。もう一つ、桑名広域のプラントがある、それと一体の施設を考えた時に、プロポーザルを桑名広域と話し合いして、一緒になってプロポーザルをしていったらどうだと、コストダウンが図れるんじゃないか、あるいはいろいろな機能的な優位性が図れるんじゃないかというふうなことを思いますので、この点もお聞きをさせていただきたいなと思っております。

（安井清企業庁長）

水谷議員お尋ねの、RDF焼却・発電施設のプロポーザル審査基準の事前公開についてでございますけれども、このたび計画をいたしておりますRDF焼却・発電施設の整備事業につきましては、新たな廃棄物焼却・発電システムを構築しようとする、全国的にも初めての試みでございます。民間事業者の最先端のノウハウを生かしたシステムの構成になるものと考えております。このことから、公募型のプロポーザル方式を採用いたしまして、金額的要素や技術的信頼性、施設稼働後の運転・維持管理も含めた技術提案を求めることといたしております。審査内容の審査項目につきましては、公開募集要領の中で周知をしていこうと考えておりますけれども、公平性、透明性の確保の上から、学識経験者等で構成いたします、仮称ではございますけれども、三重県RDF焼却・発電施設整備事業受注者選定委員会を設置する予定でございます。この委員会で審査基準を定めるとともに、公表の可否につきましても検討をしていただくことといたしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、RDF焼却・発電施設と桑名広域清掃事業組合のRDF化プラントを一体としてプロポーザル方式で取り組めないかとお尋ねでございます。RDF焼却・発電施設は、桑名広域清掃事業組合が計画をしておりますRDF化施設に隣接して整備することから、操作とか監視する部屋など、建物の一部の共同利用等を図る方向で考えております。議員御指摘の趣旨を踏まえまして、今後、桑名広域清掃事業組合と協議を行う中で、合理的な発注形態について検討をしてみたいと、さように思っております。

○平成11年第3回定例会（平成11年9月30日）

（萩原量吉議員）

ごみ固形燃料としてのRDFは、廃プラスチック類なども含めて固化すれば火力は増しますが、廃プラスチック類や紙類などを徹底して分別すれば、ほとんど生ごみだけのRDFとなり、ごみ発電所としては極めて効率の悪い燃料となってしまいます。その上、県外各地のRDF化構想が破綻していることは多く報道されているところです。ごみの分別

や減量化にこのRDF発電所構想はまったく矛盾するもので、今や再検討すべきときではないでしょうか。ましてや市町村にも負担を求めるといことは、当初の計画と大きく食い違ってきています。今こそ再検討を強く求め、知事の見解をいただきたいと思います。

あなたは、先日、行政システム改革のバージョンアップ推進大会で、ごみ箱を県庁内からなくすこととかかわって、燃やす文化からごみは出さない文化、あるいは埋める文化へと切り変えていかなければならない、こう力説されました。このあなたの言ったことを実行するなら、RDF発電所は凍結中止し、再検討すべきと思いますが、御見解をお聞かせください。

(北川正恭知事)

市町村のごみ処理方法の中で、RDF化は、ごみを貯蔵性、輸送性にすぐれた形状に加工することで、小規模分散型の都市形態の本県において広域集積が可能となり、環境保全と未利用エネルギーの有効活用ができる方式です。また、ごみ焼却施設と比べ、ダイオキシン類などの環境汚染物質の排出量がほとんどなく、環境に優しい安全な施設であることから、住民に理解されやすい施設であると考えています。

しかしながら、市町村のRDF化施設で製造されたRDFの安定的な利用先が不可欠であるため、広域的なモデル事業として、県においてRDFの焼却発電施設を整備し、市町村と一体となってRDF化構想を推進しているところでございます。市町村が分別収集を進める中で、廃プラスチックについて、原材料としてリサイクルするよう御指摘いただいておりますが、平成12年4月から完全施行されます容器包装リサイクル法に基づき、市町村の分別収集への取り組みが促進され、リサイクルが一層進むものと考えています。

しかし、この制度に乗らない廃プラスチックについては、現状のリサイクル技術の動向や再生品の利用先の状況等から、ほとんどのものが単に焼却されたり埋められている実情であります。そこで、RDF化等により、化石燃料にかえて熱エネルギーとして利活用するサーマルリサイクルへの転換が望ましいと考えています。

また、運営に伴う市町村負担につきましては、今後とも国庫補助金の確保等に努力するとともに、その動向を見据えながら判断していきたいと考えています。

○平成11年第4回定例会 委員会報告（平成11年12月21日）

(田中覚予算決算特別委員長)

RDF焼却発電施設整備事業の推進について、他の団体が取り組んでいる方法も幅広く参考にするるとともに、特に、収支がいまだ不明確なため、もし市町村の負担があるのなら早い時期に提示し、市町村の理解を得るように努力することを要望いたします。

○平成12年第2回定例会（平成12年6月28日）

(野田勇喜雄議員)

次に、産業廃棄物対策のうち、RDF施設についてお尋ねいたします。

県下のRDF施設については、現在の予定では、RDF製造プラントは、桑名広域、奥香肌伊勢広域、上野市広域、海山町南牟婁広域など、実施もしくは予定がされてるところでございます。このRDF焼却について、桑名郡に建設予定のRDF焼却発電施設は、ほぼ平成14年度以降の焼却処理に対応しようと計画しているところでございますが、今後、他市広域において、ダイオキシン対策や焼却場の耐用年数からの建てかえなど、新しいRDFプラントの固形燃料の処理をする必要があるというふうに思います。

そこで、県のRDF焼却発電施設におけるRDF処理に関しまして、この地域の市町村からの処理費が必要と思いますが、どうでしょうか。また、県南部からの長距離輸送コストなどを考えると、地域の負担コストの軽減策をぜひ御検討いただきたいと、こういうふうに思います。

各市町村がすべてRDF製造プラントを計画しているわけではございませんが、ダイオキシンや焼却場の維持管理費の高騰などで管理効率を考慮しますと、ますます増加すると予測しております。2003年以降ダイオキシンが規制され、それに伴う環境への地域の対応が高まる中、県下全体の問題としてRDF処理プラントの計画を見直すことも生じるのではないかと思います。

また、RDF処理プラントの廃棄物エネルギー源として定義されていることは賛成でございます。しかしながら、電気エネルギーとしての効率等考慮しますと、地域行政負担の変動を発生してしまうため、地方財政に不安定さを与えてしまいます。いわゆる固形燃料の不安定さのための電力需要の変動と売電の価格の変動でございます。そこで、社会基盤整備と同時に推進できるような地域環境を形成させ、地域の行政の提案等を含め、地域振興の立場からも、効率のよい蒸気熱源としての利用について提案させていただきます。

例えば、紀北交流拠点の熱源利用として、環境に優しい熱源エネルギーとしてごみからつくり出す計画を、また、住宅の供給熱プラントとして、地域貢献型の振興計画として、2次的利用の計画を考えていくのはどうでしょうか。当然、地域の自立の中で提案していくことが不可欠でございます。将来において、これまで廃棄していたエネルギーの有効利用として、2次的利用が地域基盤整備につながるような計画が、地域の声を聞いた地域密着型と言える計画ではないかと思います。当然、電気エネルギーとしての利用は賛成ですが、地域の熱エネルギーとしての利用について、県としてどのように考えていくのか、前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

(濱田智生環境部長)

RDF施設の推進についてのお尋ねのうち、3点について御答弁させていただきます。まず、製造されたRDFの受け皿は大丈夫かと、こういうお尋ねでございます。

RDF化施設につきましては、県内の24市町村が整備あるいは計画をしていますが、RDFの安定的な利用先の確保が最大の課題となっております。こうしたことから、広域的なモデル事業として、県においてRDFの焼却発電施設を整備することとし、市町村と一体となってRDF化構想を推進しているところでございます。

なお、計画していますRDF焼却発電施設は、RDFで日平均200トン进行处理する能力を持っておりますけれども、それに対して、三重県ごみ処理広域化計画や現在の市町村のRDF化の動向から判断いたしますと、平成20年度における処理計画量としては約160トンとなっております、当面、県内市町村で製造されるRDFの受け入れは十分可能であると考えております。

2点目は、電気エネルギー源としての利用だけではなくて、地域の蒸気熱源としての利用が考えられないかとお尋ねでございます。市町村のRDF化施設で製造されたRDFにつきましては、地域エネルギーとして活用していくことも有効な手段であり、例えば、富山県の南砺リサイクルセンターや北海道熱供給公社のように、冷暖房や融雪の熱源として地域内活用を行っている事例や、海山町リサイクルセンターのように、民間事業者の熱源としてRDFを供給している事例もございます。

しかしながら、地域活用に必要な小型燃焼ボイラーは、ダイオキシン対策や灰処理の必要性からコストが割高となり、地域での活用、普及の妨げとなっているのが現状でございます。このことから、県はもとより知事が会長を務めるRDF全国自治体会議といたしましても、地域でのRDFの利活用を進めるため、より安価に導入できる小型燃焼ボイラーの開発について国に要望しているところでございます。

三つ目のRDFの輸送コストについてのお尋ねでございますけれども、本県のように南北に長い地理的条件では、広域化を進める上で、RDFの輸送コストの課題がございます。このため、市町村が負担する輸送経費についての財源措置につきましても、国に対して要望しているところでございます。RDF化構想は、資源循環型社会を構築するための有効な手段の一つであることから、今後とも国に対する制度要望を積極的に行うとともに、市町村と一体となって推進していくこととしております。

(堀田晃企業庁長)

RDF施設の市町村からの処理費についての御質問にお答えします。

RDF焼却発電事業につきましては、現在、公募型プロポーザル方式により、受注予定者が選定をされたところでございます。現在、契約締結に向けまして、施設整備費及び運営管理費をできるだけ縮減すべく、受注予定者との協議を進めておるところでございます。

このうちRDFの処理を含めた運営管理費につきましては、発電による買電収入を充てることとしておりますが、近年の電力自由化の流れ等から売電単価が下がりつつあり、売電収入のみで維持運営をしていくことが非常に厳しい状況にあります。こうしたことから、今後とも、環境特性を配慮した売電料金とするよう電力会社等との折衝を重ねるとともに、

運営管理費の縮減についても最大限努力をすることとしておりますが、それでもなお不足する場合には、市町村と協議の上、御負担を求めざるを得ないと考えておるところでございます。

○平成12年第4回定例会(平成12年11月30日)

(山本勝議員)

初めに、RDF化構想についてお伺いをします。

捨てればごみ、使えば資源、ごみが資源に変わる夢のリサイクル施設として大々的に宣伝をされ、環境先進県を標榜する我が三重県の広告塔となっているRDF化構想も、最近、市町村の対応を聞いてみますと、風向きが少々おかしくなってきました。一つに、処理費用の地元負担でございます。たしか平成5年か6年ごろ、前田川知事の時代にこのRDF化構想の話が桑名広域清掃事業組合にあり、まさに夢の構想のような話で、県も積極的に無料でRDFを引き受ける、焼却灰も責任を持って処理をするという前提で、桑名広域清掃事業組合に説明があったと認識をいたしております。

しかし、各位御承知のとおり、ことしの9月になって、1トン当たり4900円を上限に引き取り料をいただくという方針転換をされ、桑名広域清掃事業組合の事務局長も、過日の新聞等では、議会も住民説明でも無料だと説明をして理解をいただいてきており、行政が今さらうそをつくわけにはいかん、こういうような話で、きっぱりとこれについて否定をされてみえます。まさに燃料を前提にごみ処理のRDF化を進めてきた関係自治体にとって、このような方針転換は、屋根に上がってはしごを外されたような状態で、戻すこともできず、大変厳しい環境に置かれておることも事実であります。

そこでお伺いしますが、処理費用の問題でございますが、1トン当たり4900円を上限に負担をいただくとの根拠をいろいろ分析いたしますと、まず施設の建設費用は約69億円で、その内訳は、国及び県より4割ずつ、残りの2割を企業庁会計より立てかえ払いをして償還を求めることになり、この2割分の資本費と物件費、人件費が処理費用に含まれると、こういう分析をいたしますが、これらの約100億円強の運営経費や発電効率、売電料金などは不確定要素も多く、15年間のコスト試算についてどのようにお考えになってみえるのか、まずお伺いをいたします。

また、処理費用について、桑名広域事業組合には、正式にはことしの10月初めに企業庁より話があったと聞き及んでおりますが、組合議会に議題として、正式にはいまだ上がっておりません。過去の経緯もあり、組合議会で否決をされるような事態になる可能性も十分あり、周辺環境も地元住民は大変関心を持っており、周辺環境なり道路アクセス等の問題は一体的な問題として取り入れなくては解決に至らないと仄聞をいたしております。桑名地区にごみを燃焼して発電する施設を建設するには、地域住民に十分理解をもらうためにも、周辺環境のパラダイムなり、桑名北部東員線の新設、道路整備10箇年計画に入

っておりませんが、早急に考えていただくことがまず先決ではなかろうかと思ます。当局のお考え方を伺いたします。

次に、処理灰の問題でございますが、現状では焼却施設の処理灰は埋め立て方式にて処理をされておりますが、国の補助対象の関係でこの方式では難しくなり、そのため新たな方式を導入せざるを得なくなったと聞き及んでおります。RDFの焼却灰について、どのような処理方法を考えておみえになるのか、伺いをいたします。

次に、本県は環境先進県を標榜し、先ほどもお話がございましたように、積極的に環境問題に取り組んでいることは理解できますが、現在のような姿勢で果たして環境先進県と言えましょうか。大変疑問を感じます。今、全県下でRDF製造施設に25市町村が取り組んでおられるとお聞きをしますが、まず、モデル施設の桑名広域のRDF施設が全国から脚光を浴びるような優良施設になることが肝心なことでございます。現在のような県の姿勢では、他の市町村も消極的な姿勢にならざるを得ないと思ますし、知事は、RDF全国自治体会議の会長も引き受けられており、全国規模的な立場からも、環境先進県に相ふさわしい施策を大いに期待したいと思ます。知事の御所見があれば伺いをいたします。

最後に、提言として、先週の25日には、オランダで京都議定書のルールづくりの国際的な環境会議がありました。合意には至りませんでした。日本国として環境問題の取り組みは重要課題であると思ますことから、RDF発電による電力会社の電力購入価格について、環境特性などを考慮した売電制度を積極的に国等に働きかけてみてはどうでしょうか。所見をお伺いしたいと思ます。

(北川正恭知事)

RDFの処理費等々について、考え方だけ私から申し述べて、具体的なことについては担当部局から説明をいたします。

RDFは、この三重県の地勢上、それぞれ南北に170キロと非常に細長い県で、ダイオキシン対策等々新たな問題については、私どもが努力をして、各市町村でやっていただくよりはより効率的であり、うまく回転するだろうと、こういうことで今日まで取り組んでまいりました。したがって、時間はこういうことについてはかかるものがございますが、その間に、さまざまな世の中大変化のときでございますので、制度とかあるいは法律的なことが変わっておりますので、今後、処理費の問題については、現在の準備を進めていただいております市町村の皆さんとそれぞれ担当部局とあわせて、私どもが協議会等を開いて市町村の皆さんの御理解を求める努力をしていきたいと、そのように考えております。

(梅田次郎地域振興部長)

多度町のRDF焼却発電施設整備と一体的な問題として検討している地域づくりについてでございます。

このRDF施設がもたらすインパクトを活用しながら、環境をテーマとした圏域内外の交流を活発化させて、新しい地域づくりを図るために、平成11年度と本年度の2カ年で桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想の策定を北勢県民局を中心に進めているところでございます。

これまで、この施設の圏域に与えるインパクトの想定、分析、また、構想の基本コンセプトの整理等を行ってきておりますが、現在、その構想に位置づける事業の検討の作業中でございます。この構想に位置づける事業につきましては、まずは、民間の活力を引き出せないかという考え方で検討しておりますけれども、公共による支援や整備の可能性もあわせて検討を行っているところでございます。

県としても、桑名・員弁生活創造圏の広域的なプロジェクトとして重要と考えておりまして、市町村とともに円滑な推進を図れるよう努めていきたいと考えております。

(原田禮嘉県土整備部長)

まず、RDFに関連いたしまして、都市計画道路桑名北部東員線の整備について、県は積極的に関与すべきではないかということでございます。この都市計画道路桑名北部東員線は、平成4年度に都市計画決定された延長約8.5キロの都市計画道路でございます。この道路は、現在、県道としての位置づけがございません。県として整備の前提となります県道昇格につきましては、現在大変厳しい環境にある中で、県がこの道路を取り上げて整備するということは現状では困難であると考えています。

なお、RDF化発電へのアクセス道路として、県道四日市多度線を考えており、道路整備10箇年戦略におきまして着手を検討している区間としております。

(堀田晃企業庁長)

まず、RDF処理費用の見通しと環境特性を考慮した売電料金制度の創設についてでございます。

RDF焼却発電施設の運営に関する諸条件は、平成7年の電気事業法の改正により売電料金制度が変わりましたこと、また、平成10年度以降は、焼却灰の無害化、安定化処理、排ガス対策が必要となったことで、計画当初に比較して大きく変わってまいりました。そのため、従来の廃棄物発電に比較いたしまして、より高効率のRDF発電を行うことにより、安定的な発電収入を確保するとともに、売電料金に関しましては、現在最も有利な廃棄物余剰電力メニューを適用することを考えております。

議員御提言の環境特性を考慮した新たな料金制度の創設につきましては、RDF全国自治体会議等を通じて引き続き国に対して要望するとともに、電力会社に対しましては、安定的な長期契約や、太陽光発電、風力発電のようにグリーン料金制度をRDF発電にも適用されるよう折衝を重ねてまいります。

また、処理費用につきましても、現在設置準備を進めております県、市町村等で構成をいたします三重県RDF運営協議会、仮称でございますが、この場で関係市町村の御理解を求めていると考えております。

次に、RDFの焼却灰はどのように処理されるのかとの御質問でございますが、RDFを焼却する際に発生する焼却灰の処理につきましては、平成14年12月からの国のダイオキシン類の排出基準の規制強化に伴い、新設の焼却施設は、原則として焼却灰の熔融固化設備が必要となります。この規制強化を受けまして、焼却灰の再資源化、再利用について調査をしたところ、現在、セメント原料としての利用のほか、人口ゼオライト化やタイル等の陶磁器製品としての利用が技術的に可能とされており、さらに、メーカー等において利用技術や利用拡大の研究が進められているところであります。

したがって、これらの利用技術等の動向も注視しながら、より経済的で有効な方法を採用すべく、受注者ともども種々の方策について検討をしてみたいと考えています。

(森本繁史議員)

企業庁長にRDF発電についてお尋ね申し上げたいと思います。

今、処理費については、有償か無償かということで、市町村の方を回っていただいているということでございますけれども、桑名広域については、無償でという説明を行ったということで、これは県も認めておるわけでございますけれども、上野市ほかの市町村については、いわゆる電気事業法が改正されたからとだれかが言ったはずであります。そのだれかはわからないけど、だれかが言ったはずであるというような発言もありますし、いわゆる打ち合わせメモだとか、あるいは復命書等の記録も全くないということですし、こういうものについては、環境部あるいは企業庁があるわけですから、庁内の統一見解なり、そういうふうなものをつくるわけですが、そういうものも存在していないということの中で、やっぱり言っていないというふうなことで処理すべきじゃないか、いわゆる行政の範疇の中では、いわゆる文書がない、そういうものについて全くきちっとしたものがない場合は、これはやはり言っていないかったということの中で、改めてもう一度、我々は言っていないけれども、こういうふうな社会情勢になったからひとつお願いしたいというあれが筋であって、いわゆる言った言わんの論議というのは、これは非常に極めて遺憾ではないかと。こちらについてのちょっと企業庁長の見解をお尋ねしたいのと、それと、もう一つ非常に重要な問題は、これは、いわゆるこの関係市町村が了解しないまま進んだ場合に、企業庁がいわゆるこの処理物を発電所へ受け入れるのかどうか。いわゆる解決しないまま、このまま行ったときに、いわゆる処理費を払わなければお断りするというような状況が出るのか。市町村が、どんどんこれ、処理場ができてきます。これ、野積みして、山積みにしてそのまま放置するわけにはいかない。結局市町村が泣き寝入りをするということになるのではないのかなというようなことも懸念されます。

それからもう1点、県費負担を市町村に負担を求めたいというような見解でございます

けれども、いわゆる市町村であったとしても、負担というのは県民に負担をさせるわけです。ですから、市町村を通して県民に負担をさせようが、県が直接県民に負担を求めようが、これは県民に負担をさせるということについては変わらないわけですから、今までのいきさつ上からいって、県がやっぱりこの問題は負担してもいいのではないかという、以上3点について、時間がありませんから簡潔にお答えいただきたいと思っております。

(堀田晃企業庁長)

RDFの処理費用に関する市町村への説明につきましては、本年10月から11月にかけて、環境部ともどもRDF関係の26市町村に説明に伺いました。市町村では、処理費用は無料であるという認識でございます。そこで、処理費用が必要となった経緯といたしまして、当初計画では、想定していなかった電気事業法の改正や灰処理の無害化等の状況の変化について説明をさせていただきました。

企業庁といたしましては、施設の効率的な運営やコストダウンを図るとともに売電収入の安定確保に努めまして、具体的な金額は、提示できるようになった段階で、近く設置予定の三重県RDF運営協議会の中で関係市町村の御理解を得てまいりたいと思っております。

また、処理物を云々ということですが、これは御理解を得て処理をさせていただきたいというふうに考えております。

また、市町村の負担でございますが、企業庁といたしましては、効率的な事業運営や灰処理費用等の低減に努めるとともに、安定的な売電収入を確保することによりまして、できるだけ市町村の負担の軽減に努めまして、事業の円滑な推進を進めてまいりたいというふうに考えております。

○平成13年第2回定例会(平成13年6月21日)

(山本勝議員)

このRDF構想の全体像につきまして、県としては、ダイオキシンの発生の抑制のモデル施設と言うてみえるんですけども、地元の方としては、関係者は、やはり迷惑施設だと。迷惑施設というらえ方をして意識を持っておるわけです。ですから、幾ら話しておっても、なかなか地元と行政の間には、発言とか姿勢にはギャップがあるわけでございまして、なかなかかみ合わんときておるのが現状でございますから、その辺のところのギャップを、どうこれから埋めていかれるのかということもお伺いをしたいと思います。

最後に、RDF処理料の問題でございますけれども、対象市町村でつくられております運営協議会、これの現状の報告と地元負担金の問題、市町村の年度予算の時期も、平成14年12月ぐらいからスタートしますと、たとえ3カ月と言われても、期間がございまして、予算を組まなければいけませんから、そういうぐあいにたぐっていくと、平成13年の9月、

10月ぐらいには、やっぱりそういう金額というも提示をしなければいかんというような時期になろうかと思しますので、いつごろそういうような金額を提示されるのかということをお伺いをしたいと思います。

(濱田智生環境部長)

RDF化構想に絡みまして、県行政の取り組み姿勢についても尋ねがございました。県において多度町地内に計画を進めておりますRDF焼却・発電施設は、未利用エネルギーの有効活用を図るためのモデル事業といたしまして、市町村の施設で製造されたRDFの安定的な受け皿として、全国に先駆けて整備するものでございます。

こうした観点や施設について、地元の皆さん方の御理解をぜひお願いしたいと思います。一層の理解が得られますように、努力していきたいと思っております。

(服部卓郎企業庁長)

RDF運営協議会の活動等についてお答えいたします。

本年1月に設置しました三重県RDF運営協議会の中に総務運営部会と技術部会を設置しておりますが、総務運営部会におきまして、経済的で効率的な維持管理について協議を進めているところでございます。

御質問の地元負担金、いわゆるRDF処理費につきましては、現在、ランニング費用等を精査している段階であり、この総務運営部会におきまして検討を深め、年内の解決をめどに努力してまいりたいと考えております。

○平成13年第4回定例会 委員会報告(平成13年11月26日)

(櫻井義之予算決算特別委員長)

現在推進中のRDF焼却・発電施設については、関係市町村と十分協議して、早期に算定根拠を明確にした料金設定を行うとともに、安定した事業運営を図るため、売電料金、RDF量の確保等について関係機関と協議されるよう要望いたします。

(真弓俊郎議員)

引き続き、認定3号の電気会計決算では、RDF焼却発電施設に関するものがありますが、私たち日本共産党は、次の二つの点で問題点を指摘したいと思います。

まず第1は、RDFが新エネルギーとされていることです。しょせんゴミをプラスチックやビニールと一緒に燃やしてしまうのがRDFではありませんか。こんな古い、否定されるべき旧思想に基づく施策です。これではゴミの分別と減量化にはつながりません。

もう一つは、運営費のいい加減さです。15年間の売電収入引く15年間の物件費、人件費、そして資本金、残ったものがすべて市町村負担になります。そして、がらがらぼんで、ト

ン当たり4900円。これもやっぱり住民負担。県の医療や福祉施設の民営化が声高に叫ばれていますが、こんな工水事業や電気事業こそ見直すべきではないでしょうか。

○平成13年第4回定例会(平成13年12月7日)

(吉川実議員)

ゴミ固形燃料焼却・発電施設の運営に関してでございますが、県、企業庁では、資源循環型社会を構築する上で、極めて有効な手段として、ゴミ固形燃料、いわゆるRDF焼却・発電施設の整備を多度町地内で平成12年10月に着手され、来年の14年12月稼働に向けて鋭意進められております。

また、このRDF焼却・発電施設の整備に呼応して、県下の市町村におきまして、桑名市ほか5町で構成する桑名広域清掃事業組合、勢和村ほか7町村の香肌奥伊勢資源化広域連合、御浜町ほか3町村の南牟婁清掃組合、及び上野市ほか4カ町村で構成する環境衛生組合と、海山町、浜島町、紀伊長島町を合わせ7団体26市町村が、一般廃棄物の焼却炉の更新時期の到来と、平成14年12月から、ゴミ処理に係るダイオキシン類の排出基準が、現在の80ナノグラム以下から、既設施設の改修の場合は1ナノグラム以下、新設の場合は0.1ナノグラム以下となること等によりまして、RDF発電施設の燃料となるゴミ固形燃料化施設の整備を進めているところでございますが、三重県において、市町村等のゴミ処理施設をRDF化施設として整備するよう促進され、県、市町村連携して取り組まれておりますことは、三重のくにづくり宣言におきまして、ゴミを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムへと転換し、環境負荷の低減を図るとともに、ゴミの持つ未利用エネルギーの有効活用を行うため、市町村などのゴミ処理施設をゴミ固形燃料化施設として整備し、地域の燃料とするよう誘導し、RDFの大量で安定的な利用先としての発電施設の整備を進め、電気エネルギーとして有効に活用することの実現でございまして、高く評価したいと存じております。

こうした施設の整備が進められる中で、RDF焼却・発電施設の稼働後の運営経費につきましては、ダイオキシン類等の排ガス対策などに多くの経費がかかることや、電力自由化に伴います売電料金の低迷から、売電収入によって維持管理費を確保することが難しいと予想されるとされまして、昨年9月の県議会定例会の中で、運営経費について関係市町村等に、RDFトン当たり4900円を上限として負担をお願いすると表明されたところでございます。

先日放送されましたNHKの「クローズアップ現代」の番組の中で、関係市町村の職員が「ゴミ固形燃料化施設整備の着手時には、発電施設への持ち込み料は無料であると認識していた」という声もあります。また、今後運営することとなる市町村等の施設の維持経費も、従来のごみ処理施設に比べ大幅に上回り、さらに、それぞれの施設から発電施設へ

の運搬料、いわゆる横持ち料も必要になる。関係市町村等は憂慮し、困惑している状況でございます。

県当局が、今回のRDF焼却・発電施設整備のハード部分に対しまして、一般的には市町村が行う一般廃棄物処理施設整備事業を採用し、また、発電事業部分についても一般会計からの出資を行い、国の制度を活用しながらも、多くの県費を投入し、さらに、施設の運営収支不均衡や市町村等の新たな負担に対しまして、国の関係省庁へ、RDFの輸送に対する市町村への交付税措置の創設や、RDFを再生利用認定制度の対象に追加すること、及びRDF等新エネルギー導入促進売電制度の創設などを強く提言、要望されていることは、十分承知いたしております。

そこで、地域住民に光とエネルギーを供給される公益事業として貢献されております電力会社にいま一つご理解をいただき、売電料金のアップをお願いしてはどうか。また、企業庁として、RDFの熱カロリーを高める努力と、エネルギーのばらつきを補う石炭等化石燃料の削減に努められ、コストダウンを図られ、持ち込み料金の軽減に努力されるお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

(濱田智生環境部長)

RDFに関する御質問に御答弁申し上げます。

資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するため、RDF化構想を提唱いたしまして、市町村のRDFの安定的な受け皿を確保するために、RDF焼却発電施設を広域的なモデル施設として整備するなどの取り組みを進めてまいったところでございます。

この構想を進めるに当たりましては、本県が全国の自治体に積極的に呼びかけましてRDF全国自治体会議を設立し、知事みずから会長となりまして、国等の関係機関に要望を行う中で、県が行うRDF焼却発電施設の整備に対する補助や起債制度の拡充などの成果を上げてきたところでございます。

ごみのRDF化は、市町村にとって、貯蔵性や輸送性などのメリットがございますが、一方、南北に長い本県では、RDFの輸送経費が新たな負担となるため、市町村の強い要望も受けまして、RDF全国自治体会議や県の国家予算要望活動においても、RDFの輸送に対する市町村への交付税措置の創設などを国に強く要望しているところでございます。

今後も、これらの要望が実現されますように、国に対して引き続き提案、要望活動を行うなど、RDF化構想の推進に努めてまいりたいと考えております。

(服部卓郎企業庁長)

RDF発電関係に関して二つお答え申し上げます。

まず、県は電力会社に対して売電料金のアップを求められないかといった御趣旨でございましたが、RDF発電など新エネルギーの優遇買い取り制度の創設につきましては、予

算要望活動や「RDF全国自治体会議」等を通じまして、経済産業省あるいは新エネルギー庁などに対し要望を行ってまいりました。しかしながら、優遇買い取り制度の創設は電力自由化に反する動きでもありまして、国からの買い取りには厳しい状況がうかがえます。

また、電力会社の電力購入メニューにおきまして、RDF発電の電力は、現在では、廃棄物発電の余剰電力として比較的安価に買い取られることとなっています。これに対しまして、太陽光発電、風力発電に電力会社が配慮しているように、RDF発電にも、グリーン料金の発想から、電力購入価格の引き上げと安定的な長期計画がなされるよう、県といたしましても電力会社に要望いたしているところでございます。

次に、県はRDF処理費の軽減をどのように努力しているかといったような御趣旨でございました。

RDF焼却発電施設につきましては、建設費、運営費を軽減することをねらいといたしまして、民間事業者のノウハウを活用したPFI的手法を導入することといたしました。公開公募によるさまざまな提案を受けまして、技術的、経済的に最もすぐれた案を採用するなど努力を行ってまいっております。

来年の運転開始に備えまして、三重県RDF運営協議会の中に、総務運営部会あるいは技術検討部会を設けまして、市町村とともにランニングコストの軽減化を図るための研究検討を重ねております。

今後も、市町村と県が一体となり、RDF焼却発電施設の効率的な運用開始に備えてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

(吉川実議員)

RDFですが、問題は、私が心配するのは、クローズアップ現代でそう言ったから、あるいは無料で引き取りますからと、五、六年前の計画当初、26市町村が7団体になりまして、県の御指導よろしきを得て、そうして固形燃料化、こうしていこう。環境を遵守しながら住みよいまちづくりをしていこう、きれいな空気にしていこう。今の焼却施設では、ダイオキシン問題だとかいろんなことで生活する人たちの健康に害するから、固形燃料化して焼却をする。発電する電気は二の次でございますけれど、そうした環境浄化のために、ともに三重県と一緒に26市町村が参画をしてきた。

そこで、持ち込み料の話でございますが、当初そういうことが聞かされておらなかった。しかし、電気事情やいろんなことで難しい問題が起って来た。それには、企業庁としてはどうしてもやっぱり、名前のおとり企業庁ですから、採算を度外視して赤字でやっていくわけにもいかない。だから、最低限このぐらい頼みますわと、このようなことを思われているのかどうか。巷間そのように、昨年9月にもそういう提案というか話がありました。

そこで、私が考えますのに、やっぱり企業庁努力というのも大事であります。それは言うまでもございませんが、そうした地域住民の肩に全部かかってくる。そうして、4900円にプラス、平均しまして四、五千円の運賃、横持ち運賃も要るわけです、約1万円。そう

して、固形燃料いわゆる廃棄物を収集して、そうして固形燃料をつくるための各市町村の工場に運んできまして、そうして、そこで固形燃料をつくる原価といますか、そのコスト、これがどのぐらいかかるか私には一向わかりませんし、まだつくっていませんので答えも出ておりませんが、企業庁として大体の、固形燃料をつくるためにどのぐらい要りますよということもおわかりになっておれば、あらましで結構ですが、御答弁いただきたい。お聞かせをいただきたいと思いますのと同時に、やっぱりこれだけ地域住民のすべて肩にかかってくるわけですから、やっぱり公益性を重視された電気会社さんに、非常に難しい、今安価で電気を製造できるかもわかりませんが、ひとつもう一段の御奮発をお願い申し上げたい、このように思います。

(服部卓郎企業庁長)

RDF化の費用につきましては、それぞれの施設の状況によりまして若干差が出ております。規模によりましては、安いところでは1トン当たりの計算でいきますと1万5000円程度から4万円程度まで開きがございまして。そういった事情で、それぞれ規模のメリットというものの差があるかと思いますが、私どもの方へ持ち込んでいただきますRDF処理費の問題につきましては、4900円というお話が去年議会答弁でも出ておりましたが、その軽減化のための努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○平成14年第1回定例会(平成14年3月4日)

(山本勝議員)

最後に、RDF焼却発電施設に関連してでございますが、当該市町村も、当初の説明では無料で引き取るとの空気が根強く、そして、構想の推進者としての県の今後の予定とか問題の解決への決意をお伺いし、土地問題についてもいろいろ新聞等で騒がれておりました、土地賃貸借契約なり保安林指定の問題についても正確な状況と、着工が果たして間に合うのかと、こんなこともお伺いをして、以上、壇上からの質問を終了させていただきます。明快な御答弁をお伺いして、終了させていただきます。

ありがとうございました。

(濱田智生環境部長)

RDF焼却発電施設の諸問題のうち、保安林解除につきましてお答え申し上げます。

桑名広域清掃事業組合が実施いたしますRDF化施設及び県が実施いたしますRDF焼却発電施設建設に係ります保安林の指定の解除につきましては、農林水産大臣が行う事案でございます。

この事業は、用地取得につきまして土地収用法が適用されるため、森林法第26条第2項に基づきまして、公益上の理由で保安林が解除されております。

土地収用法が該当する事業の解除申請に当たりましては、土地収用法が適用される土地所有者の同意書等は許可の要件とはなっておりません。したがって、今回の報道にあります一部土地関係者の問題につきましては、保安林の解除処分との効果とは直接は関係するものではございません。

(服部卓郎企業庁長)

処理費の問題でございますが、昨年12月15日に開催されました三重県RDF運営協議会総会におきまして、RDF処理費の負担のあり方について議論を行っていただきましたが、結論を得るに至りませんでした。現在、RDF運営協議会理事会において調整を進めていただいております。県といたしましても、今後、理事会の議論を深め、RDF処理費の負担について皆様の理解を得て、早い機会に取りまとめていく方向で協議していきたいと考えております。

次に、用地問題でございますが、用地取得業務をお願いしております桑名広域清掃事業組合に確認いたしましたところ、県のRDF焼却発電施設用地と組合が整備するRDF化施設用地を含めた関係用地に関する使用貸借契約書の書類の中に、地権者に関して不明である用地が2筆ございましたが、これらの用地について、その後、正当地権者が判明したということで、適正な手続を行い、既に誤りを訂正いたしましたということでございまして、問題はございません。

また、きょうの一部報道にございます土地区画整理事業につきましては、詳しい情報は入っておりませんが、いずれにいたしましても、操業におきまして最善の努力をしてまいりたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

○平成14年第3回定例会(平成14年9月25日)

(西場信行議員)

RDFという新しい技術利用は、県と市町村で検討されてきました。そして、本年度には発電が稼働するという状況まで来ておりますが、貯蔵性、輸送性、また、リサイクルという利点を評価して、環境先進県の三重県がRDF構想として積極的に取り組んできたものだと、このように理解をしております。私の地元でも、香肌伊勢資源化広域連合として、勢和村にこのRDF工場をつくって、日量44トンで稼働しておる状況であります。

そんな中で、先般、6月であったかと思いますが、RDF発電の市町村負担金の問題が運営協議会で議論されまして、一応の決着を見たところであると聞いております。しかしながら、当面の市町村負担であります灰処理費との差額であります5億3700万円の収入不足が生じる試算となっておりますということも聞いております。この収入不足は企業庁の経営努力で賄うとのことですが、公営企業体にそんな余力はないのではないか、また、企業活動で得た利益は県民の公共福祉のために還元していくシステムの公営企業体にその

ような余力があつてはならないのではないか。このようなことを考えるときに、このたびのことは、電気の自由化、ダイオキシンの法規制により起こった不測の事態であることを考えれば、この問題は、国、県、市町村等の行政責任で対応していくべきであろうと思うんです。そこで、環境先進県を標榜されて、本県のRDF構想をリードしてきた、全国のRDF自治体会議の会長でもある北川知事の見解をお聞きしたいと思います。

RDFの2点目ですが、新エネルギー法が国会を通過しております。この新エネルギー法の政令によって、RDF発電が新エネルギーとして認知されるかされないか、この問題がこれからの我が県のRDF発電に及ぼす影響というものは大変重大であると、このように思います。県は、これに対してどのような見解を持って、新エネルギー法に位置づけられるよう国に対して働きかけているのか、御説明をお願いしたいと思います。

また、RDFに関係する市町村から運賃助成の要望が出ておりますが、これに対する対応もあわせて伺っております。

(長谷川寛環境部長)

RDF化構想について、県の見込みが甘かったのではないかと伺っております。

三重県では、ごみの持つ未利用なエネルギーの有効活用やごみ処理の広域化を図るため、市町村と一体となってRDF化構想を進めてまいりました。この構想を進めるに当たっては、三重県が全国の自治体に積極的に呼びかけ、RDF全国自治体会議を設立し、知事自らが会長となって国等の関係機関に要望を行うことで、県が行うRDF焼却発電施設の整備に対する補助制度や起債制度の拡充を図ることなどの成果を上げ、事業運営経費の削減を図ってきたところでございます。

また、電力の自由化に伴う売電収入の減少等により、計画当初に比べ、RDF焼却発電施設の運営に係る諸条件が大きく変化してまいりましたが、県といたしましては、資源循環型社会の構築を図るため、RDF化構想を推進している立場から、RDF焼却発電施設の全体事業費の72.5%に当たる焼却施設分67億2841万1000円を一般会計で負担しているところでございます。

また、さらに、市町村のRDF化施設の整備に対しましても、国の補助制度に加え、県独自の措置として、起債の元利償還金などに対して各施設ごとに1億円を補助し、市町村の負担を少しでも軽減できるよう努力してきたところでございます。

今後とも、RDF化構想の推進につきましては、企業庁との連携のもとに鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、RDF発電の関係市町村への運送費補助でございます。

ごみのRDF化は、貯蔵性や輸送性にメリットがあります。しかしながら、南北に長い三重県では、RDFの輸送経費が新たな負担となりました。このため、市町村の強い要請を受け、知事が会長であるRDF全国自治体会議や県の国家予算要望活動において、RDF

Fの輸送に対する市町村への交付税措置の創設等を環境省、総務省に対して強く要望しているところでございます。

県といたしましては、これらの要望が実現されるよう、今後とも引き続き国に対して提案要望活動を行い、RDF化構想の推進に努めてまいります。

(濱田智生企業庁長)

1点は、市町村負担額の減少に伴う事業収入不足への対応でございます。このことにつきましては、企業庁におきましても、決定までの経緯を踏まえまして、理事会の御決断に感謝いたしまして、新たな決意で再度運営管理費の縮減に向け、関係者の御協力もお願いしながら、今日まで様々な縮減等に取り組んでいるところでございます。

現在の検討状況でございますけれども、例えば、企業庁の直接管理部門での人件費の削減や、中部電力送電線負担金の協議に理解が得られましたことによる削減など5項目ほどの見直しを行っております。確定したもののばかりではございませんけれども、関係者の御協力により、一定のめどがつけられる見通しとなっております。

いずれにいたしましても、長期の事業運営におきましては、様々なコスト増要因が生じるものと考えていますので、運営管理の見直しを不断のことといたしまして、効率的な事業運営に当たってまいります。

また、もう一つ、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の適用の問題でございますけれども、この件に関しましては、RDF発電がこの法律の対象エネルギーとなりますように、国に対して制度要望するとともに、知事が会長を務めておりますRDF全国自治体会議でも要望を行ってまいりました。今後とも努力を続けてまいります。

○平成14年第4回定例会 委員会報告(平成14年11月25日)

(辻本進予算決算特別委員長)

今年12月運転開始予定のRDF焼却・発電施設については、この施設の維持運営に要する関係市町村の費用負担について、関係市町村の一層の理解を得るとともに、安定した事業運営を図るために、売電料金、RDFの量の確保等について関係機関と協議されるよう要望します。

(萩原量吉議員)

反対の理由の二つ目は、RDF焼却発電所の建設を含む電気事業会計であります。

当初、無料で引き取ると言っていたRDF持ち込み料は、結局3790円トン当たりも取ることになりました。今なお18の市町村議会でこの支出も議決がされていません。まさにだましであり、うそをついてまでRDF化を強行したことが証明されました。

しかも、このRDF、ごみ固形燃料による焼却発電所は、塩素系プラスチック類など本来燃やしてはならないものまで燃やして有毒ガスが発生する危険性や、また、ごみの減量化や分別に逆行するもので、いまだに新エネルギー法の対象として位置づけられていません。さらに、この発電所での焼却後の飛灰についても、この12月1日から本格稼働するのにも、今なお太平洋セメントの地元藤原町住民の理解が得られていません。建設現場の地元東員町での搬入道路の問題でも、7年間も要求し続けているのに全く解決していない。さらに、建設用地の土地問題まで、訴訟まで提起されているというありさまです。

四日市のガス化溶融炉の強行と同じく、このRDF焼却発電所も、結局は産業廃棄物の処理に携わる巨大廃棄物処理産業、産廃業界の大企業を中心に結成している廃棄物研究財団の言いなりで、住民の納得、合意も得ず、まず建設ありきの巨大な実験が県民犠牲で強行されているものです。これがまさに北川県政の環境先進県の実態であります。

北川知事は、外では環境経営などで今度も講演をするようですが、格好よく宣伝はするものの、足元の県民の願いに応えないばかりか、会うこともせず、説明責任を果たしていません。このようなRDF焼却発電所の強行とこの決算に賛成するわけにはいきません。

○平成15年第1回定例会（平成15年2月21日）

（田中覚議員）

循環型社会の構築、リサイクルなんていうて、この当初予算の事業をずっと見ておったんです。少し時間がいただけましたので、企業庁長、企業庁長から出されている資源循環型社会実現に参画するための活動、RDF償却発電事業7億4000万余りですか。上野からお願いして、上野の一般廃棄物、家庭ごみをお願いしているあの灰はどこに行っているんですか、焼却灰は。

（濱田智生企業庁長）

かねて議会の方へも御報告をさせてもらっておりますが、三重県内の焼却灰については、方向といたしましては、セメント資源化に役立てたいということで、そういう方向での今、努力をしているところでございますが、現時点ではまだ地元の理解が得られておりません。そういうことで、暫定的な処理といたしまして、岐阜県の方でお引き受けいただいたということは、先般議会の方へも御報告をさせてもらったとおりでございます。

（田中覚議員）

いや、私が尋ねたのは、資源循環型社会の実現に参画するという企業庁が、RDFの焼却灰をどう資源循環型にしてもうてまんのやということを尋ねてますの。

（濱田智生企業庁長）

私たちの求めるところは、やはり出てきたごみ、そういったものを資源循環という格好で最後まで利用したいという強い思いは持っています。そういう思いの中で、先ほどのような行動をとっておるということで、しばらくのお時間をいただきたいと思います。

（田中覚議員）

上野市に確認しましたら、岐阜の市町村の名前はわかりませんが、廃掃法上のE通知というが出てないということなんですが、そのRDFの焼却灰がどんな手法で、岐阜県のある市町村に行ったらっしゃるのかお尋ねさせていただきます。

（濱田智生企業庁長）

実は、RDFの市町村とのお話の中で、昨年の6月に3790円のRDFの1トン当たりの負担をいただくという話の中で、我々も懸命の努力をしてきました。そういう中で、厳しい運営状況になりまして、実は富士電機が運営委託をされていますけれども、そういう話の中で、一部何らかの格好の富士電機としてもこういう厳しい状況を踏まえて、県、市町村に向かって何らかの協力をお願いできないかというような話の中で、基本的な契約の枠組みは変えられないという話でしたが、RDFの引き受け1トン当たり、一定の期間、灰処理が軌道に乗るまでの間は、200円程度なら支援できると、こういうふうな話がありまして、一たんその部分で買い取ってもらった形にはして、その分の負担軽減を県の方が受けておると、こういう形でございます。

そういう話の中で、一般廃棄物として処理するか、いわゆる産業廃棄物として処理するかというような話については、各県ともばらばらでございますが、こういった部分を踏まえまして、1年と4カ月ごとの期限の中ではございますが、200円のRDFの購入をしてもらうということで、その焼却灰については産業廃棄物の扱いで処理してもらおうと、そういうような処理でございます。

（田中覚議員）

もう一度整理させていただきます。そうすると、企業庁から出てくる焼却灰は、一般廃棄物なんだけども、富士電機さんが200円で、いわゆる有価で買うから、一般廃棄物として企業庁には残らない。富士電機さんは、灰をもらった、200円で有価物で買ったんだから、あとは産廃処理をすればいいだけ。したがって、岐阜県の、どこの市町村かわかりませんが、E通知は要らないと、こういうロジックなんですね。確認だけさせていただきます。

（濱田智生企業庁長）

そういうことでございます。

（田中覚議員）

手法はいかなる手法であろうとも、ちょっと循環型社会の構築と書いていただいて、RDFの焼却とか発電事業で書いてあったら、もう少し知恵ないの。

もう一つ、せっかく200円でも買ってくれておるんやったら、もう上野はトン当たり3790円出さないでいいわけですから、焼却灰の灰処理代として3790円くれということですから、200円の分け前をもうてもいいわけやな、上野は。私は、そのロジックの中でそう思いますが、何ぼぐらい上野市としては分け前をもらえるんやろう。お尋ねさせてください。

(濱田智生企業庁長)

その前に申しましたように、4500円で我々提案いたしまして、当面3790円というところで運営の努力をしよう。長丁場でございます、14年4カ月という経営収支の中でございます。そういう中で、当初予定したよりも少し計画的に遅れるとか、そういうふうなことで、経費的にも懸念されるということで、先ほど言いましたように、受託事業会社へも協力を求めたという経緯でございますので、当面、我々企業庁としては、3790円のときのそれぞれの市町村との話ができるだけ達成できるようにというような話での努力の中でございますので、御理解いただきたいと思っております。

(田中覚議員)

知事のお好きな言葉に「朝令暮改」ですか、まあ、いいやないかと、少々、最初間違っただでちゃんと直していけばいいやないかという話。例えば有価で買っていたのだしたら、有価で買っていたところをまず探すべきじゃないか。次に、やっぱり処理代が要るんやということであれば、処理代は、富士電さんに委託してあるんだからということじゃなくて、どんどん入札かけて、より安く処理をしてもらうところを求めなきゃいか。三つ目に、全く循環型社会の構築なんていうのは頭がない。

何せ自分の手元からごみがなくなったらいいというのは、化石のような発想だと私は思う。環境部長、ああいう答弁をしているのをどう思う。環境部長をお願いします。

(長谷川寛環境部長)

RDF発電の焼却灰につきましては、大変私ども環境部も関係しておるわけですが、計画が地元調整の結果うまくいかなかった、いってないということの中で、緊急避難的に企業庁が考えられて処理されているということでございますので、私どもといたしましては、ぜひ御理解願いたいと思っております。

(田中覚議員)

さっき私、褒めてんで。循環型社会もよう頑張ってもうてるというて。片方では全然あかんのや。積極的に知恵を絞るという努力をしたの、環境部長。ちゃんと指導したの。企業庁長は環境部長にちゃんと相談したの。一体どうなっておるの、これ。ただ三重県から

持ち出せばいい。

ただ埋め立てればいい。そういう発想で三重県の環境先進県、語れんではないかと、このように思いますが、もう一度環境部長、どうぞ。緊急避難的になんて言ったらあかんと違う。シミュレーションしたの。努力してくれた。

(長谷川寛環境部長)

今後、環境部と企業庁と連携して、きちっとやってまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(田中覚議員)

今のお答えを尊重したいと思います。

企業庁長、今の環境部長のお話を伺っていただいてどのように、御所見があれば。

(濱田智生企業庁長)

暫定的な処理ということでございまして、一日も早く資源循環になじむような形の努力をしたいということでございます。

(田中覚議員)

今、最後のお話を聞いて、知事にお話を聞いていただいたように、まだまだ県庁の職員さんの意識を変えたと知事はおっしゃるけれども、困難に立ち向かったときに自分の身を守ろうとしてしまう。その都度その都度、最良の方法を決めていかない、こういうふうなことに移ったのだらうと思います。したがって、知事にはおやめいただいても、一層御意見番として県政に御参画いただきますよう心からお願いを申し上げ、終わらせていただきます。ありがとうございました。

三重県議会におけるRDF関連の発言（稼働段階）

<平成15年度：事故関連>

○平成15年第2回8月臨時会（平成15年8月25日）

（野呂昭彦知事）

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、議員の皆様方の招集請求によりまず臨時会開催のため、御参集をお願いしましたところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

このたびの三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽の爆発事故に関しまして、消火活動に当たってこられた方々の尊い人命を失う事故の発生について深くおわびを申し上げます。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御家族への哀悼の意を表します。また、けがをされた方々の一日も早い回復を念願しております。さらに、施設周辺住民の方々にも多大な御迷惑をおかけし、県民の皆様にご不安を与えましたことにつきましても、大変遺憾に思っております。

今回のこのような事故の発生については断腸の思いであり、当該施設により発電事業を行っている地方公営企業の設置者として大きな責任を感じております。現在、貯蔵槽の完全消火に緊急に取り組むとともに、ごみ固形燃料発電所事故調査委員会の設置、水質、土壌、大気の調査、健康相談所の開設などの対応を行うほか、今後、市町村のごみ処理、汚水対策など、あらゆる対策を講じていく所存ですので、議員の皆様方におかれましても、格別の御理解、そして御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○平成15年第3回定例会（平成15年9月24日）

（萩野虔一議員）

まず、冒頭に、先のRDFの爆発事故によりまして犠牲になられましたお二人の方から哀悼の意を表させていただきます。また、御家族の皆さんには衷心よりお悔やみを申し上げます。そして、けがをされた皆さん、一日も早い回復を心から御祈念申し上げます。と思います。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきますけれども、今回、私は基本的なものに少しこだわって、念頭に置いて発言をさせていただきたいと思っております。

まず、今のRDFの貯蔵タンクの事故についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、県も調査委員会を設けて調査していますし、議会も特別委員会で原因の究明やら再発防止について議論をしているところでございますし、警察本部も捜査をしている途中でございますので、基本的なものについて事故後の初の議会でございますので、知事の認識をお伺いしておきたいというふうに思います。

RDFは、夢のリサイクルとも呼ばれ、RDF施設、それが稼働後わずか8カ月、最先端の施設で起きた2人の犠牲者を出すという、まさに深刻な爆発事故でございました。野呂知事をして「県政史上の一大汚点として記録されるもの」との言は、まさに宜なるかなと思います。

「RDFって何だ」というふうなことをよく県民の皆さんから聞かされます。今日はちょっとRDFそのものを借りてきました。（実物を示す）これは、南牟婁郡御浜町のクリーンセンターでつくっているものなんですけれども、こういうものなんです。チョークより少し短いといいますか、これ、固いんですけども、これがごみからつくられた固形燃料です。長さが違うんだそうでございますけれども、これは3センチぐらいで直径が1センチぐらい、こういうものが貯蔵槽にたまっていて爆発事故を起こした。これ、固形燃料、こういうものなんです。ここに置いていても爆発は起こりません。

この件につきましては、今から7年前、1996年（平成8年）に、今日もお見えてですけども、藤田正美議員が当時の北川知事に質問されています。

お許しをいただきましたので、少し紹介をさせていただきます。このようなことを藤田さんは言っております。「RDFというのは、この計画推進に当たった人たちを除いて全く未知のもので、この未知のものが地域に受け入れられるためには、幾らそのハードがよくても、それを使いこなすソフト面も同じくらい重要な事柄です」、こう述べております。さらに続けて、「ここに至るまでも順調とは言えなかったということも皆様御承知のとおりですし、今後も順調に進んでいくという保証は又ありません」と質問をされています。

まさに今日を予測していたような炯眼であったと私は思います。

これに対して、当時の北川知事はこのように答弁されています。「RDF化の推進は、資源循環型社会を構築するための一環として非常に有効であること、環境保全上格段に有利であること、そして、技術上の問題は解決されていることなどを挙げて、市町村と一体となって推進を図っていきたい」と答弁し、全国に先駆けて環境先進県を目指すことと表明されています。北川県政の目玉の一つでありました。

しかし、前知事がおっしゃるように、技術上の問題は解決されているにもかかわらず、事故は起きました。仮に技術上の問題でないとすれば原因は何ですか。

昨年12月に始まったダイオキシンの規制対策が急がれたこともあり、県営では全国初の施設ということもあり、安全対策や安全への意識が欠如したまま稼働させてしまったことが今日の惨状を招いてしまったのではないかと思います。当時、よく、失敗する自由なんていう言葉がありましたけど、そんなことは決して言えません。野呂知事の言う「試運転のまま稼働していた」とおり、認識の甘さが招いた惨事と言わざるを得ません。

確かに、最先端の施設であるがゆえに法の整備もなく、必要な国の基準や規制も薄い状態でした。今、国もこの事故の重大さに鑑み、年内を目途に保管方法も含めた基準づくりを急ぐ考えのようでございますが、そんな状態だからこそ、なおさら万全な安全対策と慎重な運営が望まれたのではなかったでしょうか。

知事は、この事故につながるか、あるいは、安全に運転できるかというターニングポイントはいつだったとお思いですか。

福岡など他の県の施設では、消火設備だけでなく、様々な安全への方策を当初から講じていると聞きますし、RDFを石炭と同じ扱いをしているところもあると聞いています。昨年12月に最初の事故が発生したとき、徹底した検証がなされていたら今回の事故にはつながらなかったのではなかったか。

そのときのトラブルの状況や変化に対応し切れないまま再稼働させたことが大事故につながったのではないかという思いを私は捨て切れません。

そこでお尋ねいたします。

日本のRDFに深刻な打撃を与えたこと、警察の捜査を受けて刑事事件に発展する、そういうことも含めて、今回の事故の原因と責任、そして危機管理について知事は今どのように認識をされているのか、お答えください。また、情報先進県を標榜する県として、今回、一連の経過の中で、県民や議会への情報公開が住民への説明会も含めて不十分であったと多くの方が指摘をしています。そして、そのことが不安感や不信感を増幅させています。情報公開や提供は十分であったのか、そのあり方も含めて知事の認識を聞きたいと思えます。

私は、環境に配慮し、資源循環型社会を目指していく方向は間違いのない理念だと思いますが、この事故では尊い人命が犠牲になっていることであり、事は重大であります。しかし、一方で、県内7カ所のRDF製造事業所と26市町村に深刻な打撃を与えています。このままの状態が長く続けば、ごみは行く場を失ってしまいますし、財政負担もまた深刻です。市町村のRDF運営協議会は、安全と点検を確認の上、県民の理解を得ながら早い再稼働を望んでいます。この声に対して、今後の対応と見通しについて、財政負担のあり方も含めてお答えをいただきたいと思えます。

また、一般廃棄物行政は、本来市町村であります。循環型社会を市町村と協働で考えていくとして、RDFは県として一歩踏み出した、このことの意義については、もとに戻りますけれども、一度確認をさせていただきたいと思えます。

最後に、この事故は危機管理の重要性を最も深刻な形で教えてくれました。

そして、それは県の組織のあり方や体制そのものの議論を呼んでいます。マネージャー制の導入など、組織のフラット化によって責任の所在があいまいになっていなかったのでしょうか。フラット化はそれ相応の意義はあるとしても、そのことが危機管理を危うくしたことに繋がっていているという議論に知事の考えを伺っておきたいと思えます。

以上、第1回目、ここで答弁をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

(野呂昭彦知事)

RDF一連の事故につきましての御質問でございますけれども、まず、冒頭、私の方からも、犠牲になられました消防職員の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆さんにお悔やみを申し上げる次第でございます。このような事故に至りましたことを大変遺憾に思い、御迷惑をおかけしました皆さんにおわびを申し上げたいと思えます。

さて、今回の事故に関しまして、県議会におきましてはRDF貯蔵槽事故調査特別委員会を設置していただいております。そこにおきまして事故の原因究明だとか再発防止等についても御調査をいただいておりますところでございますが、県の方におきましてもごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会を持ちまして、ここで検討いただいておりますところでございます。

なぜこの事故が起きたのかと、こういうことでございますけれども、この委員会の方で9月16日にいただきました中間報告によりますと、RDFの貯蔵槽からの発熱要因につきましては、発酵による発熱によるところという一定の、これは推察でございますけれども、爆発に至る原因の究明につきましては、まだ完全に特定するまでには至っており、今後の課題とされておるところでございます。

今回のこの事故につきまして、過去の北川県政当時のことも振り返って御質問をいただいておりますところでございますけれども、この中間報告におきましても、貯蔵槽の管理方法につきまして他県と比較したときに、他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取り扱いを行っているということでございまして、こうしたことから事故の発生を未然に防ぐことができなかったということで、大変、当該施設の設置者という立場で遺憾に思っておりますところでございます。

ターニングポイントはいつごろだったのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、今、捜査機関も含めまして調査をしていただいておりますこととございまして、こういった中で事故が解明されていくことにより、そういったことも同時に解明されていくのではないかと、このように考えておるところでございます。私としては、一日も早く県民の皆様の信頼を回復できますように最善の努力をいたしていきたい、このように考えておるところでございます。

それで、危機管理体制についてのことをお尋ねでございますけれども、今回の事故を教訓に、9月2日に地域振興部防災監を座長といたしまして、職員20名から成ります危機管理体制検討会を設置いたしたところでございます。

フラット化といったことにも大きく関係があるのかというようなことを御指摘でございますけれども、この検討会の作業の中で、危機が発生したその背後にどうい問題があったのか、そういう中には組織の体質だとか、あるいは仕組み、御指摘ありましたフラット化というようなことも含めて、これまでの全庁的な危機管理体制についての問題点を洗い出さなければならない、こう思っております、そういう中で危機管理体制をきちっと整備していく、そして、危機の発生を未然に防止する対策とか、あるいは、発生時に迅速に的確に対応できる体制の整備、こういったものをしてまいらなければならない、こうい

うふうに思っておりまして、これは検討いたします中でできるものから早急に実施をしまいたい、そして、トータルマネジメントのシステムについての検討も行っておりまして、それに先行して危機管理体制の検討会を設置いたしておりますので、マネジメントの方とも十分に連携をとりながら対応をしまいたい、このように考えておるところでございます。

それから、財政負担につきまして、これは市町村のごみ処理に係る財政負担というのがかなりあるということでございます。RDFの処理ができなくなったことによりまして、RDF化しております26市町村におきまして多量に発生するごみの処理問題が本当に大きな問題でございます。県といたしましては、市町村ごみ処理対策本部を設置いたしまして、市町村あるいは関係機関と協力をいたしましてごみ処理体制を整えて、当面、受け入れ先というものについては確保しておるところでございます。

しかしながら、このごみ処理の受け入れ先でかかります費用というものは、RDFの処理にかかる費用を大きく超えておるわけでございまして、市町村において財政的な負担を抱えておるその状況から、これは大変厳しい状況だと認識いたしております。この費用を最終的にどこが負担するかという問題でありますけれども、これにつきましては、事故原因が究明されまして、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると、このように考えておりますけれども、私どもとしては、県議会やあるいは市町村の皆様の御理解が得られるよう、調整につきましては責任を持って県がいたしてまいらなければならない、このように考えておるところでございます。

それから、事故の安全性とか、いろんな今後の対策について十分取る中で、RDF焼却発電施設の早期稼働を考えていかなければならないという御指摘でございますけれども、私としましては、このごみ固形燃料発電所の運転につきましては、調査委員会等におきまして調査によりまして原因がしっかり究明され、施設の安全性が確認されるまでの間は再開しないと、こういうことを申し上げてきたところでございます。

9月16日に出されました事故調査専門委員会からの中間報告におきましては、同委員会から県に対しまして次のような点について対応を求められております。

その一つは、全国のRDF関係者が技術や事故情報などにつきまして機敏に交換できる情報共有手法を検討するとか、それから、地域に対します安全対策等について検討することということが一つでございます。

それから、二つ目は、今回の事故がRDF貯蔵槽からの発熱・発火に伴うものであり、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるが、この際、これらの施設についても、関係機関との協議とか、専門家によりまして十分な点検を行って一連の装置の安全性と安定性を確保することと指摘されておるところでございます。

これらの指摘につきましては、私が、運転を再開するかどうかという判断を、それにつきましては必要不可欠なものであると、こういうふうにならざるを得ないところでございます。

次に、こういった中、これからのごみ政策そのものについてどういうふうを考えていく

かということでございますけれども、三重県におきますごみ政策につきましては、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済のシステムがもたらしました自然環境の破壊等、今日的な環境問題に対する反省のもとで、最適生産、最適消費、それから廃棄ゼロ、こういったことを基本とした持続可能な資源循環型社会の構築を目指して、ごみの発生抑制とか、あるいは再使用、再生利用の取り組みを促進しようとしてきたところでございます。

ごみの減量化が進まない現状におきましては、ごみをどう処理していくかということ、これは極めて重要な課題でございまして、ごみの効率的かつ安全で安心な廃棄物の広域処理システムの構築にこれまでも対処してきたところでございます。

しかしながら、私も北川県政の三重のくにつくり宣言等を見ましまして、こういう基本的な考え方・理念はあるのでありますけれども、これまでの施策としては、やはり、ごみを出さないとか、ごみをなくすための施策の展開よりも、出てきたごみをどう処理するのかと、こういうことに力点が置かれて展開されてきたと、こういうふうな考えておるところでございまして、今後は、ごみをどう処理するかということと同時に、まずはごみを出さない、ごみを無くすんだというための施策の展開がより大切なものになっていくと考えておるところでございます。

このために、今後は、ごみの再資源化などをより一層推進するとともに、ごみゼロ社会の実現に向けてごみの排出量そのものを削減していく取り組みの具体策が求められておると、こういうふうな考えておるわけでございます。

ただ、この問題につきましては、一朝一夕に実現するものではなく、大変難しい面があると思っております。すなわち、県民あるいは企業、行政、地域のあらゆる主体の皆様にごみを出さずとする熱意とか、取り組みにおけますところの相互の協力であるとか、あるいは、我慢強くそれを続けていくという、そういった取り組みが必要でございまして、そのことによって初めて実現できるのではないかなと思っております。

したがって、ごみをゼロに持っていきけるような、そういう社会の構築に向けては、短期・中期・長期的な視点からじっくりと取り組んでいく必要があると、こう考えております。

私としましては、是非、今後目指すべき目標につきまして、できる限り早い時期にお示しできるようにしていきたいな、御相談申し上げていきたいと思っておりますし、当面の具体的な施策につきましては、今後、市町村とも十分に連携を図りながら検討を行ってまいりたいと思っております。

平成16年には、やはり新しいごみゼロ社会へ向けての取り組みにチャレンジできるようにしてまいりたいなど、こう考えておるところでございます。

残りの部分につきましては、関係部長等から答えさせていただきます。

(萩野虔一議員)

確かに、今は原因究明をしていく、そのことによって県民の皆さんの信頼感を回復して

いくということが第一義でありますけれども、やっぱりここはピンチをチャンスに変えていくといいますか、今、ごみゼロ化とおっしゃいましたけれども、そういう施策を新しく打ち出していくことが県民の皆さんに対する県政への信頼を回復していくことにつながってくると思いますので、是非、そのような夢のあるごみ施策というのを、今すぐ出せなくても、そういうものを出して行ってピンチをチャンスに変えていくべきだろうというふうなことを思います。

時間がありませんので、あと、様々な課題があるわけですよ。廃棄物処理法に違反しているんじゃないかという議論もございますし、様々な議論については特別委員会の審議に委ねたいと思ひまして、今日は基本的なことをまずお伺いしておきました。今後も議論をしたいと思ひます。

最後に、県警本部長、事故の捜査をされましたけれども、その進捗状況についてお答えをいただきたいと思うんです。

今捜査中のことでですから答えられない部分があると思ひますけれども、答えられる範囲でいいですから進捗状況についてお答えください。

(飯島久司警察本部長)

それでは、RDF貯蔵事故に関します現在の捜査状況についてお答えいたします。

御質問の2件の爆発事故につきましては、いずれも業務上過失致死・致傷容疑事件といまして、桑名警察署に警察署長を本部長とする約70名の体制で捜査本部を設置し、現在、現場の実見分ですとか、県企業庁、富士電機株式会社及び桑名市消防本部などの関係者からの事情聴取を行うとともに、関係箇所での捜索で押収しました関係書類を分析するなど、鋭意捜査を行っているところでございます。

今後さらに、専門家の鑑定により爆発原因を特定するとともに、本事故に至った背景を解明するなど、事故の全容解明に向けた所要の捜査を実施する予定であります。その結果、刑罰法令に抵触する行為が認められますれば、厳正にその責任を追及していく所存でございます。

ただ、これ以上の詳細につきましては、今後の捜査に支障も及びますので、こちらで答弁を控えさせていただきますと思ひます。

(溝口昭三議員)

代表質問に先立ちまして、私の方からも、RDFの爆発事故によりまして殉職された方に哀悼の意を捧げますとともに、また、御遺族の方には衷心よりお悔やみ申し上げ、また、けがされた方たちには一日も早い御回復をお祈り申し上げたい、このように思ひます。

それでは、私、通告に従ひまして、まず第一に知事の政治姿勢につきまして、1つには危機管理体制、第2は「県民しあわせプラン」、第3は財政問題、この3点に絞ってお聞きしたいと、こう思ひます。

まず第1に、危機管理体制についてであります、国では小泉首相の構造改革が進められてきて、我々地方も今大きな変革を求められております。我が三重県政におきましても、北川前知事のもとで県政改革が他県に先駆けて進められてきたのは御承知のとおりであります。

その北川改革を継承する野呂新知事が誕生しまして、早や5カ月の月日がたつのであります。知事は、8月の下旬に9日間の休暇計画を立てられまして、この9月の議会に向けて充電される予定であったと思うのであります。ところが、その矢先にRDF爆発事故という前知事の負の遺産を継承されるとは予想すらできなかったのであります。

RDFのこの事故につきましては、もう既に県議会でも特別委員会が設置されまして、原因究明や対策等につきましては熱心に議論されているさなかでございますので、詳細な質問は割愛させていただきますけれども、このRDFの発電所は、前知事が技術的な問題は解決、環境保全上有利ということで胸を張った自慢の施設であります。

しかし、その結果、RDFの製造基準や、あるいは安全管理対策などを企業庁は委託業者に丸投げし、運営体制の甘さが暴露されたのであります。

知事は責任を感じると言い、企業庁は責任を回避する姿勢でございまして、これでは県全体の危機管理体制はどうなっておるのか、県民は疑問を覚えざるを得ないのであります。

この機会に東海・東南海などの大規模な災害や、あるいはSARSに示される新しい感染症、さらにはまた、これまでにない大規模な事件や事故等の人災、災害など、新たな危機の発生が予想されるわけでもありますけれども、備えあれば憂いなしという観点から全庁的な危機管理体制をやはり強化すべきだと、このように思うのであります。

そこで、私は知事にお聞きしたい第1点は、このたびのRDFの爆発事故を教訓にされまして、全庁的に現在の危機管理体制を見直し、強化すべきだと思いますけれども、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいのであります。

(野呂昭彦知事)

今回のRDF貯蔵槽爆発事故を教訓として、今後の危機管理体制についてどのように考え、見直していくのかということでございますけれども、一応、北川県政のときから、県民の安全・安心を確保するために危機の発生時だけでなく未然に防止するというようなことから、去年の春からリスクマネジメント会議等も開かれて取り組んできておると、このようにでございます。

しかしながら、今回、RDFのあいつた爆発事故が起こったわけでございまして、そういう意味では改めて全庁的な危機管理体制の見直しを行っていくということが必要であると、こう思っております。

9月2日に地域振興部の防災監を座長といたしまして、職員20名で構成いたします危機管理体制の検討会を設置しておるところでございます。この中で全庁的な危機管理体制の問題点の検証を行うとともに、未然に防止する対策であるとか、あるいは、発生したとき

に迅速かつ的確に対応できるような検討を行っておるところでございます。

(杉之内昭二議員)

午前中に引き続きまして、私は、無所属、M I E を代表いたします杉之内昭二でございます。ひとつよろしくお願いたします。

まず質問に先立ちまして、先月 19 日に起きました三重ごみ固形燃料発電所の R D F 貯蔵槽の爆発事故に対して、殉職されました桑名消防本部の消防士 2 名の方にまず哀悼の意を捧げますとともに、御遺族の皆様へ心からお悔やみを申し上げたいと思います。また、14 日並びに 19 日の事故でけがをされた皆様の 1 日も早い御回復をお祈りをいたします。当局に対しましては、周辺地域住民の皆さんに 1 日も早く安心していただけるよう万全の対策をとることを強く要望申し上げます。

また、先月は、8 日から 9 日にかけて、台風 10 号の襲来によって県内に様々な被害もたらされたところでもあります。お亡くなりになった、また、被災者の方々に心からお悔やみを申し上げたいと存じます。

午前中にも、お二方の代表者による質問の中でも触れられておりますが、私たち党派としても、これはきちっと知事の認識を問いただしていく必要があるだろう、こういうことで、若干重複するところもありますが、お許しをいただきまして、御答弁を求めていきたいと思っております。

そのまず一つは、先月 14 日及び 19 日に起きました三重ごみ固形燃料発電所の R D F 貯蔵庫で起きました爆発などの事故についての質問に入ります。

事故直後の現在は、どうしても施設の安全対策そのものに目が向いておるわけですが、中・長期的には、県の一般廃棄物処理政策に対して、今回は深刻な課題を突きつけているのが、私は今回のこの事故だと思っております。R D F は県が何年もかけて取り組んできましたし、公益的なごみ処理システムでもあるわけでありまして。

一つには、個々の市町村では対応の難しいダイオキシン対策を公益的に解決するための取り組みでもあったわけでありまして。そのためには、発電所は昨年の 12 月までに稼働させる必要があり、時間的な制約があったこともひとつとしたらその遠因の一つになっているのではないかと、こう、実は、私もふと思ったところでもあります。

しかしながら、ごみの固形燃料化はより積極的な意味合いもあったはずでもあります。

基本的には、ごみはまず減らすことが大事であります。できるだけごみにしない。リユースやリサイクルを心がけることも大事であります。最終的に出てしまったごみの処理についても、単に燃やしてしまうのではなく、発電に利用してエネルギー的なリサイクルをしよう、また、そう思ったところでもあります。ごみの固形燃料化だと、それがその当時の考え方であったと思います。これを安定的に、体系的に行うためには公益的に取り組む必要があり、本来は市町村の仕事とされている一般廃棄物処理の一端であるはずの三重ごみ固形燃料発電所の運営に県が乗り出したのではなかったのでしょうか。

21 世紀の環境型社会を築く上で、要となる施設として積極的に取り組んできたのも、その発電所で起こった今回の事故は、その県の廃棄物政策そのものに今回は様々な課題を投げかけているのではないかな、こんなふう思うところでもあります。

そういったことを踏まえて、以下、幾つか知事にご質問させていただきます。

まずその一つは、19 日の爆発事故発生後、ごみ固形燃料発電所の発電は停止をしました。そのために県の政策に同調して R D F 化に踏み切った市町村では、早速そのごみ処理に滞りが出ているところでもあります。市町村の処理が滞るといことは、直接県民の生活に様々な影響を与えることになります。

県では、県外の処理施設での処理も視野に入れながら、円滑な処理を図ることとして様々な現場では努力をしているところではあります。それにしても、市町村の処理にはいろんな意味での影響が出ていることは御案内のとおりであります。R D F 化施設では、処理の目途が立たずに貯蔵されたままになっている R D F もあり、これらを安全に保管しなければならぬという問題もあります。

また、一部の市町村では、隣接市町村に処理してもらっていると聞き及んでおりますが、市町村にとっては、膨大な、これまた処理費も必要となって、今後、大変な、私は問題を残すことになるのではないかと思うところでもあります。

知事は、今後、事故原因が究明されて、施設の安全性が完全に確認されるまでは運転を休止するとおっしゃっております。となりますと、場合によっては、相当長期にわたる可能性があるのではないのでしょうか。最悪の事態としては、安全性が確認できないため、運転再開の目途が立たないといった自体もあり得ないわけではありません。

県としては、仮に、休止が何カ月にも及んだ場合にも市町村のごみ処理に大きな影響を与えないようにと、そこまでも視野に入れながら対策を考える必要があると思っております。

当面の受け入れについては、それなりに対策がとられておるようではありますが、例えば、県外での受け入れや、大量のごみの搬送とか、そのためのごみ処理コストの増加だとか、こういうことは、長期にわたって続けることは大変難しいと考えるところでもあります。現在、R D F 化の市町村にどのような影響が出ているのでしょうか、これがまず 1 点お聞きしたいと思っております。

その 2 点としては、ごみ固形燃料化発電所の休止が長期にわたった場合に、市町村のごみ処理を滞らせないための対策が可能なのか、現時点でどのような方策を視野に入れていらっしゃるのか、お聞きしておきたいと思っております。

次に、R D F 化を軸に公益的なごみ処理対策を進めてきました県の政策に変更がないかどうか、端的にお伺いいたします。

今回の事故は、ひとつとしたら R D F 化そのものに無理があったのではないかと、R D F を選択した政策そのものが間違っていたのではないかと、そのような懸念を与えていることは、現実、現在においては、私は事実だと思います。未成熟な技術をベースにした政策で、民間会社のノウハウに頼って運営をされ、県としては、安全に対して明確な責任を持

てないままに進められてきた政策だということが今回の事故で露呈をしてしまったわけでございます。RDF化政策そのものを事故後の現在、どのように評価をしていらっしゃるでしょうか。今後、変更がないのかどうか、この点もお聞きをしておきたいと思っております。

さらに、この事故の発生は、生活者起点を標榜して進めてきました県行政の体質改善が意外にも不徹底だったことを露呈したという面もあるのではないかと思います。つまり、何事も生活者である県民が判断の基準だというのが三重県の掲げる生活者起点の県政だと思っております。

ところが、今回の事故に至る経過を見ますと、昨年の12月に運転を開始して以来、何回か小さな事故を起こしています。RDFの発熱もわかっていたはずであります。特に、2月ごろまでにつくられたRDFは、固さが足りなくて発熱しやすい、こういったことも明らかになっております。

本当に生活者起点の県政であるならば、周辺の住民の安全や、県民に、また生活者にとって重大な影響の出る予兆かもしれないと、この時点で考えなければならなかったのではないのでしょうか。それを漫然と委託先の管理に任せたままで、県当局としては、安全性のチェックを怠ったわけでありまして。

県にノウハウがないとするならば、ノウハウのある委託先によく説明を求め、施設の安全を、また、安全な運営について、責任ある判断をしなければならなかったはずであります。

私は企業庁を責めるために言っておるわけではありませんが、たまたま今回は企業庁の管理する施設でこのような事故が起こったので、今、指摘をしたところでございます。県政に生活者起点でない体質が色濃く残っていることの、私は大きな心配をしております。知事は、県民が主役の県政とおっしゃっておりますので、言いかえをするならば、県の体質に、県民が主役の県政からほど遠いものが残っているのではないのでしょうか。

北川県政がスタートしたときも、旅費等の不適正な執行が明るみに出て、県行政に対する県民の信頼はまさに地に落ちた感がありました。私もそのときは県会議員としておったわけでありまして、そのことを通して、北川県政はそのピンチをチャンスに生かして改革が進められたところでもございます。

一方、今回の野呂知事におきましては、安全・安心を掲げてスタートをした県政を見舞ったのが県の施設の安全性の不備というこのたびの事故でありました。野呂知事にとっては、せつかくの県政のスタートの出鼻をくじかれたといった感じがおりるかと思っております。しかし、私は、これを一つのばねとして県民から信頼される安全・安心の野呂県政になっていただきたいことを心から思っております。

こういったことを通して、私なりの考えを知事に、今、御質問いたしますが、以上のことから、今後のごみ処理について、そしてまた、公益的ごみ処理施策の変更について、行政の体質改善について、まず第1点目、知事の明確な御答弁を求めて、第1弾の質問を終わります。よろしくお願いたします。

(野呂昭彦知事)

今回、三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽の爆発事故に関しましては、関係の皆さん、大変な犠牲を払ってしまいましたし、また、関係市町村の皆さんにもRDF処理につきまして大変御迷惑をおかけしておること、改めておわびを申し上げます次第でございます。RDF処理につきまして、生ごみ等の受け入れ等に御協力をいただいております関係市町村の関係機関の皆さんにもお礼を申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

8月19日に事故が発生いたしましたして、発電所の運転を停止をしたわけでございますけれども、ごみをRDF化しております市町村は26でございまして、日々発生をいたしておりますごみの処理につきまして、大変困難となっております、日常生活への多大な影響が予想されたところでございます。

そこで、事故翌日の8月20日に三重県市町村清掃協議会を開催をしていただきまして、緊急的なごみ処理に対しますところの受け入れ協力を協議をいたし、了解を得るところでございます。それから、近隣の愛知県あるいは岐阜県はもとより、関西方面の各県とか県外の市町村及び一部事務組合、民間事業者の皆さん等にも緊急的なごみ処理に対します受け入れ協力要請をいたしてきたところでございまして、その結果、多くの方々の御協力をいただきまして、当面の緊急避難的な措置としてのごみ処理体制は整えることができたのではないかと考えております。

その後、8月28日には、環境部の方に市町村ごみ処理対策本部を設けました。そして、この本部と県民局の生活環境部、それから市町村、一部事務組合等の職員の皆さんとの連携のもとで、その後も鋭意取り組んでおるところでございます。現在の状況としては、一応緊急避難的には、その影響は最小限になってきておるのかなと、こういうふうに思っております。

さて、この貯蔵槽の爆発事故に関しまして、私としては、安全性が確認できるまでは再開しないということをおし上げてきたわけでございますが、発電所の休止が長期にわたるような状況になったとき、どのようにするのかということでございます。

RDF化市町村のごみ処理につきまして、これは、新たに生ごみとしての処理、こういったことにお取り組みもいただいておりますけれども、同時に、RDF化が並行して実施されるものもございまして。そういう意味では、並行した両方の処理が当面円滑にできるように、これは県内外の市町村とか民間事業者の処理等もお願いして、多様な、安定した受け皿を確保していくと、こういうことが大事でございます。

そういった確保について対応すると同時に、市町村等におきましても、既存の焼却施設がございまして、こういったところでのRDFの受け入れの可能性ということについても検討していくことにいたしております。

それから、本来的に、ごみ処理につきましては、そのごみの減量化に取り組むというこ

とが非常に大事でございます。そういう意味では、市町村との連携のもとでごみの減量化にも取り組んでいきたいと、こう思っておるところでございます。

そこで、杉之内議員の方からも、これまで進めてきたRDF化施策そのものについてもどう考えておるかということでございます。これまで三重県はダイオキシン対策とか、あるいは、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用のエネルギーの有効活用を促進する施策として、この三重県RDF化構想を積極的に推進してきておるわけでございますけれども、今日、RDF化構想に基づいて設置をされております三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽が爆発をいたしまして、7名の死傷者を出すという事故に至ったわけでございます。そういう意味では、ごみ処理の安全に対する信頼を失ったということにつきまして、大変残念なことでありますし、事故を未然に防げなかったことに対しまして、施設の設置者としては大変遺憾に思っておきまして、7名の死傷者を出すという事故に至ったわけでございます。

この稼働停止に伴って、市町村のRDF化しておりますごみ処理につきましては、県内外の施設の協力のもとで、先程申し上げたような形で処理を進めておりますけれども、このような異常な状態につきましては、1日も早く解消をさせていかなければならないと、こう思っておるところでございます。

今後、事態の正常化を図っていくということと同時に、今後は、RDF化構想を含めたごみ政策の根本的な見直しも含めて検討をしていかなければならない、このようにも考えております。

まずは、本来的に、やはりごみを出さない社会をどうつくっていくかということ。この面は、基本的には、これまでの考え方の中にも理念としては入っておりましたが、これに対する具体的な取り組みには欠けておったのではないかと、こういうふうに思っておるところでございます。

そして、当面は、このRDF化構想の要となります発電所の諸施設の安全とか安定というものを確保してまいりまして、県民の信頼回復が得られるような取り組みをやってまいりたいと、こういうふうに思っておるところでございます。

そこで、こういった爆発事故に至ったことについての危機管理の面、あるいは、行政の体質改善等についてお尋ねでございます。県といたしましては、北川県政のときから、安全と安心を確保するため、危機の発生したときの対応だけでなく、未然防止等を含めた総合的なリスクマネジメントには取り組んできておるわけでございますけれども、結果的には、今回こういうふうな事故も発生をいたしておりますから、これを教訓にいたしまして、やはり全庁的に危機管理体制の見直しを行っていくということが必要であると、こういう認識を持っております。したがって、それに基づきまして、9月2日に危機管理体制検討会を設置をいたしましたところでございます。

午前中の御質問の中でもお答えしたんでありますけど、リスクマネジメント、危機管理というのは、通常の業務の取り組みと同時に、大体、常に形として設けられておるのでありますけれども、通常の業務との連携体制等が必ずしもうまく機能できていないというところ

ころがほとんど多いようにも思います。それだけに、不断の取り組む意識だとか、そういったものが余程しっかりしていないと対応できない場合があって、結果的には、発生してから慌てるというようなことがございます。

私としては、やはり大きな事故のもとに隠れておる小さな事故、あるいは、その小さな事故の裏にある「ヒヤリ・ハット」事例、こういったものをやっぱり見逃すことなく、それをうまく日常の業務に連携をさせていくということが大事なんだろうと思いますね。そういう意味で、ハインリッヒの法則等の考え方を日常の業務の中でどう生かしていくのか、こういうことが是非必要だと思っております、全庁的に危機管理体制を、問題点を検証すると同時に危機の発生を未然に防ぐ、起こったときには、また迅速かつ的確に対応できると、こういう体制について検討を行っていききたいと、こう思っておるところでございます。

私は知事就任以来ちょうど5カ月たつてまいりました。当初から安全・安心を実感していただけるような県政を展開したいと、こう申し述べてまいりました。そういう矢先、県政に対します県民の信頼を損ねるような今回の事故が起こったことを極めて残念に思っておるところでございます。議員御指摘いただきましたように、県民が主役の県政、これを主とやってまいりますのには、正にこのことも一つの今後への大きな取り組みのさらに大きな仕事をいただいたと、こう思ひまして、これを将来、これがチャンスになったと言えるような取り組みをひとつさせていきたいと、こう思っておるところでございます。

○平成15年第3回定例会（平成15年9月26日）

（山本勝議員）

二つ目に、RDF発電所爆発事故についてでございます。

危機管理体制について、三重ごみ固形燃料発電所の爆発事故により、消火活動に当たられた桑名市消防本部の消防士2名の方が尊い命を亡くされ、作業に当たっておられた方がけがをされるという県政史上あってはならない事故が発生し、御遺族の方には心からお悔やみ申し上げますとともに、けがをされた方の一日も早い回復を念願いたしております。既に24日から3名の方が質問されておりますが、私は、地元で発生した深刻な事故ととらえさせていただいて、地元の抱えている問題も含めて質問をさせていただきます。

さて、RDF構想は、田川元知事時代に浮かび上がり、北川前知事が初当選をした1995年以降、多度町への建設が一気に進みました。そして、北川知事は、全国RDF連絡協議会の会長として全国の旗振り役を務めることとなり、この事業も、資源循環型で環境への負荷も小さい、夢のごみ処理システムだと、県は声高らかに宣伝をされました。

桑名広域としても一度は断ったそうでございますが、最終的に導入に傾いたということでございますが、私も当時は市会議員をやっておりましたので、当時の構想についてはバラ色の構想でございまして、県が説明する構想というのはバラ色の構想でございました。

無料でごみを引き取る、温水プール等あの付近にいろいろな施設を設置するかのような、飛びつきたくなるような目玉事業をいっぱい並べられて、恐らくいい施設が周りにできるんだなという、こういう印象を受けたわけですが、しかし、現在は、現実には何もできておらない状況でございますし、今回の爆発事故に至ったということでございます。

地元の感情としては、県への理解という面では限界でございまして、とてもいろいろな諸問題について理解をしていただけるような状況ではございません。折しも、二、三日前に、福岡県の大牟田リサイクル発電所でも貯蔵槽内の発熱事故が24日に起きました。現在は発電をストップしておるようでございますが、そのような状況下の中で、それでは、私なりにひとつ事故の検証を深めるために事故を振り返ってみたいと思います。

昨年12月1日には発電所が稼働をいたしました。12月23日には、残念ながら貯蔵サイロ内でのRDF異常発熱の現象が起っております。年が変わりまして、5回、6回、小さい事故が起きておりますが、今年の7月20日ごろからサイロ内でRDFの異常発熱が始まりました。7月27日ごろでは、恐らく180度以上タンク内の温度はあったでしょう。8月14日に、午前3時12分、第1回の爆発事故、作業員4人負傷、初の消防消火活動。18日には、消防がサイロ内上部を開放して直接注水。19日午後2時17分、2度目の爆発、消防士2名死亡、作業員1名負傷。21日5時5分、サイロから黒煙が出る、地域住民に自宅待機の要請がされた。22日に緊急消防援助隊の応援を要請された。上部からの直接注水開始。23日、450トンの水を放水。25日、サイロ内でのRDF取り出しをする。9月2日には県警が強制捜査。6日には、RDF搬出、産廃処理開始。このように至っております。安全安心の県づくりを掲げて誕生した野呂県政に、この爆発事故は重い課題を投げかけたのであります。

そこで、まず2、3点お伺いをいたしますが、8月5日は、私ども県土整備常任委員会がRDFの発熱の問題で現地の調査を行いました。そのときにタンクの発熱の話は一切出ませんでした。恐らく180度以上あったでしょう。知事は8月11日に視察をしておりますが、そのときにタンク内の温度は恐らく180度以上あったと仄聞いたしますが、知事はタンクの発熱等の説明を受けたのかどうか。もしくは、タンクの状況を知っていたのかどうか、お伺いをいたします。

また、9月12日の多度町の議会では、19日の再爆発は防げた災害ではないのかとの質問がありましたが、私も、今回の問題は、ずっと爆発の予兆があったのに、何も対策を取らなかったことに原因があり、早期に対応しておれば防げた事故ではあると思いますが、企業庁長、この発言をどう思いますか、まずお伺いをいたします。

次に、契約に関する問題についてお伺いいたします。施設建設は、企業の技術提案を募集し、審査する公募型プロポーザル方式による随意契約で進められました。最初の応募は9社、その後3社に絞り、富士電機が受注しました。最終的には、富士電機が提案した外国でのフラフRDFによる高効率燃焼発電の実績と、28%の発電効率、これが大きく評価

されて採用されたようであります。しかし、フラフ燃焼炉の実績も国内ではありません。貯蔵槽に安全対策もなく、今回の大事故につながったわけでございます。

当時の選考委員会の審査内容について、学識経験者の元委員は、RDFを燃やす燃焼炉や熱エネルギーを電気に変える発電装置の議論が中心だった。貯蔵サイロは、審査項目からも外され、企業庁が作成した参考資料にも記載がなかったとしており、行政関係の元職員も、貯蔵サイロは話題にならなかったと話しています。学識経験者の元委員は、委員の中に燃焼工学や環境工学の専門家はいたが、RDF自体の専門家はいなかった。RDFが危険なものとの認識は薄かったと打ち明け、RDFの性質がよくわからなかっただけに、もっと時間をかけて慎重に審査すべきだったと発言をされております。事故後、富士電機のある常務は、我々はRDFの専門家ではない、公然と発言をされております。そんな企業が今回なぜ選ばれましたか。

知事にお伺いします。今回のプロポーザル方式でよかったと思いますか。それとも、悪かったのであれば、どの部分が悪かったのかお伺いをいたしたいと思います。

(野呂昭彦知事)

まず、私自身8月11日に現地を視察いたしております。御指摘のとおりであります。短い時間ではありましたが、RDFの現状等についていろいろ話を伺いましたが、残念ながら、その時点で当日のRDFの貯蔵槽の異常発熱等のことについては察知をいたしませんでした。それから、爆発につながるような認識を持つに至っていなかったところがございます。その3日後、8月14日になりまして、1回目の事故、そして19日にあの爆発事故というようなことございまして、本当にそういう意味では結果的にああいう事故につながっていったことを極めて残念に思っております。

私は、14日の時点で4人の方がけがをされました。それで、やはりRDFについてはもう少しきちっと考えていくべきところがあるんじゃないか、そういうふうに思いました。とりあえず事故の原因究明、これをしっかりやらなきゃいかんし、そのためには、相当専門家の皆さんにお願いする必要があるのではないかと、こう考えまして、専門委員会を作ろうと、こういう決意に至りまして、翌15日にリスクマネジメント会議を開催いたしまして、その設置を決めたところでございました。

ところが、そのまた4日後の19日にああいう爆発に至りました。私としては、14日のこの事故を契機に、これをピンチをチャンスに変える一つの方向づけというものをとっていかなくちゃいかんと、こう思っていましただけに、結果として、また19日のああいった事故にまで至りましたことを本当に痛恨の極みと考え、残念に思っております。また、申し訳なく思っております。

それから、契約に関することについてでございますけれども、プロポーザル方式でよかったかどうかということでございますが、RDFの焼却発電施設整備事業につきましては、全国で初めての試みの事業でございます。そういう意味では、高度な専門技術、知識が必

要でございます、一般的に公募型のプロポーザル方式というのは、そういう際の受注業者を選定するのに一つの有力な方法であるのではないかなと、こう思っています。当時の状況までは詳しく私の方ではわかりません。

しかし、今、悪かったとすればどういう部分が悪かったんだろうかというお尋ねでありますけれども、結果的にこういうことが起こりまして改めて考えるならば、初めての事業とか技術につきましては、安全が確立されていない内容もございますので、そういう意味では、安全性につきましてより十分な検討をしておくことが必要でなかったのかと、このように考えておるところでございます。

(濱田智生企業庁長)

まず、RDF貯蔵槽の爆発事故におきまして、消防職員2名の方が命を亡くされましたことは、痛恨の極みでございます。深い哀悼の意を表しますとともに、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみ申し上げ、また、負傷された方々に対し、一日も早い回復を念願しております。

なお、先程、無責任現場を作り上げた幹部がいまだに責任逃れに右往左往していると厳しい御批判をいただきました。私個人といたしましては、19日の事故が起こった時点で、辞任も含め、身の処し方については知事に委ねてございます。知事からは、当面の課題解決に全力で取り組むようにと、こう言われました。私自身も、事態を放り出す結果となり、無責任な行動となることは本意ではございません。現在の私にできることに全力を振り絞る決意でございます。何とぞ県議会の皆様のご指導とご協力を深くお願い申し上げます。

それと、今回の事故は、早期に対応していれば防げたのではないかと、こういう御質問でございます。7月27日にRDF貯蔵槽の異常発熱があり、これに対しまして、施設の運営管理を委託しております富士電機株式会社によりRDFの冷却措置を行ったところ、RDFの温度が低下し、煙も減少しておりました。このため、発熱は鎮静化すると考えておりましたが、結果として、8月14日の事故発生を防止するに至りませんでした。また、14日の事故以降、桑名市消防本部による消火活動も続けられており、8月18日には、RDF貯蔵槽上部から、直接貯蔵槽内部への注水作業がなされ、無事に消火作業を進めておると思っておりました。こうしたことから、爆発につながるような認識はありませんでした。このような事態の発生を厳しく受けとめまして、当面の課題一つ一つに全力で取り組んでまいります。

(山本勝議員)

再度お伺いいたしますが、知事、同じ質問ですけど、今企業庁長にお聞きしました19日の再爆発は防げた災害ではないかという、こういう質問について、知事のちょっとお考えをお伺いします。

(野呂昭彦知事)

私も、そういう意味では、先程契約のお話でもございましたが、プロポーザル方式についても、もう少し安全性を確認しておればよかったのではないかと、それから、事故の構造的なものとしては、その原因にあります爆発に至った事象というのは、そういう意味では、そのことをきちっと察知しておれば防げたのではないかと。ただ、爆発という事態は、なかなか現場にいる者、携わってきた者にとっても想定し得なかったような事態であったようでございますが、その点は極めて残念なことだと思っております。

(山本勝議員)

どうも御答弁ありがとうございます。今回の事件が起きて、野呂知事は、県政の一大汚点と捉えて、早速危機管理体制を確立するために委員会を設立されたということでは、ある面では対策をされた努力については評価をしたいと思いますのですが、特に2回目の爆発については、知事、そしてまた、企業庁長とも、爆発に至るまでの認識がなかったと、こういうことで御答弁をされておられるわけでございますが、今回いろいろ振り返ってみますと、やはり恐らく、これで想定でいきますと、8月11日に知事がタンク内の発熱が恐らく180度以上あったということも、ある面では連絡を受けていなかったと、そういう具合に理解をさせていただいたわけでございますが、そういうことになりまして、この程度ぐらいは、知事もしくは私ども県議会にも、8月5日に発熱の問題で現地視察をしたわけですが、私たちは、鈴鹿の倉庫の中で、発熱その他についてどうなんやということでお話をしておいたわけですが、まさかそのときにタンクの中で180度以上のRDFの発熱があったということはみじんも想像ができなかったわけでございますが、やっぱりこれからのいろいろな体制を、そしてまた危機管理体制を固めていく意味でも、やはり相互の連絡なり上下の連携というのは、やっぱり十分図っていくというのが、改めて今回の事故を教訓にして、危機管理体制のある面では欠如の部分のところが判明してきたわけございまして、今後ともこの危機管理体制については、十分ひとつ検証をして、よりよいものに確立をしていっていただきたい、このように思う次第でございます。

それから、契約につきましても、知事は、ある面ではベストだったというような発言でございますが、十分ひとつ今回のこの現象、事象を教訓にさせていただきまして、もうできてしまったことでございますので、配慮しながらひとつ県政運営をやっていただきたい、このように思います。

それでは、次に入らせていただきます。原因者負担についてお伺いしたいと思いますが、ごみの処理について、今回の爆発事故より、一般ごみをRDF化して当発電所に運んでいた桑名広域清掃事業組合を始めとする県内26市町村では、日量380トン程度を上回る生ごみ、それから、パレット状のRDF等の処理で大変な事態になっております。ごみの受け入れ先も、生ごみのままでも、プラスチック等で分別方法が違うため受け入れに敬遠されるところもあり、日々綱渡りの処理先を探す状況であります。

そのような状況下で、県RDF運営協議会の7団体や町村会が、県と合意した3790円1トンを上回る処理費と運送費は、県の責任において対処すること等の要望書が出されております。代表質問の答弁等でも、知事は、事故原因が究明されて、個々の配分で対応したいと述べられておりますが、県の煮え切らない対応に、水谷桑名市長は、法的な措置はもとより、考えられる限りの手だてを講じる覚悟だと述べ、損害賠償請求の訴訟も辞さない姿勢で県に全額負担を求める考えを示しております。県の積極的な対応こそ、問題の解決につながり、何らかの責任は免れない状況下であり、知事、昔、RDFの施設を桑名に設置したい、この当時の気持ちの低姿勢のその姿勢を十分思い出していただきながら、この際、市町村に何らかの約束をする等の知事の所見をお伺いしたいと思っております。行政は脈々と続いておりますから、知事が代わっても、それはその当時の行政の決めたことですからいいと思っております。改めて知事にお伺いをいたします。

もう一つは、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設、リサイクルプラザ、管理棟の爆発による損傷であります。

爆発の起きた貯蔵槽タンクの南側に、桑名広域のRDF製造施設があり、事故後1カ月も経つというのに、北側のガラスは100数十枚割れておりますし、外壁の壁は壊れたそのままです。爆発が起きたその当時の状況がそのまま1カ月放置され、無残な状況をさらけ出しております。知事、爆発の原因者として早急に修理されるお気持ちがあるのかなのか、お伺いをしたいと思います。

次に、RDF再稼働に向けて、今後の推移に関連してお伺いをいたします。

RDF事業は、資源リサイクル法の成立を受けて、循環型社会の実現の一翼を担うものとして、三重県が全国に先駆けて、地方が取り組む国家レベルの事業として脚光を浴びてきました。しかし、今回の事故で、県民にRDFは危険なものとの意識を植えつけ、信頼を失ったことは、これまで協力していただいた地域住民の方々には大変迷惑をかけたこととなりました。このことは、我が県の環境行政の後退につながり、ごみ行政の根幹を揺るがす事態が生じると危惧をしているところであります。しかし、ごみは毎日出され、とどめておくことができません。17日に、RDFを製造する26市町村の代表が、早急に事故の究明と安全確保を図った上で、発電所の操業を再開してほしいとの要望も出されており、一日も早い事故原因の究明、再発防止、安全確保など、危機管理体制の確立が必要であります。前に進むも地獄、後ろに後退するも地獄、また、三重県の対応が今後の日本のRDF事業を左右する事態にもなりかねない状況であります。

先の代表質問にもありましたが、私なりに事故を検証いたしますと、システム面では、製造、貯蔵、燃焼、発電の4工程のうち、製造、貯蔵に問題があったわけで、この部分での原因の検証は徹底して行われなければなりませんし、現在、事故調査委員会が究明に努力をいただいております。しかし、拙速は許されませんが、県の今の姿勢を中国の故事に例えますと、「あつものに懲りてなますを吹く」、危機の何たるかを理解しているとは思えないのであります。今現在も刻々とごみは出続けており、他の施設に多大な費用を

支払い続けております。知事は、安全が確保されるまで施設は休止すると発言をされているが、26市町村の要望をどの程度重く受け止められているのか、また、RDF事業から撤退することもあり得るのかどうか。

また、このRDF事業、先進的なシステム構築を指導し、巨額の本税を投資し、巨大なRDFを動かしている責任者は誰なのか。私は、三重県知事であり、企業庁長であり、現場の責任者だと思っておりますが、知事、どう思われますか。知事は、RDFを動かしている責任者は誰と思われますか。あわせて、知事、三重県政得意の評価システムで、このRDF発電施設は何点ぐらいつけておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

(野呂昭彦知事)

まず、RDFでの処理費の問題でございますけれども、RDFによります処理費を超える市町村の費用についてでございますけれども、これについては、県の責任において対応するという御要望をいただいていることもございまして、市町村としては財政的な負担を抱えている状況というのは、十分に私も認識をいたしております。

一方で、その費用を最終的にどかが負担するかということでございますけれども、事故原因が究明され、役割分担が確定した時点で決定されるべきであると考えておりますけれども、県議会や市町村の皆さん方にもいろいろと御意見をいただいております。御理解を得られるよう、今後責任を持って調整をしてみたいと、こう考えておるところでございます。

それから、桑名広域清掃事業組合の施設でのガラス等が割れているんな被害が出ておることについてでございますが、この桑名広域清掃事業組合のRDF化施設と、それから、管理棟は、爆風によりまして大きな被害を被っておるところでございまして、被害拡大防止の観点からも早急な復旧が望まれておるところでございます。

この問題について、その費用を最終的にどかが負担するかということにつきましては、事故原因が究明をされまして、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると、このように考えておりますけれども、桑名広域清掃事業組合が今後行います復旧作業につきましては、県としてできるだけ協力をさせていただきたいと、こう考えておるところでございます。

それから、RDF焼却発電施設の再稼働についてどう考えておられるのか、撤退することはあるのかということでございますが、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会からの中間報告におきまして、今回の事故はRDF貯蔵槽からの発熱、発火に伴うもので、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるとされております。一方、この際、これらの施設につきまして、関係機関との協議や専門家によります十分な点検を行って、一連の装置の安全性と安定性を確保することが必要との指摘もいただいております。

私としましては、これまで施設の安全性が確認されるまでの間は再開しないということ

を表明しております、この委員会の中間報告におきます指摘につきましても、施設の再開を判断する際に必要不可欠なものであると、このように考えておるところでございます。

RDF発電所を動かしている責任者は誰かということでございますけれども、三重ごみ固形燃料発電所を24時間体制で運転管理しておりますのは、業務を受託しております富士電機株式会社でございます。業務を委託しているのは地方公営企業体の方でございます、その管理者は企業庁長でございます。地方公営企業の設置者は県であり、その責任者は知事の私ということになるわけでございます。また、企業庁は、市町村からRDFの処理業務を受託する契約を締結しております、これに基づきまして、市町村はRDFの品質に留意することになっておるところでございます。

県政得意の評価システムというのは、どの評価システムのことをおっしゃっておられるのかわかりませんが、この施設は何点かというようなお話でございますが、今回事故があった三重ごみ固形燃料発電施設の施設目的は、資源循環型社会の構築を図るため、未利用エネルギーの有効活用を促進するものでございまして、その構想自体は極めて評価もされるというふうに考えております。しかしながら、死傷者を出す事故を起こしまして、ごみ処理の安全に対する信頼を失ったということは大変残念なことでありまして、事故を未然に防げなかったことに対しまして厳しい評価をする中で、この施設の安全性について一日も早く県民の皆様からの信頼を回復することが今後の評価につながっていくものと考えておるところでございます。

(山本勝議員)

どうもありがとうございました。

まず、ごみの処理費の問題でございますけれども、依然としてこの答弁はそのままでございますね、知事。そして、あわせて、再稼働についても24日の答弁がそのままでございますけれども、やはり、特に再稼働については、本日の新聞でも、海山町ではRDFをこれからも製造し続けていく、いわゆる製造していかなければ施設がないわけでございますから、そういうような方向も出ておりますので、知事、できれば、このごみ処理の問題、新聞なり、それから委員会等に出ておるそのことが全部報道されておりますので、できればひとつ関係市町村を集められて、一度このごみの処理費の問題とか、それから、再稼働に向けてについても、公式にひとつ一回説明をされたらどうですか。まず、これについて後でお伺いをしたいと思いますし、評価については、少し、どれをということで、私もしまったなと思っていますのやけど、とにかくなかなか具体的に数値が言えやんということでございますから、成績がよければ早速おっしゃれると思いますけれども、数値がなかったということでございますので、これは多分に不具合があったなという、こんな形を理解させていただきたいと思いますが、それと、桑名の関連施設でございますけれども、知事はそれなりにひとつ対応をしていくということでございますが、既に水面下では、これは話し合っておられます。9月にも、既にこの企業庁、それから県営繕課、それから桑名市

とかいろいろ話をされておりますが、9月の最近になってまいりますと、県の建築営繕課の方は少し離れられて、そして、県企業庁にお任せをしておるといような、こんな状況で進んでおるわけでございますけれども、なかなかやっぱり桑名の広域清掃としても、あのままを1カ月置いておくというのはなかなかいけませんから、ひとつ早急に積極的に対応するという、例えば桑名広域清掃では、もうこんなことをしておたら、一回念書も欲しいなという、こんなことを発言しておられる方もお見えになりますので、できればひとつ早急に、前向きに、これは原因者はやっぱり県でございますから、やっぱり早急にそれを対処してやっていただきたい、このように思ひまして、ひとつ知事に再稼働とごみに向けての知事の一括して説明をしてほしいというものについてお伺いします。

(野呂昭彦知事)

ごみ処理、それから、再稼働につきましては、私も、もうここ、今日から2、3日の間ぐらいには鎮火という事態に至るのではないかなというふうに期待をしております。したがって、鎮火宣言もその時点で出させていただくということになりますと、いよいよ一つの事故が発生してから、非常に長くかかりましたけれども、鎮火までかかった、その一つの節目をまた越えさせていただくということになりますと、そうなりますと、もう後処理のことにいよいよ集中をさせていただくということになります。その上で大きな課題になりますのが御指摘のあったところでございまして、もちろん関係市町村と十分協議をさせていただきたいと、こう思っております。

かかる事故を起こしました、その全体の責任、いろんな、富士電機も含めまして、総じてどういうふうな形で責任があったのかというようなことをしっかりこれは皆さんにも厳しく言われておるそのことに応えながら、次のステップに向けて、県民の信頼を回復すべく私としてはしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っております。

それから、桑名清掃のいろいろと壊れた建物につきまして修復の関係でございますけれども、お話でございましたように、現実にはいろいろと御相談をさせていただいております。したがって、私どもとしても、お手伝いできるところはどこなのか、それから、いろいろとこういう緊急の時でありますから、災害等の関連から、特別の起債やそういうことも活用した取り組みというものが桑名清掃としてもできるんだろうか、私どももしっかり勉強しまして、わかる情報はしっかりまたお知らせしていきたいと、こう思っております。最終的な費用負担だとかそういうことにつきましては、先程申し上げましたような問題がありますので、したがって、今どういうふうな形をとらせていただくことが清掃組合にとりましていいのかという観点から、県の方も一生懸命考えさせていただいております。

(山本勝議員)

どうも知事、ありがとうございました。少しほっとさせていただいておりますけど、あ

と、時間も少のうございますので、最後の質問をさせていただきます。

殉職者、負傷者への対応について、今回の爆発事故では尊い2名の犠牲者と5名の負傷者が出ました。遺族並びに関係者の気持ちはいかほどかと御推察を申し上げます。桑名市も早速いろいろな手だてを対応され、誠心誠意対応されていると聞き及んでおりますけれども、県も、今までなかなか対応的には少し不手際なところが見受けられたんじゃないかと思えますけれども、ひとつ今後は、誠心誠意いろいろな形で、対応できることについてはどんどん対応してやっていただきたい、このように要望をしておきたいと思えます。

それから、市消防職員の中に心的外傷ストレス障害の方が6名おられるようでございませぬけれども、この辺のところのその後の経過はどうなっておるかということをおまじつと御説明いただきたいのと、それから、あと、地元説明でございませぬけれども、桑名、それから多度、いろいろ説明をやっていただきましたが、大変不評でございました。できれば、鎮火宣言をされるというのでございませぬが、早い時期に再度、これからはやっぱり、先程最終的な責任というのは野呂知事であるということをお話をされましたように、責任ある野呂知事なり、濱田企業庁長が現地を訪れて、説明会等もやっぱり開いていただくのが筋ではないかと、このように思えますので、最後に一つ質問させていただいて、質問を終わらせていただきます。

(野呂昭彦知事)

まず、事故につきまして、総じて今私どもはその後の対策に全力を振り絞っておるところでございまして、まず第一に申し上げておかなければいけませんのは、私自身が先頭に立ちまして今後も指揮をとり、この事故の対処に当たっていきたくて、こういう覚悟、決意でございますので、どうぞ一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

それから、亡くなられました方々には、私も断腸の思いであり、本当に申し訳ないことだと思っております。事故当日に遺族の方々に直接お会い申し上げましてお悔やみ申し上げてまいりましたし、また、県の施設で起こった事故でありますので、お詫びを申し上げます。その後、企業庁の職員も、機会あるたびに遺族の方々にはお会いをし、お悔やみ申し上げておるということでありますし、それから、負傷された方々もございませぬ。お見舞いにも伺っております、こういうことでございませぬ。誠心誠意、今後、私どもも十分御説明を申し上げて対応をさせていただきなさいかと、こういうふうにしておるわけでございます。

(田中博議員)

今定例会、RDF貯蔵槽の爆発事故がございまして、代表質問の3名の議員の皆さん、そして午前中の山本議員と、RDFに触れられました。私も、事前に通告をいたしておりますように、RDF貯蔵槽事故等に見るマネジメントシステムの問題点と対応についてと

いうことで、どうしてもこの事故でいろいろ感じましたことを、今までの議論の中でピンチをチャンスに変えてもらいたいという要望もありましたし、知事の方からもピンチをチャンスに変えるんだという、こういう意思の表明もされました。そういう意味では、チャンスに変えるためのいろんなデータといひますか、気をつけなければいけないこと、改善しなければいけないこと、そんなことが多々含まれておった、そう感じておるものですから、そのことに触れながら、今ちょうど「しあわせプラン」、そして、トータルマネジメントの検討、それから、財政の検討と、三つを当然のように絡めて検討しておるといひ時期でありますから、ちょうど三重県の仕事の進め方、トータルマネジメント、それぞれのマネジメントシステムがうまく絡み合う、そして、システムそのものがリスクを最小にしていく、そんなシステムに是非変わっていただきたい、そんな気持ちを持って質問をさせていただきたいというふうにして思ひます。

冒頭、今回の事故で被害に遭われた皆さん方にお見舞いを申し上げますとともに、この対策が一刻も早くなされるように、そんな期待を申し述べつつ質問に入りたいというふうにして思ひます。

私も、実は、県土整備企業常任委員会の委員をさせていただいております。今詳しい議論は議会の特別委員会に委ねておるわけでありませぬけれども、そうした委員会の活動でマネジメントの欠陥について幾つか感じたところがございます。少し経過を振り返りながらそのことを申し上げて、最初の質問に入らせていただきたいというふうにして思ひます。

7月20日に鈴鹿に一時保管をしておりますRDFで発煙の事故があった。消防にお願いをして冷やしたと、こういうことであります。この情報を受けながら、8月5日に常任委員会でもRDF発電設備の方を見学させていただき、そして、いろいろ質問もさせていただきませぬ。午前中の質問でも触れられておりましたけれども、炎が出たとは言ひませぬけど、煙が出た。火のないところに煙は立たないと、こういうふうにして言ひますから、当然火事だろうというふうにして受け止めをしたんですが、燃料であるRDF、ごみではありますけれども燃料ですから、安全対策は大丈夫か、こういう議論をさせていただいたんですが、返答は、RDFは燃えませぬ、こういうことであります、絶対に燃えませぬと申し上げられた。私ども委員会は、燃料であるんでそういうことはないはずだと思ひつつも、時間の制約もございませぬので、後々また議論をさせていただきたい、こんなふうなやりとりがございませぬ。

8月14日に熱風事故、こういうふうにして聞いておりますけれども、ございませぬ。委員会としては、再度調査をさせていただこうというので、19日に現場も見させていただきませぬし、そして、議論をさせていただいております。企業庁の方の説明では、これは個人的な見解というふうにおっしゃられておりましたけれども、一兩日中に貯蔵槽の発熱、発煙は収まるだろうという、そういう発言がございまして、その後、質疑に入らせていただいたところで事故が発生してしまつたというところでありませぬ。このときに、これも触れられておりましたけれども、富士電の方も、発電機の専門家ではあります、RDF

については専門家ではありませんということをはっきり申されましたし、企業庁の方もそのように申しておったように記憶しております。

事故が起きて、これは大変ですから、すぐ対応しなきゃいかんわけですが、実は委員会はそこで中断をして、それで、それぞれ、帰る者あるいは現場にとどまる者、分かれたわけでありまして、どうも、見ておきますと、実際に災害が起こったときの責任者がどなたかもよくわからない状況でございました。状況がわかりませんから、そこに待機という指示も当然ございませんでしたし、避難という指示もございませんでしたし、人の点検、点呼ですね、もされなかったと、こんなことを体験いたしまして、私は感じたんですが、今から私の感じた問題点を申し上げたいんですが、それ以降も、それ以前もいろいろ新聞報道がございましたけれども、繰り返しになりますが、12月23日に一番最初の事故の前兆がございましたのに、先程言いましたように、RDFは燃えませんと発言をされて、実際に慎重な原因究明も対応もされなかった。これはマネジメントのあり方に問題があるんだろうと感じました。

2点目に、企業庁、富士電機とも、RDFの専門家ではないというふうに発言をされています。専門家でない組織にこの運用を、安全だという間違っただけの確信があったのかもしれませんが、今から見てみますと、そういう組織に任せたとこのマネジメントのあり方。

それから、先程言いましたように、8月19日、爆発時に事後対応がされなかったという災害発生時のマニュアルがないという状況のマネジメント。

4点目に、RDFの、これも出ていましたけれども、安全性について、7月20日の発言を聞いて、大丈夫かという話をしておったんですが、当日の貯蔵槽の異常については一言も触れなかった、そういうマネジメント。我々は8月5日も見学したんですが、広域のRDF製造施設は見させていただきました。これは時間の問題だというふうに思うんですが、時間がなかったということなんでしょうが、貯蔵槽と発電所は、管理棟の窓から、あれがそうですという説明を受けただけでございました。

すべてマネジメントに絡めたわけですけれども、私は、三重県のマネジメントシステムに問題がある。今、経営品質活動ということで、PDSを回して、自らどんどん進化していく。これは、ISOを取得されていますからよく皆さん方も身につかれておると思うんですが、どんどんどんどんよくしていく。したがって、出てきたものには問題がないという、こういうことなんですけれども、これは全く機能していない、こういうふうに思い知らされました。

そういうことで知事にお尋ねをしていきたいんですが、まず、8月25日に知事は、当面の課題と対応、4点の項目を示されました。臨時議会の後に議員に説明をされました。それとあわせて、危機管理体制の抜本的な見直しにも言及をされました。今議会の開会日、9月17日に現状報告がなされました。いろいろ質問が今までありましたように、まだまだ課題はあるんですが、これは是非早急に対応していただきたいということが私の1点目の質問なんですが、この辺の詳しい議論、専門的な議論、あるいは積み残した議論、そんな

ことは有識者による県が作られた専門委員会の皆さん方、あるいは議会の特別委員会にお任せをしたい。

それと、地元の皆さん方にも説明会をされておりますからいろいろな意見も出ておると思いますが、是非徹底的に情報公開をしていただいて、そして、それぞれの委員会なり地元の皆さん方からいただいた提言や判断を、指摘も含めて謙虚に受けとめて、早急に対応していただきたいと、こう思っております。今まで触れられておりますから、知事の意思表明といえますか、強い意思を是非確認しておきたいというのが1点目でございます。

次にお聞きをしたいのは、RDFの諸課題について、前知事から申し送りがあったと、こういうふうな新聞報道で見ました。4点書かれておったと思うんですが、当然、新しい知事になられてそういう課題を申し送られたわけですから、対応をしてこられたというふうに思います。どのように対応をしてこられたのかということと、あわせて、現実にごうして事故が発生してしまったわけですから、今になって反省すべき点が多々あるかというふうに思います。そのことについてもあわせてお尋ねをしておきたい。どう対応されていくのかもお聞きをしたいと思っております。

それから、私が一番強く感じておるんですが、3点目に、全部門のマネジメントシステムをやっぱり見直していくべきだということを申し上げたいと思っております。知事は、県民のしあわせ、安全安心、こういうものを県政の柱、背骨、最重要課題、こうして掲げられておるわけでありまして、今回の事故の教訓をRDF対策のみで終わらせてしまっただけでは、これは県民の皆さんの信頼が得られないだろうというふうに思います。全庁的に見直す、もう既にこういうふうな知事は意思表明されておりますので、私と同じ考え方だろうというふうには思っておりますけれども、是非教訓を全庁で、全職員で共有して、全部門のマネジメントシステムを徹底的に見直すべき。ただ、つながりが悪いからトータルマネジメントでつながりをよくするだけではなくて、徹底的に見直すべきだというふうに考えておりますけれども、知事の所見をお伺いしたいと思います。

まず、ここまでについて御答弁をお願い申し上げます。

(野呂昭彦知事)

前知事から引き継ぎましたRDF発電事業に係ります課題といたしましては、発電所の操業に絡みまして、初期トラブルとか、あるいはRDFの異常発熱などがあったわけでございます。発電所の初期トラブルにつきましては、就任前の北川県政の当時、本年1月から4月にかけて、発電タービンの軸受けの一部損傷などにより数回の発電停止があったと聞いておるわけでございますが、その後、修理を行いまして、おおむね順調に稼働していると、こういう報告を受けておるところでございます。

それから、RDFの発熱防止対策といたしましては、崩れやすいRDFの発熱が発熱の原因であると、こういう見解から、RDFの性状改善について市町村と協働して取り組んでいくこと、また、貯蔵槽には温度計を設置するなど、温度監視の強化を図っていくと、

こういうことでございました。

しかしながら、結果的にはこうした事故の発生を未然に防ぐことができなかったというところでございますから、私たちも大変遺憾に思っておるところでございます。

今後、専門委員会等の調査結果、もちろん県議会の特別委員会等のいろんな御指摘も踏まえて、適切に対応できますよう、そして、県民の皆さんの信頼回復に一層努めて最善の努力をいたしていきたいと、こう思っておるところでございます。

それから、全部門のマネジメントシステムを徹底的に見直すべきであるという御意見でございますが、先程少しトータルマネジメントについても触れさせていただきましたが、トータルマネジメントシステムそのものは、いろんな制度、システムをより有効に組み合わせ、体系的に効果的に機能するように、そして、結果的には全体最適を常々組んでいけるような、そういうものを作っていくという目的で取り組んでおるところでございます。

今回の行政経営品質の考え方にに基づきます点検結果を主な課題として中間的に取りまとめたところでございますけれども、この中で、リスクマネジメントにつきましては、全庁的に実効のある展開を進めるために、職員一人ひとりへの危機意識の徹底とか、政策推進システム、率先実行取り組みなど既存システムの活用など、危機管理の仕組み、体制の強化を図っていく必要があるということで、そういった課題が上がってきておるところでございます。

このトータルマネジメントシステムに検討をやっている中で、実は今回のRDFの貯蔵槽の爆発事故が発生いたしました。そんなことから、私としては、全庁的な危機管理体制については、これは緊急に見直して検討していかなければならない、こんなことで9月2日に危機管理体制検討会を設置いたしましたわけでございます。

この検討会におきましては、具体的に危機管理マニュアルの点検とか、あるいは、危機発生背後に潜んでおります組織の体質とか仕組み、それから、職員の意識、こういったものなど、全庁的な危機管理体制におきます問題点の検証を行っておるところでございます。さらに、危機発生の未然防止対策とか、あるいは発生時の体制づくりを行うためにリスクを検知するシステム、さっきヒヤリハット等の事例を申し上げましたけれども、そういったものとか、職員の意識の改革向上、それから、危機発生時の情報収集や県民の皆さんへの発信方法、危機管理組織や危機発生時の事故対策本部等のあり方等について検討しておるところでございます。

今後も、全体のトータルマネジメントシステムの検討と整合性を図りながら、具体的に実施できる対策から早速に取り組んで、全庁的な危機管理体制の充実強化をしてみたい。その上で県民の信頼を取り戻してみたいな、このように考えておるところでございます。

○平成15年第3回定例会（平成15年9月30日）

（木田久一議員）

次に、RDFの問題についてであります。

RDFをどんどんと進めてきた北川前知事がさ一と潮の引くごとくいなくなってしまう。その後、始末に追われている野呂知事という構図を県民は見ております。就任早々、県政最大の危機に直面した知事の思いを聞かせていただきたいと思います。北川前知事との責任分担をどういうふうに考えておられるのか、できればお話をいただきたいと思います。

（野呂昭彦知事）

それから次に、RDFの問題について、就任後間もない状況で直面したことについてどう思っておるか、それから、前知事との関係についてもどう考えるかと、こういうことでございますけれども、私は就任当初から、新しい県民しあわせプランの策定と同時にトータルマネジメントシステムというのを構築していかなければならないと、こう考えてまいりました。その中でやはりいろいろ新しい県政運営のシステムが持ち込まれたわけでございますけれども、既に多くの皆さんからも御指摘がありましたように、それぞれのシステムそのものが必ずしも効率的、効果的に運用されておるといふばかりでもございません。

それから、特にやはりいろんな運用のそれぞれのシステムがより連携して、やはりもっとも県政の運営につきまして、県民に向かってサービスを提供していくという観点から、常に最適化された県の組織であると、こういうことが必要であると、こう考えてきたわけでございます。特にトータルマネジメントシステムをやる際には、最終的には県民の皆さんの信頼を欠くようなこと、これが総じて言うところの県政におけるリスクであると、こう考えておりますだけに、リスクマネジメントとか、あるいは危機管理というのは全体の運営システムの中でかなり中心的な役割をなすものであると、こういうふうと考えてきたところでございます。

実は、そんな取り組みをこの6月以降始めてまいりましたが、その矢先に今回のRDFの貯蔵槽の爆発事故が起こったところでございます。私としては、ああいった尊い命を犠牲にする、また、お勤めの皆さんが怪我をされるという事故に遭遇をいたしまして、そういう意味では、県の施設であるだけに、断腸の思いで残念な気持ちでいっぱいでございます。また、県民の皆さんにも、かかる事態がいかに県政に対する信頼を低下させるかということで、非常に残念に思っておるところでございます。

そこで、知事である私がこのRDFの一部局でやってきておるこういった事業のことにどういった関係があるかということですが、私自身は県政の一番責任ある立場として、そのことを極めて重く考えておるところでございます。北川前知事にありまして、知事という立場という観点からいけば、同じような立場であると、こういうふうにも思っておりまして、前知事のことに御指摘をされるなら、それは私自身のまた問題

であると、こういうふうによく考えておるところでございます。

○平成15年第3回定例会（平成15年10月2日）

（福田慶一議員）

最後になりますが、今議会はRDFの問題で終始をしたようなことかなと思っておりません。それで、最後の最後であります、RDF施設についての質問をさせていただきたい。

8月19日に三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽において爆発事故があり、知事は、事故発生と同時に発電所の運転を停止するという決断をされ、原因究明と安全の確認がなされるまでは運転を再開しないことを表明されました。一方、運転を停止したことにより、ごみをRDF化している26市町村から発生するごみをどう処理するかという大きな問題が発生をいたしました。

先日の代表質問での萩野議員の質問に対して、知事から、市町村及び関係機関と協力してごみ処理体制を整え、当面の受け入れ先は確保したとの答弁があったものの、RDF化している市町村においては、処理先の確保とその財政負担に悲鳴を上げ、近隣市町村は、その受け入れによって、自らのごみを調整してでも協力しようと涙ぐましい努力を行っております。このような厳しい状況は、RDF化施設組合や各市町村からの要望書などから十分に御承知のことと思えます。

一方、8月14日から続いておりましたRDF貯蔵槽内部の発熱及び火災について、先月27日鎮火宣言が出されたにもかかわらず、発電所の再稼働の見直しについては依然として目途が立たず、先日の代表質問並びに一般質問においても、知事は、相変わらず、原因究明と安全確認という答弁をされております。原因究明については、県議会に設置をしていただきました特別委員会や専門家による事故調査専門委員会に委ねるとしても、このような市町村の切実な悩みを解消するために、運転の再開について判断する安全性確認のための要件を知事から具体的に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本日、今日のこの質問が、質問の最終日の最後の質問であります。ぜひとも明快な御答弁を期待いたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

（野呂昭彦知事）

最後に、RDFにつきまして、安全性の確認要件とはどういうことだと、こういうお話がございました。まずは中間報告を既に専門委員会の方からいただいております。この中で、今回の事故はRDF貯蔵槽からの発熱発火に伴うもので、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるが、この際、これらの施設についても十分な点検を行い、一連の装置の安全性と安定性を確保すること、それから、RDFの保管中にある程度の高

温になった場合、そのまま放置すると有機物の自己発熱により更に温度が上昇し、やがて発火に至ることが考えられるなどの御指摘をいただいております。

この中間報告等から、次の3つのことを安全性の確認要件として考えてよいのではないかと考えております。1つは、専門的な知識、技術を有します第三者に依頼いたしまして施設を総点検し、施設の安全性と安定性を確認すること、それから、2つ目に、中間報告で示されましたRDFの保管方法、防災措置、日常の品質検査などのRDF管理の当面の留意点というのがございますが、これをクリアできる体制を確立すること。それから、3つ目に、新たな貯蔵槽の設置につきましては、事故調査専門委員会の最終報告や環境省の検討結果などを踏まえ、適切に対応するものとし、それまでの間においては、貯蔵槽がない場合でも、安全に運転が可能な範囲にRDFの処理を限定するという。こういう3つをまず考えるわけでございます。

それから、ソフト面の対策といたしましては、確実に機能する発電所の危機管理マニュアルが整備されることや、それから、環境行政の経験豊富な県職員の配置とか管理体制の充実整備、こういったものも必要だと、こう思っております。

何よりも安全性の確認につきまして、県議会や市町村、あるいは地域住民の方々へ御説明申し上げまして、今後の御理解を得られるように取り組んでまいりたいと思っております。

（桜井義之議員）

お疲れのところ、お許しをいただきまして、先ほどの福田議員のRDFの質問に対して関連をさせていただきたいと思えます。

先ほど、議員の質問に対して、知事が、再開に向けての3つの安全性確保の条件をお示しいただきました。限られた時間でしたし、少し早口で御答弁されましたが、先ほどの御答弁は僕は十分ではなかったんじゃないかな、そんな気持ちを持っております。

そこで、もう一度、今回、専門的な知識がなかったり、あるいは非常に無責任な体制であったと。企業庁の責任あるいは民間の富士電機さんの責任、これは免れないではないか。あるいは県民の信頼の回復のためにも、最高責任者としての知事の強い指導力、これをやっぱり期待したい、そう思いますときに、もう1回、先ほどの3つのお示しをいただいた項目の上に、知事の強い意思というか、ここをお示しいただきたいというふう思うわけでありまして。まずはそのところを知事のお言葉で是非語っていただきたい。

（野呂昭彦知事）

先般、16日に専門委員会からの中間報告が出まして、その中で、中間報告では、一つは、RDFの貯蔵槽の発熱発火に伴うものであって、焼却とか発電施設とは無関係なものと考えられるけれども、この際、一連の施設について安全性をきちっと確保しなさいよと、こういうことが一つございました。それからもう一つは、発火そのものについては、RDF

の保管中に、いろいろとそのまま放置すると有機物の自己発熱によって発火に至るとい
ようなことがあるということでございましたので、そういったことから、今回、福田議員
の御質問に対して幾つかの点で申し上げたところでございます。

一つ目に上げましたのが、まず、専門的な知識、技術を有する第三者に依頼をいたしま
して、施設を総点検して、安全性、安定性を確認するというところでございます。

それから、二つ目に申し上げましたのは、中間報告の中で、RDFの保管方法だとか、
防災措置だとか、日常の品質検査等につきまして、RDF管理の当面の留意点というのが
この中間報告にございます。その中には、保管方法についてとか、防災措置についてとか、
それから、その他の項目の品質検査に関することとかいうようなことがこの当面の留意点
という中に上げられておるわけでございますので、そういった保管方法、防災措置、日常
の品質管理など、この留意点をクリアできる体制を確立するということが大事だとい
うことを2点目に申し上げました。

それから、3点目に申し上げましたのは、新たな貯蔵槽の設置につきましては、事故調
査専門委員会の最終報告とか、あるいは環境省の検討結果などを踏まえて適切に対応す
る必要があると考えておりますが、それまでの間、貯蔵槽がない状態におきましても、安全
に運転が可能な範囲にRDFの処理を限定するという、これが貯蔵槽がない状態の中
でも一つ求められることではないか、こういうふう考えたところでございます。

それから、そのほか、今3つ申し上げました以外に、発電所の危機管理マニュアルが整
備をされるということが必要でございますし、それから、県においてかかるこういった事
故がございました。県職員の配置等についても、管理体制を十分に充実整備をするとい
うことが大事だと、こういうふう考えたところでございます。

私が言っておりますことに向けて、やはりそういったことについて、県議会の皆さんや、
あるいは市町村の関係の皆さん、地域の皆さんにも御理解をいただくということが、再開
に向け一定の理解を得られるということが必要になってくるだろうと、こういうふうにか
えて申し上げたところでございます。

(桜井義之議員)

ありがとうございました。大切なことだろうという認識を持たせていただきましたので、
あえて知事の言葉でということでも申し上げました。

その中で、特に福田さんの質問の趣旨の中心にもあったかと思えます、今おっしゃっ
ていただいた26の市町村のこの対応の問題というのは、もうせば詰まった話であろうとい
うことだろうと思えますが、2つ目の今示されたRDFの保管あるいは一様的な品質、こ
れは、例えば市町村がつくってくるRDFの品質等々も含めて、やっぱり県はトータルと
しての管理責任者としての留意点を持って臨むというふうな今の御答弁の中を解釈させ
ていただいでよろしいでしょうか。

(野呂昭彦知事)

私は、中間報告の今、当面の留意点ということについて、それを引用して申し上げたと
ころでございます。そういう意味では、保管方法についても、RDF化施設もやっぱり連
携して取り組む体制が必要であるということとか、それから、品質管理についても、当然
つくっておるのはRDF化施設でございますから、これも連携した取り組みというもの
が必要でございます。そういう意味では、少しそういった連携の相手も、市町村等も含めた
中できちっと対応していくべきことだと、こういうふう述べておられるものと解釈して
おります。

○平成15年第3回定例会 委員会報告（平成15年10月10日）

(貝増吉郎地域政策〔防災対策〕調査特別委員長)

現在、RDF発電施設におけるRDF貯蔵槽の事故により、県民に対する信頼が大きく
損なわれていることを受け、この事故を教訓に県の危機管理体制について抜本的な見直し
が行われているところでありますが、今後は、県が危機感を持ちリスクマネジメント会議
を開催した場合は、県民の不安を払拭できるよう必要な都度、迅速な情報提供を行うと
ともに、安心・安全な基盤固めに積極的に取り組まれるよう要望いたします。

(田中覚RDF貯蔵槽事故調査特別委員長)

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長(田中覚君) 報告に先立ち、少しお時間をいただきま
す。

RDF貯蔵槽の爆発事故において、消火活動に当たってこられ、尊い命を亡くされまし
た桑名市消防本部の消防士の方々に対し、心から哀悼の意を捧げます。

また、残されました御遺族の方々に、衷心よりお悔やみを申し上げます。

同時に、作業に当たり負傷されました方々の一日も早い回復を願っているところ
でございます。

それでは、RDF貯蔵槽事故調査特別委員会におけます調査の経過等について、御報告
申し上げます。

本委員会は、知事が「県政の一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重
大さに鑑み、議会としてRDF貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について
調査を行うため、8月25日に設置されました。

以降、8月28日、9月5日、9月19日、9月29日及び10月8日の計5回開催し、こ
れまで事故の原因の究明及び事故後の対応について調査してまいりました。

具体的な調査項目の報告の前に、冒頭申し上げたい事柄は、県企業庁と富士電機株式会
社の姿勢についてであります。

事故原因の究明に係る調査において、県企業庁と富士電機株式会社から聴取いたしまし

た。

企業庁と市町村等7団体とのごみ燃料の処理業務に関する委託契約書において、第4条第1項で「当該業務の履行に当たっては、善良な管理者としての注意義務を持って履行しなければならない」と県企業庁の管理責任を定めております。

一方、企業庁と富士電機株式会社の契約においても、第55条第4項で「管理運営期間中、安全かつ環境に配慮した施設の管理運営を行う」と富士電機株式会社の管理責任を定めているのにも関わらず、注意義務を怠り、率先して原因を究明せず、その上道義的、刑事的、行政的責任を明確にしないでおこうという姿勢は、事業主や受託者としての主体性に欠けると言ってもよく、誠意やスピード感が感じられませんでした。

全く責任感の欠如と言っても過言ではありません。

特に県企業庁は、「施設の管理運営は、富士電機株式会社に委託している。施設の引き渡しは、まだ受けていない」といった責任転嫁とも受け取れる発言が随所に見受けられました。大量放水や消防出動に関しては、富士電機株式会社は「企業庁から、消防への通報は待つように指示を受けた」と言うことに対し、県企業庁は「そのような話は聞いていない」等の見解の相違点が見られたことは、誠に遺憾であります。

そこで、本委員会において特に議論のありました事項に関して、御報告を申し上げます。

第1に、御遺族への対応の問題であります。

消防士2名の方々におかれましては、公務とはいえ、県有施設に起因する事故により亡くなられたところであります。

責任の所在については、警察当局の手に委ねられておりますが、御遺族からは「県企業庁、富士電機株式会社とも、誠意に欠ける対応が見られる」といった苦情を聞いております。

単なる誤解であれば救われる面もあると思われましても、今後、今まで以上の誠意を持って早急に対応すべきであると思えます。

第2に、多度町を始めとする周辺地域への環境面での問題であります。

既に、県当局より、ダイオキシン類等の環境影響調査について実施され、その結果については、既に新聞やインターネット等で発表されており、環境基準値内であり異常は認められませんでした。

しかし、その情報の提供については、かなりの日数を要しています。

今後は、住民の不安が生じないよう、迅速かつ的確な情報提供を要望いたします。

第3に、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題であります。

ごみは毎日出てまいります。

関係市町村のごみ処理行政が滞りなく円滑に進むよう、県当局においては、県内市町村との調整に最大限の努力を強く要望いたします。

また、費用負担の問題については、これも警察当局やごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会の結論を待たなければいけない状況でありますけれども、その費用は、県民の血税

から負担するものであり、県議会としては容易に認めることは出来ません。

従って、事故後における関係市町村のごみ処理方法や費用の増嵩について詳細に調査し、議会に対して報告するよう申し付けておきます。

第4に、事故原因の究明についてであります。

9月16日に、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会より知事に提出されました中間報告においては、「事故現場での消火活動やRDF貯蔵槽からのRDFの搬出作業が続く中、十分な資料が得られないため、推論の域を出ない」ということでありますが、以下のように述べられております。

発熱の原因としては、微生物の発酵、RDFの機械的な摩擦や無機物の化学反応等があげられています。

また、爆発の原因としては、微生物発酵に伴う可燃性ガスの発生や貯蔵槽内での火種や空気の供給等があげられています。

いずれにしても、県当局には、今回の報告に基づき、RDFの性状を十分認識し、今後は、RDFの検査方法や保管方法の見直し、さらには異常時における監視設備の充実や防災措置等について検討することを要望いたします。

また、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会の最終報告に向けては、同委員会から企業庁等により十分な情報が得られないという指摘を受けているところであります。

同時に、本委員会においても、再三、同様の指摘、つまり、言われてから出すのではなく、進んで情報を開示しなさいと指摘を行ってまいりました。

より正確な事故原因の究明のため、事故前の状況等の詳細なデータを提供するように、これも申し付けておきます。

第5に、施設運営面での責任の不明確さであります。

今回の事故につきましては、稼働時から責任の所在の明確化がなされていませんでした。去年12月末における貯蔵槽の異常発熱を大きく問題視し、問題点や対応策等について迅速かつ適正な伝達を行い、情報の共有化をするとともに、防災設備の設置や管理運営等の対応を的確に行えば、未然に防ぐことができたものと言えます。

さて、このRDF発電事業は、環境対策のみならず、市町村行政の1つである一般廃棄物行政を広域的に進めることにより、分権時代の県と市町村とのあり方を提案するもので、大変大きい意義を持つものであります。

こうしたことから、今後の一般廃棄物行政の推進については、以下の3点について1日も早くその展望を示し、迅速な対応を行わなければなりません。

その1つ、今回の事故については、事業主体としての認識を十分に持ち、責任ある姿勢で取り組み、専門家や関係機関等の意見も踏まえ、RDFの性状や施設の技術面や契約方法等の制度面及び推進体制、もしもの時の連絡体制や危機管理体制といった組織面など多面的に検証を行い、責任の所在の明確化を図り、その改善策を策定すること。

また、施設の検証につきましては、RDF貯蔵槽以外の焼却施設や発電施設なども含めて行うこと。

その2、RDF発電事業の今後の対応については、市町村や地域住民の方々と十分協議を行うとともに、安全性の確認については、一定の理解が得られるよう説明を行うこと。

その3、その上で、環境先進県を標榜している三重県としては、循環型社会の理念を再構築し、ごみを出さない施設等の具体的な検討を行い、今後の一般廃棄物行政の円滑な推進を行うこと。

最後に、今回の事故を教訓として、「安全・安心」をキーワードに徹底した危機管理体制の確立を行うとともに、今後、他の事業につきましても、安全に対する認識を一層深め、県民の信頼回復に向けて取り組むことを強く要望しておきます。

なお、本委員会におきましては、今後、市町村のごみ処理対策や再発防止策等について調査を進める予定であります。

以上、御報告を申し上げます。

○平成16年第1回定例会（平成16年2月26日）

（芝博一議員）

RDF問題について局面が大きく変わろうとしています。県企業庁は住民説明会を開き、施設の改修に入り、安全確保のための試験調整運転への手順を公表しました。そして、すべてを住民に公開し、安全性が二重、三重にも確認されたならば、知事が本格稼働の可否を判断するとのことであります。先の住民説明会でも多くの不安や意見が寄せられましたが、これらの問題を徹底的に解決し、必要があればその都度説明会を開いて、更に県民、住民に理解を求めていくよう、当局に強く要望しておきます。

そこで、県企業庁は、RDF発電所の稼働に必要な経費約8億円を計上し、これは、再稼働したと想定し、大半は人件費と富士電機への事業委託費とのことですが、再開に必要な施設改修費用は、当面富士電機が負担し、改修後に話し合い、事故責任の割合に応じて費用分担を決めるとのことですが、この事故責任の割合は、何を判断基準にして決めていくのでしょうか。そのお考えをお聞かせください。

また、施設改修費だけでなく、今、現、に県と富士電機が半分ずつ負担している、各市町村のごみ処理増額分や、これまでの事故処理に要した費用分担についても、個々それぞれの個別の事案で費用分担を話し合うのか、はたまた総体的に、総額をもって費用分担を話し合うのかもお聞かせください。

更には、その話し合いやその結果に第三者の判断を求めていくべきか、また、求めないのか、その点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、御答弁をお願いいたします。

（野呂昭彦知事）

次に、RDFのことについてお触れになりました。今回、県の施設であるRDFの発電所におきましてああいっただ事故が起りまして、改めて犠牲になったお2人の御冥福もお祈りしたいと思います。

RDFにつきましては、先般、2月20日から改修改善に入っておるところでございます。順調にまいりましたら、引き続きまして試験運転に入ってまいりまして、やはり机上で考えてきた、これまでとってきた、お示しをしてきた安全策が本当にきちっと確実なものかどうか、こういうことを見きわめていくということが、安全性を確保し、確認していくためには何とすることも必要なことであると、こう思っております。

御指摘がありましたように、そういった状況につきましては、最終的には、監視運転の後、議会あるいは周辺市町あるいは住民の皆さんに説明会を持ちまして、そして、私としては、本格的な稼働をその後やっていくのかどうかということの最終判断をしなければならぬと、こう思っておるところでございますが、それに至ります状況の中でも、こういった試運転であるとか、いろんな形で安全性の確認をしていくわけでありますから、それらの情報につきましては、適宜しっかりお示しをできるようにしていきたい。したがって、そういったことの御報告をする説明会も今後持たさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

お尋ねでは、費用の負担の問題がございました。この事故に伴います損害賠償につきましては、事故の原因の責任者がその費用を負担するということがまず基本であると考えております。今回のRDFの貯蔵層の事故につきましてはまだ原因が特定されていないという状況でございますので、その費用の負担につきましては、ごみをRDF化しております市町村におきましますところのごみ処理経費負担を軽減するための費用などを企業庁と、それから、富士電機で暫定的に2分の1ずつ負担することといたしておるところでございます。その他の費用につきましては、それぞれの費用の内容等に応じまして、関係者の間で引き続き検討してまいりたいと、こう考えております。

なお、今回の事故におきましますところの責任の割合についてでございますけれども、これについては、今後、警察の捜査等の動向を見まして判断をしてまいりたいと、こう思っております。

また、費用の最終的な負担割合については、富士電機と話し合いを続けてまいりましても、御指摘がありますような、法律に基づきますような専門的な判断を必要とすることもございます。場合によりましては第三者の判断を求めていくということもあると、このように考えておるところでございます。

（芝博一議員）

もう1点、RDF関係の件でありますけれども、事故の原因が特定されていない、こういうことでもあります。しかし、今現状では、事故調査委員会は、最終的な、決定的な事故

原因を究明と発表されませんでした。警察で事故の刑事責任についての調査は進んでいますものの、私は、これは別問題と考えています。どこかでだれかが事故の原因をある程度全体的に特定して、それをもって判断基準として負担割合を決めていかなければ、最終的に、いつまでたっても答えが出てこないんじゃないか、警察の刑事責任の追及からの、その結果がすべての判断基準になるとは考えておりません。そここのところをもう一度知事にお尋ねいたします。

(野呂昭彦知事)

それから、RDFのことについての刑事問題とは別に、こういった費用負担については、余り長引かせずにしっかり決めていくべきではないかということでもありますけれども、やはり、私といたしましては、こういった費用に係る面の負担につきましては、県民にしっかり説明できなければなりません。それがやはり事故の原因の特定ということに深く絡んでくるということになりましたら、やはりそういったことを全く無視した形といいますか、それとは切り離してということであっても、出てきた結果として、県民にやはり説明が十分できないという状況ではいけませんから、こここのところは、少し、お金の問題は、時間が後になろうと、しっかり説明できるような根拠を持ってお示しをしていくということが大事だと思います。

安全性については、事故原因が特定されていませんけれども、その予想される事故原因というものをすべて大体考ええる点で網羅した形の中で安全対策はとっていこうということで、これは進めておるということでございます。

(岩名秀樹議員)

まず、野呂知事の県政運営について御質問をいたします。

一つ目は、RDF施策への対応であります。昨年8月生じましたRDF貯蔵槽の爆発事故に際して、事故直後の記者会見において、知事は、14年12月の本格運転が試運転状態のようなままで始まった。その後の運転がいびつなままで継続されてきたのではないかと。また、県内の各施設でRDFを既に製造しており、処理しないといけなかった。中止して十分な試運転を行える状況ではなかったとコメントをしており、当時、企業庁と富士電機が責任のなすりつけ合いをしている状況の中、知事のこの発言に対して、正直でさわやかな印象を持ったところであります。

その後、10月の第3回定例会においては、施設再開の条件として、一つに、専門的な知識や技術を持つ第三者に依頼をして施設を総点検し、安全性と安定性を確認する。

二つ目は、RDFの保管方法、防災措置、日常の品質検査など、RDF管理の当面の留意点をクリアできる体制を確立する。

三つ目には、新たな貯蔵槽の設置については、事故調査委員会の最終報告や環境省の検討結果を踏まえ適切に対応し、それまでの間は、貯蔵槽がない状態でも安全に運転が可能

な範囲にRDF処理を限定するの三つを上げられたところであります。

また、11月の記者会見では、住民の理解を得られなければ再開をしないと話されております。当然のことだと思います。

ところが、年が明けてから、この知事が同じ人とは思えないような発言をします。1月20日には、突然年度内の再開意向を表明し、26日には、議会でこの発言が適切でなかった旨の釈明を行います。しかし、2月に入っても、爆発事故が原因で指名停止処分を行った富士電機との委託契約の継続を確認し、施設の再稼働を監視運転をするという、役所にしか通用しない言葉で説明を行っているところであります。これが、安全・安心と、それから、県民主役を唱えた知事の姿なのでしょう。

新聞報道によると、年度内に富士電機からの施設の引き渡しを受けないと、国からの補助金を返還しなければならぬおそれがあることが理由の一つともとれる発言をしております。一昨年12月、幾つかの事故を起こしながら、拙速に事業を進めて大事故を生じさせることに対する反省がどこにあるのでしょうか。

そこで質問をいたします。知事のこれまでの発言によれば、施設再開の条件は安全の確認と、3条件の達成と、住民の方々の同意が前提と思われそうですが、これに変わりはないのでしょうか。

また、本定例会開会日に行った全員協議会の資料では、住民への説明を行ったという記述はあっても、同意を得られたという記述はありませんでした。この席では、知事自らが十分な理解を得られていないとする発言があったと思います。今この時点で、住民の方々の理解が得られているのかどうか、知事の考えを明確にさせていただきたいと思います。

二つ目は、施設の改修、試運転の後に行う監視運転についてであります。監視運転とは、どう言いつくろっても、本格稼働のことだと私は思います。現在の予定では、施設改修、試運転、監視運転と連続しているわけですが、改修、試運転の後には十分な検討の時間をかけることが必要だと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

三つ目は、補助金の返還についてであります。RDF発電については国も推進をしており、そのために補助金制度があったわけで、県は、環境省と独立行政法人のNEDOから合わせて19億円余りの補助金を受け取っているわけでありまして。これを返還しなければならないおそれがあると報道されているわけでありまして。

そこで質問ですが、現在、補助金については、RDF施設がどのような状態であれば返還しなくてもよいのでしょうか。試運転をすればよいのですか。富士電機からの引き渡しを受ければよいのですか。それとも、再稼働をしなければならないのですか。そこをまず明確にさせていただきたいと思います。これがはっきりしていないので、話が余計にややこしくなっているのではないかと思います。

四つ目は、富士電機への管理委託の継続であります。今年2月には、昨年8月の第1回の爆発事故の責任によって、富士電機は指名停止処分を受けています。これで富士電機への処分は終わりになったのでしょうか、お伺いをします。

また、事故によって処分を受けた業者にそのまま委託を続けることは、県民感情を考えると不可解なのですが、いかがでしょうか。

(野呂昭彦知事)

さて、RDFについてのお話がありました。今回、説明会、企業庁の方で持たせていただいたのを報告受けまして、まず第一には、本当に県が失った信頼が余りにも大きいなというのを率直に感じております。安全対策に対します質問については、一応それに対してきちっとお答えはしてきておるけれども、やはりその信頼を欠いたことの大きさを改めて強く感じておるところでございまして、そういう意味では、この信頼回復に本当にきちっと努めていかなければならない、こう考えておるところでございまして。

そのために、この際、やっぱりしっかりした安全策というものについて、それをしっかり確立をして、そしてまた、確認をしていくということが大事でございまして。そんなことから、最終的にRDFの本格稼働云々については、住民の説明会等での、出させていただいた上での最終判断ということをしていかなければなりません、まずは、やはり施設を安全に動かすための改修を行って、また、試運転等も行って、それをやっぱりしっかり確認をしていかなきゃならないということで考えておるところでございまして。その試運転の結果につきましては、県議会や地元市町あるいは地域住民の皆さんに報告をさせていただきたい、こう思っております。

それから、既に御報告申し上げておる中にありますが、地域の住民の方が入りました三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議というのを、これを早期に立ち上げて、試運転から今後監視運転等に入っていき、そういう状況の中で、そんな状況を随時情報提供して御意見をいただいてまいりたいと、こう思っております。

それから、適宜、時期も選ぶ中で、試運転の状況の結果であるとか、あるいは監視運転での状況の結果について、それを報告申し上げるというための説明会も持ってまいりたいと、こう思っています。その上で、最終的にこういった経緯、監視運転については大体数カ月から1年これはかかるのかなという感じを持っておりますけれども、改めて県議会や地元市町への報告、それから、地域住民の皆さんへの説明会を行って、それで本格稼働に入るかどうかと、こういうことを判断いたしていきたいと、こう思っています。

私としては、やはりしっかり安全性をきちっと確保し、確認した上でなければ再開をしないということ、その気持ちは変わらないところでございまして。諸事情がいろいろある中で、私も、私としての思いを十分説明しないまま申し上げて、若干皆さんにご迷惑をおかけしたことは申しわけないと、こう思っておりますが、今後もその気持ちで取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございまして。

なお、補助金のことについてお話がありました。補助金を返還しなくてよい条件というのはどういうことかということでございましてけれども、適正に国庫補助金の交付を受けるというためには、各省庁等が補助金交付の目的に沿って定める補助金交付要綱に基づい

て事業を執行して、そして、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付されておる条件に適合しておるなということを所轄の省庁が認める、そういったところが認められるということが必要でございまして。

その上で、計画どおりに事業実施が行われるということが更に求められるわけでありませぬ。したがって、施設の安全性の確保が大前提となることは言うまでもございませぬけれども、補助金という観点からするならば、原則として、今年度内のRDFの焼却発電施設の試運転が終了し、そして、県が富士電機から施設の引き渡しを受けることが必要ということになってくるところでございまして。

基本的には今申し上げたようなことでございましてけれども、もし仮に試運転が延びるといようなこと等いろんな状況を考えてまいりますと、いろんな場合においても、私どもとしては補助金の返還額ができるだけ少なくなるよう今関係省庁と鋭意協議をさせていただいておるところでございまして、これにつきましては、ほぼ確信できる結論というものを得ることができましたら県議会の方にも御報告をさせていただきたいと、こう考えております。

それから、富士電機のことにつきましては、先般、富士電機の処分を企業庁の方でやっておりますが、これは8月14日の事故の分でございまして、19日の件につきましては、事故の原因の特定等を含めた今後の調査等も見ながら決めていかなければならないということで、今後の問題といたしておるところでございまして。

それから、三重ごみ固形燃料発電所の富士電機と交わっております管理運営業務委託契約でございましてけれども、これは、平成14年の12月1日から平成29年の3月31日までの契約となっておりますのでございまして、したがって、この契約の条項に明白な違反がないという限りにおきましては、契約の解除は難しいということであろうかと思っております。

富士電機につきましては、今全社を挙げて取組体制を確立しようということで、RDFの管理者であるとか、あるいはボイラー・タービン技術者の専門委員であるとか、あるいは安全専門者を配置するなど、発電所の管理運営体制を強化する、あるいは富士電機総合研究所がRDFの性状研究等につきまして、学識経験者と連携しながらバックアップする等の対応をしておると聞いております。

一方、発電所の方でございまして、富士電機の提案に基づきまして、同社が設計施工まで一括して建設をしておるということでございまして、同社は、現在の発電施設の内容や取り扱いにも最も精通しておるところでございまして。今後も、富士電機がこの施設について設計施工に関する責任を果たしながら管理運営をやっていく必要があると、こういうふうにご考えておられて、今の状況の中で、引き続き富士電機に発電所の管理運営を委託していきたいと、こう考えておるところでございまして。

○平成16年第1回定例会平成16年3月4日

(石原正敬議員)

さて、暮らしの12でございますけれども、これは、RDF事故が契機となって浮上してきたプログラムであろうと私は認識しております。確かに、RDF事故の後、事故原因の調査ですとか、専門家によるさまざまな検討が行われてきたわけでございますけれども、こういったことは、やはり議会も執行部も積極的な活動をしてきたと。そして、まだいろいろ問題は残っておりますが、これからも継続していこうと私は思っております。

それに加えまして、私は4点ほど、あの事故が三重県行政に問いかけたものということとらえております。

まず一つは、やはりRDF政策そのものに対する是非だろうと思っております。そして、2点目としましては、やはり一般廃棄物行政に県が積極的にかかわっていったということにありまして、市町村と都道府県との関係を問い直すという意味で、これは県政に問いかけていこうと。三つ目といたしまして、補助金の問題もありますけれども、国と都道府県との関係を見直す、こういったことも中に含んでいるであろうと思っております。四つ目は、テクノロジーブッシュの問題であろうと思っております。行政が抱えるさまざまな問題を高度な科学技術によって解決しようとする。これは積極的に評価できるわけでございますけれども、しかしながら、テクノロジーに頼り過ぎ、現場を見、そういうことを忘れてしまうということも否めません。そういったことを、野呂知事におかれましては、ぜひともこれから我々議会と議論の中で真摯に考えていただきたいというようなことも提示しているのではないかなと思っております。

以上四つの点を私は認識しておるわけでございますけれども、これはやはり今後の議会の議論でも活性化していくべき課題だと私も認識しております。

さて、その4点のうち2点について、ごみゼロ、暮らし12にかかわってお尋ねしたいと思います。

重点プログラム「暮らし12」は、単体、その一つのプログラムとしては、整合性がとれた、まあ、いいプログラムだなと思っておるわけでございますけれども、そこで、他の政策、特にRDF政策とごみゼロという問題はどのような関係にあるのか。そして、暮らし12の中でも、市町村との協働と、こういうことを掲げているわけでございますけれども、その市町村との関係とはどのような関係を指すのか、協働というのはどのような関係を指すのか、ここに少し明確性に欠けるのではないかなと、そのような気がしておりますので、そのあたりをお聞きしたいと思います。

まとめますと、ごみゼロ社会の実現とRDF政策はどのような関係にあるのか。さらにもう1点、ごみゼロ社会の実現に向けて、三重県と市町村はどのような関係のもとにこれを推進していくのか、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

(長谷川寛環境部長)

それでは、まず初めに、ごみゼロとRDF政策の関係について御答弁申し上げます。

ごみゼロ社会の実現につきましては、まず、ごみの発生、排出を極力抑制し、やむを得ずごみとして排出されたものにつきましても、再使用、再生利用を行うなど、ごみを最大限資源として有効活用し、将来に向けてごみが極力少なくなる社会づくりを目指すものでございます。

また、RDF政策につきましては、日常途絶えることなく発生するごみを適正に処理すると同時に、ごみをエネルギー資源として有効活用しようとするごみ処理対応の一つのツールを形成するものでございます。

ごみゼロ社会の実現とRDF政策は矛盾するのではないかなという御意見もございますが、一部解決すべき課題は内在しておりますが、これは矛盾するものではないと思っております。ごみゼロ社会は早期実現が望まれますが、順次取り組むべき課題も多くありますので、一応長期的展望のもとに着実に一步一步進めるため、20年後の完成を目標とし、その実現を目指すものでございます。

一方、現時点では、ごみゼロ社会づくりはスタートラインにありますので、現実的な問題といたしまして、日々排出される多量のごみを適正に処理していかなければならない、県民の皆様のご社会生活の営みに支障が生じないようにしなければならぬということがあります。

こうしたことから、当面は、RDF政策につきましても、26市町村のごみ処理に対処しておりますので、きちっと安全性を確保する中でごみ処理対応の一つのツールとして取り組ませていただきたいと考えております。ただし、長期的には、ごみゼロ社会実現に向けての着実な取り組みによりごみの減量化が進むとともに、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されれば、RDF政策はその使命を終えるものと考えております。

また、ごみゼロ社会の実現とRDF政策を同時並行で取り組むに当たっては、分別によるごみ質の変化やごみ量の減少にどう対応していくかなどの課題を抱えていることは十分承知いたしております。

このため、分別の徹底によるごみ質の変動による影響やRDF焼却発電におけるごみ量の減少に伴う技術的対応策の検証など、早急に取り組むべき課題がありますので、今後、これらの課題につきまして、環境部、発電施設を所管する企業庁、そして、RDF化市町村との連携のもとに鋭意調査検討を進めまして解決いたして進めていきたいというふうに考えております。

○平成16年第1回定例会平成16年3月11日

(山本勝議員)

まず、よく今回見られたこのRDFの施設の事故当時の状況でございますし、ちょっと変えていただきますと、これが、爆発したタンクの上が、ふたが飛んだところでございますし、それからもう一つは、これは、今施設を改装しておるということで、これ、あいております改修工事の状況でございますけども、私はなぜこのように写真をお見せさせていただくかという、次いろいろと質問させていただくんですけども、こういう状況があったということをいま一度認識をしていただいて、そして恐らく、この写真を見てみえる方で、大変なことやったなとか、いろいろ思い出に浸ってみえる方の中に、本当にこの写真を見るのもつらいなという方もお見えになるんじゃないかと思えます。私も遺族の方のお便りをお聞かいたしますと、自分の息子さんがお亡くなりになったということで、ごみ行政について何とかひとつ自分としてもその一助を一回やってみたいということで、出てきた生ごみをできたらひとつ堆肥化して地中に戻して、そんなことでひとつ息子に恩返しをする、息子に対してやっぱり弔いたい、こんなことでもやってみえる遺族の方も見えますので、どうぞひとつこの写真をいま一度思い出していただきまして、御答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、RDFにかかわる最近の取り組み状況について、少し時間がなくなりましたから二つか三つ飛ばさせていただきますけれども、ごみを燃料に変え電気を発電する夢のリサイクル構想として、一昨年12月注目を浴びてスタートした三重固形燃料発電所、いわゆるRDF施設も、昨年8月貯蔵槽による連続爆発事故で中断せざるを得なくなりました。半年後の今日、同発電所は今再稼働に向けて施設の改修が進められ、17日に始まる試運転で燃焼炉に火が入り、RDFの焼却と発電が始まりますが、県が専門家を集めて設けた、笠倉忠夫、豊橋技術科学大学の委員長が、事故調査専門委員会が、昨年12月の最終報告で、RDFは大量保管すると発酵が進んで発熱、さらに発火するおそれもあると指摘し、県は爆発する可能性があるという認識が欠如していたと結論づけられました。

そこで、今後は爆発原因であった貯蔵槽をつくらず、直接RDFを投入するかんばん方式でスタートする構想が打ち出されました。そこで、今後の運営について数点お伺いをいたしますが、質問の冒頭に、まず、地元周辺で行われたRDF説明会に私も出席いたしました。出された意見を総合的に見てみますと、確かに反対の声は大きかったのですが、建設的な意見も出されて、総合的にあの問題についていろいろ意見も判断すべきじゃないかなと、このように私は思います。ただ、あの説明会で県の事故調査委員会の笠倉委員長が出席をしてみえました。私は、なぜ出席をしてみえるのか、疑問を持ちました。議論が伯仲するにつれまして笠倉委員長の発言する機会も多くなり、中立であるべき立場なのに、私はRDFの推進論者やとか、RDF構想はすばらしいものだというような積極的な発言をしておいでになりました。私は違和感を感じましたが、事故を調査する人が説明会に出席するのは、私は本当にどうかと、このように思いました。

できれば、知事の所見があれば知事にお伺いをいたしたいと思えますし、今後説明会も

また予定をされるそうでございますが、このように笠倉さんがまたお出になるのか、その辺のところも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

次に、RDFの実証試験についてお伺いします。今月5日よりRDFのコンテナ保管の安全性を確認する実証試験を桑名郡木曾岬町の木曾岬干拓で開始し、6月4日までの3カ月間、コンテナ内の温度変化やガスの発生状況等を監視する作業に入りましたが、過去のデータでは湿気の多い雨期と温度の上がる夏場に集中をしておりました。本来6月以降にも試験をすべきではないかと仄聞をいたしますが、知事、この辺についての御所見もお伺いをいたします。

次に、RDF関連の政令改正についてはちょっと省かせていただきまして、RDF搬入システムについてお伺いいたします。試験調整運転について、施設の長期保管を2月19日に解除して、20日より中電に指摘された半乾式スクラパー改修、アイドルバス改修、火炉温度計追加などの5カ所の改修を、本日3月11日までに行われておまして、14日より試験調整運転に入って、インターロック試験、負荷試験、負荷遮断試験などを24日まで行う。その間に2つのボイラーに17日と20日に点火をする。そして25日と26日の両日で完成検査を受け、よければ富士電機から県に施設が引き渡されると、それ以後は監視運転で6施設のRDF75トンを有料で引き取り、焼却能力100トンのボイラー2基を1カ月間交互に運転して試験を行うとのことですが、通常運轉的には能力が十分ございまして、事故等にも対応できるんじゃないかなと、このように私は思うわけでございますが、しかし、もう少し先の話になりまして、桑名広域清掃事業組合が本格稼働する本年の11月には、日量約95トンのごみが増えまして、合計で170トン搬入されます。4カ月で15日点検をするという、いわゆる105日稼働して15日点検をする工程も、こういう中に組み込まなければなりません。不測の事態も想定をして、どうかんばん方式でシステム化をするのかお伺いし、あわせて、かんばん方式導入によりまして7施設の負担をどこまで解消できるか、これについてもお伺いをいたしたいと思えます。

それから、補助金返還問題について、環境省に12億4000万円、経済産業省に7億2000万円の補助金返還問題があるがために、本年度末に施設の引き渡しを受ける作業が進められておるようでございます。知事は8日記者会見で関係省庁と返還問題について折衝を図っていると述べられておりますが、どの省庁とどの程度の見通しを持って折衝されておるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

それともう一つ、次にごみゼロ社会の実現について、ごみゼロに向けた取り組みやRDF政策の関連について、既に4番議員や11番議員の質問に際し、知事初め環境部長から答弁をいただいておりますが、私も少しごみゼロ社会の実現に向けた取り組みについてお聞きをいたしたいと思えます。

ごみゼロ社会が限りなく発展をしていくと、RDF化のごみがなくなりその使命は終えることになるということでございますが、私も若干理解はできるわけでございます。また、ごみ処理を考えれば当面はごみゼロ政策とRDF政策を同時進行で取り組まなければなら

ない状況、これも若干はわかるつもりでございますが、しかし、ごみ行政、特に一般廃棄物の処理は市町村の専管事項でございます。また、ごみ処理は市町村において分別の方法が違うなど、地域の特殊性を抱える問題もたくさんございます。そうした中、県民しあわせプランの重点プログラムにおいて、ごみゼロ社会の実現プログラム、いわゆるこういうものを打ち出されておりますが、この施策の実現に向けて県は具体化をどのように取り組み、進められようとしておられるのか、市町村との関係も含めてお伺いをいたしたいと思います。

そして、有機物、一般廃棄物は抜かしていただいて、事故の責任の所在についてお伺いをいたしたいと思います。先日の岩名議員も質問されましたが、答弁がいまいちでございましたので、再稼働するに当たり不運転の決意で臨む姿勢を示す意味も兼ねまして、今回の一連の事故の責任を明確に私はすべきであると思います。常々知事は警察の捜査を見守って決めたいと答弁をされておりますが、刑事上の処分ではなく、行政責任において処分をどうお考えになっておみえになるのか、知事の所見をお伺いしたいと思います。

ここで一たん質問を切らせていただきます。

(野呂昭彦知事)

まず、私の方から、コンテナの実験のことについてお答えいたします。RDFのコンテナ保管時におきます安全性を確認するためにデータの収集を行うとして、木曽岬干拓地において3月5日から6月4日までの間、実証実験を開始したところでございます。

御指摘のありました試験の時期につきましては、環境省から報告をいただいた最大貯留期間の3カ月としておりましたが、高温多湿時の悪条件下でのデータも確認する必要があると考えますので、国等の指導も受けながら、御指摘がありました夏場におきましても、実証試験を引き続き行う方向で検討をしております。

次に、補助金の問題について今現在どうなっているかということでございますが、補助金の問題につきましては、適正に補助金の交付を受けるためには、原則として本年度内に施設の試運転が終了いたしまして、引き渡しを受けることが必要でございますけれども、仮に年度を越えた場合でも既に交付を受けた補助金について返還しなくても済むように、これまで環境省、経済産業省に要望をいたしてきておるところでございます。

それで、いろいろと今日まで状況がございました。当初NEDOにつきましては、かなりかたい口調で補助金を返還しなければならないというようなことを、内々に私ども打診をする中で言ってきておりましたが、実は環境省の方がいろいろと柔軟に対応していただいできて、そういう意味では環境省と補助金との整合をとる必要があると、こういうふうなことで、NEDOにつきましても2月18日の時点で、一部完成では補助事業の目的が達成されたとは言えない、補助金の返還を求めることになるが、これについては経済省と協議をしていこうということ、それから、その後2月23日になりまして、対外的な影響とか会計検査院への説明がどうできるかというような問題があると、NEDOの補助目的

は、高効率の発電が可能かどうかであり、基本的には施設として完成し、試験調整運転による発電の確認が必要であるというような見解を出してきております。

それで、その後私どもいろいろと確認をしておりますが、補助金返還については、随分前向きにきちっととらえていただいておりますが、もしも引き渡しができずに年度を越えてしまうということになりますと、未収分の補助金、環境省2700万円、それからNEDOが約900万円、合計3600万円については、これは交付されなくなるということでございます。

それから、会計検査院との関係におきましては、一般的に会計検査院は年度内の事業完了に大変厳しい姿勢でございます。したがって、年度を越えましたときには、返還のリスクは残っておるといふふうに承知をいたします。

私ども、今日の時点でももしも年度を越えて引き渡しというようなことがかなり長期の先になっていくというようなことがある場合にはどうかという点について、経済産業省等の感触を当たらせていただきました。これにつきましては、あくまできちっと詰める必要があると。とりあえずの感触ということでありますけれども、計画の見通しが不透明になれば、この補助金の問題の状況は変わってくるのではないかとございまして。

したがって、補助金の問題は、私としてはやはり、議会の方でも強い御意見がありましたら、議会もともに責任を持つ形でぜひ対応していただかなければ、これはリスクをしょったままいかなければならないということをお願いを申し上げます。

それから、事故の責任についてお話がございました。県の施設で起こった事故でありますから、当然県の責任はございます。しかし、具体的な責任問題について行政的のことにかくその責任をきちっと果たせと、こういうことでございます。仮に職員の処分等を行いますと、これは地方公務員法に基づきます懲戒処分というようなことがございますけれども、この場合は、このRDFの事故、同じ事由で再度処分ができなくなります。そういう意味では、こういった職員の処分というようなことについては、慎重にあるべきだということで、当初から申し上げておりますように、警察等の捜査状況を踏まえて対応しなければならないのではないかなど、こういうふうには私として判断をしております。

(鈴木周作企業庁長)

RDFに関しまして、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が本格稼働した後の処理はどうなるのかというお尋ねに、お答えをさせていただきます。

現在、この貯蔵槽がない状態での処理を検討いたしております。桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が稼働していない状態での1日の量は、約75トン程度というふうを考えております。コンテナ10基での処理を考えておまして、コンテナ10基の能力としては120トン程度というふうを考えておりますので、現在、この範囲内では安定した発電所の運営ができるというふうを考えておるところでございます。

しかしながら、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が本格稼働し、桑名広域清掃事業組合以外の市町村からも毎日RDFが搬入されているという状態になりますと、約倍の150トン程度というふうに推定されます。常にボイラー2基を動かしておく必要がありますが、定期点検時においてボイラーが1基停止した場合には、貯蔵施設なしでは全量を処理することができません。このため、一定量のRDFを保管できる新たな貯蔵施設を設置する必要がありますが、新たな貯蔵施設につきましては、消防庁の指定可燃物への指定、環境省の廃棄物処理施設の構造についての規則改正を待って、これに適合するものを検討してまいりたいというふうに考えており、相当の期間を要するものと考えております。

貯蔵施設が整うまでの間、RDFの処理については市町村及び環境部等と十分に協議して、対処してまいりたいと考えております。

(山本勝議員)

特に実証実験につきましては、やはり夏場をやっていただくということで、特に私どもも、先般環境省なり経済産業省へ行ったときには、やっぱりこの三重県の事例が全国の基準になっていくということでございますので、そういう方向で進んでおるといってございまして、どうぞひとつ実証試験が一番危険な、そういう状況の夏場についてもやっていただきたいと思っております。

それからあと、RDF搬入のシステムでございますけれども、本格稼働した場合は、恐らく現状のところではなかなか難しい状況になってきますけれども、やっぱり当初の約束からいきますと7施設はやはり安定的にそこへ搬入できるという、そういう想定で各施設が設備を持っておりますから、やっぱりそれはこれから企業庁が真剣に考えていかないと、例えばボイラーをもう1基設けるとか、ある面ではストックヤードをつくるとか、いろいろそういう形で今度は問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところはやっぱり早い時期に対応をしていくというのが、今後のRDFの正常な運営につながっていくのではないかといいまして、どうぞひとつ真剣に御検討をいただきたいと、このように思います。

それから、補助金返還の問題について知事から御答弁をいただきました。私ども、今日も伊勢新聞にも少し載っておりますけれども、先般、環境省と、それから経産省のエネルギー関係のところにお会いをさせていただいて、特にいろいろお話をいただいた中には、RDFを取りやめというようなことであるならばやっぱりこれは考えていかないかんかわかりませんが、前へ進めていくというような状況であれば、ある意味で相談は前向きに乗らせていただきたいという、こんなような御答弁をいただいたように思っておりますし、それから会計検査院等の問題のところにつきましても、いろいろ経産省なり環境省なりの担当者のところでいろいろ御相談に乗りながらその辺の問題についても進めていただけるような感触もいただいたわけございまして、どうぞひとつその辺のところは十分、こういう物事を進めていくというのも大事でございますけれども、やっぱり安全、安心、

そしてまた今度あの施設がいろんな形で不測の事故を起こすようなことになれば、それこそ廃止に追い込まれるような状況になるかと思っておりますので、どうぞその辺のところは安全、安心、そしてまた安全な施設というところを重点的に、知事の判断を仰ぎたい。していただきたい。

昨日の議会の事故特別委員会の中でも、今日恐らくこの議会がございましたら文書の申し入れでいろいろあろうかと思っておりますけれども、そんなところも含めて御検討をいただきたい、このように思っております次第でございます。

それから、あと事故の責任の所在でございますけれども、私は、罪を憎んで人を憎まずという、こんな気持ちでおらせていただきます。先ほどもこの写真を見させていただいたのはそういう面があるわけございまして、これだけの事故、いわゆるお二人の人命が亡くなりました。そして、7施設26市町村に半年間にわたって、長期にわたって大変な御迷惑をおかけした。そしてまた今日では、9億円余の市町村での支払いも強いられてきた。本当にこの事故の発生したことで、県に大変な迷惑というんですか、騒動、そういうものを知らしめて、このことを何も担当者の方々が処分を受けずにこれが済んでいくというのは大変不合理なことございまして、私は何らかの形で、一事不再理の原則もわかっております。一度罰したら軽ければあれですし、軽くても重くても、それは二度出すことはできないということもわかるわけでございますけれども、何らかの形でやっぱり態度に示していかないと、例えば前の企業庁長はおやめにられました。おやめにられた方を行政処分とするというのはできないわけですね。ですから、在職中にそういう処分をしてもらわなアカンわけですから、これをずんずんいったら、これでもう処分する方がなくなっていくかもわかりません。長引けばですよ。ですから、そういうことを含めて、どうぞひとつ、もう一度この処分について、知事の考え方を伺いをいたしたいと思っております。

(野呂昭彦知事)

まず、御指摘になりました安全、安心のことにつきましては全くそのとおりで、私ども、あれだけの事故があつた施設で起こった、犠牲者も出した、そういうことを考えますと、安全、安心を、どうしてもそれを確保するために、そしてそれを確認していくために、当面どうするかということに苦労いたしておるところでございます。

そういう意味におきましては、今日まであの施設がまだ引き渡しをずっと受けていないという異常な状況の中でございます。私は、丸投げではないかとかいろんな議論を今日まで受けてきたことを、経緯を考えますと、この際やはり県の責任において、その施設の運用等も、試験運転も含めて、早く県の施設として責任を持ってやっぱりこれをきちっと確保し、確認をしていくということが必要ではないのかなと、こう思っております。

したがって、さっき補助金等の問題についてのことも、リスクが含まれておるといふことも申し上げましたが、安全、安心ということとこれは切り離して、しかし施設についてはぜひ年度内に引き渡しができることを、これはもう本当に、今日、山本議員以外の

皆様にも御理解をいただきたいと、まげて御理解をいただきたいと、お願いを申し上げたいと思います。

それから、責任問題については、もう言われておるお気持ちもよくわかるんです。しかし、そうかといまして、何らかの措置をやるといふときに、その措置の根拠が、もちろん事故とはいえ、その事故とのかかわりからどれぐらいの責任を問えるのかということがきちっとしていなければ、とてもこれは、少なくともいろんなそれぞれの職員にとりましても、将来にも大きく影響する、しかねない事柄でございます。こういうことについてきちっと配慮していかないと、これはとてもじゃないけれども私は組織としても、組織の長としても、無責任な話になるのではないかと。

しかし、そのことが県民の皆さんに何かやっぱりいまいつどうかというお気持ちを与えることになっておるのはまことに申しわけないことなので、私としてはしたがってその理由を申し上げながら御理解を願いたいと申し上げておるところでございます。

○平成16年第1回定例会 委員会報告（平成16年3月19日）

（田中覚RDF貯蔵槽事故調査特別委員長）

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会における調査の経過等について御報告を申し上げます。

本委員会は、知事が「県政の一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重大さにかんがみ、議会としてRDF貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について調査を行うため、8月25日に設置いたしました。

以降、3月10日までの間、計10回開催し、知事や企業庁など、県当局に対する調査を初め、発電所の建設・管理運営を委託している富士電機システムズ株式会社や北川前知事を参考人として招致し、調査を行いました。

また、2月17日から18日においては総務省消防庁、経済産業省、環境省に出向きまして、事故原因の究明及び事故後の対応策等について調査してまいりました。

更に、3月18日には、三重ごみ固形燃料発電所の試運転の状況について現地調査を行いました。

この間、昨年10月10日の第3回定例会においては、御遺族への対応、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題、事故原因の究明等について、県当局に中間報告として要望や指摘を申し上げ、また、去る3月11日には、本委員会全委員の意見を集約し、知事及び企業庁長に申し入れをいたしました。

現在、一番重要なことは、RDF発電施設そのものが、当初の計画から事故を経て、安全性が確保されたかどうか、また、県の失った信頼の大きさを重く受けとめ、いかに県民の信頼を回復するかであります。

そのため、次の6点を重点的に申し入れました。

一つ、試運転終了後、直ちに運転を停止し、完成検査並びに施設の引き渡しを行った後、

試験調整状況を地元関係者、県議会等にその内容を説明すること。

二つ、機械施設のすべての安全性や改修効果を確認する試運転を行うこと。

三つ、人的・組織的危機管理訓練を行うこと。

四つ、契約相手方への損害賠償請求を含め、行政責任の早急な検討を行うこと。

五つ、ピット方式やカンバン方式、または関係市町村でのRDF保管体制に係る新たな市町村の負担を解消すること。

六つ、県下7施設で製造されるRDF固形燃料の品質管理を徹底指導すること。

その申し入れを受けられ、昨日、3月18日に知事及び企業庁長から回答がありました。

その回答内容につきましては、行政責任の所在が早期に明らかにならないなど、委員会として完全に納得のいくものであるとは言えません。また、施設の完成検査や引き渡しについて、当委員会に対し、その定義や位置付けについて今までの説明が不十分であり、誤解を招いていた感も否めません。

しかしながら、企業庁が監視運転と説明していたものを含む試運転により機械施設の安全性や改修効果を確認できた時点で運転を停止し、かつ、その状態で、試運転結果を含めた安全確認の結果について県議会、地元関係者にその内容の報告を行うと回答するなど、その姿勢には一定の理解を示します。

知事及び企業庁長からの回答内容を委員会として検討した結果、試運転については、改修効果の確認に4カ月程度必要であること、つまり、最も湿気の多い時期や最も高温の時期など、過酷な条件下でRDFの性状を確認する必要があると認識しました。

したがって、8月中旬までには安全性や施設改修の効果が確認できるものと考えますので、委員会といたしましては、運転を停止し、かつ、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

事故の際に消火活動に当たってこられた桑名市消防本部消防士のお二人の方が尊い命をなくされた日は8月19日であります。亡くなられたお二人の方に対し、深い哀悼の意を表するために、また、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみを申し上げるためにも、8月19日までには一定の結果を求めたいと思います。

重ねて申し上げます。委員会としましては、8月19日までには運転を停止し、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

三重県議会におけるRDF関連の発言（稼働段階）

<平成16年度～平成22年度>

○平成16年第3回定例会 議案説明（平成16年9月17日）

（野呂昭彦知事）

ただいま上程されました追加議案に関しまして、県政運営上の懸案となっております三重ごみ固形燃料発電所について申し述べます。

昨年のRDF貯蔵槽爆発事故から既に1年を経過いたしました、改めて殉職されたお二人の御冥福をお祈りさせていただくとともに、二度とあのような痛ましい事故が起こらないよう、安全・安心を肝に銘じて今後の県政運営に取り組む決意を新たにしているところでございます。

既に、14日の全員協議会で再開に向けての決意を申し上げましたが、改めてこの点について、触れさせていただきます。

RDF発電所の安全性の確認結果等については、県議会の皆様、地元市町、地域住民の方々などへ御説明させていただいてきたところです。こうした中で、これまで試運転等で確認されてきた施設の安全性について、引き続き最善を尽くすこと、さらに、積極的な情報発信と公開のもとで情報を共有することなどを前提に、ごみゼロ社会を実現するまでの間のRDF焼却・発電事業に対する一定の理解が得られたものと総合的に判断いたしました。また、関係市町村からは、ごみ処理を円滑に行うため、施設を早期に運転再開するよう強い御要望もいただいています。

これらを踏まえ、県議会の御理解のもと、RDF焼却・発電事業を再開することとし、市町村のRDFの受け入れのための準備作業に入ることにしたいと存じます。

また、私は、事故の発生以来、これまで苦渋の中で熟慮を重ねてまいりましたが、この機会に、県行政の最高責任者として、県政運営上の責任、社会的・道義的責任を明らかにするため、私自身の処分として、知事の給料の10分の2、三月を減額することにしたいと存じます。追加提案させていただく議案第80号は、そのために必要な関係条例の規定を改正するものであります。

私は、今回の事故の反省に立ち、引き続き発電所の安全確保等に取り組み、県民の安全・安心に対する県行政の信頼回復に向けて全力で取り組む決意でありますので、県議会の御理解をいただきたいと存じます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

○平成16年第3回定例会（平成16年9月21日）

（中川正美議員）

続きまして、RDF発電とごみゼロ社会についてであります。

RDF焼却・発電事業については、昨年8月の三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽爆発事故から1年が経過をいたしました、改めまして、殉職をされましたお二人の方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、知事におかれましては、二度とあのような痛ましい事故が起こらないよう、今後とも安全・安心の県政運営に取り組んでいただくことを強く要望するところでございます。

RDF化構想は、平成8年に北川前知事のもと政策決定され、当時は夢のごみ処理技術と言われておりましたが、結果的にはあのような重大な事故を起こすことになりました。特に本県にありましては、RDF全国自治体会議の会長を務めるなど、全国の先頭に立って取組、県内市町村に対しても推進を図ってきただけに、その責任はまことに重大であります。

このようなことから、私は、本県が推進してきたRDF化構想については、これまでの経緯を踏まえて、きちっとした総括を行う必要があると考えますが、知事はどのような総括をされたのかお伺いをいたします。

また、知事はこれまでごみゼロ社会を実現する過程において、RDF焼却・発電事業はその比重が軽くなり、最終的にはなくなるものとさえ述べられています。また一方では、現在、ごみゼロ社会実現プランの策定を進められていますが、現時点でRDF焼却・発電事業に関する縮小・廃止までの中長期の方針を、ごみゼロ社会づくりの方針と合わせてどのように明確にされるのかお伺いをします。

続いて、知事は先日、RDF焼却・発電事業の再開を決定されました。決定に当たっては様々なことを総合的に判断された結果だと思いますが、主にどのようなことを考慮し、再開を決断されたのかお伺いをします。

また、事業の再開ということですから、市町村から搬入をされるRDFを焼却し、発電を開始することが事業再開そのものを意味すると思われれますので、この二つの時期について明示をしていただきたいと思います。

次に、RDF関係施設の施設整備と経営や財政に与える影響についてであります。今後、国の新たな安全基準等によりRDF関係施設のコスト増が予想されます。これは企業庁の経営だけでなく、県や市町村の財政に大きな影響を与えるものであり、既に発表されている損害額の解決も含め、どのように対応していくかが急務であると考えますので、これらの課題を具体的にどう対応していくのか、その方針をお伺いします。

次に、発電所の運転に当たっての安全対策には限りがないものであり、今後においても安全対策はさらに万全を期していくことが最も重要な課題であると考えます。特に貯蔵施設については、当面、施設がない状態で運転を行うとのことですが、今後は安全な貯蔵施設をどのように整備するかが地域住民にとって大きな関心事となってまいります。このことから、新たな貯蔵施設について、今後具体的にどのような施設を整備していくのかお伺いをします。

最後に、知事は先日、自ら減給処分を行うことを表明されました。これまでは、刑事責任が明らかになった時点で行政上の処分を行うという方針でありましたが、今回、再開に当たって、今とり得る処分を行うということで、刑事処分の前に自ら県政運営上の責任を明らかにされました。しかしながら、今後、警察の捜査が進展し、県の関係者が重い刑事責任を問われるような事態になった場合には、改めて刑事処分を考慮し、措置を検討されることもあるのかお伺いをいたします。

以上、RDFについて、知事におきましては不退転の決意で臨んでいただくよう切望するものでございます。

(野呂昭彦知事)

次に、RDF発電とごみゼロ社会についてお尋ねでございました。

まず、RDF化構想をこれまでの経過を踏まえてどう総括するのかと、こういうお話でございました。今日、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が深刻な環境問題を引き起こしてきており、ダイオキシンなどの環境負荷の軽減とか限りある資源の持続的利用のため、資源循環型社会に向けた取組をしていくことが急務でございます。

そこで、ごみを燃料として利用することにより、従来の単に燃やして埋める処理から資源循環型の処理へ転換することを目的といたしまして、市町村との連携のもとで取り組んできたところでございますが、ごみをどのように有効に処理するかということに力が置かれまして、ごみの発生抑制あるいは再使用・再生利用といった、いわばごみ問題の川上に対する視点が十分でなかったという面も否定できません。

このため、私は、昨年8月の事故の教訓も踏まえまして、ごみを出さないことを施策の第一に考え、ごみの発生・排出が極力抑制され、やむを得ず排出された不用物は最大限資源として有効利用されるごみゼロ社会の実現に向けた取組を進めることとし、本年度、その基本となるプランの策定を進めているところでございます。

RDF事業につきまして、縮小・廃止までの中長期的な方針等についてもお尋ねでございますけれども、ごみゼロ施策の進捗状況とか、あるいは県内の市町村の施設更新時期、合併後のごみ処理体制などを踏まえまして、全県の広域的処理を検討する中で関係市町村と十分議論を行いまして、18年度中を目途としまして、その方向性について整理をしたいと思います。

それから、今回の再開についてのお尋ねでございますが、発電所の運転再開に当たりましては安全性の確保が前提であることから、施設の改修や様々な安全対策を行いました上で、その効果を確認するための試運転を行ったところでございます。安全性の確認結果につきましては、関係者の皆様に説明をさせていただいた際に、いろんな角度からの御意見とか御質問をいただきましたけれども、これまで進めてまいりました安全対策につきましては十分説明できたと考えておるところでございます。また、地元住民を代表されておられる市長さん及び町長さんからは、再開についての理解をいただいております。

その上で、施設の安全性について引き続き最善を尽くすこと、さらに積極的な情報発信・情報公開のもとで情報を共有することなどを前提といたしまして、ごみゼロ社会を実現するまでの間のRDF焼却・発電事業に対する一定の理解を得ることができたと判断いたしました。

さらに、関係市町村から、ごみ処理を円滑に行うため早期に運転を再開するよう強く御要望をいただいております。事業の再開につきましては、これらを総合的に判断いたしましたところでございます。

なお、実質的な事業再開に当たるRDFの焼却は、本日9月21日の午後を開始をいたしまして、発電は23日の開始予定といたしておるところでございます。

次に、コスト面でのいろんなお話がございました。今回のRDF貯蔵槽爆発事故を契機といたしまして、国の関係省庁から安全対策が示されまして、今後、さらに省令改正などで安全基準の強化が予定をされております。三重ごみ固形燃料発電所及び市町村のRDF製造施設におきまして、これらの基準に対応できるように安全対策の取組を進めておるところでございます。

こういう取組を進めるに当たりましては新たな経費が必要となりますことから、国庫補助金の創設などを要望いたしまして、一定の国の対応をいただいで、負担軽減が図られるようお願いをしておるところでございます。

また、事故によりまして、現在把握しておりますものでも約40億円の損害が発生をいたしております。このようなことから、ごみ固形燃料発電所につきましては、従来の収支見通しに基づいた経営は困難になることが想定されます。今後も安全性の確保を第一として、さらに企業庁において経営努力に取り組んでまいりますけれども、ごみゼロ施策の進捗等も踏まえまして、関係者におきまして事業経営のあり方について検討を進めてまいります。

また、事故関係経費のうち、市町村のごみ処理経費などは富士電機システムズ株式会社と暫定的に2分の1ずつ負担をいたしておりますけれども、警察の捜査等が行われている状況もあり、最終的な負担割合を明確にするには至っておりません。今後は、判断できるものから処理をしていきたいと考えております。

新たな貯蔵槽施設の整備についてでございますけれども、今後、国などから示されますRDFの温度監視や可燃性ガス濃度の測定、RDFの集積高さの抑制など、RDF貯蔵施設の技術上の基準などに基づきまして、安全性の確保に配慮した施設としていくように検討を進めてまいります。また、この検討状況につきましては、安全管理会議に諮るとともに、地域住民の方々に十分な情報提供を行っていききたいと、こう思っております。こうした検討を踏まえまして、平成17年度末を目途に施設整備ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

行政責任についてのお話でございます。県が管理をする施設におきまして発生しました今回の重大な事故によりまして、県民の安全・安心に対する県行政の信頼を大きく損ねた

こと、また、関係市町村のごみ処理にも大きな影響を与えることになりました。私はこのことを重く受けとめ、事故発生以来これまで、自らの責任を明らかにすることについて苦渋の中で熟慮を重ねてきたところでございます。

先般、そういう中で、今回の議会にも私の責任問題、措置に係る条例を出させていたでいておりますけれども、今後、警察によります捜査状況の進展によりましては、県の関係職員が刑事責任を問われることになった場合、関係職員の懲戒処分について検討するとか、今回自らの措置とは別に新たな措置についても検討を行う必要が生じる場合もあり得ると、こう考えておるところでございます。議員御指摘のように、今後二度とあいつた事故が発生することのないように、不退転の決意で企業庁を初め職員全体で取り組んでまいりたいと考えております。

(中川正美議員)

先ほどのRDFの問題でありますけれども、総括に関しましてはなかなか私も不十分であったなと、こんなふうに思っておるわけでありまして、そこで、爆発事故に関しまして捜査の問題でありますけれども、県警本部長にお聞かせいただきたいと思っております。一体どういう状況になっておるのか、進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

(飯島久司警察本部長)

県警察といたしましては、1回目の爆発につきましては業務上過失致傷罪、2回目につきましては業務上過失致死傷罪を視野に入れまして、専門家によります爆発原因等の各種鑑定 の嘱託、関係者からの事情聴取、証拠品の分析など、事案の真相究明に向けまして鋭意所要の捜査を行っているところであります。

なお、捜査の内容等、詳細につきましてはお答えを差し控させていただきます。

(辻本正義議員)

次に、RDFであります、今年1年間といいますか、去年1年間といいますか、県政はRDFの問題に揺るがされた、こう言ってもいいんじゃないかなと思っております。そのような大変な事故でございました。知事は、いろんなそういう難しい中で事故の責任を明確にする中で、再開をしたいと、こういうことを苦しみの中から選択をされた。言うなれば、忠ならんと欲すれば孝ならず、市町村と議会、地域との間で、言うに言えない苦悩を味わっていただいたことだと思います。そういう点で、再開を決意されたことには大いに敬意を表しますし、その苦悩に報いたいという気持ちもあるわけでありまして。

まず、私からも改めて、お亡くなりになりましたお二人の冥福を心からお祈りいたしますとともに、災害に遭われた方々の一日も早い復帰を希望するところであります。

その決断、先ほども質問がありましたが、私は3点にわたって、これからRDFをやっていくのにどうかということについてお伺いをいたしたいと思っております。

1点目は、知事も執行部も住民の御理解をいただきましたと、こういう報告がございました。先ほども市町村長には御理解をいただいたというお話もございました。大方の御理解をいただいたというのはそのとおりだろうというふうに思いますが、御理解をいただきました、理解をしたと、こういうのは理論や理屈に対してのことでありまして、感情問題についてはなかなか御理解が得られましたという答えは難しいのではないのかなと、こういうふうに思います。

先日、池田小学校の殺人犯であります宅間何がしの死刑執行が行われました。遺族の方は、やっとなら子供にと、こういう思いであるというふうに言われましたが、学者や知識人の方は早いのではないかと、何でこんなことに限ってというふうなことが新聞に出ておりました。感情問題というのはこのようなことでありまして、一つのことに對していろんな意見が出てくるのが感情問題ではないかというふうに私は思います。

そういう感情問題、特に地域住民の感情問題を和らげていくといいますか、これを本当に御理解いただいたというふうにしていくために、まだまだこれからいろんなことを考えないかんのではないかなと思っておりますが、そのことについて知事にお伺いをしておきたいというふうに思います。

感情問題は、結婚話に例えれば好き嫌いと、こういうことでありますから、なぜ好きなんや、なぜ嫌いなんやということを探るのとよく似たような質問でございますので、知事も大変お答えにくいと思っておりますが、地域住民に接していただいた知事の率直な気持ちを伺いたいなと、こう思うわけでありまして。

それから2点目は、再開するに当たっての採算の問題であります。先ほども知事は、既に40億円の負債があると、こういうふうなことを申されましたが、これを再開することによってどういうふうな経営状態になるのか、採算というのは何年先にとれるようになるのか、ごみゼロの問題ともいろいろ関連をいたしますけれども、この新しく再開をするRDFの問題について、採算の問題をお聞きしておきたいなというふうに思います。

(野呂昭彦知事)

今回、RDFにつきまして、県の施設におきまして重大な事故が発生をしたことは、まことに痛恨のきわみでございます。重ねて、命をなくされましたお二人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げるところでございます。

今回、このことによりましては多くの県民の皆さん、とりわけ周辺住民の方々には不安を与え、安全・安心に対しますところの県の信頼を損ねることになりました。また、さらには、関係市町村におきますところのごみ処理について重大な影響を与えるということになったわけで、これらのことについて知事として大変重く受けとめておるところでございます。

私は、再開ということに当たりまして、このような行政上の責任というものについてやはり明らかにしていくことが必要だと、こういうことを考えまして、自分自身の処分を表

明させていただいて、議会にもお諮りをいたしておるところでございます。

行政責任ということを考えてみますと、もちろんこういったことにとどまるものではなくて、事故直後から事故原因究明の取組であるとか、あるいは、それに対応いたしましたは、安全確認の取組、こういったものを行ってまいっております。これらについても引き続き最善を尽くしていくということが重要でございますし、そして、それを実践していく中で、安全・安心への信頼を高めていくということが行政の責任を果たしていくことであると考えております。

感情面での御指摘がございました。そういった観点での住民の理解・不安を解消していくということにつきまして、これはもちろん、技術的な意味合いから安全対策に最善を尽くしていくということは当然でございますけれども、さらには、これらの一つ一つの対策について、地域住民に対しましてしっかり情報発信をしていく、情報公開、発信、そして、やはりそういった情報を共有していくということが重要なのではないかなど、こう思っております。

今、住民の公募委員としての御参加や自治会の代表者によりますところの安全管理会議というのがございますが、そういったものを通じ、それから、施設の公開であるとかということも必要だと思います。周辺自治会への広報誌であります「発電所だより」というのも出してあります。こういったことを一つ一つ積み重ねながら、今回、県の信頼を損ねておる状況というのは大きなものがありますけれども、それを一つ一つやりながら回復に努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、RDFについての今後の経営問題についてでございますけれども、ごみ固形燃料発電所は平成14年12月から平成29年3月までの14年4カ月間を事業期間といたしまして、その事業期間を通じて収支が均衡するということを基本として当初計画をしてきておるところでございます。しかし、今回の事故によりまして、事故処理の関係経費を要するというにつけ加えまして、新たな安全対策に要する経費が増加するというようなことで、公営企業としての今後の事業経営を圧迫することが十分予想されるところでございます。

今後安全性の確保ということ、これはまず第一でございますけれども、さらに企業庁におきましても経営努力を十分にとるようにならしてまいりたいと思っておりますが、ごみゼロ施策の進捗状況等も踏まえまして、今後RDF焼却・発電事業の経営のあり方であるとか、それから、もちろん経費負担のあり方等についての関係者との検討もございまして、こういったものも含めて、今後、経営そのものについての総合的な観点も含めて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

3点目に、今回の事故につきまして、二度と起こさないために、このことを後世にしっかり伝えていく必要があるのではないかとということでございます。まさに、今回、県全体の信頼を大きく損なったと痛感しております。そんな中で、事故直後の昨年9月に危機管理体制検討会を設置いたしまして、本県の危機管理体制の抜本的な見直しを行い、その結果、三

重県危機管理方針、危機管理計画等としてまとめてきたところでございます。

現在は、これに基づきまして、未然防止対策の徹底であるとか、あるいは研修・訓練の実施など、危機管理体制の強化を進めてまいりまして、県民に対しまして、安全に、そして安心して暮らしていただける地域づくりに取り組んでおるところでございます。

事故のありました三重ごみ固形燃料発電所におきましては、危機管理マニュアルを整備いたしまして、職員の教育・訓練など、二度とあのような痛ましい事故が発生しないように継続し取組を行っていきたいと思います。

そこで、今回の事故発生という事実を風化させない、そんな取組も必要であらうというふうに思います。そういう意味では、今回、その誓いをモニュメントとして残すということにいたしまして、発電所で業務に従事いたします職員とか、あるいはここを訪れる方々が、この事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、常時、構内におきまして安全な活動を祈念するというので、安全祈念碑を設置したところでございます。

今後この事故の反省に立ち、そして、長く私ども県職員がしっかりとこの事故の反省の上で立て、県行政の信頼回復に向けて引き続き取り組む努力をさせていただきたい、このように考えておるところでございます。

○平成16年第3回定例会（平成16年9月30日）

（野田勇喜雄議員）

それから、最後のRDFにおける県の姿勢について。

時間もございませんので端的に言いますけれども、基本的に、私は、RDFの再稼働というのは、RDFが搬入されたときだというふうに認識しておるんですね。いろんな議員さんが、つけたときだという人が多いので、そういう形の中で行くんですけど、私としては、基本的には搬入がそうだったなというふうに思います。ただ、私としては、事故原因、安全性の確認、責任分担、正直言ってははっきりしておりません。その中で、先送りしたままというのが地元住民の皆さんの考え方ですね。そうした中でやったということに関しては、僕は、再稼働に関しては、いつかはしなけりゃいかん、それは、そんなに遠くない時期という認識はしていましたですけども、やはり、なぜ搬入時期を月曜日ということで、土日は搬入しませんという約束事を以前にしていたにもかかわらず、最近は何か日曜日だけという話にもう聞きましたですけども、月曜日は祝日なんですね。なぜ最初の日の搬入日を祝日にしなきゃいかんのか。いわゆる一方的に、月曜日だから、日曜日じゃないからいいという、こういう考え方でやってしまったのか。この辺のところは、僕は十分地元住民との理解をしてやったというふうには認識しておりません。そうしたところか、あと、やはり地域主権をこれから進めていこうという知事が、なぜもう少しそういったことを配慮しなかったのか。そういうふうな思いがしてなりません。

それから、今後、RDFを再開するとしたときに貯蔵槽が必要なんですね。実際の本格的稼働というのは貯蔵槽が直ってからだというふうに思います。平成17年の夏にはやろうと

しています。その貯蔵槽をするときには、しっかりとやっぱり住民のそういう意識、理解、不信というのをこれからどういうふうにして払拭していくのかを含めて、そのあり方をスケジュールもあわせて御答弁願いたいというふうに思いますので、その3点についてよろしく願います。

(野呂昭彦知事)

まず、RDF再開に当たっての搬入日の件でございますけれども、これにつきましては、9月14日の全員協議会において、私の方から運転再開について表明をさせていただきました。議会の皆さんの御理解をお願いしたところでございます。9月17日、県議会の皆さんに再開に向けたスケジュールを説明させていただきました。その上で、県議会の皆さんの御理解も得た上で、直ちに運転再開の作業に入らせていただいたところでございます。

事故以前は、月曜日から金曜日までRDFの搬入ということにしておりましたが、今年3月に試運転を再開する段階から、貯蔵槽がない状況での安定的な運転を行うというためには土日を含めた搬入が必要だということで、このことについて、地元の市議会や、また住民説明会において説明をさせていただいてきたところでございます。

今回の搬入の開始日につきましては、9月17日中に地元の市長あるいは自治会などに報告をさせていただいてきたところでございます。今後とも、住民の皆さんとの積極的な情報発信と公開、そして共有をするということが重要だと考えておまして、これからも最善を尽くしながら信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

貯蔵槽の整備についてでありますけれども、これにつきましては、実は、7月9日付の消防庁所管の危険物の規制に関する政令が出され、RDFが指定可燃物に指定をされました。今、市町村におきまして、これに基づいた火災予防条例の整備が進められておることとでございます。それから、今月の27日に、環境省所管の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正をされまして、RDFを保管する際の基準等について示されてきております。

RDFの貯蔵施設につきましては、安全性をまず確保して、そういった施設の整備を進めていきたいと、こう思っておりますが、その検討内容につきましては、安全管理会議に図りますとともに、地域住民の方々に十分な情報提供を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

今後也十分いろんな議論を通し、住民の皆様への情報公開を通じて信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

(石原正敬議員)

野田議員のRDF再開における県の姿勢についての関連質問をさせていただきたいと思っております。

RDFの再稼働がなされたわけですが、どうも三重県政におけるRDFの施策上の位置づけの話は余りされずに来たんじゃないかなど。事故の原因究明、安全性の確保ということに関してはされてきたんですけども、そのあたり、ちょっと欠けてきたんじゃないかなと思っております。

第1回定例会でも質問させていただいたんですが、RDFそのものの議論も、これは大事なんですけども、その周辺の問題もこれからクローズアップしていかなくちゃならんだろうと思っております。

特に、施策上のRDF施設の今後についての議論をしていくべきではないかなど。知事も、重点プログラムの中で、ごみゼロ社会の実現との関係において、RDF発電施設の役割というのが20年ぐらいで終えるんじゃないかというような発言もあったかと思っております。

私なりに感じていますのは、あのRDF貯蔵槽爆発事故を契機に、RDF発電所の県政上の性格がやや変質したというふうには思っております。発電施設というような、売電行為ですとかそういったことよりも、環境のための施設にその役割がシフトしたというふうには、私は感じておるところでございます。

そこでなんですけれども、ここに、「桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想 RDF化ごみ処理施設とRDF焼却発電施設の一体整備のインパクト活用方策提案調査」、ちょっと長いんですけども、というのがあります。(資料を示す)これは、平成13年3月に北勢県民局が出したものでありまして、現在も、北勢県民局内のホームページで見ることができる、公開されているものでございます。

中を見ますと、いきなり、RDF施設があつた地域に来るということで、そのまちづくりとか、生活創造圏と絡めた、そういった施策というか事業がこの中で盛り込まれて展開されているというところ、調査ですであれなんですけども。

そこでお伺いなんです、ここの中に、廃熱利用施設の整備とかエコツアー事業やエコスクール事業とか、そういった環境を中心にしたまちづくりの構想が示されているわけなんですけども、この構想の中にある事業の中で、まずどのようなものが具体的に事業展開されているのかということをお聞きしたいということ。

次に、県政上のRDF施設の位置づけや性格が変わった、変質したとしますと、これからRDFとまちづくりと、そういったことが、この桑名・員弁地区の生活創造圏の中でどういったものになっていくのかなということをお聞きしたい。これは一例でございますが、今後また、県政の中で広く展開していく必要があると思っておりますけれども、ひとつ具体例としてお聞きしたいと思っております。

(浦中素史地域振興部長)

議員御指摘のように、桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想は、多度町に建設いたしましたRDF関連施設がもたらしますいろんなインパクトを活用しまして、環境をテ-

マとした圏域の内外の交流を活性化させて、その周辺の新しい地域づくりを図っていくと、こういうことで策定されたものがございます。平成11年から12年、2年間かけて策定されたものです。さらに、平成13年度からは、学識経験者あるいはNPO、民間の企業の方、そして県議会の議員の方、行政関係者、幅広い方を構成委員といたします構想推進委員会の場で、構想実現に向けた検討を重ねてまいりました。

現状といたしまして、平成13年度からは、当構想において示された15の戦略プロジェクトというのがあります。このうち、エコツアー事業とか、あるいはエコスクール事業など、ソフトの事業を中心に、NPOや、あるいは地域住民と協力して展開してきているところがございます。

今回のこのようなRDFの事故は、こういう構想を推進している中で発生いたしました。このことは今後の構想の推進にも影響を与えかねないと、そういうこともございますので、今後、この委員会の事務局であります北勢県民局とも相談しまして、今後の構想のあり方とか具体的な進め方を一度検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

(石原正敬議員)

これから議論していくというところでございますけれども、知事が、行政的な責任ということで、減給という形で責任をとられたということだと思っておりますけれども、それはそれで一定の評価をするわけですが、やっぱり行政は、継続事業体の中でやっていることでございますので、そういった、まずやっぱり減給もわかりですが、これからどういう県政を運営していくか、特にRDFに関して、施策上どういった政策を打っていくのか、もしRDF施設の性格が異なった、ちょっと変わってきたというのであれば、その辺はやっぱり説明していくべきではないかなというふうには私は思っております。

ですので、そういった議論を整理するのかどうかも含めまして、ちょっと野呂知事に、今後の施策上のRDFの関係をちょっと所見、お願いします。

(野呂昭彦知事)

このRDFにつきましては、三重県の環境政策、ごみ政策の一環として当初からとらえて、その事業をRDFのチップ化したものを県が受けて、それを発電することによって事業として成り立たせようということで、企業庁にさせてきたところでございます。そういう意味では、広い意味での環境という中でこれはとらえてきておるというものでございます。

ただ、今回、こういうふうな事故が起きました。事故処理にも大変な経費がかかりましたし、安全性をより高めていく、これがまず第一だということで、それに係る今後の経費の問題もでございます。

したがって、今までのような形で企業庁の事業として成り立つのかどうなのか、というような議論は、既に皆さんからもいただいてきたところでございます。しかし、今回、損失被害でもかかっております40億円等の経費の負担の問題であるとか、それから、今後、RDFの企業庁としての事業としてどういうふうには、企業庁の努力も生かしながらやっていたらいいのか、こういったことについては、今後の議論の中でしっかり見きわめていかなければならない、こう思っております。

したがって、環境政策そのものの中で、ごみゼロというさらに高い次元の目標をあげましたから、そういう中でRDFというものの機能するのは、ある意味で将来的にはその役割は終えていくのではないかと、こういうふうには位置づけしておるわけでありましてけれども、しかし、当面、RDFがサーマルリサイクルとしての位置づけを持ちながら、三重県のごみ問題あるいは環境政策の中で一定の位置づけを持っていくということには、これは変りはないと、このように考えております。

(中嶋年規議員)

私も、RDF発電事業のことについて3点御質問させていただこうと思つたんですが、先ほど、石原議員の質問で、1点目のごみゼロ社会とRDF発電事業との関係については、知事の方から、ごみゼロ社会はより高いレベルのものを目指しているんだと。ただ、その中で、RDF発電事業もサーマルリサイクルとして有効である、環境政策の一環としても考えてとらえていくべきであるというふうな御答弁をいただきましたので、1点目につきましては割愛をさせていただきます。

残り2点について、RDFの処理費に関しまして、企業庁長に御所見をお伺いしたいと思います。

26市町村が今RDFの処理費用を負担しております、現行トン当たり3790円と、これが非常に高まるのではないかとこのふうな心配の声がたくさん聞こえております。

まず1点目の確認事項というか、お尋ねなんですが、平成14年6月10日にRDF運営協議会理事会の決議の中で、RDFの関連市町村が負担するのは、その発電事業に伴う施設の維持管理費の一部であると。そういうことであれば、今回の事故に伴う県有の関連施設の改修費、40億円等ですね、これは市町村負担にはならないということについて、まず確認をさせていただきたいと思っております。

それと2点目、続けてもうお聞きします。そうはいうものの、今回の事故を踏まえて、万全の対策を講じるためにRDF発電施設の維持管理費、これの増加は避けられないであろうというふうには思います。だから、その増加分を安易にRDF製造している26市町村の住民に転嫁するべきではないというふうには思っております。

そういうことで、今後のRDFの処理費を議論するに当たっては、企業庁の経営努力、その上でのRDF発電事業の収支見通しはもちろん、今環境政策の一環というお話もありましたので、例えば一般会計からの繰り出しだとか、それから、事故を起こした県の管理責任、

もともとといえば、RDF政策を推進してきた県の責務、こういったことも含めて、関係市町村の住民に対して十分な説明責任を果たす必要があるというふうに思っております。もちろん、私ども県議会とも、このRDFの処理費の取り扱いについては十分議論すべきだというふうには思っておりますが、重ねて申し上げますが、RDF処理費について、安易な市町村への負担転嫁を行わずに、関係市町村、県議会とオープンに議論していただいて十分な説明責任を果たすべきだと考えますけれども、企業庁長の御所見をお伺いします。

(鈴木周作企業庁長)

ただいまのRDFに関連いたしまして、市町村の経費負担についてのお尋ねがございました。

議員からもお話がございましたが、現在、私どもは、市町村からRDFの処理料をいただいております。先ほどの御説明の中でもありましたが、14年6月に開催されました三重県RDF運営協議会の理事会におきまして決めていただいておりますが、その際、3点について確認がされております。

1点は、県は、RDF焼却発電施設の維持管理費については、市町村が負担する分担金以外の売電収入等で充てることを基本として当面の施設運営を行うこと。

二つ目は、市町村は、ごみを焼却すればその灰を処理しなければなりません。現状においても、ごみ焼却により生じる灰処理に多額の経費を要するほか、あるいは自己の処分場での保管が必要であります。これらが軽減されることを考慮して、場外処理に要する灰処理、当時約29億円と算定いたしました。を当面市町村の負担として、平成18年3月までは1トン当たり3790円とするとされております。

三つ目に、平成18年4月以降は、こうした考え方を基本としつつ、大幅な状況変化等があれば、これを考慮しつつ見直すこととするというふうな決議をされました。

一方、三重ごみ固形燃料発電所は、平成14年12月から平成29年3月までの14年4か月間を事業期間として、この事業期間を通じて収支が均衡することを基本として計画をしております。

このような経過がございますが、平成18年3月までは、先ほどお話のありました、1トン当たり3790円という処理料でございますが、平成18年3月までは現行の料金として、直ちに見直しをするということは考えておりません。しかし、これまでも御説明もさせていただいておりますが、今回の事故によりまして、事故処理関係経費を要すること、さらに、新たな今後の安全対策等経費が増加することから、公営企業としての今後の事業経営は非常に圧迫されるという状況になってきております。

また、お尋ねの中で事故に伴う施設のお話がありました。三重ごみ固形燃料発電所の施設整備につきましては、県において、企業会計と一般会計の役割分担により進めてまいりました。すなわち、発電施設につきましては企業会計、ごみ処理施設については一般会計の負担で行ってきております。

今回の事故によるこれらの施設の損害、改修に要することになりました費用につきましては、原則として、事故の原因者がその責任により負担するものというふうな考えております。

また、新たな国の安全基準の強化に伴う費用負担など、今後の施設全般のあり方につきましては、市町村とも連携をとって検討してまいりたいと考えております。

今後も安全性の確保を第一として、さらに企業庁において経営努力に取り組ますが、ごみゼロ社会の進捗状況等も踏まえ、RDF焼却発電施設の経営のあり方、経費負担のあり方について、関係者において十分検討してまいります。

また、その状況を適宜県議会へも報告させていただき、御意見をいただきながら、さらに検討を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

(中嶋年規議員)

昨年の8月5日、県土企業の常任委員会の委員として、今の議長ともどもRDF施設を訪れて、我々2人が職員にかみついたといったら変なんです、そのとき異常発熱が問題になっておりました。当時の岩名委員、それと私が、なぜそうなったのか、そのことについて、ごみをRDF化している市町村も心配しているよというふうなことを再三再四職員の方に聞きましたが、原因ははっきりわかりません。ただ、大丈夫です、大丈夫ですの繰り返しで、その後、あの19日の悲惨な事故を招いたというふうな経緯がございました。

二度とあのような事故を起こさないためにも、やはり説明責任、十分な説明責任というものを果たしていただきたいというふうに思います。特に地元の住民の方への説明というのは本当に丁寧、もっともっと丁寧にするべきだったのかなという気もするんですが、あわせて、RDF化している26市町村の住民のことも常に視野に入れて、その住民への説明責任をも果たしていただきたいというふうに思います。

私が住んでいます阿児町の隣の浜島町がRDF化施設を持っておるんですが、それも今日まで、あしたから同じ志摩市になって、私も関連市の市民となるわけでございます。その意味でも、私も一人の市民として、今回のRDFの処理費、どうなっていくか、注目していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○平成16年第3回定例会 委員会報告（平成16年10月14日）

(森本繁史県土整備企業常任委員長)

なお、この際、当委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重ごみ固形燃料発電所については、貯蔵施設が設置されるまでの間、ボイラ一点検時において関係市町村で製造されたRDFを他の施設に処理を委託する必要があり、その施設での処理状況や、今後設置予定の貯蔵施設に関する安全性等に関する情報は、随時、県議会

を初め関係市町村や地元住民に提供し、十分理解が得られるよう努めることを要望いたします。

(西場信行予算決算特別委員長)

次に、認定しないものと決定した認定第3号平成15年度三重県電気事業決算についてであります。

電気事業については、事業収益45億2722万円余、対前年度比85.0%、事業費用48億7006万円余、対前年度比97.9%、差し引き当年度純損失3億4283万円余となり、平成15年度の経営収支は前年度に比べ6億9410万円余悪化し、当年度は3億4283万円の純損失となっています。

この純損失発生の主な要因は、RDF焼却・発電事業の補償費など、附帯事業費用の増加によるものであります。

三重ごみ固形燃料発電所においては、平成14年12月からRDFの焼却・発電が開始されたところですが、運転当初からRDF貯蔵槽で異常発熱などのトラブルが相次ぎ、平成15年8月19日には、2名の死者及び1名の負傷者を出す大惨事を引き起こしております。

当委員会におきまして、これらRDF焼却・発電事業の一連の問題につきまして、特に議論のありました事項を申し述べます。

第1点は、当事業の決算についてであります。

この事業の決算は、事業収益17億551万円余、事業費用は22億7392万円余となっており、5億6841万円余の損失が生じております。

これは、1つ、RDF貯蔵槽の爆発事故で運転を停止したことにより、稼働率が40%にとどまり、売電収入が当初予算と比べて2億7370万円余の減収となったこと、2つ、運転停止に伴う市町村のごみ処理経費の補償費等が大きく影響しております。責任の所在が不明確なまま、トラブルの初期段階で適切な対応が行われず爆発事故を起こし、結果的にこのような損失を生じさせたことは極めて遺憾であります。

第2点は、RDF焼却・発電事業における政策目標の達成度についてであります。

電気事業における4つの政策目標のうち、RDF焼却・発電事業については、未利用エネルギーの開発促進であり、その成果指標は、RDF発電によるCO₂の削減量の維持となっております。

これは、CO₂が比較的多く発生する火力発電にかわって発電するという意味ではありますが、既に述べましたとおり、発電所の稼働率が40%にとどまったこともあり、成果指標の達成率は約50%と極めて低調であります。これでは、予算執行に見合う行政効果が上がっていないと言わざるを得ません。一般廃棄物の適正処理と未利用エネルギーの有効利用により、資源循環型社会の構築を目指す施設として建設された発電所が、稼働率も低く、県民の信頼を損ない、不安を与える結果になりましたことは、極めて遺憾であります。

以上のことから、認定第3号については認定しないものと決定をいたしました。

今後は、以下の3点に十分留意し、事業を進められることを要望いたします。

1つ、2名の尊い命が失われたことを十分肝に銘じ、責任の所在を明確にし、管理運営体制の一層の強化を図るとともに、常に安全性、安定性の確立に努めること。

2つ、これらの情報を、県民の理解が得られるようわかりやすく提供すること。

3つ、管理運営業務における受託事業者との役割分担や人員の適正配置を踏まえた上で、将来の経営見通しを十分検討すること。

○平成16年第4回定例会（平成16年12月17日）

(西場信行予算決算特別委員長)

なお、この際、県土整備企業分科会において特に議論のありました事項について申し述べます。

平成16年度三重県電気事業会計補正予算における新たなRDF貯蔵施設の整備については、今後の貯蔵施設を設計施工するに当たっては、前回のプロポーザルによる整備方法を十分に反省するとともに、今まで県議会から受けた指摘事項も踏まえ、関係法令や関係省庁の基準に基づき、十分な安全対策が講じられるよう努めることを要望いたします。

(西場信行予算決算特別委員長)

RDF焼却発電施設建設事業については、環境森林部が企業庁へ事業委託して実施しているところであり、平成15年度は9億8033万円余支出しているところではありますが、RDF貯蔵槽において爆発事故が発生し、消防士2名の尊い生命が奪われました。RDF化構想を推進してきた主体として、また、事業を企業庁に委託している委託者として、事業の進捗状況についての確に把握するとともに、事業が円滑に管理運営されるよう指導するべき責任があるものと考えます。

当局におかれては、これらの責任を自覚され、安全性の確立を初め、施設の管理運営等について、委託先の企業庁と綿密に連携を図り、必要な指導を行うなど厳正な対応を図られるよう強く要望します。

○平成17年第3回定例会（平成17年10月5日）

(森本繁史議員)

それでは、通告に従って質問を続けてまいりたいと思いますけれども、2年前の8月19日に桑名にありますRDF発電所の貯蔵タンクが爆発をして、そして2名の消防士の方々が亡くなるというような痛ましい事故がございました。このことについて、知事以下、非常に大変いろんな形の中で御尽力いただいて現在に至っているわけですが、野呂知

事以下、前副知事、前出納長、そして前企業庁長については、責任をとって給与の一部返還という行為もされております。このプロジェクトの一番の立て役者であった北川知事におかれては、謝罪があったとか給与の返還があったとか、そういうお話がないようでございますけれども、私としては、ある程度の当時の責任者として何らかのアクションがあってもいいのではないかなというふうに考えさせていただいているところでございます。

野呂知事は2年半になりますけれども、この現在までも、前県政のいわゆるマイナスの遺産、負の遺産の処理に追われて、なかなか自分本来の施策というのがやれない。このことについては大変お気の毒だと思います。まだまだ、前県政の大きな負の遺産というのが、解決されていない遺産、例えば、ガス化溶融処理費の、いわゆる、2万円で市町村に約束してあったのを2万8000円にしたい、あるいは、さらには3万5000円まで上げていきたいという、これも市町村の御理解を得るのは非常に難しい問題ではないのかなという気がしますし、また、RDFの持ち込み料についても、3000円が6000円とも1万円とも言われておりますけれども、これもなかなか難問だろうと思います。就任当時、志摩サイバーウェイブジャパンの業績を見たときに知事もうなつたほど、非常に難しい運営を迫られておったんですけど、結局のところ、やはりこれも失敗と言うよりほかないような状況でございます。ISO問題についても然りでございます。前知事は非常に華々しくメディアに登場しましたけれども、後始末というのは余りやっていただかなかったような気がしますが、どうぞ知事におかれましても、今後とも粛々と誠実に後始末をやって、健全な三重県政を立て直していただきたいと思っております。

目立つばかりがいいということではないんです。江戸時代の寺子屋の教科書の「実語教」という本がございますけれども、その巻頭の部分に「山高きが故に貴とからず、樹あるを以て貴としとする」という一番初めの寺子屋の教科書の最初の部分の文言でございますけれども、どうぞ粛々とやって、地道に木を植え、そして三重県をすばらしい山にさせていただくことをお願い申し上げまして、次に進んでいきたいと思っております。

企業庁長に一言申し上げたいと思っております。一昨日の大野議員も、企業庁のあり方について、やり方について苦言を呈しておりました。非常に資料を出し惜しむということを言われておりましたけど、私だけかと思ったんですけど、やはり、いろんな面で情報の公開というのが一番遅れているような気がします。そういうふうなことも、今後とも十分注意をしながら、企業経営等もやっていきたいと思っておりますし、この前も、私、議案聴取会で申し上げましたけれども、RDFの新貯蔵施設の工事の変更についても、これは完全に疑義が晴れたわけではないんです。

このことについて、桑名の消防署の指摘によって防火水槽を設置したと、追加工事等を行ったということですが、これは事前に打ち合わせができなかったということですが、日立造船から入札する前にもう技術提案書というのが提案されて、それをもって、大学の先生、当てになるのか当てにならないのかは別として、そういう大学の先生方に一応見せてオーケーをさせておるんです。この時点で、やっぱり私は、2名の犠牲を出した消防

署の意見も聞くのが本当ではなかったのかなというふうな気がするんです。

それと、中森議員からも質問がありました。別件発注にすべきではないかと。工事を日立造船に丸々、変更増する、1億円にも余るようなそういう金額を、簡単に日立造船にやるべきではないのかという指摘もありました。一般の建物の場合は、電気の配線工事だとか、あるいは下水管、あるいは上水道の管の配置については、これは必ず別件で発注しておるんです。これは一括発注の方が楽なんですけれども、わざわざ分割しておるんです。そういう状況にもかかわらず、今回はこれを一括して契約の内容に組み入れておる。

ここで私が疑問を呈するのは、1億円にも余るような変更をぼんと入札行為もしないで増やすということについて非常に疑問を感じるんですけれども、そのほかに、一つの根拠は、この日立造船という会社は、かの有名な日本道路公団の談合事件で、今、今年の5月22日から来月の21日まで指名停止になっておるんです。だから、もし例えばあなたたちが分割発注したら、当然日立造船がこの入札に参加できないんです。企業庁長の人柄も知っておるし、決してそういうふうな不正なことをするとは私は思いません。思いませんけれども、県民の疑惑というのは、やっぱりそういうことの中で疑惑というのは生じてくるので、そこも含めて、今後、こういう問題は委員会の中で処理していただければいいので、私は企業庁長に答弁は求めませんけれども、そういう事実に関しても謙虚に反省して今後の対応というのをやっていただきたいと思っております。

それと、いろんな機会の中で企業庁長は言われるんですけども、原因の究明というのは、警察の捜査中だから原因究明しないんだということですが、やっぱり我々技術者というのは技術者魂というのがあります。真相を、真理を究明しようじゃないかというのが、これが技術者魂だろうと思います。だから、警察の捜査中だからということでやらない、究明をしないのではなくて、やっぱり、謙虚に、技術論としてやっぱりこれは解明していく方向に持っていくべきではないかと思っております。

トータルすると、いろんな話を聞いておる中で、企業庁の技術職員の倫理観、これが非常に欠如しておるし、大野先生の指摘を受けるまでもなく責任感が希薄であると思っておりますけれども、ここらの原因調査についてちょっとお答えいただきたいと思っております。

(井藤久志企業庁長)

御質問の原因調査でございますけれども、先生のお話にもありましたように、一昨年8月に発生いたしましたRDFの貯蔵槽爆発事故につきましては、当時の責任者である企業庁のみだけではなくて、全庁的に対応するということで対応いたしました。

具体的には、事故原因の究明及びその対策に関しましては、学識経験者等で構成いたします三重固形燃料発電所事故調査専門委員会を平成15年8月19日に設置いたしまして、その後、調査検討をお願いしておりました。

その後、15年11月22日にこの調査委員会の方から最終報告が知事に対して提出されまして、この報告書におきましては、RDF貯蔵槽におけます発熱、発火、爆発に至るメカニ

ズムについてはおおむね明らかにされておりますけれども、爆発の直接の原因である火種の特定までは明らかにすることができなかったという報告でございます。

企業庁といたしましては、この最終報告がなされた後におきまして、実験室レベルでの調査検討につきましては、この調査専門員会で既にもう相当議論がなされて実施されておるといこともございました。また、警察の方でも鑑定がなされるという報道がございました。そのようなことも含めまして、独自の調査を行うには、企業庁としては限界があるのかなというふうに考えまして、企業庁独自の調査につきましては、その後は行っていないという状況でございます。

(森本繁史議員)

調査を行ったということについては承知しております。承知しておりますけれども、ある程度の原因者というものも断定すべきだろうと思います。それなりの根拠があればできるだろうと思うんです。これは、これからも述べますけれども、いわゆる富士電機が悪いなら悪いというきちとした毅然とした結論というのをやっぱり出していくべきではないのかなというふうには私は考えております。

それでは、ちょっと時間がないのではしよりますけれども、今回RDFの発電の再開に当たって、発電を行うために、高温高压の蒸気を発生させなきゃならないんですけど、その蒸気を発生させる2次過熱器は、800度に熱した珪砂、砂と、そして、その2次過熱器との摩擦によって、当初は3年間は交換不要ということであったんですけども、7カ月しかもたなかった。これが、私は問題だろうと思います。3年が7カ月しかもたない。2年くらいならまだしも1年ももたないというのは問題だろうと思います。

企業庁長にお尋ねしますけれども、賞味期限というのを御存じでしょう。賞味期限というのは、豆腐が大体おいしくいただけるのはこの日にちぐらいまでです、饅頭だったらこのぐらいまでちますということが、そういうのが書いてあるのが賞味期限です。ですから、賞味期限を切れたからといって食べられないというものじゃないんです。おいしく食べるならそれですけども、それを切れたからといってしばらくの間はおいしく食べられるし、そして、物によっては1年も食べられるものもあります。

私のことも、人によっては、森本さんはちょっと賞味期限が切れておるんじゃないかという人もおりますけれども、私はそうじゃない。私は人間味も気力も非常に充実しております、今まだまだ賞味期限まではしばらく時間があるんですけども、先日質問をされた末松先生だとか、あるいは稲垣先生、今日やられた北川先生、非常にすばらしい質問をされました。この先生方は、いわゆるカツオで例えるならば、「目に青葉、山ホトトギス、初鯨」の、あの淡白なはしりのカツオであって、私などは、金華山沖でたらふくえさ食って戻ってきた戻りカツオの類の、今が旬の戻りカツオだと思っておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思うんですけども、これはちょっと余談になりましたけれども、そういうふうにして、今回の2次過熱器は3年の賞味期間があったとしたのが、わずか7カ月で、カ

ビが生えて食えなくなったような饅頭のような、そういうものではないかということをお私には言いたいんです。この2次過熱器は850度というような熱い砂と400度を超えるような蒸気がこの中を通っておるんです。そして、だんだん薄れていったときに、万が一パイプが破裂したときにまた前回のような大惨事が起こるのではないかと思いますけれども、私はこういうふうなものを納入した富士電機に対してはもう少し毅然とした態度で臨むべきだと思いますけれども、その点についてはどうですか。

(井藤久志企業庁長)

御指摘のとおり、2次過熱器の2号ボイラーにつきましては、7カ月程度で今年の4月に交換をいたしました。

当初、2次過熱器につきましては、富士電機の技術提案におきまして、3年ぐらいはもつというふうに予測されていたものですが、これより短い周期で交換が必要になったということで、私どもも非常に遺憾に思っております、富士電機システムズに対しまして、その原因を早急に調査した上で対応を考えるということをお毅然と指導しております。

また、私どもの方の安全管理会議の技術部会におきましても、この減肉に対しまして、学識者の指導助言をいただいておりますところでございます、これらも踏まえまして、富士電機システムズに対しまして、発電所の安全な管理を徹底するように再度指導していきたいというふうに考えております。

(森本繁史議員)

専門家というのが、私は、先ほども申しましたように、この安全器を納入するときの専門家の相談もあるし、それから、第2次過熱器の調圧水槽のときの専門家でしょう、それも大学の先生がいる、この2次過熱器についても専門家に相談したと言うけれども、これは本当に伯仲した議論がなされたのかということには疑義を感じます。

企業庁長は簡単に原因を究明するとかしないかということだけど、これは非常に大きな問題が含まれておると思うんです。この薄くなった、減肉が急に進んだという原因は、富士電機が、粗い砂で運転していたのを、いわゆる熱効率を上げるために、細い砂に、小さい細かい砂にしたんです。そのことによって減肉が、どんどんどんどん減っていったんです。こういうものは、工場で、納入する前に、機械として据えつける前に工場実験すべき話でしょう。運転をしながらそういう実験をする、しかもそういうような減肉で3年が7カ月しかないような、そういうふうな実験を本運転でやらすということは、地元の人に対しても非常に不信感を生むんじゃないかと思うんですけども、そこらはどうですか。

(井藤久志企業庁長)

砂の量とか砂の大きさとか、いろんな条件によってその減肉が変わってくるということ

で、その辺につきましても、富士電機システムズの方でもある程度は想定しておったということは聞いております。ただ、現実には動かしてみたところ、予定よりもかなり短く減肉していくということでございます。

減肉の原因が、この2次過熱器のところに腐食性物質もつくというところで、そういう化学的な腐食の関係と、今先生がおっしゃいました流動砂によります物理的な磨耗による減肉と、この二つを考えておりますので、その辺につきましても、さらにもう少し調査研究した上で対応していきたいというふうに思っております。

○平成17年第3回定例会 委員会報告（平成17年10月19日）

（杉之内昭二予算決算特別委員長）

電気事業については、総収益が31億900万円に対し、総費用は36億5200万円で、前年度に比べて損益は2億100万円悪化し、5億4400万円の純損失となっています。この純損失発生の主な要因は、平成15年8月の三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の影響及び平成16年9月の台風21号に伴う豪雨により被災した水力発電所の発電停止による減収等によるものであります。特に、平成16年度のRDF焼却・発電事業においては、5億8800万円の損失が発生しています。

なお、この決算額には、RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確になっていないことから、事故に伴う損害額等が負担割合に応じて反映された結果にはなっておりません。このため、今後、負担額を精算する場合には、事故原因や責任の所在を見きわめた上で、責任割合を明確にして適正に処理することはもちろんのこと、県民に対し十分に説明責任を果たしていただきたい。また、施設運用に当たっても、常に安全性、安定性の確立に努めるとともに、わかりやすい情報提供を行い、県民から十分な理解を得られるよう強く要望します。

次に、電気事業会計における他会計からの長期借入れについてであります。電気事業会計においては、附帯事業であるRDF焼却・発電事業では、市町村等のごみ処理費用に係る企業庁の当面の負担額相当分について、平成15年度に工業用水道事業会計から営業運転資金として4億3520万円の長期借入れを行ったのに引き続き、平成16年度においても補償費の財源として7730万円の長期借入れを行っています。平成15年のRDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確になっていない現在、当面の負担額相当分を明確に区分できるようにする意図でとられた会計処理であります。平成16年度末における資金残高は40億6000万円余となっており、電気事業会計全体で見れば、他会計からの借入れが必要なほど資金が不足する状況ではありません。

RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確にされ、適正な処理がなされるまでの間は、利息負担を伴う他会計からの長期借入れを行うのではなく、当面の負担額相当分を明確に区分した上で、電気事業会計内での対応を検討されるこ

とを要望します。

○平成18年第1回定例会（平成18年3月2日）

（森本繁史議員）

それから、企業庁長に御質問しますけれども、いろいろ昨今知事が頭を下げたり、企業庁長、頭を下げたりしておるけれど、この問題については触れませんが、やっぱりボタンのかけ違いというのが大きいと思う。だから、上の穴には上のボタンをはめるというような、ボタンのかけ違いというものはやっぱり十分配慮してほしいし、知事や企業庁長が頭を下げなきゃならんというようなのは、やっぱりノーマルな姿勢じゃないので、そのことはひとつ前置きしておきますけれども、RDF発電所の損害賠償、損害訴訟について質問したいと思います。

2名の消防士の方が亡くなられたわけですが、このときの損害額というのが20億で、私の記憶しておるところでは、いわゆる折半約20億ずつ企業庁と企業側が負担したというふうに記憶しておる。それで、私の質問に対して企業庁長は、警察の捜査が終わってから一応こういう問題については取り組んでいきたいという返事だったんですけど、もうこれも1月に終わったわけです。

先般、予算委員会での質問に対してもあれでしたけれども、その後の新聞報道によると、8月に訴訟の時効となるということなんですけれども、これについて、企業庁として、いわゆる相手企業に対して損害訴訟を起こす準備があるのか、用意があるのか、そこらについて答弁願います。

（井藤久志企業庁長）

三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽の事故につきましては、去る1月5日に刑事事件として企業庁と富士電機、それと桑名市消防本部の関係職員が一括して書類送検されました。現在、地方検察庁の捜査を見守っているところでございます。

一方、民事事件といたしましては、爆発事故等に係ります損害額約40数億円につきまして、企業庁が支払ったものをどういうふうに、今後、処理していくのか、また、企業庁以外のものが支払ったものに対してどう対応していくのかという課題が残っております。

企業庁といたしましては、刑事事件とは別に、事故に至った事実関係などにつきまして、司法の場を通じまして、県議会、あるいは県民の皆様に対しまして、しっかりと説明責任を果たしていくということも一つの方法であるというふうに考えております。したがって、しかるべき時期に損害賠償請求を行いまして、それに応じてもらえない場合は、訴訟を提起する方向で現在考えております。いずれにしても、今後、法律の専門家ともよく相談して対応してまいりたいというふうに考えております。

(森本繁史議員)

もう一度念を押すけれども、いわゆる相手方に請求をして応じてもらえない場合は、それはもう法律の専門家に相談しなきゃならんけれども、訴訟を起こす用意があるというふう

(井藤久志企業庁長)

当然、法律の専門家と相談しますけども、そういうふうな方向で考えております。

○平成18年第1回定例会委員会報告(平成18年3月23日)

県土整備企業常任委員長(前田剛志君)

次に、RDF焼却・発電事業における市町への負担についてであります。

RDF焼却・発電事業においては、平成28年度までの大幅な収入不足が見込まれることから、関係市町と処理委託料の見直しについて協議を行っているところであります。市町の負担に関しては、当初、市町村に対して本事業を誘導してきた県としての責任と、本事業が主として環境施策の一環であることを念頭に置いて、県負担分を確定した上で決定すべきであると考えます。

県当局におかれては、収支見通しを誤って市町からの信頼を損なうことのないよう、十分精査の上市町との合意形成に努められるよう要望いたします。

○平成18年第2回定例会(一般質問:平成18年6月19日)

(岡部栄樹議員)

次に、RDFのごみ焼却施設についてお伺いをいたします。

市町の負担金の額は当初と大きく変わってきておりますが、現状の負担額でおさまるのか、場合によってはまだまだ値上げをしなければならないのか、教えていただきたいと思

(井藤久志企業庁長)

RDFの負担金、処理料金の問題でございます。現在、RDFの焼却・発電事業につきましては、発電によります売電収入でこの施設を維持管理していくための必要な経費に充当するというようになっておりまして、なお、不足する経費については、市町からRDF処理料を御負担いただくことによりまして、平成28年度までの収支を均衡させるということで、事業計画を策定しております。

その後、平成15年8月の旧貯蔵槽におけます爆発事故、また、その後の他県におけますトラブルを教訓に、RDFに関する新たな知見が明らかとなりました。これを踏まえまして

関係法令等の改正がなされまして、それに対応するための安全対策などの経費が必要となりましたことから、施設の安全・安定運用を図りながら健全な経営を行うためにRDF処理料の引き上げについて、現在、関係市町と協議をさせていただいておるところでございます。

(岡部栄樹議員)

今、答弁をいただきました。私は金額の、かなり多額になっておると思いますが、受注者の方、そして、県の方、いろいろあると思いますが、県民にとってはかなりの金額の負担になっているかなというふうな気がするんです。

そして、もう少し再度でお聞きしたいんですが、それがために値上げをするということになるのかということをお聞きしたかったんですが、今のお話によりまして、各市町と今お話をさせていただいておるということですが、それはいわゆる現状を踏まえて、これからもっとも

(野呂昭彦知事)

RDFのこれからのことでございますけれども、まず第1に、RDFの焼却施設につきまして、どういう経緯でこれがつくられたのか、さっき北川県政の当時のことをちょっと引き合いに出されましたけれども、平成9年に国の方でダイオキシン規制を非常に強めるということになったわけでございます。このためにダイオキシン対策を平成14年12月までに完了せよと、こういうことございました。

もちろんごみは第一義的に市町村に責任がございます。市町村では、それに対して早急にダイオキシン対策を実施しなきゃならないということになったわけでございますけれども、しかし、新たな焼却施設をつくるということになりますと、土地の問題が出てくる。あるいは、それまでの国庫補助の対象が少し変化いたしましたして、100トン未満の小規模な焼却施設というものについては国庫補助が出ないというようなことになりまして、市町村では限られた期間でどうこれに対応していくか、苦慮しておったところでございます。

そういう中で、実は、県の方でRDF化構想というのを進めておりました。市町村にとりましては、やはり更新の必要があるということで、当時、26市町村がございましたが、そこはスケールメリットでありますとか、あるいは高度な処理による環境リスクの低減、こういったことを図ることができる新しいごみ処理方式として県のRDF化構想に参加するということになりまして、そういう中で、県が本来市町村が担う一般廃棄物の処理の受け皿となるRDF焼却発電施設を建設するというようになったわけでございます。

しかし、このことが大変大きな事故を引き起こすというようなことで、大変御迷惑をおかけいたしました。したがって、こうした反省のもとで、今は安全対策に万全を期するというので、安定した運転管理ができるように取り組んでおるところでございます。

現在、このRDFの焼却発電施設というのは、14市町、7施設に及んでおります。これ

は合併した現在でありますので、合併前でございますと、26 市町村、7 施設ということが出来るわけでございます。ここから出てくる可燃ごみというのは、三重県内で出てくる可燃ごみの約5分の1になるわけでございます。そのRDFを受け入れておる施設でございますから、当面県にとっては必要な施設でももちろんございますし、また、重要な役割を担っておるところでございます。

(井藤久志企業庁長)

料金との関係でございますが、先ほども申し上げましたように、今度の事故等を契機に法令改正がなされまして、安全対策のための経費がかなりかかっております。それともう一点、大きく、貯蔵槽がなくなりましたことによりまして効率的な発電ができないということから、売電収入が大幅に減っております。そういうことも含めまして、平成28年度までの14年間で約40億余りの欠損が出るという見込みでございますので、現在、この欠損について県の負担も一定お願いしながら、市町の方の処理料金の方についても引き上げをさせていただきたいということで、現在、協議をさせていただいております。

(岡部栄樹議員)

質問が多岐にわたっておりますので、あと、進みたいと思いますが、知事にも一言。

知事が奨励されたわけでもなし、なかなか返事が難しいと思いますが、県がいつも言ってみる費用対効果、これはマイナス200%ぐらいあると思うんですよ。だから、その費用対効果についてはどうかというのと、それから今後、このRDFごみ焼却場が本当にこれ多額の金をかけていますけれども、今後、本当に知事として必要であるか、一言ひとつお願いいたします。

(野呂昭彦知事)

まず、費用対効果のことでありますけれども、これは企業庁でいろいろ出しておる必要な経費、いわゆる市町の負担ということからいきますと、ほかのいろんな方法をとった場合、あるいは他府県で同じようなことをやっておるところの費用と比べてどうかということ、私は、いわゆる県内のこのRDFが特に費用対効果の面から悪いというふうには受けとめていないところでございます。

それから、今後必要かどうかということについてであります。この点は、いわゆるあれはごみを燃やして、そして、その熱を発電という形で資源化していこうという考え方でございます。ただ、こういう燃やしてその熱を利用するという形、いわゆるサーマルリサイクルという形が、例えばごみゼロ社会の実現に向けての施策としてそぐうのかどうか、これは一部議論はあろうかと思えます。

しかし、例えばこういった問題で最先進国のドイツ、昨年、フライブルグへ行ってきましたけれども、フライブルグでは、これまで燃やさないということを基本にしてまいりま

したのが、昨年度から実はサーマルリサイクルということで転換をして、もう今、実施をしておるところでございます。

より現実的に考えてまいりますときに、ごみゼロを考えるときに、最終処分量がゼロになるためにいろいろやっていく中では、サーマルリサイクルまで否定して、それが実現できるのかどうなのかということになりますと、かなりドイツがとっておるように、現実面ではこれを否定し得ないのではないかな。私は、そういう意味ではチップ化することによって搬送も非常に楽にできる。RDFとしての強調できる長所というのは一方であると思うんです。

しかし一方で、ああいう爆発事故を起こしたためにほとんど全面否定されるに等しいような御批判もいただきましたけれど、冷静に今後安全性をきちっと確保するならば、一つの将来の選択肢としてまだ有用なものではないのかなと、こういうふうにご検討いただいております。

○平成18年第2回定例会 委員会報告（平成18年6月29日）

(水谷隆県土整備企業常任委員長)

なお、この際、本委員会において議論のありました事項について申し述べます。

三重ごみ固形燃料発電所の新たなRDF貯蔵施設においては、平成18年8月に地下式開放型ピット方式として完成が予定されております。旧RDF貯蔵槽における爆発事故において、2名のとうとい命が失われたことを十分に肝に銘じ、管理運営体制については万全を期して、施設の安全、安定運転の確保に努められるよう強く要望いたします。

○平成18年第3回定例会（代表質問：平成18年9月27日）

(三谷哲央議員)

RDFについて簡単にお伺いをしたいと思います。

RDFの処理委託料の値上げ問題、市町と県との話し合いの乖離というのはまだかなり大きなものがあると思います。とりわけ24年以降の見通し等もまだお示しをいただいておりますし、今後、県がごみゼロを進めていく上で、ますますRDFの搬入収入等は減ってくる。維持経費、収入が減ってくるものを市町の方にそのまま転嫁していくと、このような基本的な考えは絶対ないんだということを、今日知事からぜひお伺いをしたいと思います。

(井藤久志企業庁長)

現在、関係市町と協議を進めておりますけど、議員御指摘のとおり、まだ合意には至っておりません。今後、ごみゼロを推進する中で、ごみの量も変化してまいるというふうにご検討いただいておりますけれども、この現在の不足する欠損と見込まれる数字は、市町の方からある程度

の減量も見込んだ、将来の数量を見込んだことを基礎にしまして算定しております。今後さらに市町と十分協議はしていただいて、合意形成に努めたいと思います。

(三谷哲央議員)

よくわからなかったんですが、市町の意向というものを十二分に踏まえて、これはあくまでも県が主導して、当初は無料からスタートした議論であります。少なくとも発電施設等の運営経費は県が持つというのは、これは当たり前の話ですから、そのあたりのところをしっかりと踏まえた議論を市町とぜひやっていただきたいということを要望いたします。時間が参りましたので終わらせていただきます。

○平成18年第3回定例会（一般質問：平成18年10月3日）

(山本勝議員)

RDF処理料金についてのお伺いでございます。

先般も三谷議員からも御質問がございましたが、現在、両者の話し合いは暗礁に乗り上げておりますが、論点として、平成17年、企業庁が試算した数字は、平成14年稼働以来、耐用年数を15年として平成28年までの収支を計算してみますと、42億8000万円余の累積損失が予想されると説明をされております。この42億円余の問題がRDF運営協議会で出され、今日まで検討をされてまいりました。42億円余を全部対象市町が負担をすると、1トンで1万1900円となり、現状の3790円からすると3倍余となります。桑名広域清掃事業組合では、現在1億円余をこの費用として払っておりますが、今日までの話し合いの中で、県が約18億円出すとして、残りを市町で24億余、1トンに換算をして平均をすると約8480円となりますが、現在では初回を6000円程度、それから3年置きに上げていくというような、こんな段階的に引き上げていく方式が県より提案をされております。県は24億円余の内訳としては、安全対策費を中心に、安全上の人件費、新しい貯蔵施設の費用、動力費、工水費等を上げております。

そこで、市町の反論理由としては、当初は灰の処理費用ぐらいは負担をしようということでは現行料金が決まりましたが、最近では発電所の運営費用まで負担を求める提案では筋違いであり、灰の処理分の増加分ぐらいの5058円ぐらいなら何とか理解ができるというような、こういうような意見もございます。当面、市町の提案としては5058円からスタートをして、その後3年後に協議をしてはどうかという案も出されているやにお聞きをします。もともとごみの処理は市町の固有業務であり、当初は県が周辺構想を、桑名地域の周辺構想を含めてバラ色の案を提案して、ある面では桑名としては乗せられた話でもございます。ちなみに、桑名広域清掃事業組合では現在、焼却施設処理方式でやっていた場合の経費よりも多く費用がかかっているという、こういう現状もあるわけでございます。

ボールは現在県に投げられておるようにお聞きをしております。どう企業庁として解決

をされようとしておるのかお伺いをいたしたいと思います。

(井藤久志企業庁長)

私からは、RDFの処理料金についてお答えさせていただきます。

RDFの処理料金につきましては、現在1トン当たり3790円で市町に御負担をいただいているところでございます。この現行料金につきましては、平成14年6月の三重県RDF運営協議会理事会での決議によりまして、当面、17年度までの3年4カ月間とすると。それ以後につきましては、大幅な状況変化などがございましたら、これを考慮しつつ見直すということになっております。

一方、三重ごみ固形燃料発電所の運営につきましては、安全対策に万全を期するための職員の増員やRDFの受け入れ検査などの費用が増加する中で、また、RDFを大量貯蔵し、売電料金が低い時間帯に発電する効率的な運用ができないことによります減収などによりまして、大幅な状況変化が生じております。そこで、収支計画の見直しを私どもが実施しましたところ、現行の処理委託料のままでは、事業計画の終了予定年度でございます平成28年度末には、約42億8000万円の累積欠損が発生する見通しとなりました。

今後もRDFの焼却・発電事業を安全、安定的に運営するためには、収支の均衡を図ることが不可欠でございまして、一定の処理委託料を引き上げることについては、運営協議会の場で御理解をいただいたところでございます。しかしながら、現時点では、県と市町の間ではRDF処理委託料の考え方に若干の隔たりがございまして、県といたしましては、RDF化構想を推進してきたこと、また、RDF焼却・発電施設は循環型社会形成のための基幹施設であることを踏まえまして、県の応分の費用負担や3年ごとに料金を見直す段階的な改定案などをお示ししまして、現在、合意形成に努めているところでございます。

企業庁といたしましては、今後、事業運営の中でさらなる経営努力を行うということは大前提でございます。RDF焼却・発電事業を安全、安定的に継続していくためには、市町にも適正な費用の負担をしていただきたいというふうに考えております。今後、関係部局とともに、他県の事例とかRDF以外のごみ処理方式の経費に関する資料なども提示させていただき、また、RDF焼却・発電事業の意義も改めて説明するなどによりまして、できる限り早期に理解が得られますよう、引き続きRDF運営協議会の場におきまして協議を進めていきたいと、そのように考えております。

○平成18年第3回 9月定例会（一般質問：平成18年10月5日）

(日沖正信議員)

RDFの処理料の見直しに関して、一言だけ申し添えさせていただきたいと思っております。通告はしてございませんので、要望ということにさせていただきますけれども、とにかく県の企業庁とRDFの協議会にかかわる市町が処理料金値上げをめぐる対立し、まして交渉

の余地もない膠着状態という今の状況は、県民に対して全く恥ずべき現状でございます。

企業庁は予期せぬ事情の変化を含め、値上げ額の幅の理由を主張されますけれども、片や市町におかれましては、ごみを焼却して発電し、その電気を売るという画期的な魅力あるシステムだからこそ参加したのに、後になって想定以上の値上げと言われましても、簡単にのめないと憤られますのもわかります。知事もかつて松阪の市長さんをしておられた経験もお持ちでございますので、どうか市町の事情も酌み取りながら、できることなら何とか知事のトップリーダーとしての力量を発揮いただいて、どこかに糸口を見出す努力をしていただけないか、こういうことを期待し、要望をさせていただくものであります。

(野呂昭彦知事)

まず、冒頭、RDFの処理料金について御要請をされました。

一般廃棄物の処理につきましては、本来、市町が負担すべきものと考えておりますけれども、RDFにつきましては、県が政策誘導してきたという観点がございます。そういう意味で、県としても必要な応援はしてまいります、市町といたしましても努力をしていただく必要があるのではないかなと思っております、そういう考え方を基本に、処理料金につきましては、今現在、協議を進めておりますので、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○平成18年第3回定例会 委員会報告(平成18年10月19日)

(水谷隆県土整備企業常任委員長)

本委員会において議論のありました事項について申し上げます。

RDF処理委託料の改定については、現在、当局において、関係市町と協議を行っているところであります。関係市町には料金の引き上げについて、一定の理解をいただいているものの、その金額については双方の提案にまだまだ開きがあります。

県当局におかれましては、関係市町に平成14年6月のRDF運営協議会理事会での決定事項等、費用負担の基本的な考え方について説明を尽くし、信頼を損ねることなく、早急に関係市町と合意形成を図るよう要望いたします。

(永田正巳予算決算常任委員長)

公営企業会計決算について御報告申し上げます。

電気事業については、総収益が37億3039万円に対し、総費用は45億2517万円で、前年度に比べ損益は2億5124万円悪化し、7億9477万円の純損失となっています。

この純損失発生主な要因は、附帯事業であるRDF焼却・発電事業における多額の赤字により、15年度以降電気事業会計全体で多額の損失を計上していることに加え、湯水の影響などにより電力料収入が減少したことなどによるものであります。

特に、電力料金については、今後の電力自由化の進展などにより、売電単価の低廉化が想定されるほか、附帯事業においても、RDF処理量及び電力料収入が減少する一方で、安全対策に要する経費が増加するなど、今後も収入不足が見込まれ、健全経営が困難な状況となっております。

今後も、合併後の市町のごみ処理状況やごみゼロ社会実現プランの進捗状況などの廃棄物処理行政の動向も勘案し、適正な費用負担のあり方など、市町とも十分協議を重ね、附帯事業の運営方法について検討を行うとともに、安全の確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化を進め、住民からの信頼回復と安定的な運営による収入の確保に努められるよう要望します。

(末松則子環境森林農水商工常任委員長)

本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

ごみゼロ社会実現プランに関してです。

当プランにおいても掲げられている、RDF、三重ごみ固形燃料発電事業について、ごみゼロプランの進捗状況はもとより、市町のごみ処理状況などを把握するとともに、RDF関係市町との十分な議論を重ねた上で、今後のRDF発電事業の方向性について早急に結論を導き出されるよう要望いたします。

(西場信行予算決算常任委員長)

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

審査の過程において議論された主な事項について申し上げます。

電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が37億3336万円に対し総費用は36億3287万円で、当年度純利益は1億49万円となり、前年度の純損失7億9477万円より収益は8億9527万円改善しています。

電気事業のうち水力発電事業については、現在策定中の三重県企業庁長期経営ビジョンで平成21年度末を目標に民間譲渡が検討されています。譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献への取組の継続等の譲渡条件の整理など、多くの課題があることから、関係機関と緊密に連携し、地域住民及び市町の理解と合意形成が図られるよう努めるとともに、県議会とも十分な議論を尽くすことを強く要望します。

また、今後とも安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるようあわせて要望します。

次に、附帯事業であるRDF焼却・発電事業についてであります。RDF処理量及び電力収入の減少、事故に伴う新たな安全対策経費の増加などから、RDF処理料金について市町や関係機関と協議した結果、平成18、19年度については市町の提案に基づく処理料金で合意しています。

しかし、当該料金では平成 28 年度までに収支の均衡を図ることは困難であり、改めて健全な経営が可能な平成 20 年度以降の事業計画を早期に策定することとなっています。

その一方で、附帯事業である R D F 焼却・発電事業は、本体事業である水力発電事業が民間譲渡される場合、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、三重県企業庁長期経営ビジョンにおいては、平成 21 年度末を目標として新たな運営主体へ移管することを検討しています。これら二つの課題については一体的に検討を進める必要があるため、関係部と連携を密にし、健全な経営が可能な事業収支計画の策定並びに今後の事業運営について、市町をはじめとする関係機関と緊密に協議を進めるとともに、県議会とも十分な議論を適宜行うよう要望します。

なお、R D F 貯蔵施設の管理については、平成 19 年 4 月から 7 月までの間にメタンガス濃度の換気基準超過が 5 回発生していることや、平成 18 年度に受け入れ基準を満たさない R D F が 8 件発生していることなど、管理に不適切な点が見受けられることから、関係機関と連携して原因調査等を徹底し、安全対策に万全を期すことを加えて要望します。

(真弓俊郎議員)

私と日本共産党県議団は、認定第 3 号平成 18 年度三重県電気事業決算、この 4 件すべてに反対を表明し、その理由を述べ、討論に参加します。

3 番目の電気事業。環境の委員会でも大失敗の R D F、中には、もうこんな R D F 事業はやめてまえ、このように言われた方もみえます。そして、環境の委員会では、県が全体として進めているごみゼロ運動とも正反対ではないか、このような話が出ていました。そして、突然出てきた水力発電の民営化、その行き先は案の定中部電力でした。そして、民営化になったら電力事業をもうやる意味がない、そして企業庁は、死者まで出した R D F 事業運用に十分な反省もなく、ほうり出してしまおうとしています。ただで一般廃棄物を県が責任持って処理をしてやる、このように言って市町村に R D F 事業に参加させてきた県の責任、企業庁の責任は今しっかり問われるべきではないでしょうか。

○平成 19 年第 4 回定例会 委員会報告(平成 19 年 12 月 20 日)

(末松則子環境森林農水商工常任委員長)

本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

R D F 処理委託料及び R D F 焼却・発電事業に関する問題についてです。

去る 12 月 11 日、県と R D F 化施設を有する 14 市町で構成する R D F 運営協議会の総務運営部会が開催され、県から 14 市町に対して、1、R D F 処理委託料を来年度以降、1 トン当たり現行の 5058 円から 9420 円に値上げすること、2、平成 29 年度以降、県は R D F 焼却・発電事業を行わないことなどが提案されたところです。R D F 焼却・発電事業は本来市町村の事務である一般廃棄物処理業務について、ダイオキシン対策などもあり、県が市町

村に呼びかけて開始された事業であります。

関係市町にとって、R D F 処理委託料の値上げは大幅な負担増となるものであり、また、モデル事業としての R D F 焼却・発電事業が平成 28 年度限りの事業であって、耐用年数も到来するなどの理由で県がこの事業を撤退することになれば、関係市町は直ちに新たなごみ処理方法を模索、検討する必要性が生じるなど重大かつ深刻な問題となりかねません。今後、県が責任を持って R D F 運営協議会の場において、県の責務、今後の方向性などについて関係市町と真摯に協議を行い、市町の財政負担の軽減や支援に努めるとともに、県議会に対しても適宜、適切な状況報告を行うよう強く要望いたします。

○平成 20 年第 1 回定例会(代表質問:平成 20 年 2 月 25 日)

(三谷哲央議員)

県と市町との関係についてお伺いします。

R D F の問題。ちょうど議案聞き取りのあった 20 日にも、関係の広域組合の議員さんが環境森林部長を訪ね、抗議の意見書を手渡しておられますが、市町との溝の深さは、ある意味では三公費の問題以上に深いのではないかと危惧をいたします。交渉事だから最初は少々離れていても、そのうち落としどころがあると、それを探れば何とかかなと考えておられるのかもしれませんが、この問題に対する市町の不信感はそんな甘いものではないと思います。

国の方針とはいえ、県が音頭をとり、お先棒を担ぎ、この指とまれとばかりに市町に働きかけをし、最初はただと、そのような話から出発した市町の処理委託料も、気がつけば 5058 円。しかも、今度は、今までの損失は県が負担するが、モデル事業が終了する、いつからモデル事業になったかよくわかりませんが、その県が言うモデル事業が終了する平成 29 年以降、県はこの事業から手を引きます。老婆心ながら教えてあげますよと、処理委託料を 9420 円に引き上げれば収支はとんとんになりますという提案をされている。

これは、幾ら何でも乱暴過ぎるのではないかと。市町が怒るのももっともだと思います。何も一方的に市町の肩を持つわけではありませんが、R D F 事業そのものの経緯。あの大惨事で地元桑名市はもちろん多くの関係市町や住民の方々に迷惑をかけてきた事実などを考えれば、もう少しソフトランディングする枠組みを考えるべきではないかと思えます。

◎R D F に関しての具体的な答弁なし

○平成 20 年第 1 回定例会(議案に関する質疑:平成 20 年 3 月 4 日)

(吉川実議員)

議案第 15 号に関することとございます。いわゆる企業庁の R D F の持ち込み料、現在 5058

円、トン当たり。それが9420円に値上げをする。これはどの世界を探してみても、5000円で動いているものがその倍近くになると、非常にRDF焼却と発電の費用、あるいは、それによって売り上げの電気料等々を考えると、バランス的にはそういうことになるのかもわかりません。わかりませんが、これは一方的にRDFをつくっている市町というか組合に大きな負担をかけることになる。今までの経過はもう何遍も申し上げているから言いませんが、そういう荒っぽいやり方で、それを聞かなかつたら、もう29年に県がRDF焼却も発電も撤退しますよと、まるでおどしのようなことを巷間聞いております。そこらのところも含めましてお考えをお聞きしたい。

(横山昭司企業庁長)

RDF処理委託料についてお答えいたします。

RDFによる発電事業については、県は当初、売電収入によってすべての事業経費を賄う計画でございましたけれども、電気事業法の改正に伴う電力の自由化による売電収入の減少や、ダイオキシン対策に伴う灰処理費用の増加など、環境変化により、市町にRDF処理委託料を御負担いただくことになりました。

このような経緯から、県は、平成17年度末までの累積損失10.4億円について、全額を負担することを表明しているところです。また、昨年12月には、今後の健全な運営のため、県は平成18、19年度における損失について、その全額を負担すること、また、市町には、平成20年度以降、収支を均衡させるための適正なRDF処理委託料、現在の収支試算ではRDF1トン当たり9420円でございますが、御負担いただきたいこと。そして、三つ目に、平成29年度以降、県はRDF焼却発電事業を行わないものとする、この3点を基本的な考えということでお示しをさせていただきました。

企業庁といたしましては、地方公営企業の基本原則にのっとりまして、売電収入と受益者負担としてのRDF処理委託料を必要な経費に充当することにより経営を行う必要がございます。したがって、健全経営のもとで事業を継続できるよう、市町には適正な負担9420円をお願いしてまいりたいと、このように思っております。企業庁も最大限の経営努力を今後とも引き続き行ってまいります。

なお、平成20年度予算につきましては、現在市町と協議中であることから、現行料金で計上しております。今後、協議会の場で真摯に協議を行い、市町と早期に合意をいたしまして、補正予算を計上してまいりたいと考えております。

○平成20年第1回定例会（一般質問：平成20年3月7日）

(貝増吉郎議員)

RDF事業に対する県の今後の対応についてお伺いをいたします。

RDF焼却・発電事業については、これまでもRDFの処理料金の改正をめぐり関係市町

との間で激しいやりとりが続いてきましたが、ここに来て事態は急展開し、もはやバトルと言ってもいいくらいのせめぎ合いになってきております。というのも、昨年12月、県が関係市町に対し今後の事業のあり方などについての提案の中の料金値上げの問題に対する事業は、先日の予算質疑の中、同僚の吉川県議が、この提案は市町に対する脅しだと言われたが、まさにそのとおり。もっと強く言えば、最後通告ともとれる内容ではないでしょうか。

既に、RDF運営協議会構成市町をはじめ桑名広域清掃事業組合、あるいは桑名市議会など、複数の関係団体から事業撤退するという提案を撤回してほしいという、そんな旨の内容を中心とする要望が出されています。当初、ダイオキシン対策、ごみ処理の広域化の名のもとに、積極的に県は市町を政策誘導してきた経過を考えると、余りにも無責任と言えるのではないのでしょうか。モデル事業として始めたといっても、耐用年数が来るからとめます、やめます、そんな説明では、市町は当然ですが、我々県議会でも議論を生むのは当たり前と思っております。県の思惑どおりに関係方面の理解を得ようとする、自体、疑問に感じるわけでございます。

確かに、地域のごみをどう処理するかということを考え、判断し、施策を実行していくのは市町の仕事であり義務ですが、少なくとも県が事業を撤退するときには、市町が新たなシステムを構築し、円滑に、また確実に移行できるようにできる限りの支援をしていく責務があると考えますが、いかがでございましょうか。

仮に、県の言うとおり、平成28年度をもって県がRDF事業から撤退するとして、市町はこれからの10年弱の間に新たなハード整備を含め、市町村合併で新しくなった地域同士の新たな枠組みの中でのごみ処理システムを構築しなければならない。このことは、それぞれの市町の事情や立場が異なる中で膨大な時間とお金がかかる事業であり、約10年という時間ではとても満足いくものではありません。ごみ処理は、日々暮らしの中に密接にかかわる大切な行政サービスです。県と市町の連携不足で地域住民の生活に混乱を来すことにならないように、県が事業を撤退するならば、今後の道筋をつけてあげるのが県の大きな責務ではないでしょうか。

こうしたことから、まず、RDFのこの事業の評価をきちんと行った上で、企業庁の水力発電事業の民間譲渡後の対応も含めて、今後県の責任の中でどう取り組んでいくのか、具体的な方針を関係市町に対し早急に示すべきものだと考えます。当然、新たなシステムへの移行に向けて、市町に対する財政的な支援や配慮も不可欠でしょう。さきの県の提案に対し、RDF運営協議会構成市町は、県は今まで同様に不足金に対する負担はすべて県で賄ってほしいと、そんな思いを訴えております。ゆえに、平成29年度以降のあり方については、県は市町に対してポストRDFの具体的なビジョンを示しつつ市町と協議して答えるべきではないでしょうか。

今後、市町からこうした提案がまたなされたとき、知事として真摯に受けとめる必要があると思いますが、協議に対して前向きに検討する気持ちはおありなのでしょう。県の今後の構想はいかなるものか、お伺いしたい。あわせて、市町の新たなごみ処理システムの構築

に向けて、市町と県が継続的に協議していく場を新たに設けることを提案しますが、この点についても御答弁をお願いいたします。

(野呂昭彦知事)

RDF焼却・発電事業でございますけれども、この事業は、ダイオキシン対策を達成し、また、再利用や再資源化に適さない可燃性ごみを熱回収に利用し、さらに焼却灰もセメント原料として利用するというなどによりまして、最終処分量ゼロを実現するなど一定の評価ができる当面の有効なごみ処理システムの一つであると、このように考えております。

こういうことを踏まえまして、当初の事業収支計画期間でございます平成28年度末までは、安定的に事業を運営できるよう関係市町と経費面で協議をしましてまいりました。平成20年度以降の処理委託料につきましては、関係市町と県とで構成をいたしますRDF運営協議会の総務運営部会におきまして協議を進めてきたところでございます。この協議の中で、今後の事業のあり方について県の考え方を示すべきとの趣旨の意見もありましたことから、昨年12月に、県から処理委託料と、それからあり方についてあわせて提案を行ったところでございます。

県の提案につきましては、まず、一つが、市町の負担軽減のため、既に表明していた平成17年度までの累積損失の県負担に加えまして、平成18年、19年度の損失についても、その全額を県負担とするということ。二つ目に、平成28年度末まで、県が事業主体として安定的に運営していくためには、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町にも適正な負担をいただきたいということ。三つ目に、県事業としては、当初からの事業収支計画期間が終了する平成28年度末をもって終息させていただきたいという、この三つの県の基本的な考え方を示したところでございます。

この提案に対しまして、関係市町等やその議会、またRDF運営協議会の総務運営部会におきましても様々な意見が出されております。今後も、処理委託料の改定を前提に県の考え方を理解していただけるよう、引き続きRDF運営協議会の総務運営部会や理事会などを通じまして関係市町と十分に協議をしましてまいります。なお、平成29年度以降の一般廃棄物の処理体制については、今、申し上げました前提の上で協議をされるべきものであると考えておるところでございます。

(貝増吉郎議員)

知事、先般の予算質疑のときでもそうでしたけれども、料金に対しては私は今日は別に述べません。これは現在in g、進行形でございますから、私は関係市町の代弁者、代表でもございません。これは県議会議員としての責務の中でお伺いしているところでございます。ですから、そういった現場のまないたの上のっている大変重要なことについては、当事者同士、当局と関係市町とのその場で協議をしていただきたい。だから、私は、知事に協議に前向きに対応してやっていただけるんですかと、協議に行かれるんですかと、そういった絡みでお

答えを求めたわけでございますが、多少時間がありますので、私はもう少しこの分野に入らせていただきます。

今までおっしゃっているように、前の知事の時代に、三重県の場合はダイオキシン対策、そしてごみの広域化と、そういったことを含めて最終的に26の市町村が県の構想と一緒にやらせていただこうと、一緒に歩みましょと、そういった形で参画されたわけでございますが、当初は、当然この担当部局というのは、環境部と、そして事業そのものは企業庁の発電事業というのもあったと思いますが、しかし、途中から、この問題に対して広くごみ処理と、そういったことに動きを置いてこられたと。

そういった中で、一つのごみが日々の生活にどれだけ大事なものと。今も県内では津市の最終処分場の問題、あるいは伊賀の名張市における焼却場の移転問題でもなかなか前に進まない。名張市なんか、しっかりと時間もかかっていると。そういったことを考えると、知事が今おっしゃられたような、さきの関係運営協議会、市町に対する提言資料に28年度末をもって終息したいよと。これは一緒にやりましょといいながら、県はモデル事業が終わってからとめますよ、やめますよと。協議会はやっていくけども、その後、この協議が順番にうまく同調し、話があって初めて29年度以降のことも話し合っていましょと言われた。

しかし、今、県庁も財政不足、今も14関係市町でしたかね、7カ所、この地域の市町も大きな財政不足になってくる。県内でも第2、第3の夕張市が生まれるかわからないような、そんな不安の中で、その不安を払拭するために市町も県庁も一生懸命切れるところは切り、育てるところは育てながら選択と集中の中で予算組みをされて、我らの要望といえ、三つ、四つ、五つ、そこまでいきたいなという、そんな中でもお互いに妥協しながらその県政運営をやっている。しかし、市町はもっと厳しい中で、今、片方で28年までは安心ですよといながら、そこで一つ一つやってきたのに、じゃ、県が28年度で終わるといことは、もう10年を切った段階。

今、津市と名張市の例を挙げたように、新しいごみ焼却場を、あるいはそういった施設をつくらうとしたとき、用地選定に環境アセス、そして、同時に金銭的な問題も大きく作用するわけでございます。二つの道を同時に処理しながら市町が歩いていくということは、大変難しい、難しいを通り越しているように思うんです。その点を私は、所管が環境森林部ですが、事業が企業庁にまたがっているため、今日はここで時間を割いて知事に質問しているわけでございます。

こういった問題に対して、日ごろは本当に口癖のように市町とは県庁最大のパートナーであると。言葉は言葉としてでも実際に体感できる市町が、あるいはこれから「美し国三重」づくりのためにすべての29市町と一緒に頑張りましょと、自立する市町を応援しますよ、県庁はと。サポート役の県庁が、28年度で終わるから、後は、今回の問題については協議しましょでは、私は、事が前に進まない、市町は県庁というものに対して不安が、不信がますます膨らんでくると思うんです。

だから、今日は、料金等は据え置き、そういった県が企画立案し市町を巻き込んだ事業に対する28年度末で終わるといふその過程を、新しい提案もせずに、新しい相談にも乗らず、この問題でいつまでも時間をかけていること自体が、私は市町に対する県庁の責任を放棄しているんじゃないかと、そんなわけに思いました。いかがでございましょうか。

(野呂昭彦知事)

29年度以降どうするかというお話を盛んに言われるわけでありませうけれど、28年度までのRDFの処理が安定的に確保されるということが前提で、その上で29年度以降のことが考えられることであります。したがって、まずは、現状の大きな課題である28年度までどう安定的に運営を確保するのか、その解決、それがまず大事な一番大きな前提であります。

廃棄物処理、特に一般廃棄物の処理については、市町において、ずっと将来も安定的に処理されなければなりません。しかし、今日まで、RDFにつきましてはいろいろ過去に経緯があったとはいいいながら、しかし、非常に県の負担がいびつに大きくなる形であり、現状のようなことをやっておりますと、これはとてもじゃないけれども関係市町以外の県民全体の理解を得ることはできません。

したがって、今日のRDFの安定的な経営をまず28年度までに解決できるかどうか、そのことがなければ29年度以降についてなぜ考えられるんですか。そういう意味で、県のほうの提案についてしっかり議論を今後進めてまいりたいと、こう考えております。

(貝増吉郎議員)

知事、4年前のこの3月の本会議場で、今は菰野町長になられている石原議員が、当事、この本会議場でごみゼロ社会の実現とRDF政策について質問されております。その中で、ごみゼロとRDF施策、ごみゼロ社会の実現とRDF施策はどのような関係になるのかという質問に対し、時の環境部長、長谷川部長は次のように説明されておる。大事なところだけ言います。「長期的には、ごみゼロ社会実現に向けての着実な取組によりごみの減量化が進むとともに、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されれば、RDF政策はその使命を終えるものと考えております」と。このように、県の執行部のということは、県庁のまとめた答えがここにあらわれているんです。

私は別に知事とけんかするつもりもありません。しかし、知事が、県の提案に対してRDFが、あの事業が28年度末まで安定供給して、安定運営できるようにと、かかわる諸問題も解決するためには値上げも仕方ないだろう、しかし、一緒に供給して運営できるようにと、そのお願いをしていると言われたけども、じゃ、何で結論が28年の年度末にあるか。そこが一つの大きなキーワードになっていると思うんです。おっしゃるとおり4年前のことです。

今、一生懸命ごみゼロ作戦で、環境部が中心になって一生懸命謙虚に運動されています。しかし、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されればと。私はこれが

できたんでしょうかと。そして、県下全部、あるいは運営協議会の関係市町に対して説明責任がとれるものかと。こういうことやから、あとはソフトランディングできるようにこの協力を得て最後までいきたい、しかし反面、県も応援するから新しいシステムの立ち上げに一生懸命頑張ってほしいと、そういう思いが県庁としての大きな責務じゃなかろうかと、私はこのように思うんですが、最後にもう一遍知事、いかがでございましょうか。

(野呂昭彦知事)

RDFについては過去の経緯がいろいろあったということは事実であります。しかし、過去の経緯がどうであれ、その後、社会経済情勢等も含めていろんな変化が起こってくるわけです。行政の責任にあるものは、そういった変化というリスクをいつも抱えながら実は政策決定をしていくものであります。

そういう意味では、RDFにつきましては、当初、県が当時市町村に説明しておいた状況とその後の状況が違うのではないかということについてはそのとおりであります。そういうことについては県としてもその責任を感じながらも、しかし、状況が変わった、その変わったことの行政のリスクは、それぞれ責任ある立場で県も、そして市町も同じようにそれを受けとめなければならぬ。したがって、そういう中で、まず28年までに県としては県民がやはり納得する形でこのRDFの安定的な運営というものを確保しなければなりません。その確保がしっかり見込めない中で29年度以降の議論はできるはずはありません。

○平成20年第1回定例会 委員会報告(平成20年3月19日)

(末松則子環境森林農水商工常任委員長)

特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、昨年の第3回定例会以降、本委員会において数多くの議論を重ねてきたRDF焼却・発電事業に関してです。

RDF焼却・発電事業に係る処理委託料の値上げに関する問題や平成29年度以降、県がRDF焼却・発電事業から撤退する意思表示が行われたことについては、第4回定例会閉会日の委員長報告において、県が責任を持ってRDF運営協議会の場において関係市町と真摯に協議を行うよう要望したところですが、RDF焼却・発電事業は県が市町村に呼びかけて開始された事業であることを再認識した上で改めて事業の検証並びに総括を行いつつ、RDF運営協議会に臨まれるよう強く要望いたします。

(西場信行予算決算常任委員長)

調査の過程において特に議論のありました事項について申し述べます。

RDF焼却・発電事業につきましては、三重ごみ固形燃料発電所が安全で安定した運転を行うために、平成28年度までの事業の収支見直し等を踏まえた平成20年度以降の適正な

RDF処理委託料への改定について、現在、関係市町と協議が行われているところであります。RDF処理委託料については、市町の信頼を損なうことのないよう関係市局との連携を密にし、早期に市町との合意形成を図られるよう要望します。

○平成20年第1回定例会 委員会報告（平成20年6月30日）

（藤田泰樹生活文化環境森林常任委員長）

RDF焼却・発電事業のあり方及びRDF処理委託料に関する問題についてであります。

去る5月19日、県とRDF化施設を有する14市町で構成するRDF運営協議会の総務運営部会が開催されましたが、市町に対して県から提案されている1トン当たりのRDF処理委託料を平成20年度以降値上げすること、平成29年度以降、県はRDF焼却・発電事業を行わないことについて理解を求めましたが、合意に至りませんでした。

RDF焼却・発電事業は、平成14年度からのモデル事業であり、県が平成29年度以降撤退することを提案していることに対し、一部の市町においてRDF焼却・発電事業を政策的に誘導した県の責任を主張しております。

関係市町にとって、RDF処理委託料の値上げは大幅な負担増となるものであり、県の撤退問題が解決しない限り、委託料問題には応じられないとの発言もあり、問題解決が難航しています。

県におかれては、県の責務を十分認識しながら、RDF運営協議会の場において、今後の事業のあり方や適正な処理委託料の負担について、引き続き関係市町と真摯に協議を行うなど、慎重に対応していくことを強く要望いたします。

○平成20年第2回定例会（平成20年9月25日）

（水谷隆議員）

続きまして、RDF焼却・発電事業についてでありますけれども、三重県では御承知のように資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するためのモデル事業としてRDF焼却・発電事業を平成14年の12月から企業庁で行っております。当時は、夢のごみ発電所としてその地域周辺には温水プール、住宅地、そして、また工業団地誘致のすばらしい構想で、地元住民には夢みたいな話でありましたが、現実には夢で終わったわけでありまして。その後、様々な問題に直面し、県、市町の多大な努力と地域住民等関係者の理解のもと何とか事業が継続されております。5年経過した現在も多くの課題を抱えているわけでありまして。この問題につきましては20年の3月、議会で貝増議員が質問をされましたが、大変大事な問題でありますので、その後の考え方について質問をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

まず、処理委託料の改定と今後のあり方に関する県の方針の確認であります。平成19年12月11日のRDF運営協議会総務運営部会において県からRDF処理委託料の改定及びRDF事業の今後のあり方について提案を行ったところであります。その提案については、料金に関して平成18年度と19年度の収支不足3.6億円は県が負担することとし、平成20年度以降の料金を、現行の5058円から9420円に値上げするという内容でありました。

この提案に対して、その後、関係市町や市町の議会から、現行料金の据え置き及び県の事業撤退表明の撤回が要望として出されるなど、大きな反発があり、県は平成20年7月24日に総務運営部会を開催して、県の譲歩案として、1点は、平成20年度から平成28年度の収支不足見込額約19億円を県と市町で折半することとして、平成28年度までの料金を決定すること、2点目は、平成29年度以降のあり方については、協議会にあり方検討作業部会を設置し、おおむね平成21年度末を目途とし一定の方向性を得るよう、今後、様々な課題、事業計画期間を何年程度延長するのか、平成29年度以降の各市町の処理状況がどうなるのかなどのRDF量の問題、それから、施設の法定耐用年数経過後の継続するための追加投資をどうするのか、そして、現行の富士電機システムとの管理委託契約が平成28年度で切れることから、その後の管理運営体制などについて市町と県で検討することの2点を提案しておるわけでございます。

それを受けて理事会で協議が行われ、この譲歩案に対する新たな意見として、一つ目は、平成20年度から28年度までの収支不足見込額について市町の負担はできる限り少なくしてほしい、そして今年度の処理委託料は据え置きにしてほしい、三つ目に、さらに29年度以降のあり方については、県が事業主体となることも含めてという項目を加えていただきたい、この3点が提出されております。

そこで、県の方針の確認ですけれども、RDF事業が抱えている課題、処理委託料の改定及び今後のあり方は事業に参画する市町のごみ処理の行方を左右し、地域住民の日々の生活に直接、多大な影響を及ぼすとともに、県の最大のパートナーである市町との信頼関係を根本から揺るがしかねない大きな問題であり、県政の最重要課題としてこれまでも県議会の場で幾度となく議論をされてきました。昨年12月11日の県の提案によりRDF事業の平成29年度以降のあり方が議論の俎上に乗せられ、市町との協議が進められており、RDF事業は今後、大きな節目を迎えようとしております。

そこで、改めて、現時点での県の方針を確認させていただきます。

まず、処理料金の改定についてであります。本年7月24日のRDF運営部会において県は譲歩案を示したが、昨年12月11日の提案以降、今回の譲歩案提示までの経緯、経過と、収支不足見込額を折半とした考え方、なぜ折半なのかなどをお聞きしたいと思います。

そして、また、RDFについて、県が市町を政策誘導した責任があり、私は、市町の負担として折半が妥当かどうか非常に疑問であります。折半について市町は納得しておるの

かと。さらに、先ほど述べた3点の理事会の意見についてはどう対応するつもりなのかをお聞きしたいと思います。知事、よろしくお願いをいたします。

(野呂昭彦知事)

本年3月26日に開催をいたしましたRDF運営協議会理事会におきまして、処理委託料の早期合意と事業のあり方の継続協議について確認をいたしました。そして、その後、4月以降、処理委託料改定と、それから今後の事業のあり方につきましての早期決着を目指しまして市町と協議を進めてきたところでございます。

協議の中で、県といたしましては、安全・安定運転の確保のため必要な負担をしていたいただきたいということ、それから、今後のあり方について市町と県が真摯に議論するためにもまず処理委託料を改定していただきたい旨の説明を行ってきたところでございました。一方、市町からは29年度以降、県が事業主体とならないということは受け入れられない、それから、財政的にも厳しく、負担をできる限り少なくしてほしいなどの意見が出されまして、平行線の状態が続いたところでございます。また、各市町の議会からも同様の御意見をいただいております。

県といたしましては、各市町やその議会からの御意見を重く受けとめまして、処理委託料の問題を早期に解決した上で平成29年度以降のあり方について議論を行う必要があると、こういうふう判断をいたしまして、県から譲歩案を提案させていただいたわけがあります。

このような両者の意見に開きがございます中、県としては双方が歩み寄る必要があると判断をいたしまして、20年度から28年度までの収支の不足見込額、約19億円でございますが、これを県と市町とで半分ずつ負担するということや、市町の厳しい財政状況を考慮いたしまして激変緩和措置をとるといふ、県としてはぎりぎりの提案を行ったところでございます。今回の譲歩案に対しまして、市町の負担はやむを得ないとの考え方も示されており、一定の御理解をいただいているものと考えております。また、29年度以降のあり方につきましても、事業継続をするためには解決すべき様々な課題がございますから、RDF運営協議会にあり方検討作業部会を設置いたしまして、県と市町が一体となって検討するということを提案いたしたところでございます。

(水谷隆議員)

どうもありがとうございます。

このRDFにつきましては、特に焼却設備と発電事業を持っている地域におきましては非常にいろいろと不満があるわけでございまして、その中で、今、知事からの回答もいただきましたけれども、一応、各それぞれの理事会の意見等につきましては一定の理解を示されているというふうにお聞きしておりますけれども、ただ、この辺の問題につきまして、これから早急に解決していかなければ次に進まないというふうに思いますので、でき

る限り早い決定をなされていってほしいなというふうに思います。

それで、理事会などで示された収支計画というのがあるわけですけれども、これを3年ごとに見直していきたいと、収支の、例えば不足額というものがさらに増大したら、これはどういうふうにして対応していくのかということと、コストの削減、収入の増加のためのできるだけの施策というのか、そういったものはないのかということも含めて再質問させていただきたいなと思います。よろしくお願います。

(戸神範雄企業庁長)

収支計画につきましては、現在の平成19年時点で将来予測をして積算しているものでございまして、先々のことはなかなか正確に計算できないこともございまして、一定期間ごとに実績ですとか将来予測を見まして収支計画を見直すことが必要と考えまして、3年ごとに収支計画を見直しまして、最終的に平成20年から28年度の損失を折半できるような料金設定をしていくことが必要だと考えてございます。

そして、私どもの努力になるわけですが、一つ、収入面では、可能な限りで、電気を売る料金を高い時間帯にたくさん発電しまして多く収入を上げることが一つでございますし、また、経費面では、廃ガスの性状を悪化させない範囲で、例えば、消石灰の添加量を減らすことによって灰の発生を抑えますとか、あるいはRDFの性質や新しくつくりました貯蔵槽の稼働状況を見ながら、現在の受け入れ点検体制も見直す必要があると、そんなことをして経営的にも努力してまいりたいと思っております。

(水谷隆議員)

どうもありがとうございます。

非常に苦しい答弁でございますけれども、市町の意見というものは十分に聞いていただきたい。そして、市町の負担軽減というものに努めながら、先ほどもおっしゃったようにコスト削減というものを最大限努力していただきたいなというふう思うわけでございます。

続きまして、RDF事業のあり方についてお伺いしたいなというふうに思います。

RDFの今後のあり方、方向性というものを決めるに当たり、まず料金問題を解決する必要があるという県の考え方については一定の理解はできます。しかし、処理委託料の議論の中で、これまでも県として政策誘導してきた責任を果たしていく必要があると言われてきましたが、まさに今、県としての責任が問われておるわけでありまして。

そこで、平成29年度以降のあり方について考えてみますと、県が政策誘導してきた責任を果たすということは、単に平成29年度以降RDF事業を継続するのか、しないのか、継続するとしたら、いつまでだれが運営するのかといったことを決めるだけではない。また、県が市町の求めに応じ、引き続き事業を運営していけばよいということでもないと思います。一番大切なことは、市町はRDF事業から撤退したとしても将来にわたり

安全に安定的にごみ処理を継続していかなければならないことから、長期的な視点に立つて今後のあり方を検討し、将来の負担も考慮し、県民にとって最も望ましい選択を行うことであります。

一方、合併により幾つかの市町は焼却とRDF化という異なるシステムを持ちながら旧市町単位でごみ処理を行っており、今後のごみ処理のあり方を模索しているのは事実であります。このように、ごみ処理の状況はRDF事業に参画している市町についても大きく異なり、ごみ政策の方向性が共有されているわけではありません。また、それぞれが住民、議会に説明責任を果たしていかなければならない。個々の市町の事情が異なり、それぞれの意向もある中で一定の方向性、結論を得るには相当の努力が必要となると思います。

このような観点から、県がリーダーシップを発揮しながら取り組むとともに、将来を見据えてどのような方法が一番よいのか、市町に的確な助言を行うとともに、必要に応じて人的、財政的な支援を行っていく必要があると考えます。また、県として市町のごみ処理に深くかかわった以上、市町がRDF事業から撤退後も、将来にわたり安全に安定的にごみ処理を継続できるようにすることが政策誘導をしてきた県の責任を果たすということでもあります。

そこで、お伺いをいたします。

まず、県が、たしか2005年、平成17年の3月に、ごみゼロ社会実現プランというものを策定し、20年間でごみゼロ社会をつくらうという施策でありましたが、知事は3月の貝増議員への答弁の中で、「RDF焼却・発電事業は、最終処分量ゼロを実現するなど一定の評価ができる当面の有効なごみ処理システムの一つである。」というふうにお答えになっております。それを考えると、なぜ28年度までなのか、無責任な気がいたします。県の考え方を再確認したいと思います。

そして、また、平成37年にごみゼロ社会が実現するとして、ゼロエミッションの達成にはRDF事業の29年度以降の継続については必要だと考えます。何が一番課題と考えるのか、どう解決していくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

そして、市町のRDFの導入の経緯を考え、先ほども述べたように、将来にわたり安全に安定的にごみ処理が継続できるようにするため、RDFのあり方の検討を進める中で市町をどのように支援していくのか、そして、県としてどのようにごみゼロ社会を進めていくのかということについても県の姿勢を確認したいと思います。よろしくお伺いをいたします。

(野呂昭彦知事)

RDFの焼却・発電事業でございますけれども、これにつきましては、前にも議会でお尋ねがありました際にお答えいたしましたけれども、特に対応が困難でございましたダイオキシン対策、これを達成し、また、再利用とか、再資源化に適さない可燃性ごみを熱回

収するというので、しかも、その熱回収した後の焼却灰もセメント原料として使用するという、最終処分量ゼロという意味ではごみゼロ社会実現と実は全く同じに評価ができるところでありまして、当面このRDF事業についても有効なごみ処理システムの一つだというふうにご考えてきたところでございます。

しかしながら、この事業につきましては、モデル事業として位置づけてまいりました。そして、焼却・発電施設の法定耐用年数、これに準拠して設定をいたしました事業収支計画の期間、これは平成28年度までとなっておりますので、この計画が終了いたします期間であります28年度までは県がかかわってまいりますけれども、29年度以降につきましては関係市町と一緒に検討していきたいと考えておるところでございます。

モデル事業期間以降の29年度以降でございますけれども、29年度以降、事業主体がどこになるということにかかわらず、もしもRDF焼却・発電事業を継続していくという場合には、市町や、あるいは県に係るところの様々な課題とか問題がございます。例えば、29年度以降の場合に、事業計画期間を何年程度延長していくのかというようなこと、あるいは、その時点になってRDF化を継続する市町が果たしてどのくらいあるんだろうかというようなこと、それから、継続していくためには追加投資というのがどれくらい必要であるのか、あるいは、それをどう調達していくのか、それから、29年度以降やっていくということになりますと、その運転管理の委託先をどうするのかというような、こういう様々な課題があるわけがございます。このことにつきましては、市町と県と一緒に議論をしていくという必要があると考えておまして、RDF運営協議会の中にあり方検討作業部会を設置させていただきたいと提案をいたしておるところでございます。

今後とも市町のごみ処理が適正かつ円滑に行われるということが何よりも重要でございますから、29年度以降のあり方につきまして市町と一緒に考えていく中で、県としても技術的な支援を行ってまいりたいと、こう思っております。それから、今後のごみ処理につきまして、県では多様な主体の御参画のもとで、ごみを出さない、ごみをなくすということに重点を置いたごみゼロ社会実現プランを進めておるところでございます。これに向けてしっかり取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○平成20年第2回定例会 委員会報告（平成20年10月20日）

（藤田泰樹生活文化環境森林常任委員長）

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第3号三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例案外2件につきましては、去る10月3日及び7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第3号及び議案第6号につきましては賛成多数をもって原案を可決、議案第7号につきましては全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

第3に、RDF焼却発電事業のあり方及びRDF処理委託料に関する問題についてであります。

当局におかれては、関係市町に対してRDF処理委託料については、平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額を県と市町で半分ずつ負担することとし、平成21年度から毎年度段階的に引き上げ、平成28年度に収支が均衡する処理委託料を市町からいただくことを提案されております。また、収支計画については、平成20年度以降3年度ごとに見直すこともあわせて提案されております。

RDFの適正な処理委託料の負担については、県の責務を十分に認識しながら、引き続き関係市町と真摯に協議を行う必要があります。市町にとって大きな問題でもある平成29年度以降のあり方についても、当局におかれては、提示されたとおり、県が事業主体になることも含め、関係市町と検討され、早い段階で方向性を得るよう努められることを強く要望いたします。

(前野和美県土整備企業常任委員長)

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第11号工事請負契約について(中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)松阪浄化センター2系1池水処理設備(機械)工事)につきましては、去る10月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

水力発電事業の民間譲渡については、県議会からの水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に向けた提言の内容を踏まえ、関係部局とも連携し、諸課題解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても安全確保と管理に万全に期し、安定的な運転に努められるよう要望します。

水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業は、本体事業の水力発電事業が民間譲渡された場合、企業庁が実施する位置づけがなくなることから、平成22年度以降の新たな運営主体について、関係部局において検討がなされているところでございます。

事業の運営主体として、平成22年度以降の安全・安定運転が確保されるよう関係機関と密に連携をし、適切に対応されることを要望します。

(萩原量吉議員)

ただいま上程中の17議案に関して、私たち日本共産党は5議案に反対を表明し、その理由について討論を行いたいと思います。

最後に、私は、この討論を終わるに当たって、ぜひ皆さんに御理解をいただきたい。それは、私たち日本共産党は、やはり県議会、県政の歴史の中で、それぞれのところで問題を提起し、決定的な場面では、これは将来大変大きな不安を残すからといって反対をしてきました。例えば、長良川河口堰の本体工事のときにもしかり、RDF焼却発電所のとき

にもしかり。長良川河口堰なんかは、百年の水の大計ですよと言われました。RDF焼却発電所のときには夢のリサイクルに共産党は反対するのと言われました。ガス化溶融炉施設、産業廃棄物処理センターの問題のときもそうでありました。まさに決定的なそういう場面で、当初は私たちは大変少数派でありました。しかしながら、その後の歴史は、私たちは予言したことが当たらないことを期待したけれども、残念ながら当たっていたということも事実ではないでしょうか。そういう意味で、私たちは今回もこういったような問題をあえて提起もし、このことを本当に論議を深めながら、私たち少数だから修正案も出すことはできませんけれども、大いに他会派の皆さん方が討論を深めていただき、また、意見も出していただきながら、このような反県民的な議案に対しては私たちは同意ができないということを、ぜひ県議会の意思として示していただくこと、このことを強く期待もし、申し上げて討論を終わりたいと思います。

(中川正美予算決算常任委員長)

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

電気事業については、平成19年度に策定された企業庁中期経営計画において、水力発電事業の民間譲渡とRDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管について、企業庁の経営の根幹にかかわる重要課題として平成19年度からの4年間の取組が示されています。

特に水力発電事業の民間譲渡に向けては、県議会からの水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に向けた提言の内容を踏まえ、課題解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業は、平成28年度までは県が事業主体として事業を継続し、平成29年度以降については今後さらに検討することとされていますが、本体事業の水力発電事業が民間譲渡された場合、企業庁が実施する位置づけがなくなることから、平成22年度以降の新たな運営主体について、関係部局において検討がなされているところです。移管の際には、円滑に事業が継続されるよう関係機関と密に連携し、県民や市町の理解と合意形成が図られるよう努めるとともに、県議会とも十分な議論を尽くされるよう要望します。

(真弓俊郎議員)

この認定に対する反対の討論を行いたいと思います。

ほか、企業庁の水道、工水、電気についても、特に電気は、先ほども委員長報告でありましたが、RDFのこの発端、市や町や村に、おまへのところではとても無理やから県が率先してやってやるのやというふうに着せがましくやってきて、もう28年度以降は知らんよと。そういう検証も何もせずにこの電気事業の決算は済まされるべきではない

と考えます。

○平成21年第1回定例会（平成21年2月24日）

（森本繁史議員）

それと、この譲渡に当たって少し、答弁は要らんけれども、重要な問題として考えておいてもらいたいのは、企業庁は内部留保金というのを40億ぐらいかつては持っておった。今、20億か30億ぐらいあるだろうと思うけれどもね。この金でRDFの赤字を補ってんしておったんだけど、水力発電を売ってしまうと、水力発電の会計が、RDFの赤字分を支払う財源がなくなってしまう。こういうところについても、どうするんだということよりも、これらについても十分詰めていかなきゃならん。

○平成21年第1回定例会（平成21年6月9日）

（舟橋裕幸議員）

まず、RDF焼却発電事業についてお尋ねをいたします。

平成22年度以降のRDF焼却発電事業の運営主体の検討は、平成19年2月14日に知事が企業庁のあり方に関する基本的方針を公表し、RDF焼却発電事業は本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとするとしてしました。こうした中、水力発電事業の民間譲渡については、県が平成21年3月30日に平成22年度末を目標に譲渡するとの確認書を中部電力と締結しました。

従来の水力発電事業は中部電力と平成21年度末までの長期契約を前提とした地方公営企業法上の電気事業に該当し、これを当然適用と言うそうであります。しかし、平成22年度、単年度では長期契約とならず、当然適用に該当しないことになり、県は独自に条例で地方公営企業法任意適用事業としなければならなくなると伺っています。その結果、RDF焼却発電事業は現在水力発電事業の附帯事業となっておりますが、水力発電事業が22年度から任意適用となった場合、附帯事業としての位置づけができないと伺っています。つまり、県は平成22年度以降、RDF焼却発電事業を単独で任意適用事業と位置づけ事業を継続するのか、県の環境政策として特別会計などで処理するのか、県における明確な位置づけを本年度中に決定しなければなりません。

RDF焼却発電事業は、環境政策に端を発した事業であるにもかかわらず、当初から環境政策なのか、発電事業なのかの議論があり、現在、環境森林部における政策上の位置づけはありません。環境森林部担当の施策411、廃棄物対策の推進の目指す姿に、どうしても処理しなければならない廃棄物処理に必要な受け皿が確保され、また、多様な主体と

の連携による取組により廃棄物が適正に処理されていますとありますが、県の取組方向や基本事業にはRDF事業についての記述が一切ありません。

一方、政策部担当の施策443、エネルギー対策の推進には、県の取組方向の中にごみ固形燃料発電所については引き続きRDFに対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転に努めるとあります。本来であればRDFは一般廃棄物対策であり、発電事業は附帯設備のはずが施策上は主客が転倒していると言わざるを得ません。

また、地方公営企業法では、強く企業の独立採算性が求められている中で、RDF事業は地元地域、関係市町への配慮や政策上の理由から適正な料金設定ができず、平成28年度までの事業期間においても収支不足が見込まれ、健全経営は困難な状況であります。つまり、赤字が明白な事業を企業経営させるのはおかしいと言わざるを得ません。

加えて、当事業は、市町から見ると、窓口が企業庁や環境森林部など複数にわたっており、責任の所在や業務の窓口が不明確となっております。そこで、平成28年度まで県が責任を持って運営しなければならないRDF焼却発電事業を政策推進上、事業運営上、どのように位置づけするおつもりか、知事にお伺いをいたします。私自身はこの際廃棄物行政の事業として位置づけ、主担当を環境森林部に一本化し、具体的な管理運営は今までノウハウを持つ企業庁に委託すべきと考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

続いて、この際、中部電力へ水力発電事業を民間譲渡する際の譲渡金額積算の基本的考え方を伺います。

現在、企業庁が固定資産の整理中ですが、恐らくは150億円程度になるのではないかと推察されます。企業債は50億円程度あり、また、地域貢献に対する費用も今後発生することでありましょう。中部電力への譲渡金額を設定する際、県はこれらの要素をどのように考慮して設定されるつもりか、お伺いをいたします。

（野呂昭彦知事）

さて、RDFについての御質問でございますけれども、RDFの焼却発電事業につきましては、ごみを燃料として利用することによりまして、従来の単に燃やして埋めるという処理から資源循環型の処理へ転換するというを目的といたしまして、市町との連携のもとで取り組んできたところでございます。

RDF焼却発電事業は、これまで、御指摘がありましたように水力発電事業の附帯事業として実施をしてきたところでございますけれども、水力発電事業が民間に譲渡されます場合には、附帯事業として位置づけができなくなるということから、県といたしまして、この21年度中にこのことについて決定をしていく必要がございますので、平成19年度から環境森林部と企業庁に政策部、総務部も加えまして、庁内での検討を進めてきておるところでございます。

平成22年度以降、このRDF焼却発電事業をどう運営していくかということですが、平成15年、大変あのような不幸な事故がございました。しかし、その事故以来は

安全で安定した運転管理の確保とか、あるいは効率的な事業運営に取り組んでまいっておること、さらには、地元の住民の方々にも御理解を深めていただきながら信頼関係を今日まで築いてきていると。こういう観点から、企業庁が引き続き地方公営企業法の任意適用事業として実施することが望ましいのではないかと考えておりますけれども、そのためには企業庁で運営するための様々な課題を解決していく必要がございます。

RDF焼却発電事業につきましては、サーマルリサイクルのエネルギー施策と、そして、ごみ処理という環境施策、この二つの側面を持つものと考えておりますので、今後環境森林部と企業庁がより連携を密にすることによりまして一体となって進めてまいりたいと、こう思っております。

水力発電事業の譲渡価格についてのお話がありました。水力発電事業の民間譲渡につきましては、すべての発電所の継続、また、地域貢献の取組の継続とあわせて、適正な譲渡価格の設定を譲渡条件としておるところであります。このことを踏まえまして、譲渡交渉先でございます中部電力株式会社とは平成21年3月30日付で三重県企業庁水力発電事業の譲渡成就に関する確認書を締結したところでございまして、その中で譲渡成就の対象資産、そして、価格を決定しまして別途書面により定めるものとしておるところでございます。

この譲渡価格の協議に当たりましては、資産、あるいは収益性の観点、また、他県での譲渡事例など、様々な要素を検討していく必要がございますが、具体的な譲渡価格につきましては、中部電力株式会社との交渉を経て双方が対外的に説明責任を果たし、公平性、透明性を担保できるという適切な譲渡価格に定まってくるものと、こう考えておるところでございます。

(舟橋裕幸議員)

RDFのエネルギーと環境という二面性については十分わかっておるつもりでございます。私の質問は、どちらが主なのということが聞きたかったし、本来環境施策としてやっていかなければならないというふうに思っていることを申し上げました。

RDFについて、過去を少しひもといってみますと、先ほどお話がありましたように、発端はダイオキシンから始まっていると思うんです。これは、田川県政の時代にいわゆる小さな市町のダイオキシン対策として議論が始まりました。そして、具体的には北川知事となって、平成9年から13年までのくにづくり宣言第一次実施計画では廃棄物施策として位置づけして、RDF化構想の推進という事業名まであります。エネルギー施策においては、地球に優しいエネルギー対策の推進事業にごみの持つエネルギーを有効に活用するため、資源循環型社会構築のモデルとして建設するとうたってあります。

その次の14年から16年までのくにづくり宣言第二次実施計画においても、施策321、廃棄物の適正な管理の中に位置づけして、21世紀の環境基盤整備の推進事業にごみの持つ未利用エネルギーの活用と全県的な広域処理システムの構築のためと記載がされていま

す。エネルギー施策では、地球に優しいエネルギー対策からなぜか電力エネルギーの安定供給の項目に振りかわってはいませんが。

施設が完成して野呂知事となり、不幸な爆発事故を経て、平成16年から18年までの県民しあわせプラン第一次戦略では、施策411、資源循環の推進に安全運転のみが記載され、エネルギー施策において引き続き電力エネルギーの安定供給に記載されました。第二次戦略においての位置づけは、先ほど私が申し上げたとおりであります。

もしも知事が言うように、エネルギーと環境等の二面性を持つならば、次期戦略計画に必ずRDFについて、施策411、廃棄物対策の推進にも明確に位置づけをすべきであり、それが知事の言う行政の継続性であると考えます。改めてこれまでの経過を御認識の上、御所見を伺えたらと思います。

水力発電事業の譲渡金額についてですけれども、今、一生懸命企業庁のほうで固定資産の整理に多大な労力と税金を費やしているのは伺っています。もうしばらく使えそうな機器も、これを機に前倒し更新などもされているようであります。ある面では余分な出費もしているのかなど思ったりもしますが、水力発電事業は将来においても黒字経営が見込まれ、県財政に大きく貢献する事業であります。譲渡交渉においては、県民の貴重な財産でありますので、余り廉価でたたき売ることが決していないようにしていただきたいと思ひますし、もしも合意に至らなければ県による事業継続も視野に入れるべきであると、これは知事に申し入れておきます。

(岡本道と環境森林部理事)

RDF焼却発電事業の政策的な位置づけにつきまして、ただいま御意見をいただきましたように、それぞれの時期の総合計画におきまして環境政策とエネルギー政策、この二つの政策として整理をされておりますけれども、現行の第二次戦略計画におきましては、環境政策として明確な形で表現はされておられません。

この事業につきましては、環境政策とエネルギー政策の両面の政策面を持つということは従来と変わらないと考えておりますので、今後は安全・安心の確保ということがまず何よりも大事でございますけれども、環境政策の一つでございます市町のごみが適正に処理されるということがきちんとわかるような形で整理をしまいたいというふうに考えております。

(舟橋裕幸議員)

両面からしっかりとRDFを運営していったほしいなと思います。

○平成21年第2回定例会 委員会報告(平成21年10月20日)

(山本教和予算決算常任委員長)

電気事業については、総収益が31億1265万円に対し総費用は31億7361万円であり、6096万円の純損失となり、前年度の純損失2億8894万円より収支は2億2798万円改善しています。

水力発電事業については、民間譲渡に向けて平成21年3月に締結された三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書において、地域貢献への取組や用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業については、平成22年度以降に企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営する場合の法令上の整理や運営体制等についての課題を関係部局と検討して早急に解決されるとともに、効率的な事業運営に一層努められるよう要望します。

(真弓俊郎議員)

最後に、電気事業。これも数字で見ますと、先ほど委員長報告にもあったように、経常収益は平成19年度から比べて6500万円の増となっていますが、水力発電の収益をRDF発電が食いつぶしているのが現状ではないでしょうか。RDF発電、平成20年度の報告を見ますと、5月から6月には1号ボイラーの異常のため停止、7月はタービンがとまりました。11月も2号ボイラーが1号ボイラーとともにとまっています。12月には何とRDFの搬入量減少で2号ボイラーが停止になっています。もうほとんど停止状態。このことに、今までRDF発電に三重県がかかわってきた何の理由もないことが明確にあらわされているのではないのでしょうか。今後、このRDF発電の運営体制すら明らかにもならず、訴訟相手の富士電機システムズとずるずると運営を続けてきた責任は重大だと言えます。

政策総務常任委員長の先ほどの報告でも、水力発電の民間譲渡、ままたらない、円滑に進んでいない、このことも明確におっしゃられました。この水力発電の中電への売却、県が解決すべき課題もそのままほうっておいて、新たな課題も中電から提起され、もうこっちもさっちゃんもいかない状態に陥っています。

他方、県がほうり出そうとしている県立病院が必死でモチベーションを高め、経営を立て直そうとしています。病院事業庁の決算に比べ、この電気事業の決算、何の課題も、解決の方向すら見せていない、全くお粗末なものと言わざるを得ません。

以上が、この認定1号から3号までの私どもの反対の理由とさせていただきます。ぜひとも多くの皆さんの御賛同を得ることをお願いいたしまして、私の反対討論を終わらせていただきます。

○平成21年第2回定例会（平成21年11月27日）

(貝増吉郎議員)

まず、RDF焼却発電事業について、この件についてお伺いをさせていただきます。この件については、県と関係市町があり方検討作業部会を設置して、平成29年度以降の事業のあり方についての検討を行っておられます。おおむね平成21年度末、つまり来年の3月31日までですね、これをめどとして一定の方向性を得ようと協議を進められております。現在、事業を継続する際の課題、13項目ございます。この課題についての検討整理を行っていると思いますが、それらの課題の中で特に大きなウエートを占めるのが将来の費用負担をどうするかということです。

費用負担については、平成20年11月のRDF運営協議会総会において、平成28年度までのRDF処理料金について、県と市町が合意したところであります。処理料金は当初3790円でスタートしたが、平成18年度には5058円となり、現在は5584円。これは3年ごとに見直すということですので、現在の試算では、来年度からは550円ずつ毎年の値上げがあります。平成28年度には9420円になる計算です。

では、このような経過から見ていきますと、実際、平成29年度以降の事業を継続するとした場合、処理料金というのはどれだけかかるのでしょうか。平成20年3月の環境森林農工商常任委員会において提出された資料によりますと、RDF発電所の建設費は、総額91億4500万円かかっております。内訳は、環境森林所管部門が、焼却施設として68億6200万円、企業庁所管部門の発電施設が22億8300万円かかっております。これだけの施設の維持管理をするのですから、現時点でも相当な費用がかかっていると思われま。平成29年度以降事業を継続する場合、さらにRDF施設の延命化に係る費用及び修繕費などの。今申し上げたいのは、これだけの経費がかかる中、さらに多額の経費がかかるということでしょう。しかし、一方では、後でも述べますが、収入が増える見込みがない。収入不足が一層膨らんでいくのではないのでしょうか。

このようなことから、まず最初にお伺いしますけど、同時に、きのう会議が行われておりますけども、そのあり方検討作業部会の検討状況、これについてきのうの会議の内容を含めた報告を、知事、お聞きでしたら、知事のほうからお願いいたします。

(高杉晴文企業庁長)

あり方作業部会の検討状況についてお答えいたします。

あり方検討作業部会では、今年3月までに関係市町等との意見交換を行いまして、RDF焼却発電事業を継続する際の課題といたしまして、先ほど御指摘ございましたとおり、13項目を抽出いたしました。事業期間、あるいはRDF施設の改修の必要性、あるいは経費はどうなるかといったような13項目を抽出いたしまして、4月以降、こうした課題整理に必要な資料とするために、平成29年度以降の維持管理費や改修費等につきまして調

査を進めてきたところ、その調査結果がまとまりましたので、昨日開催いたしました第4回目の部会で市町に概要報告させていただいたところでございます。

その内容といたしましては、平成29年度以降も運転する場合には改修が必要でございまして、改修費は3年から5年延長する場合については5億円、10年以上延長する場合につきましては29億円を要すると推定いたしました。

また、平成29年度以降の維持管理費は、現況の維持管理の人員や点検状況から見ますと、年間13億円程度を要すると推定いたしました。

さらに、施設を撤去する際の費用が約7億円を要すると推定いたしました。

なお、また、これ以外にも運営上の主な留意点といたしまして、維持管理及び改修工事を実施する業者を確保できる準備が必要であること、また、改修中にはRDFの外部処理が必要であることなどを示したところでございます。

なお、この調査結果は、29年度以降のあり方そのものの方向性を提案するものではなく、あくまでも施設の運転管理に関する基礎的データを収集したものでございます。今後は、このデータをもとに引き続き課題の検討、整理を行いまして、平成29年度以降のあり方につきまして市町と協議を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

(貝増吉郎議員)

今数字を列挙されましたけども、これはきのうの会議で出たという報告も各方面からいただきました。しかし、私は、これはまだ一つの、1団体から、委託された先からの調査の資料だけであって、額を改めて言うつもりもございませんけども、大変な費用がかかるということは、これは間違いない。しかし、問題は、私は、ワーキンググループで一生懸命会議をされている状況の中ですから、あるいはこれらの個人的見解は言えないですけども、実際こういったたたき台として出た数字に対して、大変莫大な数字をだれが負担するかということを改めて聞きたいんですね。今までの計画からいったら、市町としては、当然県庁さんが声をかけてやったやつやから、県庁さん、頼むよと。そういった市町の気持ちも十二分に推察できますし、しかし、片方、先ほど来質疑させていただいたように、県の財政も非常に厳しい状況であって、実際にどのような解決方法があるのか、また、県がどのように対処するつもりなのか、これはゆっくりにお伺いしたいと思って今日聞いているわけです。平成29年度以降も県がこのまま事業を続けるというなら、当然安心して、私どもの自宅から出るいっばいの家庭ごみは適正に処理をされるということは間違いございません。しかし、県がもしこの事業から、モデル事業であるからもう撤退したいということになれば、市町だけで事業を継続するのか、あるいは市町もRDFからこの機会に撤退し、新たなごみ焼却場施設をつくり、そこでごみを処理するのか。このどっちかしかないと思うんです。県と市町が共同で事業を運営するという選択肢もありますが、これは当事者同士が合意しない限り続かない。しかし、いずれにしろ、何らかの決断を行い、

必要な準備をしなければならないことは確かです。そして、準備のための時間は、当然大きな時間、長い時間帯が必要であります。新たなごみ処理施設をつくるにしても、もう本当にタイムリミットが過ぎているとまでは言いがたいですが、タイムリミットが来ているのではないのでしょうか。

しかしその一方、関係市町の中には、市町村合併等により、現在RDFと焼却の二つの方法でごみ処理を行っている地区もございます。こんな事情から、中には、RDFから撤退し、真剣に模索しているところもあるとの話も仄聞しております。そうなりますと、RDF量は減少し、売電収入も料金収入も減り、ますます事業の運営が苦しくなり、残された市町の負担が増大するのではないのでしょうか。

こうしたいろんな状況を考えたとき、平成29年度以降、RDF事業をどうしていくのか、方向性をやっぱりできるだけ早く打ち出すことが不可欠ではないのでしょうか。もちろん、さっきも述べたように、当然関係市町の合意がなければならぬが、県として早期の取りまとめを、そのための努力は惜しんではならないと思っております。

こういったことから、3点に絞り込み、質問をまとめます。

まず、平成29年度以降事業を継続する場合、料金が現在予定されている9420円、これでは収支不足が生じると思われまので、その収支不足分については、全部とは言わないですけども、県が負担するつもりはあるのか。

2番目に、遅くとも今年度末までには方向性を取りまとめる必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、また、取りまとめに向けた決意を聞かせていただきたい。

3点目として、現時点では、平成28年度、この時点での廃止は困難だと考えています。事業の終了時期を明確にし、市町が新たなごみ処理方式に計画的に移行することを前提とした上で、平成29年度以降も数年間は県が事業主体となり事業を継続することを提案しますが、いかがでしょうか。

以上3項目、よろしくお願ひします。

(野呂昭彦知事)

まず、29年度以降の焼却事業、延長する場合には、その費用を県が負担すべきではないかということでございますけれども、昨年11月に開催をいたしましたRDF運営協議会総会におきまして、市町からも事業継続に強い意向を示したこともありまして、県が事業主体となることも含めて市町と県とで検討するというにいたしましたところでございまして、そこで、関係市町と県とで構成をしますRDF運営協議会にあり方検討作業部会を設置しまして検討しておるところでございます。

この検討部会の課題としては、事業計画期間を何年程度延長するのかとか、それから、RDFを継続する市町がどれぐらいあるのか、事業期間途中で離脱する場合のルールの設定、これらにつきまして検討することにしておるところでございます。

平成 29 年度以降のあり方につきましては、一定期間この検討には必要でございますが、市町、県の共通認識としては、21 年度末には市町も入った作業部会の中で事業期間とか参加団体など一定の方向性を決めたいと、こういうふうと考えておるところでございます。

先ほど企業庁長がお答えしました、そのための調査報告が今回出されたところでございますけれども、これにつきましても、市町から調査内容の検証を行うべきとの意見がございますので、今後、市町とともに調査結果につきましては検証いたしまして、29 年度以降の経費等について検討をしてまいりたいと、こう考えております。

それから、29 年度以降につきまして、市町によりましては新たな処理方式への移行ということも今後検討材料の一つになる可能性はございますが、現在、あり方検討作業部会におきまして、RDF 焼却発電事業をどのように継続していくかについて検討されているところでございますから、先ほども申し上げましたが、平成 21 年度末には、事業期間とか、あるいは参加団体など一定の方向性を決めることにしておるところでございます。県としては、市町の一般廃棄物処理が滞ることのないように、できるだけ早く事業全体の方向性というものを市町とともに決定をしていきたいと考えておるところでございます。

(貝増吉郎議員)

この間、桑名広域の現場と、そして、RDF の現場に 2 回お邪魔したとき、1 回目はちょうど 19 日で、事故に遭った方々の祥月命日で、モニュメントの今度の移設の問題もそのとき行っておりましたし、大変大きな節目、節目にお邪魔しているんだなという認識もありますけれども、やっぱりそれ以上に、行政として、私は、知事が今説明されましたけれども、あるいは企業庁長、冒頭説明がありましたけれども、ワーキンググループでも、4 回目と言いましたけど、3 月、4 月に行われてからきのうまで開かれていなかったと。それは、資料も委託しているから、それが上がるまでと言ったらそれまでなんですけど、しかし、大事な問題は、この半年間も会議が行われていなかったと。13 項目の資料は、お互いに認識してこの 13 の項目について会議を進めていきましょう、そして検討を進めていきましょう、市町が合意できるようにしていきましょうと、そういうことをしてあったにもかかわらず、私は、それだけの回数が少なかったのは、環境部長、いかがでございますか。

(岡本道和环境森林部理事)

今おっしゃったように、回数はそれぞれの段階ごとに検討する事項で検討しております。その間に、13 項目の課題ということで今検討しておりますけれども、当初は 7 項目の課題ということで検討をはじめました、第 1 回からですね。7 項目で検討する中で、やはり市町の立場から、もう少し細かいことも検討すべき課題があるのではないかとということで、さらに 5 項目ほど追加されたわけでございまして、今までそういう、何といいます

か、事業全体を進めるという方向で何を検討すべきかということを検討しておりました。その中でやはり一番大きいのは、今後、施設に要する経費がどんなものか。やっぱりそこが出ないと、なかなかさらにもう一歩進めないという事情もございまして、今回、昨日、そこも含めて検討を始めたということでございます。

○平成 21 年第 2 回定例会 委員会報告 (平成 21 年 12 月 18 日)

(水谷隆生活文化環境森林常任委員長)

次に、RDF 焼却発電事業についてであります。

関係市町と県で構成する三重県 RDF 運営協議会の作業部会に平成 29 年度以降の施設の改修費、維持管理費等について、委託調査結果の報告がなされ、具体的な費用の推計が出されました。この調査結果は、今後関係市町と議論を進めるに当たっての重要な資料となります。

当局におかれては、市町とともに調査結果の検証を行うことで関係市町において的確な判断材料が提供され、十分な検討が可能となるよう要望いたします。

また、今年度末に平成 29 年度以降の運転継続期間及び参加団体など一定の方向性を決めるに当たっては、関係市町の主体的な意思決定を十分に尊重されるよう要望いたします。

○平成 22 年第 2 回定例会 (平成 22 年 9 月 27 日)

(萩原量吉議員)

次の問題は、環境先進県と言われたガス化溶融炉施設、あるいは RDF の焼却発電所施設、(パネルを示す)もう詳しく言う時間がありません。本当に 115 億も金をかけて、市町をだましてというか、詐欺商法ともまで言われているけれども、そして、大変な処理料金も取って、この廃棄物処理センターは住民が裁判までやって、そして、それこそ差し止め請求やっておったでしょう。これさえ皆さんは絶対にやらなきゃいかんのやということとで差し止めを決めたじゃないですか。差し止めを決めたんじゃない。それこそ裁判では差し止めは負けた。それで県はやるということになったんです。やるというふうになったら、県のほうがもう来年度やめたと行って、それこそ差し止めを県がするんでしょう。筋が通らんでしょう、住民の立場からして。桜の住民の人たちはかんかん怒っていますよ。

次、RDF、(パネルを示す)これまたもう大変な負担であります。言うに及ばず、当初無料のはずが 9420 円まで上がっていった。富士電機と爆発を起こした損害賠償請求の裁判をやっておって、いつ果てるともわからんような裁判をやりながら富士電機へ委託契約をやっておるでしょう、いまだに。けんかしておる相手に委託契約って何ですか、こ

れ。こういう矛盾。

今、新たな57億からの負担をどうするのやと。これは後始末を含めて大変なことだと。この点について知事に聞きます。責任はだれがとるのか。後始末をだれがどうするか。北川三重県前知事と呼んでほしいぐらいの気持ちですけれども、しかし、あなたもこの爆発事故の後再開を強行したその責任が問われます。責任はだれがとるのか。こんな無駄遣いを許していいのか。そのことを聞きたい。

(野呂昭彦知事)

溶融処理事業とRDF焼却発電事業についてでございますが、ダイオキシン対策、あるいは循環型社会を構築するというようなことを目的といたしまして、市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。単独市町では対応が困難であったダイオキシン対策につきましては、平成14年12月までに達成することができましたし、それから、処理残渣もセメント原料や土木資材として活用するなど、資源循環面でも一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、両事業とも当初の事業見通しが甘かったと言わざるを得ない面もございます。溶融処理事業については平成23年度から民間委託の方向で、また、RDF焼却発電事業につきましては一定の事業期間が経過した後に終了する方向で、市町との協議を進めているところでございます。県といたしましては、今後とも市町の一般廃棄物処理が安全で安定的に行われるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

(萩原量吉議員)

皆さん聞いてみえる。テレビも映っているかわかりませんが、無責任でしょう。この責任を問っているんです。ダイオキシン対策というけれども、これも厚生省にだまされたという経過も確かにあります。環境先進県というのは引き下ろしてくださいな。残念ながらこういう問題で私たちは調べて、今までの経過も十分踏まえて追及している。だけれども、そのことについては何ら答えない。残念です。

私たち日本共産党は2人の県議団でありましたけれども、このガス化溶融炉施設、RDF施設ができることから、当初から計画、あるいは予算、そのときの契約を含めて反対をしてきました。この議場の中では唯一の会派でもあるわけですね。その論議を一貫してやってきたんですよ。これは見通しが立たないぞ、RDFなどというのはまだ未開発な技術だよ、ごみの減量にもならんよ、案の定大赤字で、市町からはどんどんと追及されて、結局県費で出すといったって税金でしょう。こういう問題にだれ一人責任をとらない。

この間、私が追及した石原産業のフェロシルトの問題でもそうです。こんなことが本当に許されておっていいのか。私たちは厳しく指摘をしたいと思うわけでありまして。当初から反対をしてきた私たちの正しさがある面では証明されたということでもありますし、この問題は議会の責任も問われる問題ではないかと、私はそう思っております。

しかも、ガス化溶融炉施設に20億円、4年前に投入を決定しているんです。4年前というのは残念ながら私たち日本共産党議員団はいませんでした。知事もこの間から、萩原さんがいないときになどという言葉をよくあちこちで使われてみえる。よっぽどそのころが懐かしかったのかどうか知りませんが、だけれども、本当にこれは私たち議会も含めて市町も大変な状況で、一般廃棄物に手を出すべきじゃない。本来の事業でないのに県がかかわって行って、そして、こんな大失敗をやっているわけですから、私はこの責任を県当局と、そして議場にいる議員の皆さんの責任も含めて私は大いに反省もし、その責任をどういう形で果たしていくのか。そのことを強く求めていきたい。また、これは議長を通してお願いをしたいと、このようにも思っているところであります。

極めて不満であります。まともに答えられていないことも表明をいたしまして、短い時間ではありますが、質問を終わらざるを得ません。ありがとうございました。結びたいします。

○平成22年第2回定例会 委員会報告（平成22年10月18日）

(西塚宗郎予算決算常任委員長)

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。続いて、電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が29億2917万円に対し総費用は32億3105万円であり、3億188万円の純損失となり、前年度に比べて2億4091万円損失が増加しています。水力発電事業については、民間譲渡に向けて中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成25年度、または平成26年度に延期されることとなりました。今後譲渡時期が再び延期されることのないよう、県民の理解が得られる譲渡価格等、中部電力株式会社をはじめ関係者との協議を着実に進めるとともに、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却発電事業については、火力発電事業が民間譲渡された後は附帯事業として運営していくことができなくなることから、関係部局と協議を進め、水力発電事業譲渡後のRDF焼却発電事業の運営体制について明確にされるとともに、平成29年度以降の事業のあり方について、目途とする平成22年度末までに関係市町等との合意が得られるよう関係部局と連携して早急に課題解決されるよう要望します。

(萩原量吉議員)

上程されております決算議案、日本共産党はすべて反対という立場、認定はしないという立場で討論に参加をします。

それで、認定できない理由を多く語りたいんですけども、時間の関係でRDF焼却発電所と病院事業会計の2点にかかわって私は認定しない理由を述べたいと思います。

RDF焼却発電所については、市町や県民の皆さんを含めて今やもう三重県の中でのごみ行政の大失政、大失敗ということが非常にはっきりしてきました。だれもが認めるところであります。三重県が本来の業務でない一般廃棄物行政に介入をしました。そのくせ爆発事故や死亡事故、採算の大きな間違い、大赤字、今になって一般廃棄物は市町の固有の業務だから受益者負担が当たり前などと言い出しました。市町はかんかんに怒っていますよね。

さらに、RDFはもともと未完成の技術であります。トラブルが続いています。きちっとした運転ができない。全国至るところで失敗の事例があるわけであります。成熟した技術ではありません。このトラブル続き、あるいはそれこそ事故続き、そして大爆発だったというわけでありますけれども、いまだに原因究明はちゃんとされていないでしょう。裁判までやっている。なれ合いと私は言いたいんですね。

しかも、原因究明の調査の中心になっている人は、委員長は笠倉忠夫という人ですが、RDFの製法技術の特許申請者の一人なんです。RDFの推進者なんです。この人が事故原因究明の委員長だったんです。あるいは、いまだに安全管理の技術委員の中の一人に入っているでしょう。だから、この問題について、反対だとか問題点を指摘できるような民主的学者というか、住民の立場に立てる学者が入っていないのではないかと私はあえて指摘をしておきたいと思うんです。

裁判がいつ果てるともなくわかりません。本当にこの点でも、公平性の観点から客観的な第三者などをきちんと入れるべきだと思うんです。県の弁護士費用も初期費用だけで3570万の弁護士費用って、こんなものは無駄遣いの上にまた無駄遣い。RDFの推進論者ばかりでは解決できないということを厳しく指摘したいし、なぜ富士電機だったのかという認定の経過も疑惑がいっぱい渦巻いています。私はそのための論文も書きました。また御紹介もしたいと思いますけれども、本当にその意味でもこのような事業、ましてやこれを本当に認定してそのままどうぞ続けてくださいという形で結果としては決算認定されていくという、これでは次に生かされていないんじゃないかと、私はそのように思います。

○平成22年第2回定例会（平成22年11月30日）

（山本勝議員）

次に移らせていただきます。RDF施設、29年以後のいろいろな問題等について。

三重RDF焼却発電事業は、もともと環境施策の一環として、平成9年度にスタートした県の総合計画三重づくりの中で環境先進県づくりが重要課題として取り上げられ、桑名・員弁生活創造圏では、広域行政で取り組む事業として環境テーマの一つとしてこの事

業が取り上げられ、RDF化構想に基づいて県がこの事業を推進していただいたわけでございます。

このRDF構想というのは、エネルギーをリサイクルして燃料にしていこうということで、ある意味ではごみゼロ社会実現という流れからして一時期その目的のある面では達成したと。このことにつきましては、私も理解をさせていただいておりますが、ここへ来て県はこの事業を28年度までと位置づけて、それ以後の事業のあり方については、現在あり方検討作業部会を設置して、三重県とRDF関連市町とで検討が進められておりますが、県の考え方は一定の方向が出されておるようでございます。

先般出されました市町側の要望書としては、一つ目はRDF焼却発電事業の継続に係る県の役割として、これまでの運営実績や地元との信頼関係を踏まえ、県が事業主体として責任を果たされること。そして、二つ目はRDF製造施設の運転経費も年々増加の一途をたどっており、これ以上の財政負担は市町にとって死活問題になると。RDF焼却発電事業の継続に際しては、市町に新たな財政負担を求めないこと。この2点で要望書が出ておるわけでございます。いろいろ検討されておるようでございますが、この要望書についてコメントがございましたらどうぞよろしくお願ひします。

（岡本道和环境森林部理事）

平成29年度以降のRDF焼却発電事業、このあり方につきましては、県と市町とで構成しますRDF運営協議会におきまして事業主体をどこにするか等々、13項目の課題について検討を進めてまいっておるところでございます。本年8月のRDFの運営協議会の理事会において、この継続期間につきましては平成32年度までの4年間とするということが確認され、また、事業主体、あるいは費用負担等の考え方につきましては早期に合意が得られるよう引き続き協議を進めるということが決定されたところでございます。

県といたしましては、県のモデル事業として実施しております平成28年度までは県が事業主体となる。また、費用負担につきましても、さきの平成20年11月のRDF運営協議会総会の決議として、県、市町の合意がなされておりますので、これに基づきましての事業を進めることとしてきたところでございますが、平成29年度以降につきましては、県が事業主体になるという場合には一般廃棄物処理の責務が市町にあるということとか、あるいはRDF化をしている以外の処理方式を採用している市町との公平性等々から、RDF処理に必要な経費につきましては関係の市町に御負担いただきたいと考えておまして、これまでの運営協議会におきましてもその旨を説明させていただいたところでございます。

一方、市町のほうからは、県が事業主体となった上で新たな費用負担を求めないようにという要望も出されておまして、現在のところでは双方の意見には隔たりが見られるというのが現状でございます。この29年度以降の事業主体、あるいは費用負担等の問題につきましては、本年度中に一定の方向を出すということで、市町、県が合意しているところ

ろでございますので、今後とも引き続き運営協議会の場を通じまして、市町と真摯に協議を進めてまいりたいと思っております。

(山本勝議員)

これからどこが事業主体であるかという面についていろいろ答弁があったわけですが、地元である桑名の力尾の地で事業をやっていくという面で、当初平成14年ごろまでに地元と環境保全協定というものを結んでおるわけです。

だから、環境保全協定というのは、近隣の自治会と結んでおりますし、それから行政とも結んでおるわけですが、県が主体になってこの事業をやっていく限り、例えば一部事務組合でやるとか、いろいろな方法があるかもわかりませんが、そんなような形になってくると、爆発事故があったという事例もありますから、環境保全協定というのがこれからあそこで4年間やっていくということについてもなかなか難しい。こんなような状況になってくると、このように私も仄聞し、地元のいろんな話もお聞きすると、そんなところも新たに問題が出てくると、このように思うわけです。

ですから、どうしても29年度以降について、今は県のほうは検討中だということで返答をされておみえになりますけれども、県がもう主体にならなければあそこで事業を引き続いてやっていくというのはなかなか難しくなるだろうと、このように思うわけです。その辺のところについて、再度ひとつ伺いをして、あとRDFの経費の問題については、平成28年で段階的に1トン9420円ということで、29年以降は受益者負担という考え方に立って、かかった費用は全部RDFのあれに振り分けていくということで、2万2842円という形になってくるわけですが、今までの経緯からして地元のところからそれを受け入れるというのはなかなか難しい。

例えば、平成12年ごろにこのRDFのこういう構想が県のほうから出たわけです。

(冊子を示す) その中には、まさにバラ色の構想が、例えば温浴施設なり、熱を利用したいろいろなこととか、それから、RDFの処理料については無料ですということから進んでいきますから、この辺のところについてもなかなか難しい問題であろうと、このように思って、これ以上地元の負担が増えるということは、ある面ではこれから志摩市が途中でおやめになるということですし、松阪市もいろいろ御検討されているということから、もうちょっとその辺のところは考えていかないと、せっかくこの事業について県がモデル事業としてやってきたことが最後はある面でけんか別れのような形にならないようにひとつよろしく願いして、もう一度お願いしたいと思えます。

(岡本道と環境森林部理事)

市町からの要望にもありますように、将来の市町におけます新たな施設整備というのは、当然将来的には必要になってまいりますので、そのようなことも考えますと市町の財政上非常に厳しいということは理解をさせていただいているところでございます。

けれども、この事業につきましては平成14年度から28年度までの15年間の事業という事業計画に基づきまして進めてきたところでございまして、例えば今までの市町との間のいろんな料金の話もさせていただいておるのも、その間の収支計画をもとにしてのお話をさせていただいたところでございます。これがさらにまた29年度以降も、今のところは4年間ということでございますけれども、一定期間継続するということになりまして、例えば施設の補修費であるとか、運転管理委託費などの増額というのは、どうしてもこれは避けられない状況になってまいります。そのようなことで、今の費用負担の枠組みではなくて、29年度以降につきましてはこういうような費用負担の増も含めての対応というのが必要になってまいります。

県としましては、先ほども申しましたように、このRDF処理を継続するという上での費用につきましては、一般廃棄物処理の中での費用という形での御理解をいただきたいというふうにご検討いただいております。ただ、引き続き検討、協議を進めてまいりますので、市町の御意見は十分に耳を傾けさせていただきまして協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

(山本勝議員)

いずれにいたしましても、環境保全協定で、あの場所でRDF事業を継続していくということになれば、県が引き続いてやるということになれば延長というような形になろうかと思いますが、新たな主体でやろうということになってきますと、保全協定を結ばなかんような形になってきますから、そういう面ではどうしてもそのところについて十分ひとつ御留意をいただいて結論を出していただきたいと思えます。いろいろ考えて今後やっていきたいということでございますので、よい結果を御期待させていただきたいと思えます。

○平成22年第2回定例会（平成22年12月2日）

(奥野英介議員)

それじゃ、次に、RDF事業についてお尋ねをします。

RDFとは、家庭などから出た燃えるごみを原料としてつくった燃料、英語で言うんですけど、発音がまずいので、Rはごみ、Dは由来する、Fは燃料の略称で、簡単に言うならば、乾燥したごみを石灰2%程度で固形化されたもので、ごみは2000キロカロリー、RDFは4000キロカロリーの発熱量があるということです。RDFをつくるための施設はごみを燃やす施設ではなく、また、ごみ処理施設でもなく、燃料工場として見ることにあります。

一般廃棄物の所管である市町村にとって、ごみ処理の問題は、今も、以前も、これからは大きな課題と位置しております。ごみ処理に対する財政負担、環境問題等々解決しなけ

ればならない、解決しようと思うが、思うままにならないのがごみ問題です。市町村は広域組合や焼却施設をつくらうとすると10年ぐらかかるのが普通です。迷惑な施設ですから、財政負担、精神的負担は相当なものです。そのようなとき、平成9年ごろダイオキシン問題で困っているとき、RDF事業が進められようとしておりました。

小規模な町村の施設では、RDFがダイオキシンなどの基準を満たすこと、環境に優しいとなれば、当然のように参加することになります。ごみ固形燃料製造利用システムは、人口の少ない市町村において発生するごみを安全、確実に処理するとともに、小規模施設では実現できない熱回収を可能にするという特色があります。

しかしながら、ここで注意しなければならないのは、このシステムの第一義的役割は廃棄物の安全、確実な処理にあり、熱回収はこれに続き、第二義的な役割であることであります。

このごみ処理の革命についていけば、市町村の精神的負担は軽くなると判断するのは当然の成り行きであると考えます。しかし、研究不足なのか、技術的ミスなのか、危機管理のなさなのか、重要な点に最大のミスがあったため、15年8月、とうとい2人の命を奪ってしまいました。

私は、ごみが化石燃料に近いものとなって、RDF焼却発電施設で焼却し、発電したこの電気を売って、収入を得て運営するという夢のような話を信用することができませんでした。伊勢広域清掃組合においても議論がなされましたが、見送ることができ、結果的によい判断であったと思っております。

施設整備着手のときは無料、事業の始まる前、14年6月のときには1トン3790円、18年、19年は5058円、19年2月には適正な料金は1トン9420円であるから、市町が払うなら県はモデル事業の28年まで事業をしてあげます。29年以降は撤退するので、あとはそれぞれ考えてください。RDF事業は目立ちたがり屋のだれかが環境先進県を宣伝し、県が自ら市町の領域に踏み込んでおいて、甘い話で乗せられてからたび重なる料金値上げを求め、最後には一般廃棄物はもともと市町のことだから県だけ撤退としか見えません。

この事業は県にとって財政的にこれまで将来的負担を負い、また、市町の信頼関係も損ねたと思います。市町も費用負担のたび重なる増加と財政への圧迫を招き、住民への信頼感を損なう結果となってしまいました。

そこでお尋ねしたいんですけども、2003年12月に『日経エコロジー』という本が出ているんですけど、そここのところに書いてあるのが、御殿場市の市長がRDFについて「多額の費用をかけたRDFセンターは、いわばごみを加工してごみをつくり出す欠陥施設だった」と書いてあります。また、2004年3月の『日経エコロジー』にも、「ダイオキシンの発生拠点を減らすというにきの御旗に目を奪われて、客観的な情報収集を怠り、合理的な判断ができなかった」という構図ができていたとあります。

そこでお尋ねをします。市町の信頼を大きく損ねたこととなったたび重なる料金値上げ、そして、住民を不安に陥れた爆発事故、すべて事業計画のずさんさと運転管理上の危

機管理の欠如などによると思われるんですが、県はこうした事業の失敗をどうとらえているのでしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

(高杉晴文企業庁長)

それでは、RDFの収支見直し等がずさんではなかったかと、こういう御質問にお答え申し上げます。

RDF焼却発電事業の財政負担の将来見直しにつきましては、この事業を開始前に発電市場の自由化を目的といたしました電気事業法が改正されまして、売電単価制度が見直されたことに伴い、県が当初見込んでおりました売電単価よりも安い価格となったことや、また、ダイオキシン対策が強化されたということに伴いまして灰処理費の増加などの事業環境の変化がございました。このため、収支が赤字になると、こういう見込みになりましたので、平成14年の運用開始当初から製造団体に御理解をいただきまして、搬入量に応じた処理料金を負担していただくと、こういうことになった次第でございます。こうした点で事業の見通しが甘かったと言わざるを得ない面があるというふうにも私も認識しているところでございます。

また、平成15年8月の貯蔵槽爆発事故につきましてはお二人の方が亡くなられるなど、施設管理者といたしまして、安全上非常に重大な事故でございまして、また、県民の方々の信頼を損ねたということで非常に重く受けとめていただいております。事故が発生いたしました8月19日は毎年発電所の安全記念碑の前で亡くなられましたお二人の方々の御冥福をお祈りするとともに、二度と事故を起こさないといったことをお誓い申し上げているところでございます。

事故の原因等につきましては、現在訴訟で争っているところでございますが、二度と事故を起こすようなことがあってはならないということですので、事故後、危機管理マニュアル等を見直しまして、また、職員の教育訓練も継続的に行うなど、事故の教訓と反省を風化させることなく、安全を最優先いたしました運転の実績を一つ一つ積み重ねているところでございまして、今後もこうした取組を不断の努力で行っていききたいと、このように思っておりますので、どうか御理解よろしくお願い申し上げます。

(奥野英介議員)

企業庁長はよく上から目線で物事を言う場合がありますので、できるだけ下から目線で物を言うと大分イメージが変わりますので、この前も私が何かのときに言ったと思うんですけど、それをちょっと、今日は比較的よかったんじゃないかな。

二つ目に、それじゃ、環境森林部長ですか、理事ですか、これ以上市町に負担をかけないためにも、残り事業期間の少ない中、今後の対応に苦慮する市町に対して県はどのような対応をしようと考えているのか、県内の他市町の処理体制のあいた容量を活用するなど、より広域で調整するような働きかけができないでしょうか。

28年で終わって、聞くところによると32年まで延長するという話を聞いていますけど、平成22年、23年で28年までにこれが終わってしまうと、5年ぐらいで今RDF事業をやっているところが次の処理体制、焼却とかいろんな形を考えなきゃいかん。それができるのか。絶対にできないと思います。そういう意味で、やはり大きな市町村の広域組合があれば、何とかそこへ入れられるように、ごみ処理できるかとか、いろんなことを考えていかないと、ただ単にRDF事業はやめですよ、あとは一般廃棄物は市町のことですから勝手に考えてください、それはないと思います。だから、そういう意味で、やはり知事は前から市町と県とはパートナーシップであると言っているわけですから、これから焼却、ごみの処理についてRDFをやめるのならきちっとその体制を整えていくべきではないかと思っておりますので、お答えをいただきたいと思っております。

(岡本道和环境森林部理事)

29年度以降のRDF焼却発電事業につきましては、今年8月にRDF運営協議会の理事会を開催いたしまして、今のお話にもございましたように、平成32年度まで、今後10年間ぐらいになりますけれども、継続するということが確認されたところでございます。

この確認を受けまして、今後10年間におきましてそれぞれの市町では新たなごみ処理方式というものが検討、選択されることとなると思いますが、その方向といたしましては、例えば広域合併後の市町におきますごみ処理施設の再編であるとか、あるいは地域単位での現在よりももう少しより広域的な処理体制、事務組合等も含めてですけれども、そのようなそれぞれの市町に応じた、状況に応じた検討、選択というのが行われていくんだろうと思われまます。

県としましては、この平成33年度以降、適切なごみ処理体制が構築されると、これが何よりも必要と考えておりますので、それぞれの市町が新たな処理方式の検討を行うに当たりましては、市町間の調整、あるいは技術的支援という面で県としての役割を十分に果たしてまいりたいというふうに考えております。

○平成22年第2回定例会 委員会報告（平成22年12月21日）

(西塚宗郎予算決算常任委員長)

御報告申し上げます。

1点目は、RDF焼却発電施設用地取得後の土地利用についてであります。

RDF焼却発電施設用地については、平成9年3月に桑名広域清掃事業組合と交わした確認書に基づき、本年7月の土地区画整理による仮換地指定に伴い、土地取得の仮契約を締結し、用地を取得するとしています。県当局におかれては、用地取得後の土地利用について、市町と協議されている平成29年度以降のRDF焼却発電事業の方向性も踏まえ、これまで土地や施設を一体的に利用してきた桑名広域清掃事業組合がRDF事業終了後の

ごみ処理方式を検討する場に県も積極的に参加するなど、この土地の有効活用についてよく検討されるよう要望します。

三重県議会におけるRDF関連の発言（稼働段階）

<平成23年度～令和3年度>

○平成23年第3回定例会（委員会報告：平成23年10月18日）

（岩田隆嘉予算決算常任委員長）

RDF焼却発電事業については、水力発電譲渡後も平成28年度までは、企業庁が任意適用事業で運営することとされています。地方公営企業には独立採算による事業運営が求められることから、健全な経営を行うことができるよう、関係部局とともにその経営手法について検討を進められるよう要望します。

また、平成29年度以降の事業のあり方について、平成23年4月に、継続期間中は県が事業主体となることが合意されました。安全・安定運転を前提とした上で、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的な施設の運用に努められるよう要望します。

○平成24年第2回定例会（委員会報告：平成24年10月15日）

（前田剛志予算決算常任委員長）

RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も平成28年度までは企業庁が任意適用事業で運営し、翌29年度から32年度までは県が事業主体となることとされています。このため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が適切に実施できるよう、手法について検討を進められることを要望します。

また、地方公営企業には、独立採算による事業運営が求められます。安全、安定運転を前提とした上で、一層の経費の節減や業務の効率化、固定価格買い取り制度への移行など、健全な経営の推進に関係部局とともに取り組まれるよう要望します。

○平成25年定例会（一般質問：平成25年3月5日）

（奥野英介議員）

RDF発電事業の今後についてでございます。

RDF事業については一昨年も質問しまして、今回は平成29年以降についてお尋ねしたいと思います。

RDF、少し説明させていただきます。

家庭などから出た燃えるごみを原料にしてつくった燃料。横文字ですので発音が悪いですが、リフューズ、ごみ、ディライブド、由来する、フュエル、燃料の略称で、簡単に言うならば、乾燥したごみを石灰2%程度で固形化したもので、ごみは2000カロリー、RDFは4000カロリーの発熱量があるということです。

一般廃棄物の所管である市町にとって、ごみ処理の問題は、今も以前もこれからも大きな課題と位置づけられています。

平成12年構想初期段階では無償としていた処理費用については、電力の自由化など理解できない理由で市町村に負担を求めることになり、スタートに入る前から約束が破られることとなりました。

平成14年4月には1トン3790円、平成18年、19年は1トン5058円、平成19年12月には、適正な料金は1トン9420円であるから、市町が払うなら県はモデル事業の平成28年まで事業をしてあげます。平成29年以降は撤退するので、あとはそれぞれ考えてくださいと。

RDF事業は、目立ちたがり屋の元知事が環境先進県を宣伝し、県が自ら市町の領域に踏み込んでおいて、甘い話で乗せてから、たび重なる料金値上げを求め、最後には、一般廃棄物はもともと市町のことだからと。この事業は県と市町の信頼関係を損なうことになったかと思います。

消防士2名の尊い命を失うという悲しい事故もありました。負の遺産を残すことにもなりました。

平成23年4月、RDF運営協議会で課題が整理され、平成29年度から4年間、32年度末まで、RDF焼却発電事業は県内5製造団体、13市町で継続することとなっております。

そこで、お尋ねをします。2点お尋ねします。

平成24年1月、松阪市が正式に香肌奥伊勢資源化広域組合からの離脱の意向を表明しています。選挙に勝利した市長ですから、実行すると思います。確かにルールに違反しているかもしれませんが、もともと県がだましてルール違反をしているのですから、他のまちに負担がかからないように、当然、県の責任で解決しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、平成32年以降、RDF事業に参加している団体のごみ処理について、県は検討協議に入ったのでしょうか。先ほど言いました元知事が旗振りして、やって、塗ってしまったと。それで、平成32年で終わると。終わった後、ごみの焼却をどうするのか。ごみの焼却なんて10年ぐらいかかるんですね。焼却場、迷惑施設ですから、施設が要り、金も要りということになりますので、今からやったって、7年、8年しかないんですね。その辺の協議はもう入っているのでしょうか。

この2点、お尋ねします。

（岡本道と環境生活部廃棄物対策局長）

RDF焼却発電事業について2点のお尋ねでございます。

まずは、ちょっと経緯から。先ほど議員もお話になりましたけれども、平成29年度以降のRDF焼却発電事業につきましては、平成23年4月のRDF運営協議会総会におきまして、13市町の枠組みで平成32年度までやっていこうということで決定をされました。

このときにあわせて決定されましたのが、この枠組みで平成32年度までやっていく、これを支えていくために、途中で離脱する市町がありますと残された市町の負担が増えますので、俗に離脱ルールと言っておりますけれども、一定のルールを決めようということで、こちらのほうも決定がされておるところでございます。

その中で、まず1点目の、香肌伊勢組合からの松阪市の離脱につきましては、現在、その中でいろいろ協議をされておりますので、まだ決定ではございませんけれども、仮にそういう動きになったとした場合には、先ほど申しましたように、全体で決定されました離脱ルールと申しますか、一定の皆さんの合意のもとで決められたルールの中で御負担をいただく形にはなるのではないかと考えております。

それから、平成33年度以降ということで、年数が8年で、実際の検討でいきますと、年数ももう非常に少ないという時期に来ております。この中で、関係市町におきましては、どのような形で新たな体制を進めるか、地域の実情に合った体制整備の検討が進められております。これまでこの事業を市町とともに実施してきました県といたしまして、平成33年度以降も引き続き適切なごみ処理体制が構築されるということが何よりも大事だと考えておまして、これまでもRDF化施設の設置者が開催します桑名地域であるとか、あるいは東紀州地域におけます検討会議に参画いたしまして、技術的な検討に加わってまいったところでございます。

今後ともこのような形で技術的な支援、あるいは必要な調整というものにつきまして、市町からの要望があれば、県としてもその役割を果たしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

(奥野英介議員)

ごみというのは、本当に市町は大変なんですよね。こういう煩わしいこと、1億8000万円ですか、今、松阪市のほうの負担というのか。そういう部分というのは、ここの13市町の中にはやっぱり財力がそんなに強くないまちもたくさんあるわけなんですよね、県の責任でやはりきちっとやっていただきたい。

また、平成32年以降というのは、もう岡本局長もいないし、みんないない人ばかりなので、本当に、僕は困ると思うんですよ。またごみの問題でぐじゃぐじゃしてくるのかなど。多分そうなるかと思っておりますので、本当に今のうちにその対策というのか、協議は重ねていただいて、やはりそういう問題がいい方向に行かない限り、三重県全体がよくならないと思います。できるだけ迷惑な部分というのは、確かにごみは市町の責任なんですけど、一般廃棄物は市町ですから、県は支えていくということが大事かと思っておりますので、十分にその辺のパートナーシップを発揮していただいて、やっていただきたいなと思います。

以上で、よろしくお願ひします。

○平成25年定例会（委員会報告：平成25年10月16日）

(貝増吉郎予算決算常任委員長)

RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も、平成28年度までは企業庁が任意適用事業で運営し、翌29年度から32年度までは県が事業主体となることとされております。そのため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が適切に実施できるよう、手法について検討を進められることを要望いたします。

平成24年度は、固定価格買取制度の適用もあり、売電収入が増加し、RDF焼却・発電事業単独で初めて黒字となりました。

しかし、平成29年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、引き続き健全な経営の推進に、関係部局とともに取り組まれるよう要望いたします。

○平成26年定例会（一般質問：平成26年3月5日）

(三谷哲央議員)

次のRDFの撤退戦略についてお伺いをしたいと思います。

フリップをお願いします。(パネルを示す)これ、桑名広域の議会に出された資料の一覧であります。処理委託料を平成28年度で収支均衡させた上でどれくらいかかるかという話なんです。ここに出ています維持管理料、これから32年度までの4年間で18億8700万円ぐらいかかりまっせ、外部処理費で3400万円、改修費、これは、今あるRDFの焼却炉、こういうものが、今のままではもたんで4年間で4億9500万円ぐらいかかります。それから、将来これを撤去するときに7億2000万円ぐらいかかります。合計31億3600万円ぐらいかかりますよというのがこの表なんです。

この18億8700万円、今、富士電機がこの維持管理を請け負っておりまして、15年契約、平成28年で切れるんですが、今、毎年3億5000万円ぐらいの金額で引き受けています。しかし、実際は9億円ぐらいかかると、こう言われておりまして、契約ですからしょうがないので3億5000万円の維持管理をしてきていると、こういうことなんです。この費用が引き続き、この金額で後4年間いくのかどうかと、私、非常に疑問に思っています。

例えば富士電機が引き続き受ければ、この金額、ある程度現実のものに、現実性を帯びてくるかもわかりませんが、今、申し上げましたように、実際は9億円ぐらいかかるやつを3億5000万円ですべて受けてきている、しかも、一方では三重県とは裁判をしているというようなことになれば、富士電機が引き続きあと4年間受けるという保証はありませんし、かえってその可能性というのは非常に低い、こう思っています。

また、この改修費の4億9500万円、これも、平成21年当時、当時の日本環境衛生センターというところが積算したようですが、あれから10年近くたつてくると、さらにこの金額が増えてくるとことは大いに考えられるわけです。

そろそろ県も、この金額、一体どれくらいかかるのか、これから4年間、平成28年度で終わって29年から32年度まで、そういう全体像をいろいろ試算されていると思いますが、一回、明らかにしていただけませんか。それが明らかにならないとなかなか議論が前に進まない、こう思いますが、ましてや、いろいろ協議会の構成メンバーもこれから変わってくるという、そういう可能性もあります。それぞれの、引き続きRDFでやっていかれる、そういう市町の負担も大きくなる可能性もあるわけですので、全体の試算をお聞かせいただきたいと思います。

(小林潔企業庁長)

RDF事業の平成29年度以降の見通しのお尋ねにお答えさせていただきます。

RDF焼却・発電事業は、ごみの持つ未利用エネルギーを有効利用するために、平成14年度から28年度までの15年間をモデル事業としてスタートしたものでございまして、事業開始当初から市町、製造団体からのRDF処理委託料と売電収入で運営しております。

また、事業運営の方向性や処理委託料などにつきましては、市町や製造団体で構成するRDF運営協議会で協議、決定をしているところでございまして、運営期間についても平成32年度まで延長することが決められております。

一方、平成24年11月から固定価格買取制度の適用とか、25年度には電力供給先の入札の選定といったことで、売電収入が増加をいたしました。これにより、平成25年度から28年度までのRDF処理委託料が減額改定されまして、市町の負担軽減が図られたところでございます。

このような中で、先ほど議員も御指摘がありましたけれども、14年度からの15年間、一括して富士電機に約52億円で委託をしております。この委託が、契約が平成28年度末で終了するというところで、29年度以降の受託業者、運営委託額を決めていく必要がございます。

このため、平成29年度以降の経費につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、21年度に実施した調査結果もありますけれども、調査から5年が経過をしておりますので、経年変化等もございますので、実際の運営経費の積算に当たりましては、新年度に行う、より現状に即した新たな詳細調査を踏まえ、今後、受託業者や運営委託額などを決めていきたいと考えております。

また、売電収入などの見通しにつきましても、発電量の変動等があるため不透明な状況でございます。したがって、平成29年度以降の収支の見通しを立てることは、現時点では困難でございます。

企業庁といたしましては、市町、製造団体の負担軽減を図るため収支改善に引き続き務めるとともに、平成29年度以降の収支見通しについては、売電収入や発電所の管理運営委託費を見きわめながらRDF運営協議会に諮り決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(三谷哲央議員)

今のお話で、新年度、つまり平成26年度に詳細な調査を行って金額を決定するということから、できるだけ早く全体像を明らかにしていただくということが大事だと思えますし、それがなくなかなか一定これからの議論が進んでいかない、こう思っておりますので、26年度、期待しておりますので早くお願いをしたいと思えます。

それから、続いて、この撤退処理というのは一体誰がするのということなんです。

御承知のとおりこのRDF事業というのは、北川知事の時代に国のダイオキシン対策に沿って県主導で進めてきた事業です。焼却灰は熔融炉で、小規模な焼却炉はRDFと、こういうふうに関が政策誘導をしてきたわけですね。このあたりから少しおかしくなっていて、ごみ処理、本来なら環境生活部のものが、発電事業だからと企業庁が取り込んだということなんです。

平成28年度で終わって32年度まで県が責任を持って事業推進を進めていきますよということなんですけど、これから、29年以降、RDFから徐々に撤退をしていくわけですが、県はどこが責任を持ってやるのか、企業庁なのか、環境生活部なのか、どこが責任を持ってやるのか、なかなか見えてこないんですが、この点、いかがでしょうか。

(石垣英一副知事)

平成29年から32年までRDF事業について延長したということでありますけれども、議員の言われましたように県庁の中でどこが担当するんやという話については一つか二つあると思っています。それは、企業庁が引き続き所管するというのが一つ、もう一つは、環境生活部を含めて知事部局がやるという話だと思いますけれども、これについては早急に検討してまいりたいと思っております。

(三谷哲央議員)

出てくるのには時間がかかりますけれども答弁はまことに短く、日ごろ答弁なれしていないというのがよくわかるんですが、大事なのはやっぱり、これだけ県の政策誘導の中で出てきた事業であって、これから膨大な金額が各市町かかるんですよ。

桑名広域でも新たに今度焼却炉をつくるという計画がありますが、総事業費は約110億とされています。3分の1が国の交付金で61億5000万円ぐらいが起債でやって、あと残りの自主財源で18億5000万円やると。それで、起債でやる分だって全額、何も交付税措置になるわけじゃありませんから、そういうことも含めて県がしっかりと支援をしていくということが大事だと思います。1年でも早くRDFが終われば、それだけ県の負担も市町の負担も小さくなって、ひいては県民の負担が小さくなると、こう思いますが、副知事、いかがですか。

(石垣英一副知事)

RDFについて、大きな負担になるということと大きな課題があるということは十分理解しております、今後、国のほうの制度等も活用しながら、県として支援できることを精いっぱい市町と検討していきたいと思っています。

(三谷哲央議員)

国のほうの制度を活用するのはよくわかるんですが、国の金だけで県をスルーして市町に出して県負担がゼロというのは、そういう話はないように、ひとつお願いをしたいと思います。

○平成 26 年定例会（一般質問：平成 26 年 6 月 9 日）

(中西勇議員)

それでは、二つ目の質問、RDF 焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制についてということで、ストレートにこのまま質問に近いんですが、現在の RDF 事業の収支をいま一度確認してみたいと思いますので、パネルをお願いします。

(パネルを示す) ちょっと数字を出させていたしておりますが、私が調べた部分で平成 13 年当時の RDF 事業の全体計画を少し頭のほうで計画の金額として上げさせていただきました。その中でございますけれども、施設整備費が 58 億 2000 万円余り、それから共用設備部分が 11 億 8000 万円余り、その他の費用が 13 億 4300 万円余り、それから土地取得が 5 億円余りと。それでトータル 88 億 5000 万円余りという、これは平成 13 年の資料だったので、実際にはもう少しかかって 93 億前後だと聞いておりますけれども、この中で少し今までの経緯を述べさせていただくと、この RDF 事業が始まったのは平成 14 年ということですが、まだわずか 12 年前ということですよ。

そして、この事業は平成 28 年度で終了するという 15 年間の事業であったわけですが、平成 23 年 4 月に広域事業体と市長による事業組合が平成 32 年まで延長することを協議会総会で決定しております。そういうことでここまでが経緯でございますが、その後志摩市が平成 26 年度に離脱して独自のごみ処理をするということで決定しております。また、香肌奥伊勢資源化広域連合から松阪市が離脱することをこの連合の組合の総会で決定もしております。そして、伊賀市では今後離脱の方向で協議をしていくというようなことを表明していると聞いております。

そもそも市町のごみ、行政といいますが、ごみ行政はそれぞれの市町が責任を持って市民、町民のごみ処理を行うことが基本であると思っております。そういうごみ処理の事業であります、ごみの資源を有効活用するという方法で全国的に機運も高まり、平成 10 年ごろから RDF 事業が県の提案で、ちょっと言い方は悪いかわかりませんが、この指とまれという方式で各参加市町を募った経緯があります。

そのとき RDF の委託料は売電収入で補うので無料、また発電により収益が上がれば還元もできるということでした。しかし、当時の社会情勢や諸事情により委託料は有料で始まっております。すなわち、RDF 事業は RDF 化するのに費用がかかり、そして、それを処理する費用とダブルで市町に負担がかかっている状態でスタートして、その料金は年々増加しているのが現状です。

ここで少しその状況のパネルをもう一度見ていただきたいんですが、(パネルを示す) RDF 事業の中身の発電部分というのが附帯工事の RDF の部分なんですけれども、電気事業の中に水力発電と RDF の部分があります。合計すると水力発電は平成 14 年度からの数字なんですけれども、7 億 1000 万円余りのプラスです。RDF 事業の損益としては 31 億 9000 万円余りマイナスでございます。ただ平成 15 年度に爆発事故がありました。そのときの部分として、ちょっと書き方がおかしいかわからんですけど、損失した部分を事業者の富士電機のほうから半分負担をいただいておりますということで、ここでマイナスというのがおかしいですけど、収益としてプラスマイナスすると 20 億円余りの損失が今出ているという状態でございます。

こういう状態であるんですが、平成 25 年のこの事業の総会の中で、東員町の町長からこんな話がありました。平成 14 年度から始まった事業でしたが、たくさん市町を巻き込んだにもかかわらず、5 年程度を経過した時点で平成 28 年度をもって事業を終了することを一方的に伝えてきました。関係市町はそれまで使っていた処理施設を処分して新たに RDF 製造施設を建設し、参加したのです。また、RDF 処理施設を処分して新たな処理施設をつくらなければなりません、短期間での方針転換によって迷惑を受けている市町のことを県はどのように考えているのでしょうか。特に本町にとっては忘れられない出来事、平成 15 年 8 月に起こったサイロの爆発です。この事故によって本町の関係者の 2 名の尊い命が奪われており、こんな重大な経過をたどって運営されている事業であることを県の幹部は責任を持って一度考えてほしいと思います、という話が総会でございました。

そこで、質問です。平成 32 年の RDF 事業に関して県はどのようにしていかけてください。

現在発電事業は企業庁が減価償却をしている状態でございますが、要は発電施設以外の他の施設は県の資産となっております。どういう形で処理をしていくのでしょうか。現在も含めて、先ほど言ったこの赤字は誰が責任をとるのでしょうか。赤字がこれから少なくとも保証はあるのでしょうか。

先ほどのパネルに平成 25 年の決算の予測数字を少し入れました。少し黒字になっておりますけれども、またこの赤字に対して市町に負担をしていただくのか答えていただきたいと思っております。赤字補填は剰余金でとよく言われますけれども、剰余金を遠回しに考えれば税金と同じという感覚がございます。無駄に使うことではないと思っておりますので、御答弁のほうをよろしく申し上げます。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

それでは、RDF焼却発電事業の終了後の市町のごみ処理体制につきまして御答弁申し上げます。

御指摘のように、平成32年度まで継続するというように決定されてございますが、RDF焼却発電事業が終了します平成33年度以降のごみ処理につきましては、各市町において新たなごみ処理体制への移行に向けて検討がなされているところでございます。

県としましては、市町においてごみ処理が適正に行われることが重要と考えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、新たなごみ処理体制の構築に向けて市町とともに取り組んでいるところでございます。

具体的には、市町等が設置します検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っております。RDF焼却発電事業終了後におきましても、市町のごみ処理が円滑に行われるよう、引き続き県としてしっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。

平成29年度以降のごみ処理の費用に関しましては、今企業庁のほうで委託料等の試算をしておりますので、29年度以降の処理料金の検討時点でまた関係市町と検討してまいることとなると考えております。

答弁は以上でございます。

(中西勇議員)

答弁はいただきましたが、検討している、検討しているということばかりなんですけれども、今平成26年ですね。今から考えるとあと6年間あるかなと、そのように思いますけれども、実際本当に市町が自分のところのごみを自分のところで処理をしていくとなると、それなりにまた設備投資もしていけないかな部分も当然あるわけですね。そういったところもしっかり県のほうで中へ入っていただくことが必要なかなと、そのように思うんです。

今いろんなところに入りながら、職員を回しながらとか、そういう話もありましたし、委託料の件も話がありました。ここで私からこういうふうにしてはどうかという部分を少し話させていただけますけれども、対案というとなんな大げさなものではないんですが、平成32年までに参加しているところ、全体的な部分で考えると、このRDF事業は早くやっぱりどこかで切りをつけていくことを考えなければいけないと。県がいつまでも市町に負担を押しながらやっていくことではないのかなと。

それで、平成32年で一応切りをつけるということであるのなら、民間事業者がこの施設を売却するという方法も一つはあると思います。売却の仕方は当然ありますし、同じ敷地内に桑名広域清掃事業組合の部分がありますので、そういったところ、それと先ほどのパネルで示した設備投資している費用、随分かかっておりますので、そういったことも当然考えてやらなければいけないと思います。

そこで、二つ目として、今言った同じ敷地内に桑名広域清掃事業組合があるわけですか

ら、そこでRDF化したものをもう一度発電していくという考え方をするのであれば、そこで引き取っていただくなり、事業を進めていただくというのがもう一つの方法だと思うんです。

それと、三つ目、もう一つ考え方としてはよく今いろんな部分で指定管理という形を出されてみえますので、民間事業者に指定管理として、入札制度にされるかどうかはあると思いますけれども、そういう形でそのまま移管してしまう。指定管理を出してしまうという形があるのかなと、そんなふう思うんです。

これはあくまでも方法はもっとあるかわかりませんが、本当に平成32年までにほかの、ここに参加している市町のごみ処理をできる状態にできるのかなというのがすごく私の中では不安に思っております。

そういう部分で少し確認も含めて知事にちょっと言わせていただく部分なんですけれども、知事もこの話は平成23年に知事に就任したときに総会でいろんな話があったということも聞いてみえると思いますし、そういう部分で今ちょうど丸3年たち4年目になってくるわけですね。こういう中で、もし所見として聞かせていただけるのなら、知事として、この後平成32年にうまくいくのかどうかも含めて、少しこういうふう思っているよということがあるのなら教えていただきたいなど。

答えにくいのであればもう答えていただかなくても結構なんですけど、この3年余りの間でそういう話というのは議会で余りされていないように思うんです。総会や協議会の中で話はあるのかなと思いますけど、それぞれの市町に対してのこういうふうにしていくんだ、また相談していく、検討していくという話はあると思うんですけど、そんなので本当にうまくできるのかなというのが一つなんです。それで、それぞれの担当の常任委員会でもどれだけの話ができていくのかなというのが私の中ではわからないですね。そういった部分を含めて、知事が少し何かこういうふう思っているよというところがあるのであれば少し答えていただければと思います。知事、お願いできますか。

(鈴木英敬知事)

答えやすいか答えにくいと言われると答えにくいんですけど、それはなぜかというところと多くの関係者の皆さんを巻き込んで議論をしている途中でありますので、私自身の見解を述べることで今議論中のものに影響を与えるということ、そこに懸念がありますので、クリアカットな答えというのはなかなかできませんが、議員から御指摘があったように、どういう形態にしても、そしてまたそれぞれ桑名広域、東紀州地域、香肌伊勢や伊賀市とそれぞれに抱える事情が違いますから、県としてはこれまでの経緯と役割、こういうものを踏まえてしっかりと参画をしながら汗をかくていくということは大事なことだと思っています。

(中西勇議員)

今いろんな事情があると聞きますけど、僕にとっては本当に税金の無駄遣いをしておるとしか思えないわけですね。そういう部分を踏まえてしっかり方向性を出していただきたいということです。

今までの知事でこういう話もありました。負の遺産をいつまで続けるんやと、そんな話もあったと思いますので、この部分をしっかり踏まえて今後よろしくお願ひしたいと思います。要望ということでさせていただきます。

○平成 26 年定例会 委員会報告（平成 26 年 10 月 17 日）

（稲垣昭義予算決算常任委員長）

次に、RDF 焼却・発電事業については、平成 24 年度以降固定価格買取制度の適用もあり売電収入が増加したため、RDF 焼却・発電事業単独で黒字となっています。しかし、平成 29 年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等が見込まれることから、引き続き健全な経営の推進に関係部局とともに取り組まれるよう要望します。

また、RDF 焼却・発電事業は、水力発電事業譲渡後も平成 28 年度まで企業庁が任意適用事業で運営し、翌 29 年度から 32 年度までは県が事業主体となることとされています。

そのため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の精算が確実かつ適切に実施できるような方法を検討されることを要望します。

○平成 26 年定例会（一般質問：平成 26 年 12 月 4 日）

（舟橋裕幸議員）

RDF 焼却・発電事業についてお伺いします。

RDF 焼却・発電事業は、三重県企業庁の水力発電事業の附帯事業として、平成 26 年度をもって終了し、27 年度、28 年度は条例改正により、地方公営企業法の任意適用事業として、企業庁が運営主体として事業継続することにしていますが、いまだ、29 年度からの運営主体は明確になっていません。つまり、責任の所在が明確になっていないわけでありませぬ。

北川知事当時、市町の業務である一般廃棄物の処理に関し、焼却炉のダイオキシン対策もあり、小規模自治体での一般廃棄物処理を支援するため、RDF 焼却・発電事業を始めたこと記憶しています。

私は、平成 21 年 6 月の県議会において、水力発電事業がなくなれば当然、三重県環境森林部が RDF 事業においても責任を負うべきであると申し上げました。そのときには随分先の話ですから明確な答弁をいただきませんでした。いよいよ 2 年半先となった今日、県としての判断があるべきではないかというふうに思っておりますが、いかがお考えか、知事にお伺いをしたいと思います。

もう一つ、また、電気事業会計において、損益計算書を見ますと、RDF 発電費としての 10 億円前後が支出されています。うち、富士電機に委託している RDF 焼却・発電施設の維持管理及び運営についての費用は、年間三、四億円余りと伺っています。富士電機との契約は 28 年度で終了であり、その後、4 年間という限定した、かつ、老朽化した施設のメンテナンス契約を結ぶ際、他の企業が、富士電機が建設した老朽プラントの運転、維持管理を受注すると思えませんし、従前と同程度の金額を富士電機が提示するともなかなか思えません。25 年度の決算審査意見書においても、「平成 29 年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、健全な経営が行われるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。」と記されています。25 年度決算において、RDF 焼却・発電事業における利益は 1 億円余りですが、4 年間、富士電機に対して従来よりも高額な費用を払うのであれば当然、赤字決算が予想されます。環境生活部が事業主体となり赤字部門を補填することは財政規律上問題ですし、当然、企業庁の公営企業会計になじむものではありません。もう少し他の手段も検討してはいかがでしょう。

RDF を製造し、県に持ち込む自治体とは、33 年度までは県が責任を持って処理する約束があります。高コストの中、RDF 焼却・発電事業を従来の形で引き続き継続するのか、改めて事業の経営形態も含めて検討してはいかがかなと思いますので、知事の御所見をお伺いいたします。

（鈴木英敬知事）

RDF 焼却・発電事業の運営、29 年度以降の運営主体についての御質問でございます。

平成 29 年度以降の運営主体を検討するに当たりましては、経営の健全化を確保することが重要であり、将来の経営を見通す上で、平成 32 年度までに要する委託費用を積算し、精査していく必要があり、本年度において、29 年度から 32 年度までの維持管理や設備改修に要する費用等について試算するとともに、継続的に安全、安定な運営を行うための管理運営上の課題やリスクの洗い出しなど、調査検討を進めているところであります。

この調査業務の結果は本年度末に取りまとめを予定しておりますので、その後、この調査結果を踏まえ、健全な経営が行われるよう、RDF 運営協議会においても関係市町と協議を重ねていく必要があります。

いずれにしても、29 年度以降の運営主体をどうしていくかについては、コスト面だけでなく、安全・安心で安定的な運転の確保や、地元住民の方々の御理解なども含めて総合的に判断していきたいと考えております。

（舟橋裕幸議員）

さっぱりした回答で、今年度末、来年 3 月には結論を出しますということでございました。

随分高コストになる危険がありますので、しっかりと総合的な御判断をいただきたいと

思います。

○平成 27 年第 1 回定例会（議案質疑：平成 27 年 2 月 20 日）

（濱井初男議員）

それでは、続きまして、議案第 52 号三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に関しまして、条例改正の趣旨について確認をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、既に譲渡済みの 5 発電所に加えまして、今回の長ヶ等の 5 水力発電所の中部電力株式会社への譲渡をするに当たり、平成 27 年 4 月 1 日に全ての水力発電所の民間譲渡が完了するというごさいます。水力発電所事業を終了するに当たりまして、水力発電に関する電気事業を廃止するとともに、これまでは水力発電事業の附帯事業として実施されてきた R D F 焼却・発電事業を主体とした新たな電気事業を開始するものと理解しておりますけれども、これでよろしかったでしょうか、どうぞお伺いします。

（小林潔企業庁長）

今回の設置条例の改正は二つの事項に対応するために行うものでございます。

1 点目は、議員もおっしゃいました平成 27 年 4 月 1 日付で全ての水力発電所を中部電力株式会社に譲渡することに伴いまして、条例から五つの発電所を削除するものでございませう。

それから、2 点目は、R D F 焼却・発電事業を主体とした新たな電気事業を開始するために、条例に規定を設けるものでございます。

本県の電気事業は現在、水力発電事業と R D F 焼却・発電事業の二つの事業で構成されております。水力発電事業は地方公営企業法の適用を受けており、その附帯事業である R D F 焼却・発電事業にも同法が適用されております。しかし、水力発電所の譲渡完了に伴いまして水力発電事業が廃止されるため、R D F 焼却・発電事業の法的な位置づけがなくなることとなります。

今回の条例改正は、R D F 焼却・発電事業を地方公営企業法上の事業として企業庁が引き続き行うために、同法の適用を受ける旨を条例に規定し、R D F 焼却・発電事業を主とする電気事業を開始するものでございませう。

以上でございませう。

（濱井初男議員）

よくわかりました。本県では条例をつかって見直しを進めておるわけでございませう。ですから、残務処理については附帯的にぶら下がるというような形だと思ひませうね。ありがとうございます。

○平成 27 年第 2 回定例会 委員会報告（平成 27 年 6 月 30 日）

（中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長）

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べませう。

R D F 貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟についてであります。

本年 3 月 19 日に津地方裁判所において判決の言い渡しがあり、控訴の期限である同年 4 月 6 日までに三重県及び富士電機株式会社ともに控訴しなかつたため第 1 審判決が確定し、本件訴訟は終結したところであります。

しかし、第三者に与えた損害に係る債務の一部については、平成 32 年まで残っている状況です。

そこで、今回の訴訟終結を一つの節目と捉え、県当局におかれましては、関係機関と調整の上、早急に債務の完済事務を進めるとともに、R D F 焼却・発電事業について、計画段階からこれまでの総括にも取り組むことを要望します。

なお、第三者への債務の処理方針及び R D F 焼却・発電事業の総括結果について、平成 27 年 10 月に開催される委員会で報告することを求めませう。

○平成 27 年第 2 回定例会（提案説明：平成 27 年 9 月 15 日）

（鈴木英敬知事）

平成 27 年第 2 回定例会 9 月定例会会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たつての私の考え方を申し述べませう。

次に、R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度から 32 年度までの運営主体については、これまで関係部局において検討を進めてまいりました。その結果、安全で安定した運転に関するノウハウを有すること、平成 29 年度以降の R D F 処理委託料金が構成市町に決議されたことで経営を安定して行う資金確保に見通しができたこと、これまでの三重ごみ固形燃料発電所の運転実績や地元住民との情報共有を通して地元住民との信頼関係を築いていることなどを総合的に勘案して、平成 29 年度以降の運営主体につきましては、引き続き企業庁が担っていくことを決定しました。今後も三重ごみ固形燃料発電所の運営に当たつては、関係市町となお一層の連携を深め、安全で安定した運転を行うことを最優先に取り組んでいきます。

○平成 27 年第 2 回定例会（議案質疑：平成 27 年 9 月 18 日）

（山本里香議員）

次の電気事業の決算についてお伺いをいたしたいと思ひませう。

この電気事業の中で、RDF発電事業、これは、単年度で、平成26年度で見ますと、大変黒字、単年度では黒字になっておりますが、累積赤字もありますし、松阪市が撤退をされたことによる、その料金が入っているということになっています。

夢の燃料として宣伝をして始まりましたRDFには大変、安全上の問題、それから、ごみの処理ということ、ごみ行政の理念的なことでも問題があるということはずっと言ってきましたけれども、今回、三重県RDF運営協議会におきまして、ある市町の市長のほうから、この平成32年度に終わらせるということに対して、県が呼びかけて半ば強制的にこれが始まったのに、強引に始まったのに、このことについてはどうなんだ、県の責任はどうなんだと、そのような発言があり、それを会長のほうでおさめていただいた形になっています。

議事録の中からも、県は平成32年度以降のことについてほったらかしにするわけではないというふうに担当者の方がお答えになっておりますけれども、この県の責任、ほったらかしにしないと、このことについて確認をさせていただく中で私は平成26年度の審査をしたいと思っておりますので、それは具体的にどういうことだったのかとお答えをいただきたいと思っております。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

三重県RDF運営協議会で申しあげましたのは、RDF焼却・発電事業の終了後につきましては新たなごみ処理体制を構築していくということで、現在、各市町等におきまして検討がなされております。今でも県としましては、市町等が設置します検討組織への参画でございますか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

日々発生する市町のごみというものが滞ることなく安全で円滑に処理されることが最も重要なことであると考えておりますので、RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に市町が円滑に移行できる、そのために、市町と一体となって検討を行っておりますので、技術的な支援等を行うなど、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

(山本里香議員)

連携をとってきっちりということはもちろん最低限のことだと思うんですけども、これらの事業についてしっかりと検証をしながら、そして決算審査、あるいは来年度予算はまた続いていきますけれども、そういうことをしていかなければ初めの言い出しとは違う内容でこの処理金額がどんどんと上がっていくような中で、半ば、半ばです強引にこの事業が始められ、そして、また、この平成32年度に、これまたやめるということになってきたわけですので、そのところを、しっかりと県の責任を明確にして、そして、今までどれだけのお金がこの中につき込まれているのかということもしっかりと全体像として考えた上で審査をさせていただきたいと思っております。

(稲森稔尚議員)

それでは、認定第3号の電気事業会計決算、RDF発電についてお伺いをしたいと思います。

もうRDFのこれまでの平成14年からの経過というのは皆さん御存じで、今の現状も御存じだと思うんですけども、これまでのRDF発電事業に対する県の責任、これまでについてどのように総括、評価をされているかという基本的なところをまずお聞かせいただきたいと思っております。

やはり累積の欠損やこれからの4年間で46億円という収支不足がもうわかり切っているという中で、それをなぜ継続していくかということは私は全く理解しがたいわけなんですけれども、これを少しでも前倒して収束をしていけるような努力をしていくべきだと思うんですけども、この2点についてお伺いしたいと思います。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

現時点での全体の総括ということにつきましては現在庁内で検討しているところでございますが、RDF焼却・発電事業につきましては、当初ダイオキシン対策や循環型社会の構築というものを目的にしまして、市町とともに広域的に取り組んできた事業でございまして、単独市町では対応が困難でございましたダイオキシン対策につきましては、法で定める期間、これは平成14年12月でございますが、それまでに規制を達成できているということ、それと、焼却灰につきましても、セメントの原料化や土木資材として活用するなど、資源循環の観点でも一定の成果があったものと考えてございます。

前倒しにつきましては、三重県RDF運営協議会におきまして平成32年度末までの継続を合意して、責任を持って事業を実施しているところでございますが、8月25日の三重県RDF運営協議会におきまして、伊賀市長から、全ての市町にメリットがあるのであれば事業終了年度を前倒しできないか検討してはどうかというような提案がございました。現在、RDF総務運営部会におきまして、11月末をめどに検討を進めておりますので、県としましては技術的な支援等を行っている状況でございます。

(稲森稔尚議員)

環境面については一定の御回答があったんですけども、今回決算ということで、これまでのお金の問題、これまでの累積の欠損や市町や県民の皆さんの負担、このことについてどういう総括をされていますでしょうか。どういう見解をお持ちでしょうか。

(松本利治企業庁長)

御指摘の累積欠損金等のごとでございますけれども、RDF焼却・発電事業の収支を立てていく上において、例えば電気事業法の改正によりまして、廃棄物発電の方式の売電が入札方式、あるいは余剰電力購入メニューによるとかいうことで、当初より想定していた

売電収入が減少してきた、あるいは、ダイオキシン対策の強化ということで、灰処理について、例えば溶融固化義務が課せられたということで少し経費の増大を招いたということで、非常に収支のほう厳しくなったということの中で、平成13年1月に関係市町と県とで構成します三重県RDF運営協議会で、RDF焼却・発電事業のあり方、あるいは処理料金等について本当に議論を重ねて、その都度合意を図って進めてきたところでございます。

(稲森稔尚議員)

これまでの収支が厳しくなっているという理由を聞いているのではなく、その結果をどういうふうに受けとめていますかという質問に答えていただきたいと思います。

(松本利治企業庁長)

現在、平成26年度決算で、RDF焼却・発電事業、およそ約25億6000万円の累積欠損ということになっております。これにつきましては、訴訟の判決が確定したということもあって、今年6月定例会議に補正予算で10億円の特別利益を計上させていただいて、現時点では15億円ぐらいの累積欠損ということになっております。

これにつきまして、大体RDFの爆発事故絡みの経費及び平成19年度までの欠損について県が負担をしたということでそういう金額が積み重なっております。その辺につきまして、私どものほう、収支の見込み等が甘かったということについては認めざるを得ないのかなと思っております。

それで、現時点では、その後、いわゆる固定価格買取制度、あるいは入札制度等が入札を導入したことによってRDFの売電単価が高くなったということで収益の向上も見られているということの中で、私ども、一層、安全・安心の運転に努め、一方で、収益、売電単価が少しでも高くなるように、あるいは、安全を前提として経費の削減等に努めていきたいと思っております。

(稲森稔尚議員)

先ほど前回の三重県RDF運営協議会について、伊賀市長から前倒しで収束をさせたいという発言があったというふうなお話だったんですけども、伊賀市のほうは昨年の3月に、市長の諮問機関のほうで、過渡的な民間委託が望ましいと、今後のごみ処理について、そういう答申を受けているわけですけども、伊賀市単独で抜けるとか、そういう話ではなく、全ての構成団体が一致して早く収束するという、そういう立場の中で、伊賀市としては、具体的な代替案、対案を、しっかり今考えていると、そういう状況だと思っております。

そして、一つは、今後のごみ処理のあり方なんですけれども、過渡的、一時的なごみの受け入れも含めて、例えば余裕のあるところに一時的に受け入れてもらうとか、あるいは

一時的な民間委託も検討するとか、そういうことも含めて具体的な方策を県がもっと主体的にかかわっていただきたいと思ひますし、人的にも技術的にも、そして財政的にもそのことは後押しをしていただきたいと思いますと思うんですけども、これ、知事に今後のことをお聞きしてよろしいでしょうか。

(鈴木英敬知事)

先ほど廃棄物対策局長も答弁しましたけれども、伊賀市長からの提案につきましては、11月末をめどにRDF総務運営部会において、具体的な案をみんなで検討しますので、その中において県がどういふふうな役割を果たしていけばいいのか、それを検討したいと思います。

(稲森稔尚議員)

それと、もう一つ確認したいんですけども、そういうことを踏まえて、平成32年にはこだわらない、そういう立場でいいのかということと、平成29年からの運転管理業務委託、今までの平成28年度で終わるといふことで、今後4カ年で契約するといふことではなしに、例えば単年度で契約をして、今後のごみ処理のあり方、構成団体のごみ処理のあり方も見据えながら対応していくといふことは考えられるのかどうか、この2点、お伺いしたいと思います。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

その点につきましても、11月末までの検討の経緯によって判断していきたいと思っております。

(松本利治企業庁長)

平成29年度から32年度の4カ年の業務委託の関係ですけども、これ、まさしく11月末を目途にいろいろ検討していただくということを踏まえて、いろんなバリエーションは当然考えていかなければならないのかなと思っております。

(稲森稔尚議員)

もっと県が当事者意識を持って、これ以上の市民、県民の血税を垂れ流すことは許されないといふ、そういう立場に立っていただきたいと思ひます。このことを強く求めて質疑を終わりたいと思ひます。

○平成27年第2回定例会 委員会報告(平成27年10月20日)

(東豊環境生活農林水産常任委員長)

RDF焼却・発電事業は、小規模な市町村単独では困難であったダイオキシン対策等を理由に、広域的な環境行政の一環として、県が一般廃棄物処理に関与し、その推進に主導的役割を果たしたものです。貯蔵槽の爆発など痛ましい事故もありましたが、一般廃棄物のエネルギー化等により循環型社会の推進に一定の役割を果たした事業でもあります。

県当局におかれては、RDF焼却・発電事業の終了に当たって評価、検証を行い、次代の環境行政につなげるために事業の総括に取り組まれるよう要望します。

(中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長)

次に、RDF焼却・発電事業についてであります。

今回、県当局からこれまでの総括を御報告いただいたところですが、この報告内容について不十分な部分が見受けられました。

県当局におかれましては、事業開始時の市町への説明の経緯や事業推進における責任等について、議会の対応や環境行政の視点も含めた記載を加え、現時点での総括として再度、今年度中に議会へ報告するよう要望します。

(青木謙順予算決算常任委員長)

次に、RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も平成32年度まで事業を継続するとされたところです。RDF焼却・発電事業は、平成24年度以降、固定価格買取制度の適用や競争入札により売電収入が増加し、黒字となっています。しかし、平成29年度以降は、RDF焼却・売電施設の維持管理費が大幅に増加することから、引き続き健全な経営の推進に取り組まれるよう要望します。

○平成27年第2回定例会 討論(平成27年10月20日)

(山本里香議員)

次に、認定第3号、電気事業会計です。

防災県土整備企業常任委員会において、電気事業決算のための分科会で認定審査後に開催された所管事項調査では、企業庁よりRDF発電事業の総括的なものが出されました。5名の委員から質疑という形で意見が出されました。悪評価のほうが多い、おかしいと思われるのは当たり前だ、説明はいかなものか、経費的に市町への負担が大きくなってきたが、県としても大きな負担がかかっている、2名の方が亡くなったことの重大性、責任の所在をはっきりすべき、責任は国か、当時の知事か、プロポーザル選定委員会か、県議会の責任はどうか、環境行政という面から見ても総括すべきだ、勉強不足で大きな事故になった、県の見誤りであった、発電事業としてだけ考えても費用対効果はあったのか、市町の不信感という表現では済まされないなどなど核心に迫る意見が続き、総括は不十分なものなので引き続き継続して総括し、今年度中に報告をすべきと委員長はまとめられま

した。

平成14年12月、私ども日本共産党は、RDF発電は余りにも未開発であり、技術的にも十分なものになり得ていないこと、何よりもごみの減量に逆行するものだと指摘しておりましたが、夢の燃料を前面に導入されてしまいました。軽微なトラブルを繰り返し、平成15年8月にあってはならない事故が起こり、夢から覚めたわけです。RDF固形燃料についての十分な研究もなされないままに技術を導入していたことは、事故後に固形燃料の発熱実験をしていたということでも明らかになっています。悪夢を追い、現実を直視せず、国が補助金をつけ推奨し、県が半ば強引に進めたことの代償は余りにも大きかったです。夢は安全性の問題だけではなく、処理負担は無償と夢を振りまきながら、一転稼働時には有償となり、平成26年ではトン当たり7372円、今年度は8244円、平成29年度から32年度の終了まで1万4145円の処理費と決まったようです。通常の一般廃棄物の処理よりかなりの費用がかかります。これは参加市町の負担になり、県としても運営費負担をしているわけですから、何ともあれ大きな負担です。倍々ゲームで処理費が膨らんできたことで、言っていたことと違うと声が上がるのも当然です。

委員会で確認されたように、電気事業としても採算が合わないことに類かぶりしていた。加えて老朽化の問題、これ以上は無理と終了。建設費に91億円、用地費に11億円、10年間の業務委託費に52億円を投じたこの事業で、平成26年度累積欠損が25.6億円です。半ば強引に始めたものを終了となれば、途端、新しいごみ処理事業を市町は計画しなければなりません。今回示された総括に市町の不信を買ったとありますが、不信を買ったところではないわけです。

採算がとれなくても行政がやらなくてはならないことはもちろんあります。水道事業、工業用水道事業、電気事業においては、まさしく夢で固めて現実を見ず、国のモデル事業、推進事業として率先して県が乗り出し、市町を翻弄し負担を押しつけ、三重県としても負担に苦しむことになりました。これら全て住民負担。

三重県も被害者だというわけにはまいりません。率先して進めた責任があります。委員会において、議会の議決責任という言葉も出てまいりました。これらの夢の事業などと吹聴された、いいことしか説明されなかったとどこからか聞こえてまいりましたが、根本理念の問題、不採算性の問題とともに、危険性や環境への影響など、私ども日本共産党は指摘して問題としておりましたが、今ここでだめなものはだめとどこかで発信をするのであれば、この決算認定に対してノーと言わざるを得ません。もうやってしまったのだから、できてしまったのだからしょうがないと言うのではなく、ここできっちりと問題を認識し、総括を望むとともに、平成26年度の認定をすることはできません。

(稲森稔尚議員)

平成14年から始まりました三重県によるRDF発電事業は、県が本来市町村固有の事務である一般廃棄物処理への介入を、様々な夢のようなうたい文句を並べて政策的に誘導し

てきました。

しかし、当初の見通しが甘かったことが明らかになると、市町にかけていたはずのはしごを外して不当な脱退負担金で縛り続け、県民に負担を強いてきました。

県は、市町やそこに根をおろして暮らしている市民生活に対して余りにも無関心なようですので、RDFに参加をする伊賀市の事例を少し挙げたいと思いますが、可燃ごみの排出量は、伊賀市では平成15年度の2万5165トンピークに年々減少し、平成26年度には2万469トンと過去最少になっています。しかしながら、RDF処理委託料は、平成17年度の6億8611万円から平成26年度には8億8736万円に負担が重くのしかかり、今後もそれは増え続けていきます。昨年度からは、市民にとっては可燃ごみの値上げなど、市民にも直接負担が転嫁をされるという事態になっています。

本来、ごみ減量に取り組むことは推進されるべきことですが、ごみ減量に取り組みは取り組むほど売電収入が減少して構成団体に負担をかけていくという構造になっています。

さらに、RDF発電の見通しが立たないことから、構成団体は設備や運搬車両の改修や更新を抑制してきており、このことから老朽化も見られ、今後不測の事態が起きればさらなる財政負担が予想されています。RDF運営協議会でも、平成32年を前倒しして終結させようとの意見や、県の責任を問う厳しい意見が上がっています。

県はこの政策を推進してきた責任を明らかにし、構成団体に対する責任転嫁をやめ、各団体に対して責任に見合う応分の負担を県がすべきであります。46億円もの今後の赤字を構成団体に折半させるということはあり得ません。県による市町、県民への搾取とも言うべきRDF事業を含む決算認定に強く反対するとともに、先ほどもありましたけれども、議会の議決責任をぜひ議長にも明らかにしていただきたいということもお願いして、このRDF事業の継続が、北川県政だけの失政ではなく、鈴木県政の失政になるのではないかと、そういう御心配も申し上げまして、反対討論といたします。

○平成28年定例会 委員会報告（平成28年3月22日）

（中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長）

次に、RDF焼却・発電事業の総括についてであります。

今回の総括は、前回提出時よりもさらに詳細なものとなっており、今後、全ての事業終了時には改めて事業の総括を行うこととしています。

そこで、県当局におかれましては、事業終了時の総括の際は、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた検証をさらに行うとともに、市町からの意見も取り入れた内容とするよう要望します。

なお、今回、田川知事時代からの構想時における議会の議論を見ただけで、議会としても事業を推進する立場からの発言が多くあったことも事実でした。振り返ってみれば、議会として、より積極的に情報収集を行い、調査研究する努力や包括的な視点での検討をする

姿勢がさらに求められていたと思われまます。

当該事業は2名の殉職者を出すまでの事故も起こし、反省点が多い事業となりました。全ての事業終了時の総括については、後世に引き継いでいけるような、しっかりとした総括が行われるよう強く要望します。

○平成28年定例会（討論：平成28年3月22日）

（山本里香議員）

加えて、3企業会計においては、長良川河口堰導水事業やRDF発電事業は、国の政策の中で進められたものに県が追随をいたしました。議会でそれを賛成していったそのことへの反省もどうなっているのでしょうか。

巨額の税金をつぎ込みながら、読み誤りや事故で破綻をし、県民に損失を与えたことは大きな問題です。責任を明確にしないまま今となっていること、今回の特例という一般会計への貸し出しには問題ありと反対をいたします。

（倉本崇弘議員）

その上で、異例の対応とはいうものの、水道事業会計、電気事業会計から55億円を一般会計に借り入れるという対応をなされたことに対して、一言申し上げたいと思います。

特に電気事業会計についての借り入れについてであります。御承知のように、電気事業会計には水力発電とRDF発電があるわけですが、特にRDF発電事業については、過去の経緯もあり、関係する市町には複雑な思いがあります。

とりわけ、消防職員2名の殉職という悲惨な事故を経験した桑名市にとっては、このRDF発電事業というのは非常にデリケートなものであり、過剰とも思えるほどの神経質になっていると言える事業であると私は認識をいたしております。

しかも、電気事業会計からの借り入れは水力発電と同会計になっているわけですが、市町が負担をしているRDF処理委託料の収入も一部含まれております。

そういった会計から15億円の借り入れをするということは慎重であるべきであり、関係する市町に対して、あえて具体的にこのようなということは申し上げませんが、一定の配慮をすべきであると私は思います。

（稲森稔尚議員）

まず、議案第22号についてであります。RDF発電事業については御承知のように、県が主導して市町村固有の事務である一般廃棄物処理に介入する形で事業が進められてきたところであります。見通しが極めて甘く、県にとっても構成市町にとっても大きな負担になっているところです。

結局は、一人ひとりの県民がツケを背負うことになっています。

県はこの失政の責任をより明確にする必要があり、市町に財政負担を含めて責任を転嫁することは許されません。

伊賀市からも早期終結に向けた提案があるように、当面する廃棄物処理の代替策についての調整を図り、事業終結の前倒しに向けて一層努力を尽くすべきであります。

また、本予算案には、15億円の一般会計への繰出金が含まれています。前代未聞の事柄に対して、一般会計へ繰り出す余裕があるのであれば、市町の財政負担や県民の負担軽減に努めるべきだという声も聞かれるほどです。

これは、本来対等な関係であるはずの市町に対して何の説明も行ってこなかったことへの不信感であり、RDF発電事業が市町に不信感をもたらす結果になったことを認識しているのであれば、上から目線の姿勢を改め、市町との信頼回復に向けてその責任を果たしていただくことを強く求めます。

○平成28年定例会 委員会報告（平成28年10月19日）

（舘直人予算決算常任委員長）

電気事業は、全ての水力発電所の譲渡が完了した平成27年4月1日以降、任意適用事業であるRDF焼却・発電事業を主体としています。

平成27年度の経常収支は10億5543万円の純利益となっており、前年度から12億6879万円の増額となっています。これは、水力発電においては、水力発電所譲渡後の残務整理に伴う事業費用の計上等により、1億1969万円の赤字となりましたが、RDF焼却・発電事業において、RDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金を特別利益として計上したことなどにより、11億7513万円の黒字となり、純利益が大きく増加しています。しかし、RDF焼却・発電事業は、依然として累積欠損金が13億9863万円残っており、平成29年度以降、維持管理費用の大幅な増加及び売電単価の値下がりに伴う売電収入の減少も見込まれていることから、安全性の確保を前提とした上で、さらに効率的な発電運用を行うことにより、健全な経営に努められるよう要望します。

○平成28年定例会 討論（平成28年10月19日）

（山本里香議員）

RDF発電事業については、悲しむべき死傷者を出した事故の責任の所在をはっきりすべきだ、経費的に市町への負担も大きくなってきたが、県としても大きな負担がかかっている、2名の方が亡くなったことの重大性、責任の所在をはっきりすべき、責任は国か、当時の知事か、プロポーザル選定委員会か、県議会の責任はどうか、環境行政という面からも総括すべきだ、発電事業としてだけ考えても費用対効果はあったのだろうかということが問題提起されたのは、去年の、これも決算審査の委員会でありました。議会の議決責

任という言葉もそのときに出てきたわけです。まさにそのとおりです。総括が不十分だと指摘され、引き続きということになっていたはずですが。その鼻息はどこでしぼんでしまったのでしょうか。

そして、今回の事務的なミスと説明のあった疑惑です。常任委員会では、疑念について払拭されたということですが、私も含め、県民の中には、疑念はまだまだ晴れずです。これらのことが不十分なままで、電気事業についての審査のベースすらできていないのではないのでしょうか。この決算認定に対してノーと言わざるを得ません。

○平成28年定例会 委員会報告（平成28年12月21日）

（下野幸助防災県土整備企業常任委員長）

次に、RDF焼却・発電事業についてであります。

県当局から、平成29年度以降のRDF焼却・発電施設等の運転管理業務委託契約は、これまでの委託契約額と比べると極めて高額なものとなっているとの説明を受けました。

運転開始から14年以上が経過し、施設の点検整備などの維持管理にかかる費用などの増加が要因とのことでしたが、平成32年度の事業終了までの間、県当局におかれましては、運用に関するコスト意識を持ち、施設の維持管理が適切に行われるよう、受託事業者への指導も含め、より安全で安定した運営を行うよう強く要望します。

○平成29年定例会（一般質問：平成29年3月6日）

（水谷隆議員）

続きまして、2番目は、RDF焼却・発電事業についてお聞きしたいと思います。

まず、RDF化構想の変遷とRDF焼却・発電事業のこれまでの総括についてお伺いしたいと思います。

RDF焼却・発電事業は、御承知のように、資源循環社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するためのモデル事業として、平成14年12月から桑名市多度町で企業庁が運営をしてきております。

この事業は県が鳴り物入りで始めたものであり、経緯をさかのぼりますと、平成7年ごろからRDF化構想として推進がされてきたものであると。平成7年8月には、桑名広域清掃事業組合が知事に対し、同組合がRDF化構想に同調した形で、新たに整備するごみ処理施設に併設してRDF発電所を整備してほしい旨の要望を行い、平成9年3月に知事と桑名広域清掃事業組合の構成市町長がRDF化構想に関する確認書を締結し、進められてきました。

RDF化構想については、当時、桑名広域清掃事業組合、環境安全部及び企業庁で行われました地元住民への説明の際のパンフレットによりますと、リサイクル社会をつくり、

環境先進県を目指すためにごみの固形燃料化を進めていくとしており、ごみをRDF化することによって地球温暖化防止になるとか、窒素酸化物、硫黄酸化物やダイオキシンの抑制になるということで説明がなされております。

また、市町には、市町におけるまちづくりの一環として地域社会の中で、当時は生活創造圏という圏域の中でRDFを生活に活用していくことが極めて有効な手段であるということで、公共施設の冷暖房燃料や温水プールの熱源、あるいは公園などの生活圏域をつかっていく事例を挙げて説明しました。そして、市町では活用しなかったRDFについては、企業庁が無償で引き取り、発電所で電気にリサイクルを行うという説明など、この構想のメリットを強調して、推進を図ってきたところであります。

その当時、私は地元の東員町で一般企業にいました。夢のごみ発電所ということで、地域では本当に画期的な発電所であるということで、非常に話題になったことを覚えております。

このRDF化構想は、その後、RDF焼却・発電事業として進められたものですが、この事業化の中でRDFは無償ではなく、有償の引き取りとなり、参画市町は約束をほごにされたとして反発したところであります。

県からの説明では、電気事業法の改正やダイオキシン対策の強化などで事業環境が変化したことにより、無償でRDFを引き取ることはできなくなったとして、RDF処理委託料の負担を参画市町にお願いしたとのことで、市町は、心底から納得したわけではありませんが、RDF運営協議会での決定により、RDF処理委託料をこれまで負担してきたところであります。

また、平成15年8月19日にはRDF貯蔵槽爆発事故が発生し、消防職員2名が殉職するという大変痛ましい事故となりました。この事故の原因究明や再発防止のために、三重県議会においてはRDF貯蔵槽爆発事故調査特別委員会を設置し、私も当時はその委員会のメンバーであったわけですが、それまで前例を見ない対応ではありましたが、委員会において北川元知事にもお越しいただき、参考人招致を行うなど、様々な議論を10回にわたり重ねてきたことを記憶しております。

この事業の実施期間においては、平成19年度に県が一方向的に平成28年度末をもって終了すると提案しましたが、参画市町からの事業期間延長の要望により、その後の協議で、事業期間を平成29年度から4年間延長するということが決定しております。

平成32年度末をもってRDF焼却・発電事業は終了することになるわけですが、この延長された4年間のRDF処理委託料は27年度のRDF運営協議会において決定されていますが、1トン当たり、税抜きで1万4145円と非常に高額となっています。

このように、RDF焼却・発電事業は、当初の構想からすると大きく形を変えて今日の状況となっており、また、これまでの運営に当たっては、非常に多くの方々の大変な苦勞の中で成り立ってきた事業ではないかと私は感じている次第でございます。

昨年の3月の防災県土整備企業常任委員会において、企業庁はRDF焼却・発電事業の

これまでの総括を報告されたわけですが、改めて県が当初考えていたRDF化構想とは何であったのか、当初の構想が現在の状況へどのように変遷していったのか、そのあたりの経過や反省、事業の成果などについて現時点での総括を、改めてこの場でお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

(松本利治企業庁長)

RDF化構想の変遷とRDF焼却・発電事業の総括について御質問をいただきました。

RDF化構想は、平成2年に閣議決定された国の地球温暖化防止行動計画において、廃棄物の焼却処理に伴う余熱の利用促進が明記されたことを受けまして、それまで市町が焼却処理していた可燃性ごみを固形化し、それを燃料として発電所で焼却・発電することにより、エネルギー化しようとするものでございます。また、水谷議員御指摘のとおり、RDFを活用した地域づくりについても提案をされておるところでございます。

当初は、県内の多くの市町のごみ処理施設が更新時期を迎えます平成10年ごろの発電所の稼働を目指し、平成5年度から調査を開始し、河芸町地内とか津市大里地区を候補地として、その具体化を図りました。しかし、立地場所の決定に至らず、平成6年9月に計画を一時凍結いたしました。

その後、県庁内で議論を重ねた結果、平成7年5月に、今後、発電ありきではなく、環境政策の中にRDF化構想を位置づけて、市町とともに進めていくことを政策決定いたしました。

そして、平成7年8月に桑名広域清掃事業組合からの御要請があったことを受け、平成9年3月に桑名広域清掃事業組合が設置するRDF化施設に発電所を併設することを決定し、広域的なモデル事業としてRDF焼却・発電事業を進め、平成14年12月1日にRDF発電所が稼働し、現在に至っているところでございます。

RDF焼却・発電事業の現時点での総括として、まず、成果としては、一般廃棄物行政に県が関与したことで、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効利用や資源循環型社会の推進に一定の成果を上げることができたと考えております。

具体的には、エネルギー政策の面で、RDF発電所では運転開始から平成27年度までに約7億8000キロワットアワーの発電を行い、約6億2000キロワットアワーを電気事業者等に供給できました。ちなみに、平成27年度に供給した電力量は約5000キロワットアワーで、これは一般家庭約1万4000世帯分の1年間の電気使用量に相当いたします。

環境政策面では、小規模自治体で困難であったダイオキシン対策を国が設定いたしました期限までに達成できたこと、ごみの資源化率が向上したこと、市町のごみ処理施設の立地対策の負担が軽減されたことなどが挙げられると思います。

一方で、反省すべき点として一番大きなことは、平成15年8月19日に2名の消防職員の方が殉職をされましたRDF貯蔵槽爆発事故が発生したことです。まことに痛恨のきわみです。この爆発事故に伴って、市町の一般廃棄物処理に大変な混乱を招く事態となりま

した。

RDF貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備及びRDFの性状不良などにより発熱、発火、爆発事故に至ったことは、安全に対する配慮が欠けていたと言わざるを得ません。その後は、防火対策等を施した新しい貯蔵施設を整備するとともに、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、管理体制の強化などに取り組んでいるところでございます。

次に、当初は独立採算で事業運営ができるという前提で推進し、市町からのRDF処理委託料は無償としていましたが、市町に負担を求めざるを得なくなったことです。

これは、電気事業法の改正による売電料金の低下やダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ません。このことで、市町の県に対する不信感を招くこととなってしまいました。

RDF処理委託料については、関係市町と協議を重ね、その都度、合意を得ながら改定を行ってきたところであり、市町の負担軽減を図るため、県としても応分の負担をすることで、一定の責任を果たしてきたと考えております。

RDF焼却・発電事業は、平成32年度まで企業庁が事業運営を担うことが決まっています。企業庁としては、引き続き市町と連携して、安全で安定した運転を最優先に事業を経営していくこととしています。

なお、平成32年度末の事業終了後には、関係部局と連携をして、改めて事業の総括を行ってまいります。

以上でございます。

(水谷隆議員)

どうも総括を、これからも最終的にはしていくと、こういうことでございますけれども、あえてこの質問をさせていただいたのは、もう総括、委員会でもされておりますけれども、県民の皆さんにも少し、大きな事故でありましたから知っていただきたいということですが、あの貯蔵槽、サイロ式というかタンク式というか、ああいうものがつくられたときに、当然、いろんな経緯があったというふうには聞いております。けれども、ああいうやり方での安全管理が全くできていなかったというのは、誰が見ても、専門家であればわかるんですよ、あれは。

私も一応化学会社に勤めていた人間として、煙が出たとかいろんな事故があったときには注意しております。しかし、あえてそういうことが起きてしまったということは、これは痛恨のきわみであると、2人が亡くなったということでもあります。

大牟田のサイロの場合でも見てきましたけれども、全然安全管理が違っておりました。だから、その辺が非常に甘かったのではなかろうかというふうに僕は思います。

だから、今さらどうのこうのと言うわけじゃないんだけれども、ぜひ最終的な総括をしていただいて、こういった事故が二度とないように、県政として考えていただければというふうに思います。

続きまして、ポストRDFと、あえてポストとつけたのは、ポストサミットという言葉が非常にいい言葉だと言われておりますので、ポストRDFについてお聞きしたいなと思います。

RDF焼却・発電事業の事業期間については、先ほども言わせていただいたように、市町の要望を受けて、平成32年度までの運営となりました。このことを受け、各RDF構成市町においてポストRDFの検討が進められており、伊賀市については、平成26年3月に同市の廃棄物処理のあり方検討委員会から一時的な民間委託の方向性について答申があり、処理方法の検討を今行っているというふう聞いております。

香肌伊勢資源化広域連合については、多気町、大台町、大紀町の枠組みの中で、処理の方向性については事務レベルで検討を行っているというふう聞いております。

また、南牟婁郡清掃施設組合については、平成27年12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合の構成市町である熊野市、御浜町、紀宝町に尾鷲市を含めた2市3町で、ごみ処理の広域化を前向きに検討していくことが確認されました。今後、施設予定地を確定し、ごみ処理の広域化による一部事務組合の設立に向けた準備が進められていく予定というふう聞いております。

桑名広域清掃事業組合では、桑名市、木曾岬町、東員町の1市2町の枠組みで、平成33年4月の新ごみ処理施設の運用開始に向けて施設整備に向けた準備が進められており、27年9月に施設規模や処理方式などを示したごみ処理施設整備計画を策定し、環境影響評価が実施されました。また、ごみ処理施設的设计・建設業務と20年間の管理・運営業務を一括して委託するDBO、デザイン・ビルド・オペレート方式による入札が平成28年8月に公告され、本年5月に契約が締結される予定で、建設費と20年間の維持管理費を含め、費用の予算として約300億円を見込んでいますと聞いております。

このように、それぞれの市町でポストRDFに向けて検討や建設工事の発注が進められています。これらの市町では、ポストRDFに向け新たなごみ処理施設建設など、多額の費用が必要となってくると考えられます。

県として市町のごみ処理に深くかかわった以上、市町がRDF事業撤退後も将来にわたり、安全で安定的にごみ処理が継続できるようにすることが政策誘導してきた県の責任を果たすということではないでしょうか。RDF事業が終了を迎えるに当たり、県は市町を巻き込んだ責任をどのように果たしていくのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願います。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

それでは、ポストRDFにつきまして、一部、企業庁長との答弁、重複する部分もございますが、答弁させていただきます。

RDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃性ごみの処理において特に対応が困難であったダイオキシン対策やごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼

却灰もセメント原料として利用するなど循環型社会の構築を目指して、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

現在、市町において、RDF焼却・発電事業終了後、平成33年度以降のごみ処理施設の整備や民間への委託など、新たなごみ処理体制について検討が進められております。

先ほど議員からも紹介がございましたが、県では、桑名広域清掃事業組合が設置しているごみ処理施設整備専門委員会や伊賀市の廃棄物処理のあり方検討委員会、紀北町及び南牟婁清掃施設組合に尾鷲市を加えました新ごみ処理施設整備検討会議などの検討組織への参画でありますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

県としましては、RDF焼却・発電事業が平成32年度末で終了したとしても、市町にとりましては日々発生するごみの処理責任を負ってみるわけでございますから、ごみが滞ることなく安全で円滑に処理されることが最も重要であると考えております。

このため、市町のごみ処理施設整備計画の策定でありますとか、環境影響評価などにつきましては技術的な支援を行うなど、RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

なお、新しいごみ処理施設の整備に当たりましては、国におきまして循環型社会形成推進交付金であるとか、起債措置など充実した制度が設けられておりますが、国の財政が厳しい状況でございますので、実際の施設整備に当たっては、財政支援が確実に受けられるよう国に働きかけてまいります。

以上でございます。

(水谷隆議員)

どうもありがとうございます。

国の財政支援も受けられるように働きかけていただくということで、いろいろとこれからもよろしく願い申し上げたいなというふうに思います。

県が市町を巻き込んでRDF焼却・発電事業を進めてきたというのは紛れもない、これ、事実であります。県財政がやっぱり厳しいとは承知しておりますけれども、市町の負担を軽減するため、県としても財政的なことを含めてしっかりと市町を支援していただくことを、ぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

○平成29年第定例会 討論(平成29年3月21日)

(山本里香議員)

議案第17号電気事業においても、同じく83億円をかけて建設されたRDF発電事業は、人身事故を起こし、採算が合わないため、処理料はトン当たり4倍にも変化をしております。市町を翻弄させて終了に向けて進んでいますが、これもまた、事業失敗の代表例です。

三つの会計において国に先導されたとはいえ、その時々には行政も議会も判断をしてきました。県民の貴重な税金を使って失敗に終わっていることを十分に認識すべきです。

○平成29年定例会(一般質問:平成29年6月14日)

(稲森稔尚議員)

次に、RDF焼却・発電事業の早期終結についてということでお伺いをしたいというふうに思います。

RDF焼却・発電事業につきましては三重県がこれまで推進をしてきたということで、現在のところ、桑名広域清掃事業組合、伊賀市、それから紀北町、香肌奥伊勢資源化広域連合、南牟婁清掃施設組合の4市8町にまたがって行われています。御承知のように、県や各市町にとりましても大きな負の遺産になっているところです。

平成33年3月まで運転継続が行われることになっておりますが、各市町では、RDF焼却・発電事業終結後の新たなごみ処理体制の構築や検討が具体化してきており、このほど桑名広域清掃事業組合の新たなごみ処理施設の建設が大幅に工期を短縮して進められているというふうに伺っています。

桑名広域清掃事業組合の新たなごみ処理体制の見直しについてお答えをいただきたいと思っております。

(山神秀次企業庁長)

RDF焼却・発電事業につきまして御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、平成23年4月の三重県RDF運営協議会総会決議により、県が事業主体となり、平成32年度末まで事業を継続することが決定しております。

これを受けまして、企業庁では、引き続き職員一丸となって、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転に取り組んでいるところでございます。

また、去る平成29年4月に開催されました三重県RDF運営協議会総務運営部会におきまして、桑名広域清掃事業組合から新ごみ処理施設の完成時期が、当初の計画から15カ月間短縮され、平成31年12月末に完成する見込みであるとの御説明がございました。

同組合からのRDF搬入量は全体の約6割を占めることから、当該施設の完成に伴い、RDF焼却・発電事業は大きな影響を受けることとなります。このため、三重県RDF運営協議会では、その影響や対応につきまして検討を開始することといたしました。

企業庁といたしましては、今後の事業運営について関係市町の総意が得られるよう、引き続き関係部局と連携しながら、同協議会の事務局として調整に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

(稲森稔尚議員)

ありがとうございました。

もう少し具体的なことを伺いたいのですが、桑名広域清掃事業組合の搬入量、今、6割ほどというふうな御説明がありましたけれども、平成28年度の実績ベースで57%を占めております。桑名広域清掃事業組合の脱退に伴って、伊賀市もRDF撤退後の新たなごみ処理体制を過渡的な民間委託というふうにしておりまして、桑名広域清掃事業組合と同時期にRDFの搬入を中止するということを表明しております。

伊賀市のRDF搬入量も全体の28%を占めていることから、桑名広域清掃事業組合と伊賀市がRDF搬入を停止した場合、運転継続は可能なのか、今後の影響も含めて御答弁をいただきたいと思います。

(山神秀次企業庁長)

平成29年4月の三重県RDF運営協議会総務運営部会におきまして、桑名広域清掃事業組合と伊賀市からのRDFの搬入停止が、三重ごみ固形燃料発電所の運転に与える影響を把握するため、事務局である当庁に対しまして、試算の要請がございました。

そこで、平成28年度の実績などをもとに試算いたしましたところ、発電所に搬入されるRDFは、年間4万5692トンから約83%減少しまして、8036トンになることが見込まれました。これは、1日当たりに換算いたしますと22トンに相当し、発電の最低焼却量である日量70トンを大きく下回ることとなります。

このため、間欠運転を繰り返す非効率な運用となること、設備維持のための電力購入量が売却電力量を上回ることから、発電所の効率的な運転は困難であるとの試算結果となりました。

なお、この試算結果につきましては、平成29年5月の同総務運営部会にお示したところでございまして、今後、その影響や対応について御協議いただくこととなっております。

(稲森稔尚議員)

もう一度確認なんですけれども、15カ月前倒しをして平成31年12月末に県のRDF事業は終わるといふ、そういう前提で調整を市町、団体としていくということではよろしいんですか。

(山神秀次企業庁長)

そうではございませんで、この試算結果をもとに、今後、協議をしていただくこととなっております。

(稲森稔尚議員)

全然よくわからないんですけれども、もう次へ行きますので、そもそもRDF焼却・発

電事業については、市町村固有の事務である一般廃棄物処理に県が介入して、甘い見通しを持って推進してきたという政治的な責任があります。事実として、RDF処理委託処理単価も、平成14年の3790円から今年度以降は1万6874円に大きく跳ね上がっています。伊賀市では、現在、一般廃棄物の処理に約10億円かかっていますが、RDF脱退によって約6億円でごみ処理ができるということを試算しています。

今後、速やかな事業終結に向けて、県はどのような役割を果たしていくのか、県独自の交付金を創設するなど、市町への財政支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

(中川和也環境生活部廃棄物対策局長)

市町に対する財政支援について御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃性ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策やごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築を目的として、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

これまで県の支援としまして、RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制構築に向けまして、桑名広域清掃事業組合が設置してございますごみ処理施設整備専門委員会や伊賀市の廃棄物処理のあり方検討委員会、紀北町及び南牟婁清掃施設組合に尾鷲市を加えた新ごみ処理施設整備検討会議などの検討組織への参画でありますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

ごみ処理に当たっては、日々発生するごみが滞ることなく、安全で円滑に処理されることが最も重要であると考えております。

RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、市町と一体となって検討を行い、技術的な支援を行うなど、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

なお、新しいごみ処理施設の整備に当たっては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など充実した制度が設けられておりますが、平成当初以降にダイオキシン類対策等のため整備した廃棄物処理施設の老朽化などによる、更新需要の増大により国の財政が厳しい状況となっております。実際の施設整備に当たって財政支援が確実に受けられるよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

(稲森稔尚議員)

言葉で責任とか言うのはほんまに簡単なんですけれども、まず、企業庁長、5月の三重県RDF運営協議会の議事録を拝見していると、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成時期が15カ月短縮される、その結果として、伊賀市、桑名広域清掃事業組合のRDFの搬入がとまった場合、発電継続は難しい、できないという状況になっていることを踏まえてという、そういう前提で話をしていると思うんですけれども、もう結構です。

それから、この工期が大幅に短縮をされてきたというのは、技術的な支援に取り組むというふうにおっしゃっていますが、やっぱり住民に対して、伊賀市でも年間4億円をどぶに捨てているような状態なんですよ。こういうことって、やっぱり住民に説明がつかない。桑名広域清掃事業組合も努力をされて工期を短縮するということに着目をした、そういう入札なり契約をして、汗をかかれてきたんだと思うですけども、県としての撤退戦略というのは何かお持ちなんですかね。どういうふうに関後、やっていくということも含めて、とても住民に説明がつかない、本当に税金を返せという話やと僕は思うんですけども、知事の所見がありましたら伺いたいと思います。

(鈴木英敬知事)

今、稲森議員がおっしゃっていただいたように、導入当初、本来市町の一般廃棄物処理のところに県も政策的意義を感じながら一緒に関与してきたわけでありましてけれども、その責任ということについては、やはり我々県としてもしっかり痛感しなければならぬところだと思います。

その責任の果たし方につきましては、何か結論ありきというより、今、三重県RDF運営協議会も会長を桑名市長から企業庁長に変更し、我々もしっかり議論に参画しながらやっていくぞということで考えておりますので、三重県RDF運営協議会での皆さんの御議論をしっかり聞きながら、そして、今、稲森議員がおっしゃったような住民への説明責任は大変重要なポイントだと思いますから、議論を重ねたいと思います。

(稲森稔尚議員)

こういう議論が進んでいたということも、たまたま資料をいただいて、これまでどこにも、ホームページにもこういう情報が公開されてもおりませんので、ぜひ県民や市町への説明を丁寧にしていただいて、情報公開をしていただいて、一刻も早くRDFによる税金の垂れ流し状態を食い止めて、全ての参画する市町が円滑に次の体制に移行できるように、期待して終わろうかなと思ったんですけど、最後、企業庁長、決意を述べてください。

(山神秀次企業庁長)

事業期間の変更につきましては、三重県RDF運営協議会において、関係市町の総意のもとで御協議いただくという、それに沿って対応してまいりたいと考えております。

(稲森稔尚議員)

わかりました。

終わります。ありがとうございました。

○平成29年定例会 委員会報告(平成29年10月17日)

(中嶋年規予算決算常任委員長)

次に、電気事業についてであります。

平成28年度の経営収支は、6959万円の純利益、前年度から9億8584万円の減額となっております。

純利益を確保したのは、RDF焼却・発電事業におけるRDF処理委託料の単価改定による収入増や管理運営委託費の減などによるものです。

なお、前年度に比べ、純利益が大幅に減少していますが、これはRDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金の特別利益が皆減となったことなどによるものです。

平成29年度以降、RDF焼却・発電事業は、売電単価の低下に伴う電力収入の減少などにより、多額の純損失が見込まれる中、関係者との連携を図りながら円滑な事業終了に向け、引き続き安全性を確保しつつ、経営の安定化に努められるよう要望します。

○平成29年定例会 討論(平成29年10月17日)

(岡野恵美議員)

次に、認定第3号の電気事業会計決算について申し上げます。

RDF発電事業は、国が進めてきた事業に当時の北川県政が乗って、市町を巻き込んで行われてきました。

私は当時、津市の市議会議員をしまして、技術的にも未熟であり、ごみの減量政策にも逆行するから導入しないしてほしいという津市民の反対運動に応じて津市に持ち込めなかったことを記憶しております。

しかし、夢の事業との触れ込みで県主導で促進したこの事業は、今から14年ほど前の平成15年8月、RDF発電所が動き出して間もなく、爆発事故によって大切な2人の消防士の命が失われ、ようやく県はその間違いに気づいたのではなかったでしょうか。

富士電機との間での裁判はようやく終わったところですが、裁判している相手に維持管理を任せられた異常さ、そしてついにこの事業そのものが平成32年度で終了することになっています。当初無料だった発電所への市町のごみの処理料は、今年度から平成32年度の終了まで1トン当たり1万4145円にもなっています。2年前の決算審査のときには、この事業に対して多くの問題点が議員から指摘されています。

日本共産党はRDF発電事業には当初から反対してきましたが、以上申し上げましたように、県政の大失政の一つだと思っています。終了するという段階に当たり、せめて市町との間で十分な議論を尽くし、終了に伴う市町への県支援を強く求めておきたいと思えます。

○平成 30 年定例会 提案説明（平成 30 年 6 月 4 日）

（鈴木英敬知事）

おはようございます。それでは、平成 30 年定例会 6 月定例会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

本年は、RDF 貯蔵槽爆発事故で尊い人命が失われてから 15 年の節目の年となります。改めて、お亡くなりになられた消防職員のお二人に哀悼の意を表するとともに、御家族の皆様に対し心からお悔やみ申し上げます。

RDF 焼却・発電事業については、事業期間を 2021 年 3 月末までとしています。現在、関係市町と県とで構成する三重県 RDF 運営協議会において、新ごみ処理施設の建設を進めている桑名広域清掃事業組合が RDF の搬入終了を予定する来年 9 月を軸に、事業終了時期を前倒しすることについて検討を進めているところです。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、RDF 構成団体が事業終了を協議するに当たっては、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポスト RDF に向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討していくこととします。今後とも関係市町と一層の連携を深めつつ、三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組んでいきます。

○平成 30 年定例会 提案説明（平成 30 年 9 月 14 日）

（鈴木英敬知事）

おはようございます。

それでは、平成 30 年定例会 9 月定例会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

本年は、RDF 貯蔵槽爆発事故でお二人の尊い人命が失われてから 15 年の節目の年です。8 月 19 日に、三重ごみ固形燃料発電所でとり行われた安全祈願に私も出席し、事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、発電所の安全で安定した運転を改めて誓ったところです。

関係市町長の出席のもと、7 月 19 日に開催された三重県 RDF 運営協議会総会において、来年 9 月を軸に、三重ごみ固形燃料発電所への RDF の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することが決議されました。また、ポスト RDF に向けて必要となる施設整備等に対する県の支援についても決議され、各製造団体では新たなごみ処理体制に移行するため、ごみ中継施設の整備や RDF 化施設の撤去などの検討を進めており、これらに対する支援について具体的な検討を進めています。

今後とも、発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組むとともに、関係市町と緊密に連携し、RDF 焼却・発電事業の終了に向けた取組を着実に進めていきます。

○平成 30 年定例会（代表質問：平成 30 年 10 月 15 日）

（三谷哲央議員）

同じ平成の時代で県の最大の痛恨事、あの痛ましい RDF の事故について、少しお伺いをしたいと思います。

夢の技術だ、ごみが燃料にというたい文句で進められた RDF 事業は、本来、市町村の事務である一般廃棄物処理のことに県がかかわり、ごみ処理で環境生活部が、今度、ポスト RDF、環境生活部がやるのか、企業庁がやるのか、この間、ちょっと聞いたんですが、あんまりよくわかりませんでした。恐らく環境生活部がやるんだろうと、こう思いますが、環境生活部の事業を水力発電の附帯事業だということ、発電事業ということで企業庁が推進してきたと。最初のスタートのときから少し無理があったのかなと、そんな感じがしております。

議会も執行部からの限られた情報をもとにした判断とはいえ、これ、推進にかじを切ったのは、もう間違いない事実であります。

改めて振り返ってみますと、RDF 発電は 2002 年 12 月 1 日に運転が開始されました。しかし、早くも 12 月 23 日には貯蔵槽下部が異常発熱を起こし、RDF の一部の燃焼が確認をされております。翌 2003 年 7 月以降は、次々とトラブルが続き、ついには 8 月 14 日に第 1 回目の爆発が起こり、そして 8 月 19 日、あの爆発が起こって、お二人の方が尊い命をなくされました。しかも、それから事故が終息するまで 47 日間もかかっておりまして、今でもあの当時の大混乱の日々、大混乱が続いたということは鮮明に覚えております。

今だから言えるかもしれませんが、あの事故を未然に防ぐ機会は恐らく何度もあったのだと、こう思っておりますが、しかし防ぎ得なかったということでもあります。

そして、あの痛ましい事故から今年が 15 年目の節目の年です。RDF の搬入も 2019 年、平成 31 年 9 月 17 日をもって終了するということが決定をされています。

知事は来年 9 月を軸に RDF 事業が終了する、その後にその総括をするんだと、こういうふうにおっしゃっておりますが、RDF 事業が終わった段階で、それからよく精査をして、その全体像について述べられる、これはこれで大切なことだと、こう思いますが、失礼ながら、来年の 9 月以降、知事がその席に座っておられる保証は屈辱の上ではないわけでありまして、我々も同じですが、やはりあの事故から 15 年目のこの節目の年に、現時点での RDF 発電事業についての鈴木英敬知事の評価、思いをお聞かせをいただき、このことが必要ではないかと思っております。

改めて、鈴木英敬知事の思いと評価、お願いをしたいと思います。

（鈴木英敬知事）

RDF 焼却・発電事業の現時点における総括について述べさせていただきます。

本年は、今、三谷議員からも御紹介いただきましたけれども、RDF 貯蔵槽爆発事故で

お二人の尊い人命が失われてから15年の節目の年であります。8月19日、三重ごみ固形燃料発電所でとり行われた安全祈願に三谷議員も御出席いただきましたけれども、私も出席し、事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、発電所の安全で安定した運転を改めて誓ったところであります。

また、関係市町長の出席のもと、7月19日に開催された三重県RDF運営協議会総会の冒頭において、私から皆様の御理解と御協力に、改めて感謝を申し上げたところです。

この総会では、製造団体は、平成31年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議されました。

御紹介もありましたけれども、RDFの搬入の終了に伴い、三重ごみ固形燃料発電所での焼却及び発電は、来年9月を軸に終了することとなります。

一方、RDF焼却・発電事業の事業期間は、関係市町との合意に基づき、2020年度末までとされています。

この合意を踏まえ、RDFの製造を継続する団体に対しては、2020年度末までセーフティネットの仕組みを設けることなどが決議されたところであります。

ここから評価、総括になってくるわけでありませけれども、平成14年から運用を開始しましたRDF焼却・発電事業では、小規模自治体の可燃性ごみの処理において特に対応が困難であったダイオキシン対策や、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築に一定の成果を上げることができたとも考えています。

一方で、平成15年、先ほども申し上げましたが、8月19日、お二人の尊い人命が失われたRDF貯蔵槽爆発事故が発生しました。まことに痛恨の極みであります。このことはRDF関連事業の中で最も重いことであるというふうに受けとめております。この教訓と反省は絶対に風化させてはなりません。

このため、発電所では、事故の後、防火対策等を施した新しい貯蔵施設を整備し、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、管理体制の強化など、安全・安定運転を最優先に取り組んでまいりました。

また、当初は市町からRDF処理委託料を無償としていましたが、電気事業法の改正による売電料金の低下や、ダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したことは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ないと考えています。

RDF処理委託料については、関係市町と、その都度、合意を得ながら改定を行ってきたところであり、市町の負担軽減を図るため、県としても応分の負担を行い、一定の責任を果たしてきたところであります。

以上、申し上げましたとおり、本事業については、やはり功罪相半ばする事業であったと言わざるを得ないと考えております。

なお、最終的な総括につきましては、県議会における所管常任委員長報告を踏まえ、環

境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も取り入れるなど、施設撤去等の終了後に、改めて事業全体の総括を行い、県議会に御報告させていただきます。

RDF製造団体では、来年9月を軸とした新たなごみ処理体制への移行に向けて、ごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去の検討を進めております。一部の団体では、本年度にごみ中継施設の整備工事の発注を予定していますので、これらに対する県の財政支援について、補助範囲や補助率など具体的な検討を進めております。

引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組むとともに、関係市町と緊密に連携し、RDF焼却・発電事業の終了に向けた取組を着実に進めてまいります。

(三谷哲央議員)

今、知事の御答弁で、見通しが甘かったということはお認めになっていますが、功罪相半ばしているというのは、これは少し違うんじゃないかな。やはり罪のほうが大きいと私は思います。それは確かに循環型社会を構築していく、その一助になったことは事実でしょうけれども、それ自体がきちっと機能したのかどうかも疑問ですし、あの大きな犠牲が功罪相半ばという評価につながることはとても思えないと、こう思っております。

その点、もう一度、知事の御見解をお伺いしたいなと思いますし、それからもう一つ、ポストRDFの事業の財政支援のお話が少し出ました。これは間違いなしに、環境生活部のほうでされるというふうな理解でよろしいのでしょうか。この2点、お願いします。

(鈴木英敬知事)

今、三谷議員から2点あったと思いますが、まず一つは功罪相半ばという表現についてでありますけれども、もちろん先ほど申し上げましたとおり、人命が失われたということでは最も重いことであり、それを様々な事業の中で一番重く受けとめているということでもあります。

私が功罪相半ばと申し上げたのは、その政策論としてのところでありまして、事業全体としてさらにそのことという点においては、やはり人命が失われているということは、重く受けとめなければならないことであるというふうな認識しております。

それから、財政支援のほうにつきましては、今、環境生活部と企業庁で議論をさせていただいておりますけれども、環境生活部、ごみ処理の廃棄物の処理という観点が重立ってくるのではないかと思いますので、環境生活部が中心になろうかと思いますが、最終的によく議論して決めたいと思います。

(三谷哲央議員)

ももとのスタートから本来企業庁がやるべきでない事業に企業庁がかかわってきたという私は認識を持っておりますので、これはやはり県の一般会計できちっと支援をしてい

くというのが筋論だと、こう思っております。

○平成 30 年定例会 委員会報告（平成 30 年 10 月 17 日）

（津村衛予算決算常任委員長）

次に、電気事業についてであります。

平成 29 年度の経営収支は、6 億 5238 万円の赤字となっており、前年度から 7 億 2198 万円悪化しています。

これは、主に R D F 焼却・発電事業において、運転管理体制の変更に伴う管理委託費の増や施設の保守、点検に係る修繕費の増によるものです。

R D F 焼却・発電事業については、平成 31 年 9 月を軸に R D F の搬入を終了し、関係市町は新たなごみ処理体制に移行することが本年 7 月に決定されました。引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を第一に取り組むとともに、責任をもって関係機関と十分な調整を行い、円滑な事業終了に向けて取組を進められるよう要望します。

○平成 30 年定例会 討論（平成 30 年 10 月 17 日）

（山本里香議員）

次に、認定第 3 号 電気事業会計です。R D F 発電事業については、代表質問でも取り上げられたように、三重県の悲しむべき歴史として捉え、十分な総括をして、今後につなげるのが重要です。

知事からも利用の見込みが甘かったと言わざるを得ないとの発言がありました。

また、功罪ありながらもという発言には、罪のほうが大きいとの指摘がありました。全くそのとおりです。

契約にかかわる一昨年度の事務的なミスについても、私も含め、県民の中には、疑念はまだまだ晴れないまま事業が続いています。

市町に、これも負担を押しつけ、ごみ減量に逆らってきたこと、協議して決めたとはいえ、現在の 1 トン当たり 1 万 4145 円の処理料は余りにも高過ぎます。

これらの 3 事業の事業形態は、いずれも過大な需要予測により、多額な投資に見合う需要が期待できず、損失負担が県民に転嫁されているのが現実です。さきの討論で述べたように、働く人の所得は伸びず、社会保障予算の自然増さえ削減し、年金や医療、介護のさらなる負担増が、県民生活に追い打ちをかけています。市町、県民に負担を押し続けている現状は、到底県民の理解を得られるものではありません。

以上、議員の皆様の賛同をお願いし反対討論をいたします。ありがとうございました。

○平成 30 年定例会 提案説明（平成 30 年 11 月 21 日）

（鈴木英敬知事）

それでは、平成 30 年定例会 11 月定例会会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たって私の考え方を申し述べます。

R D F 焼却・発電事業に参画している全ての構成団体は、来年 9 月を軸に、三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することを決定しました。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポスト R D F に向けた施設整備等補助金を創設します。

○平成 30 年定例会 議案質疑（平成 30 年 11 月 27 日）

（三谷哲央議員）

まず、ポスト R D F 事業についてでございますが、知事は提案説明で本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポスト R D F に向けた施設整備等の補助金を創設するという旨の御発言がございまして、それを受けて補助金の適用は 1 団体 1 回限り、補助率は補助対象となる費用の 3 分の 1 以内、補助上限額 1 億円と、このような県単の補助制度の創設、このことの御説明がありました。

これは既に関係市町といろいろ御調整をされて、それぞれの市町も御納得ということだろうと、これはこれでいいのかなと、こう思っております。

ただ、この御提案ですっぱり抜けておるところがあるんです。

先月の私の代表質問で R D F の総括、知事のほうにお伺いをさせていただきました。このとき、知事はお二人の尊い人命が失われた R D F 貯蔵槽爆発事故が発生をいたしまして、まことに痛恨の極みであります。このことは、R D F 関連事業の中で最も重いことであるというふうにとめております。この教訓と反省は絶対に風化させてはなりません、このように御答弁をいただいております。このポスト R D F 事業のハードのことはわかるんですが、この教訓と反省を絶対に風化させない、この部分が今回の御提案の中には全く抜けていると、こう思っております。

先日、桑名市の消防署の職員の方々とお話をする機会がありまして、いろいろ何人かの方とお話をしたんですが、皆さんが異口同音におっしゃるのは、やはり犠牲となられたお二人の慰霊事業、これをぜひやっていただきたいと、こういうふうなお話もございました。ポスト R D F を語るならば、そのハードの撤去等のその費用の支援、これはこれで大事だと、こう思いますが、この絶対に風化させないという、この部分、これも非常に大事だと思いますし、重いと思いますので、このあたりのところを知事の改めてのお考えをお聞か

せをいただきたいと思います。

(鈴木英敬知事)

三谷議員の先般の代表質問でもお答えさせていただきましたように、尊いお二人の方の人命が失われたことは、まことに痛恨の極みであり、これを決して風化させてはならないと、そういう思いに変わりはありません。

まず、来年9月にRDFの搬入が終了するわけでありませけれども、そこまでもその教訓を生かして、しっかり安全最優先で運転を続けるということは当然のことだというふうに思っています。

あわせて、先ほど三谷議員からおっしゃっていただきました安全祈願行事につきましても、とにもかくにも御遺族の気持ち、これを大切に、事故を風化させない、そういう思いでRDF焼却発電事業終了後も引き続き実施をするように、企業庁に指示をいたしておりますので、その具体的方法について、現在、企業庁で検討しているというふうに思っております。

それから、それ以外のソフトの面につきましても、7月の総会の決議に沿って対応していく予定でありまして、新たな処理先の確保をしっかりと責任を持って協力をするということや、あるいは市町のごみ処理施設整備計画の策定や環境影響評価などについて技術的な支援を引き続き行う。

それから、RDFの製造を継続する団体で仮にトラブルなどがあった場合のセーフティネットの仕組みを運用していく、こういうようなソフトの部分についても、しっかり対応するべく準備をしております。

以上、申し上げたとおりでございますけれども、いずれにしても、教訓を風化させずに、安全で運転を継続していくということと、安全祈願行事についても引き続き行っていきたいというふうに考えております。

(三谷哲央議員)

ぜひお願いをしたいと思いますが、ちょっとよくわからないのは、企業庁が御検討されているということなんですけれども、RDFの発電事業が終了後、平成32年までは企業庁も絡んでくるのかもわかりませんが、既に発電事業がなくなれば、安全祈願祭では当然なくなってくるわけですね。その後、じゃ、一体どこが所管して、これをきちっと継続してやっていただけのかということとを1点、お伺いをしたいのと、こう思うんですが、いかがですか。

(鈴木英敬知事)

今、RDF発電事業の施設の撤去の議論などもありますので、その後、どう継続していくかということの中身について、現在、企業庁で議論させておりますけれども、そのRD

Fの事業が終わった後の責任主体についても、もちろん知事部局でやるのか、それも含めてしっかり議論させているところです。

(三谷哲央議員)

ぜひ慰霊事業等も含めてしっかりとやっていたかということ、ぜひ知事の政策集の中にも書き込んでいただきたいと思います、こう思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。

(岡野恵美議員)

私がお聞きしたいのは、環境生活部の衛生費のうち、ごみゼロ社会実現事業費の3400万円の補正に関する経過であります。

これはRDF焼却・発電事業におけるRDF製造団体が、三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行するに当たり必要となる施設整備費等に対して、県単独の補助制度、すなわちポストRDFに向けた施設整備等補助金を創設することとし、今回の補正予算には、本年度中にごみ中継施設の整備工事を発注する予定の伊賀市及び香肌伊勢資源化広域連合への補助金を計上しています。

今までRDFは2020年度末で撤退するとしておりましたが、それが2019年9月に1年半前倒しになり、新たなごみ処理体制への移行について緊急に対応せざるを得ないことになりました。市町によって個々に事情が違うことや、今までも爆発事故や搬入料金などで市町に多大な迷惑をかけてきたことから、収束に当たって丁寧な支援をお願いしたいと私たちも求めてきましたので、ポストサミットに向けた施設整備等補助金の創設について、理解をするものです。

そこで、①この補助金創設の考え方と経過について、②上限1億円に決められた理由についてお聞きします。

さらに、③として松阪市の取り扱いについてお聞きします。

松阪市は、脱退負担金約5億8300万円余りを香肌伊勢資源化広域連合に支払って2015年3月31日に脱退しました。松阪市の前に脱退した志摩市は、脱退負担金は支払いませんでした。

また、脱退負担金の積算根拠は、脱退時から2020年度末になっています。そこで、1年半前倒しになったことで、取り扱いが不公平だという声が出ているとお聞きしました。

そこで、今回の補助金創設に当たり、松阪市の取り扱いを協議されたかどうかについてお伺いします。

(中川和也環境生活部廃棄物対策局長)

それでは、3点、御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、当該補助金の制度について検討の経過及び考え方についてお答えいたします。

このRDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策や、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築を目的として、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

本事業につきましては、本年7月に開催をされました三重県RDF運営協議会の総会において、RDF製造団体が来年9月を軸にRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議をされております。

各製造団体では、新たなごみ処理体制への移行に向けて、可燃ごみを圧縮し効率的に運搬するための施設でありますごみ中継施設の整備や、RDF化施設の撤去を検討されております。

新しいごみ処理施設の整備に当たりましては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など充実した制度が設けられておりますが、今回、製造団体が計画をされているごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去につきましては、国の補助の対象外となっております。

県としましても、国に対して補助対象となるよう働きかけを行ってまいりましたが、平成14年度からのダイオキシン規制に対応するため整備された施設が全国的に更新時期を迎え、補助要望額が1000億円近くまで増大をしており、対象拡大は非常に困難な状況でございます。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であります。新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県として一定の役割を果たすべきであることから、ポストRDFに向けた施設整備等補助金を今回創設しようとするものでございます。

補助金の創設に当たりましては、RDF製造団体の御意見や御要望を丁寧に聞き取りながら検討してきたところでございます。県としてでき得る限りの支援を行う制度となっていると、このように考えてございます。

二つ目の上限の1億円でございますが、RDFを一番初めに導入するに当たって、国の補助金、当時、補助金でございましたが、これの協調補助として制度をつくった経過がございます。その限度額が1億円ということがございます。今回、それを参考として上限1億円を制定したものでございます。

最後に、脱退負担金のお話ございました。

今回の、この補助金の対象につきましては、事業開始当初に事業に参画をされておりましたが、既に離脱をしている団体、この団体につきましては、国の循環型社会形成推進交付金、先ほど申しました交付金がございます。これを利用して、新たなごみ処理体制に移行されてございますので、今回の補助対象外としております。

以上です。

(岡野恵美議員)

御説明をいただきました。

知事に対してお聞きしたいんですけども、RDFは1995年に知事になった北川正恭氏のもとで、環境先進県の宣伝文句で三重県が本来市町の固有事務とされる一般廃棄物のごみ処理に、技術的に非常に未確立でありましたRDF発電の大型施設をつくって、広域的にごみを集中して処理する方式に乗り出したものと私どもは認識しております。

私どもは、当時からこのことについては反対の立場をとってきたんですけども、また非常にたくさんの税金を使って巨大実験とも言われるような、そういうような技術的未確立のものを進めたということでの県の責任は非常に重いんじゃないかなと思っております。

その経過の中で尊い命が奪われ、かつ市町にも迷惑をかけたものであると考えます。したがって、三重県はこの教訓からしっかりと学び、三重県の責任をきっちり果たすことが必要だと思いますが、松阪市の脱退負担金の問題も一部問題点として指摘をされておるところでもございますが、知事のこのことに対する処理について決意のほどをお伺いしたいと思っております。

(鈴木英敬知事)

以前も答弁させていただきましたけれども、この事業の最終的な総括につきましては、県議会の所管常任委員長報告も踏まえて環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も取り入れるなど、施設撤去等の終了後に改めて事業全体の総括を行い、県議会に御報告させていただきたいと思っておりますが、現時点のということで私の所感を申し上げさせていただきますれば、まず政策面だけを申し上げれば功罪相半ばする。つまり、小規模自治体の可燃ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策などの循環型社会の構築に一定の成果を挙げたりしましたが、当初は市町からのRDF処理委託料を無償としていたにもかかわらず、外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したということは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ないというふうに思っておりますので、政策面では功罪相半ばする事業であったと思っておりますが、一方で何より重いことは、前回、三谷議員の代表質問でも答弁させていただきましたけれども、二人の尊い命が失われているということが最も重いことであり、それに対して痛恨の極みであり、これを風化させてはならない、そういう思いであります。

(岡野恵美議員)

知事が直接ということではなくて、今までの行政の責任として、最終的に今に至ったということでございますが、RDFの考え方そのものが国のダイオキシン対策と発電事業ということで、資源循環型の夢のごみステーションというふうに宣伝をされたものでございますが、市町の固有の事務である一般廃棄物のごみ処理事業に参入した結果が招いたもの

であって、またこの資源循環型といいましても、ごみを燃料として扱うということに対して、本当にごみの分別や再資源化になるのかということについては大いに疑問のあるところでございますし、当初から問題のあったところでございます。経過の中で死亡事故や、そして大型のこういったRDFの事業は非常にあちこちでたくさんの方の過剰な投資もございますので、またごみ分別や減量からの逆行になるなど市町に多くの迷惑をかけました。

そのことで、全体的な総括は後でしっかり行うというような御答弁もいただきましたので、全体的にこのことに対して収束に当たってきっちりと県の責任を明記をしながら全体の総括をしておくことが必要だと思います。このことを強く要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○令和元年定例会 委員会報告（令和元年6月28日）

（木津直樹防災県土整備企業常任委員長）

RDF焼却・発電事業の総括についてであります。

昨年7月に開催された三重県RDF運営協議会総会におけるRDF焼却・発電事業に関する決議を受けまして、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却及び発電は本年9月を軸に終了することとされ、今後、焼却・発電施設の撤去等を経て、RDF焼却・発電事業が全て終了することとなります。

平成27年10月及び平成28年3月に開催された本委員会におきましては、RDF焼却・発電事業の総括について県当局より説明が行われ、今後、全ての事業終了時には改めて事業の総括を行うこととされました。

RDF焼却・発電事業は、県が一般廃棄物行政に関与することで、資源循環型社会の推進に一定の成果を上げてきたとされる一方で、2名の殉職者を出す事故も起こし、反省点が多い事業でもあります。

県当局におかれましては、全ての事業が終了した際には、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの意見も取り入れ、後世に引き継いでいけるようなしっかりとした総括を行うよう強く要望いたします。

○令和元年定例会 提案説明（令和元年9月18日）

（鈴木英敬知事）

それでは、令和元年定例会9月定例会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

RDF焼却・発電事業は、県のモデル事業として平成14年12月から運用を開始しました。焼却・発電の終了時期については、令和2年度末とされておりましたが、昨年7月の三重県RDF運営協議会総会における決議を受け、各構成団体は本年8月から9月にかけて

新たなごみ処理体制に移行し、発電所における焼却・発電は昨日9月17日をもって終了しました。

本事業では、平成15年のRDF貯蔵槽爆発事故によって尊い人命が失われており、まことに痛恨のきわみです。8月19日の安全祈願行事では、事故で犠牲となられたお二人の御冥福をお祈りするとともに、このような痛ましい事故を二度と起こさないことを改めて誓ったところです。

事業終了の際には、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの御意見も取り入れ、事業の総括を行います。また、この事故の教訓と反省を決して風化させることのないように、引き続き安全祈願行事を行ってまいります。

今後とも、関係市町と連携し、ポストRDFに向けた関係市町の取組を支援するとともに、焼却・発電施設の撤去に向けた取組を進めていきます。

○令和元年定例会 委員会報告（令和元年10月18日）

（小林正人予算決算常任委員長）

RDF焼却・発電事業については、本年9月17日をもって発電所におけるRDF焼却・発電を終了したところですが、今後、焼却・発電施設の撤去等を経て、RDF焼却・発電事業が全て終了することになります。引き続き関係機関と十分な調整を行い、円滑な事業終了に向けた取組を進められるとともに、事業終了の際には関係部局間で連携をし、事業全体の総括を行うよう要望いたします。

○令和元年定例会 討論（令和元年10月18日）

（山本里香議員）

次に、認定第3号の電気事業会計決算について申し上げます。

RDF焼却・発電事業がこの9月17日をもって終了し、今後、整理、処分になります。河口堰と同様、夢の事業とのふれ込みで県主導で促進したこの事業は、死亡者を出す大事故をもたらし、業者との裁判、また、参加市町を翻弄し続け、ここに至りました。

昨年度のごみ処理料は1トン当たり1万4145円となっていました。今では少なくない議員が検証をしっかりと、県政最大の失政だと発言されております。

検証については全てが終了した時点でなされるということですので、しっかりとしたものを期待しています。加えて参加市町との間で十分な論議を尽くし、終了に伴う市町への県支援を強く求めます。私どもはRDF焼却・発電事業については当初から未完成のもので、危険も伴うと反対をしておりました。行政当局の検証とともに、一緒になって突き進んできた議会における検証もするべきではないかと考えます。

以上、3認定議案について、強引な県の事業が平成30年度においても市町になお多大な

負担をかけていたということをもって反対といたします。

○令和元年定例会（一般質問：令和元年12月3日）

（山本佐知子議員）

それでは、私の地元で大変大きな問題になりましたRDF焼却・発電事業について伺います。

9月17日をもって三重ごみ固形燃料発電所におけるRDFの焼却・発電を終了いたしました。

平成15年8月に起こった爆発事故により2名の尊い命が奪われました。この事故の後、県議会もRDF貯蔵槽事故調査特別委員会を発足させまして、そして平成28年度には企業庁が総括を発表されています。

今もう稼働をストップしておりますけれども、まだ施設はあります。この施設はこれから撤去作業に入るとは思いますが、現在の状況、あるいは撤去のロードマップ、そして事業終了後の総括ということですが、どの時点で事業が終了したというのか、教えていただければと思います。お願いします。

（山神秀次企業庁長）

RDF焼却・発電事業についての今後の取組についてお尋ねいただきましたので、御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、昨年7月19日の三重県RDF運営協議会総会決議を受けまして、各製造団体は本年8月から9月にかけて順次新たなごみ処理体制に移行し、これに伴い三重ごみ固形燃料発電所におけるRDFの焼却・発電は本年9月17日をもって終了いたしました。

RDFの焼却・発電の終了後、設備の清掃並びに焼却灰、ボイラー水等の取り出しを行い、現在その処分を進めているところでございます。

RDFの焼却・発電が終了した本年9月17日以降、三重ごみ固形燃料発電所では設備の清掃作業等に要する電力及び桑名広域清掃事業組合からの御要請に応じて、発電所経由で同組合のRDF化施設へ供給する電力を電力会社から受電しておるところでございます。

本年12月下旬には、電力会社が三重ごみ固形燃料発電所との送電線の接続を切り離す作業を予定しており、その後、速やかに電気事業法第106条の規定に基づく自家用電気工作物廃止報告書を中部近畿産業保安監督部へ提出し、これをもって電気事業法における三重ごみ固形燃料発電所の廃止となります。

また、RDF焼却・発電施設の撤去に向けて、現在撤去費用や工期等を算出するための施設撤去設計業務委託等を実施しており、その中で、周辺環境に配慮した撤去方法、発電所周辺への環境対策及び安全対策等について検討を進めているところでございます。

施設撤去工事の実施に際しましては、施設撤去設計業務委託等の結果を踏まえ、周辺環境や工事の安全対策に十分配慮した上で、地元市町及び桑名広域清掃事業組合等と協議、調整を行ってまいります。

あわせて、施設撤去方法、周辺環境対策及び工事期間中の環境調査結果等につきましても、学識経験者や地域住民等で構成する三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議等におきまして、適宜、報告するなどして、学識経験者の専門的知見による確認を受けるとともに、地域住民及び地元市町等に丁寧な説明を行っていくこととしております。

引き続き、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて、関係部局と十分に協議、調整の上、関係市町等と緊密に連携し、周辺環境や安全対策に十分配慮した上で施設撤去等の業務を進めてまいります。

なお、事業の総括につきましては、全ての事業が終了した際に、関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの御意見も取り入れ、改めて行うことといたしておりますのでよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。

（山本佐知子議員）

ありがとうございます。不確定要素が多く、はっきりとした答弁が難しい中、少なくとも今後の予定を皆さんに示していただけただけのはよかったですと思います。

地元から所管委員会に要望が出ていると思いますけれども、重ねて、今の御答弁とも重なりますが、3点、特に御注意いただきたい点をお願いいたします。

まず、撤去に当たり、環境に十分配慮すること。特にボイラーの解体は有害物質の飛散など大変危惧しているところであります。解体方法を十分研究していただいて、最も適切な方法をお願いいたします。

また、撤去工事中に発生する打ち水の排水も川に流れ込まないような、環境への配慮も地元から要望をいただいております。

2番目は、安全に十分配慮すること。

3番目は地元の自治会も含めて関係各所との情報共有、情報公開を保障していただきたいと思っております。事故の際には十分情報が得られず、地元との信頼関係が揺らいだ、そんなこともありました。この17年間の総括ということですが、私も今までの議事録を拝見いたしましたけれども、文面からだけでも当時の責任の所在の不明確さとか、情報公開の不十分さ、あるいは業者へのチェック機能の不十分さなど、多くの問題を県は抱えていたんだということが思われました。

しかし、県議会としても、当時議決をしたわけなので、何らかの総括、あるいは意見表明といえますか、を同じときにしなければいけないんじゃないかなと、私は思っております。

○令和2年定例会（代表質問：令和2年2月25日）

（山本教和議員）

続きまして、山神企業庁長にRDF焼却・発電事業の終了についてお伺いしたいと思います。

山神庁長は、発電所の稼働後間もなく企業庁に着任をされて、平成15年8月のあのRDF貯蔵槽の爆発事故も経験されて、御苦労も多かったと、こんなふうにあります。

事業終了に向けて、今後どのように県として取り組んでいくのか、お伺いさせていただきます。

（山神秀次企業庁長）

RDF焼却・発電事業の終了に向けてどのように取り組むのかについて御答弁申し上げます。

まず初めに、平成15年8月19日に発生したRDF貯蔵槽爆発事故につきましては、誠に痛恨の極みであり、改めて事故でお亡くなりになられた消防職員お二人の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族に対しまして衷心よりお悔やみ申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、平成30年7月19日の三重県RDF運営協議会総会決議に沿いまして、昨年9月17日に三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電を終了し、12月21日をもって電気事業法における同発電所を廃止したところでございます。

これまで当該事業への御理解と御協力をいただきました山本教和議員をはじめ県議会議員の皆様、並びに地元住民、関係各市町等の皆様方に対しまして、この場をお借りし、改めて心からお礼を申し上げる次第でございます。

現在、当庁では、RDF焼却・発電施設の撤去設計業務委託等を進めているところでございまして、令和2年6月末頃には撤去に係る概算費用や工期等が明らかになる見込みでございます。

これを踏まえ、関係部局等と十分に協議、調整の上、関係市町等と連携し、地元住民の皆様方に丁寧に説明を行い、その御理解をいただきながら周辺環境や安全対策に十分配慮して施設の撤去等を進めてまいりたいと考えております。

また、事業の総括につきましては、全ての業務が終了した段階で関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町の御意見も取り入れ、改めて行うことといたしております。

さて、企業庁は、いわゆる現場を多く抱える職場であり、とりわけ、RDF貯蔵槽爆発事故を現場で体験した職員の1人として、安全は何よりも大切と考え、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりに、安全第一で業務に臨むよう伝えてきたところでございます。

今後とも、企業庁全職員がRDF貯蔵槽爆発事故の教訓と反省を心に刻み、安全を最優先に、施設撤去等の業務を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろ

しく御指導賜りますようお願い申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○令和2年定例会（討論：令和2年3月19日）

（山本里香議員）

日本共産党の山本里香です。ただいま提案されております89議案のうち、12議案に反対の討論をいたします。

次に、第15号、第16号、第17号は、水道事業、工業用水事業、電気事業会計予算です。

過大な計画を立てた事業がつかずき、RDF事業では亡くなる方も出ました。どれもさらなる大金をつぎ込むことになり、市町へ負担もかけています。このことを教訓にすることができて初めて、真つ当に評価できます。

○令和2年定例会（議案質疑：令和2年9月24日）

（濱井初男議員）

議案第143号に関する質疑をさせていただきます。

まず、減資を行うに当たっての考え方であります。

議案第143号は、水力発電事業譲渡対価105億円から、企業債繰上償還金、そして国庫補助金返還金、設備改良費等の水力発電事業の譲渡に伴い必要となった経費約48億円を差し引いた水力発電事業譲渡差額金約58億円を一般会計へ拠出する有償減資及び電気事業会計の当年度未処理欠損金、これは累積欠損金であります約34億円を解消する無償減資に係る議案であります。

RDF施設撤去やセーフティネットなどの事業終了に向けた今後の取組に要する経費については、一般会計貸付金返還金約9億円も含めて、減資後の資金約35億円で資金の見通しが立つということ、先日の議案聴取会で確認いたしました。

県財政が厳しく、三重とこわか国体・大会のためとはいえ、やはり撤去作業にも着手していないこの時期に、撤去費用の見通しが立ったとする考え方を到底私は理解することができません。

改めて、この議案質疑の場でも、重ねて申し上げたい。

ところで、もし土壌汚染などの不測・突発的事態の発生で、想定以上の撤去費用が必要となった場合は、一般会計で負担するのか、また、受けた58億円は基金で積み立てるのか、お聞きします。

（紀平勉総務部長）

それでは、まず、想定以上の撤去費用が必要となった場合は、一般会計で負担を行うの

かにつきまして、御答弁を申し上げたいと思います。

一般会計が負担することにつきましては、地方公営企業法におきまして、災害の復旧、あるいはその他特別の理由により必要があるとき、一般会計から公営企業会計に補助をすることができるというような規定がございます。

現時点におきまして、企業庁はRDF焼却・発電施設の撤去、そしてRDF焼却・発電終了後に実施いたしました土壌調査の結果を踏まえた対策費用として、20億円以内の費用を見込んでおりますことから、これ以上の費用が生じる可能性は少ないということをお聞きしております。しかしながら、議員が御心配のとおり、万が一不測の事態により想定外の追加費用が生じた場合でございますが、RDF焼却・発電が終了しております。そしてまた、電気事業会計の収入がないという電気事業の置かれている状況に鑑みまして、先ほど申し上げました地方公営企業法の規定に基づきまして、一般会計において補助するものというふうに考えております。

続きまして、電気事業会計の資本金の額の減少により生じる資金58億円、これは基金に積み立てるのかということの御質問でございます。

電気事業会計の資本金の額の減少により生じます資金につきましては、知事提案説明でも御説明申し上げましたが、令和3年度当初予算における、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費等に活用させていただきたいというふうに考えております。

今後、一般会計の歳入といたしまして、どのような形で計上させていただくのがよいのかなどにつきましては、今後の予算編成過程の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○令和2年定例会（討論：令和2年10月19日）

（山本里香議員）

日本共産党の山本里香でございます。

議案第130号、第140号、第143号に対する反対討論をいたします。

議案第143号令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少については、水力発電事業譲渡差額金約58億円を一般会計へ戻し、累積欠損金約34億円を資本金から充当する処理ということで合わせて92億円の減資です。

水力発電施設の売却により得た58億円は、その一部を、ダム発電により影響が著しい宮川流域の環境保全に充てるものとされていましたが、RDF発電の清算による残金を想定していた来年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費が間に合わないで、その58億円を減資して生み出す、一般会計への繰入れで一旦賄うということです。

水力発電事業が終わり、RDF発電事業も終わっていく中で、最後は全て清算し、県が出資もしていたことから、資本金を解体することはあると思いますが、今、ひもつきで、三重とこわか国体・三重とこわか大会とされていることは大いに問題だと思います。

もちろん私は、三重とこわか国体・三重とこわか大会を応援する者ですが、地域を得られるような提案を一切せずというのでは、理屈が通りません。これでは、三重とこわか国体・三重とこわか大会にマイナスのイメージをつけます。また、後で差し替えたとしても、そのうちRDF事業の清算が行われますが、関係市町へのセーフティーネットの決着もつかないまま、当てにされているということも、現在、認められません。

一般会計の逼迫、その上、新型コロナウイルス感染症対策で、県独自に求められていることも多く、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらに財政出動が求められている状況は分かりますが、企業会計からの一般会計への貸出しや、この件は、緊急事態であれば、無理を通すということであらかじめ当てにしているようです。

さきに示された来年度予算作成の四つの方針の中で、同列である、優劣はないと言いながら、安心・安全よりも、三重とこわか国体・三重とこわか大会が上位に来ているということはいかがなものかとの指摘をいたしました。まさにそのでの現れだと思えます。

後にあります電気事業決算の認定とも関連し、反対いたしたいと思えます。

以上、議案3件の反対討論といたします。御賛同をよろしく願います。

○令和2年定例会（委員会報告：令和2年10月19日）

（杉本熊野予算決算常任委員長）

御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号令和元年度三重県水道事業決算ほか3件につきましては、去る10月5日及び15日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月12日には、該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第1号、認定第2号及び認定第4号の3件は、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第3号については、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し上げます。

次に、電気事業についてであります。

令和元年度の純損失は7億943万円となっており、前年度から3191万円悪化しています。これは主に、RDF焼却・発電施設等の減損による特別損失を計上したこと等によるものです。

RDF焼却・発電事業については、三重ごみ固形燃料発電所でのRDF焼却・発電が終了したものの、施設の撤去等を行う必要があることから、引き続き、関係機関としっかりと調整を行い、円滑な事業終了に向けて取り組まれるよう要望します。

また、事業の総括については、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた事業全体

の検証を十分に行うとともに、関係市町からの意見も反映し、事業の最終的な総括に向けた取組を進められるよう要望します。

○令和2年定例会（討論：令和2年10月19日）

（山本里香議員）

日本共産党の山本里香でございます。2度目の登壇となります。よろしくお願いたします。

認定第3号令和元年度電気事業決算について、反対いたします。

電気事業会計の決算については、さきの議案反対討論でも述べた、水力発電事業譲渡差額金約58億円の一般会計への戻しに関わる地域の理解の問題とともに、やはり、現在、撤去作業に向けて、地域に理解を求めているRDF発電事業の終了後の最終処理に向けて走り出した昨年度の事業をどう見るかという問題です。

会計には、これまでその事業がなしてきた、よきも悪きも全て表れているわけです。

過大な計画を立て、前のめりの導入・建設の結果、事故が発生し、亡くなる方も出ました。この間、三谷議員からも、平成の時代で、県の最大の痛恨事、最初のスタートのときから少し無理があったのか、議会も執行部からの限られた情報を基にした判断とはいえ、推進にかじを切ったのはもう間違いのない事実でありますとの指摘がありました。全く同感であります。

また、知事からは、RDFの製造を継続する団体に対しては、2020年度末までセーフティーネットの仕組みを設けることなどを決議したと、あるいは、当初計画からさらに費用がかかり、巻き込んだ市町へも、持込み料の高騰など負担をかけてきたと、当初は、市町からのRDF処理委託料を無償としていましたが、電気事業法の改正による売電価格の低下や、ダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したことは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ない。本事業については、やはり功罪半ばする事業であったと言わざるを得ないという言があります。また、その後で、功罪半ばと申し上げたのは、その政策論としてのことであって、やはり人命が失われているということは重く受け止めなければならないということを認識しているということも述べられています。

取り戻すことのできない命であり、負の経験です。政策論として、功罪半ばするとの考えであるならば、今後の政策展開の教訓にはなり得ません。電気事業が持つ罪を許し難く、セーフティーネットのありようも見えないままでは、電気事業決算に反対いたします。

賛同をお願いいたします。

○令和2年定例会（一般質問：令和2年11月30日）

（奥野英介議員）

伊勢市選出、草莽の奥野英介です。よろしくお願いたします。

今日は、初めに知事の政治姿勢を聞こうかなと思ったんですけど、答弁に困るかも分かりませんのでやめました。

まず最初に、RDF焼却・発電事業についてでございます。

RDF焼却・発電事業については、これまで数回質問しております。平成28年3月の企業庁のこれまでの総括に目を通しました。端的に言えば、責任逃れの部分が多く見られました。

この発電事業をモデル事業とし、本来、市町村の事務である一般廃棄物処理を、当該事業に限り、県で行うとしたことが大きな失政となったものと思われまます。

事業の開始を優先するあまり、設備の耐用年数経過後の更新の考え方等については議論を行わず、施設更新や収支不足の場合の処理方法などについて、市町と取決めを行いませんでした。一般廃棄物を処理する主体や費用負担について、県と市町での意識の乖離が生じておりました。

RDF焼却・発電事業は、リサイクル社会をつくり、環境先進県を目指すために、家庭から出たごみをエネルギーとして活用するというRDF化構想では、製造したRDFは、地元市町村で公共施設の冷暖房燃料や温水プールの熱源などに利用でき、また、余った分はRDF発電施設で引き受け、発電した電気を家庭に供給することに加えて、市町村の処理委託料は無償というものでありました。

ところが、電気事業法の改正による売電価格の低下や、ダイオキシン規制強化等により採算性に問題が生じることが見込まれるとして、無償としていた処理料の負担を市町村に求めることになり、市町村の固有事務である一般廃棄物行政に踏み込んだ上に、当初、無償としていた処理委託料を有償とし、その金額についても、開始当初の3610円から段階的に引き上げられ、最終的には1万4145円にまでなり、市町村にとって大きなメリットがあったはずのごみのRDF化は、市町村の県に対する不信感と変わり、さらに、絶対事故は起こらないという前提の下で事業を運営する中、平成15年8月、RDF貯蔵槽爆発事故が発生し、消防職員2名の貴い命を奪ってしまいました。

また、これまで91億円もの費用を投じて施設整備をしていますが、私としては、このRDF焼却・発電事業は三重県政最大の汚点であり、今の県の財政を逼迫させているのは、この事業も大きな要因の一つではないかと考えています。

現在、施設撤去に向けての手续が進められており、この事業の総括は施設撤去終了後に行うと言われていますが、最終的な総括の中には、県の反省点を相当入れなければならないと思います。

また、本来であれば、施設撤去が終了している、していないにかかわらず、総括は既にほとんどできていなければいけないと思います。

県が市町村を政策誘導したことや痛ましい事故を起こしてしまったこと、こういった負

の遺産を風化させずにきちんと検証して、今後の教訓にすることが重要なことであると思います。

この前、山本里香議員のRDFの質問の中で、知事は、功罪相半ばする事業であったと言われておりますが、私は、今でも功はほとんどなかった、負のほうが多かった、罪のほうはほとんどじゃなかったのかとの疑問を今でも持っています。

しかし、我々議員も議決責任があります。誰のための事業なのか、県民の立場になり、十分議論をし、調査、精査するべきであったかとも思われます。

処理料は、初め無償で、平成7年からずーっといろんな形で増えたり減ったり、増えたり減ったり、先ほど申しましたように、最終は1万四千円何がしなんですけど、この辺も、県が初めにきちっと計画を立てた精査、調査をやっていた結果がこうなったのではないかと思います。

そこで、RDF焼却・発電事業が終了を迎えようとしている今、この事業を実施した意味、デメリットばかりでメリットはほとんどなかったのではないかと思いますので、改めてお尋ねしたいと思います。

(喜多正幸企業庁長)

RDF焼却・発電事業の意義やメリットなどについて御答弁申し上げます。

平成14年から運用を開始いたしましたRDF焼却・発電事業では、小規模自治体の可燃性ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン対策やごみの持つ未利用エネルギーの活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築に向け、一定の役割を果たせた面もございました。

一方で、当初、市町に対し、RDF処理委託料は無料と説明しておりましたが、電気事業法の改正による売電料金の低下やダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの要因があったとはいえ、市町の負担が発生することとなり、不信感を与えてしまったことは、県の当初の見込みが甘かったと認識しております。

何よりも、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽爆発事故が発生し、お二人の貴い命が失われたことは痛恨の極みであります。

これまで事故の原因として、RDF貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備及びRDFの性状不良などが挙げられておりますけれども、これらは全て安全に対する認識が十分ではなかったことによるものと考えております。人の命は何物にも代え難いものであり、この教訓と反省は絶対に風化させてはならないと考えております。

こうした認識の下、事業終了の際には、企業庁だけでなく関係部局とも十分調整しながら、環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も確認し、改めて反省すべき点などを明らかにした事業全体の総括を行い、報告をさせていただきたいと考えております。

(奥野英介議員)

この質問の打合せのときに、平成28年の総括を見ていたんですけど、今日は、丁寧にその中を抜いて答えられているような気がします。

総括を見ていると、悪いと言いつつも、さっきの功罪の話で、それなりの功もあったんですよというのを随分書かれていたような気がするんですけど、中身は。

そうやけど、今日の企業庁長の答弁は、それを私に反論されるとまた時間が長くなるので、それはやめておこうかという感じの答弁でありました。それはそれで、反省点、本当に功罪の功はほとんどなくて、これに平成の10年頃からずーっと引きずり回されていたというのは大変なことだったのかなというふうに思います。

処理料に至っては、無償としながら、12年には4900円、4500円、また多うなってきたら1万1900円になって5000円に下げてる。そしてまた、終わりになってきたら9000円になり、最終は1万四千円どんだけというふうにあやふやな、大体初め決めればずーっとその形で、1割とか少しは上がる場合があるけど、もともとが無償なのに、言い過ぎか分からんけど、市町村を引きずり回していただきましたという気がします。

今後、こういうことはないと思うんですけど、県もエンドレスですから、行政は、いろんなことがあると思います。

だから、やっぱり県民を巻き込むときは十分に調査し、議論し、本当に安全であるかということは何回も確認してやるべきことが大事でないかなと思いますので、きちっとした反省をして、きちっとした総括をして、そして風化させないように、これから多分一、二年でやるのかどうか分からないんですけど、後々ないように、きちっとやっていただきたいと思います。

次に、ここが一番大事なんですけど、2番目の終了後の関係市町の支援とごみ処理の現状ということなんですけど、RDF焼却・発電終了後のごみが円滑に処理されるように、市町が新たな処理方式の検討を行っている中で、市町間の調整あるいは技術的な支援を行うなど、県としてその役割を十分に果たしていくとあります。

終了するに当たっては、関係市町では、新たなごみ処理体制を構築するという大変厳しい作業に挑まねばならず、現在でも民間施設で処理している市町もあり、新しいごみ処理体制に移行できていないのではないかと。

前、質問したときに全部きちっとできているような答弁を聞いたような気がしますが、そしたら、まだ旧海山町、旧紀伊長島町のほうでは、RDFのようにごみを固めたやつを造って、それで、処理に持っていったというような形が続いているみたいなのです。もう当然、それなりの形はつくっているのかなと思ったら、いまだに消石灰で固めたごみを処理しているということを改めて聞いて、これやったらまだまだ総括もへったくれもないというような気がしました。

一般廃棄物処理は市町の事務ではありますが、県は関係ないということは絶対に駄目です。市町で新たなごみ処理体制を構築するまで、県がしっかりと支援していかねばならないと考えますが、いかがでしょうか。RDF関係市町のごみ処理体制の移行状況はどうな

っているのでしょうか。

答弁いただいた都合によって、関係市町選出の議員が関連質問をしたいかも分かりませんので、させないためにもきちっと答えていただきたいと思います。

(安井晃環境生活部廃棄物対策局長)

RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制の移行に向けた県の支援と市町の状況について御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、平成30年7月に開催された三重県RDF運営協議会の総会決議に基づき、令和元年9月をもって、市町からのRDFの搬入が停止されました。

県としましては、総会の決議を踏まえ、関係市町において、RDFの搬入停止後もごみが滞りなく処理されるよう、一定の役割を果たすべきであると考え、市町が新たなごみ処理体制に移行するに当たり必要な支援を行うこととし、取り組んでいるところです。

具体的には、関係市町とも協議し、施設整備などのハード事業に対する支援としまして、ごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去に対する上限1億円の県単独の補助制度を創設いたしました。

この制度を活用して、これまでに伊賀市と香肌奥伊勢資源化広域連合がごみ中継施設の整備を完了しており、現在、南牟婁清掃施設組合が、令和3年6月の完成に向けて、ごみ中継施設の整備を行っています。今後は、桑名広域清掃事業組合と紀北町が、RDF化施設の撤去を予定しております。

また、RDFの製造を当面継続する市町に対しましては、令和2年度末を期限とし、新たな処理先における施設の定期点検等に伴い、これまでのRDF処理委託料を超過する処理が必要となる場合に、超過分を補填するセーフティーネットの仕組みを設けております。

セーフティーネットの運用実績としては、全体で、昨年度は約150万円を補填しておりまして、今年度は約900万円を見込んでおります。

このほか、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会への参画などによる技術的な支援をはじめ、広域的なごみ処理体制の枠組みに関する調整や国の支援制度に関する情報提供を行うなど、市町の要請等に沿って対応しているところでございます。

次に、関係市町の取組状況ですが、桑名広域清掃事業組合では、新しいごみ焼却施設を令和2年1月に稼働しており、RDF化施設の撤去が残っているものの、新たなごみ処理体制への移行が完了しております。

一方、桑名広域清掃事業組合以外の市町については、まだ移行途上でございます。

現在、伊賀市と香肌奥伊勢資源化広域連合では、RDFから可燃ごみとしての処理に切り替えた上で、2団体ともに、伊賀市内の民間業者に処理を委託しております。将来のごみ処理体制については、様々な選択肢があり、それぞれが中長期的な視点で調査検討を進めているところでございます。

また、紀北町と南牟婁清掃施設組合では、RDFの製造を継続しておりまして、2団体ともに、いなべ市内の民間事業者に処理を委託しています。

こうした中で、紀北町と南牟婁清掃施設組合の構成市町を含みます東紀州地域の5市町において、広域的なごみ処理施設の整備に向け、一部事務組合の設立などの具体的な協議が進められておりまして、県も協議の場に参画し、計画的な整備について助言などを行っているところでございます。

新たなごみ処理体制への移行は、関係市町はもちろんのこと、県にとっても大変重要な課題であると認識しており、引き続き経費の補助や技術的な支援などを行う中で、取組の現状を踏まえまして、市町からの要望や相談にこれまで以上に丁寧に対応していきたいと考えております。

関係市町が新たなごみ処理体制に円滑に移行し、日々発生するごみが継続して安全に処理されるよう、市町に寄り添い、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

(奥野英介議員)

災害とか、これから想定し得ないものが出てくると思うんですよ。だけど、今そういう状態で中間の施設を造って、ごみを捨てに行く。そしたら災害が起きたとき、今度は水平行政の中でごみ処理をしていかないかん。だけど、災害のときに、隣の市が受け入れられるかという、なかなか受けられるものではない。そういうことを考えると、今の処理体制というのは、差し当たっての処理体制であって、きちっとした処理体制にはなっていないと思うんですよ。

そのためには、今、東紀州のほうで組合をつくって、処理をするようにいろいろ考えていただいておりますけど、できるだけ早くこれをやっていかないと、住んでいる人は、ごみが出てきて処理ができない、また衛生的なこともあるし、いろんなことを考えてみると、できるだけ早い機会に焼却に持っていくのか、どう持っていくのか、技術的ないろんな問題があるんですけど、その辺、十分に市町と県が考えてやっていきたい。そこまでしていただかないと、このRDFの事業が終了しないということになりますので、頑張ってやっていただきたいと思います。以上です。

(関連質問)

(東豊議員)

議長の許可をいただきました。奥野英介議員の発言に対する関連質問をいたします。33番、会派草莽、尾鷲市・北牟婁郡、東と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

質問項目は、RDF焼却・発電事業についてという題でした。それから、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町の支援におけるポストRDFに向けた施策、施設整備に対する補助金等。奥野議員の質問に対する答弁では、各市町に寄り添って取り組んでいく。いろんな課題が今までありました。特にちょっと厳しい言葉がありまして、記憶に残る中では、

三重県政最大の汚点である、奥野議員の言葉をお借りするとそんなことでした。

当時、急ぐあまり、議論をし尽くすこともなく、急いで取り組んでしまったというようなことであるとか、中間総括の、まだ最終ではないですが、その総括を見ていると、建設をして本当に悲惨な事故の中で進めてこられたというちょっと痛々しい事業であります、いよいよ終息をして、この後、残された課題がやっぱりあるということで、特に三重県RDF運営協議会でお決めになられたことがありまして、特にRDF施設、私、地元のことなので具体的に言うと皆さん分かりやすいと思うんですが、平成11年に旧海山町が、20億円かけて日量20トンの処理施設をつくりました。それから、平成15年に旧紀伊長島町では、日量21トンの処理能力を持つ21億円の施設整備をしたわけです。そんなようないきさつから合併をしました。その中で二つとも、今、RDFをつくっているんですね。三重県のRDF施設についてはもう閉鎖しているので、民間に委託して、その処理をお願いしているという状況であります。

県として、残された課題、いまだにRDFをつくっている市町に対する支援、例えば、ある程度三重県RDF運営協議会でお決めになられたことがあるわけですが、新しいものを解体するとか、今までのを解体するとか、中間施設をつくるとかという形に、1億円を上限に補助していくとかというお話があるわけですが、その点について具体的に御答弁いただければと思います。

(安井晃環境生活部廃棄物対策局長)

RDF化施設の撤去到県単独の補助制度を活用されている紀北町の状況に対して、御答弁申し上げます。

議員から御紹介がありましたように、紀北町につきましては、旧海山町と旧紀伊長島町の二つのRDF化施設がございますけれども、現時点で紀北町におかれましては、そのうちの一つを補助制度の期限が令和7年度となっております、この令和7年度までに、どちらか一つを撤去するというような予定で検討が進められていると聞いております。

今後、広域のごみ処理施設の整備が進められる中で、RDF化施設の撤去について紀北町で詳細な検討が行われ、より具体的なスケジュールが整理されてくると思っておりますけれども、県としましては、このRDF化施設の撤去について上限1億円の補助制度の適用を現在予定しているところでございます。

(東豊議員)

ありがとうございます。

1億円の補助金を的確に出していくということで、実は少し、午前中からこの質問をするのに担当部局と話をしていたんですが、これは多分答弁できないだろうなということも一方的に申し上げますが、できる範囲内で御答弁いただければというふうに思います。

決議、これは平成30年7月に三重県RDF運営協議会の総会によって確認した事項です

が、一つは新しい処理体制に移行する、それから二つ目は、今のRDFの処理先をちゃんと確保します、県としては積極的に責任を持って協力をする、それから、三つ目なんです、セーフティネットというのがあります。

奥野議員の発言の中にもありますが、当初は、ただでどうぞごみをいただきます、運搬賃は別として、ゼロだったんですね。それが1万円とか8000円とか9000円とか、最後1万4145円という買取り価格で納めていて、これが、この時点で、この後、もし民間に委託した場合に、それを超える部分についてはセーフティネットをかけようということをしているんですが、これも実は期限を切っています。期限というのは、来年の3月ですね。それ以降をどうされるのか、お考えがあればお聞かせをいただきたい。答弁できなければ、結構です。

そして、先ほど申し上げた施設整備に対する支援をしていく、これもちょっと難しいお話になるかも分かりませんが、旧紀伊長島町、旧海山町で、20億円相当の施設を建てて、県の主導で造っていった。これが仮に、一つ残していくというお話だったんですが、二つを抱えているわけですね。解体費、1億円や2億円や3億円でないとは私は思っています。その辺を御答弁いただければと思います。もし御答弁いただければ、要望としてお伝えしますので、御検討をよろしくお願い申し上げます。

(安井晃環境生活部廃棄物対策局長)

まず、セーフティネットの仕組みでございますけれども、少し経緯を申し上げますと、このセーフティネットの仕組みにつきましては、平成22年度の時点で、令和2年度末までの事業の実施が三重県RDF運営協議会総会で決まりましたが、その後、令和元年9月に軸にRDFを搬入停止することが決定されたということを踏まえまして、一旦令和2年度末までに、RDFの製造を継続する市町に対しては支援をするということを目的につくられたものでございますので、その当時、県と関係市町が協議しまして、市町間の公平性にも考慮して決まった仕組みということでありますので、なかなかこのセーフティネットの延長、また、これに代わる新しい制度の創設というのは大変難しいと考えておりまして、県としましては、広域のごみ処理施設が早期に整備されるように、しっかりと必要な支援を行っていきたくと考えております。

それから、施設整備の補助金につきましても、各団体1回限り上限1億円ということになっておりますので、その範囲内での支援になるというふうに現時点では考えております。

(東豊議員)

セーフティネットの件と、それから、三重県RDF運営協議会でのお決めは、この年度末ですので、一旦終わるんだと思うんです。あとは知事部局に移って、セーフティネットの件と、それから、今、2か所持っている紀北町については、御検討いただければと思います。要望して終わります。ありがとうございます。

○令和3年定例会（討論：令和3年11月1日）

（山本里香議員）

認定第3号の電気事業会計決算について申し上げます。

昨年度は、RDF焼却・発電事業が終了し、後処理の会計です。

これもまた、夢の事業との触れ込みで、国の誘導と強引な県の事業で、市町を巻き込んだなれの果て、死者を出す大事故をもたらし、業者との裁判でここに至りました。県政最大の失政だと言われています。自らも痛い思いをした上、県が市町を支援するならともかく、市町を翻弄してきた事実は消えません。

検証を求めています。全てが終了する時点でなされる11月の中間報告の仕上げに入っているということです。

私どもは、RDF焼却・発電事業については、当初から未完成のもので、危険を伴うものと反対してまいりました。この検証において、しっかり総括されなければ、同じことが繰り返されます。反省なきところに未来はありません。

反省ができてこそその事業の意味があり、やっとそこで認定できることになると思います。それまでは反対いたします。

○令和3年定例会（一般質問：令和3年12月6日）

（山本佐知子議員）

RDF施設の跡地利用等についてです。

先般、桑名広域清掃事業組合が、服部副知事、そして正副議長に要望書を提出しました。

RDF、今、撤去工事を進めておりますけれども、跡地利用について、そして、その後の安全記念碑及び管理棟などの管理についての3点についての要望です。

まず、跡地利用についてですが、これは、今、企業庁が撤去作業している部分は、三重県と桑名広域清掃事業組合が所有している共有地に囲まれています。

一般道路に面していないので、非常に複雑な使い勝手の悪い状況になっているんですけども、将来的には三重県所有の跡地を民間に売却するにしても、やっぱりいろんな私道整備等が必要になってきます。

こうした土地において、この周辺の地域は、今、桑名、もう道路整備が進んで、公共団地も造成され、非常に企業誘致が活発化している地域なんですね。したがって、民間のスピード感を持って、この跡地利用については前に進めていただきたいなと思っておりますが、その方向性をお聞かせください。

そして、申し訳ありません、ちょっと続けてまいります。

安全記念碑、管理棟の維持管理、安全祈願行事についてです。

平成15年、RDF貯蔵槽が爆発しました。大変痛ましい事故でありました。この事故の教訓を風化させず、安全への誓いを毎年祈念しています。

引き続き、企業庁が責任を持って安全祈願行事、そして記念碑の管理をいただく方針に変わりはありませんか。また、管理棟については、維持管理、大変、年間数百万円かかっていますけれども、どのような方向性なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

（増田行信環境生活部廃棄物対策局長）

それでは、私のほうからRDF施設の跡地利用について、共有地の取扱いを含めた方向性についてお答えいたします。

令和3年1月から進められていますRDF焼却・発電施設の撤去工事は、令和5年1月に完了する見込みであり、撤去後の跡地利用に関しましては、これまで桑名市や町村会のほか、桑名広域清掃事業組合議会などからも御要望をいただいたところでございます。

議員から御指摘いただきましたが、施設撤去後の跡地をごみ処理以外の用途で利用するに当たりましては、県の所有地にあります、周辺にあります共有地の取扱いのほか、県の所有地が直接公道に接していないことなど、また、都市計画法に基づく用途制限などがございまして、整理すべき課題が幾つかございます。

このため、共有地につきましては、共同所有者であります桑名広域清掃事業組合と、権利関係の整理など具体的な協議を進めていくとともに、公道との接続や都市計画法上の課題などにつきましても、同組合や桑名市の協力を得ながら調整を進めてまいります。

今後の跡地利用につきましては、関係市町等の意向を十分に聞き取りながら、これまでの土地利用の経緯を踏まえ、活用を図っていきたく考えています。

跡地周辺では、今後、東海環状自動車道の開通やリニア中央新幹線の開業など、さらなる良好な交通アクセスが見込まれていることから、産業用地としてのポテンシャルは非常に高いと考えておまして、地域の振興に加え、環境政策にもつながるものとなるよう、関係機関と十分に連携し、機を逃さず取組を進めてまいります。

（喜多正幸企業庁長）

平成15年8月19日RDF貯蔵槽爆発事故により、お二人の貴い命が失われたことは痛恨の極みであります。このような痛ましい事故を二度と発生させることのないよう、この事故の反省と教訓は決して風化させてはならないと考えております。

御質問の安全記念碑につきましては、御遺族の御意向がまず第一と考えておりますので、これを踏まえ、現在の場所での保存を基本として、関係機関と協議していきたくと考えております。そして、その管理につきましては、今後も企業庁の責任において行っていきたいと考えております。

それから、安全祈願行事につきましては、今後も企業庁が安全で安定した事業運営を行うことを誓う機会として、引き続き継続して実施していきたくと考えております。

また、管理棟に関する課題については、関係する桑名広域清掃事業組合の意向を確認しながら、丁寧に協議してまいります。

(山本佐知子議員)

引き続き、やっぱりこの要望書が出た背景を考えると、地元の桑名広域清掃事業組合の皆さんとの引き続きのコミュニケーションを、もっと密に取っていただければと思います。本当にありがとうございます。

今日の新聞でヤード条例のことが出ていました。一昨年、私、このことについて一般質問しました。そのときに、このヤード条例は、初め県の皆さんからは歯牙にもかけられなかったんですが、地元の方が一生懸命、取り組んで、訴えて、そして条例へとこぎ着けました。

やっぱり地元の皆さんの声が、こうやって政治家を通して、そして、県の政策に届くということを、本当に私、実感して感動したのを覚えております。

今日は本当に、拙いまた一般質問でしたけれども、以上、時間いただきましてありがとうございます。終了します。ありがとうございます。

県議会「RDF貯蔵槽事故調査特別委員会」での発言

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会

○委員名（16名）

委員長	田中	覚
副委員長	藤田	正美
委員	日沖	正信
委員	松田	直久
委員	水谷	隆
委員	岡部	栄樹
委員	芝	博一
委員	三谷	哲央
委員	貝増	吉郎
委員	木田	久主一
委員	山本	勝
委員	西塚	宗郎
委員	萩野	虔一
委員	西場	信行
委員	岩名	秀樹
委員	永田	正巳

○設置 平成15年 8月25日

○開催経過

第1回 平成15年 8月28日

第2回 平成15年 9月 5日

第3回 平成15年 9月19日

第4回 平成15年 9月29日

第5回 平成15年10月 8日

第6回 平成15年11月26日

第7回 平成15年12月 3日

第8回 平成16年 1月26日

第9回 平成16年 1月27日

第10回 平成16年 3月10日

○本会議での報告

平成16年 3月19日

※三重県議会のホームページの「委員会会議録」から抽出した。

三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年8月28日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成15年8月28日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (閉会中)

開催年月日 平成15年8月28日(木) 自 午前10時 ~ 至 午後3時40分

会議室 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正徳 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 岡部 栄樹 君
委員 芝 博一 君
委員 三谷 哲央 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 木田 久主一 君
委員 山本 勝 君
委員 西塚 宗郎 君
委員 萩野 虔一 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君
委員 永田 正巳 君

欠席委員 0名

出席説明員

〔企業庁〕 企業庁長 濱田 智生 君
総括マネージャー 小林 和夫 君
" 藤田 輝也 君 その他関係職員
〔環境部〕 環境部長 長谷川 寛 君
総括マネージャー 小川 治彦 君
" 松林 万行 君 その他関係職員
〔地域振興部〕 防災監 安田 敏春 君 その他関係職員
〔健康福祉部〕 総括マネージャー 河瀬 勝義 君 その他関係職員
〔農林水産商工部〕 総括マネージャー 佐久間 孝 君 その他関係職員

〔総合企画局〕 リスクマネジメント特命担当監 亀井 秀樹 君 その他関係職員

〔地域振興部〕 総括マネージャー 東地 隆司 君 その他関係職員

〔県土整備部〕 総括マネージャー 瀧本 峰明 君 その他関係職員

傍聴議員 4名

県政記者クラブ加入記者 10名

傍聴者 2名

議題又は協議事項

1 委員協議

・今後の委員会運営等について

2 所管事項の調査

・現況報告

3 委員協議に基づく調査

・質疑

4 その他

・今回の委員会について

【会議の経過とその結果】

1 委員協議

・今後の委員会運営等について

〔開会宣言〕

2 所管事項の調査

・現況報告 資料に基づき当局説明

(濱田企業庁長、長谷川環境部長、安田地域振興部防災監)

3 委員協議に基づく調査

・質疑

○日沖委員 ただいま説明いただいたことに基づいて、今から各委員さんいろいろ質問をされるんだろうと思いますけども、その前に一つ、まず改めてお伺いをしときたいんですけれども、この爆発事故は前代未聞の、特に死亡者を出してしまったという大事故に、歴史的な大事故になってしまったわけです。で、まず、事故の後に、ほんとにその悲痛な思いをされた、特に亡くなられた方、重症を負われて入院されておられる方、亡くなられたお宅にとりましてはほんとに悲痛な思いをされた御遺族の方々に対して、どういふうにその僕のための誠意を持った対応をしておられるのか。そして、いろいろ、その公務の現職の消防士さんの、公務を遂行しておられた途上での事故ということのかかわりもあるでしょうけれども、この県の施設で亡くなられた、事故に遭って亡くなられたということで、県としてどういふ僕を今後されていかれるように相談をされておられるのか。この事故の詳細の中での質問に入っていく前に、やはりお二人の方々が、特にお二人の方々が大切な命を落とされた、そして、ほんとに悲しみの中におられる御遺族があるということのうえに立って、今一度始まりに聞かせていただきたい。その辺をお願いしたいというふうに思います。

○濱田企業庁長 この事故の後は、その日に知事と共に私もその御家族の方を訪ねまして、あるいはその後、お通夜、葬儀と、そのように当面気持ちを表すという部分のことはさせていただきまして。ただ、今時点でするかどうかということにつきまして

は、先般も知事からもお話しにありましたように、ともかく誠心誠意という言葉でもって表すしかありませんが、私としてもその気持ちでいきたいというふうには今はお話しだけさせていただきたいと思っております。

○日沖委員 ちよっと今の御答弁いただいただけではですね。事故の後にお通夜なりお葬式なりに参加しましたということは、お悔やみ申し上げましたということはわかりますし、実は亡くなられた南川平さんの方は私の町内会の方でございまして、知事はじめ御参列されておられましたのは確認しておるわけでございますけれども、それはもちろん当然のことでございます。今まだ対応が決まっていなくてというのでお答えはいただきましたけれども、しかしながら、やはり県としてきちっとですね、やはり償いというものをしなければならぬことになってくるんだらうと思っております。その辺の話が何らなされてないということですか、まだ。一部には、御遺族のお宅へ何らかの御連絡を取らせていただいたり、今後の対応についてお話をさせていただいたりというところの御担当も作っていただいたりや、お聞きもしたんですけども、その辺どうなつとんのかもう一度お答えいただけますか。

○安田地域振興防災監 ちよっと御質問の御趣旨と外れるかもわかりませんが、消防職員の方の殉職ということで、手続きといいますが、そういう対応がございまして。1つは、もちろん公務災害上の、死亡でございまして、公務災害認定という手続きがこれから進んでまいります。一方で、殉職に伴う表彰あるいは賞じゆつ金制度、そういうものがございまして、これらの適用につきましては進めてまいりたいという、桑名市と共に進めてまいりたいというふうにご考えております。以上でございます。

○日沖委員 それでは、県としての対応はお葬式に参列されてから以降は全く、御遺族に対してまだ具体的なものというのはいないわけですね。そう確認させていただいてよろしいですか。

○濱田企業庁長 そういう意味では、具体的にまだされておられません。

○日沖委員 はい。とりあえずこれ確認させていただいて、後ほど。

○三谷委員 2点お伺いさせていただきたいと思っております。1つは、大量放水されてまして、それが沢地川なり落合川、嘉例川に流れいかないよういろいろな措置を取っていただいておりますのは、これ評価させていただきたいと思っております。ただ問題は、昨年の12月の23日に1回RDF発熱をして、そのときに放水をしたのが河川に流出をして、地元では大変な問題になったわけですね。そのとき、県は、企業庁は、もう二度とこういうことはせんということでの対応を取っていきますという、そういうことを地元とどう約束をされておるんですが、今の御説明聞いてますと、8月14日の1回目の爆発のときに、汚水が河川に流出しないように地元自治会からの要請があって桑名市消防本部に放水停止を依頼した、という御説明だったと思うんですが、当然、昨年の12月の23日にそういう汚水が流れ出たという経験を踏まえている以上は、また放水をするような場合はどういふふうな対応をするかということがきちっとコンシステムとしてでき上がっていないかはいけなかったにもかかわらず、地元自治会からの要請を受けてそういう対応をしていくというのも少し解せない、という思いが1つあります。それから、ちよっと今、今年是不作ですけれども、稲の刈り取り時期になってまして、いろいろ風評被害等も地元相当心配をします。そういうところへの対策という考え方あればお伺いをしたい、その点です。

それからもう1つ、ごみの、これ毎日200トンRDFが出てくるようなこの処理の中で、当面いろいろ、各ほかの市町村で受け入れ等図っておられますが、先ほどの説明で、現在、当面のRDF化市町村、26市町村のごみ処理体制についてはこうやって整った、というご説明いただきました。この当面というの、大体いつごろをめぐって考えておられるのか。この2点お願いします。

○田中委員長 まず環境部長から、はい。

○長谷川環境部長 正直申し上げまして、日々ごみは出てまいりますので、まず生ごみベースで処理できるということの受け皿をつくってあるだけで、製造されるRDFの処理は県外も含めて受入先を今確保しているという状況です。ですから、26市町村が基本的にRDFをすべてやめるというわけにもいきませんが、現にRDF化施設は動いているわけでございますので、その受け皿を市町村が探すというのも大変でございます。当然この事故の原因でそういう結果としてこうなっておりますので、生ごみベースとRDFベースで両方探しております。基本的に、RDFベースでそういう民間企業等を含めて処理できる所が確保できれば、それはもうこの当面の生ごみのベースで受け取っていただくというこの仕組みがもう少し変わってくるという。当面言いますのは、私はいずれにいたしましても、生ごみがRDFになった、2分の1ぐらいの量になりますが、生ごみがRDFになるわけですから、この生ごみが最低限処理できる体制を、ほかの市町村で受け取っていただけるという体制を取らないことにはだめなので、それを当面と言ったんで、それはもう先ほど言いましたように、対策本部をつくって、その当面の措置の内容がより市町村にとっていいような方向になるように検討していく、ということでも御理解願いたいと思っております。

○田中委員長 風評批判について、佐久間さんお願いします。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 私の方からお答えさせていただきます。農地や農作物へのダイオキシンの影響調査につきましては、現在行っております大気、水質、土壌等の調査と連携しまして、23日からの調査を実施しております。23日には土壌の簡易調査、26日は本調査ということで実施しているところでございますけれども、この調査につきましては、12年度から県内全域を対象にして順次実施しておりますダイオキシン類の調査箇所内の、発電施設に近い2カ所として調査を実施しております。なお、この調査につきましては、簡易調査につきましては1週間程度で出ること、土壌については結果が出ますけれども、土壌、作物等の本調査につきましてはさらに精密な調査結果が必要であると。その結果が出るには、先ほども申しましたように約2カ月程度と言われておりますけれども、これにつきましては努力して早く結果が出るようにしていきたいというふうにご考えております。

なお、現在データについては調査中でございますけれども、ダイオキシン類の性質等につきましては、「ダイオキシン類対策特別措置法」というふうなものの中で、人が一生にわたって摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断されますダイオキシン類の量につきましては、体重1キログラムあたり、1日あたり4ピコグラムというふうなことで定められております。これを現在主食であります水稲の場合に当てはめてみますと、全国平均調査で出ております数値に基づきますと、体重50キログラムの人が玄米のみを食べたとした場合には約、毎日生涯71キログラムを食べ続けるということに相当するといふふうなこと。さらに水稲の場合には、もみにダイオキシン類が付着したとしても玄米ということでも除去される。また精米にすることから、健康に害を及ぼすことはないと考えられております。このようにダイオキシン類につきましては、かなりの作物を大量に摂取しなければ人体に影響を与えないというふうにご考えておまして、一時的に摂取基準を超過したとしても健康を損なうものではないと言われていただいております。以上でございます。

○田中委員長 汚水流出等については、企業庁長お願いいたします。

○濱田企業庁長 この2ページの記載について、実はそれまでの散水の部分についても、前回の轍を踏まないために一定の循環のシステムはつくってございました。ただ、このように大量の形の部分ということまでやってませんでした。それで、こう書き方としては非常に、あまりいい書き方じゃないんで、それは、要請があるというのは、我々もこれは大事だという部分もありまして、このころから放水を大量にするという方針を聞いたところで、地元からも当然見えていただきたまして、その場で強い要請を受けました。我々もそういう措置は取りながらやってきました。それで、桑名消防の方も、あの辺の河川その部分についての汚染対策というのは非常に、その後も含めまして、非常にこう慎重、真剣に相談に乗ってくれております。そういうような意味合いで、消火の状況を妨げるつもりはなかったんですが、こういう部分をぜひお願いしたいというような話をしてですね。そして、じゃあということで、1時間少々ですけどその間にさらなる増強を押して、で、循環こうしながらそれを放水すると、で、それを受けてよほど汚れてきますと、こぼれたりしますと、それをまたバキュームで運んでいくというシステムで、今、そのときにちよっと雨が相当降りました。あのときに一部、調整池ですね、外には出ておりませんが、調整池の方へ流入した形跡がありましたんで、少量だと思えますが、それで念のために、やはり前々からのお話もあって次の対策を講じたと、こういうことでございます。書き方として、要請があっただけでやったんだというように受け止め方をされるような書き方をいたしまして、申しわけございません。

○三谷委員 一部報道で、地元の要請があってそれによって放水を中断するなりおくれたがために、後、その消火活動におくれを生じたというような趣旨の報道もあったもんですから。そういう意味では、企業庁としてはきちっとそういう説明をしていたかないと、またいろいろ誤解を生む可能性になってくる、可能性が出てくると思っております、その点ひとつお願いをしたいと思っております。

それから佐久間さん、僕そんなこと聞いたんではないです。そのピコグラムがどうたらこうたらとか。そういう風評被害を出さないような手だては何を講じてますか、ということ聞いてるんです。健康に害がないと今あなたおっしゃった。それは、その何とかピコグラムがどうたらこうたらという話ですが、そうじゃなくて現実に、地元の方々いろんな、こんな大きな全国ニュースの事故になって、いろんなものが飛散したんじゃないかとか流れたんじゃないかと、いろんな話が出るわけですね。そういう中で農作物へのそういう風評被害が起きるんじゃないかと心配をしますから、そういう風評被害が起きないようにどんな手だてをしてるんですか、ということをお伺いしてらんであってそういう細かい話聞いてるんじゃない。

それから環境部長、当面の話はわかったんですが、民間ベース等とおっしゃいましたけれども、民間で、僕が聞いておるのは県内で2カ所ぐらいしか受入先がなくて、RDFの、それも処理能力3、40トンじゃないかというお話も聞いてます。で、すぐに、こちらの方のやつもありますけども、四日市、鈴鹿にストックされてるやつもあるわけでしょう。これの処理も優先してやっていけないじゃない。そこら辺のところのスケジュールというの見直し、ちょっと聞かせてもらえませんか。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー うちの方としましては、環境部と連携して現在行っております調査等につきましては、その結果等を的確に皆様にお話しするようにするということが一番重要であるということ。そのような体制で、できました情報については報道でしっかりお知らせすると共に、調査したものにしましては、市町村それから地域の方々にもきちっと説明を申し上げるようになら対応を現在もしております。これから、その結果等につきましてきちっと説明をしていきたいというふうにご考えております。

○長谷川環境部長 民間のRDFの受入先はほんとに努力いたしております。岡山県の水島の「JFEエンジニアリング」につきましては、香肌奥伊勢資源プラザが照会をいたしまして、これが1つのルートで終わっております。それから、浜島の分につきましては京都の民間業者を現在調整中でございます。で、そのほか、大変遠いんですけども、今のところ私も10社以上の廃棄物の許可業者を確認いたしております、それを鋭意この本部の中で詰めてですね。で、正直申し上げて公募でやるわけにはいきませんので、今の知り得る範囲でその調査をします。他県の廃棄物対策課も含めまして、連携とて、近府県でできるだけ調整できる所はないかということも鋭意進めてまいりまして、私もRDF化が、生ごみベースでは今言いましたように当面の措置としてこうやるとるんですけども、当然RDF化があるわけですから、そのRDF化を進めた事業でございまして、その市町村にとってのRDF処理というのがまず第一義的にありますので、その処理が可能な限り早く解決するように努力してまいります。そういうことでございます。

○三谷委員 もう最後、終わりますが、佐久間さん、地元で対応するとおっしゃってるんですが、まだ具体的に地元説明会とかそういうこともされたわけじゃないでしょう。ね。で、2カ月たって調査結果出てからでは遅いんですよ。で、今おっしゃったように、もうこれは健康被害がないとおっしゃるなら、その旨をきちっとやっぱり発表して、積極的にそういう被害が起きないような手だてを講じていただく、ということをお願いしておいて終わります。

○芝委員 ダイオキシンに関連して、今の返答で、今のこの防止の分でも、簡易調査今週末、本調査が3週間後、確定調査が2カ月後と。これは、当局として、ダイオキシンに関する大気の調査も水質も土壌も農作物も一緒にやろうと思うからそんな数値が出てくるんじゃないの、日程が。いろんなことで聞くと、極端なこと言うと、大気だけならすぐにでも数値は出るってんですよ。まとめて正確な数字を出そうと思うから、こんだけの時間かかるんじゃないの。そこんとこまず答えて。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 農作物につきましてはですね。

○芝委員 農作物の話か、この日程は。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 今お話ししたのは農作物です。

○芝委員 はい、はい。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー すみません、あの。

○芝委員 今の農作物やて。

○三谷委員 あほなこと言うなや。さっきは2カ月っていうのは、そういう説明と違うやないか。

○芝委員 ちゃんとその問題把握しとる。例えば、三谷委員が言われた部分で、環境を、住民は周りの大気で吸い込んだらんとかいろんな部分心配しとることがまず。その次には水を心配して、土壌を心配して、次には農作物だ。それぞれに、ね、測定にかかる期日が違うの。特に農作物とか土壌なんかは、いろんな部分で、今言うたように数値が出てくるのじゃない。しかし、大気なんかは機械からある程度のは数値が出てくるわけよ。こんなもん、なんでまとめて発表すんのよ。情報公開的に、地域住民を安心させようと思ったら、まずその部分の、ダイオキシンを吸い込んだらんかっていう部分を発表すべき。その部分の。それであと、みんなまとめて大計的にやろうと思うから今みたいな日程が出てくるんだけど、分離して、わかるもんからまず速報値発表する。まず大気については大丈夫ですよ、次に出てきた水質は大丈夫ですよ、っていう部分を、なんで順次情報公開してかんの。その辺のことまず答えて。

○長谷川環境部長 先ほどの調査結果の資料でご説明いたしましたように、ダイオキシンの調査結果については今週末に簡易調査の結果が出ます。それから、本調査は速報値を3週間以内に出します。それで、確定値というのは2カ月ということでございますので、このいわゆる簡易調査、速報値をその可能な限り、要するに委託業者も分散いたしましたして、鋭意、それぞれの必要の最小限結果がきちっと出る調査をいたしておりますので、御理解願いたいと思います。

○芝委員 その簡易調査の今週末っていう中に、その部分は大気の調査だけの今週末じゃないでしょう。大気も水質もいろんな分野待つかこんだけかかるんでしょう。ある意味では、地域住民が一番何が知りたいかって言うたら、ダイオキシンが入ってなかったか、自分はまず知りたいわけでしょう、まずは。今言ったような順番でね。その、まず大気の部分の調査は数値かけやすぐに出るんだから、測定値で。後の修正があってもそれやむを得ん、少々の部分は。そんなに天と地ほど変わるわけじゃないんだから。そういう順次の適宜の情報公開、なんでできやんのっちゃうの。今週末って遅いよ。地域住民も、もうまさにそうなるんじゃないの。

○松林環境部総括マネージャー 分析ですね、可能な限り早く出す予定、心づもりしておりますけれども。その分析期間が、おっしゃったように、簡易測定は同じような期間がかかるのが、分析のその技術上かかりますもので。我々も、水が早い、大気が早いんやったら、出るものについては早く出していきます。だから、簡易測定は、同じように技術の中で3週間くらいか

かると。それから、ほかの本調査につきましては、水と大気、土壌、みんな違いますので、出たものから順次出てきます。これ、あくまでも分析のやり方、中で期間が変わっております。それはちょっと御容赦いただきたいと思えます。

○芝委員 私は聞いているのは、大気の簡易測定、あくまでも簡易測定やけど、大気の部分と水質と土壌と農作物は当然やり方が違いますから、時間がかかるもんも早く出てくるもんもある、と聞いておるんです。今の説明によると、大気の調査も、極端なこと言うたら、時間や手間かかる農作物等の部分も同じように時間がかからんと結果が出てこんのですね。測定値が。そこ答えてよ、はっきり、そこを。やり方の違いはわかった。確実性を求めようとするのもわかったりも。大気の調査にかかる時間と、農作物、土壌にかかる時間、同じ日数、時間、技術がかかるんだね。それを聞いてるんです。

○松林環境部総括マネージャー 簡易調査についてはほぼ一緒のような、1日2日のずれはありますけれども、ほぼ一緒のようにかはかります。それから本調査につきましては、例えば大気ならば9月10日前後ということ。それから水ならば、水も同じような時期ですけど、土壌はもう少しそれより遅いというふうにずれてはおります。それは、それぞれやっぱり、先生おっしゃったように分析で違うところありますので。だから、それはもう最大限急がすようにしておりますので。

○芝委員 明解な答えなかつたけど。私の専門じゃないのでわかりません。ただ、対象物、大気なり水なり土壌なりの部分によって調査の時間は違いますよということは聞いてるのでね。わかる範囲から発表してあげなさいよ、と言いたいこと。みんなまとめて今週末にどう、その情報公開の遅さが問題やということなんです。特に地域住民のためにも、わかった数値から公表してもらっているのが、それに対して安全なら安心してもらえるし、問題があれば対策も取れるわけですから。その部分は地域の一番大きな問題やと思うんですよ。適宜の、まとめてせえてそんなことだれも要求してませんよ、こんなものは。間違いく違うはずや、時間帯の違い。

○田中委員長 環境部長、タイムリーに情報提供していただくということでもよろしいでしょうか。

○長谷川環境部長 はい、結構です。早速、至急手配します。

○田中委員長 はい。

○貝増委員 ちょっと順番に振り返って聞きたいんですけどもね。8月14日朝、早朝に事故ありましたよね。で、企業庁長行かれた。現場に。朝一番に行かれたと。でもその後、議会でも第1報が入ってきた人が16時10分なんです。でも地元サイトで入ってきた人が午後2時。で、県庁に電話すると、休んでおりますとか、いろんな方が取った、全部夏休み取られてたと。でも、この問題、情報がほんとに県庁がその内部で押さえたかわからないが、地元協定書の中で協定違反ばかりやっていると。でも、県庁は。1つ1つの協定書見ても、例えば4条、5条、6条なんて、事故が起こった場合はすみやかに施設を停止し、地元と協議をし直す。それまでは操業しない。といっても、8月14日に1回目の、県庁は熱風やと言うけど、爆発してるというのも一切そういうストップかけてない。この辺の管理体制をどうしてたんやと。多度町と11月15日に協定を結んだ一番ご当地に対して、大きな問題が入ってない。

○田中委員長 貝増委員。

○貝増委員 いや、いや、1つ1つ。関連するもんで。

○田中委員長 貝増委員。

(「アフター」の話やで、今」の声あり。)

○貝増委員 アフターじゃなくて。だからこの後、一番、三谷議員も言われた風評問題、あるいは日沖議員も言われた1つ1つがそうしてなおざりになってるもんで、こういう問題になってきると。県庁すべての情報出す、環境先進県として情報出してくという割には中身が伴ってないというのが、今日これだけみんなの不満が出てくる。これがやっぱり、安心、安全のこの三重県の中で一番大きな汚点やと知事が謝ったことも、やっぱり私は素直に職員が認めて、身のあれを取る、取らず、よろいを外して、やっぱり全身全霊でやっていただきたい。そんな中で、三谷議員の中でちょっとわからなかったのが、四日市と鈴鹿に置いてある1,600トンと700トンの既存のRDF、これが現地の中ではこの機会にということで、大急ぎで鈴鹿の倉庫から搬入してたと、そういうことも聞いておりますけれども。実際、三谷議員の質問の中では、今後の既存の倉庫にしまってる処理についてはどうするかとも答弁なかったんですよ。これについて、長谷川部長になるんですかね。

○田中委員長 企業庁長。

○貝増委員 企業庁長ですね。実際、ほんとに今のままで止めとくもんか、それとも、それほどどこかに移設するものであるか、お答えいただきたい。

○濱田企業庁長 大量に処理はできませんが計画的に、22日からでしたかね。

(「はい」の声あり)

○濱田企業庁長 22日から処理できる所へお願いして、処理にかかっております。大体、ええと9月の。鈴鹿の部分で300トンあまりまだ残っておりますが、受入先の都合もあって少し時間がかかるとは思いますが、処理をしていくという方針は決めて処理をしております。

○貝増委員 どこへ持って行くんですか。

○濱田企業庁長 県内の、あのう。

○貝増委員 はっきり言ったらいいじゃないですか。どこどこ。それが安心を生むんですね。

○濱田企業庁長 今現在処理してもらっているのは、私ども環境の時も随分信頼もし、処理してもらっております、「三重中央」の方でやっております。

○貝増委員 じゃあ、300トン全部そちらへ持って行くということね。

○濱田企業庁長 今、運んでおる先はそこでございます。

○貝増委員 じゃあ、四日市はどうなるんです。1,700トンは。

○濱田企業庁長 四日市も、できるだけ計画的に出す方向ですが、今は鈴鹿の方を中心にやっています。

○貝増委員 これ、三重中央というのはそれだけの処理能力あります。

○濱田企業庁長 かなり大規模に処理できる能力を持っておると認識しております。

○貝増委員 認識じゃなくて、いつからいつまでの間で、これだけの分はここで、どこどこで処理はできます、しますと、そういう答えは出ないんですか。

○濱田企業庁長 多方面にいろいろお願いせんなん部分もありますので、三重中央さんにもですね。そういうことで、受け入れができる範囲内で進めております。いずれにしても計画を、できるだけの処理を速めていければなということをお願いしていきたいというふうに考えております。

○貝増委員 なんでそこまでしつこく聞かかると、8月14日の第1報の企業庁のコメントの中に、今回の発熱の原因はRDFの発酵である、とはっきりと言われてるんですね。企業庁として認定されると。それなのに、ストックヤードが危ないというのに、これをいつまでエンドレスの中で在庫処理をしていくもんだ。だから、この期間、1週間、あるいはひと月間で確実に処理できますという答えが、県企業庁として出るもんか出ないもんか確認したんです。

○濱田企業庁長 まず1つに、ほりっぱなしにしてあるんじゃないかと、監視体制は企業庁の職員も含めてやっておるという前提でございますが。8月22日から、22日現在で、四日市に1,600トン、鈴鹿に700トン、合計2,300トンがありまして。早急に処分したいということ伝えて、目途としては9月中旬をめどに処理できないかということで、今努力をしておるところでございます。ただ、まあこういう状態で、いろんな所からのごみ処理が依頼されると思いますので、その部分だけということにはならないかもわかりませんので調整しながらやっていきたいと思っております。

○貝増委員 もう屋前ですからちよつと簡単にしますけどもね。例えばそういった施設だけじゃなくて、RDFはそもそも燃料ですから、これについて緊急事態の場合は民間施設、例えば中部電力の火力の原材料に、燃焼材料に受け入れできないか、あるいは太平洋セメントのそちらの方で一時処理ができないかと。そういった検討対応はどないなってます。

○濱田企業庁長 当然、中部電力あたりにも要請しましたが、少し、RDFの持つ塩分であるとか、そういったことで少し受け入れは困難だというふうな話も来ます。また、そういう情報は広げて処理はしていきたいと思っておりますが、今のところ見つかっておりません。

○貝増委員 太平洋も無理ですか。

○濱田企業庁長 太平洋もですね、太平洋へ、あの、あそこも塩分処理あるのかな。あそこも塩分の処理については相当こう難儀すると思っておりますが、重ねて技術的な検討をお願いしてみます。

○貝増委員 それでは、各大きな施設が、それだけ大企業が塩分が入ってるから三重県のRDFは燃焼材料に使えないと。そういう、例えば今回のこの処理ができたときに、そういった固形燃料が今現地で再開されても県の施設は大丈夫なんですか。RDFが塩分が多いということに対してね。

○濱田企業庁長 塩分は、持っている施設の利用の問題であって、塩分自体がどうのこう危険というような話じゃなくてですね。機械を運転するのに塩分要素が強いものと非常に機能上悪いと、こういうようなお話です。

いずれにしても、9月中旬めどにということでご覧も、先ほど申しましたような事業者の方にも相談しながらやっておったんですが。私申しますのは、こういう状態ができて、各市町村のごみの処理までいろいろ広がってますんで、当初お願いしとるようなベースで行くかどうかということがやっぱりありますので。そこはまた環境部さんとも調整しながらやらないかと思ってますという意味で、少し当初見とった9月中旬めどという話がそのまま計画どおり行けるかどうかということについては、少し検討させていただきたいと。それで、計画変更に伴うものについては、範囲を広げては、当然のことながら見て努力してまいりたいと思っております。

○貝増委員 はい、私、これはまた後にゆつくりやりますわ。その日沖委員が言われたように、2人の方が殉職、亡くなられたと、そして5人の方がけがをされてると。やっぱり、特に殉職というのは重き。○田中委員長 貝増委員、長くなりそうですか。

○貝増委員 はい。

○田中委員長 やつたら、もう屋からにしてもうたらと思うし。

○貝増委員 いや、もう終わるよ。ですから、やっぱりその補償に対してしっかりと県として地に足をつけた対応していただきたい。市と、あるいは広域と考えるんじゃないかと、県の施設、その消火の中で亡くなられたということ県庁も最大限意を酌み取っていただけたらと。ね。そういうことを要望して終わります。

○田中委員長 どうぞ。はい。

○水谷委員 簡単。

○田中委員長 お屋からもしますで。

○水谷委員 いや、もう1つだけ。8月19日の経緯の説明の中で、当然消火活動をやられた中でホースでこう冷やしてたと。で、その中に、新聞しか私は聞いてないんだけど、バーナーでそのタンクの周りに穴をあけて消火活動の一環とするというようなことを聞き及んでですけども、それは事実かどうかということちょっと確認したいんです。書いてない。

○濱田企業庁長 少しお断りさせていただきたいと思うんですが、ここへ書いてあることは確実に今の段階で事実として認定されたことを中心に書かせていただいております。そして、聞くところによると、調査委員会なり、特に警察の方もそういった部分についてのいろんな聞き取りがあるというようなこともありますので、我々としてきちっと、聞いたとかいうような話は書けるんですが、きちっと自分たちが見て確認したとか、それが、というような部分で、少しあやふやな、あやふやと言う言葉が悪いんですが、きちっと確認されていないことについては、この後のいろんなこういう場合は少し確認できたものから出させていたいただきたいということでございます。なかなか、いろんな方に対する聞き取りが入りますので、あまり想定の形はですね。ただ、切っておったという形はあります。それはありますので。ただ、どういう形でだれが指示してどういふことまでやったかという部分については、それぞれの微妙な問題がありますので、ここではまだ書かせてもらってない。この整理がきちっとできる程度には表わさせていただきたいと思っております。

○水谷委員 事故原因の大きな1つの、2つの中の1つやというふうな新聞報道も出ましたので、その辺をちよつと確認をさせていただいたんで。まだはっきりしていないと、こういうことです。

○田中委員長 お屋の休憩入りますが、委員協議の中で、今回に関連して、やっぱり情報の開示が議会側にも随分遅いではないか、足らぬではないかという意見がたくさん出ました。そういった観点で、先ほどの貝増委員の、その鈴鹿と四日市に残ってるんですか、今までたまってやつが。で、工場の中にもおそらく残ってるんでしょ。で、今この消したRDFの処分も含めて、その受け入れ先の処理能力も含めて、その計画性というんですか、計画をこの委員会にお出しをいただきたいと思っております。企業庁長、環境部長、よろしいでしょうか。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 それでは暫時休憩をさせていただきます。なお、再開は午後1時とさせていただきます。委員の先生方よろしくお願ひいたします。

(休憩)

〔再開の宣告〕

○芝委員 緊急対策。朝からの、今までの県の対応の部分で、今、現地では消火もしくはそのままほ鎮火して、温度はあるけどもした。それからあと、RDFの抜き取りからして原因究明という形で、それからまた、環境地域住民への環境等々で対策を取られておりますけども。本部には知事を筆頭とする本部があります。現地だけ対策本部があります。実際、ね、県出たらいいんです、現地のすべての指揮、すなわち今の議論してます環境の部分の測定であったり排水処理の問題、それから現地の消火、抜き取りとかいろんな部分の現地の最高指揮決定者はだれなんですか。

○安田地域振興部防災監 現地の災害対策本部の部長でございます。知事が指名いたしました。松岡出納長でございます。

○芝委員 愚問も兼ねてあえて聞きますが、きちっと指揮命令系統下で稼働していますか、すべての面において。

○安田地域振興部防災監 現地災害対策本部の中での指揮命令というのを徹底しておりますし、あと、消防機関等関係機関との連絡調整についても努めているところでございます。

○芝委員 当然、指揮が1本であって、いろんな情報、知識、専門家の意見を聞きながら、いろんな対策の部分の最終決定はおそらく松岡本部長がされるんだらうと、そうでなきゃおかしいと思うてます。その中で、昨今改めて地域の議会やとかいろんな所から視察調査等々が相次いでおりますけども、その対応等々も松岡本部長で全部対応されるんですか。

○安田地域振興部防災監 いろんな関係の議員の先生方も含めまして現地を視察していただいておりますが、基本的には松岡出納長をキャップに対応させていただいております。

○芝委員 地域の議会とか行政関係者の部分の、現地を見たい、また、視察をしてそこから学び取りたいという意向はわかるんですが、とにかく今の緊急の課題は、まず完全消火とRDFの撤去、撤出ですね。それから原因究明だろうと思うてます。その中で、ここで県議会でも先ほど朝からも確認をされたように、所轄する部署が4つの委員会がある。それをある意味では包括する形で、議会対策の特別委員会を設置をされた。その中で、きのうもありませんけども、それ以外でも既に現地を視察に行った、事前にも行った、事後も行った委員会もあれば、後から行こうとしたけどもやっぱり特別委員会等とのバランスを含めて1本化しようという、混乱を招くためにしようという部分。それは、現地には、やはり今言ったようなこと優先にしてほしいから、余分な余力の、余分な力を注がれたいと、注がれたいという分て統一した部分でやるわけなんです。実際これ、その個人名を伏せても、きょうの中日新聞、伊勢新聞、朝日も載ってますけども、現地へ行って現地のクレーンに乗って見ることが、松岡出納長許可したん、これ。こんなこと、きのう行われとるけど。議員がこれ現場のクレーンに乗って現場の中身見て何の効果があるの、説明してくれ、この時期に。

○安田地域振興部防災監 いろんなご視察をいただいている方も含めまして、現場での安全第一といいますが、安全確認には職員全員、対策本部の職員、終始徹底しているところでございます。その中で危険区域内へは一切入っていただかないように、私どももお願いしているところでございます。その結果、不十分どころもございまして、危険区域内での管理をしていただいている消防の方にもさらに徹底をしていただけるようお願いをしたところであります。

○芝委員 そういう意向で当然現地の松岡出納長も判断をされとるわけやわな。松岡出納長のその意向、県の意向、当然松岡出納長表裏一体だと思えますけども、その指示系統生かされてるの。一説によると、この部分のクレーンの乗車については桑名消防が許可したって話を聞いたとるけども、そんなことは今現在行われとって、ほんとに原因究明とか現場の対応はできるの。

○安田地域振興部防災監 安全管理、確認が不十分だった点はお詫びしたいと存じます。危険区域内での管理、桑名消防の管理も含めまして、改めて徹底をさせていただきたいというように思います。

○芝委員 改めてってね、この事件の全段から含めてずっと、消防の対応、企業庁の対応、県の対応、富士電機の対応がそれぞれまちまちで、いろんな部分で議論を醸し出してる昨今きょう、きょうここにおいて、今でも1本の部分が全然できてないじゃない。これから今までの原因究明やって中々です、こんな初歩的なことが。松岡出納長がしとったなら、来てやらしたその是非の部分の意気をお願いしたい。今私が指摘したように、出納長が、本部長が知らずに桑名消防が許可したというのなら、現場はどうなとんの、この時期において。原因究明はそれ以外の問題と違う、そんなものは。責任問題や、そんなものは。

○安田地域振興部防災監 特にその危険区域までの部分は、現地の対策本部が安全管理を受け持っているという徹底させていただいているところでございますが、その中で不十分な点があった点についてはお詫びさせていただきたいというように思います。

○濱田企業庁長 私も副本部長として、警察あるいは消防ですね。と入る時は協議しながらはやっておるんですが、当然作業の状態であるとかそういったことをきっちり確認したうえで、どうしてもという場面のときは許可するというような格好での対応で

ございますが、現地において、それがたび重なる話になれば当然問題も起こしますので。私もこの後また戻りましたときに、十分そこら辺の相談はさせていただきます。

○芝委員 あのね、私が言いたいのは、この期に及んできちっと指揮系統、責任系統、明確にしてほしい。その問題が議論されてる中で、きのうもそんなこと起こってる。二次災害でも発展したらどうするんですか。当然、本部長、松岡出納長さんの経験と知識の中でわからない部分が多々あると思う。専門家がいます、消防がいます、いろんな部分のその知恵や意見を集めて最終判断するのは、私は本部長と思える。その部分もう一遍そういう構築せんと、この分に限らずにですね。いや、あれは消防さん許可しましたよ、これ富士電機がしましたよ、さっき、全然変わらんやないですか、事故前の発生の状況と。そこをもう一度きちっと、いろんなすべてにおいて、現場において、だれが最高責任者で、すべてのシステムをもう一度構築し直す必要はないですか。形はつくれた、つくれたけども、それぞれがばらばら勝手に動いとんのじゃないですか、これ。

○安田地域振興部防災監 毎日、その現地対策本部の中で、いわゆるその関係機関の方々も入っていたいて、1日2ないし3回は必ずそういう連絡調整会議というの開催しております。そういう場でそれぞれの立場でも安全管理徹底するように、今後本日以降そういうことを徹底したいと思います。それから、その現地災害対策本部の中の指揮命令系統ということにつきましては、これはもう松岡出納長のリーダーシップでもって、徹底してこれまでもやらせてきていただいているというふうな思っております。

○芝委員 きとらんから言うとするんやないか。現状はこんな分ですから改めて。これ、それぞれの思いとかそれぞれの地域性とか、いろんな部分があると思うんです。そこでの部分でやっぱり今大事なことは、今の現状を改善すること。要するに鎮火を絶対忘れないこと、それから撤去して、原因究明すること。最大限我々県民としても議会としてもきちっとせなあかん。その部分があって、そういう思いがあるけれども、そこはやっぱり同一補助でやらない。こういうこと許されるなら、地域対策的に私ども会派の中、それこそ、槽の中まで入りたいたいというぐらいの思いを持って人もおるわけですから。その辺部分はやっぱり統一せんとにははずすね。それと、問題は、現地は何遍言っても1本化してない。それが一番の問題。今までも、それを責任追及されたやん。だれが言うたや、だれが責任があんや。まさしくこのことはそうやない。本部長の管轄下に、消防も富士電機もありいろんな部分、専門家の委員会もあるんなら。本部長がすべての指揮をとって決定すべき部分はさ。実際どうやった。本部長、決定してないで。私が指摘した、桑名消防が決定したやろ。

○田中委員長 安田防災監にお尋ねします。本日提出いただきました資料6。現地災害対策本部、この組織の中で、消防機関、いわゆる消防署ですかね、消防署、警察、富士電機さん、これがその組織の中に入っていないが。今、芝委員の指摘の内容で、そういった県以外の団体とその対策本部、もしくは連携体制、連絡体制はいかになっているんでしょうか。

○安田地域振興部防災監 この資料のとおりでございまして、組織の中には県以外の機関は入ってございません。したがって、消防機関あるいは富士電機等も含めた関係機関につきましては、この現地災害対策本部との関係機関という図形になっております。しかしながら、そこでの調整というのがもともと大切でございまして、毎日の本部員会議プラスこの関係者も入った打ち合わせ会議でもって意思疎通を図って、いろんな対策、応急対策を決定している、という実情でございまして。

○芝委員 命令系統ははっきりせなあかんわ。こんな関係機関やなしに。今言う、県以外の組織の人間、関係機関に入ってもらってるってうだけやなしに、入ってもろてそれで勝手に動くんやなしに、命令系統1本にしなさいよ、命令系統を1本に。なってないからこんなこと起こるんじゃないですか、こんなことが。本部長のもとに、桑名消防も関係者もすべての部分も命令系統1本と。入ってないから起こるんじゃない。

○安田地域振興部防災監 命令系統といいましても、あんまりこう何ていいますか、法的にいいですか。そういうふうな部分の命令系統は確かにそう分かれておりますが、実質的に毎日のそのきめ細かいその打ち合わせ会議によって意思疎通を図りながら、それぞれの責任、権限、命令でもって行っているというのがこの組織でございまして。

○田中委員長 安田防災監、この毎日のその連絡調整会議の議事録なり項目というのはお取りいただいているんですか。

○芝委員 入っただけで勝手に動いとんのか。

○安田地域振興部防災監 はい、後日またそれでは。

○田中委員長 それでは委員会の方に提出をお願いしたいと思います。

○三谷委員 今の関連で。先ほど質問させていただきました。例えば四日市、鈴鹿の倉庫に保管されるRDF、これ県が管理してるんですか、それとも富士電が管理してるんですか、基本的には。

○濱田企業庁長 あれは、現在は富士電機の所有物でございまして。ただ、こういう事案になりましたので、県の職員も合わせてその発熱なんかの状態を管理はしております。

○三谷委員 どうもさっきからの答弁が何か奥歯にもめ込まれたみたいで話で、その処理っていうのははっきり言われないですが、こんなものは県の方が責任持って、例えば環境部がきちっとした指導力持って対応するっていうか、それくらいのことばっかり言わなきゃだめです。あれは富士電の管理物、所有物だから云々というのは、そういう段階越えだと思う。環境部長、どうや。

○長谷川環境部長 私のほうで、富士電機的所有物について、問題のある、問題があるかわからない在庫のRDFですので、環境部でもって責任を持って今後の対処の仕方を早急に詰めて対応します。

○三谷委員 どこが富士電で、どこが企業庁で、どこが環境、ようわからんとこがよう出てくるんさ、後から。

(「今でもそうやき」の声あり。)

○三谷委員 今の、さっきの指揮命令でもそうやし。

(「このRDFもそうや」の声あり。)

○田中委員長 午前中に、そのRDFの鈴鹿と四日市の倉庫についての管理体制、出荷体制についての資料を求めましたので、後刻提出されるとします。で、今の現地の災害対策本部ならびに連絡調整機関の資料を求めましたので、後刻提出されると思いますので、それ、またごらんいただいからの御審議ということで、現時点でよろしいでしょうか。

○木田委員 午前中の説明で、RDFを貯蔵槽から搬出した、それが予想外に多くて、1,100から1,200立米というふうに言われましたけども、これは今どういう状況になってるわけですか、取り出した分は。

○濱田企業庁長 取り出したんじやなくて、まだ貯槽の中に残ってると。それを取り出すとしようということでございます。

○木田委員 取り出した分が60立米で言われたんですかね。それはどういうふうな処置をしようとするわけですか。

○濱田企業庁長 取り出したRDFについて、ダイオキシンの問題がないかということでそれを調査した後に、問題がないということになれば廃棄物として適正に処理するという形になってます。

○木田委員 午前中から、周辺住民の方の不安というようなことがたくさん言われたんですけども。一説によると、燃焼というのはもうすごく激しい化学反応で何が発生しているかわからないと。高温で燃焼した場合ダイオキシンはあまり出ないんですけども、ほかのものが出るともわからんとかですね。そういうふうな中で水を掛けて冷やして、まあ蒸し焼き状態とかですね。そういうふうなことが行われてきた中で、私、この槽の中のRDFあるいは取り出した部分が、ほんとにこう危険なんじゃないかなというふうに思ってるんですね。それを放置をしていく、その敷地内ですけれども放置をしていくということについては、ますます不安を高めてというふうに思ってますけれども、これを安全に、例えばダイオキシンが含まれても安全に処置するための方策というものも同時に、同時並行的に考えられているのか。それをちょっと聞ききたいと思ってます。

○長谷川環境部長 ダイオキシンの3ng以下である場合と越えた場合とでの、いわゆる特別管理廃棄物として処理するか、普通の産業廃棄物として処理するかというのは、この検査の結果出ますので、近日中に出ると思います。それによって処理の仕方が決まりますので、私どもとしては、特別管理産業廃棄物になっても処理できるような業者を、今、選定しております。

○木田委員 それと同時に先ほどの議論にありましたけども、これ取り出した分についてはどこが責任を持ってやられるわけですか。富士電機がやられるんか。

○濱田企業庁長 先ほども、富士電機という話はそうですが、企業庁としてきちっと対応をしたいと考えてます。もちろん環境部の協力も得、それから各種専門委員会の先生方の意見も聞いたうえで処理したいと。通常の時ではございませんので、そのように対応いたします。

○山本委員 3点をちょっとお伺いしたいなと思います。まず1点は、環境影響に限ってごみの問題に限って言います。まず16ページのこの雨水の調整池から出てきた水については、昨年の12月のときの事故にも、表へ出したらいろいろ影響があって、とにかく問題になったようなこの事件がありましたんですけど。今回はもう表へ出したらいかんということで、調整池の中で今食いどめて、きのうおとついで周りを、堤防をかき上げてこれやってみようと思ってるんですね。それで、それはええとして、表へ出したらあかんような水を今これ、そこからくみ上げてホースで企業庁の浄水場の接合部へ接続をして、その水をこの伊坂ダムの中へ全部こぼし流し入れるわけですね。ですから僕は素朴に考えたときに、この表へ出たらあかん水をこの伊坂の池の中へどんどん出したらあかんやけど、その辺のところはええんかなと、まず1点ね。

それから2つ目は、やっぱり桑名で約、生ごみでは200トン、それでRDFにしたら100トンですけど、今、生ごみを一生懸命。毎日出てくるわけですね。それで、上野でも100トンぐらい出てき、あと、RDFに付随したその各市町村は約350ぐらい出

てくるわけですね、トングぐらい出てくるわけですね。で、それを今、桑名あたりはもうなかなか処理できやんもんやから、やっぱりという県の方も協力してもらって。今7町ぐらい、愛知県では2町ですか、ハチオウとそれから港の環境と、あと、三重県内にこのごみを分散してもらって処理をしてもとるんですけど。特に桑名ですと、もうごみを運ぶパッカー車もないもんやから、持ってきたごみをこれから牧草のようにあややって周りをこびニールで巻いて、においとそれから汁が出やんように加工しながら、あつちこつちお願いしとるわけですけども。当然、やっぱりこれはいろいろ費用の面で、おそらくこれからのいろいろな問題になってくるんじゃないかと思うんですけども。そういう、ごみを処理をしとる費用の面について、まだ早いかわからんですけど、いろいろお考えがあったらひとつお聞きをしたいなと、こうやって思ってます。2点目。

3点目は、今、芝さんの話なんですけど。僕は安田防災監に聞くんですけども、20メートルも30メートルも上からあの所を見るというのがほんとに必要なかどうか必要なかったか、それだけちょっとお聞きします。

○濱田企業庁長 先ほどの水の関係ですが、前回は非常に色がきつかったという部分でありまして。実は、先ほど申しましたように、前回は少し処理が遅れたと、それで調整池に大量に流れ込んだということでしたんですけど。今回の場合は、流れたというのを見た人もいるということですが、データ的には少量と思われてます。水質基準自体も、活性炭をほりこんでますんで色は黒なってますが、水質基準自体も前回と比べものにならないほどのもんできて。そういう意味では、ユーザーの方にも、こういうことですと。そして、伊坂地区の地域にも、こういうことですよという話もして。そして、ただ、やっぱり今までの経緯もありまして、カ尾地区の方の前回に引き続いての話というのは、やはりこれは相当感情的な問題もあり、できるだけの対応をした方がいいんじゃないかということ。ユーザーあるいは伊坂の地域の方にもお話しさせていただきまして、そして我々、水質の職員をそこへきつと張りつけて、そういう格好で見守りながらやっています。水質については問題がないというふうなことで、現地でも地域の方も見られております。そういうことで、汚い、問題のある水を流しとるんだというふうなことにはならない、ということでもよろしくお祈いします。

○長谷川環境部長 桑名広域につきましては、委員御所見のように200トン近いごみが毎日出ますので、一番最大の市の広域の清掃組合も市当局も含めて大変迷惑を掛けております。その中で、1つは、今さっき言いました圧縮こん包に関する部分は、8月の22日分の120トン分が桑名広域の旧焼却場に野積みされております。で、それについて、圧縮こん包をしてその場で一時保管して、そしてそれを他の地域のごみ処理場へ、受け入れてくれる所へ随時運んでいくというところでございまして。もう1つ桑名市の広域で大変な問題になっておりますのは、当日出たごみがそのまま受入先に行かない部分。特に事業系のごみなんかはチェックしないといけないもんですから、この旧の桑名広域の焼却場でまた整理をしまして、そしてそこでトラックにそれぞれ仕分けしながら出るとのこと。それから、事多いもんですから、ある意味で、このごみが、午前中ちょっと言いましたように、受入先が量的には確保できるとんですが、コンスタントにそのようなことになるかどうかということについて毎日の調整になっておまして。配達関係とかいろんなことでも大変迷惑を掛けておる状況でございます。いずれにいたしましても、それは当面の処置の中でさらにもっと受入先も広げながら、例えば四日市市が50トンと言ってますけども、もっと増やしてやるかという話も一部ございます。近隣で増えれば、より配達も楽になりますので、その辺は鋭意、環境部責任を持って市と一緒に取り組んでまいりますので御理解願いたいと思えます。

で、費用の面につきましては、知事が全協でお答えいたしましたように、県が責任を持って調整するという、この辺を知事が答弁いただいておりますので、それを踏まえまして、今後、関係市町村さんと詰めていくことになると思えます。今の時点では具体的な話には至っていないので、よろしくお祈いしたいと思えます。

○安田地域振興部防災監 はしご車の件でございますけれども、現場のその消火作業につきましては、ほんとにその安全管理という面で細心の注意を払って、これまでやらせていただいているところでございまして。例えば22日以降、一斉放水をする時なんかも必要最小限の職員にいたしまして、テント内の職員も全部待避したうえで放水をやってきたというふうな状況でございます。そういう中で、実は昨日の段階で非常に、その冒頭に申し上げましたように、タンク内のそのRDFの残量が多いと、予想より多いということ、別途また違った方法であそこからRDFを取り出す方法を急遽検討しなきゃならないというふうな事態になってまいりまして。

それともう一方では、タンクを上から見ることによって、形状が変形していないかどうかをチェックする必要があるということ。昨日は、三重大学の先生も含めまして専門家の方々に現地へ行っていただきまして、どういう作業が可能であるかをどうしても上から見る必要があるということで、初めてはしご車を使って中を見ていただいたというふうなことで、必要最小限の作業であるというふうにご認識しております。以上でございます。

○山本委員 まず排水の件ですけども、前回の年末のときにはだいぶ変色、色が茶色にかかって、見るからにもそれは汚水というような感じがしたね。ですから、あれが流れていくなると、下流も大変こう、ある面では迷惑な話になってくるんじゃないかなと気はしましたけども。今回は、例えば量が多くて期間が長くて、打ち込んだやつをまた回収してもう1回打ち込むというような形をしながらやりますもんね。僕は決して、あの汚水っていうんですか水が、何て言うのかな、企業庁長さんはもう規格で入って大丈夫やとこういふこと言われますけど、なかなかやっぱりそういう面では、ちょっと私は理解しがたいと

ことがあります。例えば、いい水であれば下流へ流しても別に構わないですけど、流したらあかんと言いながらその伊坂ダムの中へどんどんこう流していくというのは、僕はちょっと理解できやんで、もし御意見がありましたらもう1回あれと。

それから2つ目については、知事が調整をするということですけども、今は一生懸命何とか1日のごみを処理せなあかんということでも一生懸命こうやってみえるんですけども、やっぱりもうちょっと、この調整をするというのは、それはある面では私わん場合もあるし押しつける場合もあるということもありますからね。もうちょっとその辺のところは、ひとつ現場の市町村が期待を持って、とにかくこの一大事には何とかひとつ協力して自分たちもやっていくやていう、こういうものをもう出すぐらいのところにやっぱり持っていつてもらわんと。いやあ、割とこう県は冷たいなあという、こういう気持ちがありますからね。ひとつ一回、何かあればお願いしたいと思います。

それからあと、安田防災監には、私は学者が見るというのはそれ必要かわからんですけど、例えば議員がそれを見るというのは果たして、何ですか、必要やったんか必要なかったんかということをお聞きしたわけですから。ちょっとお答えください。

○濱田企業庁長 水は循環器で使います。で、使って汚れた水がそこへ出るんじゃないくて、バキュームカーでその処理をやるとということで、調整池には入ってません。調整池に入った恐れがあるというのは、そうしたときに少しあれ、翌日でしたか大雨が降りました。それで、ガードしとったんですが、ガードしとったところから少しこぼれたということを地域の方が言われますんで、念のために水質を検査し、そしてそれをもう1回念入れて水処理するという意味です。あの汚れた水自体は外へ運び込んで別処理をします、ということでございますので御了解いただきたいと思います。

○長谷川環境部長 全協の知事の、県が責任を持って調整するというお答えで、大変、委員にとってはどうかともわかりません。知事がまずそこまで言っていたいただきますので、私も現実を踏まえて知事と調整できますので、きちっと現実を踏まえた中で調整したいと思いますのでよろしくお願いたします。

○安田地域振興部防災監 安全性という面からも現在の時点では必要最小限であるべきだということに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○山本委員 必要最低限で、ようわからんけど。僕は、そういうことがあなたの立場としてよかったか悪かったかということをお聞きしたいわけです。

○安田地域振興部防災監 したがいまして、関係機関というか消火を検討する立場の間が見る必要があったので、必要最小限としてああいう方法を取ったということでございますので、それ以外の部分については御理解をいただきたいというふうに思います。

○山本委員 消火やる人は、消防職員はみんな見やなあかんで、そういうのは、中の様子を、どういことやと見やなあかんけども。一般の議員とかそういう人たちが、行ってそこを見る、中を見る必要があったかなかったかということお聞いとるんです。

○安田地域振興部防災監 今の、現状の中では必要はないというふうに思います。

○西塚委員 鈴鹿と四日市の倉庫に保管されてますRDFの関係について、改めて少しお聞きをさせていただきたいんですが。今の企業庁長のお話によると、あのRDFは富士電機の所有物だということにおっしゃられたんですが。その26市町村からできたRDFが発電所に運び込まれて、で、企業庁のものになる。企業庁いうか、3,790円で企業庁の所有物になったのは、なぜ富士電機の所有物にいつ移ったのか、それをお聞きをしたいと思います、まず。

○濱田企業庁長 前の議会でもそういう御質問ありまして。実はこの事業をやるについて、3,790円ということで非常にこう市町村の負担も大きいということで、いろんな所へ協力を求めてました。そして、その中で1年少いですけど、この当初のごみ処理の形が、灰処理の問題が少し残ってありましたんで。落ち着くまでの間、RDFについて200円ほどを協力していただけたという話で、企業庁へ一端持ったものをさらに200円で買い取ってもらう話にしました。そういうことで、産業廃棄物となった処理になっておるんですが、ただ先ほども申しましたように、富士電機が管理はしてますが、今回の処理の話については安全性の面で相当やっぱり問題がありますので、企業庁として責任持った対応をしたいということで話をさせてもうとると、ただ受入先等との問題もあって一気にという形には行ってませんが、もう22日から既に運び出しをして処理にかかっていると。私としては1日も早くそれを処理したいということで、排出先が許せば、十分な時間、理解を求めていつて処理したいと。

○西塚委員 今お話し聞いとると、市町村が3,790円を負担をして企業庁が買い取ったわけでしょう。その灰処理やいろいろ含めてその費用が要するというで。それ、200円で富士電機に足りるんでしたら、富士電機に200円で引き取ってもらったらどうなんです、最初から3,790円もらわずに。

○濱田企業庁長 そういうふうにできればいいんですが、現実の話として、200円分を富士電機にも協力してもらったということなんです。市町村の負担が3,790円という話の中では現実には難しいということで、それぞれが、太平洋セメントにも協力求めました。で、企業庁もいろんな意味での節減の努力もするというで、市町村の負担をこれ以上膨らまさないためにも、できるだけ経営の効率化なり合理化いうところで協力いただけませんかというようなこと。だから期間を区切られました。一定の灰処理の形が、今、藤原の方でお願いしてんですけど、あれが始まるまでの間という格好で、じゃあ200円程度を協力しましょうという話になりました。

○西塚委員 灰処理ができるまでの間、今、工事やってもらってますわね。まあそれまでの間、その200円協力いただくことになりましたというふうに、今おっしゃられたわけですから。と、RDFを処理するための協力金のようなものですよ、200円というのが、200円もらう、なぜその所有権が移ってんですか、向こうへ。

○濱田企業庁長 現実の処理として、200円で買い取ってもらう形を協力要請しましたんで。ただ、この方法で市町村の方へも私、話してですね、ぜひそういう格好でということをやってますので。特にそれをもって市町村の負担が、というんじゃないくて市町村としてはその方がいいという形。結果として処理対応も広がるということになります。

○西塚委員 たまたまというか、今回こういう事故が起きて発電停止をしますけれども、順順に発電所が稼働しておれば、富士電機の所有物であるRDFを持ってきて、また発電所で燃やすことになってたんでしょ。それはどうなんですか。

○濱田企業庁長 順順に行けばそのような方法も取れました。

○西塚委員 そうすると、そうですね、RDFの流れが全然よくわかんのですよ。なぜ200円で買い取ってもらわなあかんのか、所有権が富士電機に移って、また三重県のものになって三重県が燃やすとかですね。この三重県が2つに燃やすときには、ただなんですわね。引き取り料ただでしょう。富士電機の所有物であるRDFを三重県の発電所で燃やすときに、その引き取り料はただでしょ、富士電機からは。その辺はどうなる。

○濱田企業庁長 あのですね、例えばそれが、結果的に灰処理ができない状態でその協力もいだけないような形になっておった場合に、これは1つの考えですけど、どこまで確定しとるかという議論があるところですが。その場合ですと、一般廃棄物から出してきた一般廃棄物はどこまで一般廃棄物という、その当時の国の考え方があります。それですと、その灰は全部各市町村が個別に処理しなければならぬという話になります。そういうふうな現実を踏まえれば、協力の話は結果的には、そういう市町村にとって処理のしやすい形にもなったということでございますので。特に三重県にとって不利な要素とか不安な要素はないということから、私も富士電機にも協力求め、市町村としても、その灰処理について、現実と一緒に燃やしたような灰が分けられるわけもないと。それを、やっぱりそれぞれ個別の灰ですよ、という論理の方が私はおかしいと思っております。しかし、そういう主張もあります。そういうことから、結果的には200円の協力という格好が形としては産業廃棄物という形になって、市町村の処理から事業者として処理できるという結果にもつながってまして。で、私としては、市町村ならびに県全体としても一番安定的な処理ができると。それをいつまでも続けるというんじゃないくて、あくまでも太平洋セメントでの灰処理ができればそれで終わるということになります。

○西塚委員 おっしゃることが全然わからんのですわ、僕は。灰処理をするために200円協力金いただくわけでしょ、富士電機から、結果的に言くと、それであるのに、RDF所有権がなぜ富士電機に移るのがわからないんです。

○田中委員長 確かに、濱田庁長、さっぱり私もわかりませんすわ。もう少しわかりやすく御説明いただけませんか。庁長お願いいたします。

○濱田企業庁長 一般廃棄物としてRDFが入ってくると。それを仮に企業庁が直接処理しても、残った灰は一般廃棄物ということになります。で、その部分を1回仮に私の所が有価、例え100円でも50円でもそうですが、有価で買えば産業廃棄物になります。そうすると、各市町村の一般廃棄物としての処理でなくて、いわゆる産業廃棄物としての処理ができます。そういうような意味合いでは、富士電機の方で1回買い取ってもらう形になってますので、産業廃棄物としての処理ができるという形になります。そうすると、市町村として、個別にその部分について処理をそれぞれの責任を持ってやらなくてもできるということで、やった部分ですわね。それで、市町村の負担の部分もありましたんで、その200円の御負担もいただいたということでございます。ただ、産業廃棄物になって相手の所有権であるという形はありながらも、この運び出しの話については企業庁として当然責任を持ってやる状況にありますので、今その話を22日からも運び出しをやっておるということでございます。

○西塚委員 わかったような気がしてきたんですが。要は、富士電機のRDFを燃やしてできた灰を産業廃棄物であると。県のRDF燃やしたら、これは一般廃棄物ということなんですよ、灰は。その区別をしたうえで、処理するための費用という意味で200円いただく、ということになる。

○濱田企業庁長 県がやろうと事業者がやろうと、要するに有価物として買い取ったものであれば、それは一般廃棄物にあたりないということなんです。非常にこうわかりにくい話になってますが、法的には、私自身もそれはおかしいんじゃないかという

話で国の方も随分やりとりはしました。しかし、そういう見解でございまして、これは私は現実的でないと思います。それで、現実には燃えたRDFの灰が、これは桑名市のもんです、これは多度町のもんですなんていう話がつくわけがないんで、それはやっぱり現実対応ということがききとできるまでの間は、各市町村にもそんなことは迷惑掛けられないというようなことで、企業庁として決断してそうやってやらせてもってます。ただ、今回のような話の結果は予想してませんでしたんで、倉庫にある処理については主体的にそれを解決するように取り組みます。

○西塚委員 まだちょっと納得ができてくるといって、よくわかるんですが、後で結構ですので、何かこう図に示すか何かでちょっと、説明資料後でいただけませんか。

もう一つ、サイロの中から取り出しとるんでしょ、今。その所有権はどこのものなんでしょう。

○濱田企業庁長 富士電機のものでございます。

○田中委員長 環境部さん、先ほどのその一廂の話と産廃の話、ちょっとわかるような図面というんですか、簡単にわかるような資料として、後刻お出しをいただくようお願いしたいと思います。

質疑を続けたいと思います。

○岡部委員 2番の方でちょっと若干よろしいですか。

○田中委員長 原因究明ですか。

○岡部委員 はいはい。

(「原因究明はあかんよ」の声あり。)

○岡部委員 だめ。

(「だめ」の声あり。)

(「原因究明はまだ。事実だけで言うとするやん」の声あり。)

○岡部委員 いや、この説明の中でちょっと聞きたいものがあるもんで。その辺がちょっと若干来るかなと思って。

(「それも後やな。」の声あり。)

○岡部委員 それも後。

(「原因究明は後。ややこしいで原因究明は後にしよう」との声あり。)

○岡部委員 管理体制やな。

○田中委員長 今は立場上の話だけ。

○岩名委員 ちょっと今まで話聞いて、もう非常に輻輳して、少し交通整理してもらわないとわからないんじゃないかと思うんですね。どういふことかと言うと、これは発電施設と焼却施設とあるわけやな、これ。

○田中委員長 そうそうそう。

○岩名委員 うーん、まあ言うたらね。うーん。

○田中委員長 そうそうそう。

○岩名委員 RDF化されたごみを燃やすまでの焼却施設と電気をつくるための発電施設と2つに分かれるんじゃないでしょうか。そうでしょう。それで、焼却施設については環境部の所管だと。で、発電施設については企業庁の所管だと。こう言っとなのやけども。設計、施工、管理のいずれも、環境部は企業庁に委託をしたのかどうか、つくるときね。この辺のとこからちょっと聞いとかなと、この施設の全容がはっきりしないんだわな。これまずお願いします。どっちがつくったもんなんか、さっぱりわからん。

○長谷川環境部長 焼却施設といういわゆる市町村のRDF化の施設は県が、環境部がいわゆるRDF化の促進のために声を掛けまして、それぞれ施設の整備をしてもってます。で、そのRDF化のいわゆる処理の受け皿として発電所が生まれて

おります。発電所が、今の火力、今の多度のこの発電所がですね。それは企業庁が、県と企業庁と話し合っ、過去にその企業庁に発電の整備を委託してやっとなです。

○岩名委員 発電は企業庁やということももう歴然とわかるんですが、じゃ、貯蔵槽はどこのものなんですか。

○長谷川環境部長 それは発電施設と一連のものです。発電施設と考えていただいて結構です。

○田中委員長 つまり企業庁ということですか。

○長谷川環境部長 企業庁です。

○田中委員長 はい。

○岩名委員 それじゃあね、そこに運び込まれるRDFの形状とか内容とか、規格。

○田中委員長 ちょっと岩名先生よろしいですか。

○濱田企業庁長 貯槽は燃やすための部分ですので、焼却施設の部類に入ると思いますが、分けては。企業庁では、その部分は全部一括して企業庁で事業やってますので。いわゆる建設のための費用の負担区分という意味で、そう、こちらの焼却施設に分けたものが一般会計からお金をくださいと。それで発電施設は企業庁のほうでお金を準備します、というような形で、トータルの建設は企業庁が行いますと、このような格好で。

○岩名委員 はい。

○田中委員長 一緒のことやな。

○岩名委員 まあ、別々の財布から出たということやな。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 それで、今ちょっと聞いてんだけども。貯蔵槽は発電施設の一部だという今お話すわね。そこへ入っていくベレットには規格があるということも聞いてるし、あるいは、その運び込まれる固形燃料が規格に合ってるかと合っていないとか、これ、だれの責任でチェックするんですか。

○濱田企業庁長 規格については、国の方でいわゆるJIS的になったほどの規格はございません。ただ、RDFの運営協議会で、県が市町村とそれから企業庁と環境部で運営協議会つくりまして、その運営協議会の中でRDFの性状はこういうものにしませうという申し合わせはあります。そして、その規格に基づいて作成してくださいと、こういう話になってますが、今まで確かに悪いものはありましたが、それをもって拒否したという話はございません。

ただ、悪いというのは目視にもわかりますので、その改善のための話は具体的に現場において、こういう状態こういう状態というものを見ながら、市町村のそれぞれの担当者が寄って改善しました。そうすると、改善するのはどこを改善するか言うのと、RDFをつくる部分を改善することできませんので。現実、ある広域組合等は、私は目ではあんまり具体的に確認してませんが、1億近い部分を、つくった事業者の方が当然回収までの負担をして、いいRDFをつくるように改善したと。そして、当初の部分と比べますと、確かにそういう改善努力で随分違ったRDF化になってきておるといふのも事実でございます。ただ現実対応、企業庁としても、あまりのものはという気持ちもありましたが、そこで確かにとめると、同じような市町村のあれがありますので。なるべく1日も早く改善をということで随分急いだ打ち合わせをして、各市町村の方も随分努力をしてくれたということで、そういうことが現実でございます。

○岩名委員 今、固形燃料についてお尋ねをしてお尋ねをしてと企業庁長が答えるわけなんだよね。これちょっと、僕おかしいんじゃないかと思うんですけど。ということは、これ、さっきも財布が別なんだという話で、いわゆる環境部が各市町村と協議しながらこれつくってるんだと我々は認識してるわけですよ。発電することは、いかにお金を出し合っ、どういふロケでああいうものができたか別にしてですよ。固形燃料をつくら指導したり、規格に合うたり、合っていないかかっていうのは、環境部じゃないかと私は思うわけなんだけども、これが今、答弁すると、企業庁長が答弁したるわけだけども、環境部は関係してないんですか、環境部長。

○長谷川環境部長 ちょっと過去の経緯があるもんで、すみません。

○田中委員長 松林さん。余谷さんですか。

○岩名委員 これ、前の環境部長も企業庁長も一緒やもんでな。まあ余計ややくいひんかと思うんだ、これな。僕らもそういう概念でこう見てるのかな。ま、ええわ、わからな。そやけど、わからなええわっていうわけにいかんな、こりや。

○田中委員長 どうしましょう。うん、大事なところですので。

○岩名委員 大事なとこやな。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー いわゆる固形燃料につきましては、先ほどもありましたように、水分で10%という1つの規格もございます。あと、落下試験とか強度とかかっていう部分の中で、施設をどう運営していくか、どういうふうな形にしていこうかという部分の指導は、当然、市町村のRDF化施設つくる段階で、事業者に対してきちっとそういうふうな規格に合うようものつくれという形で指導してきた経緯がございます。私はそういう形で指導をしてきました。

で、あと、その後、その中でもRDFのいわゆる貯蔵する段階での問題ということで、いわゆる生石灰と消石灰という2つの方法がございます。石灰を混ぜるときに、いわゆる消石灰、運動場に使う白線に引くような石灰ですね、その石灰と生の石灰と両方ございましたので。三重県につきましては、生の石灰の場合は非常に各地でそういう燃焼するとかいうようなこともありまして、いわゆる消石灰の方を利用してつくるといふ形の指導をさせていただいた経緯がございます。

○岩名委員 その消石灰か生石灰については後でちょっと触れたいんですけども。いわゆるこの問題で一番大きな問題は、過去に12月に起こった事故、あ、いつやったかな、一番最初こう。

○田中委員長 12月です。

○岩名委員 その時点でいろいろな疑問点があって、固形燃料自体を検討しなければならなかったわけですが、そのときに環境部がそういうことで指導してるのであれば、もっと深い指導をする必要があったんではなかったのかということを知りたいわけ。今、固形燃料のことについても企業庁長が答えてるわけだ。これはどうも、つくる側、そして燃やす側というものがはっきりしてないんじゃないかと。そして、その固形燃料についての責任が、やや不在ではないかと思われるわけ。それと、あな、今、消石灰だったら絶対にまあ大丈夫というようなこと言われるけど。私たちスポーツの世界で、やっぱりラグビーとかサッカーで白線を引いたりする。雨が降ってきたら必ず、その上、気をつけるということを指示してます、みんな指導者は。やっぱり、やけどするんです。明らかにやけどする。ですから、12%も石灰が含まれるRDFの固形燃料になぜ水を掛けるのかということ、私らみたいな無学なもんでも非常にこれはおかしいんじゃないかと思ったもんですわね。

それともう1つ言いたいのは、やっぱりあなたたち、その形は、生活者のごみをあいう形にして電気を起こすという理想なこと言ってるんだけど。どもですね、私は最初から昔から申し上げてきたのは、ナスビのしっぽやキュウリの端っこで電気は起こらないということを言うてるんですね。で、これは必ず廃プラを切り込んでるということをドイツで聞いてきたんですよ。で、今も私は、だから、あれだけの長い間燃えたり、ガスが発生したりするんじゃないかというふうに思うわけですね。その点についてどうやな。どう思いますか、余谷君。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー RDFをつくるときに消石灰と生石灰の話が1つございました。消石灰につきまして、つくるとる所の、当然保管をするという形は水がかからんような形で、きちっと保管をするという前提にして考えておりました。特にサイロの中のことであれば、これはもう当然水が入らないという形になっておりますので。通常その時点では、各施設いわゆる他県での施設でも、いわゆる消石灰でつったRDFから発熱するということはなかったということで、生石灰はそういう形が情報としてありましたので、消石灰を選んだという。選択はそういうことになろうかと思えます。

RDFに1つするのに、先生言われましたように、確かにその生ごみで発電するというのは非常に難しいんで。基本的には生ごみは生ごみとして処理をして、それからプラスチックはプラスチック、容器包装リサイクル法等も出ますので、そういうふうな形で分別をきちっとした形でRDFにして、いわゆるそれ以外のものは可燃物をRDFにして燃やしていく、という方向性で検討してきたところでございます。

○岩名委員 ちょっと聞こえにくかったんだけど、いわゆるプラスチックも切り込んでるの、切り込んでないの。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー 容器包装リサイクル法に基づくプラスチックは、分別収集の過程できちっと分別してリサイクルに回っていくと思うんですが、それ以外のものというのは、分別ルートが、リサイクルのルートがなかったということで、そういう部分はRDFの中に入る部分が出てくると思います。

○岩名委員 燃えてこないよ。それ、もうわかりました。せやけども、あの事態に陥った時に12%の消石灰があるわけですよ、あの中に。そこへ水掛けて熱が出ないということにはならないんじゃないかと私はまあ思うからね、質問をしているわけですよ。

次に、企業庁と富士電機の関係についてちょっと聞いておきたいの。これは12年に公募型のプロポーザルによって、RDFの焼却と発電施設の整備を随意契約で締結しておりますね。で、その後、施設の管理、委託契約を締結していると、こういうふうに関わっているわけだが、これを委員長、できたら、どういう形の委託契約が結ばれているのか、また一遍お示しを願いたい。

○田中委員長 今、契約内容についても大変重要な部分だと思いますので、次回の委員会までに資料を請求しまして、次回の委員会で、その契約から原因究明の方に入らせていただきたいと思いますと考えております。また、今、生石灰の話もありましたが、そういうふうな化学的な部分についての資料もあらかじめ御用意いただき、原因究明として、私たち参考にさせていただきたいと考えております。

○岩名委員 はい。その中で、今契約してる中でRDF貯蔵槽の管理は、これはどのように委託されていたのかちょっと教えてください。

○田中委員長 はい。それと先ほどの答弁がまだなっておったんですが、その、いわゆるどっちに所属してるか、環境部にあるのか企業庁にあるのかって、もう少し明確にお答えいただけますか、貯蔵槽。

○岩名委員 貯蔵槽は企業庁って言われたよね。ちやう。

○濱田企業庁長 施設の、一般会計か企業会計かいう部分は、環境部の方からお金をいただいて、当然、建設は。

○岩名委員 それはええわな。そのあるていはいいいんだけども。要は今の貯蔵槽は。

○田中委員長 だれが責任を持って見とるかという話や。

○岩名委員 企業庁の責任になっとるんでしょ。そう言うたな。そうやな。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 中っていうよりも、僕が言うとなのは外の、側のことやで、側、側、そうですね。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 うん。そしたら、そのRDFの貯蔵槽の管理はどのように、貯蔵槽の管理をどのように委託契約されるの。

○濱田企業庁長 プロポーザルのときに、建設とその後の運営が一環のものとしてプロポーザルされて。建設を富士電機が全部引き受けたように、後の運営管理も全部、富士電機がやるという格好になってます。その部分を説明いたしましてですね、すると、まあ。

○岩名委員 まあええわ、そんなこと、ええ。そうすると、富士電に委託管理されるということやな。

○濱田企業庁長 そうです。

○岩名委員 そうすると、そこへ入るその固形燃料についての指導とかそういうことは、富士電がする立場にあるのですか、ないのですか。

○濱田企業庁長 企業庁の方も、いわゆる目視程度ですけれども、入れる時に基準、こういうもの入れますよという話がありますので、企業庁としてもそれを確認する必要があるかなということ。ただ現実には、運び込んでくるRDFについて目視することで見ておくと。そして、ちょっとおかしいなという話になると、各市町村の方へ、こんなRDFが来てますよという話をすぐ言って改善してもらおうということですが。もちろん富士電も当然それは、自分とこのその発電材料と燃料として使いますので、ものを言う権限がないとかいうんじゃないかと、それを燃やす側からは当然運営管理しておりますので話はあります。ただ我々の方も市町村との窓口も引き受ける必要もありますので、現実的には荷が運び込まれると駐在がおりますので、その駐在が状況を、24時間とはいいませんけれども可能な部分見ておるといふことですよ。

○岩名委員 はい、もういいです。固形燃料についての管理が十分であったとは言いづらいというふうに、私は今思います。あとの問題について、事故に至るまでの経緯についてはこの2番の原因究明のとこでまたお尋ねしたいと思います。

○萩野委員 1つだけ聞かせてください。560立米入るとは1,100か1,200入ったんやっていうふうなことを、きょう聞かせていただいたんですけども。そんなざさんな入れ方をしとったんですか。どんだけ貯蔵槽へ入るとるかわからんですか。めっちゃくやばんぼんぼうり込んだっていうことなんやろか。560と1,200では全然違うと思うんですけども。それはともかくとして、それを、RDFをですね。

(「ともかくじゃあんで」の声あり。)

○萩野委員 とまかじゅいかんですね。そのRDFを受入先へ受け入れてもらってるんですけども。生ごみで行く場合はともかくとして、RDFを受入先へ持って行くんですけども、今回のこの事故とかRDFの性格とか、そういうものをきっちり受入先へ説明して受け入れていただいているんでしょうか。そうじゃないと、またその場所で同じようなことが起こると、これ、またすごい責任という事になりますので。私が聞いたところでは、これ1カ所だけだと思いますけども、持ってたら、その辺置いといてと雨ざらしですよ。天井のないとこ、その辺置いといて、積んどいていうふうな所もあるんだということを聞いているんですが、きちっと説明されますか。

○長谷川環境部長 今回のRDFとして処理していただくという民間の施設については、その辺は大丈夫だという確認を取っております。ただ、一般の焼却施設でもやれない部分がありますので。だけど、そういうのをやると当然危険があります、危険が生じますので、その辺は環境部として、一般の焼却施設でやらないようにきちっと指導していきたい。県下では海山の施設だけが安全でやれるということは確認しております。

○萩野委員 先ほど、その560が1,200で、そんな入れ方なの。

○濱田企業庁長 前々日に、その部分が全部違っておったかということについては私も一度確認しますが、比重いわゆる水分膨張が相当あるという話は、専門家の方されてまして。ただそれでも、全部が水分膨張ということは考えにくいんで。その辺のことは私もきちっとした資料とかあれを持ってませんので、また、どういう状況なのかということはこれから調べていきたいと思えます。

○萩野委員 要するに、どれだけ入ってるかわからん所へやみくもに水掛けとったと、こういうことになってしまうような気がするんです。そんなことまでしてなかったんかと非常に不思議に思います。それから、その受入先ですね。これ、やっぱりきちっと対応していただかんとですね。民間で、例えば住友とか何とかっていろいろなとこへ受け入れていただくんんですけども、私が申し上げたようなことが、雨ざらし日ざらしにずっと野積みしてあるというふうな状況やっということも聞きましたから。その辺はきちっと対応していただかんと、また新たな事故につながると思いますので要望しておきます。

○岡部委員 関連で1つお聞きしたいんですが、今、萩野先生の御質問ですが、RDFのいわゆる製品化したやつについては、これはいろんな民間でも使えると思うんですけども、これ取り出されたことを見ると、これ、もう製品部分じゃなくてもつづれてるっていうか。その部分について三重中央とかいろんなとこへ御厄介になるという話なんです。このものをそっからどんなふうに分けられるというようなことは聞いてみえませんか。

○濱田企業庁長 基本的に燃焼処理というふうに聞いてます。

○田中委員長 運搬方法は、

○濱田企業庁長 運搬は、三重中央さんの場合はそういうトラックをきちっと持っておるということで。12月の時も、苦情の出るような格好の処理じゃなくて、きちっと対応していただきました。

○岡部委員 全く燃焼された、もういわゆる、ものということでもいいわけですか、製品じゃなくて。

○濱田企業庁長 それをもう一度使おうという考え方は全く捨てて。ともかく、きちっと処理するということであれば、廃棄物して処理してもらうということをお願いしてます。

○岡部委員 そうすると、民間の方でも、これお聞きを願う、御協力願うわけですけども。民間の方も、やっぱりもう製品じゃなくて、いわゆるもう消火した廃物として処理していただくわけですか。

○濱田企業庁長 少なくともその貯槽に入っておる部分については、もうそれ以外の方法は私はないと思うんですが、現実貯槽の中を見ても全部が燃えて無くて、専門家の方が発表するには数%から10%ぐらいが燃えておると。あとは、そのRDFが燃えない状態っていうんですか、完全に燃えた状態じゃないというような話がちょっと言っていました。しかし、不良のものになっておりますんで、それはもう廃棄物にして処理するのが私としては当然だろうと思ってまして。そういうふうなことやってもらうようにお願いをします。

○西場委員 この環境部の、ごみの受入概要のこのペーパーの数字ですけど、この、ちょっと表の見方少しよくわかりにくいんですが。上野市とか香肌奥伊勢なんかの小計が96、63になってますけど、これはどう足すとこの96になんの、これ。61やわな、これ足し算すると、香肌もこれは48さ。

○長谷川環境部長 ついてんのを覚えてもらうと、いわゆるそのRDFが生ごみ換算すると倍になるということで、このアスタリスクの部分と生ごみの部分とで計算しておりますので。香肌ですと、11と20と2とですね、それから30です。

○西場委員 11と20と2と。

○長谷川環境部長 2と30。

○西場委員 30。

○長谷川環境部長 はい。15はRDFですので。生ごみ換算すると30。RDF化しなくて生ごみで出していたいただければ、RDFは逆に半分になりますので。今、生ごみベースでやっておりますので63、ということですよ。

○西場委員 そうすると、この上野も香肌も出る量が100%まあ確保できたよ、そういう表ということやね。

○長谷川環境部長 はい。それで、域内処理するだけけれど、例えば奥香肌ですと、1日32トン出ますが、受け皿としては63トンありますよ。だけど、右の32わざわざ書いてあるんですが、32はこの63の中で処理の施設の中で調整して、63を調整すると。だから、倍近い要するに受入先を今のと確保させてもらってると、生ごみベースで。

○西場委員 生ごみとするところなる。

○長谷川環境部長 そうです。

○西場委員 この30になるけども、RDFに換算すると32ということですよ。いや、逆か。

○長谷川環境部長 いや、違います。

○西場委員 ああ、そうかそうか。

○長谷川環境部長 生ごみとしてですね。要するに受け入れ可能枠ということで考えてますので、可能枠というものですよ。要は、この中で奥香肌は32トン出ますが32トンはこの中で確保できますという、生ごみベースでできるということで御理解願いたいと思います。

○西場委員 そういふことなら、とりあえず安心なんです。とりあえず当面というふうな話もありましたけども、それはそれぞれ地域によって違うわけですね。かなりそのリスクというのがありますね。

○長谷川環境部長 これを、先ほど言いましたように、四日市の50トンが倍にさせていただくような話とか、それぞれ今話し合いをしますよ。なるべく受け皿は、受け入れていただく枠は大きくしながらですね。それでもう1つ大事なのは、ある程度安定的に、ある一定量が受けていただけたらということをお願いをしないかと、毎日日がわりメニューで、出す市町村が。と、受ける市町村も困るものもございますので。それを今回、鋭意、至急調整を、市町村と話し合っ御協力得ていきたいというふうに思っております。

○西場委員 受け入れてくれる市町村と、その。

○長谷川環境部長 受け入れてくれる市町村を安定的に。要するに50トンなら50トン、コンスタントに、どこのごみを受けていただくということですね。すると、出す方も運搬車とかそんなの手配から何からですね。

○西場委員 そうすると、その説明の中で、これを県が責任を持って調整すると、こういうふうに言われたけども。その言葉100%でいいの、それ。県が責任持ってその調整をやっていけるんか。

○長谷川環境部長 きょうも、けさ言いましたように、そういう意味で、環境部内に体制を整えてこの調整の専任職員も置きます。ただもう1つ問題は、地元市町村においては、まだまだ我々の要するに努力が足りませんもんで、いろいろ、市町村にとつたらある意味での県の決めた枠の中でこう整理されておりますので、この枠がきちっと市町村も納得いただけるというか、一緒に今後やっていけるような話し合いもきちっとさせていただいて整理をしていきたい、というための対策の体制を整えましたので。もうこの6つの出す方、特に出す方の側のこれ努力が。受ける方の協力も大変なんですけど、出す方の協力もですね。今までRDFでやっとなつたわけですので、これが急遽生ごみに変わるわけですのでその辺大変なんです。その辺を御一緒にやらせていただくという体制を環境部で整えました。

○西場委員 言葉のあやかもしれんけれども、県が責任を持って調整すると言いつつと、市町村も、それなら県に任せよかというふうになってくるかもしれんけれども。ある意味で、そこでお互いの、任してもうたが、それで調整がおくれるということになってくると、実際、町村も困る。町村は町村で相当な覚悟持つとるから、自分自身で動く場合もあるだろうし。そのその責任の所在っていうのが主体の所在をきちっとすることも大事だし、しすぎて、また現実的な対応にならん場合もあつて。どちらかといえば、今の現実的な状況からいえば、しっかりと自分で動ける市町村であれば、その市町村の主体性を生かしながら県が補足していくということの方がいい場合もあるだろうし。

それから、その生ごみに一部変えていくということになると、これはもうシステムの大変更ですから。プラスチックと生ごみを分別せねばならないようなことをこれからやってくるのも、それぞれの個別の住民の人の協力も得らなかんことになってきますから。これはにわかに、なかなかやるのも大変なことですから、これに対するサポートというのも大変重要だし、その点しっかりと対応してもらうようにしてほしいわな。

○長谷川環境部長 はい、わかりました。

○芝委員 事故調査専門委員会の分について少しお尋ねしたいと思います。何人や、1、2、3、4、5、6、7、8人ですか、今現在。

○長谷川環境部長 そうです。

○芝委員 ここでは、目的としては、原因究明を主な課題として適切な対応、調査、研究を行うと、こうありますね。で、現場の当然調査もするでしょうけども、ここでは、委員会の今後のスケジュールの中では、RDFに関する既存の資料であったり、保管時の発熱状況であったり、いろんなこの関連の部分で企業庁や環境庁に関する部分の調査もすると思うんです。過去にもさかのぼる。その中でどうして、環境部科学技術センターの男成さん、それから、環境部の和田さんが入ってるの。調査する側と調査される側の人の所に入ってしまった。この部分はなぜかという、私は非常に疑問に思う。それともう一つは、男成さんと和田さんがこれだけ調査委員会に入って専門知識を有するのなら、なんでここに。きょう出てきてんの、手挙げて。おんのかおらんのか。

○長谷川環境部長 おりません。

○芝委員 出してきて当然やないか、という思いはするんです。まずその辺から明確な説明をしてください。

○長谷川環境部長 午前中も御説明申し上げましたが、要するにRDFのいわゆる究明、RDFそのものの性質とかいろんなものを究明することも含めまして、燃焼工学、微生物工学、環境工学、安全工学という、いわゆる博士論を持つてる専門家も集めました。男成委員も現に水熱反応等のいろんな研究もやっており、和田もこれはRDFのかかわりを、かかわりといいますが環境部としての業務も一部やっておりましたので。これは、事務局が別ということも、事務局というかこの委員との連携も兼ねて、研究者レベルでこのレベルの中に入れる男を入れた、というふうにご理解願いたいと思います。

○芝委員 大変重要なことに考え、私は反対。事務局なら事務局として、皆さん方のことサポートする分なら置くのは結構。しかし、明らかにこの問題の原因究明をしたい、はっきりしたい部分をこれから究明してく部分において、問われる側と問われる側とで一緒の立場の人間だったらだれに気使う。その問題、やっぱり私は不明瞭と思う。見直す考えありませんか。彼らがいっていいんじゃない、立場上。県職員でしょう。

○長谷川環境部長 笠倉委員長においてはこのような職員の構成を望んでおりますが、芝委員がおっしゃるようによこれで不明瞭と言うのであれば、笠倉委員長に一応相談申し上げます。

○芝委員 私はむしろそうしてほしい。その方が正解やと思うし、むしろ今後この委員会にこの県の職員2名同席してほしい。ある意味では、部長も庁長も燃焼工学や合成化学やわからんわけでしょう。今後いろいろこの議論の中で、私どももそれなりの勉強もしたいと思うんですが、的確に答えてもらって唯一この2人で、こういうことですから。是非、むしろそっちの方に力点置いて欲しいなこう思いますよ。要望、これは。

○長谷川環境部長 ちょっと1つだけお願いします。燃焼工学は笠倉先生、藤間先生、鶴田先生等求めておりますが、男成は合成化学、和田は工業化学ということで、燃焼工学の専門ではありませんのでその辺は御理解願いたいです。

○芝委員 何が専門かやなしに、我々は何の専門もないもんですから、彼らにアドバイスもらいたし、とこういう思いでね。ただ私が言いたいのは、これなりの原因究明をして後の体制も立てていこうって中に、環境部長の部下、関係する部分の人間が調べる側、調査する側にいるっていうの非常に不自然だと思っんですよ。この部分は、私ははっきりけじめつけるべきやと。むしろ事務局なら事務局、この専門委員会をサポートする事務局として送り込むなら私はいい。で、是非ここへも出てきてほしい。という部分はやっぱり必要な部分だと思います。

それからもう1点。今後のスケジュールで、この専門委員会にRDFに関する既存の資料とか、保管時の発熱状況、他県の施設の状況、管理体制、この部分の資料提供とかやってくことになると思います。同時進行でこの委員会にも資料を、同じものを提供してほしい。我々、分析力あんまりありませんけども、してほしいんですが、その可能性はどうですか。できる、できない。同時進行的に、専門委員会とこの特別委員会に資料提供、同じように。

○長谷川環境部長 この委員会に提出する資料というのは、基本的には別に出しても問題ありません。

○芝委員 同じものでいいわけね。

○長谷川環境部長 結構です。

○芝委員 それはもう。

○田中委員長 あしたの委員会って、できとるんちゃうの、きょう。

○長谷川環境部長 えっ。

○田中委員長 あしたの委員会やったら、きょうできてるんちゃうの。

○長谷川環境部長 いや。

○田中委員長 まだできてへんの。

○長谷川環境部長 できておりません。これからつくります。

○田中委員長 そうしましたら、あしたの委員会終了後、うちの委員会の方に提出ください。

○芝委員 先に8月22日にこの専門委員会が開催をされました。されたということで、あとは新聞紙上等々でわかっていますけども。これだけの部分を受けて専門委員会がありますから、それも専門家が入ってる部分、まあ2名は別としても立場が。逐次、要綱でいいからね、県民に向かってもしくは県議会に向かって報告すべきだと。何が議論をされて何が問題やったかという部分を、要綱的概略版として報告を今後求めたいと思うんですが。その実現はできますかね、即時。

○長谷川環境部長 会議の当日に、前回も委員長が現地で会見しております。それで、そのときの、どういことが話し合われたということについても事務局から資料を提供してます。

○芝委員 記者会見したとか、委員長がどうい立場でされたか知りませんけども。確かにまだまだ調査の最中でありまして、確定のことは少ないでしょう。しかし、こうい議論でこんな議論が出た、こうい議論、こんな議論と、まだまだ調査がわからないということも多いとは思いますが、逐次、その審議の中の要綱のまとめた部分を、記者会見でじゃあしましたよって部分じゃなしに、きちっと議会へも特別委員会へも報告してほしいという要望なんです、委員長。

○田中委員長 環境部長、そのようにお願いしたいと思います。

○芝委員 すべて。すべての議論、専門委員会議論したこと公表すべき、情報公開すべき。その点も含めて。

○長谷川環境部長 この件につきましては、かなり、最終、中間報告に向けて委員のそれぞれの専門の分野から協議をいただきまして、そこの例えば意見がその都度外へ出るということによってゆがめられるということもありますので。その辺はきちっと責任を持って、どういような議論をしたのか、どうい方向に向かってんのかきちっと出しますので、それはちょっと。あ、う、何もかもですね。

○芝委員 今、部長答弁で、その専門の意見の皆さん方、意見が最終答弁までゆがめられるって、だれがゆがめるの。どんな形の条件が、想定から考えられるの、それ。

○長谷川環境部長 それはもう想定してください。

○芝委員 むしろ反対にゆがめられるような可能性があるなら、特に即時に情報公開、公開すべきだと思いますが、どうか。中でやとつたら、むしろそんな状況があると言うんなら、最終結論まで公開せんとほっといたら、中で余計ゆがめるかわからんやないですか。意見の意見が反映されるかわからん。公開。

○長谷川環境部長 先ほども申し上げましたように、当初、この委員会の設置の資料も進化化しております、この3つの今後のスケジュールで書いてありますように、今後検討を加え、発熱原因や対策について必要に応じて数次にわたり報告してくる予定ということで。開かれるたびに、方向が出た、また結論で合意に、委員の合意に達した、そういうものは数次出してくということ。この19日の事件以降のようい方向を変えましたので、御理解願いたいと思います。

○芝委員 今変えたんやな、方向。

○田中委員長 環境部長に申し上げます。それでも、例えば、その取り出してるよという状況、取り出しけどまだ少し熱を帯びてたよというの、私たちはこの委員会を立ち上げた以降でも新聞でしか知る由を、知ることができない。例えば事故に關

しては、今までファックスで事故速報を議員には送ってきていただきましたが、最近は出ていないということもありますから。その情報提供という観点で、もう少しその体制づくりもこの際にお願しておきたいと思っております。

あと、質疑、質問。

○三谷委員 資料請求についてお願いしたいんですが、8月14日にリスクマネジメント会議っていう開催されてるんですね。私は、この14日の事故があった後、この時きちつと対応すれば、ひよとしたら19日の事故が防げたんじゃないかという思いが消えないんですよ。で、この資料、いただいている資料だけ見ますと、このリスクマネジメント会議、三役、部局長集まって、ごみ固形燃料発電所等のこの事故調査専門委員会の設置を決めたところ出てくるんですね。プロポーザルで、つくる時も専門家に決めていただいて、こういう事故が起きたらこの原因もまた今度専門家の方にお願いするということだけでは、僕は県の役割って全く果たしていないと思いますので。このリスクマネジメント会議の中でどんなことが語られたのか、どういうことこういうふうな話になったのか、この議事録あれば出してもらいたいんですが、次回の委員会までに。

○田中委員長 はい。資料の請求をお願いしておきたいと思っております。

○日沖委員 影響が出た26市町村のごみ処理をほかのところで受けてもつる現状なんです。特に桑名広域の部分については、焼却処理ということでお世話になっておるといことになりまして、その焼却灰は小山のガス化溶融炉へその分も最後には行くわけですね。行く分がどうしても出てくるわけですね。まあ続けますけれども、で、そうすると、小山のガス化溶融炉の能力というのは、全体の量がわかりませんが、能力というものに影響は出てこないのかということの確認をひとつしておきたいのと。

それと、ちょっと認識不足で申しわけないんですけども、RDF化しとる事業組合なり衛生組合なりっていう所で、全体の、私わからないもので申しわけないんですけども、少量のRDFやったら焼却炉で燃やしてあげるよということはないのか。それ、全くないのかっていうところですね。

それともう一つ、またこれ違う質問ですけども、今現在、先ほど来のお話の中にも出てきておりましたけれども、太平洋セメントの方で、これがRDF焼却発電がうまく継続しておれば、太平洋セメントでその焼却灰を処理していただくべく設備を今現在建設中ですね。で、この事故がありまして、これが将来に向けてはできることなら再開という思いはあるんでしょうけれども、この事故を受けて再開できるのが2カ月後になるのか半年後になるのか1年後になるのかというの、今のところ、今の現段階ではわかりませんね。で、そういう中で、そのままその太平洋セメントにおける、その企業庁のRDFの発電施設の焼却灰の処理の施設というものは、このまま今現在進行しとる建設を続けて先に完成させてしまっておくのか、その辺と。

それともう一つですけども、先ほど来、事故調査専門委員会の話が出ておりますけれども、ちょっと、当初のこの施設を建設、プロポーザルで建設するにあたっての審査の委員会がございましたね。その中にそれぞれの分野の専門家の方々も入っておられたと思います。そのお名前を全部今記憶してないんで申しわけないんですけども、そのときも専門家の方々が入っておられたわけですから。そのときの反省に立ってこの今回の事故の調査をするのであれば、そのときの専門家がごの中に何人か。今回の事故調査専門委員会の中にも何人か、当初の関係者が入っていただいで、そして、その当時に、こうやってこれがええっていうことでこう決めただけでも、この部分をもう少し考えとけばよかったなっていうものの、やっぱり反省に立って調査するっていうことも大事だと思いますので。そのときの専門家の方々の中で、もう1回これに入っていたいという方っていうのはあるのか。以上のところをもう一遍確認をさせていただきたいと思っております。

○長谷川環境部長 最後の質問の件については、入っておりません。そのプロポーザルの時のメンバーは入っております。そういうような視点では立ち上げたときには考えておりません。で、今、委員長が中心に、必要な、要するにこれにまだ不足する方、必要な方の判断は委員長にゆだねておりますので、その旨一遍委員長にはお話しさせていただきます。

それから、RDFのいわゆる焼却で、RDFの少量ならよいというようなことはあるのかという話でしたけども。これはやっぱりRDFのものが危険というですね、まだ判明しておりませんので。その少量の、要するに焼却炉でやるということについては注意をきちっと促して、ないようにしたいというふうにしております。

○田中委員長 環境部長、最後のところもう少し。もう一度、最後のところを。

○長谷川環境部長 焼却炉でRDFを燃焼しようと思えばできないことはないんですが、日沖委員は少量ならどうだとおっしゃったんで、環境部としたしましてはRDF。

○日沖委員 現にそれで焼却処理をお世話になるとこっていうのはないんですね、ということ。

○長谷川環境部長 ありません、はい。溶融炉で処理をしていただくという所へは声掛けております。

もう1件、小山のいわゆる処分場の灰ということでありますが。

○松林環境部総括マネージャー 各市町村の灰は、これ入れることで当然増えますので、今、処理センターの方でお願いをしてるところでございます。それで、緊急対応ということでは是非やらしてほしいということをお願いしてるところでございます。

○濱田企業庁長 太平洋セメントの件については今まだ協議はしてませんが、これから検討せんなん課題の1つです。

○日沖委員 ガス化溶融炉の、その協力していただいる清掃組合から出てくる灰が多くなるということですね。で、受け入れてもらえるように協力要請しとるということですけども、これはもちろん県の事業団ですから協力いただけて当然だと思うんですが。大体その通常から、今までの通常から増えてくる量と、増えてくる量をどれぐらいに想定してみても。そして、こういう別のところから来るというのは想定しておられなかったでしょうから、小山のガス化溶融炉の処理能力とか処理の限界とかいうものにはかわるほどの量にはなっていないのか、というところをお聞かせいただきたかったんです。

それと、事故調査専門委員会の当初のプロポーザルの選定の時にかかわった方は入っとなんでええんかということの質問をさせてもうたんですけども。一遍相談かけてみますっていうことは、考えてみますということでは受け取らせていただいてええのか、ということもう一度お聞かせください。

○長谷川環境部長 あす委員会を開きますので、委員長とお会いしますし、委員長に話します。

○松林環境部総括マネージャー 灰の量につきましては、月曜日から入り出したところでございますので、どれぐらいなのかということは今積算しているところでございますので、また後日報告させていただきたいと思っております。

○日沖委員 きょうの始まりの繰り返しになりますけれども、今質問させていただいた内容はまた後日お知らせいただくべきところは、ひとつよろしくお願いたしたいと思っております。きょうの冒頭に私がお願いさせていただいた。遺族さんへの対応の件につきましては、ちょっときょうの冒頭の御返答ではあまりにも冷たいような感じを受けました。毎日通えとかそういうこと言うとするんではございませんけれども。県としての、やはりあれだけの県の施設においてすさまじい最期を遂げられた方々というわけでございますから、やはり県としての償いのあり方というものがきちつと決まってそれが履行されるまでは、御遺族もし御希望があれば、調査しとる段階で、途中経過ですけれどもこういうことがあるんですよとか。御希望があれば何か対応させていただいたり、また、お慰めさせていただく場面があるのであれば、誠意を持って対応させていただいたりということがあってしかるべきだと私は思いますので。その辺、今の質問に加えて再度要望させていただいて終わります。すみません。

○田中委員長 じゃ、副委員長の方から総括して。まとめていただいで。

○藤田副委員長 総括というのではございませんけど。先ほど日沖議員が言われたように、これからの原因究明という中で大きな問題がこれから整理されてくると思うんですけど。特にプロポーザルでこうやった中には学識経験者の方が、先ほど、入っている方々の選考にあたって意見を言われて選考して、という形になったと思うんですね。そうすると、今これ、その学識経験者の方に対して、この前新聞を見たら、安全の管理というものはあんまり議論されなかったというようなことをちょっと私は聞いた、新聞で読んだんですけど。まず最初に、その学識経験者の方たちのコメントというのが我々は聞かせていただきたいなと。そのことから、やっぱりこれからの技術的なその問題とかそういうものがこれからわかってくるんじゃないかなあと。もし安全というものをごで検討されてなかつたら、ほんとに何をここで審議されたかというような議論もこれからしていかなければいけないかなと思います。

それと、やっぱり契約ということを明解にしていかないと、やっぱりこれからのその責任を明確化して、責任の所在が明確化してこない責任の転嫁になったり、責任逃れになったりと思っております。で、やっぱり契約の内容を我々に示していただいで、そこから整理をしていく必要があるかなと思います。

そしてあと、そんな中で私は、これは総括という意味じゃなくて、やっぱり技術という問題がクリアされてなかつたら、基本的にはどんなシステムがあっても機能しないと。で、技術が是非を問わずシステムがなければ、どんだけその技術的なものがよかって安全という問題は確保できないと思うんですよ。ですから、やっぱりそういう意味では、これから今、住民の遺族のケア、地域の信頼回復ということと同時に原因を究明していく中で、やっぱり技術的な問題あるいはシステムの問題、そして、システムがあっても、それが人間がミスをしたら怒ったりというようなことも起こってくると思っております。

やっぱり、これから委員が質問をされるようなことに対して、しっかりその辺の提供をしていただいで原因究明の形にさせていただきたい。私はそういう意味で要望させていただきたいと思うところでございます。特に契約面なんかを先に見せていただかないと。非常に、事故原因でいわゆる何か契約の問題なのかというようなことが、かなり今日はあいまいな答に見えたような気がしますので。委員長に、特にその辺なんかを明解に次の課題にさせていただきたいと思っております。

○田中委員長 次の委員会の審議に入りますまでに、日にちはまだこれから決めさせていただくんですが、先ほど岩名先生のご質問にも一部触れてありましたように、契約の部分が少し明解でないことには、一体だれが責任なのということにもなるかなと思います。契約書の関係の資料を早急におつくりいただきますように、この際お願いしておきたいと思っております。また同時

に、先ほど、やはり岩名先生の方からご質問ありました、そのRDFの性状、形、目視にするところによると少しおかしいのもあった、そのときにはその関係市町村に伝えたということなんですが、その性状のデータ、一体どこがどんなRDFが出てきたかということも、この際資料として御用意いただけますをお願いしたいと思います。ほかにないようでございますが、ごめんなさい。

○永田委員 それから公募型のプロポーザル。これもちょっと事前に欲しいんですよ、資料として。

○田中委員長 プロポーザルの関係は契約と一緒に、いただける。

○濱田企業庁長 プロポーザルに関する事、それから契約については、委員長の指示で提出させていただきます。

○永田委員 出せるものならば、今、副委員長申された選考のときの議事録的なものがあるかどうか。あればいただきたい。出してほしいです。

○濱田企業庁長 そちら辺について、ある限りの資料を見て、委員長と相談させていただきます。

○岡部委員 はい、結構です。

○田中委員長 それでは、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきます。次回の日程につきまして委員協議をさせていただきますので、委員以外の方は御退室をお願いしたいと思います。

4 その他

・委員協議

(次回の委員会について)

【閉会の宣告】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年8月28日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019199

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年9月5日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成15年9月5日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (閉会中)

開催年月日 平成15年9月5日(金) 自 15:41 ~ 至 17:35

会議室 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 覚 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正信 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 岡部 栄樹 君
委員 芝 博一 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 山本 勝 君
委員 西塚 宗郎 君
委員 萩野 虔一 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君
委員 永田 正巳 君

欠席委員 2名

委員 三谷 哲央 君
委員 木田 久圭一 君

出席説明員

〔企業庁〕 企業庁長 濱田 智生 君

総括マネージャー 小林 和夫 君

〃 藤田 輝也 君 その他関係職員

〔環境部〕 総括マネージャー 小川 治彦 君

〃 松林 万行 君

〃 早川 正美 君 その他関係職員

〔地域振興部〕 防災監 安田 敏春 君

総括マネージャー 東地 隆司 君 その他関係職員

〔健康福祉部〕 チームマネージャー 田畑 好基 君 その他関係職員

〔農林水産商工部〕総括マネージャー 佐久間 孝君 その他関係職員

〔総合企画局〕 局長 飯塚 厚君

リスクマネジメント特命担当監 亀井 秀樹 君 その他関係職員

傍聴議員 5名

県政記者クラブ加入記者 11名

傍聴者 2名

議題又は協議事項

- 1 前回委員会で要求のあった追加資料について
- 2 契約について
- 3 委員協議
 - (1) 次回の開催について
 - (2) その他

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 前回委員会で要求のあった追加資料について

(1) 資料に基づき当局説明

(安田地域振興部防災監、飯塚総合企画局長、小川環境部総括マネージャー、松林環境部総括マネージャー、濱田企業庁長)

(2) 質疑・応答

○田中委員長 ありがとうございます。先日、委員の先生方から要求のありました資料の説明をさせていただきました。まず、今提出されました資料についての質疑を行いたいと思います。どうぞ自由にご発言お願いいたします。

○貝増委員 濱田庁長にちょっと確認、今、最後の項目なんですけど。今日現場から出したRDFですね、その判断が3ng以下であれば、現地での桑名広域の話では、3ng以下であったら一處で処理できるという話があったんですけど、これはもう完全にその前の説明のとおり、産業廃棄物として専門業者の処理ですね。間違いはないですか。

○濱田企業庁長 はい。

○芝委員 多岐にわたるんで、1つずつ。まず、企業庁長。今のいただいた資料の6ページですね、6ページの部分で三重県と企業庁の役割分担、これは基本協定書によって役割分担がはっきりしていると。協定書があるわけですから、ここに書いてあることははっきり名目たわわれているんだと、ここに上がっていることについては。この中でリスク管理のところ、量の確保と発電収入の確保とありますけども、安全管理の部分の項目はあったのかなのか、それをまずお尋ねします。

○濱田企業庁長 ここに書かれた部分がほぼすべてでございます。書かれていません。

○芝委員 すべてということは、安全管理に関する項目は一字もなかったということですね。

○濱田企業庁長 はい。

○芝委員 はい。それから、同じく企業庁長。RDFの性状について、この部分大変シビアというか、ナーバスな問題だと私は思っているんですけど。昨年度からいろいろ問題があって、性状についていろいろ協議会の中で改善命令とか改善のお願いをしている中で、ここで公的なRDFの規格標準情報がありますね。この標準情報に従って、当然これに合っていないから、要するに改善というか、その部分をしたわけですね。打ち合わせというか、お願いをしたかと思うんですが。

そこで先ほどの資料に出てきた現状までの部分で、具体的にちょっとあえて聞くんですが、この基準値を下回っている、基準を下回っているという上回っているですね。どっちと言うのか、要するに基準よりも悪いという、それぞれのRDF7施設の部分の中で、さっきの表からいくとどれどれになるんですか。さっき各施設の、7つの施設のデータがありましたね。どこにあったやろ、ようけあってわからん。どこにあったやろ、これ。

○田中委員長 環境部。

○芝委員 環境部の16ページ。

○萩野委員 ちょっとそこで関連の質問がある。よろしいですか。

○芝委員 関連か、まあ答えてからにする。

○萩野委員 同じ質問があります。

○田中委員長 では、萩野委員、発言をお願いします。

○萩野委員 16ページなんですけども、これは何ですか。製造年月というのが、平成7年とか8年とかになっているでしょ。そんなときにRDFを製造していたのですか。これは何の資料なんですか。

○芝委員 では、その辺も含めて。

○田中委員長 含めて16ページの中身について、もう少し詳しく御答弁お願いいたします。小川さん、お願いします。

○小川環境部総括マネージャー この環境部の資料の16ページでございますが、RDF化を目指しておりました市あるいは組合の実際のごみ、具体的にRDF化をしたということで、そのときの分析データでございます。

○芝委員 テストか。

○小川環境部総括マネージャー テスト的につくったものです。

○芝委員 ああ、練習やな。それはわかった。ちょっと本題に戻るよ。そうしたら、このデータ、これは練習、テストというものはちょっと置いておいて。この中で標準情報があって、要するに合致していないから、その後の協議会の中で、何回にも分けて形や水分、性状いろんな部分の改善の要請をしますね。そこで、最終的に年4回テストして報告することになっていますが、実際に報告されているんですか。テストしたんですか、しなかったんですか。報告があるのかなのか。

○田中委員長 質問はまとめてある程度言っただけですか。それとも、一つ一つ。

○芝委員 頭の中整理できやんで、一つ一つの方がええんやけどな。

○田中委員長 わかりました。では、年4回の報告について、濱田庁長をお願いします。

○濱田企業庁長 決められた報告はあったというふうに、ございました。

○芝委員 その決められた報告があったなら、こんなテストの資料じゃなしにその資料出して下さいよ。年4回報告されたわけですよ、基準値を下回ったらだめだと、上回ってたという部分で提出されたもの。それが全部その4回ときに、恐らく最初からの部分だと、それでもこの基準値に合致してないから、何遍もこれ改善のものが出てるんですよ。そのデータ出ない。

○田中委員長 直ちに出不せんか、濱田庁長。

○濱田企業庁長 ちょっと確認させていただきませんか。

○芝委員 確認って、データはあるんやろ。

○濱田企業庁長 ちょっと待ってください。9月2日に県警の捜索が入りまして、コピーが取ってないとございませんので、ちょっと確認させていただきます。

○田中委員長 また、濱田庁長と環境部、だから企業庁と地振と環境部に申し上げますが、前回の委員会で資料要求させていただいたわけですから、関連する資料まで詳細にお出しいただくのが皆さん方の誠意だと思うんです。今もお話ありましたように、平成7年の稽古、テストのときのデータを本委員会に提出されても具体的な議論ができない。前回、必ず性状データをお示しいただきたいということを申し上げたわけですから、ちょっと姿勢について苦言を呈しておきたいと思います。御担当の方、

ちょっと御確認いただいて、すぐ出るものかだけ御確認いただけますか。今、庁長がおっしゃられたようにコピーが取ってあるかないかも含めて、ちょっと問い合わせをしてみてください。芝委員、引き続き。

○芝委員 それは後日返答もらうということ。

○田中委員長 もう今聞いてもらおうと思って。ないんやったら持ってきてもらうしさ。

○芝委員 はい、わかりました。その資料が出てから、きちっとしたまた対応の返答を聞かせていただきたいと思います。

○濱田企業庁長 このRDFの性状の話の中で、寸法、いわゆる長さとか直径とかいうことが決めてございます。その話の中で当初あれしたのは、直径というからには粉状でないことは事実でして、そういう粉状のものが多かったということが、外から見ても明白でございましたので、そういう取扱いの部分も含めて検討していたという部分でございます。

○芝委員 そういう説明をされるとちょっと突っ込みたくなるんだけど、ここに標準情報があって、いろいろな改善命令が出て、テストでもこれだけの検査項目があって、当然ながら悪いから直してください、年4回チェックしようとしてサンプルを取って検査したら、当然このくらいの検査をするのと違うの。大きさや長さを言っているわけではないんですよ。だから、基本的な部分については、例えばよく水分の含有量であったりとか、硬さであったりとかいう部分の調査をしているわけですよ。今の庁長の返事だけ聞くと、中の化学的部分は検査をせずに、硬さや長さだけやと聞かされたけど、それだけの検査なん。

○濱田企業庁長 いや、そういう部分じゃなくて、そういうような部分も当初あって、この目視でもすぐに確認できるようなものもあったということで、取扱い上非常に不具合が出やすいというようなこともあって、すぐにもう取り組んだということで、年4回の報告でございますので、その報告を待ってというんじゃないんで取り組んだ部分もございましてということを申し上げたんです。

○芝委員 はい。それは当然の措置だと思うんですが、運営協議会で義務付けた年4回の報告、1回でも2回でもされている部分、その部分の資料をきちっと。この7月、平成7年くらいの性状分析をしていると思うんで、この部分を早急に出していただきたい。それを見たらええ判断もいただきたいと、こう思います。

それから、環境部の18ページ。18ページに限らず、例えばこれで行くと18ページ、RDF発電施設におけるRDF貯蔵設備について、4県他県との部分の比較表が出ています。私たちこれだけ見てもさっぱりわからん。三重県の有効容量はそんなに大きくない。よそでは1万を超える部分もあるんですよ。これは1つのタンクなのか、複数の。ああ2基やな。1基で13、700のとも福岡県にあるしということですけども、その部分はわかりました。ただ、これは外形だけのものでありますからね。今議論されている他県にあってうちないもの。もしくは反対に、うちにあつて他県にないものがあったら言ってほしいんですけど、他県にはこんなものが設置されていて、三重県にはこの部分が付いていませんでした、設置されていませんでしたというものを、ちょっと上げてください。

○田中委員長 これは環境部でよろしい。はい、環境部をお願いします。

○小川環境部総括マネージャー 先生の今のお答えに当てはまるかどうか、ちょっとわからないのですが、17ページの方に他県のRDF発電施設の状況が掲げてございます。その真ん中の方にRDF貯蔵槽という所がございます。具体的には構造等、保管量、保管期間、温度計等の設置状況が、他県の状況ということで3県でございますが、こういった形で掲げてはございますが、ちょっと三重県との比較ということではわかりにくいかなとは思いますが。

○芝委員 よう私も難しくてわからんけど、17ページに他県のRDF発電施設のいろいろ書いてあって、一番下に温度計等の設置があると。他県にはこれだけであるけど、三重県には1つもなかったという実証の項目と理解していいんですね。三重県はゼロで、よそはこれだけしてありましたという対比表やな。

○小川環境部総括マネージャー 環境部の方は、この構造そのものについて審査といいますが、設計等やっておりますので、できたら企業庁さんの方でお答え。

○濱田企業庁長 後の契約の所で少しそのものの考え方を載せてあるんですが、その比較表じゃないんですが、契約のあり方の考え方がこうなっております、そしてその中で防災設備がこういうふうな格好で入っております。

○芝委員 そこまで言うことややこしなってくる。とにかく契約の約款とかいろいろあると思うんです。説明あると思うんです。ただ、現状だけ認識したいんで。打ち合わせがあって、契約があって、変更あって、いろいろあったと思うんですが、現状をまず確認するためには、今までのこと置いておくと、三重県にはゼロでよそにはこんなものがあつたと理解していいんですね。現状認識。

○濱田企業庁長 温度計等は後で設置したものでございます。

○芝委員 いや、そんなもの。温度計は後で設置したけど、当初は何もなかったわけね。事故があつてからの部分ね。

○田中委員長 県の方に申し上げますが、限られた時間で集中して審議してまいります。したがって、質問の意図を十分御理解いただいて、単に質問者に対する答えだけじゃなくて、より原因を早く洗い出し、そして次なる対策へというふうなことでこの委員会が設置されておりますので、単なる言葉のやり取りだけではなくて、中身を御理解いただいて、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

○芝委員 契約のことは置いておいて、企業庁長と環境部にお尋ねしたいんですが、先ほどの県と企業庁の帰属の問題。安全の部分が一項目もなかった。何の部分の帰属もしてない、責任がない。だから、今の施設の比較においても、温度計等これは後から事故が起こってから付けたものでありますから、その時点では何の設置もしてないということは、改めて聞きます。RDFというのは、完全に安全管理の帰属もしなくてもいい、機器の設置もしなくてもいいというほどRDFは安全なものという認識で当初かかっていた。今は違いますよ、今の部分じゃなしに、部分ですべてを考えていたのかどうか、はっきり答えください。改めて、企業庁でも環境部でも、当初の考え、今の考えじゃなしに。

○濱田企業庁長 私自身としては、RDFがこのように危険なものというなかつた、現状のような事故が起こるとこの認識はございませんでした。

○小川環境部総括マネージャー 環境部としては、当時の状況が詳しくわかりかねますもので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○芝委員 当時の状況やなしに、今基本的なRDF施設の帰属の問題、設備とかいろいろな部分は、補助金の分配の数字によってきちつとわかるじゃないですか。その中で安全管理の部分はまるっきり飛んで、どこにも安全管理はどこがしなさいという帰属の部分も責任の明確さも固定してない。これは今の部分で何の安全対策というか、設置機器類の安全対策上の設置をしてない、タンクについてです。そうすると、それから見てもあえて私は聞いてはいるのですが、RDFは発火もしなければ、発熱もしなければ、爆発もしないという完全な神話があったとしか思えないやけど、そうじゃないの、当時は。だから推進したんでしょ。

○小川環境部総括マネージャー そのように思います。

○芝委員 はい。これは議論するところじゃないので、もう1点だけ。認識の確認だけ確認して。それから総合企画局。RDFのリスクマネジメント会議の報告いただきました。で、8月15日に設置ということは、例の爆発死亡事故が起こる前ですよ。この所で項目ごとには危機管理体制の徹底を図っていくとか、各県民局とか部局の危機管理体制の徹底について具体的に協議することと、こうなって、そこ大きな項目ありますけど、それが爆発、熱風出るまでどう生かされたのか、その辺の詳細な部分の提出資料って出ますか。ここでは徹底図っていく、具体的に協議するとなっています。当日までにしていなかったのか、していたのか、現場の話。偉いさんだけ、部長級だけ寄って、その項目決めただけ。

○飯塚総合企画局長 このリスクマネジメント会議の概要につきましては、詳細な議事録つくっておりませんが、こういった概要でございますので、これがすべてでございます。いずれにしても、19日の事故以降は、事故対策本部と災害対策本部がすぐ設置されましたので、すべてそちらの方に検討が委ねられているという状況でございます。

○芝委員 はい。ということは、このリスクマネジメント会議で部長級以上は会議をしているという方針は決めたけども、その後19日くらいに事故が起こっているから、実際何にも稼働してない、現場に下りてないという理解していいんですか。

○飯塚総合企画局長 先ほど申し上げましたように、あくまでも15日のリスクマネジメント会議の主題でございますけども、環境部の方を事務局とします事故調査専門委員会の設置を決定するということでもございましたので、こういった会議が行われたと。それから、今も申し上げましたように、19日の事故以降、事故対策本部と災害対策本部が設置されて、そちらでやっていくということでもございましたので、いわばリスクマネジメント会議はこのとき限りであったということでもございます。

○芝委員 ここでいろいろな不手際があったり、後手後手回った対応の部分について批判しても仕方がないと思うので、事実の確認だけをしていきたいと思っております。とりえず1回目の質問は終わります。

2 契約について

○田中委員長 ここで、委員の皆様方にお諮りさせていただきます。今の芝委員の質問の中にも、もう少し契約について私たちは知りおかななくては、幅広く質疑ができない、もしくは深く原因究明ができないということもあるように思われます。したがって、ただ今からまず契約について当局の説明を聞き、その後トータルで質疑を行いたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 それでは、当局におかれましては、契約についての御説明をお願いいたします。

○岩名委員 質問させてもらったらかんの、もう、契約の資料もらってあるんだから。

○田中委員長 よろしいですか。質問で。

○岩名委員 だって、また長々聞いていたら、全然聞くことできません。もう資料もらっているんでしょ、これ、僕ら契約書。これ僕ら検討したから、これについて一週聞かせてもらいたいんですけど、どうやろう。

○田中委員長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 では、説明なしに。あらかじめお配りさせていただきました資料中心に基づいて。

○岩名委員 説明時間が長すぎてね、あきませんのや。

まず、安全面について、私お尋ねしたいんですが、このプロポーザルに関する資料というのをもらったんだけど、僕は一つ冒頭に申し上げておきたいのは、あなたたちはここまでの大惨事を引き起こしておきながら、そしてなおかつこういふ委員会が立ち上がって、ここで真相究明しようという大事な時期にね、資料提出の中に何ですかこれ、黒い線で消して。こういう会社名を全部消して、黒塗りしてるじゃないですか。なぜこんなものをありのままに出さないのですか。なぜこうやって情報を隠そうとするんですか。こういう姿勢が許せませんよ。とてもじゃないけど、こんなもの本当にやっつけられませんか。まず、私はこの中の技術的要素比較表の上段ですね。上段今言っているように消してある所。

(「何ページです」の声あり)

○岩名委員 プロポーザルの2ページやけど。

○田中委員長 プロポーザルのA3の横長。

○岩名委員 わかりにくく綴じてあって、本当にわかりにくいんです、これは。もっとわかりやすくやってもらわないといかん。

(「61から64」の声あり)

○岩名委員 提案応募者の欄は消されているんだよね、今言ったように。富士電機はEだということでもよろしいかな。

○濱田企業庁長 はい、間違いございません。

○岩名委員 そんなこんなもの10箇所応募してきて、本当に応募してきたのは9つですね。その中で3つが選ばれていると。書いてあるの、こんなもの何で隠さなきゃならん理由があるんです。きちんと会社名を書いて、そして我々に提示するのが、当然のあなたたちの義務ですよ、これ。特別委員会ですからね。まず、それを言っておきます。

それで、ヒヤリングにおいて、防災等についての質問は3社ともへ、この最後に選ばれた3社ですね。その3社とも防災についての質問はなかったと、こういうふう聞いておりますね。それで、新聞によれば、学識経験者の野田委員長が、野田教授が、「県から質問依頼はなかった」と、こう述べておられるわけですよ。ということは、貯蔵槽についての質問もないわけで、教授がこういうことを言われるということは、質問の内容はあらかじめ県がつくっていたというふうに思われるわけですが、それについてお答え願いたい。

○濱田企業庁長 質問の内容をつくらせて。私自身もそのメンバーの中に入って聞いておった限りでは、そういう認識はなかったんですが。

○岩名委員 いみじくも言われたけど、あんたも中に入っていたけど、結局防災、防火、防音、こういうことについて、あなたは一言も触れておらんわけですよ。それは誤りだと思いますか。

○濱田企業庁長 当時の記憶でございますので、私が具体的に防災の項目については聞かなかつたかなと、そんな記憶があります。

○岩名委員 だいたい7人のいわゆる選考委員の中にあなた入っているんだよね。それは今の立場と違って環境部長でしょ。しかしながら、県から選ばれた人ですよ。そもそもこの7人の選考委員たる者の構成も、私はおかしいと思う。県から入っている人が過半数を占めていて、そして学識経験者が3名ということは、いかに県が思惑があって、ここに落ち、いわゆるプロポーザルで指名をしたといわんばかりの、我々門外漢から見るとそのように映るわけがあります。

そして、次の質問ですけど、やっぱり技術的要素の比較表、これですわ、これ。これ見ると、受注した富士電機の欄がここにこうあるんですが、ここに何て書いてあるのかな、ちょっとよくわからんのやけどね。防音か。防音対策と防火対策というのが、こう2つ欄があるんですね。

(「防湿やね」の声あり)

○岩名委員 防湿ですか。いずれにしても、ここに2つあるんです。ほかの8つの企業はそれなりに大したことないけども、ちょっと書いている。しかし、富士電機においては、一切防火とか防災とかいうものについては触れていない。結露を止めるために何かを貼るとか、ここに書いてありますね。サイロ外壁には、これ結露防止用の保温材を施工する。これは防湿対策ですね。防火対策は、やっぱりサイロ内の空気を吸引することで、これ字読めないんだよね。

とにかく、サイロ外壁に断熱材の施工をすると、こういうことが書いてあって、もう既に新聞等でも皆言われておりますけども、私たちは議会から平成3年にドイツへ行かせてもらったということは前も言ったけど、そのときにもこういう話が出て、既に安全装置はドイツでは貯蔵槽に窒素ガス、あるいは炭酸ガスをもって、これをいつでも消射できると。火が燃えてきたら、炭酸ガスもしくは窒素ガスで消すと。こういう装置が付けられているということの説明を、我々は受けておりました。

今、新聞等でもそのことはもう既にいろんな先生方、例えば循環資源研究所長の村田徳治さんという方もそういうことを、やはりそういう注入して消火する装置があるということを確認しておられるわけでありましてね。こういうもう常識的なことを見落としていたということについて、当時の選考委員の1人として、あなたはどのような責任を感じますか。

○濱田企業庁長 今回のことに関連して、できましたら今日お配りした資料の23、24だけは説明させていただきたいんですが。企業庁の23ページと24ページにですね。この部分だけは説明させていただきませんか。

○岩名委員 いやいや、ちょっと待って。時間稼ぎされてはね。

○田中委員長 端的に委員からの質問にお答えいただくようお願いいたします。

○岩名委員 うん、頼みますわ。どことや。

○田中委員長 一番後ろから2、3枚目です。

○岩名委員 これ、これは企業庁と富士電機の契約についてじゃないですか。私が今言っているのは、あなたが選考委員としてそこにおって、そして今言ったように常識だと言われている、例えば日本国内のいろいろな施設でもそういうことが施工されていると、私は聞いておりますが、そういう基本的なことを欠落していたということに対する責任を感じてますかと、どう感じますかということ、私はあなたに聞いているんですよ。詳しいことはいいんです。

○濱田企業庁長 当時の認識としては、技術的な部分については、それぞれ専門家の意見を通してあるという前提で、私もその中へ入りました。そういうことで、今の記憶ですが、私がしたのは手続の透明化であるとか、そういったことは自分で主張した記憶があります。ただ、委員としてこういう結果になっておりますので、その分についての御指摘は受けなければならぬと思います。

○岩名委員 はい、今日の読売新聞にきちっと書かれておりますけども、いわゆる全国のごみ処理自治体の組織する社団法人全国都市清掃会議で、1999年にRDFの貯蔵施設について、温度センサーや消火設備を設置することが望ましいとする要領をまとめ、それを県も入手していたと書かれております。そして、三重県は2000年の10月に富士電機にすべての施設を一括委託をし、契約をしているわけですから、もう1年前にあなたたちはこのことを知っているはずなんですね。知っているにも関わらず、このことにまったく触れずに見過ごしてきたという責任は、私は実に大きいというふうに思うわけでありまして。

そして次に、一連聞きたいんだけど、貯蔵槽を含む発電所の履行期間、履行期限というの、は当初は14年11月30日。これは恐らく12月1日からダイオキシン規制が始まると、こういう想定で、11月30日までにはいわゆる施設の引渡しを求め契約がされていたと、こういうふうに考えられるわけですが。どうしてここで受け取るができなかったか、これを説明してください。

○濱田企業庁長 全部にわたって、まだ施設を稼働させる部分のOKの部分と、それ以外の部分もありまして、そういう意味でトータルで完成はしてなかったということで、一部事業はまだ残ったということで受け取っていません。

○岩名委員 しかし、そう言いながら、これを今年の3月31日まで再引き延ばしをし、さらに受け取らず、来年の3月31日まで先延ばしをしたと、こういうことはどういうことですか。

○濱田企業庁長 来年の3月の部分は、灰水洗の設備を太平洋セメントの方へつくっておるということで、灰処理の建設が少し時間かかりますというようなことで、その部分を含めて期間を延長いたしました。このことについては、既に議会の方へも報告済みでございます。

○岩名委員 ばかなこと言ったらいかなんですよ。そんなあなたの話は常識的なものではないです、それは。県と大企業が契約を結ぶにあたって、これほどいわゆる履行期限を延長するということは、これは異常ですし、恐らく私の類推するところ、これは設備の異常に気が付いたからではないかと。だから引き取りを私は延ばしたんだろうというふうには思いますが、それならそれでいいですが。

それでは、あなた軽く「こんなもの受け取れないから、受け取れないから」と言っているけども、何のために履行期限があるのかと。これやっぱり契約上のきちとした、契約見せてもらいましたが、きちっと書いてあるわけですよ。そうすると、これに対する私は約束の不履行ですね。期間内に工事が完成しないんだから、これに対する不履行に対してペナルティをかけるべきではないかと思うんですけど、我々県民サイドから考えると。契約書の第44条には「履行期間内に工事が完成しない場合は、このこと起因して生じた損害金の支払いを乙に請求できる」。乙すなわち富士電機です。請求できると、こうなっているんですよ。これに対してあなたたちはどういう処置をしましたか。お答えください。

○濱田企業庁長 結論は出ませんでした。そういう問題について、双方が何度となく話し合いはしました。ただ、まだ結論を得るに至っていません。

○岩名委員 そうしますと、今は結論出てないけど、当然これは企業庁の責任で、然るべき賠償なりいろいろなもの、ペナルティは課してもらえと考えていいんですな。

○濱田企業庁長 そうしておいた展開から、今回の事故が起こりまして、今原因究明であるとかそういった部分で、さまざまな検討がなされてますので、そういった部分をも踏まえてやはりきちっと整理せんなんだろうと、このように今は認識しています。

○岩名委員 あなたたちはいろいろなことを言っているけど、表ばかり繕っているけども、要は当初14年の11月30日に履行期限があるはずを、今年の3月31日まで延ばして、また延ばしているわけですが、11月30日直後の12月23日に、もう既にRDFの貯蔵槽で発熱事故が起こっている。1月5日には発電所の蒸気タービンが損傷事故を起こしている。1月19日には発電所の制御バルブが故障している。3月9日にはボイラーの排水管の不具合が出ています。この5回にわたって発電を停止してきたわけですよ。こういうことをもっとオープンにして、私はきちっと議論の訴状にのせてもらわないといかんと思っているんだけど。こういうこと等々、三重県に及ぼした損害は非常に大きなものがあると。だから、そういう問題が1つと。

それから、今回のあの惨事を招かないために、この5回にわたり発電を停止していた時点で、常識的に考えればこの時点ですべての施設を停止をして、総点検を実施すべきではなかったかと私は思うんですが、あなたの見解はどうですか。

○濱田企業庁長 一定期間その後発電部分についての点検は、全部富士電機にも言いやっていたと思いますが、私自身も富士電機の社長さんにもこういう部分があると。我々プロボーザルの話の中で、あなたとの技術提案をいろいろ受けてやったということから、全社挙げての取り組みでない、今岩名委員おっしゃったような話になるということで要請も、そういう話の中で、そのように全社挙げて取り組むというような話を文章でも回答をいただきました。

そういうことで、一つ一つの当時の発電の事故としては、非常に我々から見ても、もう少し注意して運用すれば起こり得なかったんじゃないかという事故もたくさんございまして、そういう意味では単に現場にいただけではなくてというような話でも申しましたんで、結果としてそういう事故が連続してしまったということで、そのことについては今はもう少し強い対応をするべきだったと思います。

○岩名委員 わかりました。私が言っているのは、あなたの話人ごとのように僕聞かえるんだけど、とにかくこの5回の発電に関するいろいろな事故があったと。この時点で全部を止める判断をするのは、富士電機の社長じゃないんですよ。監督責任のある企業庁がこれはするべきではないかと、私は思います。こういうことを聞いていますと、どうも企業庁と富士電機との癒着とまでは言わないけど、なれ合いというか、非常に安易な雰囲気がいかに伝わってきて、非常に不愉快なんです。こういう、私はここできつと企業庁が適正な判断と措置を取らなかったということが、この惨事を引き起こしたと、こう言っても過言でないということを申し上げておきたい。

それから、今年6月に点検の際に、水分が多く発酵が進んで、不良品の燃料が約100トンが内壁に付着しているのを発見したと、こういうことを聞いております。しかしながら、不良品の除去は作業に危険が伴うということでせずに、県内各市町村からの燃料搬出を続けていった。このことも、ここまで100トンが内壁に付着しているという問題点を発見しておきながら、さらにそこにいわゆるRDFをまた入れていったと。こういうことについても、あなた責任を感じませんか。

○濱田企業庁長 100トンの付着をしておいたという部分と、それから、その後搬入したという部分の、申しわけないんですが、どのような事実関係であったかということ、ちょっと今私整理できていませんので、申しわけないんですがお答えできません。

○田中委員長 これは環境部で整理していただいていますか。そういう時系列の現象。

○岩名委員 これね、いろいろそうやってあなた何でも環境部へ振るようだけど、すべて一括してあなたの方に、RDFの貯蔵槽もすべて一括して、まあ言ったら委託をしているんじゃないですか、この環境部は。どうなんです。

○濱田企業庁長 私、そういう趣旨で申し上げたのではなくて、私自身が今岩名委員がおっしゃったことについて、きちんとどれだけのものがどの時点であって、それにどれだけ入れたという具体的な数字の認識がないものから、今の時点でその認識がないということでお答えができませんのでということの語でございます。

○岩名委員 それは環境部に聞いてもわからないんじゃないですか、僕はわからんけども。富士電機にというか、あの辺全部委託をしているわけですよ。富士電機にはっきり言えば、聞かないとわからないという答えが正しいのじゃないですか。

○濱田企業庁長 きちっと答えようと思えば、そういうことも報告を受けてきちっと確認しないと、私自身は答えられません。

○田中委員長 でも、そんな資料くらいあるやろ。この時点になってくると。付着したのはいつで、そりやちょっと庁長あれやで。小林さん、事務的にわからん、今岩名先生の御指摘の内容。いつやったかとか。

○岩名委員 委員長、僕が言っているのは違うんですよ。その100トンが縁にへばり付いて問題だという意識を持たれたということ、新聞等で聞いているし、何通もこれ聞いているからそうだと思うんですよ。それをそのまま放置して、本来言えばそれを取り除かなきゃいけないですね。しかし、取り除くには危険だということで、結局またどんどんどん新しいRDFを上から放り込んでいったということは間違いないんじゃないかということ、私は言っているんですよ。だから、量がどうだったかとか、そういうことを言っているのではありません。まあ、いいわ、次行きます。

市町村は今までトン当たり3,790円で多度で持ち込んでいたと思うんですよ。ところが、聞くところによると、現在その数倍もするようなお金で処理をしなきゃならんと。これは今、こういう火急のときですからやむを得ないと思いますけれども、これをいつまで続けるのか知らないけれども、大変な金額に私はなっていくというふうに思うし、こういう今日までの県と富士電機の関係を見ていると、県に移管されていない企業の施設で発生した事故なんですよ、これ。そういう中で、これからのそういう諸費用、これは常識的に普通にずっと考えると、当然企業、すなわち富士電機が支払われるべき私は責任があるように思うんですが、あなたはどうか考えている。

○濱田企業庁長 その辺のことにつきましては、少しこれから法律の専門家にもきちっと相談しながら、きちっとした見解をまとめたうえで進めたいと思いますので、この場の御答弁は少し避けたいと思うんですが。

○岩名委員 あなたたちは、何か今の庁長の話を知っている、どうも人ごのようにしか思えないんだ。これは税金を使って尻拭きをしなきゃならんとか、いろいろな予想される事態があるわけですが、我々は理に合わない支出に対しては、議会としては同意するわけにはいきませんからね。これはきっちりと筋道を立てて説明責任を果たしていただくように要望して、私の質問を終わります。

○永田委員 ちょっと1つだけ、確認させて。関連だからお願いします。今のプロポーザル、これいただいてありますね。そのときのこの問題については、防火設備、防災設備の問題あるんですね。これ読みづらくわからないんですが、確かEだと思うんですね。ここには防災対策、防湿ですか、これ、防火対策ってあるんですね。それがちょっと私も非常にいろいろ今までの情報と、それが実際に設備がなかったというような記事もありますし、そして、当初案では防災設備は考慮していたが、実施設計では防災設備はもう省かれていたと、こんな記事もあるんですね。ここら一巡きちっと見解だけ聞かせてほしいですね。これポイントになっています。

○濱田企業庁長 何度も申しわけありませんが、その部分が23、24に契約の考え方の中に少し触れさせてもらってございますので、こういう事実になっていますということをお報告させていただきませんか。

○永田委員 時間もないから、実際そうだったのか、なかったのか、最初それだけ言ってください。

○濱田企業庁長 23ページの第8条を見ていただきたいのですが、乙というのは富士電機でございます。「富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県RDF焼却・発電施設の設計を行うものとする」という条項があります。それから、その上の第2章のちょっと上の所を見ますと、「この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位云々」とありまして、「乙が提出した技術提案書」というのがありまして、これ括弧で確認仕様書及びその添付図面という話があります。技術提案書の中には確認仕様書というのが含まれております。

それで、24ページの一番下の枠の中に確認仕様書という枠がございます。この中で、これが契約の一体のもので、防災設備という欄がございます。そして一式という形に書かれております。ですから、自らの裁量及び責任という格好の契約のスタイルになってまして、そして防災設備一式を行うと。そしてリスク分担の話が23ページの下にございまして、もしそれが設計ミスであれば受注者の設計ミス、乙が負担すると、こういう契約の科罰というのがありますということだけ報告させていただきます。

○永田委員 ということは、実施段階において、その防災設備が施されなかったということになるわけですか。

○濱田企業庁長 この我々のこれを見る限りにおいては、どういふ防災設備をするかどうかという部分を含めて、この契約上は第8条でいわゆる富士電機の自らの裁量及び責任においてやるというふうにしただけなことは思っています。ここらばそれぞれのごとでまた今後議論が起ってくるとは思いますが。

(「人のせいばかりしとんのやな」の声あり)

○濱田企業庁長 そういう意味じゃなくて、こういう契約がありますということの事実だけは御報告させていただきます。それから、先ほど非常に私に対するいろいろな御意見ありますが、御批判は受けます。ただ、人ごと云々の話で、私一日取りとも過ごせた心情ではございませんので、そのことだけはお涙み取りいただきたいと思えます。

○永田委員 事実なんですからね、これ大爆発という。これ起こしてしまったことは事実なんです。ということは、もう補修するべきやと思うんです。そこらをまるっきり任せてしまってここに至ったのかということになっちゃうわけですか。そこら辺の見解だけ聞かせて。

○濱田企業庁長 契約はこういう形で、結果としてその技術を介意したけれども、こういう問題が起こったということからすれば、契約のあり方自体からやはり今後検討する必要はあると思います。それは、こういうところの反省に立って、根っからやっぱり我々も検討し直さならんという意識はございます。

○永田委員 今日のところはこれで。

○山本委員 いろいろ特にプロポーザルに関する資料等もずっと見せていただいて、なかなかわかりにくいなと思いがら、いろいろ疑問点も浮かんできましたので。1点は、いわゆる富士電機、いわゆるE提案になったのかということをお聞きしたいと思っています。もう1つは、タンクがなぜ、4つのこの主要なやつの中から1つになったかという、この辺のところを2点お聞きしたいと思いがら、ちょっと細部のところについて伺いたいと思えますけれども。

まず、この審査会の報告書の中の13ページを見てもらいますと、その審査事項の中でE提案というのが出てきますけれども、これはいわゆる今聞きましたような富士電機ということでございますけど、そこに外国でのフラフ状RDF高効率焼却発電の実績を持つボイラーということで、これをずっと見ていきますと、例えば49ページ見ていると、そのいろいろ細かいことがずっと書いてあるわけですけども、これなんて全然私もなかなかわからんわけでございますけど、この辺のところが大きく今回の富士電機に傾いた大きな要素やないかなと、こういうことを思うわけでございますけど。この辺のところを一つ、どういふ燃焼性の比較のあれなんかと、ちょっと説明してもらって。それと、できたらこれ何ですか、ひよっとしたらいわゆる7人の学者の中に、こういう得意な人がおらんかという気がするわけですけど、その点のところを1点伺いますわ。

それからもう1点は、一次審査で一応3社に残ったわけですけども、その中で発電効率という話がございます。これが一応いろいろ出てきた提案の中には、このE社だけが28%ということですね。それからH社あたりが26.7%稼働を出しているんですけど、だいたい大きな差はないんですけど、一応発電効率28という、この辺がまた何かそういう企業庁あたりの採算性を重視した立場の中で、こんなことでいったんかなという気がするわけですけど。それでは実際これが今運転をされとって、この発電効率の数字というのが、今現在8カ月くらい運転して、どのくらいの数字になっているのか。この辺のところを1つ伺いたいと思えます。

それから3つ目は灰処理の問題ですけどね、灰処理の問題はこれ今聞きますと、平成12年2月くらいから灰処理については太平洋セメントというように話がございます。それが37ページにも太平洋セメントと、それから富士電機が共同事業体を形成してこうやってやっていくという話が出ていますんですけど、私どもの認識では、企業庁さんが一生懸命努力をして、太平洋セメントという話をしながら、その灰処理についていろいろやってくれなと思ったら、既に富士電機とそういう具合にいろいろ話がされとって、そういう形で具体的に始まったのかなというのが、この提供した資料では見受けをするわけですけども。

それと合わせていろいろなRDFの貯蔵施設の防火対策の問題でも、例えば富士電機は全然そういう防火対策をやってなかったけど、C社ではCO₂と温度計を取り付けてあったり、H提案では火災報知器とか散水設備等が取り付けられているということ

ですけれども、このあたりを見ていてもより比較してみると、本当に富士電機で、何で富士電機なのかなと、こういうところがちょっと私疑問がわくわけですね。

それで、最終的に例えば7名の選考委員がいる選考したわけですね。プロポーザルでもあも出てきたやつを最終的に3社から1社に絞ったと思うんですけども、この中でまた見ていくと、1人が3票持ちで1提案については2票まではいいという、こういうあれで多分選考会をやったと思うんですけども、そのE社とC社とH社の票を、例えばE社が何票になったのか、C社が何票になったのか、H社が何票になったのか、この辺のところをちょっと教えていただきながら、どうもやっぱり最初から富士電機さんありきかなと、こういう気がしますもので、ちょっとその辺のところをお伺いします。

それから、2点目は富士電機の今回の提案の中で、いわゆるE提案の中にはいろいろこう見えますと、ページ数でいきますと2ページですか、2ページのE提案の所ではRDF貯蔵設備の形式では、サイロ方式は鋼板型4基でサイロ下部からコンベアで搬出するというんですけど、この提案が今回プロポーザル出されて、それが今現在大型のもの1基しかないということなんやけど、この辺が恐らく原因につながった、大きな原因だと思うんですけども。これの4基が1基にずっと変わってきた経過についてちょっと1回お伺いします。以上しません。

○田中委員長 2点。予定時刻が迫っておりますので、簡潔に的確にお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 一番最後のお尋ねのところは、19ページ、プロポーザル後の機器仕様の変更というところでタービンの問題と、それから20ページに貯蔵槽の形式、基数変更というところを報告をさせていただきまして、ここに記載させていただいております。そして、変更理由は下にありますように、富士電機からRDFの貯蔵においてブリッジの可能性があるため、掻き出し装置が設置されている方式へ変更したいと、4基から1基への変更が提案されました。それについて、容量も同じなので問題がないと判断して採用したというよう記録があります。それをそのまま載せていただきました。

それから、発電効率の話については、補助金の対象が28%以上という規定があったと思います。それで、そういうところが28%という数字が出てきておたと記憶しています。それから、富士電機ありきでなかったかということについては、私はそういう認識はありません。私自身そういう働きかけを受けたことはございません。それから、RDFの部分は永田教授がRDFの大家というふうには我々は認識しておりました。それから、太平洋セメントの件については、おっしゃるように企業庁でプロポーザルの話のときに、太平洋セメントを使った灰処理の方法を考えますというような話を、もちろん当然全社にですけど、こういう処理の方法もありますよということを話しております。それで、實際上我々一生懸命やったという部分は、やはり単価を下げるとかそういう部分もあって、懸命に地元の理解も得るといようなことでやらせていただけた話でございます。

○永田委員 それから、審査したときのE、H、Cが何票ずつ入ったかだけ教えてください。

○小林企業庁総括マネージャー まず、C提案でございますが3票でございます。すいません、ちょっと待ってください。間違いました。C提案が2票でございます。それからE提案が3票でございます。それからH提案が2票でございます。これが第二次審査の部分でございます。

○田中委員長 小林総括マネージャー、例えば今お手持ちで資料持っはるんですよ。出していただければよろしいやんか。なぜ、そこで尋ねやんと出さんという姿勢なの。それは最初の委員会でも申し上げたと思う、委員会の進め方も。じゃあ尋ねなかつたら出さないので、積極的に情報を共有して、そして早く原因究明して改善策を考えていくのが本委員会の責任だと思っておりますから、少し考え方を改めていただかないことにはこの委員会もたんと思います。お願いをしておきたいと思います。

○山本委員 まず、4つのタンクが1つに変わったということですけど、今簡単に御説明されましたけど、それでよかったと思いました。よかったというか、そんな簡単な形が変わっていいのかなと、そうやって思いましたやろか。その辺のところ企業庁のちょっと御所見をお伺いしたいと思います。それと、このE、H、Cの決定について、企業庁はどうですか、妥当やと思いましたが、まあという、その辺の所見をお伺いします。以上です。

○濱田企業庁長 妥当であったかどうかというのは、委員会それぞれの方、さっき言ったように票も割れたのは事実でございますが、初めからこういう格好でやりましょうという話は決めた。その方式に従ってこれが決定されたので、それは初めにそういう方式を明確にしておいて、公明にやろうという趣旨の結果だと思えます。

それから、タンクの話については、やはりこういう事故の状態になりますと、2,000トンが入っておったことの処理の難しさというのには実感します。そういう意味では今後検討せんらん部分ではないかなという気がします。それは技術的な専門家の再度、意見も聞いたうえでやるべき話だと思います。私自身今の形がいいかということまでは、これはその知識持ち合わせていませんで、専門委員会の方々の意見も十分参考にしたいと思えます。

○山本委員 そのタンクについては、例えば採算性とかいろいろそういうことの考えで、そういうふうに変えたというような気持ちがあったんですか、なかったんですか。

○濱田企業庁長 富士電機自体からこれの方が効率的だという提案で、あまりそういう同じ2,000トンのベースですので、記録で見る限りはあまり大きな問題として捉えた議論はなかったように思います。関係者にも少し聞いてみましたが、ここに記述したような内容だったと、私理解しています。

○田中委員長 予定した時刻がまいりました。委員会続けてよろしいでしょうか。

(「関連だけ」の声あり)

○田中委員長 そうしましたら、次回の委員会に本日御議論いただいております契約について、特にプロポーザルの手法に至る経緯、プロポーザルの際の判断等を中心に、そして市町村等7団体との契約等の第4条に注意義務というのがありました。ここあたりの部分についての議論を中心に、次回の委員会ですでにさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 今、緊急なご質問でございますでしょうか。

○貝増委員 委員長からまだご指示あつたけども、執行部。我々議会も平成12年、あのときの委員会、委員長、副委員長も含め議会としても反省しなければならぬ。その前提で質問もさせていただきますけども、企業庁長もやっぱり当事者として議会でするんじゃないかと、やっぱりこの問題についての何をしているというより、この原点に戻ってほしいなと思うんですよ、我々も反省して前へ進む代わり。

そういつたときに、岩名委員の質問にもありましたけど、ある新聞に載つてから全部過去の資料倉庫から捜しました。自分の所管している委員会のときの取扱注意書も出してきました、平成12年6月9日委員会で配つてくれた資料、これには全部各社の寸評が書いて名前も出てます。でも今日こうして改めて事件のあつた後、なぜ今岩名委員が指摘されたように、個々の名称を隠してしまわなければならないのかと。別にこんなの流れてたつて審査の後ですから。今から審査するといつたら隠さなければならぬけども、終わった後ですから、すべての資料というのは委員長も指摘されたように、私はこの場で必要だと思うんです。これは次回からの資料では、全部やっぱり名称入り。そして、先ほどの採決でもC、E、H社、2票、3票、2票、名前まで言っていた。

だから、警察が動いているから、どこどこが知事事務局が動いているからというんじゃないかと、ここは調査の議会ですから。

○田中委員長 貝増委員、簡潔に質問事項は何でございましょうか。

○貝増委員 資料出してくれということ、一番大きな問題で、今回の現場でのこれだけの契約仕様書を結びながら、1つだけ確認したいのは、第1章第6条そこに甲の責任が書いてありますよね。甲というのは発注者ですよ、企業庁。現場の事故が起こつた原因は3月以降。

○田中委員長 貝増委員、急を要しますか。

○貝増委員 急用です。

○田中委員長 急を要しますか。

○貝増委員 はい。

○田中委員長 はい、発言を続けてください。

○貝増委員 はい、市町村からRDFの搬入は、確保確認を全部企業庁がするということになっているんですが、これについて今まで一回も企業庁は答弁してないんですよ。だから、この辺はどうなっているかと。これ次回での答えでもいいですよ。もう現場閉まってますから。委員長、今までの資料というのは、ある程度オブラートで包まれた資料ばかりですよ。次回19日というのは日も空きすぎる。で、そのときに提案をしたいのは、踏っていただきたいのは、これこつち関係ないけども。すべてのスタートに原点に戻つて、例えば前の知事の証言取るとか、もらうとか。

○芝委員 議事進行で質問と委員協議と分けてやってもらつてくれよ。

○田中委員長 貝増委員、よろしくお願ひします。

○貝増委員 わかりました。では、次回について私がお願ひしたいのは、各種の協定書を結んだ企業庁と地元対策、それについて徹底的に入りたいと思えます。いかがですか、委員長。

○田中委員長 正副委員長で協議のうえ、審議内容を決めさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○芝委員 追加資料はもう出た。

○田中委員長 後でまたきちっと。出ました、さっきの資料は。あった、なかった。小林さん。

○小林企業庁総括マネージャー ございました。

○田中委員長 ありました。配るだけ配っていただける。それでは、これにて本日の委員会を閉会いたします。質疑につきましては、次回委員会も継続して行いますので、よろしく願います。当局には大変ご苦労さまでございました。

3 委員協議

(1) 次回の開催について

(2) その他

〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月5日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID: 000019200

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

三重県議会 Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年9月19日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成15年9月19日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成15年9月19日(金) 自 午前10時02分 ~ 至 午後4時00分

会議室 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正信 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 岡部 栄樹 君
委員 芝 博一 君
委員 三谷 哲央 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 木田 久圭一 君
委員 山本 勝 君
委員 西塚 宗郎 君
委員 萩野 虔一 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君
委員 永田 正巳 君

欠席委員 0名

出席説明員

[企業庁]	企業庁長	濱田 智生 君	
総括マネージャー	小林 和夫 君		
"	藤田 輝也 君	その他関係職員	
[環境部]	環境部長	長谷川 寛 君	
総括マネージャー	小川 治彦 君		
"	松林 万行 君	その他関係職員	
[地域振興部]	総括マネージャー	東地 隆司 君	その他関係職員

傍聴議員 6名

県政記者クラブ加入記者 12名

傍聴者 2名

議題又は協議事項

- 1 ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会中間報告について
- 2 事故原因(全般)について
- 3 委員協議
 - (1) 次回の開催について
 - (2) その他

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

- 1 ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会中間報告について
 - (1) 資料に基づき当局説明

〔長谷川環境部長〕
- 2 事故原因(全般)について
 - (1) 質疑・応答

○日沖委員 前回の委員会から継続するようなお問いかけになるわけなんですけれども、前回の委員会のときに岩名先生の方から、このプロポーザルのですね、各企業の提案の中でいただいとる資料にもそうなるわけですけども、富士電機を除く他の参加してきた企業さんはすべて、どこもすべてが何らかの防災対策なり、リスクマネジメントについての考え方なり、これ含まれるわけですね。貯蔵槽について。しかしながら、富士電機さんだけがそういう対策というものがまったく貯蔵槽が提案されてきておるわけですね。そのところを岩名先生が前回の特別委員会のときに突いて聞かれたわけですし、また、新聞なんかにもそこところがなぜだということで、なぜそれなのにここに決まったのかということがですね、問いかけられとるわけなんです、前回の答弁ははっきりとはその理由を示していただけなかったように思うんですが。

前回の答弁ではとにかく企業庁としては、その発火するとか、発熱するとか、そしてまあこういう事故に、大事故に至るような危険性があるとかいう認識はまったくなかった、危機意識はまったくなかったんだということで、聞かせていただきましたし、また、プロポーザルということで富士電機さんにも全部任せであったんで、なぜそういう構造になったのかよく分からないというような答弁もいただいていたわけなんですけれども、しかしながら、さらに、今回のこの中間報告の資料の中に添付もいただいているわけなんですけれども、さらに加えてですね、この今回のプロポーザルで提案してきてもらった富士電機以外のところは全部何らかの防災対策が、考えが含まれておったということと合わせて、今回この中間報告の中にもありますけれども、よその県の、三重県と同じメーカーのサイロがよその県に2つあって、そちらの方には同じメーカーやのに、スプリンクラーが設置してあるとことかですね、窒素ガスの充填設備が設置してあるとことか、あると。

これだけですね、やはり富士電機以外のメーカー、富士電機以外の参加してきた企業さんは何らかの防災設備を考えておられましたし、そして、三重県の企業庁の施設と同じ貯蔵槽を造ったメーカー自体もですね、よその県では同じようなものを造るにあたってスプリンクラーなり、窒素ガス充填設備を設置しておるといふこの現状の中でね、なんで三重県だけそれがならぬそういう危機意識というものが、貯蔵タンクに、貯蔵槽に反映されとらんのかというものは、まったくこんだけいろいろ資料をいただいて、こういう状況をみせていただかなかたですね、より分からないんです。

この三重県の貯蔵槽を造られたメーカーさんは、よそでは防災対策ならぬ貯蔵槽に対して取っておみえなわけなんです、なんで三重県で造るときだけはですね、それは富士電機さんなり、企業庁なりがですね、いらないんだということで省いて造ってくれということでもあれば、そういうこともあるのか分かりませんが、自然に考えればですね、やはり、造るメーカー側なり、プロポーザルに参加しておる企業側なりは貯蔵槽に対して、何らかの防災設備をしとって当たり前なんだという意識で、これ、あって当然のような環境に思うわけですね。そのところを何で三重県だけがまったくそういうものを施さずに、これできてしまったのかということ、とにかく企業庁さんが任

せてあるんだということであれば、任せてあったので分からないんだということであれば、そしたら富士電機さんの方で何らかの、なぜ三重県のこの貯蔵槽だけがですね、こういうその無防備な形で出来上がってきたのかということの説明もいただきたいですし、ここのところを是非我々にある程度理解ができるように、一連お答えをいただきたいというふうに思います。

いただく資料を積み重ねれば積み重ねるほど、なぜ三重県だけまったくこういう危機意識というものが反映されない、こんなタンクになってしまったのかというところの疑問がどんどん、どんどん膨れてきますので、その辺も一度、前回の委員会から引継ぎの話になりますけれども、是非よろしく願いいたしたいと思っております。

○濱田企業庁長 きょうお配りした説明資料の26ページ、27ページをお願いしたいと思います。企業庁のこの説明資料の26ページ、27ページをお願いします。よろしいですか。

プロポーザルについての結果的な、今後検討せんなん反省点にもなろうと思うんですが、プロポーザルを経て契約がどうなっておったかという部分でいきますと、まず第1章の通則のところの4項のところに、下から3行ぐらいに、富士電機乙ですけど、「乙が提出した技術提案書に特別の定めがある場合を除き」、ごめんなさい、技術提案書によってこの第2章の第2条にいう、「技術提案書に従い」この設計施工するんだと、こういう話がありまして、その下の8条ですと、「富士電機は技術提案書に従い、自らの載量及び責任において、三重県RDF焼却・発電施設の設計を行うものとする。」とあります。

そして、その下の、リスク分担のところに、その設計リスクによる、「受注者の設計ミスであれば、乙がそのリスクを負担する。」と、こういうようなこう考え方になってます。

それから、その27ページのこれ、さらにいきますと、施設の管理運営に関する契約の基本条項、一番上の55条の4項に「富士電機は管理運営期間中、乙の費用負担において、技術提案書に従って、安全かつ環境に配慮した施設の管理運営を行うとともに、安定的な電力の供給に努めなければならない。」という規定がありまして、同じく、リスク分担については設計リスクというものを設けております。

それから、次の28ページへいきますと、同じくこの設計の一連の話の中で確認仕様書というのがございまして、ここにもですね、「本書は、三重県RDF焼却・発電施設整備事業の締結にあたり、受注者の技術提案に基づく確認仕様書とする。」と、こういう形で富士電機が提案する確認仕様書という契約になっております。

それから、その一番下に、労働安全衛生というところにも8項にありまして、爆発や火災が発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとする。」というような規定もございまして。

それから、機器整備、29ページの方へいきますと、機器整備の項で、この枠の一番下のところに、ア、イ、ウ、エ、オ、カがありまして、防災設備一式とこうなっております。こういうこう形が、契約の形になっておりまして、委員おっしゃるようになりますね、富士電機の技術提案にまるっきり委ねるという格好の契約であることは間違いありません。そしてそのリスク分担もそのように決められておるということでございまして。契約上はこうなっております。そこから出発しての対応でございます。

こういう結果を招いたときに、このプロポーザルをやり方がどうであったのかというのですね、今後安全という部分からは十分検討しなければいけない項目だという反省はございます。

それから、そのあとは温度計を設置したり、あるいは、仕様について、これはもう自分で手で持って測定をすとか、そういう対策は講じるようになりましたが、設計の段階の話は契約はこうなっておりまして、結果としてはスプリンクラーであるとか、そういうふうな防災の設備はなされていなかったと。

それについての富士電機の考え方については、RDFというものは、そういうところまでのものという認識がやっぱりなかったというような主張でございます。

○日沖委員 そういってお話は、前の委員会のときにもおおむねいただいたように思いますし、富士電機さんにもそういうRDFというものが、そういう危険性のあるものだという認識がなかった、そして、企業庁としては契約の中でですね、おおむねほとんどが富士電機さんに委ねてあるんだということで、そういう話も前にもいただいたわけなんですけど、それはそれとしてですね、今回の事故に至る経緯の中で、何があったんだということを我々は知りたいたいですから、もう一度繰り返しのなるわけですけども、このいただいた資料をそれぞれ検証を我々なりにさせていただくと、やはりその危険性がまったくないRDFだというふうに、いくらここでそういう認識が当時あったといてもですね、しかしながら、よその提案してきておる企業さんはもうすべてがですね、何らかの防災対策をその貯蔵槽であっても、とらなあかんのやという提案をしてきておるわけですし、そして、これもまた繰り返しのなるわけ

ども、そちらからいただいた資料の中にも載っておるように、同じ多度のRDF設備の貯蔵槽を造った、造られた同じメーカーさんがよそで造られた、よその県で造られた貯蔵槽についてはスプリンクラーなり、ガスの充填設備なりということを含めてるわけですから、やはりいくら危険性に対する認識がなかったとここでいわれても、やはりこちらの方がこのRDFを扱うその常識からいって、非常識やというふうにはしか考えられないんですね。他でもそういう三重県のように貯蔵槽には、なんら防災対策というものが施されていなかった施設がいくつかでもあればですね、それはまだまだこれから発展途上の施設やからということ、理解もできんでもないんですけども、しかしながら、これまでいただいた資料を総合するとですね、この三重県の多度の施設だけ、そうなので、やはりこれ以上企業庁さんが任せてあるんで、答えられないということであれば、富士電機さんからですね、どういう形、この三重県だけ、三重県の施設だけこういう形にしてしまったんかということを引きつけてほしいですし、おそらくその、他の企業さんが防災設備も入れた提案をしてきてみえるわけですから、いろいろ情報交換なり、当時のそれぞれの提案してくる企業同士の意見交換もあるでしょうし、この貯蔵槽というものを造るについて、どうだったんか、当時。当時の常識がというところがですね、やはり我々ちょっとやっぱり聞かせていただきたい部分でございますから、企業庁では答えられないというのであれば、企業庁長さんも疑問を持ちませんか、これ。なんで、お宅こういうまあ、あとの祭になってしまってますけれども、なぜ他のところはこういうふうになって、防災設備ついとるのに、なんでうちの貯蔵槽だけこんななんですかという疑問を持ちませんか。その辺もあわせてですね、必要であれば、やはり富士電機さんからのコメントもいただいて我々にも知らせてほしいですし、今一度お答えいただきたいように、お願いします。

○濱田企業庁長 私もこの契約条文全体にわたって、このような形になってますので、当時のものにもいろいろ聞いてみました。なぜこういう提案の形になっておるのかと。委員おっしゃるような疑問の点もありますので、聞きましたが、やはり、プロポーザルというところで、その当時としては全面的に技術提案を受け止めると、こういう話であったことしか、実は私の耳には入ってきておりません。

富士電機のほうにもそういう話はいたしました、RDFの今、現在ですね、持っておるような話の認識ではなくて、平成7、8年ごろに行なわれた調査ではですね、そういう話はあまり想定できなかったというような主張でございまして、この点については今後、先ほどいきました技術提案のその内容と、それからリスク分担の話を含めて、相当の議論をしていかなければならないというふうな受け止めております。

今、私のお話できる内容は、それしか持ち合わせてございませんので、申しわけございません。

○日沖委員 このままいきますと、いつまでも平行線になるわけなので、まだまだ後に、この点の疑問は残しながら進めてかしていただくことになってくるんでしょうけども、とにかく、今一度繰り返しのなるわけですが、当時、富士電機さんとしてはそういうその意識を持ってなかったしというような話を聞いたということで、企業庁長のほうから聞かせていただきましたけれども、しかしながら、何度も言いますけれども、他の提案してきている企業さんはそういうことを想定してか、どうしてか分かりませんが、何らかの防災対策を施した貯蔵槽を提案してきているわけですし、三重県の貯蔵槽を造ったメーカーさんも、他の県では防災対策なんらかを施したものを造るとるわけですから、やはり世の中のRDFの関連の施設に携わってる企業なり、メーカーさんなりというのは、何らかのこういうものを造る時には、そういうものをつけるんだというのは常識だったんじゃないのというふうに我々は思うわけです。資料を見せていただくと、なぜ、だったら富士電機さんだけがなぜその、富士電機さんの下で貯蔵槽を造っているメーカーさんでさえ、よそでは防災対策やっているわけ、防災対策したものを造るとるわけですから。何で、富士電機さんが受けたこの三重県のやつだけですね、他の企業なり、メーカーの考えとは違う、まったく違う意識の危機感はずっと感じないものに、造ってしまったんかというところは、やはり企業さんに任せてあるといてもですね、疑問を持って、今からでもいいたいどうやっただんやということをやっぱり聞いてですね、報告を今、今報告いただいただけの報告では、ちょっと我々まったく疑問が解けていけないんで、企業庁さんから聞いていただいても、われわれにもうちょっときちっと報告をいただきたいなというふうに思いますので、きょうのところこれ以上お聞きできないのであれば、お願いをさせていただいて質問を終了したいのです。

○濱田企業庁長 私自身もそういう思いもありますので、何度か話し合いはしてます。ただ、契約上はこうなっておったという事実の上になつて、今後の展開もありますので、私もその部分ではできるだけ情報を集めてやりたいという思いはあります。

ただ、現在のところ、そういう話の段階で止まっております。さらにそう努力します。

○日沖委員 はい、お願いします。

○水谷委員 今、日沖委員に関連する質問を1件と、私の方から2、3件ちょっと質問をさせていただきます。

ただ今貯蔵槽の防災設備の件でいろいろありましたけれども、この前の答えがありましたこの貯蔵槽のタンクの4基を造る当初予定であった。これは1基にした。こういう理由がありまして、この前の資料の20ページに変更理由という形で、定期点検等に必要となる貯蔵容量に変更がなかったもので、問題はないということで、4基から1基にして採用したと、このように述べられておりますけれども、それでその設備投資変更額が、貯蔵槽の変更でゼロと。プラスマイナスゼロという形になってますよね。これにつきましては、通常我々素人が考えても、当然4基造るものを1基にすればですね、値段的には安くなるというふうには私は考えるわけですよ。なぜこれを1基にしたかというのはいくら一度、いただきたい。

それと、やっぱりこれ安全性を見た場合、いくら貯蔵槽といえど、4基とはいわなくても2基ないし3基あったほうが、当然のことながらバッファタンクとしての役目を果たし、安全性が高まるというふうには私は考えるんですけども、この辺をひとつお聞きしたい。まずひとつよろしくお聞きしたいと思えます。

○濱田企業庁長 前回お渡しした20ページにですね、この点についても私も当時の書類なり、あれを全部捜せという格好で打ち合わせ記録からすべて、ちょっと書類が混乱しとるところもありますが、できるだけのことを捜しまして、協議経過なんかも見えておったんですが、ここに書いてあることが記録としてのすべてになってまして、装置としては掻き出し装置付きというのでですね、装置が前はなかったという格好で、いわゆるRDFのブリッジ化というのがある程度想定されてくるという話もあってですね、この掻き出し装置はつけたと、こういう話で、収支としてはその変更はゼロという格好になっております。

それ以上のところは、私が捜した記録の範ちゅうでは見当たりませんでした。そういう協議記録があります。ですから、この協議については県も当然知っておってですね、協議したという話になってます。

○水谷委員 そういうことでございませうですけども、要するに我々が通常考えた場合ですね、4基タンクを造る基礎と、ね、土工事からすべて入れたらですね、当然1基にした方が安くなる。というのは、一般的常識というふうには思います。その辺が、まあ、掻き出し装置をつけられたことによって、プラスマイナスゼロになったのかどうかわかりませぬけれども、企業庁長そういうふうには思いませんか。

○濱田企業庁長 そうい部分も含めてですね、私、協議内容を調べてみたんですが、私が先ほど答弁したようなことの協議記録でございました。

○水谷委員 先ほど日沖議員さんもおっしゃってましたように、やはりその辺のね、詳しいことがわからなければやっぱり富士電機さんにも、よく調査をしていただきたいというふうには思います。これにつきましてはこれで終わりたいと思います。

もうちょっと2、3点。よろしくお聞きいたします。

○田中委員長 はい、お聞きいたします。

○水谷委員 事故が発生してから約1カ月を経ったわけですけども、冒頭にですね、一番最初に日沖委員が言われてましたように、遺族に対するその補償とかいろんなことについての意見が当初ありましたけれども、それもインターネットで紹介されてまして、そういったことについてまあ、私が非常にこの中の委員の中では、ある1人の方の遺族の自宅に非常に近いものですから、まあいろんなお話を聞いてきたわけですけども、また、こう非常に残念だという気持ちで、遺族の方がおっしゃって見えるんですけども、要するに企業庁、三重県、あるいは富士電機さんに対して非常にだんだん、だんだん納得がいかないという気持ちが出てきております。これはですね、やはり亡くなった方あるいはけがされた方につきましては、非常にRDFのこの発電所といったすばらしい設備を、自分たちが一生懸命こう事故を処理しようということで携わってきたわけですけどもね、結果的にこういった大惨事になったわけですけども、そういった遺族の方の意見としましてはやはり息子が、あるいは親がこういった仕事をしてきたのであるから、できる限り早く原因究明をしていただきまして、安全な設備等問題ないというなかで、やはり再開をしていただくのが、亡くなった人へ対するまあ、ひとつの恩返しあるいは義務じゃないかろうかということをお聞きされるわけですよ。

その中で、やはり、もう1カ月経ったわけですからね、三重県として亡くなった方、遺族の方、あるいはそのけがをされた方に対して、何らかの見舞い金なり補償なりのことをその後ですね、考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたいんですけども。

○濱田企業庁長 まあ、知事の方も含めてですね、今あるいろんな制度を中で検討はされておりますし、私自身もそういう話の中でできるだけ最高のものをお願いしたいというものは、後々の話は別としてですね、知事宛にはお願いはしました。南川様、川島様の所へは私も先般お訪ねいたしまして、今委員のおっしゃったような気持ちは十分受け

止めてまいりました。そういうような意味で、今、ここでこれをこうしますというところまでのものではありませんが、気持ちとしてはですね、いつもそういうことを考えておるということでございます。

先般も、いろんな話の中で、いや何も知らないよ考えてないよみたいな受け止め方をされておるような場面もありました。そういうことではなくて、やはり、一番ご遺族がおっしゃったのはやっぱり、消防という使命感の中で行われたことが結果としていい方向になっておるというようなことについて、随分お話をありました。そんな気持ちは私も十分受けとめて参りたいと思えます。

○水谷委員 まあ、そういうことで、やはりどうしてもそういった姿勢をきちっとした形で示していかないと、遺族に対する不信心というは募る一方で、ましてやこれは三重県とは直接的には関係ないのかもしれませんが、富士電機さんにつきましては、社長ぐらいがあいさつに来てもいいんじゃないかろうかというふうには私も思いますので、この辺も、そういった形であっていただけるのであればありがたいというふうには思うんですけども。

○濱田企業庁長 私お会いした後にですね、こういう状況でありましたよという話は、富士電機の方へも、やはりもう少しきちっと考えられたらどうですかという話は申し伝えました。

○水谷委員 なるほどね、はい。非常に日が経つのが早いものですから、その辺、是非ともですね、早急な対応を是非お願いしたいなというふうには思います。それから、これ地元、東員町との環境保全協定書というのがありますよね。これが私ちょっと入手したんですけども、第6条に操業停止等という条項がありまして、要するに、乙、乙というのは企業庁ですね、は、こういった事故等によって公害を引き起こすようなおそれがある場合、故障、破損、その他の事故が発生した場合には直ちに操業を停止し、甲、東員町ですね、及び関係機関へ報告するとともに、原因の究明に努めるものとする。乙は操業再開した時は速やかに甲に報告するものとする。とこういうような条文があるんですけども、これは東員町長とですね、企業庁長の濱田さんの中で締結をされてるわけですけども、これはもちろん濱田庁長もご存知ですよ。

○濱田企業庁長 手元にも持ってございます。

○水谷委員 これにつきましてはですね、東員町の方からまあ、お聞きしたんですけども、なんらこういった報告がなかったと、住民からの報告で我々はおかしいということで飛び回ったら、こういったことがあったというような報告を受けているんですけども、これは事実ですか。

○濱田企業庁長 その報告というのはですね、多度町さんと桑名市さんとそれから東員町さんと、三協定でございますので、いつの時点でという話まではあれなんですけども、時点、時点でどのよう内容の報告という話まで、これ規定してませんので、ですから、もし落ちるとするような話でしたら、私自身も東員町長さんとも現場でもお会いして記憶もありますし、いろんな格好での話ではありますが、ここでいう管理に関するような、テーブルについての話がないというような意味でなら、まだそれは行われてないと思いますので、そういった疑念を持ってもらわないようには今後対応したいと思います。

○水谷委員 8月の14日に起きた事故の件につきましては、どうも、あとで連絡いつたのかどうか分かりませんが、住民からそういう音もしたという報告があって、どうも行ったようです。だから正式な形で企業庁からは報告が行ってなかったように思いますので、この辺はですね、やはり協定書がある以上はきちっとした形で守っていただきたい。これはやっぱり住民に対して当然のことながら不信心を抱きますので、その辺を是非実行していただきたいと思えますので。

○濱田企業庁長 あの後すぐですね、連絡の文をきちっと作りまして、また今現地の分もつくつてますので、現地本部の連絡体制とか、マニュアル的なものも早速作りました。今後、そういう状況が生じないように最大の努力をしたいと思えます。

○水谷委員 もうひとつだけお願いします。これはまあ、それぞれ地元へ企業庁から説明会を開催していただきましてですね、本当にありがたうございました。ただ、内容的にいろいろな意見を聞きますと、どうも責任のある回答のできないばかりの出席であったと。だから、なかなか話をしても、今の中間報告が出てない状況での説明会でありますので、非常に難しいとは思いますが、その辺の企業庁としての責任者のやっぱり出席を住民が求めておりますので、その辺につきましてはなぜそういった方がとりあえずは説明会に出たのかということをお聞きしたいです。

○濱田企業庁長 まあ企業庁としては、現地の責任者という格好で、あれからすぐに企業庁のマネージャークラス2人を現地に配置しまして、そして、個々については私としては、相当の判断と現地対応をせんなんことがよくありますので、それとある程度いろんな技術も持った知識もありますので、これであなたたちがそこで責任を持ってやっ

てほしいと。そうすると、やっぱり現地の方のいろいろな意味での窓口ですね、これからの。そういう部分でも繋がるでしょうというような意味合いが非常に強ございました。

それと、あの時点で、私もずっと答弁の話は当然報告を受けてみてますが、仮に私が出席したとしてもですね、ああいう程度の話であつたらうと思います。それと、私自身の出席をいろんなところで言われます。正直言って私の気持ちはいろいろありますが、やはり判断せんなん時期の問題と、ひとつは物理的な問題もありました。ただ私は地元との話はやっぱりポンと行ってですね、するよりは、やっぱりもっときちっとした密接な関係を築いていく必要があるなど、そんな気持ちが強いものですから、今現在ですね、管理職におる2名をそこに配置して14名の体制を作って、そういう受け止め方ができるようにという企業庁の力を総力をそこに結集せないかと、こんな思いがありましたんで。

それと、私自身がですね、出席した話といたしましては、桑名広域の全員協議会という話の中で、これには桑名広域関連の全市町村長さんが出席していますし、それから議会の代表の方全部が出てます。そこへは是非という話がありましてですね、私そこで説明もし、そして1時間50分間ぐらいだったと思いますけど、そういう場面へは行ってお話もさせてもらいました。

そういうことで、状況を見ながらは対応しますがですね、こないだの時点では私、かなり技術的なことも含めてきちっと説明する必要があるんじゃないかなということでの話でしたので、資料なんかはできるだけ丁寧に分かるようにしてほしいというようなこともして、やらせてもらいましたことは御理解いただければと思います。

○水谷委員 せっかくのね、やはり説明会に地元の町会議員、あるいは自治会長、すべてが参加をされてですね、非常にこう期待をして説明会に出られた人ばかりなんですよね。そういったところで非常に後でそういう批判が当然ありました。企業庁長のやっぱり出席を求めて是非、きちっとした形での説明会にしてほしいと、こういう強い要望がありますので、今後は是非ともそういうことにつきましての対応をね、よろしくお願ひしたというふうに思います。以上で終わります。

○岡部委員 この施設につきましてはですね、いろいろ取りざたされておりますけれども、私は初めから安全性に欠けた技術的なものがあったというふうに、認識をせざるを得ないと思うんです。県の特別事故調査委員会の方から原因の究明が、こないだちょっと発表されました。厚生省のごみ処理施設性能指針によってやられたと思うんですけれども、果たしてこれがそのような形で取りざたをされておつたのかどうかというのは、少しこう疑問に思うわけです。

まず、7名の委員の皆さんがみえましたけれども、この前少しお話がありましたけれども、3、2、2のいわゆる拳手で行なわれたと。できればその、誰と誰が3で誰と誰が2か、教えていただければありがたいなと。それがひとつ。

そしていろいろ事故原因で取りざたされておりますけれども、これ、生ごみについては要するに水分が含まれるいわゆる腐敗菌の増殖しやすい、いわゆる好気性、嫌気性の持った施設ということが当初からわかっておると思うんですね。好気性については約60度、嫌気性については100度以上の高熱が発生するということは、もう当初から専門家であればお分かりいただいておりますが、そんなふうにするんですが、そこで、水を含みやすい、いわゆる吸水性のある施設についてはいわゆる今、日沖さんがおっしゃったように、いわゆる保管庫、これは密閉式でなければいけないのと違うかなという気がするんです。

密閉式でないと、いわゆる外からの空気が吸いやすい。当然水分がたまる。水蒸気がしてメタンガスが発生する。爆発に繋がる。こういうようなことで、この施設そのものが当初からそういう、いわゆる機能を持っておつたのか、いわゆる乾燥装置あるいはガス抜き機能をもった保管庫であつたかどうか、というのを先にお聞きをしておきたいなと。まず、それをちょっと2つをお聞かせいただきたいなと思います。

○濱田企業庁長 投票の話についてはですね、あれははじめに決めたいと思います。最初は無記名でですね、最後のところは無記名で投票するという格好になっておまして、そのように投票したと思います。それから、結果については、この今回の表に整理させてもらっております。投票方法とか方式ははじめに決めておいてですね、その決めた手順に従ってやったということでございます。

それから、今の部分の具体的に技術的にですね、ちょっと答えがもてませんので、また調べて御返事させてもらいます。

○岡部委員 その辺がですね、一番ポイントになってくるんですよ。それで、なぜかといいますと、いわゆるこの施設については危険性、いわゆる危機管理の大切な施設やと思うんですね。で、そういういわゆる、もしそれが確立

してなかったら、設置してなかったらこれは設備不良ということで、消防法に抵触してくるんですよ。この施設が消防署の方でいわゆる許可がおりたのかどうか、なぜ認可をしたのか、許可をしたのかということに繋がってくるんですよ。ここの部分が一番大切になってくるんですよ。そしてから、もうひとつですね、いわゆる可燃性の大量保管の設備については、これは保健所の認可がいると思うんですが、保健所のいわゆる設置認可と許可認可というのは下りてるんですよ。

○小林総括マネージャー お尋ねの消防なんですがございますけども、このRDFにつきましては、消防法でいいます危険物等に現在指定をされておられません。例えば紙とかそういうものが、そう指定されておるんですけども、RDFについては指定されておませんが、現在のこの爆発事故を受けまして、どうしようかというふうな今検討が国の方でされようとしております。

それからその先ほど先生おっしゃられたどういふふうなその、密閉式とかガス抜きがどうかという話でございませうけれども、確かにタンクそのものの構造につきましては、まあ密閉式ということでございますが、この富士電機そのものがプロポーザル時に前回はコハラ先生からちょっと指摘がございましたけれども、このいわゆるタンクの防火対策としてはサイロ内の空気を吸引することで、まあ、その、還元雰囲気にするのと、サイド外壁に断熱材の施工とかそんなふうなことを書いておまして、なかなかこれ理解のしがたいような内容かと思っておりますけれども、要はこの防臭対策も兼ねてそのサイロ内を無酸素状態にするといいますが、そんなふうな感じのことをここに触れておるのかなと、そんなふうな解釈をいたしております。

○岡部委員 そうすると消防の方については、今国の方といわゆる協議というか、それによって最終的に答えは出るんですよ。

○小林総括マネージャー 私どもの今、貯蔵槽の現況でございませうけれども、ちょうど昨日からテレビ画面も流れておりますけれども、上の切り取り作業を行なっております。ちょうど4mと6mにしまして、やっております、昨日ちょうど4枚取れたという状況でございます。したがって、まあこのタンクそのものはこれから撤去をしていくということでございませうので、これからタンクそのものをどのような構造にいたしますか、あるいはまた、タンクと違う方法で行きますか、いろんな検討があると思うんですけども、そのときにはある程度国の方も、急がれませうということになりますと、このRDFそのものについて消防法上でどういふ扱いになるかというようなものは指導なり、あるいはまた決まったものがでてくるのかなとそんなふうな、今のところは考えております。

○岡部委員 この辺をですね、はっきりしないと最終的に国の指針、いわゆる国が進めた施設として国の方にもかかってくると思うんですけどね。この辺をきちっとやはり整理をしておいていただきたいと思います。それから、特にですね、この施設については、いわゆる持込みするRDFの不揃いのものがあると、こういうような発生しやすいということになるんですが、搬入された時のいわゆるそのチェック機能というのはどんなふうなされておるのか。

○濱田企業庁長 一般委員長のほうからご指摘がありましたので、13ページをお願いします。その前にですね、16ページをお開きいただけますと、写真をつけてございますが、これは1月9日にですね、担当会議に示した写真でございます。もちろん現物も見せましたが、当時作られたRDFはですね、この真ん中あたりの搬送コンベアで運んでいるときにこんな状態になるようなRDFでございました。

もちろんその頃は、それぞれの施設もですね、稼動して間もないということもあつたと思います。そういうことで、これをどのように改善するかという話は、我々としても今はストップすべきでなかったのかという強いご批判もいただいておりますが、この当時はですね、やはりこれは速く改善してきちっと市町村のごみ処理が困らないようにというところへ非常に意識がいておつたというのは事実でございます。

それでこの状態でしたので、これを改善するためには、単に言うてしるだけではいかんと。これは施設もそうですし、それからその施設の運営の仕方ですね、メーカーとも協議せんなん。こういうふうな話がありますので、そういうことから、市町村とともに取り組んできたわけでございます。

そして、その17ページを見てもらいますと、以下2月の14日にまた、この状況を見てさらにやったとかですね、それから5月にも行いました。その、するたびに確かに物はだんだん、だんだん改善されてきました。そういう話の中で、我々も目視という格好になってますが、実は市町村からのですね、運び出しは3月に1回の報告になっております。まあ、考えますれば、毎日製造するものが3月に1回という意味はですね、やはり、当初の時からやはりお互いが協力関係をきちっとしてですね、かなりそれぞれが注意義務をきちっと果たそうと。でなかったら、毎日あるいは作る毎の報告でなければだめなわけですが、RDFでもいいところをとってやればですね、悪意を考えますればそんなことになりませうから、そういう意味じゃなくてやっぱりそれぞれつくるところがですね、やっぱり自分たちの

注意義務をきちっとやってもらうためにということの意味合いもありまして、おたがいが協力してやってきたという経過でございます。

ただ誤解がないように、だから県は関係がないのだという意味じゃなくでですね、いっしょに取り組んでいかなきゃならんという意味で、こういう改善をずっと取り組んできました。それから、特に20ページ、19ページに桑名広域清掃事業組合の性状改善の取り組みとありますが、この話でもですね、実は桑名広域はほぼ半分がその生産量を持っていますので、このRDFの性状には非常に大きく関与するということもありまして、12月から性状改善に話し合いながら取り組んでまいりました。

そして、いろいろ報道されておる話の中で、19ページが一番下のところで、1月の27日から2月1日にこの屋内で高さ3mに積み上げて、この桑名広域の製造したRDFの状況を見ましたら、こういう発熱があったというようなことで、もう少し早急にこれ取り組む必要がありますねというような話し合いをしてきました。そして、この20日の20ページの次のページの一番上に先般もありましたが、県の方へいろんな提案したけれども、何もしてくれなかったようなお話がありますが、これがこの2月の話でございます。これはやっぱり、消石灰の添加の議論がありました。こういったこともあったのも事実で、県としても消石灰のあり方の部分は、まあそれぞれ集まった中ではいろいろ議論があった。ただ、それとは別個にですね、やはり、メーカーとしての機器の成型をもっときちっとせないかんのじゃないのという、先ほど見てもったような話がありましたんで、それはそれとしてですね、だから、放るんじゃなくて、成型機の成型もきちっとしてくださいということで、15年2月にそのうちの1台を交換しました。そしたら、そこから出てきたRDFはですね、非常に状況のいいものだったと。それで、3月末までにすべての成型機が交換されてます。

その結果をもってですね、4月5日から18日まで発熱の炉試験をずっとやりました。この試験の結果はですね、異常な数値はひとつもなかったと、こういうふうな話で、この時点でかなり改善されたと、そして、そういう話をしながらもですね、カルシウムの添加部分なんかを調整しながらさらに一層取り組んでいただいたと、そしていままでは直接投入でしかできなかった桑名広域の話が4月21日以降はですね、貯蔵槽へ投入しつつやっても大丈夫だろうと、こんなような話になってきたということで、まあ、各市町村も懸命に取り組んでいますし、県としてもそういう問題を解決しながら、いっしょにやってきたということもございますし、それから18ページの方へ戻ってもらいまして、実は、目視という話だけになってますが、その中でもですね、少し形状がずっとそういうふうな格好で続くようなものについては、また個別にですね、文章もあるいは物も採取したサンプルといっしょに送って、こういう状況ですので、さらに改善してほしいと、このような話でまあ、全部が混ざり合ったものになりますので、全部がですね、やっぱり力を結集してやっていただくとこんなことで、今も取り組んできておるといってございませぬ。

ただ、今回の結果を踏まえてみればですね、やはりこういう状況、ある一定の部分であればですね、これからは搬入ができないとかですね、それからその基準をもう少し明確にするとか、ご指摘いただいたようなことは当然検討せんなん課題かと思えます。

○岡部委員 それで今ですね、取り壊しが始まってますね。非常にややこしくて、施設については県やと。サイロの中身については富士電機やと。委託の関係でいろいろあるかと思えますけれども、この取り壊して、取り壊した時のその費用はどちらが負担するのか、あるいはまた、再度そこへですね、新しく設けるのか、別のところにまたやるのか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたい。

○濱田企業庁長 費用の部分についてはこれは当然先ほどいったような契約内容に従ってですね、これから決定していくことになると思います。当然我々としてもですね、こういう契約時のこのぶんについてはきちっと対応していただくという気持ちであります。それから、今後のこの部分についてはですね、知事も申しておりますように、やはり、白紙のところからという話になればですね、白紙は何もせずに放っておくという意味じゃなくて、我々としては知事がきちっとご判断できるような状況をですね、早く整えるということだと思いますので、それと先ほどの中間報告の話にもありましたように、その他の施設も放っておけば錆びたりですね、あるいはまた別の二次的な具体的なことは分かりませんが、ことになるかも分からないということでの、その話だと思いますので、そこはこれからのご指導をきちっといただいて対応することかなと。ただ、現在はですね、貯槽を通してやる方法とあと、今までも貯槽を使わない時は直接投入でやってまして、貯槽がなかったもですね、そこへ貯蔵しないという方法ならばですね、施設は一定の点検をすればこれは物理的には稼働するという状況にあります。

○岡部委員 最後に1点。間違ったらごめんなさい。聞くところによると、いわゆる富士電との委託の間で委託料が10年間にわたって建設費の方に含まれて済まされておると聞いておるんですが、その辺は本当でしょうか。

○濱田企業庁長 おっしゃってる意味がちよっと理解しがたいんですが、建設費の、委託料でなんかカバーしとると、こういう意味でしょうか。

○岡部委員 いわゆる10年間の県と富士電機の委託契約の委託料が、建設費の中にすでに盛り込まれて処理されているというふうに聞いておるんですが、それは本当でしょうか。

○濱田企業庁長 これは委託も、いっしょのプロポーザルの中に入ってますので、それは契約の中に入っています。もちろん建設費はいくらですよ。それから委託料はいくらですよ、というのは既にお渡しした契約書の中にずっと盛り込まれております。

○岡部委員 それは管理に対する委託料ですか。

○濱田企業庁長 管理運営をですね、建設したところが管理運営をするという、一括のプロポーザルになってますので、そういう意味で管理運営経費でございます。

○岡部委員 そうすると、こういうような結果になってですね、いわゆる修正はするんでしょうか。そのままですか。

○濱田企業庁長 その辺は今後の、原因のあるいは責任のという話でですね、話し合いが行なわれなければならないことと思っております。

○岡部委員 終わります。

○西塚委員 契約の関係についてお尋ねをしたいと思えます。温度センサーが設置されておるといふふうに聞いておるんですが、これは当初から温度センサーが設置されていたんでしょうか。

○濱田企業庁長 あ、後で。

○西塚委員 確認仕様書によりますと、爆発や火災が発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとするという項目があつてですね、防災設備一式を備えと、というふうに確認仕様書ではなっておりますが、その際の防災設備一式というのほどの程度のことを想定されておったんでしょうか。

○濱田企業庁長 その部分になるとですね、一番最初に日沖委員が話した契約のところへ戻っていきまして、我々としてもですね、その部分をもっとクリアにならないかという部分でですね、やっておるんですが、契約書にある限りの範囲以外はですね、まだ今のところ掘んでおりません。

○西塚委員 契約書ではですね、技術提案書、おそらくその確認仕様書などに基づいて設計をするというふうになってますね。設計施工に関して、契約を履行しなければならないというふうに言われておつてですね、富士電機が技術提案書を持って責任を持って設計を行なうものとする、というふうに書かれておつてですね、確認仕様書の中で防災設備一式という表現があるわけですが、そうするとその企業庁としては、なんか契約結んだだけで、内容についてまったく検討しなかったということになるんでしょうか。

○濱田企業庁長 こう、なんというんですか、貯槽という意味じゃなくて、火災報知機であるとか消火器を設置するとかですね、常識的なものは当然あるんですが、この一式の貯蔵槽の部分の話は、先ほどいったように、例えば温度センサーなんかは取り付けられていないという格好になります。

○西塚委員 その設備についてはですね防災設備一式を備えと、これが契約の内容ですわね。温度センサーは後で付けたと、なんか断熱材を回りに張ったということなんだけど、それがその防災設備一式ということの判断だったんでしょうか。

○濱田企業庁長 技術提案書の話はですね、そのようになっておるといってございませぬ。

○西塚委員 労働安全衛生の項目でですね、爆発や火災が発生しない構造にするというふうに明記されとるわけでしょう。それがですね、今おっしゃられることとどう考えても理解しがたいんですが、もう一度お願いします。

○濱田企業庁長 私もそういう点は、そういう観点から今後のいろんな話し合いは強くそういう分を踏まえて、やっていきたいと思っております。

○西塚委員 この機会にやっていくんじゃなくて、契約してですね、設計をして建設したわけですので、その時点で契約を履行されるものかどうかということが大切なんじゃないでしょうか。

○濱田企業庁長 先ほど申しましたように、私も結構長いこと県行政に携わつた中でですね、こういう形のプロポーザルの契約内容に触れたのは初めてでございます。そういうような意味合いで、先ほどからですね、契約内容はこうなっておる事実はどういかなんかともしがたいですもんですから、私自身もいろいろな思いがありますが、そこはきちっと踏まえてですね、行かざるを得ませんし、いろんな話を聞いてきますと、要するに出来上がりが一式を、まあそれを買えば問題がないんだという格好の、まあ平たく言うところそういう形の思想でずつと来とるんですね。そういう意味で、いろいろ個別個別に見るとですね、たくさんやっぱり問題を含んだ格好に結果としては随分いろいろあるなということで、そういう認識を踏まえてやらざるを得んと思っています。

○西塚委員 そうするとですね、任せてあったんで契約内容はどうか別に、出来上がったものが正しいものと、契約に基づいて出来上がったものやという認識だったということなんでしょうか。

○濱田企業庁長 今回の形としてはですね、そういう契約の形ですね、もちろんまだ形としてはまだ受け取ってない形になってますので、そういう部分を踏まえて今後でもやれる部分はいろいろできるだけの努力はせながらと思っておりますが、いずれにしても、少し契約内容の総点検を、それから専門家の方にも意見をもう一度聴取しながら、進めていかないかんかと思う点が多あります。

○西塚委員 くだいようですけども、今あなた、まだ富士電機から県が引き継いでいないと、だからこれからでも直すものは直すというふうにおっしゃるわけですけども、もうすでに昨年の12月1日から現実には稼働しておるわけでしょう。だから、その引渡しが終わって現実に、その正式に終わったか終わらんかは別にですね、現実にはもう昨年の12月1日から引き渡してもらって管理運営を富士電機に任せてやってきたわけですので、その契約内容に従ってですね、12月1日現在の時点できちっと出来上がっていきや行かんかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○濱田企業庁長 RDFの燃焼という部分についての、こういう構造物があるとかですね、安全審査的なことは当然やっております。そういう中で、これでRDFの燃焼は大丈夫だねということを確認したうえでRDFの燃焼行為は行なったということでございます。

○西塚委員 今企業庁長がおっしゃるのは、発電所の施設の方ですね。ところでその、確認仕様書ではですね、わざわざそのRDF貯蔵設備について防災設備一式という表現まで入れておいてですね、なんらそれがなかったということについてはですね、これは契約違反ということになるのかどうか、確認させていただきたいと思っております。

○濱田企業庁長 我々としてはですね、今いくつかの先生がおっしゃるような思いも含めてありますが、個々の点については原因究明、あるいはその責任も含めて本当の意味で、正直言います、これは今後きちっと主張すべきは主張してですね、やっつけいかなきゃならないことだと。それから企業庁自体の契約のあり方の部分も含めて、その反省も含めての当然ことでございます。

○西塚委員 私の、契約のあり方というよりも、契約したものが履行されておるかどうかというチェック体制が、欠けておったのではないかと、こんなふうには思っております。是非富士電機との関係で、きちっとしたけじめをつけてもらいたい、こんなふうには思います。

それから、もうひとつだけ。日沖議員や水谷議員からも遺族に対する対応の関係で、少しお話がありました。まあ、お葬式に出ただけですね、そこまではまあ誠意もって対応していただいたんですが、それ以降ほとんど対応できてないということなんです。桑名市では、自分の直接職員ということもありますので、公務災害補償法であるとかあるいはその自前の条例や規則などに基づいてですね、対応していただいておりますということで、この9月議会に予算も提案されているんです。過去にそんな例で、例があったのかどうか別にしてですね、私は気持の問題だと思っております。遺族が今随分思いがあるみたいなんですけれども、そういう意味でいきますとですね、早急にいっかがいった、どうなのどうかということ私は言うつもりはないんですが、知事交際費の中から、見舞金を出すとかですね、そういう対応はできないかとか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○濱田企業庁長 まあ、先ほど申しましたように、今現在の制度でできる話は、最高のものをお願いしたいということは私も文章を含めてですね、知事にはお願いしました。それから気持の問題というような意味合いではですね、まあ先般、9月10日だったと思いますが、私自身ですね、お訪ねをし、話も聞かせていただきました。直接的な心もきちっと受け止めてまいりました。今企業庁の中でもですね、そのお金の額というのではなくて気持で答えられる方法はないかということや、職員個人も含めた部分での、そういう取り組みもですね思っております。そういうことでございます。いずれにしても、気持としては常にそういう気持を持ちながらですが、今現在企業庁としてという部分はこうだという話はいえる状態ではありませんので、知事の方へは制度的な部分でお願いしたいということだけは申し伝えたくてでございます。

○西塚委員 気持ちは十分にあるということなんですけれども、ただですね、先ほど企業庁職員個人的にどうかという話がありましたけれども、私はそういうことではなくて、やっぱり三重県なり、企業庁なりの組織としてきちっと対応することが大切ではないかと思うんです。

桑名市の消防本部では、消防葬を計画されておったそうです。いろんなことがあってですね、遺族の方がわかまきりがなかなか解けないということで、消防葬そのものも延期されている状況がありますので、制度の枠を超えてでもですね、早急に対応してもらいたいと要望しておきたいと思っております。終わります。

○木田委員 さまざまご意見に対してですね、答弁があって、どうもかみ合っていないような感じを受けるんですけども、この問題につきまちは県民の皆さんもかなり関心がありまして、いろんな人と話をするんですけども、その人たちの認識というのは、RDFというのはすばらしく先進的な技術だというふうにとったけども、実は何もわかってなかったんやなというのがですね、県民の皆さんの、私も含めてそういう認識じゃないかなというふうに思っています。もしそうであるならですね、それをそういうことを前提にしないと、答弁がかみ合っていないんじゃないかなというふうな気もするんですけども、簡単な、単純な質問なんですけども、そもそもこのRDFでいうふうな発案とか、それを採用したその過程と申しますが、どういう根拠でそうなったのか、というところから考えるといかんかのじゃないかなというふうに思います。

それで、それによってですね、プロポーザルを受けてそのプロポーザルの判定する能力というものが果たしてそのときに県にあったのかどうか、そこら辺の疑問をお聞きしたいと思います。これは日沖議員さん言われましたけれども、なんでそういう防災施設のないものが選ばれたのかということにもね、そういうことが通じるのではないかと。今、この2点につきましてですね、RDFの考え方の発案、採用、それからプロポーザルに対する判定能力、その点についてお聞きをしたいと思います。

○濱田企業庁長 RDF化構想の方はまた後で、環境部さんから答えてもらうかわからんですけども、プロポーザルのときの委員の話ですが、まあ、委員の中には特に3方入ってまして、私が知っておる話の中でもまあ、永田先生がおられたり、森先生という方がおられたりして、この方たちはかなりその部分ではいゆる、そういう意味での専門家というふうには我々も認識しておりました。かなり技術的なご質問を随分されておりましたので、私どもだけではそれはできない話でございますが、そういう専門家含めての検討の中でされたというふうには認識してあります。

○田中委員長 RDF化構想について、環境部長お願いいたします。

○長谷川環境部長 これまでの経過と申しますが、その取り組みの内容だけの説明しかできませんが、平成4年度に企業庁が全県RDF化発電構想を提唱いたしております。平成5年11月に三役調整会議が行なわれて、RDF化ごみ発電構想の導入が決定されたという経緯がございます。それでいろいろあるんですが、平成8年11月に副知事を委員長として関係部局長を入れた三重県RDF化構想推進委員会が設立されております。

環境部はRDF化構想の推進が資源循環型社会に寄与するため、ごみの持つ微量なエネルギーの有効利用と、ごみ処理の広域化を進める有効な手段であるとともに、ダイオキシン対策を進めるうえでも有効であることから、RDF化構想を推進して参っております。以上でございます。

○木田委員 その通りだと思うんですけども、いいところばっか見てきたわけですよね。そういう中で本当にこのRDFの問題というものが分かってなくて、そしてそのままやって来てこの事故に繋がった。そういう中で、今企業庁たびたび言われますけれども、私にも思いがありますけれども、と言いつつながら答弁されるのはですね、そういうことだと思っております。元が、元がしっかりしてないのに、今の問題についてですね、しっかりした答弁というのはわたしはできないんじゃないかなと、そんな感じがしております。まあ、この最終的な決定は北川知事がされたというふうなことでいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 これは最終的にはですね、個々のプロポーザルの決定であるとかですね、これは企業庁が行ないました。

○木田委員 まあ、そういう委員会とかですね、企業庁とか、部長会議とか当然あったと思うんですけども、最終決定は北川知事がこれで行こうということを決めたということ認識していいんでしょうか。

○濱田企業庁長 先般もお話しましたように、この施設はですね、一般会計の施設とそれから企業会計の施設があります。そういう意味では一般会計の意思決定の部分ではですね、これは知事からの予算もいただきましてしておるとい意味では、その部分は知事でございます。

○木田委員 先ほどですね、再開に向けて知事が判断できる状況をつくっていくというように、企業庁発言されたと思うんですけども、具体的にいうとどういう状況にしたら知事が再開をするというふうを考えておられるんでしょうか。

○濱田企業庁長 こう、いくつか中間報告の中でもですね、ご指摘されております。このご指摘された内容が全部クリアした状態では当然ありません。そういうものではですね、ひとつひとつ点検していく必要があると思いますし、その点は私どもの方では貯槽以外のですね施設についても言及されています。そういうような部分についてはやはり放置しておく、また別の問題も起こす可能性もありますので、そういう意味では別の部分の点検とかそういうことをやっぱりきちっとやっていかないかんのではないかと。まあ、貯槽をどうするかとかが違ってくるかとですね、そういう話はやっぱり専門家の意見とかそういう部分を踏まえて、やっぱり今後検討されていくことになると思います。

○木田委員 ということは専門家の意見を聞いて再開した方がいいという答えが出てきたら、そういう状況になったというふうには判断していいんでしょうか。

○濱田企業庁長 我々として、今まで、今現在指摘されておること、今後、今は不明だけれども、検討中のもの、それも含めて、やっぱり問題をご提示いただいた話をクリアするという話がないと、やっぱり安全確認がされたというふうにはならないかなと思います。

○木田委員 もう一度最初の問題にちょっと戻りますけれども、契約にこういうふうになっているという説明がありましたけれども、確かに契約は大事だと思います。それは契約書に従って履行してもらうということも大事だと思いますけれども、最初言いましたけれども、プロポーザルがあってその判断能力が本当に果にあったかどうかということを考えて、やっぱり本当の責任というのは、受注者よりも発注者の方によりあったような気が私はするんですけども、その点についてのご見解をお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 このプロポーザルのときの趣旨はですね、やはり民間のそういう技術提案を高く評価して取り入れたいと、こういう思想が非常に強くあったと受け止めています。ただ、今後の部分で、安全云々の話になりますと、まあそういうチェック体制がまたできましたよという話でいいのかということについては、この事故後の話はまた別の観点から行なわれて当然なんではないかなと、そのように思います。

○木田委員 確かに、そういう民間の技術とかの方がですね、先に進んでいる場合が多くてですね、それ以上に、発注者側がというのは難しい面あるんですけども、やっぱりそのあたりを十分にこれからも考えていかんとまた同じようなことが起こる。判断できないわけですから、どちらがいいか、判断できないのに決めなければならないということですね、そういう私は思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○濱田企業庁長 やはり既にいくつか開発された事例と、それから新しい取り組み事例はですね、やはり分けなければならぬかなと。なるべく民間の力を活用する思想はやはり大事なことではないのかと、ただそれが全部右へならぬ式でいいのかという話の課題であろうと思いますので、その部分は十分受け止めなければならない課題だと思います。

○木田委員 最後の質問ですけども、発熱の問題が起こってきましてそれから後ですね、そのタンクへ向けてRDFを投入するといいますか、貯蔵するといつか、そういうことは全然なかったんでしょうか。

○濱田企業庁長 きょうの資料にも書き、今までも発表しましたが、7月2日の日に節籠においてあった部分を一部運び込みました。ただ、当時としては比較的発電が順調になっておりまして、貯槽の中には400トンぐらいしか入ってなかったというところですね、これを今後、こう、合間合間に運転していくという趣旨で少しづつ運び入れたと。

その入れた部分はですね、まあ4カ月少し経った分です、これならば問題がないんじゃないかというふうには判断してのことだということに、私も報告を受けました。そういうことで、300トンぐらいそこへ入れたということで、ですから、燃えた14日時点では700前後のRDFが入ってあったんじゃないかということで、トンでなせば2000トンぐらいが満杯でございますので、その時点としては非常にこう満杯の状態ではなかったということから、まあそれがすぐに発熱してきてという経過の部分はやはり、これからもう少し我々も解明していただきたい面がありますので、今後もその辺が議論されていくと思います。

○木田委員 量は少なくともですね、やっぱり発熱してからでも入れるというようなことはやはり、やっぱり危険性が分かってなかったんだなという感じを受けます。最初言わせていただいたように、最初の時点からちょっとRDFに対する知識とか認識に問題があったということ、反省もしていただいて答弁してもらったことによっても、こ

れから建設的な議論ができるんじゃないかなというふうには思います。責任は皆さんだけにあるんじゃないかなと、議会にもあるわけですから、そのあたりは、と、私は思うんですけども、北川知事だけではなくて、議会にも、それから職員の皆さんにもあるわけですから、そういう最初の問題からきちっと認識せんと、どうしても責任逃れの答弁になると思いますんで建設的な議論にならないと思いますので、その点を要望しておきます。終わります。

○三谷委員 日沖委員や岡部委員、今木田さんもいろいろおっしゃってましたけれども、皆さんの思いがいろいろ切り口違いますが、最初から富士電ありきのプロポーザルではなかったのかという、そういう思いがあるんですよ。きょうの朝日新聞ですが、今度の万博の政府館、技術提案も入れた総合評価でということをやっても、それでも談合の話があつてですね、もう一週調査し直しているという話ですね。

県の方にですね、7名の委員で実際技術的なことがきちっとわかる人がまあ、学識経験者であつて、あとの行政とかそこら辺の者はなかなか新しい技術のRDF等のことが理解できないというような中で、第1回目の三者に絞るときには1番点数の低かったところが結果としては、そのプロポーザルが採用されているということに関しては、やはり、さっきの岡部さんじゃないですけども、2、2、3のですね、じゃあ誰が3を入れたのかというぐらいは是非知りたいところなんです。企業庁長は当時は談合はなかったという認識ですか。

○濱田企業庁長 私自身のことは自分でははっきりわかりますので、私はどこからもそういうお話をですね、受けたことはありません。

○三谷委員 当時ですね、ちょうどその富士電に決まる直前ぐらいに、荏原はですね、桑名広域でRDFのプラントを取ったと。で、石橋がですね、愛知県の知多でしか向こうの方のご処理の方へ行くんで、ここは富士電だということで業界調整がついたという話はざっと流れましたよね。

それから、桑名広域の荏原が取る、元々当時は日立グループが本命やと言われておつたんですが、その下をくぐって荏原がとつてですね、その戻りに荏原の孫請けに日立が入って、またこの日立の今回問題になっておるサイロも日立にまわったというような、そういう話があつたんですが、企業庁長ご存知ですか。

○濱田企業庁長 私はまったく知りません。

○三谷委員 結局ね、純粋な技術的な話は学識経験者の方にやっていただければいいんですよ。だけど、こういういろいろな話、こういうものをきちっと整理して、県民の目から見るときにきちっと説明ができるようなことを行政の方が責任を持ってやるというのが、プロポーザル本来あるべき姿ではないかと思うんです。そういう技術的なこともきちっと理解できない人たちが1票を入れてですね、3票だからこがなってきたというようなそういう経緯があるものでね、やはり富士電ありきのそういう話ではないのかという、そういう疑問がどうしても消えていかないところがあると思うんですよ。

だから、そこら辺のプロポーザルのあり方そのものもやっぱりこの際、もう一週考えていただくということが必要だと思うんです。

それから、もうひとつ、さっき話がありました。水谷委員から話があつた、サイロが4つから1つに変わった理由、4つが1つに変わった理由、もう一週企業庁長教えてもらいませんか。4つから1つ。

○濱田企業庁長 先ほどもご答弁しましたが、先般書いた部分が報告に。私ももっといろいろなことがあるんじゃないかという部分で、当時の打合せの議事録なりですね、何なり、ほとんど全部出し出せというような話で、見たんですが、報告したのがこのようなことなんです。それでこのように書かせてもらったということで、ですから、4つが1つという話と後で新しい思想が出てきたといえ、RDFのブリッジ化が少しあると、そやで、そういう部分は掻き出し装置もいるわねと、そんなような話がかう、富士電機のほうからの提案があつて、それで当時の担当名かがですね、それをずっと聞いて、いいのかなというふうな格好でですね、協議記録がなされておまして、内容はこうでございます。

○三谷委員 私がですね、関係の方からいろいろ聞いてますとね、4つから1つになった最大の理由はね、用地の話だという話があるんですよ。つまり、4つ、1つにしなければ用地におさまらなと。だから、4つを1つにしたんだというようなそういう話があります。そういうことを聞いておられませんか。

○濱田企業庁長 それはないようでございます。見てもらったら分かりますように、用地は比較的まだ少し余裕を持った形で作られておりますので、そういう記録もありません。

○三谷委員 そうすると今あそこ土地はですね、発電所の建っておるとか、サイロが建っておる所の所有者は桑名広域ですか。県ですか。

○濱田企業庁長 桑名広域から県が借りとる形になっています。

○三谷委員 買ったんですか。土地。

○濱田企業庁長 いえ、借りておる。

○三谷委員 借りておる。借りておる。あの土地のこともいろいろ裁判になったり、いろいろ、ごたごた、ごたごたしてすわね。あの中に例えば無償貸与の土地だとかですね、いろんな土地の問題があって、それあたりでは全体の工事が遅れたということですか。

○濱田企業庁長 それも一因だったように記録をされてます。あと、施設の許認可の話なんか一部あったりしますが、まあ、直接的に動き出したのは土地の取得の話が大きかったように、記録されております。

○三谷委員 そうするとあそこはもう、桑名広域からずっと県がずっとこのまま借りていくという、そういう形ですね。

○濱田企業庁長 当初予算はですね、計上してあったわけですが、その話が決着つかないということで、その時点になったらもう一度、再度、買取りの格好の予算を組もうということで、いったん議会にお諮りして減額させていただいております。

○三谷委員 ですから、土地の問題もそうですし、それから施設の問題もそうですし、ダイオキシン規制の12月という期限があるものですか、すべてを見切り発車でやって、試運転もせずに、大急ぎでやってきたというそういうところに、今回の原因のひとつがあるというふうな認識がありませんか。

○濱田企業庁長 調整期間が短かったということは事実だと思います。ただまあ、発電の事故なんかをいろいろ見ていきますと、比較的こう注意すればですね、防げたんじゃないかというような事故も相当ありまして、そういう要素も強いねと。期間が短かったからそうなんだということだけでは、いけないよという話をしてですね、それで、それと、確かに12月1日ところへこちらの施設だけじゃなくて、RDF化施設自体もですね、やっぱりそこへまあ駆け込んだということで先ほどのような、成型が十分いった格好じゃないところから出発したとかですね、いくつかの要素が重なったことは事実でございます。

○三谷委員 プラントの話もそうですし、土地の話もそうですし、今、企業庁長がおっしゃった成型の話もそんなんですね。ここでも桑名広域の成型機全部入れ替えとるでしょ。これ、要は。荏原がとった経緯はどうでもよろしいけども、結局非常にお粗末というか、技術的に未熟な段階ですべてがスタートしているというようなことは、多分いくですよ。機械全部入れ替えてね、やり直さないかんというのはこれ異常ですよ。しかもこれ、同じ御殿場では訴訟問題まで荏原のやつ起きてますよね。だからこういうふうな全体見えますとね、すべてが未熟なままにきちっとした十分な準備をせずに、見切り発車で今回のこの事故につながってきたというのはそんな感じがしてしょうがないんですが、そのあたりの認識ありますか。

○濱田企業庁長 我々先ほども言いましたように、12月1日のダイオキシン規制というのは相当強く頭にあったのは事実でございます。そして、できるだけ発電条件を整えて、そして市町村のごみがまあ、今はこんなと同じようなことが起こりますので、最大努力しようとしてみんなで取り組んできたという結果でございまして、まあただ、そういう話の中でもですね、いくつか指摘いただきたいとるようなことをすべきであったというようなことは、多分いくつかあると思います。時間がもっとゆっくりしておつたらということもひとつであると思いますが、複数のものが全部よってしまつたのと、やっぱりそういう意味で危機管理というのを考えるときに個別個別に考えた話ではいかんのだなという、そのトータルの危機を全部総合して考えてなけりゃあかんという反省もあります。

例えば私の方の施設だけを見てですね、総合でのその危機管理を考えても、外部から来るその部分ですね、そういったことも踏まえてやっぱりスケジュールを調整すべきであったんじゃないかというようなことは、振り返ればあります。

○三谷委員 最後にしますけれども、企業庁長のご説明だけでどうしてもやっぱり納得できない部分ありますし、それから、今までいろんな審議全体を聞いてましてもね、富士電を含めた業界側の理屈というか、理由でね、行政の方が振り回されているというか、上手に踊らされているような感じがしないわけですよ。ですから、そのあたりのところは、これからまだ委員会続きますから、もう少しこっちは調べてね、きちっと庁長のご見解も聞いて

いきたいとは思いますが、いろんな課題がたくさんあるということだけは覚えておいてください。すみません。終わります。

○永田委員 委員の方のご意見聞いておりますと、大体ひとつ絞られてきているように思うんですが、きょう配られましたね、この専門委員会の調査報告書。まあはっきりと貯蔵槽については製造メーカーやサイロの種類が同一でしたと、管理方法は受入基準の整備、監視方法、消火設備の面で他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取扱いを行なっていると、はっきり、これもいいよこれ正式に中間報告出されましたね。これ。これはもう、認めざるをえないんですね、これ。企業庁長どうですか。

○濱田企業庁長 それは事実だと思います。

○永田委員 そこでちょっと、前回ね、特別委員会でも岩名委員から指摘があったと思うんですが、またしもこの今回報告書でA案とかB案とか、書かれておるんですが、もうここに至ってですね、社名入れてもいいんじゃないですか、これ。どうでしょう。お答えください。

○濱田企業庁長 この1ページにですね。

○永田委員 企業庁長ね、この報告書でまたこれA案とかB案とか、これ書いてんですよ。

○濱田企業庁長 ご指摘を受けましてですね、第1回目の審査提案でC提案が6、E提案が5、H提案が7と、あとのところはそれとはほとんど入ってませんので、そういうような意味合いからですね、このそこまでの、要するに評価されなかった内容という部分が、明らかにいくつか書いてありますので、そこを配慮させてもらったということでございます。

○永田委員 もういいんじゃないですか、これ。A案、B案、こんな。そんなこと言っていないで、もうはっきり、三谷委員からねえ、ちょっと生々しい話も聞きましたし、もういいんじゃないでしょうか。言ってくださいよ。これ、書きましようよ。でないと進みませんわ。それから、前回、ちょっと指摘したと思うんですけどね、きょうちょっと話しありましたけれど、技術提案は一切任せであるということですね。そして新聞報道によりますと、企業側は我々は私どもは、RDFの専門家ではないということをはっきり言われたんです、これね。そこら辺、これ真実なんですか、これ。ちょっとお聞かせください。

○濱田企業庁長 どのような部分で、あれしたということなんですけど。そういう意味での専門家というようなですね、ことは、私言わなかったつもりなんです。いわゆるRDFという部分をですね、この技術を買うというような意味合いでプロポーザルという方式をお願いしましたと。そういうようなことを中心にご説明したと思うんですが。

それで、富士電機さんの方が専門家ではないと言って、そこでですね、お話が出てきてですね、まあ、ああいう報道になりました。当然、我々の方もですね、RDFについては、いくつかの財団へ調査をお願いしたりして、そういう意味での調査内容なんかを通しての話は、当然一定の勉強はするわけでございます。ただ、RDF自体の直接ですね、なぶって研究して、そういう意味での専門家ではないという認識はありますけど、専門家のいろんなところの部分は、当時企業庁としても調査委託なんかは出しておりましたんで、そういう部分の範ちゅうではですね認識はあったと思います。

○永田委員 どうもそこらへんがですね、その認識の甘さだったのかなということも、思いをせざるを得ないんですが、それと、この審査委員会ですね。富士電機さんも招聘もちょっとこう揉めとつたようですが、本来ならば、この審査委員会もね、私はきちっと本当ならば当委員会にでていただきたいのが山々なんです、たまたまこれ見ますとですね、濱田さんも審査委員会で1名でいらっやいますから、そこら辺の中身についてはお分かりだろうと思います。

さて、そこでですね、防火の問題、あるいは監視方法の問題とか、消火の問題。この問題について審査の過程、例えば提案内容の評価項目というのがありますね、これ。この中に、あんまりこの危機管理的なこの関心をもつとか、消火とかそんな問題をですね、どうも評価項目の中で、議論あったかどうか、そこらへんどうでしょう。

○濱田企業庁長 ここに書かせてもらったようなことがほとんどその内容だったと、私も印象があります。貯槽の中ですね、防火設備がどうのこうのという議論は、記憶にもありませんし、あとでこれ見る限りにおいてもありません。

○永田委員 正しく、この貯蔵槽の問題が今回の問題でありますから、これ見ても大体明らかだと思うんですが、この辺の認識の甘さに起因がしてなりません。これはね。従ってですね、どうやら行き着くところはこんなことで進められたことに起因するのかなというふうにも思うわけですが、その専門家である3教授ですね。これを消火あるいは監視そういった技術的な問題については、どうだったでしょうか。

○濱田企業庁長 発電の効率でありますとかかなり技術的な部分の議論が体制を占めとったと思います。そういう意味で先ほども申したようにですね、消火設備云々の話はそれほど問題として、捉えてなかったんじゃないかという印象はあります。

○永田委員 大体こう、聞いててなるほどと思わせていただきました。従いまして、ひとつまあそこら辺の、いろいろ最後にいろんな問題を極めていく中でひとつの大きな汚点であったなあと、このようにも思わせていただきます。最後にちょっと、確認させていただきますが、今ちょっと岡部委員、それから三谷委員からありましたけれども、3対2対2のこの内訳は明示していただくんですね。

○田中委員長 あの、プラントの話でしょう。提案者の。

○永田委員 提案者の名前ははっきりしていただくんですね。

○濱田企業庁長 議会の強い要請ということならばですね、それぞれの会社の方へ確認します。情報公開の話の中でも少し。私先ほど言いましたように票が競っておるとかですね、話ならばいいんですが、ゼロ票とかですね、ゼロ票とかですねそういう話のときにどうなのかなと。

○田中委員長 いいとおもうけどなあ。永田委員お願いします。

○永田委員 もうこんなん、ちょっとなんや、ちょっとあまりうざうざと聞けなかったんですが、もうはっきりいってくださいよ。するか、せんか、ってここで。

○濱田企業庁長 前回の岩名委員の話を受けてですね、票数なんかをきっちりおいてしたとき、ゼロ票とかですね、いう話がありますね。ここらは何も配慮しなくていいのかなということで、もし審査にですね、例えば4票とか、3票とかいうふうに競った場面なら私は当然いるだろうかと、こう思ったんですが、そういう気持ちだけです。もし、ゼロ票の場合でもという話になればですね。

○田中委員長 それでは三重県の情報公開条例に従って、公開できる部分につきましては積極的に当委員会に公表をお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 それから、その3票、2票の内訳ですか。

○永田委員 明らかにしてほしいんです。

○濱田企業庁長 これは無記名でという話になってまして、記名はされておられません。

○永田委員 無記名。うーん。そうですか。ちょっと残念ですね。ですから、ちょっとあの、もう最後ですが、ちょっと1件だけ。岡部委員がちょっと申し上げておったんですが、委託料ですね。委託料、今ちょっと、問題になりました。この委託料の額が分かれば聞かせてほしいです。

○濱田企業庁長 先般お配りした契約書の中にですね、ずっと書いてございます。

○田中委員長 資料に記載していただいておりますということですね。

○濱田企業庁長 はい。

○永田委員 はい、分かりました。

○田中委員長 それでは、暫時休憩といたしたいと思います。再開は午後1時から行いたいと思います。ではよろしくお願いたします。

(休憩)

○田中委員長 ご質疑、ご質問をお願いします。松田委員お願いいたします。

○松田委員 今まで何回かこう委員会開かれまして、重複のある分は流れるのご容赦をいただきたいと思えます。まず、企業庁長の午前中の答弁。また今までのご答弁をずっと聞かせていただいておりますですね、いわゆる富士電の方にプロポーザルというきちとした契約をして、審査をして、そして決めたことであると。それに委ねたということだと思います。もちろん自分は知らないということではないんでしょうけれども、まあ、富士電の方が後はうまくやっていたはずである。そのように、私は聞こえるんです。本来ですね、午前中、木田委員が質問をされましたのちちょっと関連をするんですけども、まずこの事業がですね、当初、田川知事さんから計画をなされたこと、こう聞いておるんです。で、まあ、企業庁から先ほど長谷川部長も言われましたけれども、まあその時代が変わってきてですね、循環型を環境との循環型を目指してということで、もう一度これが目の目を見たいことなんですけども、基本的に考え方として、いわゆるその、一廃、廃棄物を処理をする、循環型にする、その副産物として売電があるという考え方なのか、売電ありきの話なのかですね、一連ちょっと環境部長と企業庁長にですね、その辺のところの入口論なんですけどね、どうだったんかというのを一連ちょっと聞かせてもらいますでしょうか。

○長谷川環境部長 ただ三重県ですね、今のこのRDF化構想事業というのは、当然RDFの処理の受け皿が発電施設とまったく直結しておりますので、それはもう切っても切れないものだというように思いますが。最初の計画からですね、この要するに、RDF化施設は26市町村の7施設を整備していくのと同時にですね、発電施設も同時に整備をされているわけですから、これはひとつのセットといえますか、一体的なものとしてのRDF化構想の中の流れでなっていると思います。

○濱田企業庁長 資源循環型社会を目指すという話の中でですね、企業庁に担う役割は発電というところをまあ、受け持ったということで、基本は資源循環という思想からというふうになってます。

○松田委員 私、今回の事故はあくまで企業庁ベースと言いますが、ベースと言いますが、売電を中心にするところが主体になったから、この事故は起きたのと違うかなという気がするんです。例えばですね、今、長谷川部長が言われるように、同軸とせめて同軸でということであればですね、例えばその事故になったときに、RDFがいっぱいあった時の事故のいわゆる想定とかですね、例えば広域との事故になったときの契約でも、事故になったときのところなんか全然ないんですね。するとごみをどうするかというものの発想に立っておればですね、こういうかかる事故のときでもきっちり処理はされたんと違うかなと、このように思うんですね。

ですから、もう1回お聞きしますけれども、その辺のどこかがでしょうか。

○長谷川環境部長 私もその当時の、推進の窓口でやっていたわけではないんで、しかとは言えませんが、この当時の環境安全部が中心になっておったRDF化構想というのはですね、ごみのRDF化の推進と地域におけるRDFの利用促進と、利用しきれないRDFの受け皿としてのいわゆる企業庁の発電を活用するというような構想であったというふう聞いております。

○松田委員 また後でこれいろいろ議論が、おそらくこれどうだったのかなという議論になってくると思うんですが、まず、そのときにですね、まあプロポーザルでまあ、審査委員会ができました。それまでですね、事務局とかそのプロポーザルでいろいろ審議会やってこれできたわけですけども、これ事務局はどこが受け持ったんですか。

○濱田企業庁長 企業庁でございます。

○松田委員 企業庁。するとですね、例えばこの審査委員会の評価方法というふうなこともこれ一番最初のベースのものが出てきますけれども、それが事務局案とこうなってるんですけども、事務局というのは企業庁ということをお考えたいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 はい、企業庁の事務局が作ってですね、もちろん専門家の方にも意見は聞いたように聞いてますけれども。

○松田委員 そのときにまあ、審査委員がですね、7名がみえて、そして集まられてもちろん事項書なんかでもですね、これ事務局、いわゆる企業庁が作るわけですね。まあ、作っていくわけですね。まあ、その事項書によって進められていくわけですけども、そのときに、企業庁の意思といえますか考え方というものが知らぬ知らぬ間にですね、委員にまあなんというんですか、波及していくということはないんでしょうか。

○濱田企業庁長 あの、確たる答えは言えませんが、原案を作ったのは企業庁でございますが、いろんな意見を、プロポーザルのときの意見はかなり専門的なご意見があったように記憶しています。

○松田委員 基本的に2人の方が亡くなりました。このプロポーザルは、これ結果論から逆算していったら、これ間違ってたど、失敗だったと。2人の方が亡くなってるわけですから、安全管理とかですね、十分効力があつたか、考察していたか、事故が起こらない対策を十分まあ、考えていたのか、そういうふうなものを欠落しておたからですね、今回私はこの事故が起きたと思うんですね。

例えばですね、今の県の発注方法なんか見ると、県土整備部でも農林部でもですね、必ず実績とかそういうふうなものが入ってくるんです。実績、トンネル掘るにしても、こういう実績のあるところへしかだめだとかいう、ハードルが必ず付いてくるんです。だけどこれ結果的にですね、このプロポーザルで決まってきたのは富士電とあって、何も実績のないところに落ち着いてしまったわけですね。という、日ごろ県が推し進めている行政とこのプロポーザルの審査会が決めたことと大きく違うんですね。その辺のところ、企業庁どう思われていますか。

○濱田企業庁長 同じような実績と言う、トータルの実績の議論はなかったと思いますが、当然このボイラーの燃焼の形態であるとかですね、それを採用するボイラーの運転実績があるとかですかね、そういう形での実績議論はあったと思います。

○松田委員 時間もあれですので、富士電はいわゆる同業者ですね、同業者とかいろんなその立場の人から聞くんですけどね、富士電に決まったときですね、そんな馬鹿など、全然実績がないとこやないかと。もちろんそのときにプロポーザルの時点ですべて、富士電さんもしわける権利があるわけですから、決まって別に富士電さんにそれは罪はないわけですけども、一般常識からしてですね、そんな馬鹿など言うことだったんですね。例えば、プラントなんてこれ日に聞くところによると、丸投げしておるといふようなことなんですけども、その事実というのは何回も委員の方聞かれていますけども、企業庁長は認識されておるのでしょうか。丸投げという認識されておるのでしょうか。お聞きします。

○濱田企業庁長 プラントの部分で日立金属がかなり主体的にその、その部分については関わっておるということ、認識しています。

○松田委員 丸投げになってないかどうか、というのを聞きしとるんですが。

○濱田企業庁長 そこまで確信は持っていません。

○松田委員 これからじゃあ、それは丸投げかどうかというのは、今から調査をされるわけですか。

○濱田企業庁長 どういう手立てがあるんかは、含めて考えます。

○松田委員 ちょっと違う観点からなんですけども、今、どなたかが今、きょう質問されました。要するに、例の貯蔵槽ですね。貯蔵槽、これがはじめ、当初10基あったんが4基やとか、4基が1基になったとかいうような、まあそういうことを経過を聞いておるんですけども、もう一度申しわけないんですけども、4基から1基になった経過、簡単によろしいですからもう1回教えていただけますか。

○濱田企業庁長 何度か同じ答弁で申しわけありませんが、変更事由としてですね、富士電機からRDFの貯蔵においてブリッジの可能性があったので、掻き出し装置が設置される方式へ変更したいと、こういう申し出がありまして、ついては4基から1基へ変更をしたいということの提案がありました。そして、貯蔵槽の方式は掻き出しの装置が設置される方がよいというふうな、その提案を飲みまして、企業庁としても承したと、こういうことになってます。

○松田委員 よろしいですか。すると、4基から1基になるという提案が富士電から来て、そして、それでやってくださいといったのは企業庁で、ということですか。

○濱田企業庁長 提案に対して了解してます。

○松田委員 と言うと、要するに最終的には企業庁長の責任で持って、そのように変えてくださいということ、言われたんは企業庁長なんですね。最高責任者としては。

○濱田企業庁長 形としてはそうなりますが、要請があつてですね、元々の技術提案の形がですね、プロポーザルの格好をとってますので、そこで特別におかしいという話がなければ、多分その全体としての技術提案として受け止めた、私はそういうふうな思います。

○松田委員 詳しく僕も調べてないんですが、設計変更の場合は契約書です。設計変更する場合は富士電側から企業庁に申立てというか、申し出をしてそれが承されなければ、設計変更できないということになっておるんですけども、それはご存知でしょうか。

○濱田企業庁長 これは契約前ですね、プロポーザルの提案の変更でございます。

○松田委員 うむ。

○濱田企業庁長 プロポーザルでですね、提案しとった提案内容を変更したいという格好のものでございます。

○松田委員 するとですね、ここでいろんなプラントか、いろんな変更されるのは別に富士電からあえて言うてもらわなくてもいい訳ですか。いちいち、まあ一応親切で富士電がこう、変えさせてもらいますと言って、言いこまされたけれども、そういう必要はないんですか。

○濱田企業庁長 これ必要はあると思います。

○松田委員 どうも言うことが分らん。じゃあ契約にはないということですか。

○濱田企業庁長 契約はその後で契約しています。

○松田委員 わかりました。はい。企業庁の話聞いてますとね、富士電が要するに、契約書の場合は安全管理も全部富士電に任せてあるからというご答弁を、終始、私は聞いておたんですけども、最終的に4基を1つにしてくれというのは今お聞きしたら、企業庁長やないですか。

○濱田企業庁長 ですから、プロポーザルのときの変更があり、先ほど、何項目もありますけど、当然そこには設計予定金額の話の変更もあると思いますので、そこは話をきて当然だと思うんですが。

○松田委員 それなら、僕はこういう委員会でもね、私がおの指示をしましたと、最終的に、意見を求められて、4基を1つにしましたという、僕は答弁があつてもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○濱田企業庁長 何度か言いますけども、全体との枠組みがですね、技術提案という格好で受け止めておつて、その技術提案の話の中でですね、この技術提案のこの部分をこういうふうに変更したいと、こういう提案内容でございます。

○松田委員 私、これ聞いていたら多分遺族の人、怒ると思うな。申しわけないんですけども、僕はこれからこの委員会で、やっぱり事実をきちっと認めて出してきて、そやな、この委員会がですね、次の事故、更なるまた次の事故に繋がらないようにする、僕は委員会だこう思うんですね。ですから、何も企業庁長にね、今悪いからどうやというんじゃないで、やっぱり事実関係としたら、僕初めてですよ。今、4基を1つにしたという命令というか承したよというのは、今僕はここで初めて聞いたんですよ。多分委員の方、皆同じやと思いますけども。僕はそのようなことははっきり言っていた方がいいと思います。

次に入らしていただきます。前の委員会で質問でたんだかどうかわかりませんが、ごみの、これ朝日新聞の9月の14日ですけども、いわゆるその、一廃できたごみをですね、いわゆる有価物に変わつてということでこれ書いてあるんですね。いわゆる一廃を富士電が一廃の処理のいわゆる許可がないもんだから、お金で売つてですね、トン当たり200円で売つて、そしていわゆるごみ一廃をですね、有価物に変えてまあ、処理をしたということなんですけれども、これについて、ちょっと部長のご意見をお聞きしたいんですけども。環境部長にお聞きしたいんですけど、これはやっぱり違法なんですよ。

○長谷川環境部長 廃棄物処理法ではですね、法の解釈ですけども、有価物でですね、売られて富士電機が有価物で買われてそして処理をするものはですね、産業廃棄物であるということは間違いございません。

○松田委員 例えば県民局あたりでね、各出先なんてそんな指導してませんよ。例えばいろんな廃棄、産廃業者とかそういうのが窓口訪ねて、これと同じこと言うたら全部ノーと言ってますよ。全部ノーと言うと。それと部長の言うことと、いわゆる窓口で言うとの指導と全然違うんですけども、もう1回お聞きしますけども、違法じゃないんですか。

○長谷川環境部長 私はですね、委員の質問に対して要するに、企業庁が、企業庁の市町村から委託を受けた、委託処理を受けた廃棄物を、企業庁が富士電機に試験的に有価物として売つて、試験的に処理をするということがね、それが要するに緊急避難的にそのときやられたというんであればですね、その範囲、まあ、極端なことを言えば一廃

棄物としての灰の処理の施設の整備が遅れてますよね。現実的に。その中で、そういうことが法的に解釈すればどうかということに関しては、その法の解釈からいけば、それは有価物で処理された場合の最後は、灰は産業廃棄物になるということを事実を言っているだけで、その方がいいのか悪いのかという判断はしていません。

○松田委員 企業庁長は長年その環境部長をやられておりました。これは違法ですか、違法じゃないんですか。

○濱田企業庁長 私も今の環境部長と同じ考え方でやりました。

○松田委員 このときに、このときにですね、いわゆるこういうふうな処理をするぞということを、環境部には一応尋ねましたか。こういうやり方でやりたいけどもということを、環境部に聞かれましたか。問い合わせをされましたか。

○長谷川環境部長 私どもの担当に、企業庁から話がありました。それで、ひとつは、試運転期間中に富士電機が燃料として企業庁から購入するという事と、市町村の了解のもとで富士電機に売却しているという2点の確認がなされて、産業廃棄物としての取扱いを了解したというふう聞いております。それ以外の事実は一切分かりません。

○松田委員 私が聞いた話ですとですよ、これは違法ですと1回言うたんやな。環境部が企業庁に。違法ですと。で、企業庁は違法といわれながらもやめてくれということやけども、押し切って企業庁がやったと私は聞いておるんですけど、その事実はありますか。ありませんか。

○濱田企業庁長 そのやり取りは、実は私知りませんが、話はですね、その3,790円の引き受け料の話から出発いたしました。そして、ただだと言うとった話ですね、市町村の方は3,790円をまあ、ご了解いただきました。

そして企業庁としても3,790円の話の中ではですね、灰処理が遅れという話もありまして、予定した金額よりは高い経費につくなという話が、そこに客観的にありました。それで、当時、各方面からいろんな意味での経営収支の改善とかそういったものを求められました。そういう中で私も富士電機、中部電力にもですね、他の部分で少しご協力いただけないかというようなことで、協力もいただきました。そして、富士電機にもですねこういう状況もあって、やっぱりここは一定の期間、暫定的な灰を処理する期間というのは、16年の3月までの話ですが、期間を区切ってですね、協力していただきたいという話で、じゃあそのRDFを買いましょうという話になって、200円で買いとっていただきました。

まあ、そのときの我々の話としては、しかし一番残念なのは、やっぱり資源循環という格好を目指してましたので、できるだけその線に沿いたいなあとという話でしたが、少しありませんでしたんで、結果的には埋め立て処理のような格好になってます。ただ期間を定めてそういう格好で、協力してもらって処分したいなとこの話でございまして。

○松田委員 よう分らんのですけども。言葉尻を取るとりはないんですけども、今企業庁長はしりませんでしたと、こう言われた。ありませんでしたか、ありません。なかったか、あったかと僕は聞きしたんですけども、知りませんでしたとおっしゃった。あったかも分らんけど、知らんだか。要するに、あった事実はあったけれども、自分では知らんだということですか。

○濱田企業庁長 私自身はですね、こういう格好で有価物という話の判断をしましたので、まあ、これで暫定的な期間の協力を得て、やれるんだろうと。当時それ以外の方法も確かに一處か、産廃かという議論よりもですね、その処理ができるかできないかというところの方が問題としては大きかったように思います。

○松田委員 これ以上話させないけれど、環境部長にお聞きします。ではですよ、こういうふうな非常手段だと、こう言われた。同じようなパターンがこれから大小に関わらず出てきたときに、環境部としては許すんですね。このやり方を。

○長谷川環境部長 もう少し、説明いたしますと、平成15年の第1回の定例議会で、田中委員長がこの問題の質問を本会議でされております。そして企業庁のRDFの焼却灰を岐阜県の産廃業者で処理していることについてですね、循環型社会に逆行してはいるのではないかと、それから、なぜ一般廃棄物が産業廃棄物になるのかという質問をされました。それでですね、企業庁側は富士電機に支援してもらおうということでRDFを企業庁から有価で買ってもらい、後は廃棄物処理をしていただいていますと、セメント資源化に役立つまでの間の暫定的な処置ですということ、私の方からもですね、また委員長の方からご指摘を受けましたので、環境部は企業庁と連携してきちんとやりまわすということをそのとき答弁をいたしました。ですから、そのあと、この暫定的な処置が延々と続くというようなことは困るので、おっしゃるとおり、環境部の姿勢として、このような一般廃棄物が産業廃棄物にですね、こう有価で

ね、一部売られたら変わるということに対しては必ずしも好ましいことではないので、これについては一日も早くですね、一般廃棄物としての処理なり産業廃棄物としてのきちとした処理の形を、整えていただきたいということで、うちの職員は企業庁の職員と協議しております。それが、この今の流れの中で、このようなことが続いているということ、廃棄物処理法上の解釈で有価で取り引きされて、処理されれば産業廃棄物になるということですね、その法律上の問題であってですね、それが実態論的に好ましい動きであったかどうかということは、緊急避難的な面ですと、一次的にはやむをえないかなんかということは私は判断しましたがけれども、このことはあまり好ましくないということとは判断しております。

○松田委員 古い話やけども、江川があの日入団といっしょやなこれ。話は。本当に。だけどね、本当県民の人ね、そういう産廃業者でもね、指導受けたところなんか本当にね、馬鹿な県やったら許せんのかと。これね、僕、事故の原因でこと違うかなと思うんですよ。企業庁長には申しわけないけれどもね、環境部長やっとならしてですよ、こんなもん違法ってわかったことですよ。100%。分かったけど仕方がない、自分とこの庭で起きたことやから、しゃないでということ、盲点を突いたと。分かるとるから盲点の突き方も分かるとった。としか考えられやんのやけど、もう1回企業庁長聞かして。

○濱田企業庁長 先ほど答弁させてもらったように、期限を定めてですね、やったのは事実です。で、早く資源循環の形に戻したいと、いう形はもう基本的にもってます。そういう意味で、今は成立していますけれども、連日、藤原町さんとかですね、地区の方とお話して、それが成立しました。そういう意味では先ほど環境部長が答弁したような形での状況が整ったということでございます。

○松田委員 もう一度聞きますけど、期限が限られたら環境部長、いいわけですか。期限を限ったとかそういういろんな条件さえ整ったら、このシステム自体、許せることなんですか。違法なんですよ。

○長谷川環境部長 なんて言うんですかね。その実態としてですね、県がやったら、企業庁がやるからいいとか悪いとかという判断はしてませんし、当然我々ですね、こういうことは現実、その灰が出てきて灰がどう処理されるかということの中で、当然環境部の役割としてもですね、この企業庁が富士電機に200円で、有価で売らなければ、売らなければという売らなければならないことがなければですね、当然一般廃棄物としての灰が出てきますので、その灰処理を県外を含めて一般廃棄物としての処理をしていただく業者をですね、当然今回のごみ処理もいっしょですけども、捜してそういうことに対して協力するというのが環境部の役割でございます。そのとき、そういうような協力もしたわけでございますけれども、かなり高額であるとかいろんな理由もあったか、また担当に会ってですね、説明させてもよろしいですけども、そのようなことの中で、要するにやむを得ずそのときはですね、このようですね、廃棄物処理法からいけば一応産業廃棄物有価で取り引きされたもので、試験的に使うといわれればですね、なおかつ市町村の同意も、関係市町村の同意も得られているということであったので、環境部の職員はですね、それはそういうことでできるだけ速やかに正常な形に戻すようなことを、企業庁に要請して、そしてそのときは終了という事実はございます。

これが私、環境部長として好ましくないのかどうか、といえば、好ましくありません。

○松田委員 この辺にしときますけども、おそらくねこういうことをしていると、県の環境行政っていったいどうなつたんのやろと、不信を僕はねこの事故は事故ですけども、この事故に波及していっぱいですね、僕出てきておると思うんですけど、一番困られるのは、困るのはね、これ今からの窓口ですよ。おそらくこれを持ってきてね、いっしょやないかと言われたらね、それに要する時間というのは説明、だつて間違っているものややってしまつたらね説明するわけやから、曲がったやつを曲がってないという説明するのやで、普通の10倍、20倍説明するわけですよ。そしてもっと信用をなくしたということやと思いますから、後きちんと対応していただきたいですし、違法だったのかどうかというのはやっぱりきちんと終わったあとでも、僕は違法なら違法と、はっきりするべきやとこう思います。それをひとつ要望しておきたいと思えます。

もうひとつだけすいません。今回の事故ですね、いろんな影響を受けた方がいると思います。例えば1例なんですけども、広域からこう、運んでるわけですね。これ1回ストップしてしまつて、京都やいろんなところへ今持つていかないかん。すると、広域でですね、運送を任せられたようなところは業者もまた用意してですね、まあ、資本投下してですね、さあこれからやっといこうといつたときに、全部それが切れてしまった。それによって破綻してですね、経営が悪化してきたと、いろんなね、運送業だけにこだわらず、いろんなところでいっぱい影響が出てきとると思うんです。この辺のいわゆる影響というのは、把握されてますか。企業庁長。環境部長かな、これは。どちらや。環境部長かな。

○田中委員長 それぞれの観点で、環境部長から。

○長谷川環境部長 いわゆるその、RDF化。いわゆる発電所に関しては、生ごみベースで400トン。RDFで200トンというのが、日々処理をされていたということの中で、発電所が止まっておりますので、生ごみ処理とRDFと両方で処理をして、それぞれの自治体で可能な限りやれる、現にRDF化をもうしている市町村もございますので、その辺の処理を県外も含めて、受け皿を求めて私がおみ処理対策本部長として、日々、陣頭指揮をとって、日々のごみ処理に困らないように、やるということはやっております。その中で松田委員おっしゃる様に現実的に県外企業とか従来の、そのひとつの仕組みが崩れておりますので、県外企業へ行くときに、そういうような従来の仕組みの中で、もの事がうまく収まっているかということに関しては、少しはそういうような地元、例えば運送業者が多度へいくのであれば、自分とかが受けて配送できたけども、県外へ行く場合は、運送業者がその受け手の処理する会社の車両でしか受けないというようなこともあり、その辺で少しそういうような従来の仕組みが崩れていったというような実態は聞いております。

それは何とか、改善ができないかということで、申し入れているところは事実でございます。

○松田委員 できたらね、そういうところの窓口というか、どこへも行きようのない窓口、相談窓口でもいいですがね、一遍聞いたってほしいんですね。そしてできるだけ県が協力したって貰って、協力できるところはしてあげる。広域に言うところは言うてあげるといことをねやっぱりしてあげてほしいんです。まあ、民・民の話だからということだね、先方を通してということ言えば言えますけども、やっぱりね、県が起こしたといいますか企業庁が起こした事故ですから、それに起因したことです。やっぱり県民の皆さん、やっぱり信頼を受けようと思ったら、そういうこともやっていただきたいと思えます。

それともう一回最後になりますけども、僕は今のそのごみの問題でもそうなんですけども、何か自分とこでルールをつくってやっていく。企業庁もですね、こうやってしたら有価物でええやないかと、本当にね、考えられないことをやって、そのががががが推進していく。そういうことが、日常的にそれで当たり前だということがですね、今はこう、浸透というか、企業庁中にそういう雰囲気になったときにね、僕は例えばもう上に任しときゃええやないかと、こんなことは考えんでもええやないかというところでですね、僕はその事故が起こった可能性も実はあると思うんですね。その辺のところ。例えば県の、この組織でもですよ。フラット化と、本当にこれでフラット化です。管理体制改革できるのかなと、こんなもやっぱり見直さなあかんと思うんですね。ここで言ってもどうかが分かりませんけれども、そういうなことも含めてですね、やっぱり考えていかなあかん。

委員長これ要望なんですけども、そういうフラット化とかそういうのも含めてですね、また一遍議論をしていただければと思いますので、ご要望させていただきます。

最後に、これですね、田川知事からきてですね、前の、野呂知事の前・北川知事がですね、いわゆる情報政策、環境政策という2本柱で来たわけですね。そして、情報先進県、環境先進県とこう、三重県は言われたわけですね。まあ、そういう流れであったわけなんですけども、企業庁長、前知事から何かこの事故について、連絡とか電話とかありました。

○濱田企業庁長 受けておりません。

○松田委員 はい、以上です。

○田中委員長 引き続き、ご質問、ご質問お願いいたします。

○貝増委員 2、3お伺いするんですけども、やっぱり何回この委員会開いてもらっても、企業庁長のあまりにも理路整然としたパーフェクトで、小さな声での答弁がゆえに、逆に、県の責務というのは一議員としてより疑義が生まれるわけで、その点から2、3点お伺いさせていただきます。

プロポーザルの件からいきますとですね、いろんな声出せ言うたって、前の堀田庁長あるいは安井庁長のときは、全部資料を議会へ出していただいていたと。それがきょうのこの特別委員会になってくると、情報公開制度しか出せない。各委員みんな、このうち半分は以上は所管事項で経験しますけど、皆書類持っているはずなんですけども、正規の委員会でこういった書類のひとつも出せないといったところですね、不信を感じるんです。プロポーザルのときでも、いろんな経過を聞いた。でも、県が企業庁は富士電機に任したプロポーザルのその説明を受けた、全部逃げ道がある。でもそれはチェックできなかった、技術集団が企業庁じゃないんですか。人数もしっかり各分野でおるのに、そのプロポーザルの県としての受け皿のチェックはなぜ今になっても、あの時しなかった、できなかったということ表明できないのかと、それについてまずお伺いさせていただきます。

○濱田企業庁長 先進的な技術ということですね、こういうプロポーザル方式を選んだということが、先ほどから何度かご説明させていただきました。ただ、先進的な技術があるゆえに、そういうプロポーザルでよ

かったのかという問題については、先ほど申しましたように、こういった分についての他の民間活用の形とは違った形が必要であったかなという反省はありますということは、先ほど答弁させてもらったところであります。

○貝増委員 それもう、まどろっこしい話じゃなくて、本当に本音で申し上げてほしいと、例えば地元説明会でも知事は一番最初に頭を下げて、悪かったと、県の責任やと言われてるのに、現場責任者が現地の対応も部下任せやと、この辺本当に一番の被害者は誰言うたら、県民なんですよ。そこをやっぱり執行部として加味して、ひとつひとつの突発委員会では胸襟を開いてしゃべっていただきたい。そして、それが情報として出ることによって、先ほどの各委員さんから言われた泣いてる人、苦しんでる人、いろんな分野でも、あっ、県はそこまで進んできた、ね。光明が見出せるんと違うやろかと、その辺を反省して言ってほしいんですが。

あなたが環境部長のとき、同時進行で県土整備でも資料が流れてます。そのときのRDF焼却発電施設を改めて見ますと、経費の節減、建設コスト・維持経費コストの低減を視野に入れ、契約交渉に入ると。当然今まで言うたように、防災あるいはリスク管理は全部受けつら負け、受注業者に任せると。この辺をまだまだこれこれといういかなければならないんですけどもね。そうしたときにですね、今回また新たな資料を頂戴してはつきりすることが、発注は企業庁が丸投げしたと、まあこれはしたとします。しかし、一連の12月の起動してから各固形燃料・RDFがおかしいと気がついてから、いろんな担当者会議、理事者会議、何回もやられています、ここにいうとおり。でもそこには、現場を委託した先の富士電機ですが、入ってない現場責任者が、これ、企業庁もうちが管理していると、一番大事な事故の原因になる、なつたかも分からないその辺のことがなんで稼働現場の人も入れてないか。役人だけで、関係者だけでどうのこうの言っただけで処理してきたことについての経過を説明してください。

○濱田企業庁長 この会議へ出ている企業庁の職員と、それから委託しておる富士電機の関係者とは当然いろんな話はしています。そして、ただ、事故原因となったところの話はですね、そうだったかどうかは私のほうは富士電機はそういう主張はあろうと思いますが、私の方はそうであるとは認めておりません。

ただ、各市町村の担当者との会議は、やはり先ほどのような状況を踏まえてですね、やはり県から、県と市町村の側で解決すべき問題であろうということで、こういう協議会を開いております。ただ、始めの時には、この1月の9日のときですね、このときは全員寄って議論いたしました。こういうところから出発しています。このときは確かに出ておったと思います。

○貝増委員 その後はなんで、ね、熱が出た。例えば桑名広域でもこれ3m積んだら100度越したと。そういう資料までどんでん、会議に出ていると。じゃあこれを止めることによって各地域の持込された搬入されたRDFについて、あれ現場では誰もチェックしてないんですね。企業庁、桑名広域のごみの搬入者のチェックはあっても、地元を入れた7カ所からの搬入、あるいは貯蔵槽にどれだけ、この車から積めとか、それ全部運転手さんの判断ですよ、あれ。地元ゲートチェックをしなかったと、これも大きなやっぱり事故に対する原因や思うんですね。そういうことについて、その辺の桑名広域の中には企業庁の現場事務所として途中から1人入れて、2人プラス事務員1人、3人体制でありますけれども、あの人たちは裏へ出なくて、現場に出ず、事務的なことしかしてなかったんです。何のための出先現場事務所だったんか。頻りにこの12月から小さい事故、あるいは8月14日の爆発までの間、何回もあって会議もやっていたのに、企業庁として本部のシクタンクが誰もそこへ乗り込んでもなかったと。その辺の対応は企業庁どうでした。

○濱田企業庁長 例えば灰の処理についてもですね、まったく放置してあったというんじゃないかとあとあとチェックしてこういう文書も送りましたということも、先ほどご説明させていただきました通りでございます。まあ、四六時そこに立ってというようなチェックじゃないですが、ただ、これも基本的には先ほど申しましたが、結果としてその方法がよかったかどうかということは考えなんです、協調体制をとりながらいわゆるその安全注意義務というものを励行してもらって、各市町村の方もですね、そのRDFの形成を、成型をよくするというような部分については、調査してもらい、それで取り組みもしてもらったということなので、決して企業庁の担当がまったくそこに閉じこもりきりでも何もしなかったということではございません。

○貝増委員 後で先輩が大きな質問されますので、最後にさせていただきますけれども、そうですね、各委員言われましたけれども、協定書、11月15日、20日、29日、ね。多度町、桑名市、東員町等、個別に組まれた。あるいは広域組合との搬入上限の協定書も組まれている。これ、文書をつくただけで、ひとつも実践されてないということがこの間の説明会を通じて地元住民は、市町民ともピークにきくと。まだ今にたつても現場責任者の企業庁長は現場引き上げたら、一切表に出さないと。この協定書に対する約束したことを、言葉の使い方は別として、判断は別としてやっぱり水谷委員が言われたように、第6条の、一遍ストップをかけるという一時的初動判断がなぜ企業庁長としてできなかったか、その辺を教えてください。

○濱田企業庁長 これは14日の事故を言っておるのでしょうか。

○貝増委員 も含めて。今までのね。14日でもいいですよ。

○濱田企業庁長 19日のはですわね、私飛んでいってすぐに。

○貝増委員 14日ですよ。

○濱田企業庁長 14日のはですわね、これ止めるような認識は現場に聞いたところなかって、それで熱風であるか、爆発であるかというような議論もありました。私がおのときの聞いた話では、現場の責任者は爆発音はなかったと、こういうことでしたということ、強い熱風という表現をさせてもらった。それでそういう部分で、この施設を止めるという、貯蔵槽以外のところですね。その部分についての不具合は、生じてませんでしたので、施設の稼働を止めよと、こういうような認識はございませんでした。

○貝増委員 発注は一体で出しておいて、発電施設はいいからと、あるいは熱風で穴があいたと、あれは完全に爆発ですわ、あれ。ね。1m50以上の大きな穴があいてるのを見て、それで夜中に大きな音ポン言うて、ね。鳴ってる。朝一番に行っていたのは、当然業務で行かれた。でも後は会議は県庁でなければならぬ。現場の若い人はうろろして、何にも指示できない。本庁から呼べと言われても、誰も来てくれません。そんな状態が続いた。やっぱりその初期対応、庁長が現場から離れるときには、やっぱりなぜ他の技術者をその場に置いて指揮判断をできる人間を置かなかったか。あれが二次災害を起こした原因やと思うんですけどね。

○濱田企業庁長 先ほど申しましたとおりですね、施設の機能としてはまあ私の分にされた機能というのは承知してましたんですわね、特にその後の状況を見てですね、19日のは状況は異なりました。19日のは行ったときに、けが人のことを訪ねて、そしてすぐに施設の稼働は止めたかという話はさせていただきます。

○貝増委員 きょうはこれ以上聞いても多分、企業庁長はだんだん言葉が小さくなって言葉選ばれるもので、私は質問をこれで終了させていただきますけれども、また次回もごきますもんでね、以上、終了します。

○西場委員 この問題ですねいろいろ問題が残ってくるんだらうと思いますけれども、今の時点で重要な話ばかりしてきたことは、RDFなりRDF発電のシステムそのものが決して安全でなかったと、こういうことだと思っております。RDF発電は決して安全でなかったと。それが今いえる結論だと思っております。この安全でないRDF発電、あるいはシステムをこれからどうしていくのか、このシステムそのものを葬るのか、あるいはそれを安全に変えて継続していくのか、このために原因究明をしなくてはならぬし、そして、我々この委員会のこれからの質疑も深めていかねばならない。まあ、こういうことだらうと私は考えております。

先ほど来、いろいろ話があったんですが、元々その今RDFは先進的な技術だと、今、企業庁長も言われて、これを、ある意味では盲目的に信じてこれを進めてきた。それには環境先進県として三重県の県政を進めていくというその大きな流れの中で、その目玉的にこの事業があったと、こういわれるところですし、私もそう思います。そんななかでのこだわりが、逆に大惨事にまで至ってしまった、こういう状況にありやあしなないかと。こういう点が非常にこう、大変気になりますし、その辺のところの今までの経緯の中であるいはそれぞれのその部局の判断の中でこういった意識がどこまで作用したのかと、このことについて、私は今一度それぞれの立場あるいは代表してでも結構ですが、聞かして貰いたいなとこういうように思いますが、あまり時間ありませんから、いろいろそういった疑問点なり、申し上げたいことをちょっとまとめて申し上げます。

このRDFのこの安全の配慮が欠落しておったと。特にその他県でも同じような施設があるのに、本県のみがその関係者の安全意識が非常にこう、希薄でなかったのかということがよく言われたり、新聞に書かれたりしておるわけですが、その原因として考えられるのは何かと、こういうことを先ほど来のまあ、環境先進県のこの意識の中で改めて考えてみますと、とかく最近B/Cいわれますけれども、そのコストそのものをいかに低く押さえるかというところの意識が、安全をしのいで行き過ぎた面があったんじゃないか。

あるいは12月1日に規制が始まるというその時間的なことに追われるがゆえに、そういうことに繋がったんじゃないかと、こういう、より安く、より早くという意識が結論としてこういった爆発事故に繋がっていったんだというようなことにはなっていないか。あるいはその辺が多分どんだけだったのか、まあ、こんなことをいろいろ4基の設備が1基になったというような、それぞれの提案の結論を導く前提に下地になったんだと、こういうことになってくるとこの構想なり県の方針と相まってですね、企業庁の基本的な姿勢というものが大変重要になってくるんだらうと、こういうふうにも思いますし、コストの面では、これは岩名先生の発言にも確かあったかと思いますが、3,790円、これに至るまでに既に無料化であったのがそうなったんじゃないかという中で、企業庁も厳しいそのこれからのその運営を強いられると、そういう面があるだろうし、また、何もかもをそういうことの受け入れ企業に任

してしまう、丸投げであったのかどうかというところまでの表現は別にしましても、そういう状況にしていかなるを得ない、そのコスト面のあるいは急ぎすぎるそういった効率主義一辺倒の、こういったやり方がこういった状況を作り出したと、こういうことになってくるんじゃないかという思いがいたします。

もうひとつは、私どもにRDFの専門家がないということを富士電が言ったやら、あるいは企業庁も言ったやらというような、そんなことを側聞いたしますけれども、平成4年からできた三重県の構想が今日もう10年近くかけてやってきて、専門家がいないということではすわね、専門家のレベルにもよりますけれども、そんな容易く言えるもんじやないと思えます。しかし、考えてみれば、今時点で、長年携わってきた人が今の時点でその安全性や技術に対して物を言える立場に現在おられるかどうか、その人事面での配置とか、あるいはそのRDFの発電の運営に関してですね、そういう言葉が出てきたときにその言葉をきちっと受け止めて、それを事業なり運営に反映していくという状況にあるのかどうかという、こういったことも大変気になるところであります。

長年のその今までの取り組みの中で、必ず私は専門家に近いそうした技術やそういった人材は三重県にたくさんおっただらうと、その中にはこういった我々にはなかなかその当時、今まで安全面での議論がなかなか聞こえてこなかったけれども、そういった安全面に対するこうした方がいい、こうなると危ないという声があったはずだ。それをきちっとその実行までいたしめられなかったシステムとして、あるいは人事としての問題がなかったのか、こんなことについても聞かせてもらいたいと思います。

とりあえずそこまで。

○濱田企業庁長 私自身もコスト意識は当然持っております。ただ設計段階も終わってましたんで、我々はその後の、例えば灰処理の運営の問題であるとか、そういった部分については随分、意を用いたつもりでございます。ただ、先ほど言ったようなコスト主義が前面に出すぎて、今回の分になったのではないかというようなことは、我々もこの施設が、設備がついてないとかですね、そういうような面からはもう一度検証する必要があるという格好では見えていますが、今のところ、この部分はこうだったということまでの記録は見当たりません。

この後の人事面での話はですね、おっしゃるような部分をやっぱり必要と思っていて、私も1名途中で異動させたのは、非常にその当時から深く関わってですね、そういう意味での勉強もよくしておるといって50代の職員を1人配置させていただきました。ただそれまでの経過の中でですね、今までの配置がすべてそれでよかったかということについては、途中異動の中で少し大幅な異動があったりしたことも事実でございますので、これからの意を止めなければならぬ点かと思えます。

いずれにしても、経費面だけでですね、この安全性との問題がどうであったかということはこの原因の話とも含めてですね、我々ひとつひとつ点検せんならん課題であると、そのように思っています。

○西場委員 12月1日の規制の開始に間に合わすために、急ぎすぎた、こういうことについてのその迅速な対応というのはなかったかどうか、この点についてはどうですか。

○濱田企業庁長 この点につきましては先ほども申しましたように、12月1日の施設稼働には、是非間に合わせたという思いはありました。これはRDFが市町村から出てくるという実態があってですね、ただ、そのために安全の部分をもっと無視してやったということじゃなくてですね、安全点検の部分については、どうかということをはきちっと点検しながらやったつもりでございます。

ただ、途中で発電のプラントの部分でいくつかの故障が起こったということではすわね、そういう計画が少し狂わされたということもござります。

○西場委員 確認のためにもう一度聞いておきますが、そのタンクを1つにしたあるいは、当初プロポーザルで提案のあったいろんな安全設備のいくつかあるいは全部が、実際建設できなかった、しなかった、こういったことは急ぎすぎあるいはコスト主義、こういう中で影響したとは考えられない。

○濱田企業庁長 そこまでの部分ではすわね、この部分がという確信をもってまだ私答えられません。

○西場委員 環境先進県を標榜する県政に忠誠を尽くすあまり、このことに支障があつてはいけぬ、事故があつてはいけぬ、問題があつてはいけぬという意識が事故にまで、発展してしまうべく以前にいろいろ対処しなくてはならないというその積極性に、ブレーキをかけたということにはなっていないですか。

○濱田企業庁長 私庁長になってですね、一番先に前任者から言われたことは、灰処理の問題が滞ってますと。これを解決してください。その前にですね、市町村との間の引き受け料の話が解決されてませんと。大きくはこの2点と

いうふうな話がありまして、当初はその2点に全力を尽くしていきました。そういう話の中で、12月1日の稼働の話もおいおい入ってくる中で、土地の、先ほど申しましたように、取得の関係で少し遅れたとかですね、いろんな情報が入ってきて12月1日に間に合うのかというような話は聞きながら、ただまあそれは言っても安全面は確認しながらやらないといかんからなという話で、一応の市町村のRDFの処理にはまあ間に合ったと、そういう認識が始めました。

○西場委員 これ原因問題だけ。灰処理の問題もやっついかな。

○田中委員長 きょうの本委員会は、原因究明についての。はい。

○西場委員 じゃあ、最後になります。私が冒頭に申し上げましたこのRDFのね、システムそのものが安全でなかったという認識を現在は持っておられますか。

○濱田企業庁長 専門家の方のご意見を聞いておっても、いろんな課題が出てきておりますので、そういう認識をきちっと持ってひとつひとつ解決していく意識がないと、問題解決に繋がらないと思いますので。

○西場委員 はい、終わります。

○萩野委員 こっちも大きな声の委員が後に控えておりますので、簡単にさせていただきますけども、ひとつだけ。お2人がお亡くなりになったんですけども、そのタンクの上へ登って消火する、どういう経過でそうだったんです。

○濱田企業庁長 まあ、この部分についてはですね、原因究明とそれから捜査の問題が大きく関わりますので、私これが決定版だという話は、自分の目では確認してませんが答弁は控えさせていただきます。

○萩野委員 そのときに、企業庁は関わっていたかどうかについてはどうですか。

○濱田企業庁長 19日の日の話の、朝の打ち合わせには参加したけども、そのときにはそういう話は担当は聞いていなかったという報告を受けております。

○萩野委員 燃え盛っているタンクの上へ登れば危険だということは、それは消防に携わっていかなくても分かることではなかったかという思いは、私は捨てきれないんです。ですから、捜査に関わることで答えられないと言ったのなら、それはそれで止むを得ないと思えますけども、今後原因究明をするときに遺族の方の思いもありますから、その辺についてはやはりきちっとしていく必要があると思うんですね。時間の経過も追いつながら、どうしてそのようなことになったのかというあたりは、しっかりここでも議論をしていける状況を是非私どもも作っていかねばならないというふうな思いを、それがやっぱり遺族の皆さんに答える、この委員会として答える道だというふうな思いがしますので、是非ともそんなことも当然議論できるようにしていただかなきゃならないと思います。

前例があるものといかないものと、県のいろんな施策の中にあるなかで、これはほとんど前例がなかったものですか、今の答弁聞いていてもですね、要するに契約書や仕様書をですね、中身をきちっと判断する能力が企業庁になったかと思えんのかな。例えば西塚さんがさっき聞いたですね、その仕様書の中にですね、防災設備一式というふうに書いてあったら、それはどんなものかというのをきちっと点検するのが常識だと思うんですね。スプリンクラーが付いているかないか。付いているかというのは、そこをまったくもうプロポーザルだからと富士電機に任じていたということは、やはり点検する能力がまったく欠如していたし、安全管理に対する意識もですね、きわめて低かったというふうにおもわざるを得んのですが、どうですか。

○濱田企業庁長 こういう事故が起こる結果になってますので、その分は本当に重く受け止めて今後には生かす必要があると。先ほど申しましたように、プロポーザルの方式のあり方についてもですね、こういう先進的な分については、十分考えなければならぬと、そういう思いは強いです。

○萩野委員 それですね、説明会をマネージャーさんかなんかが行ってですね、説明会をしてくれているんですけども、逆効果ですよ。きちっと責任を持った方が行かれて、先ほど日沖さんからありましたけれども、今の説明会はかえって住民の皆さんに県民の皆さんに、不信任感を煽る、増幅する説明会になってますよ。答えられないとか。やっぱり、説明会をするなら、きちっと説明できるような、スタッフも揃えて説明に行っていたかどうか、今後お願いをしておきたいと思えます。

それからですね、9月の17日にですね、関係する市町村から知事に対して陳情がございましたね。これは原因究明とちがうんか。終わりますわ。

○岩名委員 ずっと話聞いててもね、もうこれは企業庁の責任はですね、もう逃れ去るものではないと思います。ね。私、このいろんなものの中で非常にこのね、不思議に思っているのは、2回に及んでですよ、履行期間を延長しているということですね。これ、来年の春まで。この中日新聞の8月26日の新聞によるとですよ、施設には問題があってそのまま引き取ると責任が生ずる、と。受け取りを先延ばししてですね、運転状況を観察していたと。こういう説明をまあしたという記事があるわけですよ。ですからもうあの、いわゆる先ほどどなたかもお話ありましたけども、12月の1日のダイオキシソシン規制ということだけが頭にあつて、とにかくやらなきゃいけないと。しかし、不安はあるけれども、施設に不安はあるけれども様子を見ながらやるんだと。こういう無責任な体制でですね、スタートをしたこと自体がですね、今日の大きな惨事を引き起こすことになったと思うし、この責任は非常に重いと私は思います。そして、完工検査すらもですねこれ、受けていないんじゃないかと思うんだけど、これ常識外の問題だと思うんだけど、これはどうなんですか、完工検査とかそういう完工報告とか、そういうものはもうなされたんですか。

○小林総括マネージャー 電気事業法上の問題がございまして、その電気工作物なかの事業用電気工作物になっておられてですね、その中でその自家用の電気工作物というふうなRDF焼却施設は位置付けになっております。まあ、それにつきましては、いわゆる施設の本稼働と申しますかそれについては、いわゆる施設の使用前検査というのが必要でございまして、それにつきましては、もう既に使用前検査につきましては、この15年の4月29日でございませうけれども、それは既に受けております。

○岩名委員 いや、設備全体の完工検査ですよ。だからその電気系統とかそのいろいろのではありませんにですね、すべての貯蔵槽も含めてですよ。

○小林総括マネージャー それともうひとつその、いわゆる一般廃棄物の施設でございまして、廃掃法上のものもございまして、11月28日でございまして、一般廃棄物としての使用前検査も受けております。それから、その後、いわゆる三重県の検査監査の検査と申しますか、いわゆる出来高の部分検査等もございまして、それにつきましても14年の12月1日の稼働に備えては、それ以前にいわゆる出来高の部分検査等を受けておられて、それでその焼却発電部分についての稼働部分について、問題ないということで、稼働いたしております。

○岩名委員 稼働部分について受けたとか、何々の部分について受けたということをお言っておられるんですけども、僕は全体として、すべてクリアされたのかということをお聞いておるんですよ。ちゃんと答えなさいよ、あなた。

○小林総括マネージャー 先生の方からいわゆる工期の問題のご指摘がございまして、現在のこの工期につきましては、来年の3月31日。

○岩名委員 ちょっと待つて。工期じゃない。完工検査を全部ね、受けたのか。そのクリアしたのかと全体を。

○小林総括マネージャー 先生のお尋ねにあれてございませうけれども、このまず、工期の方から説明一部させていただきます。現在の工期が16年の3月31日となっております。これにつきましては、このいわゆる焼却灰の処理をいわゆるセメント資源化をいたします。その関係がございまして今、藤原町の太平洋工業の中で、灰水洗いいわゆる灰を洗う施設をつくっております。それが来年の3月までかかるものですね、この全体の工期、それが富士電機の方に入っておりますので、この来年の3月31日までの工期延期をいたしております。それで、それ以前につきましては、この15年の3月31日までの工期ということもございまして、それはいわゆる藤原町につくります灰水洗設備を除いた部分でございまして、その、15年の3月31日までの灰水洗設備を除きましたいわゆる多度町に造っております焼却発電設備、貯蔵槽も含めた全体のものでございませうけれども、それについての、これもその灰水洗設備ができまして完全な完成検査でございまして、この15年の3月31日まで工期を延ばしました部分についての、その辺の出来高の検査等については終了いたしております。

○岩名委員 それじゃねえ、これ民間業者がね、こういうことをやったとした場合に、県がこういうずさんな状況でね、操業許可を与えますか。与えると思いますか、あなた。どうです。今さっき話があったように、県がやることなら何でもオーライ、オッケーでね、やっていけると。そんなバカなことはないわけでしょう。それはね、県民に対してですね、非常に不信を招く僕は事態だと思わんですがどうですか。

○濱田企業庁長 そのことは今後十分反省も含めて受け止めます。ただ、電気事業法上の話としては、まあ一応クリアした形の中で、市町村のごみ処理という観点もあって、懸命に取り組んできたということは事実でございまして。

○岩名委員 ちょっと僕の答えになってないなあ。まあ、これはちょっと常識外だと、僕は思うんですが。その、県の事業としてですね、こういうその、得手勝手なスタートはですね、ちょっと許されるものではないということをおまづ言っておきます。

次に、爆発事故が起こった日ですね、我々は県土整備、そして企業常任委員会の視察でこの現地にいたわけですね。そして、庁長もおつたですね、爆発の直前、私は質問していたと思うんですね。そのときに富士電機の責任者に対して、あなた方の会社はこの施設を造るのに、どういふ今までのわが国における経験ありますかと、問いましたよね。したら、まったくありませんと、平気でまあ答えたわけですがね。私はまあ唖然としたわけですが、このような会社にですね、プロポーザルであろうが何であろうがね、契約をするという異常さ。これはですね、ちょっと私は許せないというふうに思います。まあ、日沖委員も指摘をされておりましたけれども、安全対策をプロポーザルの審査の時点でも持っていない。そういう富士電機を指名したことに対してね、県の責任は感じてないかどうか、ちょっと企業庁長。

○濱田企業庁長 プロポーザル方式としては、ひとつの方式だったと思うんですが、先ほど申しましたように、新しい事業をするという観点で、その他の部分といっしょのプロポーザル方式でよかったのかという観点がひとつですね、それからもうひとつは先ほど申しましたように、プロポーザルの中でもかなり先進という話の中で企業にですね、委ね、ある意味では過ぎ、過ぎたという部分があるのはこの契約上、明らかであろうとは認識しています。そういう意味では反省はあります。

○岩名委員 いや、反省じゃなくてね、私は、県は県の責任だと思うんだけど、あなたはと思うかと言っとるんですよ。

○田中委員長 企業庁長、簡潔にご答弁お願いいたします。

○濱田企業庁長 具体的な部分についてはそれぞれのところでいろんな意見をききつつとてくると思いますので、それをききつつ受け止めたいと思います。

○岩名委員 これね、企業庁はね、県としての責任を認めようと思つてない。そして、富士電機はまた一方で、私は富士電機の人の話を聞いたことがないんで、分らんが、まあ、自分の責任を認めようと思つた部分が多に多い。こういうことではね、県民がたまったものじゃないし、犠牲者の方々にまで浮かばれないと思つています。委員長にお願いしたいんですが、この際に、富士電機の責任者をね、一巡参考人として招致をしていただいて、我々からもですね、一巡いろいろとお尋ねをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中委員長 委員の皆さん方、今、御提案をいただきました富士電機さんの方からも、多岐にわたっているとお伺いしたいことがあるということでございますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声、複数あり)

そうしましたら、詳細につきましては正副委員長とて、ご一任いただきまして、打ち合わせさせていただきます。

○岩名委員 委員長、ちょっと注文よろしいでしょうか。異議なしなんです、というのは会見なんか見ていると、東京から来た常務かなんか知らんけど、今、現場の状況を知らない、それは向こうの勝手ですが、それ以外ですね、問題になっている契約上の担当者だったり、それから現場の責任者など、そういう人たちが必ず来てほしい。複数でも可能だということで、常務来てもなかなか要領を得ませんので、契約上の問題に熟知している人とか、現場の事故の部分の管理官含めてですよ、わかっている現場責任者それら含めて複数で結構ですから、お願いいたします。

○田中委員長 正副委員長にご一任ください。お願いいたします。引き続き岩名委員お願いします。

○水谷委員 今、岩名委員が言われましたように、富士電機を呼んでいただくのは非常にありがたいと思つていますが、まあ、いろんな意味でですね、県民感情等を察知しますと、非常にこれに携わった一番の責任者というかね、そういう方、前、北川知事もですね、そういう形では是非ともですね、参考としてですね、お聞きしたいんですけどもいかがでしょうか。

○田中委員長 一応、じゃあ、正副委員長にご一任ください。

○水谷委員 はい、分かりました。お願いします。

○田中委員長 岩名委員、引き続きお願いいたします。

○岩名委員 それとですね、私は今回のその事故後の対応についてもね、私は企業庁の対応は非常に悪かったというふうに思います。ひとつの例を言いますとね、これは素人の考えかも分かりませんが、最近タイヤ工場が火事になりまして、その消火もやっぱり水でやってたんですが、結局化学消防車が出勤して泡消火をしたということテレビで

報道しておりました。私はこの爆発の翌日にですね、一向に火勢が衰えない。そういう時期に、副知事からですね、電話が何かの要件でありました。そのときに、あなたどこにおるのやと言つたら、現地におるということだったんで、私はそんなもの水かけててもやね、あの火の勢いを見ていると、これはプラスチックが燃えているんじゃないかと、一般廃棄物やないやないかと、だから、それはそれとしてですね、三重県には四日市には特に化学消防隊がおるんで、泡消火も持つてるんだから、それを呼んだらどうやという話をしたところやね、これがまたやね、結局消防庁に頼んで呼びまして、消防庁から今係官が参りましたというから、係官が来ても火は消えないじゃないかと私は、その場で怒つたわけですがね、それでね、そしてまあ、名古屋から消防車がくるよ。化学消防かと言つたら、普通の消防やと。こういうふうな対応にしてもですね、私は非常になんとなく、その、備えが全然できてないというふうに思えてならないわけでありまして。これはまあひとつ愚痴として聞いてもらいます。

そして、次にですね、今行き先を失つたRDFの処理代金の問題も、これ非常に大きな問題だと私は思うんです。これについて、今日までの状況の中でどの程度の金がかかっているのかを、委員長通じてですね、ひとつ我々にも示していただきたい。これ後で資料としてね、お願いできませんか。

そして、最後にね、松田委員のさっきのご質問に関連してですね、ちょっと私も古い県会議員として申し上げておきたいことがあるんですが、この事業を始めようとしたのは企業庁なのか、環境部なのかというご質問がありましたよね。なんとなく分りにくい答弁であつたように思うんだけど、これはですね、そもそも平成4年に何か新しい方針が出されたという、先ほど報告ありましたが、もうそれ以前から昭和の時代からこれは相当企業庁がですね、熱心にやつたことなんです。私は唯一反対しておりましたので、私のごへも、何となく執拗に企業庁からですね、理解をしてくれという要請がございました。ですから、これは明らかに当時の通産省、通商産業省の外郭団体でありますNEDOがですね、これは厳しくそのまあ売り込んできたひとつの事業であつて、それに乗つた当時の企業庁がですね、これを何とか火力発電事業もなかなか採算が合わなくなつてきているし、電気料の人間をですね、どうしようかというようなかから考えられた事業であることを、ここではっきりと申し上げておきたいと思つます。そういう発想の中で、これは行なわれたことであつて、当時私も議論のひとつとして申し上げたことは、まずは一般廃棄物については市町村の専権事項ではないのかと。それに県がなぜ手を突っ込んでいかなきやならないんだと、ね。こういうですね、やはり役割分担を超えたことをやつたことが、こういう惨事を引き起こす大きな原因になつたんじゃないかと。この辺の原点に立つてですね、私は考えなければいけないし、今後の対応についても考えていってほしいと、このことを申し上げておきたいと思つます。以上。

○芝委員 はい、そいじゃ、質問させていただきたいと思つます。まず、庁長ね、庁長先ほどの答弁の中で、よく出てくるのは、主張すべきは主張して、今後議論していくとか、そういうような部分を受け止めていきたいという、まあある意味では、主体がなしにね、対象の相手をぼかしながらというか、意識しながら、もしくは今後の進展を意識しながらの言葉が非常に多いんです。今までのすべての説明だけど、今回の企業庁の体質と、今回の事故に限らず、今までの体質も含めながら皆さんから全体的に、この委員会からでも県民からも指摘を受けているのは、説明責任がなつてない。このことははっきりいえると思つます。もうひとつは情報公開なつてない。この大きな2点の元に、あると思つます。不信任感。そこところがまず、今回の事故を契機に体質改善ももつていってほしいことに困ると思つてるんだけど、なかなか庁長の口からそんな言葉が出てこない。非常に残念に思つてます。

おそらく、庁長が今いう、主張すべきは主張とか、議論していくとか、どうこうというのは、今後の進展を含めながら時には対象が契約委託先の富士電機であつたり、消火にあつてもらつた消防署関係であつたり、司法当局であるんだらうと、それは推測できますよ。しかし、今ここへ来ればね、さっきからいろいろありますように、企業庁としての責任、もしくは県にもある。その責任は絶対に免れない。これは委員会の恐らく皆さんの思いであろうし、県民の思いであります。

しかし、今言つたように、そこの責任は認めた上でいろんな契約上の問題、いろんな部分の民法上の問題、法律の問題も含めて主張すべきは主張するという、部分でやつてもらわないと、何もかもがですね、同じ感覚の部分でやつてもらつたら困る。だから、私は言いたいのは、説明責任は十分果たし、情報公開もする。そこで、改めて企業庁としての責任は取りますよと、その部分がひとつあつて改めて主張すべきは主張すべきは議論すべきという問題に分けないと、大変なことだと思つますから、まず最初にそこに主張しておきます。

そのなかで、私は今回の一連の部分をですね、大きく3つの形態というような感覚で捉えて、まず、質問をさせていただきたい。そのひとつというのは、先端にひとつの原因があつてそれはすることは大変難しいと、複雑な要素から構成されていると思つますね。事故全体。一連の流れが。その中で、まずひとつはRDFの性状の問題、これがひとつだろう。要するに、6つの施設から出てくる部分の性状の問題、過程の問題、先ほども議論されておりました。これがひとつ。

もうひとつは要するに、契約から、プロポーザルから契約に至って、建設されて、あとの安全管理の部分の問題がひとつ。もうひとつは、いろんな形で発熱して、発酵して発熱したり、爆発したり、発火したりという部分の対処の問題。そこで、けががあったり、死亡があったわけですけども、大きくはこの3つに分けて議論するべきだろうと、私自身は思っておるんです。

その中でまず一番目の部分で、お聞きをしたいのは、RDFの性状の問題。この部分については、県の事故調査特別委員会の方から報告書にも上がっています。それを引用するとね、RDFの形状や水分について県内の製造施設からの報告、報告だけであるけれども、顕著な差は認められないというコメントが出ていますね。ところがきょう、ここに企業庁からね、一連の報告を貰った分については誰が見てもね、顕著な差があると思えやんわけですよ。顕著な差があるとしたか。今は、時間がたった今は例えばこの部分とは6月のデータだろうと思うんですが、6月のデータを元にした調査委員会というか、総論だと思うんですけども、6月の部分も大事でありますよ。大事であるけれども、それも調査委員会なり、企業庁なり、県が行ったデータや検査じゃなしに、それぞれの施設がそれぞれのところへもって行って、それぞれのところのやり方でやったような感覚もあるんです。同じところでやっていませんから。同じ試験槽の中でやってません。そのものでこの調査委員会の検査の総論付けだけでも、少し私は疑問に思っているんです。

それ以前に、ここにも今日報告いただきましたように、去年の12月から既に運び込まれてるなかで、度重なって桑名を始め、各施設に改善要請をかけている。この事実とね、報告とがこれでいいのかという部分。この調査委員会の管轄は県のほうですけどもね、その部分が一番大事な部分であるのに、結論付けは6月の持ってきてもらって、報告してもらったデータをもとに、もう正常で差異なしという部分の結論付けの部分から議論を出発してもいいのかどうかという思いがあるんですよ。この部分について県としてはね調査委員会の報告をどう受け取ってます。これでいいとしているのか、報告は報告ですよ、こんなもの。いや、やっぱり現状に差異があるのかという、そういう認識から。

○長谷川環境部長 7ページのRDF化施設と他県施設とのRDF性状比較ということで、県内の7施設と他県11施設のいわゆる水分、灰分、可燃分、いわゆるTRの基準はクリアされているし、他県のものとは顕著な差は認められないという報告でございますので、要するに、他県でそういう発熱とかいろんな事故が生じていないのに、三重県ではなぜ生じた、起こったのかということに対して、まずRDFの性状を比較したということでございますので、これはこれで意義があると思います。

○芝委員 その比較したデータは一応、何月時点のもの。総論的に。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 市町村のほうのですね、RDF化施設が14年12月前後稼動でございますので、それから以降のものでございます。基本的にその14年度の部分とそれから15年度に入った部分も一応ございますけれども、両方と取っております。

○瀧田企業庁長 私のほう、出したのもですね、12月の23日の発熱の部分がありましたんで、1月ごろはこうでした。桑名広域の部分でも4月の何日にはこのようなところで改善しましたと、そしてきょうも資料として出させてもらっていますけれども、企業庁自体が分析した資料もつけて今はこういう状況でございますと、そういう部分の表を現時点でこう見れば、大体言ったような状況の話の中にあると、こういうことでずっと経過を説明させていただいております。

○芝委員 そうすると、ちょっと整理させてな。12月以降からRDF入ってきている。専門委員会報告としては、去年の12月時点もこの6月時点もすべて一連の部分のデータを見ながら差はないという結論付けになっていると認識していい。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 市町村のほうですね、大体、3カ月に1度くらいしかこのデータというのを残しておらずに済んでたものですから、そのデータをもとに比較をいたしておりますので、必ずしも毎月チェックをしたとかですね、そういう意味合いではございませんので。

○芝委員 ようわからんのやけど。極端なことを言うと、例えばこの写真の16ページのね、桑名のこの製品なんていうのは、非常に誰からも見ても、綿化度というか、粉化度というんですか、この部分は劣ってるんだとこう思ったりして、改善要請をかけてますけどね。これをよく見て、よその他県と一緒に判断したわけやないんではないかと、改善の要請をかけた、よくなってきたある程度のももの6月時点かなんかと思ったんですが、その時点を見て調査委員会は差がないという判断をしたでしょう。以前のものは差はあると考えていいんではないかと。そこをはっきりしてください。まず。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 調査報告書7ページは、あくまでも県内の7施設と他県の11施設を比較をいたしております。その中で見ていただいたら分かりますように、粉化度については他県の施設の。

○芝委員 いつの時期やと聞いておるの、おれは。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 時期的にはその同じような時期で比較しております。

○芝委員 同じような時期。桑名のRDFでもね、去年の12月の部分のデータと今年の6月のデータとは違うと思うんですよ。だから、事故調査委員会っていつのデータをもって調査をしたというの。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 桑名の分については、平成15年の2月のデータでございます。

○芝委員 2月。機械を替える前。替えてから。桑名の。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 一部その機械を入れ替えている時期かなと思います。

○芝委員 ちょっとその、個々、個々それぞれの施設の出したデータの年月が私は把握してないで、分らんのですけども、いずれにしてもね、県下の同じ部分のRDFは、顕著なその差はないと、他県と比べてはないし、県の中でも差はないと、こういうコメントが入っている。ところが今まで以前、企業庁からのコメント等ではですね、以前はそのここに報告あるように、その原形をとどめないもの、崩れてるものもあったりとかですね、いろんな問題が、大いに不良品が含まれてたというコメントがあった。そのときの部分のデータも調査委員会には提出をして、調査委員会はそのときのデータも入手してこんな結論になったかということ、私は聞きたかったんであってね、その観点はどう。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 大体その施設については稼動しました直後といいますか、15年2月前後ですね。その辺のやつを主に調査をいたしておりますので、それで言いますと、今現在のデータと比較したというわけではございません。

○芝委員 ままあしたわけ、今現在の新しい、改善された後の部分でやったというわけじゃないということね。私はその中でね、事故調査委員会の部分のデータは非常にデータ不足、気の毒にデータ不足だったんだと、こう思っておるんですよ。現状はもっともって改善する前の部分というのは、データもって悪くて劣化しとった、悪かったんだらうと思う。そのときの運び込んだものがタンクにあったからねその現実と、いや最近の新しいデータ集めて調査委員会がこれは他と変わりませんよ言った部分とは、まるっきり異なるという思いがあるんで、この部分をきっちり修めやなかんとは思ってはおるんです。これがひとつ。

そのRDFの受け入れ問題。その中で、事故調査委員会がコメントを出してます。委員長はコメントされている中でもね、「関係者から聞き取りの調査等々について、できればしたいけれども、捜査権もなく相手もあること。それから警察消防との関係上、難しいものがある」。それは分かるんですが、そういうことと、いずれにしても関係者間の聞き取りの調査もしたい。委員長要望しとるんです。併せて企業庁には運転時や保管時のデータ提出も求めたい。こういうコメントが載ってます。それから、当然ながら、この調査報告書にも事故前の状況等の詳細なデータが確保されていない。ということなんです。非常に、先ほどからコメントの部分を含めて県の責任にないような部分をいわれるんですけども、調査にまず、この事故調査特別委員会の調査に県としても企業庁としても、十分協力し、データの提出、先ほど言ったように、説明責任と情報開示、これの部分を実行していただけますか。まず、その感覚から聞かしてください。県と企業庁。

○長谷川環境部長 この1カ月足らずの中で、4回委員会を開いてですね、県外の稼動している3施設の実態も調べ、それから実証実験も三重大学や他の企業等でやり、いろんなものを事務局で可能な限りのことをやっております。ただ、おっしゃいますように、委員長の報告にもありましたように、いわゆるデータ、事故前のデータについては日々RDFのいわゆる貯蔵槽への動き、搬入とかいろんな動き、どこのがどのような動きであるとか、量的にとかですね、その当時の湿度とか温度とか、そういうものは客観的に調べられますので、いわゆる吸湿度、吸湿が高まるような夏場でございましたので、どうなっているとかそういうデータはですね、可能な限り全部出して協力しております。ただ、その実態的に事故が起こったときのデータというのは十分なものではないので、最終報告に向けてですね、そのデータを踏まえて究明をきっちり回ると言うことを委員長は述べております。

○瀧田企業庁長 企業庁としてもですね、少しまどろっこい感じになりますが、現場事務所のほうが少し立ち入りができない状態になって、結果としてそういう状況が出づらいつら部分があるかも分かりませんが、基本的には職員ですね、そのときの情報を状況を集めようとして、懸命に取り組んでおります。いろんなご指摘を受けてますので、基本的

には我々の方も調査委員会で明らかにしていただきたい気持ちの方が他よりももっと強うありますので、今後についてはですね、十分対応していけるように努力します。

○芝委員 企業庁、今のコメントよう聞くと、今まで十分協力しなかったと、これから十分協力しますというような解釈でよろしいですか。

○濱田企業庁長 正直言いまして、職員も私がこれ以上して大丈夫かなというぐらいですね、懸命にやっております。そういうな中でなかなか、こう書類として整備されてない部分があったりするのも事実でございます、そのお叱りを被っておりますけれども、協力しようという気持ちはこれは今までと変わりません。

○芝委員 企業庁、ここは、こここそ言うんやったら、気持ちやない、気持ちやない。するか、せんか。出すか、出さんかですよ。もう何日経つとるとおてもんの。整理したいなん、いらんわけですよ。あるものを事実の経過とともに出せばいいんですよ。出されれば、それが調査委員会であろうと、警察だろうが、どこだっていっしょなんですよ。その部分がないから、調査委員会の委員長が敢えてコメントせんなんというここに問題がある。そう思いませんか。

○濱田企業庁長 環境部も十分。

○芝委員 環境部関係ないやろ。

○濱田企業庁長 いや、企業庁自体はそういうつもりでそれを取り組んでおります。

○芝委員 取り組んでおりますし、僕は取り組んでなかったからこんなコメントとかそういうことになっていく。取り組んでください。違いますね。その部分については。

○濱田企業庁長 取り組みます。

○芝委員 はい。それで、今まで、プロポーザルの件とか契約の内容、設計変更とかいろんな部分で、でてきました。当然事故調査委員会の部分も含めてそのほぼ最初の原因、まあ爆発原因、発火原因のこととは行かなくても、大きな原因の部分は絞り込まれたと、こう思っております。その中で、当然、企業庁としてはね、庁長はその説明の節々にプロポーザルだから、委託してるからという部分が、前段に私はあると考えているんですけど、感じ取れるんですけども、しかし、それはあるでしょうけれども、設置者として委託者としての責任、指導、管理。この部分は絶対に責任は免れないと私は思っています。

当然ながら、企業庁の管轄すると言わしている県の責任も逃れられない。その部分においては、契約実行したが知らんが、その部分は別として、まず、企業庁はプロポーザルの選定の部分をした、それから設置している部分の責任。管理者としての責任。指導。能力。いろんな部分での、責任問題は、逃れられないと、こう思っていますね。現場へ直接関係なかったから、責任はないと言わせないと思う。

その中で、事故以来、相当月日が経つわけでありましてけれども、企業庁の中で今回の事故に対して、今いった観点から、責任問題を議論したことはありますか、ありませんか。

○濱田企業庁長 私、それぞれですね、言われとる部分についてはきちっと受け止めるつもりです。自分で評価することではなくてですね。

○芝委員 企業庁長受け止めてじゃなしに、私言っているのは、例えば県にはいろんな問題起これば、県の懲罰規則があります。そのときは当然ながら然るべき機関を開いているような問題を検討します。1回、2回でも。1回でできるときもあれば、2回もあるでしょ。すぐに方向性は定めても実行しない場合もあるでしょう。当然県も聞きますが、企業庁の中でそんな例えば懲罰規定のようなものはあって、それに沿った検討会的なもの、結論はなくてもいいですよ、まだ。そんなものは開かれたか、開かれてないかということを知りたいです。

○濱田企業庁長 聞いておりません。企業庁にですね、として、これが責任があるという部分については当然施設の長としての、これは私の責任に帰属すると思えます。

○芝委員 そこですべては私にあるからというのではなしに、きちっとした懲罰規定あるんですか。ないですか。まず。懲罰規定。

○濱田企業庁長 企業庁の中には。

○芝委員 県に類するの。

○濱田企業庁長 はい、同じような規定がございます。

○芝委員 その中で、事があればね、開かんなん文になつてくるわけでしょう。すべてが対処終わってから開けという文になつても、そこは庁長の判断ですよ。誰がどうかというではなしに、自分ひとりの責任じゃなしに、いろんなことであるものに責任があると思うんです。庁長1人に限らず。まずそこで、いろんな問題、まず、結論出すまでのそういう部分は召集して検討を今からしていく。そこでも情報収集もしていくということの分をすべきだと思うし、併せて、県としてもね、そういう検討に入るべきだと思っているんです。県の懲罰規定にあわしながら。

県民に安心、安全を守るという、前提のための行政でありますから、そこに多大な負の部分があったわけでありまして、当然私はそこに対象になってくると思うんですが、庁の動きと県の動き、その考えをもう一度お聞かせください。

○濱田企業庁長 私は今の時点よりですね、少し、もう少し原因究明の部分とかいうものを待つ状況です。

○芝委員 県は。

○長谷川環境部長 県の場合は企業庁長にあたるのは、当然知事になりますので、総務局が懲罰の所管部門でございますので、当然その旨伝えます。

○芝委員 伝えるというか、まだ開いてないということね、現実には。そういうもんはね、設置してないということですね。

○長谷川環境部長 やってないと思います。わかりません。

○芝委員 でも私は結論的なもの、中身のその議論までにはまず、開くのは知事であるし、設置するのは知事であるし、企業庁においては庁長なんですよ。そこですぐ結論が出るものでもないけれども、やっぱり設置すべきだと、県民に企業庁にもそれなりの管理と指導と行政上の問題の責任はあるということを示すためにも、すべきだと思うんですが、庁長その辺はどうですか。先ほどから、原因究明が先や。それは当然先せんあかん。しかし、まず設置をするということがね、企業庁にも委託責任がある、管理行政指導責任があるということの、まずはいろんな問題他にもあると思うんですが、まずはその明示にもなると思うんですが。そんな考えはありませんか。

○濱田企業庁長 現時点では考えておりません。

○芝委員 はい。それじゃ、いつになったらそんな部分は設置、現時点じゃないということはいつの時点なら、それが可能なんですか。

○濱田企業庁長 今後の原因の究明とかですね、そういう部分をもう少し見極めないと、職員も懸命に我々日々の仕事に、さしてしますので、そういう状況もお汲み取りいただきたいと思っています。

○芝委員 私、事故の処理の仕方には2つあると思うんですよ。すべてが終わってからねいろんな責任問題の部分はきちっとする。そういう形。もうひとつは、事故の原因究明とかいろんな部分をしながら、原因究明を続けながら、やっぱり、その原因究明ができていような体制が立ち上がった中でその実行というか実施はそこだけでも、向かってこういう方針でありますよ。要するに、退路を絶つてという感覚はないけれどもね、青木さん、ちょっと名前を出すと、ちょっと事情はおかしいけども、そんな感覚的なね、話の部分でやっぱりあると思うんですがね。今、青木さんやない、野中さんやっとな。退路を絶つてというのは。失礼しました。

いずれにしてもね、県民から見ても、我々この委員会にしても、議会からしても、県から見ても、県並びに企業庁にならん責任の部分というのは、避けて通れない。この思いはあると思うんです。その責任のどういふものかというのは、これから議論ありますけれども、その部分でやっぱりそんな部分をですね、設置をすると、具体的な議論は先送りにしてくけど、まずは企業庁責任ありますよということは、やっぱりひとつの誠意の部分であるし、また犠牲、今先ほどあったように、遺族の方とか、被害に遭われた方も、患者の方への誠意でもあるし、姿勢やとこう、思うんですけどね、もう一度庁長、じゃあ事故の原因があるで究明するって、それいつ頃になるんですか。

○濱田企業庁長 私としては、やっぱり私以外の部分に関わる問題については、やはり職員の士気の問題もありますので、現在は考えておりません。

○芝委員 士気がどうこうするから、その部分ないというのではなしに、やっぱりね、今は庁長一人の問題だけではなしに、やっぱり全体の信頼を県に対する行政信頼を取り戻すという意味でも、企業庁の英断も私は必要だと、当然ながら、先ほどおっしゃったように、県の部分でも知事でも結論は先になつても設置をして、県にも責任ありますよ

という部分を見せていくのも大事なことでこう思っていますから、もう一度是非再考してほしいと思う。これ以上言っても多分変わりはないと思いますから、再考してほしい。こう思っています。

それで、先ほどから、議論されとるその責任問題の部分でありますけれども、当然ながらまあ、先ほど庁長、先ほどずっとですね、プロポーザルでやりましたよ。委託してますよ。とこの話をしてます。当然そのところは企業庁の責任あるけども、受け入れ側の部分にも大いに問題はあるだろうと、こう思っています。そのところ、責任問題についてはこれはまた、事後の主要的な問題でなしに、警察の捜査権の問題やなしにですね、民法上の問題の責任の追及はこれからなされるなあと思うんですけども。

じゃあ企業庁として、今後、富士電機に対してどういう考えしてる、望んでいくかということをはっきり足を固定しないと、対応は取れないわけですよ。要するに、具体的に言うと、契約上、先ほどから主張されているその契約の問題。委託してますから、変更であろうが、なんであろうがすべて通る。原因は富士電機にあるんだ、だから、裁判をしても民法上に従って、契約の部分の履行を求め、責任を追及していきますよという、姿勢をとるとい部分のはっきり分かれば、それはまたこれからの進行の方法も考えられるし、その辺の部分まず、今の現在のお考えからお聞かせください。

○濱田企業庁長 契約に基づいてですね、きちっとした対応が取るのは当然のことと思っております、それは進むようにします。

○芝委員 契約上の部分を最大限のバイブルとして企業庁は法律、契約上に基づいて然るべき手法に打って出るという解釈でよろしいですね。

○濱田企業庁長 そういう状況しかですね、方法がないときはそうなると思います。

○芝委員 時はとはどういうこと。今、考えはどうなんですかと聞いているんですから、どうしようという方向性を示してください。

○濱田企業庁長 相手が私のほうの主張を今、反対とかいう話でないもんですから、契約はこうなってますね。と、リスク分担はこうなってます。だからこうしてくださいという主張をします。

○芝委員 当然その決断をする前には、相手との交渉があって、その結果次第ということを言われたいと思うんですが、そいじゃ、事故があって今までの分、当然現場での鎮火的な部分ありますけども、当然富士電機との部分の責任者と関係者との話し合いはされてるのが常識だと思っておりますが、何回されて、どんな話をされましたか。

○濱田企業庁長 日々ですね、現場それぞれでやっていますが、場面場面ではそれはできます。たとえばRDFの処理、これするときですね、これはあなたの所の部分ですね。契約こうなってますねえ話ありますが、相対として向き合ってますね、まだ調整した状況にまでは至ってません。

○芝委員 事故の後処理の問題と原因究明と同時進行でやったり併せて、富士電機さんと企業庁との考えの相違、ここを整理して議論をしなくちゃならんということは、やっぱり早急にせならんと思うんですわ。ある意味では、現場ではだんまりで、うちはこうですよ。じゃあ富士電機はそのまま、はいわかりましたといってるはずがないと思うんです。当然反対も異論もあろうと思うんですね。その整理が大変大事になってくる。その中に、そのあとの部分で、然るべき手段が出てくると思うんですがね、おそらく、一般から見ると今までの流れから推測すると、いろんな部分で主張が受け入れられない部分が出てくる、場面ができてくるんだと思うんです。いろんな方でその分ご紹介ください。

○濱田企業庁長 当然そういうふうにするためにはですね、こちらの考え方もきちっと整理をしてですね、法的に。また、法律の専門家の指導も要ります。そういうような意味での準備は当然のことながら、我々やっています。

○芝委員 そういうようなことでなくて、そういう準備をしているという解釈でよろしいですね。法的な整理をしなから。

○濱田企業庁長 当然どの方法をするにしてもですね、その考え方は整理は絶対必要でございますので、そういうことはやっています。

○芝委員 いやいや、考えは当然そうだと思いますが、今最後の部分で、してますということですから、弁護士を入れて弁護士と相談しながら、そういうことを取り掛かったという解釈をしてよろしいですか。

○濱田企業庁長 当然こういう状態になればですね、法的な専門家の指導を仰いでいます。

○芝委員 で、それはそれとしながら、富士電機とは場面場面です話だけであって、例えば、正規にどこでもいいですけども、寄って、この問題どうだという企業庁と富士電機との部分での直接の正式なそういう交渉といましようか、話し合いの場は、正式には開かれてないんですね。場面場面、現場でやるだけという話で。

○濱田企業庁長 全体としての話はないですが、例えば、こないだのように、窓ガラスが割れましたとかですね、近所の方の。そういうような大小あるわけですね。そういった部分についてどうしようかというような、これは当面すぐにやらんん話ですから、そんなものは当然そのたんびにですね、話し合っています、基本的な部分での話はまだでございます。

○芝委員 まあ事故対応、事故処理的なもの、そんなものは当然の話であります、根本に関わる、先ほどから言われている設計変更であったり、契約上の不履行であったり、そんな部分の、大原則の話し合いの部分はね、当然私はもう、あってしかるべきだと思ってるんです。で、その部分を整理しながら当然ここにも報告があって、その上で両者の話し合いがつかなければ、理解を得られなければ、法的手段に出て行く動きがあるんだらうと、こう思っておりますけどもね、ないという、今のところは解釈でします。

それでね、もう一遍、以前からも議論になってました、その議論をするとき、交渉するとき、それから法的裁判に持っていくときね、先ほどずっとでていきますけども、あのRDF施設の先ほど岩名先生の完了行為じゃなしに、引渡しが遅延し延ばしになってましたね、引き渡し、要するに引き受け、要するに完成したという部分での、それはもう既に実施されて、まだないという前の設問のままになっておるんですけども、今もその状態変わりありませんか。

○濱田企業庁長 はいその通りです。

○芝委員 でもその法律上から考えるとね、要するに、すべての運営と設置はプロポーザル、富士電機に任したよと、管理も運転もそうですよ、現物をまだ支障があって受け取ってませんよとなってくると、非常に富士電機の責任というのは重大になってくるわけですよ。重大に。社会的信用も含めながら。で、おそらく、施設の改善とか改修とか、どうこの部分以外に、恐らく今後裁判の争点の中でも今、各7ブロック施設、27、6市町村が費用負担の問題、今特別に支出しているこの費用負担の問題が当然県に持ってもらうべきだと、こういう話が今のところは来てます。県ということはイコール企業庁になっていくだろうと思いますが、その問題もかかってくるからね。早くやっぱり両者が話し合いをすべきだと、おそらく、企業庁側の主張が違う。主張を受けられるところもあるし、富士電機側の言ってることとおそらく食い違いがいっぱい出てくるんだらうと、こう思うんですね。その部分も整理しながらやらなあかんと思うんですけども、早急にそんな場を持つお考えはありませんか。正式なそういう交渉の場。

○濱田企業庁長 これについてはですね、いろんな法的な整理、あるいは手段、とるべき方法、いろいろありますので、そこはちょっと専門家とも相談しながら進めたいと思っています。

○芝委員 整理も大事ですけどね、今先ほど、誰かも言われました。富士電機さんはね、現場の記者会見等々ではそれは頭下げたかは知らん。けれども、正式なところで正式な部分で今の状況からだけ行くと、プロポーザルで取った、あとの運転管理もして、まだまだ引渡しもせずに富士電機のもんすという、法律上のものから考えればね、議会に来て謝ったわけでも、県民見て謝ったわけでも正式なもの何もないわけですよ。そんな部分の指導とか、要請もしてないんですか。そっからまず始まってテーブルにつくというような部分は企業庁から仕掛けやなあかんじゃないですか。そんなお考えありませんか。

○濱田企業庁長 まあ先ほど申しましたように、状況の整理をきちっとした上でですね、これは専門の弁護士もお願いしますので、そこも相談をして進めたいと思います。

○芝委員 この議会でも知事からですね、しあわせプランの部分の説明があって、来年の4月から県民に向けて発表していくか、実施したいと言われましたけれども、この問題がね、解決せずしてそのプランを発表しても、極端なことを言うと、県民は白けますよ。我々でも含めて。早急に庁長、時間がない、それがひとつ。こういう背景。

もうひとつは、各市町村が困ってるって、現状から。時間がないから、整理してどうこうと言われても、ある意味では併行に並列して進行するような形をとっていかないと、いろんなとこにひだり大きくなるばかりじゃないかと思うんですけども、その辺の部分、もっと早急に急がれませんか。

○濱田企業庁長 相手方の訴訟の案件ばかりじゃなくてですね、そういう現実的な対応の方法として対処する方法はないかというのはまた別途考える必要があるとは思っています。

○芝委員 まあ、あまりきょうのところにははっきりした態度は見えませんが、いずれにしても、時間をかければいいという問題でもない。で、とにかく、整理したり取り繕う必要ないわけですから、あったことは事実のままど

こへでも出せばいいし、相手にもぶつけられればいいわけですから、その部分で早急に対応をまずはどうしてほしと、こう思っています。

それから、これは私も先ほど岩名先生から提案がありました。これから、実況見分とかいろいろな分についての確認の問題、おそらく富士電機を呼んで、富士電機さんを参考に招致したとすれば、いろんな部分で意見の、考え方とか、意見の食い違いが出てくるかと思うんですね。もう一点は例えば消火の方法とかいろいろな部分も含め、先ほど萩野さんからありましたけれど、燃えているところ上へ登ってもという話もあったりするので、現場ですと、最終的にこの今のような契約上の問題もありますけれども、一連の去年の12月以降からずっと起こってきて、現場の部分で、いろんな部分、性状についても後の高熱になってきた、発火したいろんな部分を含めながら、一番現場で責任を持って指揮したしたのは富士電機側か、庁側か誰なんですか。そこは。

○濱田企業庁長 日々の具体的な作業は富士電機にやってもらっています。

○芝委員 いやいや、日々の作業じゃなしに、性状あかんよ、桑名さん直しなさいよ、どこどこ直しなさいよ、というような部分で、最終的に指示を出している。決定している。それから去年12月の分でも、発熱があった部分、それからその後の部分でも含めてですね、いろんなその現場、そのときそのときの場面での決定を下している、その最終決定者は庁が下したんですか、富士電機が下したんですか。

○濱田企業庁長 内容によって異なりますが、入口までの部分は例えば、RDFの搬入にかかるような話については富士電機のほうから私の方へ話がありました。そういう話も受けてですね、そしてもちろん現物を見た上で先ほどのような取り組みをやってきたと。その結果が、まあ4月ぐらいにかなり改善された、こういうことでございます。

○芝委員 それは性状の話ですな。その後の、いろいろ去年の12月から高温とか発熱とか、発火してます部分ですね。そうすると対応します。その部分の最終的な指揮者は誰だった。どっち側だったんですか。

○濱田企業庁長 そっからの管理運営の部分については富士電機にやってもらっています。

○田中委員長 管理、聞いてへんやろ。まあまあ、芝委員。すみません。

○芝委員 普段の管理運営じゃなしに、発熱した。そいじゃあ、消火でしろ。消防署へ連絡しろとか、いろんな部分の作業ありますね、その非常事態に対する指揮、最終決定者はどっちがしたのかということを知っておるんです。

○濱田企業庁長 その時点までは富士電機のほうで。

○芝委員 その時点というのは。

○濱田企業庁長 その事故のおこる部分ですね。

○芝委員 はい、までは。

○濱田企業庁長 そこまでは富士電機のほうですと、こういう消火をやる、そういうような格好で掻き出し作業をすとか、消火をすとか、そういう話は具体的にはしてありました。で、我々の方もですね、現場のものがおりますから、部分部分の相談はあったことはあります。ただ、先ほどどなたか、お尋ねありました、消火のときの決定の話の中にあつたか、なかったかという話の部分なんかはですね、その部分は聞いてなかったと。それ私、もう仕方ない、事実行為ですと、確認できてることをお話ししていただいています。

○芝委員 よく分からんけど。まあその報告があつたか、それが決定したかどうかという判断も、今後の難しいことだと思うんですけど、その辺も私は矛盾すると思うんです。プロポーザルで移管もしている。移管して、すべて富士電機です。まだ現物も完了しません、受け取ってませんというんだら、まるっきり企業庁、形だけですべて後の消火活動も全部富士電機だと言うと、そこで企業庁も入っているわけでしょう。そこら辺の部分の矛盾というのはどう考えとるんですかね。

○濱田企業庁長 現場にはですね、人も張り付けて日々の行為、連絡なり連携なりのものは、必要な部分は取ってますし、それから、資格で仕事をしている部分もありますので、例えば、電気主任技術者であるとか、ボイラータービンの技術者であるとか、そんなような業務は当然個別にはあるにはあります。ただ、運営管理一式については委託をするという話の中で、まあお願いする体制がプロポーザルの体制でございます。

○芝委員 庁長、例えば先ほど富士電機さんの関係者の参考招致という話もありましたけど、現場の消火活動とか対応の部分について、現場で責任者がおった、庁長、庁からも出向しとったというのは、そういう現場の責任者当時の部分、爆発当時の部分を含めてやっぱり参考人として出られる状態にありますか。行政から正式要請があれば。

○濱田企業庁長 難しいんじゃないかと思えます。

○芝委員 どういう意味で難しいんでしょう。

○濱田企業庁長 現在警察の、私も詳しくはあれませんが、いろいろ聞き取りが始まっております。

○芝委員 そういうやろと思ったんですけど、警察当局としては、私も直接聞いたわけではないんですけども、聞いてもらうことには一向に捜査に支障はないし、やぶさかではないというコメントもあるみたいですが。それは濱田庁長が鑑測の部分とか推測の部分を行先した部分で言っていることだと思うんですが。その部分は警察がいいといたら、別に問題はないんですか。そんだけのことでしょ。だから、基本的に、現場での富士電機とのやり取りがどうこうという部分も、今後参考人招致したら富士電機からのもの、我々も聞きますよ。一方的な話になってないから、おつた庁の現場の責任者、庁長おつたわけじゃないですから、一緒に出てほしいなと思ってるんですが。それが不可能というのは、警察のその捜査上の問題だけというのだったら、警察が捜査上の問題がなければ出てきてもらえる可能性はあるわけですね。庁長としても、了解いただけますわね。

○濱田企業庁長 まあ、私としては今の部分、まあ内容によりけりだと思えますが、例えば今言ったようなですね、消火の話云々なんかの話はこれはどうなのかなという気がします。それで、まあ、現場、例えば富士電機の責任者も今入院しています。それから、そういう意味でメンタル的な部分を随分強うございます。だから、聞かれる内容にもよると思えますが、私としてはできるだけ避けたいというのが気持ちです。

○芝委員 はい、これ以上議論をしとって平行線になると思いますが、いずれにしても私もがね、委員会ではっきりしていきたいというのは、今も申し上げましたように、爆発事故に至った原因を多岐にあるだろうと。その部分のカチッとすること。それから爆発を起こしたり、発火したときのその対応がよかったのかどうか、これは当然、司法当局の分のまあ辞めときますけども、そこ部分にもやっぱり我々は目を向けなきゃならないと思ってますし、果たして白紙の状態、先ほど誰かもしわれましたけど、白紙の状態、そいじゃあ西場先生もいわれたようにね。まるっきりこのシステム全体を、自体を灰にするのか、いや、安全構築ができて、二重にも三重にもできて、さらに再度立ち上がりしよかという部分も含めながらね、やっぱりこの委員会でもいろんな部分の考えをまとめなくてはならないと思ってますから、いろんな意見が必要だと、こう思っていますんでね。とにかく、説明責任と情報開示、それから捜査上の問題については、私は問題ないと思って、思っておりますんでね、その辺の協力がたまたま庁長のほうもよろしくお願ひしたいと、まずきょうは以上です。

○田中委員長 山本委員、お願いします。

○山本委員 いろいろ庁長のお話を聞いていくと、なかなかなか、こう、だんだんこう、富士電さんに、富士電さんにといいことで、何でも意味では契約上で富士電さんにといいような形で、どんどんこう受け止めていくわけですけども、実際それは富士電さんが出てきたら、これまた両方の意見を聞いてみたら、こういうところもやっぱり食い違いあつたかという話にもなっていくんじゃないかと思うんで、まあ、出てこられる出てこられないはあれですけども、楽しみにさせていただきたいと思うんですけど。

まず、あのね、今の何回でもお聞きするけど、やっぱり責任の問題ですけど、なんかそういうことについては、善処しながら考えていきたいとか、いろいろ答弁はされるんですけど、今回、7名の死傷者が出る、犠牲者が出ましたが、7名で亡くなられた方とそれからけがされた方が出ましたよね。そういう面で、こういうような大きな事故に発生をしたことについて、じゃあ企業庁なり県としては責任を感じてみえるのか、感じてみえないのかちょっとそれだけ、どっかで結構でございますけれども、真ん中の話はいりませんけれど、ちょっとお聞きしますわ。

○濱田企業庁長 企業庁のこれが責任だというふうに、それぞれが判断されたことについては、私本当に受け止めますし、施設の長としてですね、今の状態、いろんな発言が難しいございますけれども、私個人は非常に厳しいものを自分に課しています。

○山本委員 厳しいものを感じるとするのは、ちょっと分かりにくいんですけど、いや、責任を感じとんのか、感じとらんのかちょっとお聞きしますわ。

○濱田企業庁長 その部分については、今そういう意味での原因究明をきちっとやってもらってますので、その及ぼす話がありますので、私、そういう言い方をしておりますんで、施設の長としての企業庁長としての立場というの

は、もし企業庁にかかる責任分野については私が全面的に当然受け止める立場にあると、そういう意味では私自身は日々、本当に厳しく受け止めて行動しています。

○山本委員 7名のこの死傷者が出ましたんやからさ、ね、いろいろ結果はそれはいつかは出るかは分かりませんが、今そういう7名の皆さん方のいろいろそういう犠牲者があって今日があるということを考えたとき、あなたは責任を感じますか、感じませんか。

○濱田企業庁長 今まで言ったように、この施設、県が企業庁が設立する敷地で起こった事故でございますし、直接的な従事というよりは消防という形の中で起こった犠牲でございますので、そういう意味では非常に通常でないものを感じます。

○山本委員 それはその辺にしておいてね、それじゃあ、プロポーザル方式について、ちょっと私はね前もお話をさせていただきましたように、ここへ至った経過というのはなかなかやっぱり、僕もいまい腹に入らんわけですけど、特に先ほど誰かお話がございましたように、まるで、実績のないここにこう落ち着いたという面、ここへ決まったということでは、大分私もある意味では理解をし難いところがまずあるんですけど、まず、1点目は先ほどかいろいろお話がございましたように、4つのタンクの構想があって、それを1つの大きなタンクにしたということ、いろいろ経過説明はありましたけれど、それについて、例えば企業庁として、4つはあったんやけどやっぱり1つにした方がよかったとか、やっぱりあれは4つにやとくべきやったかなという、そんなところちょっとお伺いします。

○濱田企業庁長 技術的な検証は、私のところではちょっとできませんが、集中して大きなタンクと小さいタンクの差は、こういうふうな事故が起こったときに、たとえば取り出しの作業であるとか、そういった部分については大いに差があるなど、これは作業しとるときの実感としてはまあ皆さんも含めてですね、お持ちじゃないのかなと思います。私もそのように感じます。ただ技術的な差がどうかということについては、まだ私がこうだという検証は言えません。

○山本委員 4つの方がよかったなあとというような気持ちが多分にあるんやと、こうやって私は理解させていただきまうけど、これもやっぱり最初のプロポーザル方式の中の富士電の提案の中にもありますように、4つということて来ましたからね、それをいつのまにか知らんけど、1つに変わったと言うことで、少しこう不信はあるわけですけども。

それとね、RDFの今の貯蔵の施設について、現在はどうやってなってますの。あのタンクのなかに2,000トンはあるでいいんですけど、それ以外にはどんだけ貯蔵をできる能力をもっています。

○濱田企業庁長 基本的には、あそこ以外は少し倉庫的なものはありますが、基本的な部分では貯蔵施設じゃございませんので、いろいろな作業をするときにというための施設でございますから、2,000トンのところが、貯蔵。あとはまあ、貯槽としてですね、次もう燃やす直前のところの、あれはまあ貯蔵槽とは、言えないと思います。

○山本委員 契約書の中にはさ、1カ月は富士電機の敷地のところで貯蔵できる施設を持つと書いてありますんや。それはどうですか。

○濱田企業庁長 プロポーザルの時にですね、発電なんかが停止したとかあるいは定期修理とかですね、そういった部分のときにどうするんだという話に対して、富士電機の方でカバーできますわというような趣旨の、プロポーザルのときの発言もありましたし、記載されたものもあったと記憶しています。

○山本委員 それじゃあ、現在はその不測の事態があったときの貯蔵している場所というのが、富士電機は持つとるんですか、持つとらんのですか。

○濱田企業庁長 それが富士電機として契約して借りた四日市の倉庫であるとか、鈴鹿の倉庫ということになります。

○山本委員 それどれぐらいあります。

○濱田企業庁長 量に合わせてですが、鈴鹿のやつはもう全部運び終わりましたので、ありません。四日市が。

○山本委員 能力です、能力。能力いうんです。能力。鈴鹿と四日市で見て能力。

○濱田企業庁長 一番最高が入ったときで、2,300と思います。

○山本委員 ここには当初はさ、契約の中では1カ月程度は不測の事態に対応できると思うんやけど、今聞いたら、2,300トンやったら、例えば1日200トンやから、30日やから6,000トン保管する場所がなければならぬに、それはどう思いますか。

○濱田企業庁長 そういう状況になったらですね、施設を拡充して確保してもらえないと思います。仮倉庫です。専用施設ではありません。

○山本委員 今回のようにして、こういうなったときには、当然その施設を使って6,000トンは保管はしてあかんわけですわ。それがなくていいですやんか。だから、これ契約は、当初の契約からどンドン、どンドンこうやって後退していつおるんですわ。変わってつとるんですわ。それともひとつは、燃焼。僕はここでね、まず富士電機がなぜ実績がないかというのが不思議に思うのは、発電機はいわゆる自分とこが専門ですわ。それからいわゆる燃焼装置ね、それとやっぱり貯蔵槽、これ3つを分けていくと、燃焼槽においてはフラフの、前言いましたように、RDFのこのここにも、1ページにこれございましたように、フラフのRDFの燃焼施設、これがやっぱりE提案の中で外国でも採用されて、日本でも実証実験が行なわれとると、書いてあるわけですわ。これがやっぱり最終的にはこの、僕はE案に行ったんやないかこう、思つとるんですよ。ほんじゃ、富士電はこのフラフの燃焼装置を国内どこかで現実的にやとるんですか。

○小林総括マネージャー 現実的な話でございますけれども、フォスターウィーラー社というの、部分が入ったります。で、国内にも他にはあるというのは聞いておりますが、まあ私、現実的にはどこにあるか、分かりませんけれども、あると聞いております。

○山本委員 燃焼施設をですね、例えば、外国のええもんを持ってきてここへ据えるというようなことだけではあかんのですわ。それでまた、富士電機も自社でそういうような燃焼のデータがあるということであれば、またあれですけど。今、どこにあるか分からん、何なにがわからんって、こんなことね、まずこの、燃焼装置についてこういう具合に選定が至ったというのは、僕はちょっと不思議でたまらんわけですわ。まずね、それから今度はタンクについてもどうですか。当初はですね、おそらく4基あって、僕は当初のタンクの4基がどういう構想かということ聞きかかったんやけど、例えば北海道の牧草のサイロぐらいのもってきとったかも分らんのですけど、まず、そんなものを持ってきたら、だから北海道の牧草のサイロでもですね、やっぱりあれは穀物を入れたり、乾燥を入れたり、草を入れるわけですから、いわゆるその温度の管理をしたり、それからそのためにはやっぱり施設を持つとるわけですけども、そういうにはいろいろこう、いくとですね、その、発電の燃焼装置すらそうやってよから買って持ってきて自分とこでも、実証の実験がしてない。それからこの、タンクについても今回大きな問題になった。ずっとこう3ついくと、得意なところは発電機の装置しかないわけです。そういうものをね、今回やっぱり選んでしまった、これはやっぱり僕は県なり、それからなんですかね、選考の審査委員の皆さん方についても、僕は多分やっぱり責任があるんじゃないかと思えます。

ですから審査委員さん、審査員の皆さん方にはね、そういうわけにはいきませんからあれですけど、やっぱり県はそういう面から見たら、発電その今回の施設については、多分このよそから借りたものを引っ付けて装置を造ったような気持ちがするわけですけども、そういうものを造ったということが今回の事故の原因にも、一部で繋がってきたんやないかと思えますよ。そんなことを私は少し分析したときに、企業庁さんのそのなんですかね、考え方をちょっとお聞きします。

○濱田企業庁長 そのことが直接的に事故の原因と結びついたかどうかというのは、ちょっと私にはお答えがちょっとできません。そこらの部分について、ただ、外国製のもんでもですね、そういうものを取り入れて、それを技術者なんかを雇い入れて、することはよくある手法ではないのかなと。当時はそういう話がされとったような記憶はあるんですが、まあ、いろんなところと組んでやられることがよくある仕事の処方だと思えます。

○山本委員 私はね、一つ一つのことを言うんやなしに、そういうようなある面では施設を引っ付けたようなものを、今回選ばれたということについて、私のこの思いというのかね、理解をしているそういう考え方について、庁長さんどんなお考えをもってみえますか。

○濱田企業庁長 山本委員を説得するだけの意見は持ち合わせておりません。すいません。

○山本委員 それとね、もう一つだけ。朝から話に出ましたな。取り壊しのタンクの費用ね、庁長さんはふわつと言われたので、なかなか理解しにくいんやけど。要は取り壊しのタンクの費用というのは、契約に基づいて富士電さんが払うということで、理解していいんですか。

○濱田企業庁長 具体的な部分は契約書に従って判断しますということで、今はちょっと止めておきたいと思えます。取り壊しだけじゃなくて、あとの建設の部分であるとか、さまざまところにまで影響を及ぼすと思えます。

○藤田副委員長 1件だけ、私も質問させていただきます。いろいろとさまざまな事故の原因があるわけでありまして。かなり審議されたと思えますけどね。やはり、その原因の明確化、そういうものをちゃんとしないと、原因究明というものがしっかりできないと私は思えます。

その中で、委員の皆さん方がさまざまご質問されていることと関連するんですけど、やっぱり三重県が別に不当な責任を負う必要もないし、しかしとってですね、責任転嫁をするということはいけません。そういう原点に立ってですね、進めていかなければ方向性でないと思えますよ。

そこでね、この前の9月の5日にね、資料いただきました。契約のところ、この資料の7ページ。RDF運営協議会理事会決議というところで、7ページのところにね、この注意義務というのがあるんですね。三重県のところですね、真っ白なんですよ。企業庁、ここ大きな問題だと僕は思うんですね。一番後ろ、大分と前の資料ですけど、概略版いただきましたよね。企業庁と市町村の役割分担、こういう資料でいただきました。これはね、これから責任の明確化という意味でね、どうしても僕は尋ねていかなければいけないと思えますよ。

企業庁見てくれましたこの資料。企業庁と市町村の役割分担。注意義務のところ、市町村のほうはですね、平成13年11月22日、RDF運営協議会技術部会で協議したRDF搬入条件を遵守すると。年間4回云々って書いてあるんですよ。三重県の方がこれ真っ白なんですよ。これはなんか意図はあるんですか。まず、お尋ねしたいと思えます。

○田中委員長 資料分かりました。資料。9月5日に配布された企業庁からの、9月5日の日の委員会のときに配布された資料、説明資料。お手元、その7ページ。

○藤田副委員長 県の方が真っ白なんですよ。

○田中委員長 企業庁ですね。

○藤田副委員長 ああ、企業庁の方が、分かりました。これはなんか意図があるのか、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

○濱田企業庁長 いろいろあったと思えます。県の方もいろいろ、契約書的な部分にはですね、いろいろ書いてあるんですが、ここは、この市町村が持つてくる議論があったときの、3回の議論ありましたね。3月に1回、もっていきますよと。言うあの話のときの注意義務のところだけこへ載せたと思えます。それ以上の意図はございません。

○藤田副委員長 富士電機との契約のこの咀嚼版じゃなくて、本文ですか。そのね、202ページに注意義務というのがあるんですよ。こっち側のほうの202ページ。企業庁、これ見ていただきたいんですけども、ここには4条の1項に、まあ、乙とは、企業庁は当該事業の履行にあたっては善良な管理者として、注意義務をもって遂行しなければいけないというような、4条1項ということがはっきり明快に書いてあるんですよ。4条1項。分かってくれました。そのようなやっぱり県が注意義務を、善良な注意義務というか、管理者としての注意義務をちゃんと遵守しなさいというようなことを書いてあるんですよ。そういうのを書いてあるにも関わらず、ここに真っ白というのは、どうも僕はおかしいんじゃないかなと思えますよ。この辺ちょっと説明いただきたいんですよ。

○濱田企業庁長 その点については、申しわけありません。そういう意図ではなかったんですけど、原文をつけたほうがよかったですか分かりません。

○藤田副委員長 そういうことがね、僕はね、やっぱり責任というものを追及するというより、明快にしていこうということが原因究明になるわけですよ。ここだけこの書いてあると、市町村にどうも性状の問題なんかでもね、誘導するというような形に取れても仕方ないですよ。やはり両方ちゃんとそれを管理していく義務があるということの中で、本質論を明快にしていかなければですね、芝先生もいわれたように、責任問題をはっきり認めたらうてやはり相手の契約問題もすべてそういうものを究明していかないと、やはりこういう形で、正に我々議員に配る咀嚼版がこんな形であるということは、これけしからんことやなと僕は思うんですけどね。

○濱田企業庁長 きょうお渡しした説明資料の14ページに、少しこのところがもう一度再掲させていただきます。ちょっと説明が足りなかったと思えます。きょう、企業庁版の14ページでございます。これをもうちょっと

きちっと書くということですね、前は非常に粗雑に書いてありましたんで、全体に。その中では4条を1項、2項、3項、全部あげさせていただきます、乙（企業庁は～）という表現もさせていただきます。

今回ですね、市町村のあれを全部集大成して、整理しなおしなさいという話の中で、そういう部分がもうちょっときちっとなるようにというような意味合いで。

○藤田副委員長 はい、是非ねこういうものが9月5日に出て、きょう資料が出て、というような形ですよ。ですからね、やっぱり責任を明確化してですね、そこでやっぱり原因究明をしていくということ、やっぱり現地に立ってやっていただきたい。そういう意味で、大きな基本的な問題、そういう本質論がすぐこのRDFのこの事故の原因に繋がっているような、私は気がいたんですよ。

技術的な問題、システムの問題、そしてさまざまな問題ありますけどね、それは整理しながらやっていただかなければなかなかこれ、次の方針を出さないと、市町村のそういうごみの問題とかあるいはさまざまな問題がこれから山積してある中でね、もっとそういう明確な追求の仕方ができるようなことを是非これからもどんでんやっていたいただければ、本当に同じことがこの中でぐるぐる回るだけで、次へ進まないと思えますので、そういうものをちょっと指摘をするという意味で、質問させていただきます。是非そこら辺だけはしっかりやってください。

○田中委員長 他、ご質疑ございませんでしょうか。すいません1点だけ。すいません。よろしいですか。ちょっと議論をお伺いさせていただいておまして、根本的な部分で1点だけ、改めて確認させていただきたいなと思っております。

お盆過ぎに、8月19日でしたですか、死亡事故がありました、ずっとさかのぼっていくと、去年の12月、発熱が起こったというのが一番顕著な例で、それが発端なんだろうと思えます。そのときにどういうふうな対応をしておったか、このことが事故に繋がった、いや、事故を未然に防げたということが読み取れるんじゃないかと、このように思えますので、確認させていただきたいのですが。

12月の23日だったかと思えますが、貯蔵槽に熱を帯びている。これ、発見したのはどなたやったんだろう。貯蔵槽、熱があるよと発見したのは、どうぞ。

○濱田企業庁長 富士電機が点検に回って行って、発見したと。こういう報告がありました。

○田中委員長 それはどこへ報告があったの。

○濱田企業庁長 現地の駐在やね。

○田中委員長 現地の。

○濱田企業庁長 企業庁の現地駐在へも連絡はありました。

○田中委員長 富士電機から企業庁の現地駐在。そのこと、企業庁が聞いたのはいつ。聞いてない。聞いている。

○濱田企業庁長 ええとですね、この22ページに記載させていただいていますが。

○田中委員長 どの22ページ。

○濱田企業庁長 きょうお配りした22ページの上から2段目のところでございます。12月23日に富士電機から県担当者にあったのはその日の6時ごろでございます。

○田中委員長 新聞にはさ、あつごめん。この資料では11時30分に発見されて、6時に県の担当者というのは現地の担当者のことなの。それとも、こちら津での。

○濱田企業庁長 この日は休日、23日は休日。休日でしたんで、本庁の担当の職員のところへ連絡が入ったと思えます。

○田中委員長 が、6時ごろ。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 はい。で、それを受けた人はどのように対応したの。

○濱田企業庁長 この発熱があったという話で、(燃えてきるとかそんな話あった。)状況としては熱が出てきたという話があって、それを監視してますわということであったと思います。

○田中委員長 じゃあそれを取り出して水をかけよといったのは誰なの。かけてもいいですね、とか。例えばかけるとか、勝手にかけたよとか。誰かが意思決定してこんことには水かけてないですわな。ごまかさんといってくださいな。

○濱田企業庁長 ごまかすつもりはありません。その頃のRDFの管理自体は富士電機がやってくれてまして、監視点検してそして、状況がこういうことだという報告があったということです。それから。

○田中委員長 企業庁の現地の担当者にあったんですね。

○濱田企業庁長 現地というなら、その日は休みでしたんで。

○田中委員長 だれもいなかったの。

○濱田企業庁長 ええ、現地はおりません。休日はおりません。

○濱田企業庁長 ほして、その連絡が本庁の担当の方へ入ってきました。

○田中委員長 本庁の担当のとこへ。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 本庁は休みじゃなかったの。

○濱田企業庁長 いや、携帯電話。携帯電話です。

○田中委員長 現地を飛ばして、その本庁のご担当者のところへ電話、あったんや。それを受けた本庁の担当者はどういふふうに対応したの。だれが受けてくれたん。そのほうが早いわ。その人に伺った方が早いやから。

○濱田企業庁長 きちっとした記録がここに、手元ありませんので、お届けします。

○田中委員長 事故が8月の19日に起こって、それからですね、事故原因を突き止めて、県民の信頼を回復せんなんということを私たちは、県も企業庁もでしょうし、議会もでしょうし、環境部もだと思ふの。それを今、ちゃんとした資料ないとか、詳しいことはうる覚えやとか、そういうことで本当に濱田さん、あなたは事故の原因を究明しようという、それ姿勢なんやろか。

はい、それちょっとお待ちください。それ、資料すぐ出しますで、びゅっと出してきて、質問にトン、トン、トンとこたえられな、あかんのじゃない。どうぞ。

○濱田企業庁長 この22ページにですね、まあなるべくそのような意味合いで。

○田中委員長 じゃあだから私は聞いとんのや。22ページでは分からんから。だれがいつ受けたんやって分からんから、聞いとんのや。どう対応したんやって。誰が水かけよと言ったの。かけてもいいという許可、だれが与えたの。だれが新聞記者に対して、操業に危険性はないと言ったの。

次回の委員会までに、詳しく提出をお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。

【委員協議】

1. 次回の開催について

正副委員長一任。

なお、調査事項については、富士電機を呼んでの参考人招致

2. その他

【閉会の宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月19日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019201

問い合わせ先: 県議会事務局

電話:059-224-2877/ファクス:059-229-1931/E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年9月29日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成15年9月29日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成15年9月29日(月) 自 10:00 ~ 至 12:00

会議室 第601特別委員会室

出席委員 15名

委員長 田中 覚 君

副委員長 藤田 正美 君

委員 日沖 正信 君

委員 松田 直久 君

委員 水谷 隆 君

委員 芝 博一 君

委員 三谷 哲央 君

委員 貝増 吉郎 君

委員 木田 久圭一 君

委員 山本 勝 君

委員 西塚 宗郎 君

委員 萩野 虔一 君

委員 西場 信行 君

委員 岩名 秀樹 君

委員 永田 正巳 君

欠席委員 1名

委員 岡部 栄樹 君

出席者

矢内 銀次郎 富士電機(株)環境システム本部長

真中 浩 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクトGM

佐々木 英雄 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクト

羽部 徹夫 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクト

赤松 和彦 富士電機(株)環境システム事業部 担当部長

三宅 雅人 富士電機(株)法務・知的財産権部 参与

山口 和男 富士電機(株)中部支社 副支社長

加藤 光彦 富士電機(株)中部支社 公共営業第2部環境システム課 担当課長

福留 巧 富士電機システムズ(株)中部支社ソリューション&サービス営業部 部長

松村 寿則 富士電機システムズ(株)中部支社

傍聴議員 2名

県政記者クラブ加入記者 18名

傍聴者 10名

議題又は協議事項

1 RDF貯蔵槽の事故に関する事について

2 委員協議

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

1 RDF貯蔵槽の事故に関する事について

(1) 質疑・応答

○三谷委員 新政みえの三谷です。新政みえを代表いたしましていくつかの質問をさせていただきますので、お願いいたします。ただ限られた時間でございますので、ご答弁の方はできるだけ完結、明瞭をお願い申し上げます。それでは時間もありませんので、一つずつお願いします。

まず最初にRDFの性状についてお伺いをいたします。

富士電機さんはRDFに関してプロポーザルに参加されるときに、県からRDFとはどういふものであるかについてどのような説明がありましたか。まず一つ。それから御社独自でRDFそのものの研究というかそういうものは行なわなかったのか。RDFの性状も知らずして、設計とか施行が本当にできるのかというふうなご批判もあるわけですので、そのあたりのご認識はどうなっておられるのかということ、それから12月の23日に発熱してから、RDFが発熱発熱するということがお分かりになったと思うのがその後どのような作業をしてみえるか、まずはそこからお願いいたします。

○福留参考人 契約前に公募時にRDFに関する説明があったかということに関しては、サンプルの提示がございまして、安定度の性状、三重県企業庁で実施されたサンプルテストの結果データの提示がございました。それから研究する気だったか、またはどういう体制で望んだかということですけども、現実的に富士電機もこういう技術にしまして興味をもちましたけれども、その当時の技術として富士電機では不十分とそういう判断の元に、RDFの燃焼経験のあるフォスターウィラーというボイラー会社といっしょになって、本件の対応にあたりました。

次の質問に関しましては、真中の方から答えさせていただきます。

○真中参考人 設計施工に関してどう調べたかという質問、当時我々の知り得るRDFというものについてはNEDOと三重県企業庁殿とNEDOによって調査されたRDFについての調査書があり、それを我々入手いたしまして、それに基づいて設計方法を進めさせていただきました。

また、プロポーザル以後我々が設計試作する際、三重県におけるRDFのサンプル、成分のサンプルについては企業庁のほうから入手し、反映させていただいております。その際、具体的には長期保管がきく、におわない、発熱しない、及び形状が硬くクレヨン状であるということを確認させていただき、また、サンプルの見る限りそういう状況でございました。

12月以降の件についてご説明させていただきます。12月下旬から1月にかけてRDFサイロ内の発熱発火物、これについて私も自己消火において全量約2,000トン入っていたRDFを全量排出し、鎮火をさせておりますが、このRDFの発熱の原因については我々がまだ正式な回答はできませんが、その当時、発熱から化学的变化で発熱に至ったものであろうという予測はさせていただきます。しかし、この最終判断については調査委員会のほうの結果に委ねさせていただきたいと考えております。

そこで、その全部を鎮火した以降、我々は次の対策を講じております。一つはRDFが再度熱をもった場合、即、早く排出するような方法ですけども、まず熱をもった場合どうチェックするかという、サイロの下部にエスケープ側、全周状に12個の温度計、そして内部にコーン、センターコーンというのがございますけれども、センターコーンからサイド側に6個の温度計をつけて、その温度計を自動的に計測し、監視させていただいております。また、上部から監視するという、内部に人が入ったりすることも考慮し、COの計測、一酸化炭素の計測を継続して行っております。

問題は、じゃあそれでよかったのかということでございますけれども、当時、失礼しました。一つ説明が抜けてございました。その後、大量にRDFをサイロ内に貯蔵することを避け、何らかの温度の異常があった場合、早急に排出するように、400トンから600トンのRDFで運用を継続しておりました。以上でございます。

○三谷委員 RDFが排出できるような体制にしたということに関してはまた後で質問をさせていただきたいと思っております。

そうするとですね、当初県が提出したサンプルのRDFでは、発酵発熱はしないという、そういう認識で設計をされたということなんですか。

○真中参考人 そのとおりでございます。

○三谷委員 次、質問させていただきます。県の説明によればプロポーザル時に、建設から管理まで一貫して富士電機にお願いしているという、そのあたりはどうなんでしょうか。

○山口参考人 はい、間違いありません。

○三谷委員 そうしますとね、未だ富士電機から施設の引き渡しを県は受けておりません。これの要因というのは何かというのを一つお伺いしたいのと、それからそういうことを考えますと施設の管理責任は契約上も、現状から考えても、一義的にはすべて富士電機にあるというふうに考えても間違いありませんか。

○山口参考人 まずはプロポーザルということでですね、今回の発注方式はされております。プロポーザルというのは、私どもは発注者から与えられた条件のもとで具体的な設計施工、それから管理運営を提案、それから受注側はそれに基づいて運用を行うというふうになると思っております。

従来の発注方式というのは両者の協議でそれぞれの仕様を決めておりますけれども、プロポーザル方式で特に重要なのは、その当初の発注の条件をより明確にすること、あるいはその途中の段階で変更のある場合には、それを明確にして受注者側に与えるということ、これがより重要であるとともに、この決定が大切だと認識しております。

それから、まだ、引き渡しから行われてないという見解につきましては、真中の方から説明をさせていただきませう。

○真中参考人 これにはちょっと経緯がございます。

○田中委員長 簡単にお願いします。

○真中参考人 12月1日企業庁殿は稼働を発表いたしました。しかし、実態は我々は1号のボイラー、1缶のボイラーがやっと火入れを完了し、RDFの燃焼に入るという状態が12月1日の状態で、稼働ということは我々はやれない状況でございました。その裏にはダイオキシン規制の云々というお話があったというふうに思いますが、実態はそういうことでございます。

全部の試運転が終わりましたのは、今年の3月20日。そして、4月29日に電気事業法に基づく安全管理、自主検査というんです、安全管理自主検査を完了し、そこではじめて引き渡し、引き渡し条件が整ったということになります。ですから、3月20日までは少なくともあれだけの規模のプラントですから、多くの調整事項がございます。ボイラーの燃焼においても、タービンの負荷遮断においてもいろんな電気装置制御の調整事項がございます、その間におけるトラブルは調整試運転における調整事項と我々は理解しております。その辺が12月1日に稼働して、調整試運転によるトラブルを運転中のトラブルと捉えられますと確かに企業庁さんとしては受け取れないという理解になるのではないかと思います、我々は調整試運転内のトラブルと理解しております。以上です。

○三谷委員 そうしますと、3月20日までの色々な一連のトラブルというのは、それは事故等ではなくて、あくまでも試運転上の調整事項だというのが富士電機の見解だということですね。

県の方の都合で12月1日に無理して、実態的に稼働させたんだというご認識ですか。

○真中参考人 そのとおりです。

○三谷委員 施設の管理責任等は富士電機さんの方にあるということについて、これは。

○山口参考人 管理責任は私どもにもあります。

○三谷委員 次の質問をさせていただきます。RDFを有価物とみて富士電機さんが購入されて、処理をしたという。つまり、RDFの所有者は富士電機であり、その管理責任も富士電機であるというふうに私どもは考えておるんですが、それは間違いありませんか。

○山口参考人 そのとおりです。

○三谷委員 そうすると、施設の管理責任は富士電機さん、そこで燃やしているRDFも管理責任は富士電機さん、ということですね。

○山口参考人 燃やしているRDFについては、受け入れたものに対する管理責任は私どもにもあります。ただ、品質その他についてはリスク分担上、企業庁さんの責任であると。

○三谷委員 受け入れるにあたって、こういうふうなRDFでなければ困るよということは、例えば桑名広域とかRDFを作っているサイドにはきちっと伝えられていました。

○真中参考人 12月に実際、RDFの貯槽にRDFを受け入れた際に、それは確か去年の11月頃から順次運営を始めましたが、当時かなり質が悪く、見た目ばらばらであったりフラフ状であったり、一部は固まってクレヨン状のものもございましたが、質が悪いということで再三にわたって企業庁さんに品質改善要求を行っております。

○三谷委員 RDFを一般廃棄物を有価物として購入する、産廃物として処理をするという一連の経緯が違法行為、又は脱法行為ではないかという指摘があるんですが、こういうことの認識とか、それからこういうふうな処理の仕方をしなさいというのは、だれから言われました。

○加藤参考人 昨年11月に、企業庁さんの方から、本来太平洋セメントにセメントの再資源化ということで計画されておったんですけど、住民合意の遅れにより、12月1日からの太平洋セメントさんでの灰処理ができなくなったということで、プロポーザル時の始期を変更したい、それで1年程度富士電機で灰処理をしてほしいという要請をされました。私どもとしてはそれに従い、産廃処理をしたという経過でございます。

○三谷委員 企業庁の指示でそのようにされたということですか。

○加藤参考人 はい、そうでございます。

○三谷委員 それが法律上、非常に問題があるというふうにはまったく認識はありませんでしたか。県の方からもそういう説明はありませんでしたか。

○加藤参考人 法的な面に関してはですね、企業庁さんからそういう要請をいただいたときに、私どもとしては、県の環境部も了承しているということでしたので、問題はないと考えて実施しました。

○三谷委員 次の質問に代わらせて頂きます。貯蔵サイロを4基から1基に変更しているのですが、その経緯等をちょっとお伺いしたいと思うんですけども。4基から1基に変更するにあたって安全上の検討というのは富士電機さんはされたんか、どうか。何故こういうふうな変更をしたかとか、本当のところの理由というのをも一つ教えてください。

○真中参考人 プロポーザル時は4基の貯槽でございました。確かにそのとおりでございます。それ以降、契約前に我々は現在のアトラス型のサイロに変更しました。その最も大きな理由はRDFの安定排出にありました。前、4基の場合は非常にブリッジがしやすく出にくいという欠点を持っていましたので、安定したRDFが排出できるという意味で欠点としました。

またそのときに当然、防災ということも我々検討させていただきまして、どういう防災をとるかについて検討し、最終的には桑名消防に出向き、RDFが不燃物であるという確認と、各法律をみましてそこには消化設備がいらぬという、不要であるという確認を取らせていただいて、例えば内部における注水、スプリンクラー等についてはあえてつけておりません。その理由としては、当初我々先ほど冒頭にも申しましたとおり、RDFが自分で燃えたりする

ということが考えてませんでしたので、したがってそういうものをつけることによって誤動作によって、全部ができなくなるといふ危惧があったので、そういう設備をつけませんでした。

○三谷委員 これはプロポーザルで技術提案ですよ。ですから、技術提案をされたところが、こういうふうには4基から1基に変えたとしても防災上の問題は無いと、安全であるという判断をされたということになれば、結果からみれば4基から1基に変えたということが今回の一つの大きな原因にもなっているわけですので、富士電機さんの技術提案そのものに大きな瑕疵があった、または責任があったのではないですか。その認識はありませんか。

○真中参考人 現在事故原因を調査中で、我々が今ここで瑕疵があった、ないかを判断できない状況でございます。その答えはできかねます。

○三谷委員 これは先ほども言いました技術提案です。結果としてですね、企業庁が富士電機さんの技術提案を承認しているわけですね。ですから、富士電機さんの見解としては提案者側の責任がより重いのか、それとも承認した企業庁の方の責任が重いのか、これのご判断をください。

○田中委員長 矢内参考人お願いします。

○矢内参考人 事故原因がわからない段階では、同等だと思っている。

○三谷委員 次の質問をさせていただきます。富士電機さんのプロポーザル案で、防災設備一式となっておりますが、富士電機さんが考えておられる防災設備一式とはどんなものなんですか。

○真中参考人 防災という意味には広い意味がございます。一般的には地震、台風による災害、そして中の一つに火災というのがあります。今回問題になっているのは火災という問題であると思います。火災については先ほども何度も説明しましたように、当初から我々は自己発熱して燃えるという前提にないということですよ。それから事前に、関係各所に確認し、許可を取っている。そして、誤動作等で不具合が起きないような確認をして設置をしているわけですけれども、問題は12月以降、いろんな問題がでたとき、以降については先ほどお話ししましたように、とりうる防災としては温度計の管理、COの管理、そして実はいつでも水をまけるような状態にしておく、放水銃を準備しておかねばならない。そういう準備を全部していました。

○三谷委員 今おっしゃったような、防災上、12月以降の防災対策、それは十分であったというご認識ですね。

○真中参考人 今考えますと、それが十分であったかということについては、非常に私どもも反省しているところがございます。

○三谷委員 契約では、技術提案書に従い、設計施工するということになっていきますね。ただ防災設備が不備であったということは受注者側の設計ミスであると、また受注者側のそういう判断が間違っていたということになるのか、それとも企業庁の方がそういうことに関して具体的な指示があまりなかったんで、そのままいってしまったというのか、どちらなのでしょう。

○真中参考人 原因究明が明確にない中で、非常に答えにくい問題です。一応、RDFサイロの中にスプリンクラー等のものを置かないということは、企業庁にも説明しておりました。また、例えば火が出たとして、検討というのはその時点ではまったくやっておりません。燃えないという前提でどうしても進んでおりますので。

○三谷委員 燃えるということが分かってからは先ほどおっしゃったようなことをされただけですね。後のことはありませんか。

○真中参考人 この以降にやったことが何点かございます。RDFの供給及び品質の確認、品質の責任を負うという企業庁さんに対して、品質管理をゆだねざるをえない状況にあったため、我々は度々品質改善をお願いいたしました。また、RDFを受け入れる施設、企業庁の所有である施設を弊社が運営を受けておりますので、12月以降、新たに受け入れるということに対してはそれなりの改善要求を出すとともに、受け入れないという場合も発生しております。

2月26日にRDFを受け入れたんですけども、桑名広域のRDFに対しては2カ月間受け入れを拒否しています。理由は成形が十分でないことと非常に温度が高いということで、受け入れを拒否し、4月確か22日頃だと思えますけれども、企業庁から成形が終わったと、きちんとされているという要請と、我々も目視確認というふうには現物を確認して成分分析、水分等確認して、受け入れを始めた。また、受け入れに際してはやはりごみという環境問題、ごみの問題、ごみ行政という問題を、だいぶ圧力があがって、早期に受け入れるということをさせていただいた。しかし、受け入れた後は、温度監視その他を十分に行ったのが実情です。

○三谷委員 圧力ってなんですか。圧力があつたんですか。

○真中参考人 圧力というのは間違っています。早期に受け入れなきゃいけない状況があったと。失礼しました。それ訂正してください。

○三谷委員 時間がどんどん過ぎていきますので、もう少し簡潔にお願いしたいんですが、このサイロに関して、メーカーに丸投げというご批判も一部ではあるんですが、その点どう考えるのかということと、その同じメーカーが、他県でとられているサイロでもっと十二分の防災設備を整えられているケースがありますね、そういうことについて、富士電機さんとしてどういうふうに考えるか、その点ちょっと簡単に。

○真中参考人 確かに他県は大牟田、石川、福山等同じ形のサイロを採用しています。我々それに対して、比較等いたしましたけど、決して劣るような状態ではないと理解しています。というのは、新聞等によって報道されていますが、大牟田においては常備のスプリンクラーはついてございません。ただし、そのかわりCOを測り、また、メタン濃度を測っているのは事実です。我々12月の経験から、上部に水を撒くスプリンクラー、まあ放水銃というのは構造上、不可能でございますので、例えばそういう装置をつけてもそれが動きまわるとRDFの上部に水がかかると同時に、そこに水道ができて内部に水が浸透しないということを我々深く経験しております。そのため、内部におけるスプリンクラー等の設置はあえてしておりません。温度管理及び品質のいいRDFを入れることで、発熱しないということが最も大きなポイントになるかと思えます。

○三谷委員 次の質問をさせていただきます。平成14年の12月の23日の対応等をお伺いしたい。県の説明によりますと、11時すぎに発熱して富士電機さんの社員の方が巡回して発見し、18時ごろに企業庁の職員の方の携帯に連絡をとったということなんですが、また何故そんなに連絡が遅かったんですか。それから企業庁のだれに連絡をされて、例えばそこで放水をされるというようなそういう指示は、一体だれがされたのか、またそれから地元への例えば多度町とか、そういう地元への通報などの連絡体制とかそういうふうな話を聞かせてください。その点ちょっと聞かせてください。

○羽部参考人 発見直後企業庁の現地駐在の方には、連絡しましたが、携帯電話が通じないということで、連絡ついたので要するに18時ごろになりました。その後、連絡ついて、ファックスで状況等をお送りしました。それから、多度町等への連絡ですけども、それは私どもとしてはルートというものがなくて、私どもが連絡をするとしては企業庁しかルートとしてなく、多度町等への連絡はしておりません。

○三谷委員 企業庁の誰に連絡されたんですか。

○羽部参考人 最初に連絡したのは企業庁の多度町駐在の林主幹、その後、まあ何回か連絡したんですが、連絡がつかなくて、本庁の井上副専事に連絡がついたのが、確か夕方に近い時間だったと思います。

○三谷委員 放水等の指示はだれが判断して決められましたか。

○羽部参考人 その当時の所長だった工藤の方だったと思います。実際には、ホースでもって放水をしました。

○三谷委員 私どもがいただいています三重ごみ固形燃料発電所緊急連絡体制表という資料によりますと、管理運営委託業者が富士電機さん、三重県RDF発電所所長の犬貫さんですかね、ここから、事故等対応関係機関、警察、病院、消防、三重県企業庁、それから多度町駐在、そこから県の市町村というふうなことになるとるんですが、この犬貫さんはきょうはお越しになってませんが、入院でもされてますか。

○真中参考人 体調を崩して、入院中でございます。

○三谷委員 警察、病院、消防等のこういう連絡は、この犬貫所長のほうから連絡というふうになってますが、この10月23日の事故のときは犬貫さんの方からそういうふうには全部、警察、病院、まあ病院はともかくとして警察とか消防等の連絡はされたんですか。

○真中参考人 当時は建設と試運転が同時に2つの、並行して進んでいた関係で、保安業務に関しては犬貫でしたけど、建設で工藤所長が別にいました。工藤から関係各所に連絡入ったというふうには考えております。

○三谷委員 またそれは別の機会でもう少し、お聞きする、調べさせてもらいたいと思いますが、事故以降、市町村との間で担当者会議等が開催されているという説明をきいておりますが、富士電機さん当初は出席をされてましたが、途中からは富士電機さん出席されていないというふうな話も聞いておるんですが、何故途中から担当者会議の方、出席されないんでしょうか。

○真中参考人 これは、我々出席する立場はオブザーバーということで、企業庁から要請がない限り、そういう会議には出席できません。

○三谷委員 管理責任の、第一義的な管理責任は富士電機さんですわな。一番の管理責任者が担当者会議に出席をされてないのは、企業庁の判断で出席、オブザーバーなしとされた、それに間違いありませんか。

○加藤参考人 RDF連絡協議会というのがございまして、そこが、そういう方がRDF製造の自治体さんとのやり取りがあるんですけど、私の立場としますと、主体は企業庁さんでございまして、企業庁さんから出席の要請があれば、出席をする。私の記憶ではですね、2度ほどその会議に出ていると記憶しています。

○三谷委員 RDFの性状改善等も再三申し込まれているようですし、非常に大事な会議だと思んですが、今のご説明ですと、当初1、2回はいったけれども、その後企業庁の方から出よという連絡もないんで、そのままにしたということで、本当に間違いありませんね。

○加藤参考人 12月の事故以降、ちょっと記憶がはっきりしないんですけど、確か2月と記憶しておるんですけど、RDFの改善されていないんで、私どもとして各自自治体さんからRDFをサンプルとして、提示して改善要求を一応、企業庁さんともどもお願いしたという経過がございます。

○三谷委員 次の質問をさせてもらいます。あまり時間がないんで。

7月の19日に鈴鹿の倉庫で発熱をして、発火をしていますが、発電所のサイロのRDFは27日に発火しているんですよ。7月のうちに、この間大分時間があるんですけど、先ほどのご説明で400トンから600トンぐらいに押さえて、搬出できるような体制にしておたとおっしゃっていますが、19日に鈴鹿で発熱してですね、何故発電所のサイロから搬出、全部RDFを取り出すというそういう作業はしなかったんですか。

○真中参考人 鈴鹿は保管している場所でありまして、サイロの中に入っているRDFとは若干保管しているものが違っております。そのため、鈴鹿が発熱したから、サイロに入れていたものが発熱するというそういう考えには至っておりません。

○三谷委員 ちょっと記憶違ったらお詫びしないかんですが、鈴鹿にある、4カ月から5カ月置いておってですね、もう大丈夫だからということでその一部を多度のRDFのサイロの方に移す。つまり同じ物が鈴鹿と発電所のサイロの中にあつたんじゃないですか。鈴鹿のほうが発熱しているのに、向こうはなぜ発電所から取り出さないのであるかということを知っているんです。

○真中参考人 鈴鹿で発熱した箇所というのは、一番質としてはよくないRDFのところから発熱したと。サイロに入れていたのは我々が2月26日以降、受け入れをした、安全であるという理解の元に貯めていたものであって、若干違うと思います。

○三谷委員 富士電機さんが安全であるという理解で入れられたRDFが発酵、発熱したということになれば、富士電機さんの認識が間違っていたということですか。

○真中参考人 その点が今非常に分からないところです。失礼しました。本当にそれが発酵発熱したかは調査待ちということです。

○三谷委員 7月27日、発電所のサイロで発熱して、そのときに冷却とかいろんな一連の管理責任上検査やられておりますが、これはあくまでも富士電機さんの判断で、放水、水をかけたりして、されておって、県が企業庁、消防との相談とか連絡とかはどうなっているんでしょうか。

○真中参考人 いったんRDFがサイロの中で発酵すると非常に面倒なことになるといえるか、12月の経験でよく理解しております。そのため、我々は400トンから600トン貯蔵し、なんらかあつたらすぐに排出作業ということとすぐに準備をしておたわけですけども、27日、我々が放水を、若干もう燃えてたんで企業庁に連絡し、水を使いますよということを決め、少量の放水をし、かつ大量の放水をする場合は企業庁にももちろん報告する、また当然放水するためにはRDFの中に一部穴を開けたり、注水口を確保したりということで、持ち主の企業庁に確認しなさいいけなかった。だんだん火が強くなりまして、これはもう手におえない、で、大量放水をしたんだということで、再三お願いしましたが、放水をしますと汚水が出て、調整池に入って困るということだった。水は極力使うなという指示。また、その経過において、とうとう我々も手におえまないと。今消防を呼んでいただきたいという要請をいたしました、企業庁さんの方からちょっと待てという、待ったの指示が出てきました。

○三谷委員 そうすると、管理の責任者は、最終判断は企業庁ということですか。富士電機さんではないんですか。この緊急連絡体制表を見ても富士電機さんから消防のほうには連絡することになるとるでしょ。違いますか。それはどちらなんですか。

○真中参考人 ちよろちよろの火というのは非常に我々消しやすいんですけども、その時点では当然何らかの不具合が起きたら企業庁と相談しながらやるのが事実です。また、大きくなった場合は、直接消防の方に連絡することになりますが、消防が来ますと大量の放水を使いますので、汚水の問題があるので、十分配慮するように企業庁から言われている。その汚水タンクを準備したり、いろんなことをやって調整池に水がいかないようにし、準備します。大量放水いたしますともうそれもなく調整池にどんどん流れるということで、消防への連絡というのは、今回の消火に対する消防への連絡というのは一応企業庁に承認をもらったんです。

○矢内参考人 管理責任は確かに私どもに責任がありますけれども、この設備自体の所有といたしますが、それは私どもとしては企業庁さんにあると思って、一応そこの了承を得てというのを大前提に考えております。

○三谷委員 施設はまだ県の方には引き渡してないですよ。最終判断は企業庁がするのか、富士電機さんがするのか。富士電機さんでしょ。

○矢内参考人 最終判断の実質は企業庁に。

○三谷委員 またこれやってると、これだけで時間かかってしまうので、次に移りますが、8月の14日の事故、これは富士電機さんからこれは爆発やなしに、熱風の吹き出しだと聞いていますが、今でも、8月14日の事故は熱風の吹き出しだと認識ですか。

○真中参考人 私どもは熱風の吹き出しとも、ガス爆発とも水蒸気爆発とも結論を出しておりません。

○三谷委員 私どもは現場で富士電機さんから熱風の吹き出しと言う説明を受けたんですよ。今の話ですと、水蒸気爆発だかガス爆発だか熱風の吹き出しだか、結論出ないといったが、その結論が出てないことを我々県議会の方には説明された、その点お願いします。

○真中参考人 そのときの説明が不適切だったかもしれませんが、一応爆発音もなく、今のところはなんらかの原因で熱風が吹き出たという以外説明ができなかった。

○三谷委員 8月の14日の事故の対応、指揮命令系統、これは緊急連絡体制表のとおりというふうに理解をしてよろしいでしょうか。午前3時過ぎにですね、事故が起こって桑名消防に4時45分、消防から警察の方に連絡がいつているということで、これ大変対応が遅いと思います。12月の教訓がここに生かされていないんじゃないかという感じがするんですが、このあたりの指揮命令系統と、責任の所在、どうお考えですか。

○真中参考人 私、当日そこにいなかったもんですから、正確なお答えできませんが、私が聞いた話で申し訳ありませんけど、事故後怪我した人への対応のため、てんでご舞いになっていて通報が遅れたというのは事実でございます。また、通報については、富士電機の当時の運転員、保安運転部の運転員の方から消防の方へ連絡いってということ。それが非常に遅れたというのは事実です。

○田中委員長 三谷委員に申し上げます。申し合わせの時間が3分程度となっております。

○三谷委員 そうですか。そうしましたらですね、じゃあ、14日の対応等、これは富士電機さんの責任でおこなっているというふうに理解してよろしいんですね。

○真中参考人 そのとおりです。

○三谷委員 私のほうから最後の質問にさせてもらいます。14日から19日まで、19日の事故までの話は、この間も一貫として管理責任及び対応は富士電機さんが責任を持って行われたということですね。

○真中参考人 14日の事故から消火については消防の方に一任しております。消防の方に、また、処置に対しては企業庁と相談しながらやらしていただいております。

○三谷委員 14日の事故から19日まで発電の運転を継続していますが、発電の運転を継続するという判断は企業庁がしたんですか。それとも富士電機さんですか。

○真中参考人 RDFの貯槽というのはボイラー発電所から隔離されていますので、たとえサイロが事故を起こしても発電は継続できるというシステムになっております。そのため、継続しております。

○三谷委員 地元との協定書の存在はご存知でしょうか。

○真中参考人 サイロが事故を起こした場合、ボイラーも止めるという協定について、私は知っておりません。

○三谷委員 事故とその後、いろいろごみ処理等さまざまな諸費用が発生しておりますが、このコストの負担は富士電機さんの責任が明確になれば、明確になった責任の範囲内できちっと負担をしていただける、そういうお気持ちですか。

○山口参考人 これは今後関係者と相談の上で決定していくことを考えております。

○三谷委員 私からは質問を終わります。関連は時間ない。

○田中委員 はい、時間ない。申し合わせの時間が経過しましたので、岩名委員、よろしく願います。

○岩名委員 それでは私からお尋ねいたします。富士電機さんは爆発直後の記者会見で、RDFの専門家でないというような趣旨の発言をされております。また、私も、8月の19日の爆発当日現地を視察していたわけですが、そのときにも、富士電機の代表の方がですね、RDFについてはまったく経験がないと、こういうことをおっしゃっていたわけですが、それならば何故、平成11年のプロポーザルに応募をされてきたのか、その辺のところをちょっと教えてほしいんです。

○福留参考人 その当時RDFを利用した、また、燃料とした商業施設としての発電所というものが実現しておりませんでした。ただし、その当時フォスターウィラーという会社がアメリカ国内で商業運転を実用化している会社がございまして、その技術を有効に利用した形で俗にいうJV形態をとりまして、本県に関しての応募をしております。

○岩名委員 県の選定委員会の評価ではですね、富士電機はRDF焼却炉に実績あるということになっているわけですが、それでもRDFの専門家ではないということなんでしょうか。富士電機はRDFの焼却炉施設があるボイラーを提案をしておるわけですが、RDFの経験があるのはボイラーメーカーであって、富士電機はRDFについては素人ということで、判断してよろしいですか。

○矢内参考人 言葉で言った言わないという話ではないんですが、今、富士電機はRDFの専門家ではないということでございました。多分それは私が言った中のことだと思うんですが、私はそういう言い方をしておりません。私はRDFの製造について、性状等については私どもは専門家ではございません。この範ちゅうは企業庁さんをお願いしております。私どもは発電プラントについては、これは専門家でございますよということでございまして、要するに、性状品質について企業庁さんをお願いしている件があるというしております。

○岩名委員 RDFに素人である富士電機が、ごみ焼却炉の納入に実績はあるんですか。

○真中参考人 焼却炉と言う意味では我々は富士電機は炉を造っておりませんので、当然経験ある炉メーカーと組んで入札するという形になります。

○岩名委員 RDFについては素人であり、ごみ焼却も知らない富士電機はですね、何の技術的リアクションをもってプロポーザルに応募したんですか。

○真中参考人 確かに、そういわれる面はございますけれども、実態としてはこういうプロジェクトというのは、大きな発電所というのは、いっしょに組んでやる、会社、富士電機というのは電気系統及び発電プラントというのは経験ございますけれども、サイロとかボイラー、燃焼技術というについては、例えばチヨダ、組んでいますチヨダ化工建設、これはエンジニアリング、設計、施工については有名な会社ですし、実力もあります。そして、炉についてはRDFの炉という経験は日本にもありませんし、初めてそういうので経験があるフォスターウィラー社と組むことによって、十分に能力的には到達できるものと考えております。

○岩名委員 若干異論ありますけれども、さらに質問ありますので、先へ進めます。契約書によると、富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県RDF焼却発電施設の設計を行うと、こういうことが書いてあります。施設の設計にはほとんど富士電機の考え方が反映されていると私は考えるわけですが、しかし、実際には、凍結対策が施されていないなど、基本的なミスが重なっていると思います。このような事象についてどのように考えておられますか。

○真中参考人 確かにご指摘のあった凍結対策というのは、十分でなかったのは事実です。また、当時の温度というものを想定しておりませんでした。これは事実です。しかしながら、発電という意味においては我々は多くの実績を持ち、十分な実力を持っていたと思います。

○岩名委員 契約書の確認仕様書に、労働安全衛生という項目がございます。ここでは労働安全衛生法に基づくほか、安全衛生的な作業環境を確保できる施設とする、と定められております。さらに、爆発や火災の発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものと定められているわけですが、これまで労災事故や爆発事故があったが、こういうことについてこの項目とのかかわりはどのように考えられますか。

○真中参考人 当初から我々が入手したサイロからまたRDFが、あのような状況になって爆発するというのは、RDFというものが安定したものであるという理解の上から設計施工しておりましたので、まったく考えておりませんでした。非常に残念なことでございますが、実態としては貯めるものによって、相当サイロというものを改造せざるを得ないというふうに理解をしておりました。また、当初からもしそのようなことが分かれば、当然、あのようなサイロというのは設定しないわけですし、誠に残念なことだと思っております。

○岩名委員 今、そういうことが分からなかったというようなお話がありましたけれども、他社の提案ではですね、RDF貯蔵槽の防火対策は、火災報知器とか温度計とかあるいはCO計とか、散水装置、いろいろな提案がされているんですが、何故富士電機はそのような具体的な提案がなかったんですか。

○真中参考人 先ほどご説明したように、受け入れ側でRDFが長期貯蔵に耐えられる、発酵しない、臭わない、また形成されていると、きちんと形が整えられているという前提で設計しております。そのために、中に入れて放水銃をつけたりしますと、別のトラブルが出るという意味から、我々はつけておりません。また、消火に関しては設備に関しては消防との打合せを行って、このRDFが不燃物であると、自己発火しない不燃物であるという前提で消防にも確認しながら許可をいただいている、今までの経緯がございます。

12月それが崩れ去ったわけですが、その後においては温度計の監視やら、温度計の監視が一番ベストであろうということで、もしなにかあったら下から注水でとにかく早く排出すると、ボイラーで燃しきると考えておりました。

実際にRDFの中にもし水を撒いた場合、上から水を散水した場合、これはRDFが完全に固着して排出できなくなりますし、水を撒くことが室下部において燃えている、例えば発火しているということに対して、上からの放水はまったく効かないというふう到我々は理解しております。

○岩名委員 燃えないという前提でやっていたということですが、RDFは燃料として作られているわけでも、字のごとく燃えるということであってですね、元々はごみでありますし、当然何らかの原因によって燃え出すかもしれないと考えるべきであり、そういうしるべき安全対策を施すべきではないかと私は思います。安全対策を疎かにしたのか、まったく必要でないと考えていたのか、無駄と考えていたのかいづれでしょうか。

○真中参考人 我々安全対策をしなとか、無駄だとか、する必要がないというふうに聞いていただくと不本意でございます。我々は安全であるというものに対しての対策というのは、実質やっているつもりでございます。やっております。ただし、RDFがサイロの中であのような形で原因は明確ではございませんけれども、内部でRDFが詰まった内部で自然発酵して、発火するというものに対してはこれはそういうことが事実ということが正式に出ましたらば、サイロの形をすべて変えて別の安全対策をせざるを得ないと思います。

冒頭言いましたように、我々RDFは燃えない、自然発火しないという前提で組まれてましたので、そのような対応をさせていただいたというのが実情でございます。

○矢内参考人 基本的には自己発火しないということで当初の原則で、基本はそうでありました。まあそういう意味で、今いろいろご指摘ある中では、やはり12月経験したあともそうかということでございますが、基本的にはRDFは、RDFというものは自然発火しないというのがRDFであって、するものはRDFと呼べないんじゃないかというようなことと思います。その意味で12月の経験後、私どもは設備について先ほどから何件かしゃべっておりますけれども、基本的にはやはり品質を本来の自然発火しないものにしていただきたいということで、要するに品質管理を改善してくださいということをしました。

それから、それに対して、ほぼ毎月ぐらいの頻度でサンプルテストをしております。それから、入ってきたときには形状、臭気、温度、乾燥度合い等をこれは目視確認を必ずしております。それから成形の不十分なRDFの受け入れというのは拒否もしております。これは具体的には桑名さんのところで崩れているとか温度が高いというものについては、受け入れ拒否をしている。要するに貯槽内への受け入れ拒否をして、直して品質が改善をされたというものと

で入れるようにしました。さらには先ほどいきました緊急時に対しては量を減らしておこう、それから基本的には温度で監視しよう。それも24時間監視、8時間監視というようなことをやってきました。

それから、起きたときはそれを優先的に掻き出そうという対応、それから消し方というのはその火が出ているところに直接やるのが一番いいというのが12月の経験ですから、火元消火に務める。そのためにホースや消火設備を用意しました。さらには定期的にはやはり空にしていこうということ、私も4カ月間は一週間は空にしようという。それから何か起きたときに搬入しないといけないんで、その置き場所がやはり臨時的に必要なからということで、一次的保管倉庫を作ってくださいというお願いをして、まあちょっと違っていただきましたけど、低く使えなかったんですが、そういうこともお願いしました。

ということで、12月以降については私も考えることを、かなりなことをやってきております。そういう意味で現在やってきた対応というものについて多少、他の発電所等正確に比較していきたいと思っています。

○岩名委員 三重県以外の、全国における3施設におきましても、貯蔵槽における発熱対策というものが施されているわけでありましてね、ですから、熱を帯びるという前提で動いているわけで、それをどうして参考にされなかったのかなあということが一つ。もう一つは、これは先ほどもご説明ありましたように、当時の通産省がNEDOを通じて、全国的に普及を図ってきたものだと思うんですね。その原点は何かといたら、ドイツがお手本だったろうと思うんです。ドイツはもう既にこの方式は撤退をしておりますけれども、我々が調査に先年行きましたときにやはりRDFが燃焼をするという前提で、窒素ガスを照射するとかですね、あるいは炭酸ガスを照射することによってそのいわゆる貯蔵槽の中の火を消すと、こういうことが行われているという説明を受けてまいりました。

ですから、そういう皆さんも、富士電機はアメリカのみならず、世界中にいろんな技術連携を持っておられる会社だと思いますので、どうして、そういうことを研究あるいは勉強されなかったのか、非常に残念に思いますが、その点についてどう思われますか。

○真中参考人 12月の時点で我々も、窒素による消火というのにトライしています。またはCO₂を使うことによる消火のトライ、またドライアイスを使って直接消火してみようかというようなことを経験させていただいております。

結果的には、内部に熱を持ち外部に炭化物を作ったRDFの塊には、ほとんど効果がなかったというのが実態でございます。我々は12月何をしたかという、そこで炭化物の中に壊して直接注水してそれを冷やすということを徹底して行なったのでございます。

サイロの構造上、4000立米で非常に通気性がいいというわけじゃないですけど、密封構造といいながら完全密封ではございませんので、大量の窒素ガスを入れるということに対しては設備上ちょっと難しい問題があり、かつ先ほどお話しました炭化物を作って直接中を冷やしきれないという問題から、水が最適であるというふうに考えました。

○岩名委員 次にですね、先ほど三谷委員からもご質問がありましたけれども、RDF貯蔵槽のタイプを、契約前に、これ契約前というところがちょっと私、引っかかるんですが、なぜ変更されたのか。それは答えは先ほど来、お話がありますので、もう結構です。貯蔵槽のタイプを変えてもですね、4基のままであれば1基に何かが起こった場合でも、1基づつ対応ができて、だれが考えても1基よりも4基造ってある方が安全対策であり、また、点検等についても非常に便利であるということが分かるわけですが、これはおっしゃっているように、取り出しが楽だからとかほかの以外に、私はどう考えても何か原因があるように思うんです。例えば私が考えたのは、例えば施工費が安くなるとかですね、そういうことがなかったのですか。

○真中参考人 当然変えるについてはコストの比較というは行なっております。プロポーザル時4基のサイロから1基に変えて、コスト的に随分下がったんじゃないかという懸念、当然受けられると思うんですけど、ざっくり言って、本体の値段は若干下がります。しかしながら、1基にすることによって土建の土木費用、杭の量、土建のコンクリートの量等が大幅に上がり、また、据付上大きいドンガラですから、工事費がかさむということで実態は4基に比べてコスト的には上がっております。

○岩名委員 貯蔵槽を1基にしたことですね、トラブルに対する備えが一層には必要になったのではないかとと思うわけですが、ここで契約書の確認仕様で、RDF貯蔵設備の欄にですね、防災設備一式となっているんですが、これは先ほどもちょっと説明ありましたが、これは具体的には何をしたのか、どのような災害を想定してそのような設備としたのか、それは防災設備としてどれぐらいの効果があるものなのか、簡単に教えてください。

○真中参考人 非常に難しいご質問で、どう答えようか悩むわけですけども、防災設備というのは先ほどお話したように、火災だけではなく、地震、気象上の台風等の災害も含めてですけども、その中に一部火災というものがございまして。

繰繰したように、最初からRDFが燃えるという前提にたっていないませんでしたので、そういう意味での防災設備というものは、外部には準備してはいたけれども、サイロの内部には設けていなかったというのは事実でございます。あの設備自身は、大きな地震や風災が来ても倒れないような防災設備としては火災を除いて、内部の火災を除いては完璧だったというふうに理解しています。

○岩名委員 施設にトラブルが発生した場合は富士電機の自社工場に1カ月程度、RDFを保管できるということがプロポーザル2回目のときで、3社に絞られてからだったと思いますが、プロポーザル時に説明をされております。それは事実ですか。

○山口参考人 事実です。ただし、このトラブルの想定は、私どもの責任においてのトラブルで、そういう停止の状態が出て、RDFの保管が不可能になった場合ということで想定しております。その提案です。

○岩名委員 皆さんの責任とおっしゃるけども、皆さんが管理責任があると先ほど言っておられるんですから、この一連の事故は皆さんに責任があったと私は思いますが、それなら何故貯蔵槽が発熱したときや、機械のトラブルが起こったときに、倉庫ではなしに、工場でRDFを保管しなかったのか、今後は工場で保管する予定でもあるんですか。

○山口参考人 今回の事故はちょっと想定しない緊急の場面でございますので、現状即工場で保管するということではできませんでした。今後についてはですね、その対応も含めて今関係各所と協議している、対策を練っている段階でございます。

○岩名委員 これ、一日に200トンとしても、1カ月とすると30日ですね、6000トンぐらいになるわけです。相当な量ですし、まあしかし、こうして約束をされた以上はですね、提案内容に責任を持っていただきたいということ申し上げておきたいと思っております。

それから、次にですね、ごみの固形燃料についてなんですけども、発電所に隣接する桑名広域清掃事業組合がですね昨年の12月に異常発熱があってですね、その事故後、1、2カ月かけてRDFのいわゆる熱とかそういうものに対するいろんなさまざまな実験をされたというふうな聞いておるんですね。それでですね、RDFに含まれる消石灰がその発熱原因になっているということ突き止めてですね、企業庁に報告をしたことが分かっております。

これは8月25日に桑名市議会より抗議文書が県に提出をされていることでも明らかであります。このことについて企業庁から富士電機は何か説明、あるいは問題提起がありましたか。

○羽部参考人 企業庁からはこの件については何も聞かされておられません。

○岩名委員 ああそうですか。爆発原因は究明中ということでありまして、明確にお答えなれないと思っておりますけども、爆発前後に繰り返してRDFへの放水をされていたわけですが、このことは今でも有効であったと判断をされているかどうか。このことは消石灰に水をかければ熱を生じると、これ我々小学校時代から習ってきたことなんで、そういうこととまあ素人考えを併せてお尋ねしたいと思います。

○真中参考人 消石灰に水をかけると大量の熱が出るというのは事実上ちょっと間違いがあると思います。生石灰、生の石灰においては非常に危険であるということは理解しております。また、消石灰をRDFに含ませるというのは2つの目的があって、一つは形状を硬くすること。一つは腐敗を防ぐこと。これが2つの大きな目的ではないかと思っております。

現在、我々の知る限りでは生石灰は使われず、消石灰だと。ただし消石灰も100%完全な消石灰がないため、一部生石灰が残りが、それが発熱するということは聞いておりますが、それが大きな原因だかは今現在、分かっておりません。

○岩名委員 私、スポーツ関係の団体に関わっておりますが、現在でもですね、スポーツ石灰といわれるまあ消石灰ですけども、このラインを引いたりするものですね。これでも雨の日にはその上をすべると、必ず火傷になる。これはもう明らかに我々は現地で見えておりますので、間違いございませんのでね、そういうそのなんとと言うんですかね、思い込みとかね、そういうことも私はこの事故の引き金になっているのではないかと、こういう心配をしているわけでございます。

それではですね、次に平成14年の12月23日の異常発熱を受けて、その後RDF貯蔵槽に温度計を設置したが、何故そのときに同時に散水装置やあるいはCO計等も設置しなかったのか、これについてちょっとお答え願います。

○真中参考人 CO計については計測するということでやっております。それから温度計も計測する。ただし、内部における散水設備というものについては我々の12月の経験上、非常に意味がないということが一つございまして、取り付けを断念しております。また、そのときにCO₂を噴射する装置等も当然、我々計画を入れましたが、取り付けの場所の問題、最初からそういう構造になっていないということで取り付けを計画しましたが、難しい問題と26日以降、再度確認されたいRDFが大分たまっておりまして、それを早く受け入れなきゃいけないという状況からそこまで、ヌトゥーの噴射口までつけるに至っていないというのは事実でございます。

じゃあ何故、水を噴霧する装置はないんだというのは先ほどもお話したように、上部からの放水はまったく効きません。今回我々が4月19日以降、消防も上から水を打っておりますけれども、実態として数千トン打っても内部の火が消えないというのは実情でございます。一番いいのは、やはり下から細かく注水するのが最もいい方法ではないかと思っております。ですから、あとはもう構造を変えるしかないということになると思います。

○岩名委員 3月に、労災事故を起こして指名停止になっておいて、そして人身事故への注意は十二分にされているであろうし、企業庁からもそのような指示が出ていたのではないかと考えられるわけですが、それにもかかわらず、次に熱風事故が起こった。こういうことについて、富士電機はどのような労働管理をされているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○山口参考人 現地の所長以下安全教育を定期的に行う。それから連絡体制、その他を含めまして安全教育を十分にやっておったつもりでございましたが、結果としてはそれが十分でなかった、残念な結果だったと思っております。

○岩名委員 次に消防との関係のことをお尋ねしたいと思います。8月14日の事故以後、RDF貯蔵槽の管理は消火活動を含めて富士電機が行っていたと思うんですけど、消火方法については消防との間でどのような判断がされていたのでしょうか。

○真中参考人 桑名消防とは打合せを持ちまして、消火方法については我々が過去やってきたのをこうしていますと、それから、非常にRDF自身が水をかけても消えにくいというのは事実でございます。で、14日の事故も原因がまったく我々もつかめていません。今後、消防のほうでは是非それを念頭において検討していただきたいということで、我々、小さな火の消火というのは我々もできますけれども、ああいう状態で内部でなんらかの異常があったときには我々も非常に危険と判断しまして、消防の方にいい消火方法を取っていただくというふうに一任した次第です。

○岩名委員 8月19日、爆発の前日、すなわち18日にRDF貯蔵槽の上部から2本のホースで放水したと聞いておるんですが、これはどの、どなたの提案によるものなんですか。

○真中参考人 これは消防の判断で決定されました。

○岩名委員 消防だね。8月19日にですね、RDF貯蔵槽の上部から放水を2本から4本に増やし、貯蔵槽の下部に穴をあけたと聞いているのですが、穴をあける、それが事実かどうかと。それから貯蔵槽の内部に可燃性ガスが発生したことが確認されている時期に、パーナー等を使ってタンクに穴をあける作業をしていたということは、まあ常識ではわれわれ考えられないわけですが、この穴をあけることについてだれが提案したんでしょうか。

○真中参考人 桑名消防から2口を4口に増やしますと、かつ、その量では不足なので、サイロの中部からさらに放水をしたいというご要望受けました。については、横から放水ができるかというご質問があり、私は口頭で横には穴は開いておりませんと、もし開けるのであれば、ガス溶断しかありませんと、明確にお答えしました。それに対して消防の方でガスであけていいということで具体的にガス溶断という作業が始まりました。

○岩名委員 今も申し上げましたように、可燃ガスが発生しているところとあなたがそういう判断、まあ消防の判断ですけれども、それに基づいたといえどもですね、そのときにそういうパーナーを使って穴をあけるということについて抵抗はなかったんですか。

○真中参考人 私消防を信じておりましたので、消防から開けてくれといわれたら私は分かりましたというしかございませんでした。

○岩名委員 少なくとも、我々とは違って、皆さん方は専門家なんですからね、今申し上げたような常識的な分かるようなことを、消防がいったからやるんだと、このようなことが今回の事故を大惨事に対してすべてを物語るっているのではないかという気がしてなりません。以上で私質問を終わります。

○田中委員長 自民党・無所属議員団、時間が残っておりますので、質疑質問続けます。山本委員お願いいたします。

○山本委員 それではちょっとお伺いさせてもらおうと思うんですけど。特に所有、建物というんですか、施設の所有面で少し、契約書に基づいてちょっと確認をしていきたいと思うんですけど。まず契約書の30条のところに、乙は工事完成をしたときはその旨を甲に通知しなければならない。これはいいんですけど、甲、いわゆる企業庁は甲は検査を行うものと定めた職員、いわゆる検査員は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、富士電機の立会いの上、技術提案に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査完了し、当該検査の結果を富士電機に通知しなければならないと、この行為については、行なわれておるんですか。いいんですか。

○山口参考人 4月の29日に、法的な引き渡しの手続きはすべて完了しておりますが、その時点で検査の申請を何回か企業庁さんにはお願いしておりますけれども、この検査がまず行われておらないために引き取りができないということでございます。

○山本委員 その今度は下の31条に、契約代金の支払いというのがあるんですね。これは富士電機は前項第2項、いわゆる、私が今話したような検査に合格をしたときは契約代金の支払いを請求することができると、前項の規定による請求があった場合は、請求を受けた日から40日以内に契約代金を支払うということがあるんですけど、富士電機さん、支払いを要求したんです。

○山口参考人 今回の請求は、部分払い、前払い含めまして何回か分けてございまして、最終のおっしゃっておる完成のこれに対する請求はまだ竣工検査が完了していないということで口頭ではお願いしてありますが、正式には提出してありません。

○山本委員 それでは富士電機さん工事代金の内のどのぐらいいただいとるんですか。いわゆる契約金額に対して、今工事代金はどのぐらいいただいとる。企業庁から、いわゆる県から。

○山口参考人 正確にはあれですが、灰処理の関係がですね、これは来年度の3月竣工ということで、その代金をまだいただいております。それから現状はプラントが完成するまでのところですね、1.4億がまだいただいとない分。トータル的には、全体が6.4億のうちの1.4億。これがまだ。

○加藤参考人 建設の契約は確か6.8億ということで、そのうちの8億4千万が先ほど申しました灰処理施設ということで、これは来年の3月の一応工期になっておまして、残りの約5.9億強ですね。のうちの1.4億がまだ検収が上がってないと、というのが実情でございます。

○山本委員 検査員の完了検査も終わっていないのに、金はこれずっと渡るとるわけですね。ですから先ほど聞いたった、聞いてますと、所有権は多分もう県のものや、企業庁のものや、と発言があったんですけど、こういうことを捕えて多分もうあの施設については企業庁のものやという判断をしてみえるんですか。

○山口参考人 ちょっと質問の内容が理解できないところがあるんですけど。部分的には、すべてその時点時点で検査を受けております。検査を受けた時点でその支払いを請求して、いただいとるということです。

○山本委員 それじゃあ、もう一度お伺いしますが、管理運営については富士電機さんがおやりになってみえて、それからあの施設については、あの持ち物全体はどことが持つておるという理解をしています。

○山口参考人 現状、引き渡しが、最終的には引き渡しという書類が完結されないうり引き渡しということになっておりませんので、現状は富士電機の持ち物ということに、引き渡していない以上そういう格好になっております。

○山本委員 さっきのずつと結果からすると、ちょっと。例えば真中マネージャーはすな、あれは多分もう企業庁のものやお話してみえた。今の山口副社長、いわゆる事務所の副社長やとやっぱ富士電機のものやとしてみえた。ちょっとどちらかはつきりしてもらえませんか。

○三宅参考人 法的には契約的にはまだ引き渡し済みでないで、当然にまだ富士電機のものであるけれども、やがてこれは、すぐ、じきに引き渡すことを予定しているものであるから、実質的にはその施設の所有的な問題については、勝手にこちらでどうこう。例えば勝手に消火水をかけて例えばかけるとかですね、そういったこともできませ

んし、いろいろなその改造についてはやっぱり実質的な所有者として、企業庁様のお断りがあると、そういう認識でございます。

○田中委員長 山本委員に申し上げます。申し合わせの時間が後3分程度となっておりますので、よろしく申し上げます。

○山本委員 じゃお理解としては、一応富士電機さんがまだ所有していただいておりますと、こういうことで理解させていただきます。もう1点はね、部分使用という条項があるんです、これは33条ですけれどね。ですから、企業庁が引き渡し前にその工事目的を全部、または一部を富士電機さんの了承を得て使用するという、こういう部分引き渡しという条項があるんですが、契約があるんですけど、今回のこういう使用についてはそういうところに該当するんですか、しないんですか。

○山口参考人 灰処理の部分を除きましては部分引き渡しという格好になります。仮に引き渡しができればですね。

○山本委員 部分引き渡しではなしに、部分使用してあろうということではないんですか。部分使用です。引き渡しではなしに。部分使用です。

○山口参考人 部分使用ということで、そういう認識でございます。

○山本委員 もう結構です。はい。

○田中委員長 それでは引き続きまして、無所属MIE、永田委員お願いいたします。

○永田委員 それではちょっと。今までお聞きしております中で、確認等を含めまして、順にお伺いしていきたいと思っております。まず、三谷委員の質問の中で、責任は同等という発言がありましたね。どっちが責任あるんだということで、責任は同等だというご発言があったんですが、これについてもう少し一巡、掻い摘んで、見解だけ聞いてみたいんですが。

○三宅参考人 このプロポーザル方式の流れにおきまして、当然に当社側が設計、施工、管理等について責任を負うべき立場にある。しかしながら、このプロポーザル方式を含めましてすべて契約に、こういった当然前提となる条件の元で、我々はその条件に対してきちっと適切な設計、施工、建設、それから管理といった、そういった行為を行う義務があるという意味において、当社において、当然契約上、そういった義務を負っているということでありまして。

しかしながら、その責任と言われる意味は、このたび、当社としてはまだ原因究明、実際にこのたびの問題が本当にその我々の設計、あるいはそういう管理で防げたものなのか、あるいは片や、他の施設等でもですね、いろいろそれぞれ、まちまちな設備をそれぞれつけておられますけれども、その効果の程も結局はその原因を究明しなければ分からない。実際にこれについて何がいばばん万全の対策なのかということが今わからない状態でありまして、そういうことを含めて例えば先ほどのアトラスの選定につきましても、実際そのときの使用実績ではRDF発電所のサイロについてはアトラスしかなかった。大牟田さんのですね、しかなかったということもあってですね、他にサークルフィールドを選定している実績はない状況において、あるいは目詰まりを下部です、ブリッジを起こす危険があるといった点について、その点について、じゃあ4基一巡に起こったらどうなるんだとかですね、必ずしもその1基で危険分散していることになるのか、あるいはその中には、コンベアが3つ付いているから危険分散になるとか、いろんなそういう専門業者である長府さん、日立さんの方に確認しながら、あるいはフォスターといったそういう技術的には世界トップクラスの技術を集結して望んだところが、結果的にこれだけの大変申しわけない事故が起きてしまった。

しかし、その責任についてですね、果たして全部その設計管理だけで防げたのか、あるいはやはりどうしてもRDFの品質で対応すべき問題なのか、そこについてはいまの時点では、原因究明が出されていない。まったくこの対策はまた根本的に変えなきゃいけないのかもしれない。そういったことが当然再発防止にも結びつくので、軽々にこちらのすべて事故についての責任云々ということは、今の段階で申し上げることはできないという時点において、同等と。要するにその同等というのは、当然これについては、このたびの事故というのはRDFだけでは起こらないし、貯槽だけでも起こらないし、消火活動だけでも起こらないと。この3つの活動が組み合わさって起きてる事故でございますので、これについてのその責任云々については、原因究明をきっちりした上でやると、判断すると。評価すると。ということが今後、日本のためにもなることであって、その上で今の時点で同等ということが使われたというふうに理解いただきたいということでございます。

○永田委員 ええ、理解しました。どうもいろいろ今までの中で、お聞きいたしておりますと、RDFが燃えないという観点と、実際にこれ燃えてしまっていると。どうもなんかここにですね、非常に大きな私は、見解の相違があっ

たんじゃないかとおもうんです。だからこういう結果になったと、そう思えてならないんですね。したがって、そのプロポーザルの条件の中に、燃えないという条件があったんですか。ちょっとそれだけ。

○真中参考人 NEDOの資料によると、発火しないというふうに明記されております。ですから、我々は平成7年度のNEDOの調査内容、これは企業庁さんが実質補助金をつけてやったものですけども、その中に明らかに書いてございます。ですから、我々は、燃えないもんだという前提の理解で自然発火しないという表現がされてますので、我々はそれを元にあのようなサイロを選定させていただいたということでございます。

○福留参考人 少し補足させていただきますと、企業庁によるプロポーザル方式の応募要領を入手した段階では例えばRDFは自然発火するから注意しろとか、こういうことに配慮しろ、または発熱する、発酵する。こういう表現は一切記載されておりませんので、我々の知識の中にはそういう条件、設計に盛り込むためのそういう条件が排除されております。

○永田委員 我々このプロポーザルの持っておるんですが、確かに明示はないように思いますが、発火しないという明示は。今お聞きしますと、NEDOの資料によるとこういうことですね。どうもそこら辺が食い違ったように思えてなりません。まあしかしその、いろいろ見てみますとですね、ほとんどの提案書の中で消火設備がうたわれているんですね。で、E社というのがあるんですよ。これはおそらく御社のことだと思うんですが、あまり消火設備について書かれてないんですね。これどうでしょうか、見解だけ。

○三宅参考人 当初公募時においてはそういう前提、予見のもとですと、防災設備を決めているというところで消火設備を決めているというところですけど、要は契約的にですね、仮契約時点におきましても、建屋側ですけども、建屋の方の消火設備については消防署と協議のうえ、消防法に準拠して設置するものという条件がついております。従いまして、すべてそこら辺の消火設備の関連については契約に従ってきちんとその後消防署と相談をした結果、指導されたことがこれはRDFは危険物指定可燃物にはあたらないということと、貯槽ですからこれは建築物、消防法上の建築物にあたらぬ。しかしながら、大きいものであると、一応消火の設備は備えた方がいいだろうということで、これについては防火用水槽を設置することということが消防の指導としてございました。

従いまして、私どもとしては、その指導に従って防火用水槽を設置した。その他については消火用ポンプ、ホース、多目的ノズルといったものは設備しているという状況でございます。

○永田委員 まあ、ある新聞によりますと、当初では防災設備を考慮していたが、実施設計の段階で、省かれたという記事があるんですが、これはどうでしょうか。

○三宅参考人 従いまして、その結果、契約時には防災設備一式という表現、で、それについては省かれたわけではなくて、その定義については消防署ときちんと相談をして消防設備を決めると、防火用設備を決めるという理解の元で、その時点でそういう定義でございまして、その後、実質的に消防と協議して決めたということで、これ自体変更ではなくて決定がそこで行われたというふうに理解しております。

○永田委員 そこで、先日、中間報告が出されました。これもご覧になったと思うんですが、その中で、本県施設と他県施設の相違についてというのが、項目があるんですね。それを見ますと、他県施設が既にもう運転しているわけですから、ここらのご調査はどうだったです。

○真中参考人 他県についても当然我々調査させていただいております。いろいろと書かれている、また新聞記事等で書かれていることについても重々承知しておりますけれども、我々が現時点における防災設備としては決して遜色のないというふうに理解はしております。

○永田委員 その中で、貯蔵槽については製造メーカーやサイロの種類は同一でしたが、管理方法は受入れ基準の整備、監視方法、消火設備の面で他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取扱いを行っている。と、こう書かれているんですね。こういうところは明らかでございますが、いかがな見解ですか。

○三宅参考人 まず、事故調査委員会から弊社に対するヒヤリング等は明日予定されておまして、まだ、私どもとしては説明をきちんとしている状況にない状況で中間報告書はまとめられております。その上で、実際にそれぞれの設備あるいは管理方法がどうであったかという点については、私どもも正確には私の範囲ではまだわかっていないんですが、ただこの時点でその、実際の本当の実質的な意味での安全対策の有効面で、どれだけの優位さがあるかといった点につきましては、もちろんそれぞれのきちんとして施設を教えていただいた上で、並べた上で、かつ原因究明の結果、何が原因であるかということが判明した上で、原因が分からない状況において対策が有効であるかどうかということ論ずること自体が、時期尚早と考えておりますので、したがってそういう意味においては今の時点ではなんとも判断したしかねる状況でございます。ただこちらとして言えるのは、その12月の火災経験から一番有効と考え

た安全対策を実施したけれども、結果として事故防止たるものには至らなかった、その問題は本当に設計、管理運営側にあるのか、それともやはりRDFそのものを根本改善しないといけないのか、そこら辺は今後の原因究明の結果、何が原因で何が有効な対策なのかということがわかった上で、はっきり判断したいということでございます。

○永田委員 御社にとりましてはこれは始めてのお仕事だと思うんですが、そこで非常に参考にされたフォスターウィラー社ですか、アメリカの。このノウハウはいかがだったでしょうか。

○真中参考人 フォスターウィラーのノウハウというのはごみを固形化したり、フラフ状でごみを燃焼させるというノウハウを我々はいただいております。ごみの保管についてのノウハウについては、フォスターウィラーからいただいております。

○永田委員 そうしますと、国内の先進地のノウハウしかなかったんですね。そういうノウハウからして、発熱、発火、このことはいかがだったですか。

○真中参考人 われわれが知り得た知見、予知できたというデータ、即ちプロポーザルから設計段階においては、我々も調べましたけれども、RDFが長期保管ができないんだ、RDFというのは発火するんだ、RDFがガスが出るんだということについてはまったく我々得ておりません。また、そのような文献もありませんでした。

○永田委員 どうもそこいらが一つの大きなポイントになるように思えてなりません。それじゃあ次に移らせていただきますが。

先日ですね、特別委員会の答弁の中で技術的な問題についてはもう一切、受注者の富士電機さんにもう、何ていうのか、まあ平たくいえば、おんぶにだっこだと、こういう見解だったんですが、それはいかがです。

○真中参考人 RDFの品質を除けば、我々が責任を、設計上、きちんとやっているというふうには理解しております。また、我々がきちんと管理しなきゃいけないというふうには考えております。

○永田委員 そうしますと、貯蔵槽については除かれていたんですね。

○真中参考人 あ、ちょっと今よく質問がわからないんですけど。貯蔵槽を除くって貯蔵槽は当初、先ほどお話ししたように、長期保存がきく、燃えない、固形化されているという前提での貯蔵槽を設計いたしました。しかし、我々が責任を持つ範囲の中に、RDFの品質までは残念ながらリスク分担の中に入れておりませんので、じゃあ本当のRDFがどうなんだといわれますと、残念ながら我々の中では、コントロールし切れないというのが実情でございます。

○永田委員 はい、分かりました。一つ、消火の方法について、三重県は石油化学コンビナートを擁しておりますね。かなりその面ではノウハウあるんです。実際大火災も起こしている経験もあります。そのような知識からすればですよ、消火に水をということは考えられんと。ほとんどは窒素ということがあるわけですね。このときには、そういう方法については、論じられなかったんですか。

○真中参考人 消防の話の中では、窒素については論じられておりません。

○田中委員長 永田委員、申し訳ありません。申し合わせの時間がそろそろ参りますので、簡潔に。

○永田委員 もう少し。そういう幾多の経験はこの四日市の北勢地域持っているんですが、そんな中で、タンクのそういう火災が起こした中で、タンクの上部に、消火のために人を登らすという指示はどうだったんでしょうか。どういう決断で、どういうふうに指示がなされたんですか。そこがちょっと。

○真中参考人 消火という面では、消防、桑名消防署と打合せして消火方法については、そちらに一任申し上げますと、是非消火していただきたいということでお願いしたわけですけども、その以降について、具体的にどこに口をつけるとか、放水銃ですね。放水銃をどうつけるか、何本でやるか、またどうするかについてはこれは消防のほうからの決定事項で、我々に流され、そして実施されていったというのが実情でございます。

○矢内参考人 先ほどから14日以降の消火についてありますけども、まあ、我々昨年12月、それから7月、いろいろ自力消火に努力しましたがけれども14日の経験。あるいは爆風があるということはまったく予想していなかった後、この消火についてはもう全面的に消防さんをお願いするしかない、まして、消防さんの横の繋がりを、全面的にお願いしようということで、16日我々としても決めまして、あれは土曜日ですか。月曜日朝、真中が消防署へそういう意味でお願いに行った。その後はその指示に従って全部やっているということですよ。

○永田委員 そうしますと、タンク上部に人を上げるとかあるいはタンクの下で消断ですか、というようなことの作業の決断は、今、消防署というご説明でありましたから、それでよろしいですね。

○真中参考人 そのとおりでございます。

○永田委員 はい、もう時間ですね。終わりにします。

○田中委員長 申し合わせの時間が経過いたしました。以上を持ちまして本日の調査を終了いたします。参考人の皆様方には長時間誠にありがとうございました。

【委員協議】

1. 今後の委員会の進め方について

2. その他

【閉会の宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月29日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019202

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年10月8日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成15年10月8日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(開会中)

開催年月日 平成15年10月8日(水) 自 午後1時3分 ~ 至 午後5時2分

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正信 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 岡部 栄樹 君
委員 芝 博一 君
委員 三谷 哲央 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 木田 久主一 君
委員 山本 勝 君
委員 西塚 宗郎 君
委員 萩野 虔一 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君
委員 永田 正巳 君

欠席委員 0名

出席説明員

〔企業庁〕	企業庁長	濱田 智生 君	
	総括マネージャー	小林 和夫 君	
	〃	藤田 輝也 君	その他関係職員
〔環境部〕	環境部長	長谷川 寛 君	
	総括マネージャー	小川 治彦 君	
	〃	松林 万行 君	その他関係職員

傍聴議員 1名

県政記者クラブ加入記者 8名

傍聴者 4名

議題又は協議事項

- 1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について
- 2 今後の対応方針について
- 3 委員協議
 - ・委員長報告について
 - ・次回委員会の開催について

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

- 1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について
 - (1) <一覧表1~5を総括して>
 - ・プロポーザル契約について
 - ・消火設備などの防災対策について
 - (1) 当局説明〔濱田企業庁長〕
 - (2) 質疑応答

○永田委員 確認したいな形になりますけど、非常に不可解だったのは、RDFが燃えないという見解の上でいろいろ事を進めたということなんです、それはどこで聞いたっていうと、NEDOって、こう言われるんですね。NEDOの情報のもとにやっとならんと。ここでまあ、一遍、再度ですね、どうやらこちら辺がちょっと見解の相違になってくるんじゃないかという気がしてならんのですわ。それでもう一遍ちょっと、企業庁はこういう契約、プロポーザルで契約のもとでどういふような見解を持っておられる、もう一遍ちょっとその。今も概略言われましたけども、もう一遍そこら辺だけ伺っておきたいなと思います。

○濱田企業庁長 NEDOのものは公表されておりますから、当然だれも見ることができたと思います。ただ、プロポーザル時に企業庁がNEDOのものを示して、これによって設計提案してくださいと、こういう話はありません。したがって、参考にはする、しないはそれぞれのメーカーですけども、富士電機さんの場合は、JVじゃなくて富士電機単独でございます。ですから、燃焼の試験であるとかそういったことはフォスターウイラー社の協力を得たとしても、その責任、知見というものは富士電機として出しておると、こういうようなものでございます。

それで先ほども申しましたように、やはりNEDOの調査においても、やはりそのときの知見としては燃えないというような話があっても、やはりもともとはごみであるという認識から、ごみピットと同じ程度の消火の設備はするべきやと。そういうことは同じペーパーにも書かれておるということを私、説明させていただきました。

○永田委員 はい、もうそれで結構です。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 今の企業庁の説明で、これは全国で最初のことなので高度な技術が必要であったと、こういう今、話があったわね。それにしてもこの今、富士電機が1、2等で「我々は専門家ではない」と、こういうことをはっきり言ってるわけだよね。専門家でない者をあなたが、高度な技術を必要とする企業庁が、なぜこの人たちを対象に私はそのプロポーザルをしたのか、ちょっとわからないんだよね。

それであなたの言葉の中にはフォスターウイラー社っていういろいろ出てくるんだけど、これはアメリカのことであって、RDFそのものの質も全然違うというふう聞いてるし、何よりも富士電機は初めてのことで専門家ではないと。私がああ当時、現地であなたたちは幾つこういう事例が、事例があるんですかと聞いたら、全然ありませんと、初めてですと。というようなことを言っている所に、あなたたちはなぜこういう大事な仕事を選定したのかです。これはもう不可解で、とてもわかりにくいんだけど、これについて説明してください。

○濱田企業庁長 我々専門家でないという表現のときに、故意かどうかわかりませんが、「今」という言葉が実は入ってしまっています。「今、専門家ではない」と。これを私もちょっとこの記録が間違っていないならば非常に不可解不本意なことだと。この燃焼のデータなりそういうものについては、これは先ほど申したようにJ・Vじゃなくて富士電機としているものを収集して、それをプロポーザルの場へ上げて、そして提案したとこういうことでございますので、いや、そうでなかったという話については、これは企業庁としても、今後そういう部分については十分相手方と話し合わなければならない最大のことだと思っています。今のところ、非常にこういう発言については我々としても不本意である。

○岩名委員 確かにこういう事故が起こった後に、我々は専門家ではないという逃げ口上とも取れる発言だと思うんだけど、そういう責任感のないところへ県が選定をしたという経緯は非常に問題だと私は思うんで、その点をちょっと申し上げておきたいと思えます。もう別に答えはよろしい。

○芝委員 プロポーザルの中身じゃなしに、プロポーザルの定義を一遍提示してください。正式の定義を。プロポーザルとは何ぞやという。というのは、設計変更やったりとか消防署とか不燃物どうこうという解釈の前に、プロポーザルの部分というのはどういう条件で、どういう発注の仕方をして、どう決定してってという大きな部分の、細かい部分じゃなしにプロポーザルとは何ぞやと。その部分が一番大きな問題やと思うんですね。議論の取っかかり、一番入り口として。

○小林総括マネージャー プロポーザルにつきましては、私どもがいろんな仕事、発注をいたしますときに、非常に困難な仕事というふうなものがあるかと思えます。この焼却発電につきましても日本で初めてといえますかそういうものでございますので、私どものいわゆる発注者側の方でいろんな仕様をつくりまして、そしてその仕様で私どもが設計ができるというふうなものでないものという非常に困難なものと、そういうふうにご考えています。

具体的に申し上げますと、私どもで例えば焼却発電いたしますのに、いろんな設計の仕様の条件といえますか、あるいは規模でございますか場所でございますか、そういうふうなものは私どもで与えられますけれども、そういうふうな目的に対して、その目的に合致したものをつくっていただく。それには私ども県サイドとしては技術力がございませんで、そういうものについては民間の技術力、あるいはまたその経済性もあるかもわかりませんが、合理的な方法、それを加味したものを設計していただく。その方法の一つとしてプロポーザル方式があるのかなとそうにご考えております。

○芝委員 そのことで私も勉強になるんですが、きちとした法解釈があるんだらうと思えます。できたら、後ほどそのプロポーザルの定義。今の解釈の部分じゃなしに定義の部分をお願いしたい、これが1つ。

それからもう1つ、今説明の中で、皆さん方には技術的なノウハウもなければ知識もないと。その困難な部分を私たちの使用勝手のいいように、使用目的のために設計してやってもらうのがプロポーザル、まあ、大体こんな形の答弁されましたね。今言われたようにまさにそうだろうと、根本の精神はそう思うんです。そのときに、使用勝手のいいもの。すなわちそれをどういう形で皆さんが考え、どう定義をしていくか。プロポーザルの部分について、どういふ条件設定をして条件を与えて、その条件をクリアすることがこのプロポーザル、今の言う、皆さん方の今の答えになってくるんだらうと思うんです。

富士電機に与えた条件の中で、いろんな条件がもろもろあろうと思うんです。項目の中で。技術的な項目とか現場的な項目は別にして、RDFに対する認識、とらえ方。特に安全性の問題。その部分についてどういふプロポーザルで提案してましたですか。ちょっとそこを教えてください。プロポーザルとして、RDFの安全性の問題。タンクをどんだけにせよとか発電どうこうをどうせよというんじやなしに、RDFについてはこういうものがRDFですと。そのプロポーザルの条件提示、どうなってます。当然あるでしょう。

○濱田企業庁長 先ほど応募者の資格要件という話の中で、5点、資格、こういう方でない応募できませんと、こういう話をしたのがまずその基本の部分だろうと思えます。そのうち、今お尋ねのところには一番関連すると思うのは、厚生省の策定した「廃棄物処理施設整備国庫補助事業にかかるごみ処理施設性能指針」というのがございまして、これに適合する技術資料等が提示できると、こういうようなことになっております。その部分が一番関連するのかなと、そういうことであります。

○芝委員 はい。その指針に適合するデータが出せるとこという意味ですな。その中身わからん、ちょっとくたいて教えてください。具体的に。

○小林総括マネージャー 公開募集要領を11年の11月にいたしておりますが、その公開募集要領の中にRDFの性状につきまして参考値を挙げております。その参考値につきましては、この平成5年、6年で、NEDOから委託

を受けましてその調査した中の部分ということで、水分でありますとかあるいは灰の分、灰分ありますとか、可燃分ありますとか、それから元素の素性であるいはかさ比重等につきまして、それを変動幅、なんぼからなんぼという変動幅を入れましたのと、それからその平均的な基準値を参考として提示いたしております。

それで、提示をいたしておりますけれども、この文章の中に「供給できるRDFの性状を保证するものではない」というふうな、「供給できるRDFの性状を保证するものではない」というふうな文章も入れておまして、くどく申し上げますが、5年、6年で得られた調査データの変動幅、幅を広く入れまして、そしてその平均の基準値を入れて、かさ比重等あるいは水分灰分等を表示をいたしております。それで、あくまでもその性状を保证するのではないと、そういうふうに表示しております。

○芝委員 そうすると性状値をそうやって幅広くデータ提示をして、性状について保証できないということをおっしゃると。企業庁としてはプロポーザルのときからRDFは安全でないということを認識したとったという部分で解釈でいいんですか。

○濱田企業庁長 そういう部分でなくて、その実験ですな。

○芝委員 どういう意味ですか、そしたら。今の部分というのは。

○濱田企業庁長 実験でつくられたRDFというのは、品質の一緒のものでないというふうな部分の意味で、こういうRDFからこういうRDFというふうなものがという意味でございます。

○芝委員 はい、わかりました。それは性状部分、あくまでデータであって、安全であるか安全でないか、もしくは燃える燃えないかっていう部分については言及しとらんということによろしいですね。

○濱田企業庁長 それから先ほどの質問にちょっと答えてませんので、その前に性能指針の中でどういふことが言われておるんだというお話がございましたけれども、わかりやすくという意味ですんで、少なくともその実証の施設でRDFの燃焼をして、そしてその燃焼をしたデータ、こういったものが提示できる社というふうなことで。だから、実証試験が必要でございましてそういう意味合いで言いました。

○芝委員 はい、わかりました。それじゃ、その実証データ、総括した表を見せてください。当然出てくるんでしょ。そういう企業を選んだわけですから、実証データが企業庁へ行ってるんでしょ。なけりゃそれは契約までいかんでしょ、実証データが出てなけりゃ。それ1つ。

それと、要は先ほど説明された性状に対する部分についての説明でいろんな数字は言われましたけれども、それは安全とか燃える燃えないの部分には言及してないって言われましたけれども、基本的に、この委員会でも企業庁は正式コメントとして、「私たちが安全なものであって燃えると思っていなかった」とこの場で言われましたわね。当然今も、一連の事故が起こるまではそう思っていたし、当然プロポーザルの提示のときでもその認識はあったとこう思ってます。その部分は今のプロポーザルの中で提示をしていなかったんですか、今聞くと。何も出てこないじゃないですか。RDFは燃えないものですよ、もしくは燃えるものですよ。安全ですよ、安全でないですよというこの部分というのは、どこかでプロポーザル提示しとるんですか。プロポーザルの条件の中で。今聞いた中では出てこない。

○濱田企業庁長 プロポーザルの前提条件としては掲げていません。ただ、向こうからのそれぞれの提案の中にはそういう安全対策というのは当然記載されておると。

○芝委員 一連の今までの立場の主義主張の違い、いろんな部分の違いというのは、一番の元はそこから始まっていると思うんですよ。企業庁も「安全だ」、ある意味では。そして燃えないものという認識のもとに、自分たちの困難な部分を都合いいような形で設計してもらってプロポーザルって提案をした。受け手側もその認識でやった。その部分が出てるから、すべてが以下狂ってくるんであってね、当然それを十分にこたえなかった富士電機も悪い。当然プロポーザルとしてRDFの安全でないかもわからない、燃えるかもわかりませんよという条件提示をしなかった。むしろ反対に安全ですよ、我々もらった資料で安全ですよ。恒久的に固定して貯蓄もできますよと。燃えまじよというようなことは書いていなかった。その部分がまるきり最初の部分で違うんだから、今日に至って一番最初の問題が出てきたと思うんですけどもね、そこについて、企業庁は責任の問題については認識してますか。

○濱田企業庁長 プロポーザルの性格の中で安全の点検は要らないとかそういうことじゃなくて、当然。

○芝委員 違う、違う。そういう意味じゃない。プロポーザルの中で、プロポーザルで言われたように、条件提示があって初めて例えばどれだけの能力のもの、どれだけの規模のもの、どれだけの容量のものとかいろんな部分の条件

はあって、条件に当てはめて具体的にそれぞれの技術力で、各それぞれの技術力でそれを設計し具体化していくわけですよ。その与えた条件の中に企業庁も燃えますよということは言っていないし、向こう側も危険であるということも認識してない。お互いの認識がそこで図らずも一致してるわけですよ。今になってそれが私は一番の欠落だったと思ってるんですけども、その部分、その部分が認識がなかったということは事実、今までの発言でも、企業庁も。その部分の最初の一番スタート台の部分についての認識のずれ、知識のずれっていうのはどちらにもあった。出す側にも受け側にもあったから、今日をむかえたと思ってるんですけども、その部分についての責任感を持ってないかと聞いたらんですよ。

○濱田企業庁長 ちょっと前提の説明をさせていただきたいんですが、プロポーザルの話の中で我々も未知の部分もあるということで安全対策も含めてプロポーザルの提案をさせていただいておるんで、それはそれぞれの施設のデータとか知見をもとにして出されるということをごさしましたし、我々が過去に知り得たNEDOなんかの話によると、貯蔵性に優れ、あるいは通常ですと燃えない5カ月の実験結果があるねと。そういうことは我々も承知しております。ただ、それを前提としてやってくださいということを、だからプロポーザルでは提案してない。

したがって、それぞれの各社からは、やはり燃やすものですから、それは。だから当然どの部分も多少の差はありますけれども安全対策あるいは防火対策が提案されてきると。富士電機についてもそうであったと、こういう認識でございます。

○田中委員長 芝委員。簡潔にお願いいたします。

○芝委員 はい。もういちごっこになってしまうと思うんですが、私はその最初の企業庁の認識の不足、知識不足のどこにも責任の半分はあったらと思うんですが、こんな思いはしてます。安全対策って全体に対しての安全対策は当然ありますけども、そのプロポーザルは与えられた条件に対してこたえるのも一般的なプロポーザルの受け取る形でありますから、そこで危険性がある意味では事前に通知しなかった、認証しなかった、提案条件の中に入っていない企業庁にも半分の責任があるんじゃないかと。まあ、ここはこれで終わります。

○田中委員長 時間の都合がありますので先に進めさせていただいて。また後ほど総括して御質問いただきたいと思うんですが。

②<一覧表6・7を総括して>

・RDF品質管理について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○西塚委員 RDFの受け入れの関係で少しお尋ねしたいんですが、7月の末から発熱してきたということなんですが、その当時サイロに受け入れておいたRDFというのは、いつごろからそこにサイロへ搬入されたものなんでしょうか。

○濱田企業庁長 7月の末のころは比較的新しいRDFだったと思います。ただ、全般話ししましたように、一部倉庫に保管してあったものをそれに追加して入れたという部分はその2月ごろのRDFだったのではないかとこんなことをごさしまして、数量としては全体の管理をするために、2,000トンの貯蔵槽でございますが、500ないし600トンというところで運営管理しておったということでございます。

○西塚委員 そうすると、鈴鹿が四日市の倉庫にあったものの一部が入って、2月ごろのものが入っておったということなんですが、それをその入れられた責任って、どこの責任でそれは入れられたんでしょうか。サイロに。

○濱田企業庁長 管理は全部富士電機がやっておりまして、そういう意味で富士電機が主体的に判断しながら貯蔵槽へ入れたり、それから直接投入したりというような方法をその当時は取っておりました。

○西塚委員 そうすると、富士電機の主張はRDFの性状に基本的に問題があったのではないかとこういう趣旨だと思うんですけども、そうするとあのサイロに当時入っておいたものは、4月以降の桑名広域にしても性状のよくなったものが入っておって、それで一部その2月ごろのものを入れたっていうのは富士電機の責任で入れたと。こんなふうに解釈したらいいわけですね。

○濱田企業庁長 やった行為としてはそういうことでございます。

○貝増委員 若干似てるんですけど、企業庁長、今の富士電機との関連で1点伺うんですが、三重県RDF運営協議会つくって、製品についてはチェックしようと。富士電機はこへ書いてある答弁をしていると。再三申し入れてきたと。搬入材料、RDFのチェックをしてくれと、品質を高めてくれと。これは自分たちのせいじゃないと、県サイドだよと言われたときに、ぜひ環境部と企業庁の中にはこの協議会をつくったときに技術部会を立ち上げて、7つの箇所で行われるRDF。施設メーカーも違う、そして搬入のタイムラグもある、それらをその技術部会で徹底的に協議しましょうと言って立ち上げたはずなんですけど、そこでなぜこういう問題が、稼働してからでもRDFのチェックをし直せと、品質を上げろという委託先の富士電機からそういう問題が出てきたかと。これはとりもなおさず県の方の問題あるんじゃないかなろうか。市町村に対して瑕疵責任があるんじゃないかなろうかと思うんですが、企業庁いかがですか。

○濱田企業庁長 RDF化施設自体は市町村が建設してある事業ですから、そういう面での品質管理をしなされるのは、まあ現実にはメーカーがやると思いますが、やはりメーカー、桑名広域の例を見ても、我々、メーカーがやる調整が不十分じゃないのかなというようにもなっておりまして、メーカーもそれを認めて一部いろんな成形機の部分を取り替えた、こういうような話があります。そして4月の20何日以降の分については随分よくなったと、こういうことをごさしますので、そういうこともあるのかなとは思っています。

○貝増委員 若干違うんですよ。私、あなたが環境部長のときの企業庁長と、あるいはその部局と打ち合わせをしたときに、搬入先は7カ所から入ってくると。みんな同一メーカーでつくってない。これについて協議しなければならぬと。当然発電所のスイッチ押すまでにそこを徹底して合わさないことには問題生じるんじゃないかなろうかというのが内部から出ると話なんですよ。でも、それが、そのために協議会の中に技術部会を設け、市町村担当者、そして各7カ所のメーカー全部やめて製品の統一化と安全性を確保しようというための技術部会は実際どのように動いていたかということなんです。

○濱田企業庁長 そのことについては技術部会が立ち上がりまして、これはもう当然そこに参加する市町村も当然同じように入ってきて、そして先般もお示ししましたTRの形のものをつくらうというように、技術部会で決定された事項でございまして、その決定された事項についてそれぞれが自分とこのRDF化施設でそのような性状のものができるように。これはもう、それぞれの取り組みではないかと思えます。

そして、その部分で確かにスタート地点では少しばらつきがございましたので、そういう部分について富士電機さんの方からも少し改善をという話いただきました。その部分については我々も、それぞれの技術部会で定めたようなことに向かってやっぱりきちっとやるべきではないかということで、メーカーにも話して、それで取り組んだと。そういうことで改善効果は当然出てきたと、こういうことになっております。

○貝増委員 こんなことばかりで申しわけないんですけど、やっぱり環境部、企業庁。この統一見解の2つを見ましても、片方は管理は明言なし、片方はリスク分担上県の企業庁の責任あるいは指導をお願いしているのに返ってこない。でも、今、企業庁はちゃんと技術部会でもメーカーも集めてやっていると。そこが例えば12月の起動したときの一番最初のときでもやっておれば、ここまで大きくならなかったんちがうかと。春先の品質が悪かったと。ここが全部尾を引いて今日まで来た。その辺いかがでございますか。

○濱田企業庁長 先般のこの委員会の中でも詳しく報告をさせてもらったと思うんですが、何回かに分けて性状に取り組んだと。そしてこの少なくとも4月以降の部分は、まあ桑名広域が一番多いもんですから、量的には。そういうような意味合いでは4月以降という言葉を使うんですが、それ以降の部分はRDFが相当性状が改善されて、そして富士電機も入れた判断の中で貯槽への投入もよした、こういう話がおとるということが事実の経過でございますので、我々としても確かに機械から修繕しないとできませんので、今日言うて明日というわけにいきませんが、そういうことの中では急いで成形を改善するという取り組みがそれぞれのところでやられてきたということ御理解いただきたいと思えます。

○貝増委員 1つだけ、もう軽く。最後に確認だけさせていただきます。貯蔵槽の中の、貯蔵槽の施設、そして中身。これの管理責任者はだれなんですか。別々に。

○濱田企業庁長 受け取って、受け取っていないにかかわらず、仮に管理の譲渡になっても、それを運営管理していただくのは富士電機にお願いしてあります。

○貝増委員 はい、わかりました。

○西塚委員 ちょっと飛んでしまいましたが、今、西塚議員の言われた部分についてちょっと関連させてください。非常に重要な問題かなと思えます。つまり、鈴鹿の荷物を直接タンクに運ば入れたのが富士電機がすべて関

与したと、こういう問題です。これの表によると、この「2月19日～28日点検のため発電停止」という項目がありますが、このときにその寄ってきた荷物を鈴鹿と四日市の倉庫に入れたと、こういうように今まで聞いてるわけですね。それでずっと2月から7月までその倉庫に置きっぱなしにしておいたわけですね。このことも企業庁が関与せずに富士電機がやっとなったかどうかということも少し後で答えてもらいたい。これ一連を全部どこが中心でやっとなったかということについてお聞きしたいです。

それで、7月20日にそのうちの鈴鹿の一時保管庫のRDFから煙が出たとうなるわけですけども、それまでに、これちょっと8月27日の新聞記事を今見るとんですが、7月の2日に、どこやら書いてあったな、7月2日に倉庫での保管は費用がかかり、何カ月も異常発熱が起きず危険性はないということから、貯蔵槽に搬入することを認めた、決めた。こういうことなんですね。これがあって、1、200トンの鈴鹿の荷物のうち300トンがタンクに入れられる、残りの900トンは鈴鹿に置いてあるとういう状況になって、7月20日に鈴鹿の方で異常発熱がしたと。7月20日に。だもんですから、貯蔵槽への移入はストップになった。それでわずか1週間後にタンクが発熱するんです。

ということはその流れから見たら、その鈴鹿の荷物のRDFがこちら、倉庫の方でも発熱しとるんですから、同じようにタンク内で発熱したというのは見てごく自然の流れになるんですけども、そういう意味ではこのタンクに再度入れよという、入れたという部分というのは非常に重要だと思うんですね。

これが今先ほど西塚さんの質問に答えられて、企業庁長はすべて富士電機だとういうふうに言われましたが、もう一度確認したい。これは企業庁は関与してないかどうか。

○濱田企業庁長 管理自体は何カ月も放りっぱなしということじゃなくて、一定の人が常時いろんな意味での監視しながら保管しとったというようなことは聞いております。それで、それは富士電機が管理しておりましたと。それでそういう話の中で、先ほど言いましたように2、000トンの貯蔵ができるタンクですね。これが比較的こう、稼働しかけて300トンぐらいの話になったと。順調にいけば1日RDF燃やすのは200トンぐらいまでいけますので、通常やったら600トンとかそういう部分はそんなに大した保管の量には普通はならないもんですから、保管してあったということはいずれはそれを燃料にしようという意味で保管してありますので、ある程度量が少なくなったところで、保管の部分をそんなに貯留しないだろうという考え方だったと思うんですが、これで移して徐々に燃やしていこうと、こういう考え方で移されたと思います。しかし、そうした途端にそういう鈴鹿での発熱がありましたので、そこからの新しい投入はすぐにストップしたとういうような経過でございます。

○西場委員 いや、経過はわかりましたけれども、その一連の動きの中でそれを指示し、実際それに手を加えてきたのはどこがやったんですか。

○濱田企業庁長 主体的な判断は富士電機がやったとういうふうに私聞いております。

○西場委員 そうすると企業庁はそれについて何ら報告なり相談なり、そういうものは受けずに流れてきたんですか、それは。

○濱田企業庁長 事後も、事前の場合もあるかと思いますが、事後も報告はそれぞれの業務の日誌で来たり、こういうことはありますよという報告は受けることがあります。

○西場委員 報告は受けたんですね。

○濱田企業庁長 このことは受けました。

○西場委員 このことで、もう少し詳細に調べてもらいたい部分がある。それは、なぜ同じ荷物やのに四日市倉庫のRDFは発火をせずに、鈴鹿倉庫のRDFだけ発火したんか。答えられる。

○濱田企業庁長 何カ月後かの話で起こったということについて、その時点でわかっておりましたら、その投入ということは富士電機もなかったであろうし、我々も止めたと思います。まあ、そういう意味ではわからなかったということです。

○西場委員 鈴鹿の荷物と四日市の荷物とどこがどう運ったんかということについてのデータは今からでも調べることはできるんですか。

○濱田企業庁長 ある程度のは運び込んで出して、運び込んで出してとういうようなこともあったようですので、この何トンがどこでいつという話まではちょっと把握できるかどうかはわかりませんが、一定の傾向までは、一定のこういう部分の動きの中ですとういうところまでは富士電機に確認すればわかると思います。

○西場委員 今までの議論なり説明の中での経緯の私の一番関心事ではありますが、7月に発火した直接の原因は、やっぱりその鈴鹿の倉庫に一時保管されておいた1、200トンのうちの300トンがその中に投入されたのが、その原因の元になっとるのではないかという私は疑いを強く持っております。そこで、そういう意味においては鈴鹿に置かれておいた、あるいは四日市倉庫に置かれておいたRDFの状況とかその問題についてもう少し調査してもらって、報告してもらうようにぜひお願いをいたしたいと思いますが。

○田中委員長 はい。委員の先生方、今の西場委員の御提案、資料要求させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○田中委員長 それでは企業庁長に申し上げます。鈴鹿の倉庫の状況並びに中身、搬入先等お調べいただきまして、当委員会に報告をお願いしたいと思います。

山本委員、お願いします。

○山本委員 桑名広域のごみが、稼働時には少しこう品質的に悪いという話はいろいろお聞きをするんですけど、ほんでもあれは2月の末に悪かったもんですから、成形機を9台替えて、あれは業者持ちで替えさせたわけですね。それはまあ4月になって、それ以後は桑名広域もごみもよくなったわけですね。そうですね。

それで今、鈴鹿の倉庫にいわけゆる1、200トンですか、それでRDFを保管してたと。その大半のごみとううのは、ある意味でどこから発生したごみなんですか。

○濱田企業庁長 先ほどとういう御質問、調査をせよとうう話ですので、どこまでが、富士電機のデータを繰らないとわかりませんので、できるだけ調べて先ほどの委員長の指示に従って報告いたします。

○山本委員 今はわからんですか。

○田中委員長 いや、だから調べてくれる。

○山本委員 いや、だから今はお知りにならんわけです。

○田中委員長 西場先生の質問ではお答えいただけてないんで、それで資料要求させていただいたんで。

○山本委員 ああ、そうですね。はい。とういうことで。

あと、確かにそのごみが悪いとううのはそれで何ですか、その鈴鹿にあったごみっていうのがやっぱりある面が発熱の原因やったとううのは、いろいろ一連の話を聞くとやっぱりそうかなってとうう理解をするわけですけど、7月の10日ぐらいにそのごみをRDFのサイロの中に入れ始めたわけですね。その入れ始めたことによつて、中に発熱が発生したとううことになってきたわけですけどね、例えばもうそのときには、このごみは大体安全やったとうう、とうう意識でそのサイロの方に入れかけたわけですか。

○濱田企業庁長 先ほども御答弁させてもらったように、4カ月あまり異常とううんですか、とうう状態が確認できないとううことで、まあ、ある程度少量ずつ入れれば大丈夫だろうとうう判断だったと思いますが、とううことで富士電機が焼却用に移したとうう話でございます。

○山本委員 はい。じゃあ、もう1点だけ、ほんじゃ。そのぐらいの判断をするんですしたら、やっぱり富士電機だけ自分で判断して中へ投入したとううことはちょっと考えられやんのですけど、事前に企業庁として、じゃあそれを入れませよとううような報告を受けましたんか、受けませんでしたんか。

○田中委員長 山本委員に申し上げます。全く重複、先ほどの西場先生のお話にしてるんですよ。

○山本委員 いや、もうちょっと聞こうと思ってですね。

○田中委員長 ああ、なるほど。

○山本委員 はい。

○田中委員長 では、重複部分については簡潔に御質問させていただきたいと思うんです。企業庁長、お願いいたします。

○濱田企業庁長 片っぱの貯槽の状態に左右されとるんですが、いずれは持っていききたいという話はある、その状況を見守ったと。そういう意味では聞いているという話になると思います。

○山本委員 ちょっともう一度教えてください。

○濱田企業庁長 いずれはですね、もう何カ月かたつんで、その貯槽の方へ持っていききたいという話は我々の方も聞いておったとこういうことでございます。

○山本委員 そうすると例えば7月の10日か15日ごろから入れますよという報告はなかったということですね。事前には。

○濱田企業庁長 入れ出しましたという報告はあったというふうに、私、報告聞きます。ただ、その前に、近いうちに入れたいという話は、先ほど、あったと。それで入れ出したときの直近は報告としては聞いてなかったようですが、その後入れ出しましたということは聞きましたとこういうようなことでございます。

○山本委員 ほんじゃあ、もう結構ですわ。重複するということでしたら。

○岡部委員 私はその品質そのものが各施設、入ってくるところから若干違うと思うんですね。それで、その鈴鹿とか四日市のあれも今挙がってますけど、私は運んでくるころの製品は、メーカーはみんな違うと思うんですね。一緒のところもあるかわかりませんが、でも、そのRDFの製品をつくるまでの過程で、いわゆる容量とかいろんなものがメーカーによって違ってくると思うんですね。

それからもう1つは、いわゆる消石灰で固めてやる場合、それからそれをなおかつ温風で処理する場合、2通りあると思うんですね。それを調べないことにはどれかということはわかってこないと思うんですね。ですから私は、それ7カ所ですかね、今、搬入は。その7カ所のうちをどういう方法でやってるかを確認しないとだめやと思うんですね。

それで、温風のところの製品は今まで全国で事故がないと思うんですね。だから消石灰のところは今も起きたと。だからその辺をきちんと、どこいわれる搬入先のやつが消石灰で温風を使ってるか、その辺も調査、資料の段階で。鈴鹿と四日市だけなしに、運んで、持ってくるころの製品の内容を皆調べていただいた方がええんやないかと思えます。

○小林総括マネージャー 先生おっしゃりますように、RDF化は7団体でございます。それで、このRDFのつくり方で、いわゆる生石灰の部分と消石灰と2通りでございますけども、三重県の7団体も全部消石灰のタイプになっております。それで消石灰ということですので、水分を飛ばしますのは、油等をたきまして、その熱で水分を飛ばしてやっておると。それで、静岡等で事故がございましたのはいわば生石灰を使つとる部分で、その生石灰に水を加えましてその温度でもって水分を飛ばすという形ですので、全部同じタイプになっております。

○岡部委員 その温風ですね。まあ、私は専門家でないんでわかりませんが、その辺をもう一度メーカーと本当にそれでいいのかどうかという調査を私はした方がいいと思うんですが、企業庁のお考えはどうですか。

○田中委員長 小林総括マネージャー、そのデータはお持ちじゃないですか。7つの搬入先から、プラントのメーカーなりどういうやり方でRDFが成形されているかというデータはお持ちですか。

○小林総括マネージャー メーカー名につきまして申し上げたいと思います。

○田中委員長 いや、そういう資料持ってるは。

○小林総括マネージャー 今持ってますといえますか、ちょっとメモ書きがございませんか。

○田中委員長 いや、持ってはんのやったら後でちゃんとちょうだいよ。こういう形で成形されて届いているよという。

○小林総括マネージャー あの、そういうものではございません、すみません、委員長。

○田中委員長 はい。

○小林総括マネージャー 7団体がございます、7団体につきましてどのメーカーがつくったかというのは、今、私、メモ書きで持っております。

○田中委員長 どういう成形のやり方というのは持ってない。

○小林総括マネージャー 成形のやり方につきましては、聞いておりますのは先ほど申し上げましたいわゆる消石灰のタイプでございます、それで、その油等で水分を飛ばしてますと。それで海山町さんにつきましては、できたRDFを燃やして水分を飛ばしてますと。ほかのところは油等で水分を飛ばしました、そのように聞いております。

○岡部委員 私はですね、海山町のやり方が正しいのかなと思うんですね。なおかつ後で温風で水分飛ばしますから。それをしないのだめやないかなという気がするんですが、どうですかね。

○田中委員長 小林総括マネージャー、あと、成形のやり方等について一覧表を当委員会にお出しいただけますようお願いいたします。

○小林総括マネージャー わかりました。

○田中委員長 それでは時間の都合も。

○三谷委員 もう1点だけ確認させてもっていいですか。

○田中委員長 はい。

○三谷委員 簡単に。当初桑名広域のRDFの性状が非常に悪くて、2か月サイロに入れるのがとまりましたね。そのときに直接、先ほどの御説明で、一部を除いて直接焼却炉に入れて燃やしましたと。この直接焼却炉に入れて燃やす場合、富士電機の方から事前にこういうRDF、非常にできが悪いけれども、直接焼却炉に入れて燃やしてもいいだろうかというような相談が企業庁の方にありましたか。それともなかったですか。

○濱田企業庁長 先ほど言いましたように、これが悪いという話ですね、戻すときは明確にいつか確認しましたということがありますので恐らく何らかの話があったと思うんですが、12月の初めのころは、どこのものも相当やっぱり成形を必要とするなどというような部分が多かったのは事実でして、それでやっぱり言ってますように、桑名の分がつくってすぐに持ってくるというようなことで、温度自体も通常のとこより20度くらい高いわけですね。そんな状況もあるし、そこらの話がよく、まあそういう状況もあったし、それからRDFの性状自体も少しやっぱり成形機が十分うまく調整できてなかったなどということがありましたんで、あのころは結局3者が寄ってこれ見ながら、私も見してもらいましたけど、こんな状態やなあというような話がありましたんで、一定の共通の認識はあったと思います。

○三谷委員 そうすると3者というのは、富士電機さんと企業庁と桑名広域とこの3者が寄って、このRDFえらいつくりが悪いけどどうしようかと。それで、もう直接入れて燃やしてもこれは問題ないやろうという、そういう相談もあわせてそこでされたわけですか。

○小林総括マネージャー すみません、9月19日の特別委員会のときの資料の19ページでございますけども、そのころに15年の1月27日から2月1日にかけて、桑名広域さんで製造されましたRDFにつきまして、その桑名広域さんの場所で、屋内で高さ3メートルにRDFを積み上げて、1月の27日から2月1日まで温度変化を見ております。それで1月27日にRDF積み上げ開始しました温度が約25度でございます、29日にそれが水蒸気発生等もありまして温度が約88度になりまして、2月1日には温度が約100度以上で、もう温度計が100度のものでしたので振り切れたという事実がありまして、これにつきましては富士電機と企業庁と桑名広域さんと現場で確認をしたと、そのように聞いております。

○三谷委員 はい、もうこれで終わりますから。私がそういうことを確認したいのは、例えばそういうRDFの専門家じゃない方ばかりが3者集まって、非常に性状の悪い、できが悪いRDFを直接投入するというその最終判断は一体だれがされたのかなっていうのが知りたいわけです。

○濱田企業庁長 先ほど言いましたように、当初のころはそういう状態を手探りでやっつたことは事実ですが、ただ、何というんですね、温度の監視とかそういった部分は十分注意しながらやっつた。

それで先ほど言いましたように、素人といえどもRDFの研究者とかそういう意味での集団ではございませんが、やっぱり当時からRDFにかかわって、そのように富士電機もやってますし、我々の方もNEDOの実験の結果とかそういうものとの相違とか、そんなものはこう見ながら。

そして、あるいはごみ。やっぱり基本はごみですので、そういう認識で、桑名広域の方なんかは現実には日々ごみを扱ってますので、7組合の方が寄ったときでもやっぱりいろんなお話も出ますし、そういう意味では日常ごみを扱っ

とる方たちにも寄ってもらって協議を重ねてきたということでございますので、まるっきりわからないものばかりだというような話じゃなくて、日々ごみ扱っておることの本当の現場の方のいろんな意見聞きながら、それであの現場で何度か話したとこういうことでございます。

○三谷委員 はい、結構です。

③<一覧表8～10を総括して>

・施設の所有者としての管理

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○芝委員 今の中でね、庁長。引き渡しの云々の話の中で、富士電機さんは1号の火入れを完了してまだ調整中。稼働とは言えないという認識を示されとるんです。そういう状況の中で、今も企業庁長が受け渡しをされてないような状況と今も状況言われました。にもかかわらず、12月1日に本稼働、稼働を発表された理由というのをもう一度言ってください。

○濱田企業庁長 この間の富士電機さんが我々としてはという発言がありましたけれども、やはり先ほども言った、前提の話として契約を結び、工期に間に合うということがまず前提になっておりまして、その話が少し遅れてくるという話の中から、しかし、市町村のごみ行政の混乱もあるから、それはできるといって話でその施設が整備された。そういうことで、我々としてはそこで火入れがして、RDFが処理されてくという意味でスタートしたという発表をさせてもらったわけでございます。

○芝委員 契約上の話はそうですね。ところが今も言われたようにまだ引き取れない状態、なおかつ富士電機もまだ試運転中の部分のまだまだあれやし、火入れ式も1号しかしてない状態の中で、あえて企業庁が、それじゃあ現状が確認できて初めて性状の部分で確認、設計と言っています部分で、工期は無理としても、普通なら遅らせてでも本格稼働するのが普通じゃないですか。ある意味では我々から見ると見切り発車にしか見えません。見切り発車にしか。条件はそろうた上での稼働と思ったんですか。

○濱田企業庁長 RDFの処理をする、そういう意味での稼働の条件はできておると。

○芝委員 はい、わかりました。周りの状況、ダイオキシンとかいろんな部分、それから市町村の関係の部分から稼働をせざるを得なかったという解釈でよろしいですね。大事な部分で条件が整わなくても。

○濱田企業庁長 富士電機からもそのような報告を受けたとこういうことでございます。

○芝委員 企業庁が本格稼働したって発表したのはね、条件、受け渡しは済んで、工期の中でしたから、工期が来るからってな部分。だけれども、富士電機の中の実態は1号機に火入れしたままであるし、まだ本格稼働ではないという認識がある。しかし、周りダイオキシン規制の問題とか市町村からRDFができて上がってくるっていう状況で、状況から判断した稼働であったんですね。要するにすべての状況が、企業庁が思っている部分ですべての部分で、試運転も終わり、正常稼働もしてる、何もかも条件整備がそろうた上での本格稼働っていう状況じゃないし、現状稼働。現状に押されての稼働という認識でよろしいんですねって聞いてんの。企業庁の認識を聞いてんの。

○濱田企業庁長 全部が終わってないという話はそうでございます。

○芝委員 結構です。

○岩名委員 履行期間を2回延ばしているというのは我々にとって異常に思えるんだけど、今の話の関連だけでも、これ、どちらが責任があんのかということは、そのぐらいのことは明確にしたいもんだと思うんですね。こんだけの委員会やって。それで、おたくはこれは責任はないと思ってるわけですか。どうですか。

○濱田企業庁長 2回目の部分は明確に灰水洗設備がこの16年の3月までかかるということでございまして、それ以外の施設については16年の3月までということではございませんのですが、この、先ほどもちょっと言いましたけれども、施設整備については、土地造成の遅れということを富士電機側も言ってます、そのことについては土地造成が遅れたという部分はこれは事実でございますが、その部分でもって完全にそれができなかったのかどうかということまでは少し検証したい部分があります。

○岩名委員 普通の商取引なんかから考えますと、あなたが言っているように、向こうは土地の造成が遅れたからというその突発的な問題が起こったら、そこで契約というものは修正をするなり何かをそこでやらないと、行動を起こすべきだと思うんですよ。ぼくが言いたいのは、あなた方は履行期間をこう何回も延ばすと。それはもし企業の責任であれば、ここでペナルティーをかけるべきだと思うんですよ。これが常識ですわ。そのペナルティーをかけてないということは、あなたたちが責任を認めているということと解釈してよろしいな。

○濱田企業庁長 履行期間が守られなかったということについては我々、非常に不本意に思ってます。それで、それが全部ペナルティーを付けていないということについては、これ事実でもってペナルティーを付けてませんので、かけなかったということについてはですね、やっぱり、ということではいろいろ御批判ある部分についてはこれは県が受けなきゃならないと思いますが、私としては、商取引のこれだけの大事の施設について、契約期間が履行できないという話がやっぱり出てくるということ自体については非常に不本意にございました。

○岩名委員 ですから不本意だけでも、我々県民サイドに立って考えると、約束を守らないところに対してまともな金の払いはできないわけだし、やっぱりペナルティーを付けて損害賠償はその時点できちっと請求をする、そういう毅然とした態度がなくて、今までなれ合いですべて企業と企業庁がなれ合いでやってきたために、こういう事態を招いたんじゃないかと私は思います。まあ、それで結構です。

④<一覧表11・12を総括して>

・12月末の発熱時の対応について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○三谷委員 最後、その関係機関との検討会ですね、この間富士電機さんは、私どもはオブザーバーなんで、県の方から、企業庁の方から出席要求がなければ出れないんですよということで、企業庁の当初の説明では、最初は出たけどその後富士電機さんは来ませんよということなんですが、やはりこれだけの大きな事故っていうか今まで予想していなかったような事態になってくれば、常識的に考えて、管理責任者が富士電機であるならば、その管理責任者が常にそういう会議にも出席をしてその都度その都度の意見を述べ、またそれぞれの方々の意見も聞き、管理運営上きちっとやっていくっていうそういう対応を取るっていうのが常識だと思うんですが、これはなぜその後出席要求はしなかったんですか。

○濱田企業庁長 当初したときに、相当内容的にも説明していただきました。そして突っ込んだ議論がそれぞれされました。その後は個別個別のRDFの状況、同じ性状改善の話だったんで、特に改めて出席求めてということはないんですが、今から考えればしつこいほどいろんな部分で連絡調整をやった方がよかったんじゃないかと、それは思います。ただ、そのときはもう同じ性状改善ということで、取り組んできてどここの部分がまだちょっとだめだねと、こういうふうな継続的な話でしたんで、特に出席を求めなかったとこういうふうな話でございます。

○三谷委員 前にもちょっと御質問させていただきましたけど、やっぱりこの12月の23日の事故のときのこの後の対応がやはりきちっとされておれば、今回のような大きな事故につながらなかったんじゃないかという思いは各委員の先生方もみんなお持ちだと思うんですよ。そのときにこういう、その後の対応が非常に何というか軽い対応でずっとこう進んでいっているというところに、それぞれの管理責任者も含めて責任感の欠如っていいですか、事態をきちっと認識するという判断能力といいますか、そういうものが欠如してたんではないかなとそんな思いがしてます。それはもう今言ったって繰り返す言になりますんで言いませんけれども、そこら辺のところの認識がやはりちょっと違うんじゃないかなとそんな思いがしてます。いいです、終わります。

○西場委員 先ほどの説明の確認をさせてほしいんですが、12月の発熱事故の後、先ほど来のお話のようにまた3者で審って、いったん外に積んだやつで温度計が振り切れたようなRDFもいったんタンクに戻すんですね。あつ、戻さない。ああ、そう。

○濱田企業庁長 基本的に悪いRDFについては散水なんかの処置をして、焼却を処理しております。

○西場委員 別の焼却。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 それで、その後12月時の発熱時以降、いったん2月にタンクの中は全部空にするんですか。

○濱田企業庁長 一応全部いったん空にいたします。

○西場委員 それはいつの時点です。

○濱田企業庁長 終わったのは2月ですね。

○西場委員 この点検の前か。

○濱田企業庁長 2月の26日です。

○西場委員 2月の26日に全く空になるわけですか。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 そこていったん縁は切れるわけやな。一つも残ってない状況からまた始まるわけやね。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 はい。

⑤<一覧表13を総括して>

・7月27日異常発熱以降、消防への出動依頼について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○岩名委員 さっき岡部さんもちょっと話が出たんだけど、消石灰についての問題なんだけども、私は今回のこの爆発は消石灰によるところが非常に原因としては大きいとは個人的に考えております。それで12月の異常発熱から約8カ月ほど大爆発までの間あるわけなんですけど、ここに名古屋大学教授のカワモト先生が書かれているものが、これは読売新聞に掲載されておりますけども、コメントとしてね。この先生は無機反応化学の先生らしいんですけども、消石灰と二酸化炭素が化合し炭酸カルシウムと水になる化学反応では、相当量の反応熱が出ると。熱が分散せずこもる構造になっていけば、かなりの高温になりうると、こういうことをおっしゃってんですよね。

それで、ほくは再三言っただけでも、小林総括マネージャーは生石灰だと消石灰だと、それじゃないからいようなことを言うんだけど、ここではっきり消石灰についてのこういう見解が出ている。それでね、そういうことはもういいかげんにやめないと、あなたも言うことをね。学者が言っただけだから。

ですから、それに水をかけると。今放水の問題でいろいろとこれ議論してんだけど、それを水をかけることがベストだとあなたたちはその時点で考えてたわけなんだよね。ところが、この異常発熱したときに、12月になぜこういう専門家の学者に相談しなかったかと私は思うんだよね。これは悔やまれる。それでこの8カ月の間、あなたたちはそういういろいろな対応は自分たちでしたであろうけれども、専門的な知識を得ようとしたかしないか、これについて答弁してください。

○濱田企業庁長 12月の23日からの一連の部分について、かき出して放水するという形で一応全量を取り出してやったということの安堵感で、その次の対応が、その経験というのが少し頭に残り過ぎたかなという反省はあります。その時点では、我々常に安全処理ということは随分心がけては話したんですが、今おっしゃったような感覚での強い話というのは、そこまではさせていたできなかったです。

○岩名委員 だから、それはもうあなたたちの怠慢。それは企業庁だけじゃない、その仕事を引き受けている富士電機においても同じことが私は言えると思うんですけども、もともとと言うようにこの技術はドイツから来たんであって、ドイツは窒素ガスや炭酸ガスによって火をこの貯蔵槽内でばっと消すという装置が付けられているんですよ。しかし、この提案書を全部見ても、プロポーザルの見ても、どこもそういうことを書いてないんですよ。そのこと自体がこれ日本中でそういうことやらなかったら、これからどンドンこういう事故が発生してくると私は個人的に思いますが、こういうことを我々が言っただけでも、あなたたちは本当にそうだったのかどうか、ドイツではどうだったのかという調査をしたのかどうか。これもう事故発生してから1カ月以上たつんやわね。

だから、どうなんですか。そういう本来の、水をかけたとかかけないとかの話ばかりして、これ問題点をすり替えるわけですよ、あなたたちは。しかし本来やらなくてはならなかったこと、これはドイツ等々のそういう経験あるところに関心を持たないんですか。

○濱田企業庁長 そういう対応はできておりません。

○岩名委員 ですからそういう、ぼくはこういうものをただ単に押しつけてきたNEDOに大きな責任があると思っています。このままでいけば、全国に3カ所4カ所あるこの同等の施設は必ず問題をほらみ、必ず事故を起こしていただろうと私は思いますよ。ですから、もっとその根本的な問題についてこれ今対応して、そういうこと聞いてですね、よく、へりくだって聞かないとだめですよ。聞いて、そしてどこが間違ってたかということをやっぱりさかのぼって究明すべきであるということを私は申し上げておきます。終わり。

○松田委員 確認だけさせてください。ずっとこのお話を伺ってあって、一番話がかき食い違っているなと思うんですが、この消防の出動依頼についてですけれども、もう一回聞きますが、大量放水させてくれという、その担当者レベルでもそういう話は富士電からなかったんでしょうか。

○濱田企業庁長 私の配下というんですかね、企業庁の職員で現地におられる者に確認した結果です。

○松田委員 するともう、ここは富士電がうそを言っていることになりませんか。

(「それはわからんぞ」の声あり)

○松田委員 まあまあ、企業庁さんの話でいくとそうなるで。

それでもう一つ、今企業庁長が言われました、日常にいわゆる汚水流出を懸念をしてということではもう日々言っているという話。まあ、いつでも言っていると。富士電側にですね。地元のいわゆる方々に汚水を流してはいけないということ。

○松田委員 まあ、それでいいですわ。ちょっと確認だけ。すみません、まあ、はい。

○田中委員長 その汚水の、いいです。

○松田委員 いいです、すみません。違う場所でもしたもんで。

○田中委員長 よろしいですか。

○松田委員 はい。

○田中委員長 西場委員、お願いいたします。

○西場委員 今の岩名先生のお話ですけれども、12月のその事故が起こった後、何もなかったのかと。かき出して安心したから何もなかったと、あなた答えたんですよ。本当にそれが企業庁の回答であれば、これは大変重要な問題、発言だと思えます。

○濱田企業庁長 その前にちょっとあれしましたんで。富士電機からの事故対応の後の措置として、先ほど言いましたように温度監視をすとか、CO2の検査をすとか、そういうような管理ということは報告受けましたんで、何もなかったという意味じゃなくて、そういうようなことまでの認識でいきましたと。ただ、先ほど岩名委員から御指摘いただいたような、もう一つ前へ進んで根本的な問題としてとらえた対応ということまではやれてませんと、こういうような意味合いでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○西場委員 私は非常にその発言は残念だと思うな。庁長の認識がそうなのか、企業庁全体が事実そうであったのか。今まで安全だ、燃えないと思っておったRDFが突如こういう発熱したという非常に衝撃的な事件が起こった中で、これに対応する危機意識を持ってどうしたか、あるいはどうしようかという議論とか取組が相当私は行われて、なおかつそれを超えて次の7月の事故が起こったというようなことになるのかなという思いもしておったけれども、今の発言で聞く限り、そういうことであれば非常に遺憾に思う。

○濱田企業庁長 細切れで言ってますんであれですけども、申しわけございませんが、そういう認識で我々が一番力を入れた部分はRDFの性状というものを改善しようということで、企業庁の取組の部分はそこへ中心が置かれたということでございます。そしてその後の貯槽の管理であるとか温度の管理であるとかいうことは、富士電機が先ほど

言ったように温度計を設置するとかそういうような話になったと。ただ、御指摘いただいたような、そのもう一つ前に行く根本的な対応というのが、これはどちらもされなかったなということでございます。

○西場委員 もう最後にしますが、ならばその性状回復についての、まあ、前にも説明なり資料あるんかもしんけれども、もう一度、どういようにどう改善されたかということについての明快な説明なり資料をもう一遍説明理解を求めたいと思いますね。後でも結構です。

○田中委員長 はい。後刻その資料をお出しいただくことをお願いいたします。芝委員、後でよろしい。

○芝委員 ほな、よろしいですわ。

◎<一覧表14～18を総括して>

・事故後の対応について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○日沖委員 1つ質問申し上げて、そしてあと1つはお願いも含めたお話をさせてもらいたいと思うんですが、この8月14日の第1回目の爆発から19日のタンクに登って消火作業をしていただいて、死亡事故という大惨事に至るまでの最後のところで、これいま一度、この14日の4名の負傷を出したという事故のときに、ここで事態というものに深刻に受けとめて、このタンクに安易に近寄ってええんやろかというような意識を持ってもらったら、このとき最後に思ってもうとったら、2名の死亡者を出さず済んだんじゃないかという、このところ最後にもう悔やまれて我々もならないわけなんですけれども、今までにもどこかの場面で同一するお答えをいただいとるのかもわかりませんが、いま一度確認しますが、企業庁としてその14日に、初めの説明では熱風というところで大変一生懸命力説してみえましたが、熱風やろが爆発やろがとにかくRDFが噴き出して、けが人も出るというようなこういう深刻な事態を、報告を聞いて、これはちょっと簡単に近寄ったらあかんのやないかとか、えらい事態やなどか、そういう意識を持って臨まれたのかどうか。どうこれ感じられたのか。

そして、19日にタンクに登って消火に当たっていただいておった消防士さんが亡くなられたわけなんですけれども、これ登って消火して、上から水かけてええかどうか、企業庁としては関与していませんということなんですけれども、関与しておらんと言うたって、これ14日に既に4名の負傷者を出しておるような大きな事故起こるわけですから、このタンクの上へ登ってええかどうかということは私らは関係ありません、関与しておりませんが、そんなことでともそんなコメントで我々は済むとは思わないんですね。それでそこを、その14日の事故を受けて企業庁としてどうしようと思われたんか、任せてあるで関係ないわと思われたんか、そのところを正直に一遍聞かせていただきたい。そして今に至って、その14日の事故後の19日までの間の反省もあつたら聞かせていただきたいというふうに思います。

それとこれはお願いなんですけれども、実は南川さんと川島さんが亡くなられて、企業庁としては誠心誠意、本当に御迷惑かけたということで御遺族の方々に対応していただいとるんだというお話は今も言われましたけども、実は、四十九日も終わられてお客さんも少しは落ち着いとるだろうということで、タベも私、南川さんが同じ自治会なんで、改めてのお参りもさせていだいてきたわけなんですけれども、率直に申し上げて、全く人としての誠意を感じられないという率直なお話を賜ってまいりました。

それで、こういう大惨事を起こしてしまつた中で御迷惑をかけたお宅へ訪問する行為とかそういうことはなかなかやりにくいですが、何と申し上げてええのかわからないかもわかりませんが、しかしながら、私がお邪魔しておる南川さんのお宅が言われるには、1つは企業庁さんにおかれて先般もお悔やみ訪ねてきていただいたと。しかしながら、もうお一方のおうちと間違えて来られたというふうに言われておられました。

そんな、県のつくられた施設で自分とこの大黒柱が亡くなられた。県の大惨事に消火活動に当たってあって、自分の夫が、また息子が、また頼りにしとる父親が亡くなられた。そういう家庭へ行かれるのに、片方の方のおうちと間違われとるという。そんな、それぐらいしか私の夫というのは価値がなかったんですかというふうにも、大変もう言っておられました。それで私も本当にかわいそうに、なつともかわいそうにですね、思われ、ちょっとすみません。なりませんでしたんで、どうか、その司法による責任というものはこれからどういようけれども、素直にですね、やっぱり大事な人を亡くされたお宅に対しては、県としての責任というものを素直に感じて訪問をしていただきたい。

これは富士電機さんは今日は見えませんが、富士電機さんにおかれても、今日は見えないんで申し上げることができませんけれども、富士電機さんも来られたときには、帰っていくときに、もう車へ乗り込んだ途端に何か笑みを浮かべたような表情をしながら帰っていかれたと。全くもう悔しくて、もう言葉もありませんと。もう日々寝ることができませんと。もう帰ってこない者も思ってもしょうないですけども、しかしながら、うちの主人の価値というのは何だったんでしょか。やった使命というのは何だったんでしょかということ、もう割り切れないという思いですね、本当にもう、昨日はかわいそうに思いました。

どうか人として接したってください。そんな自分の責任がどこまで及ぶか、自分の言うことがどうなるかとか、もう遺族のとこへ行ったらそういう計算はやめたっていただきたい。企業庁長も行っていただいたらいいですけども、遺族の方から、あなたは計画の当初からこのRDFの計画に、RDF発電の計画にずつかかかってきていたんだとった方ですよねと問いかけても、すいません、すいませんと言われるだけで、具体的ないろんなその質問の答えを避けておいでやというふうに遺族はおっしゃっておられました。

もういろいろ申し上げたら、これきりがありませんけれども、やはり一番の信頼回復の第一は亡くなられたこの御遺族、両家の御遺族のやはり信頼を回復する。そして、けがをされた方々の信頼を回復する。そして、地域の住民の方々の信頼を回復する。これが順番やと思いますんで、どうかですね、ちょっと興奮して、まあ地元の方で興奮して申しわけなかったですけども、そこどころ何とか温かみのある誠意を示していただきたい。償いをしたっていただきたい。これも1つお願いをさせていただいて、1つ目の方はお答えをいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○濱田企業庁長 少し私からもお見舞いを申し上げた時の話をさせていだきたいと思えます。

私も南川さんのお宅を訪れたときに、私の方が玄関口ですので、どうしても私の方の頭が南川さんの頭より非常に高い位置になりました。それで随分頭を下げてその状態は変わりませんでした。そうした中で、先ほどのような間違つたような話がありまして、私はもう本当に申しわけないと思ひ、思わず土間に土下座しました。そして、人としてという話ありますが、私も人の子でございますので、当然自分で本当に申しわけないというつもりは自然に出ます。その話がありまして、ただ、1点、あなたは途中からの企業庁長かどうかという話は、確かに私聞かれました。それで、私はそれには私は途中でですということは言いませんでした。きちつと答えたのは、自分で意識して答えたんですが、今、現に私はこの責任者である企業庁長でございますのでということでは答えさせていただきます。そういう意味で、途中からしか知らないとか、そういう物の言い方はしなかったということだけは、させていただきますと思います。

いずれにいたしましても、非常に御遺族の気持ちの中で、まだまだ我々受け入れられておるような状態ではないということは、まさしく体で感じておりますし、先般もお訪ねしたときもやはり同じでございました。ですから、やはり人としてというあの部分は、私も今後そのことは本当に自分の肝に銘じて対応させていただきなきやらないと、このように思っています。

それと8月14日のことも、私知らないよとこういうような意味合いで取られるんじゃないかと、これは先ほど言いましたように、だれが上部へ登るよう指示したかということについて、私自身明確に把握してませんというような意味合いからは、警察の捜査等も入っておることでございますので、自分で確認できないというような意味合いからは、直接事実関係は承知しておりませんとこういうことを言わせてもらいましたので、どうぞ御理解いただければと思います。

それから8月14日から何らかの措置をという部分については、私もそれ明けて土曜日、日曜日と状況は見に行きました。ただ、そういう結果からすれば悔やまれますが、私もその貯槽のすぐ近くへ行って、随分こつ眺めたりしてとつたような認識であったことが悔やまれます。そういうことで事実としてはそういう状況の御報告でございます。

○日沖委員 えらい興奮して申しわけなかったんですが、いま一度、その14日の爆発の事故について、本当にこれ重大なことだということに感じられなかったんですか。企業庁として、もう一度。

○濱田企業庁長 私もその日、連絡を受けてすぐ現地へ行きました。それでそのときも自分の口からも確認したんですが、爆発ではないのかとこういうような話をしたら、いや、爆発ではないという話は現地の管理者が言ひまして、そこに作業に当たっておった方が、爆発音はしなかったとこういうような話をしておりました。そして熱風という言葉聞きまして、聞いたような感じで報道はさせていただいたと。中間報告の話の中でも爆発という表示じゃなくて熱風という話は、どの程度の調査の部分かわかりませんが、表現されております。

いずれにしても、そういう認識が問題あったのではないかなという話でございますので、その後、先ほども申しましたように私2度ほど状況を見に行ってきたときに、受けた事の重大さを認識できずに、先ほどのけが人が出たということで、このときはちょうどお盆でしたんですけど、富士電機の幹部に私自身電話しましたんですけど全然つながらずに、そして何とか連絡を取りまして、15日にこちらへやっと来ていただいたと。その中で今後の安全な活動についても、先般来た矢内専務にも再度十分注意してやる必要はあるのではないかなという話をさせてもらって、現地へも行ってきましたけれども、この後の対応として、先ほどのいろいろ御指摘いただいておりますことまでのはしなかつたということが経過でございます。

○日沖委員 とりあえず、また。

○水谷委員 一、二点、ちょっとだけ聞きたいんですけども、タンク上部に登って消火を指示したのはというところがありますよね。そこで、消火方法については消防署に一任してやってた。その中で、この前の富士電機さんが見えたときに、消火方法の一つとして、タンクの下部に4つの穴をバーナーであけた。これは消防署が指示をして、オーケーをもらったということで穴をあけましたという事実があるんですよね。それで一番最初の委員会で私がその辺を企業庁さんにお聞きしたときに、事実関係としてあったことしか書いてないというふうにおっしゃいましたわね。これは今でもそういうことなんでしょうか。

○濱田企業庁長 私自身がこういうことを確認はしておりません。それで、この時点でだれがどうしたかというようなことは、既にいろんなところで事後調査という角度から尋ねられておりましたんで、私が消防の人にこれはどうだったんかとか、そういうふうなお尋ねはしてないということで、私がこの事実関係はこうであるというようなことは把握してないのと言えませんが、こういう話をさせてもらったんです。

○水谷委員 現在はどうなってるわけでしょう。

○濱田企業庁長 現在も、私から確認したことはございません。いろいろまだ、こういうことがされたということ、この間の委員会の話であるとか、それから現地確認して、ここにこういうふうな、何というんですかね、ガスでの穴はあけられておるとか、それはもう確認できますので、それは先般入れるようになりましたんで、私自身も見てきました。

ただ、それをだれがどの時点でということについては、やはりこれは重大なことではないのかなということで、私からというんじゃなくて、捜査なりそういう部分の中で聞いてもらう事項かなということでの認識で、自分がだれがだれに命令したかというような問いかけはしてないと、こういう意味でございます。

○水谷委員 常職的に、やはりその作業をするとき、当然企業庁の方もあそこにおられるわけですか。そういったことについての事実の報告はなかったんですか、全然。

○濱田企業庁長 この、何というんですかね。その全部なかったかというのと、詳しい話になりますけれども。

○水谷委員 いや、その部分だけです。お聞きしてんのはね。

○濱田企業庁長 この、だれが登れという話は承知しておりません。それから1つありました、いわゆるガスバーナーでどうこうせよという指示の部分についても、企業庁が先にこういうことですよという話での報告を受けてはなかったということでございます。結果としては知っておりますけど。

○水谷委員 やっぱり私ずっとこの委員会出さしてもらってまして、どうもその辺の体質的なものっていうか何かわかりませんが、やっぱりすべてをさらけ出して、いかに早く解決するかと、原因究明するかということをきちっとしていかないと、ずるずるずるずるいってなかなかこれ。我々委員会でどうのこうの言うわけじゃないんですけども、いろんな形でいろんなところでいろんな議論をなされているわけですよね。そういったところでこういった問題をすべてやっぱり出して原因究明していかないと、困るのは市町村なんですね。一般の人が困るんですよ。ごみがたまっていく一方で、なかなかいろいろなお金がかかると。そういった点にしても、まだどういったことで契約していくかという話も全然できていないわけでしょう。だから、その辺をぜひともいろんなことをやっぱり、もう遅いんですけども、どんどん出してやっぱり解決をしていただきたい。

そして、先ほど日沖委員さんからもお話がありましたように、遺族の方も。私どもはたまたま川島さんとこと近くですもんで、四十九日の法要後でお参りに行って来たんですけども、やはり日に日に涙が出るという、御両親が言ってみえました。それで、新聞を見てるとなかなか糸口がつかめていかないと。だから非常に残念だということも言ってみえましたので、その辺をなるべくこう出していただいて。

私思うに、やっぱりこれ企業庁ももちろんのことですけども、環境部としてもやっぱりこれ、スクラムを組んでやっぱり解決に向かっていかないと絶対に長引くということ、これはもう歴然としますわ。環境部長と企業庁は別に仲悪くないでしょう。うまくいってんでしょ。その辺をきちっとやっていただきたい。そうすることによって、先ほど日沖委員さんもおっしゃったように、遺族の方への一つの大きな誠意を示すということになると僕は思うんですけども、それ、ぜひお願いしたいと思います。

○山本委員 ちょっと今の水谷委員に関連して。そうするとまずタンクの上へ登るといことについて、事前に企業庁、タンクの上に登るといことも、下から穴を開けるといことも事前に企業庁は知らなかったわけですか。企業庁長は。連絡受けてなかったですか、それ。

○田中委員長 明確に御答弁いただきたいと思います。

○濱田企業庁長 事前に連絡は受けておりません。

○山本委員 ほんじゃあね、小林総括さん。マネージャー。私たちは現地に19日の日に発熱について調査を受けました。そのときにあなたの全部の説明の後、企業庁長もみえたかわからんですけど、「この火災については一両日中に鎮火します」と自信あるように言うてみえた。その根拠はどこから出てきましたん。

○小林総括マネージャー 19日の日に視察をいただきました。そのとき私その御説明をさせていただきました。その前日の18日ですけれども、上から水をかけるというふうな話を聞いておりました。当日19日もちようど昼の合いでございましたが、現場を見ておりましたらホースが2本上っておりました。それで、その午前中にちょっと水をかけたんやというもそのときに聞いておったわけですけども。

それで、私の認識、個人的な認識と確かに申し上げておるんです。個人的意見と申し上げたんですけども、この12月23日の去年のものにつきましては、水をかけまして消火ができたことを思てました。そういうこともございまして、今回の部分、ずっとこの8月14日の部分からは下の方から水をちょこちょこかけておったというふうなことでございまして、じかになかなか水が当たらない、まあタンク自身を冷やするという状況もございまして、私自身の個人的な考えで、上から水をかけたらもうこれで取まるのかなと、正直私そう思ったんです。

それでその前日の日に1時間ちょっとでしたか、水をかけられたと聞きまして、19日の当日も午前中かけておりました。それで屋からもかけるという話を聞いておりましたので、ああ、それならもう19日、20日、2日くらいでもう鎮火するのかなと私正直思いましたので、そのような発言をさせていただきまして。

○山本委員 状況についてはそれは説明はいただいてそれで結構なんやけど、あのときの発言から言うたら、もうまさに自信があつて、私どもがいろいろ原因を事前に並べさせていただいて、あなたのとこから説明を受けたときに、もう明らかに自信があつて、二、三日中に鎮火しますと言うてみえたんやから。

僕はそうするとですよ、どっからそういうふうな話の中でそういう報告を聞いて、それをもとにして僕は報告をされたような気がするんですけども、事前にそういうふうな消防関係からとか富士電機からというて、そんな話は聞かなかったんですか。

○小林総括マネージャー 私、実はその18日の日に上から水をかけますというのは、私どもの多度現地のチームの方から電話がありまして、それで知りました。19日につきましても、引き続き水をかけていくと。それで現地に19日に行きましたら、やっぱりホースがこう上に2本乗っておりましたので、ああ、やっとなんだというそんな感覚で現地で確認をさせていただいたということでございます。

○山本委員 もう最後にしますけど、ああ、「やっとな」というような形の中で、あんなに自信を持って二、三日中に鎮火しますと云うことは。県土整備の皆さん方も全員見えましたんやから、「もう消えるな」という実感を受けたいうんですかね。ああ、水は上へかけてやっとなというふうな形の中で、あんなに自信がなかったと思うんで。まあひとつ、あなたがそういうふうな話をされるんであつたら仕方がないかわかりませんが、私たちは事前にあなたたちがいろんな形で状況をお知りになっておったということは、私はそういう側聞かせていただいて、それじゃあもうやめです。

○木田委員 委員さんのいろんな質問を聞いていると、なるほどなということで、様々な問題があるというふう聞いているわけですけども、やっぱり事故の最大の原因というのは、未知の技術だったということやと思うんですけども、それはもうNEDOにとっても、それから企業庁にとっても、富士電機にとっても、未知の技術だったと。それと同時に、責任はもちろん企業庁、富士電機さんの大きいと思うんですけども、議会もそれから県民も、RDFがこんなに

怖いものやということを知らなかったと思うんですね。RDFを甘く見ていた。それがやっぱり事故につながったと思うんですね。

まあ、それは今さらもう言っても仕方ないことで、もう済んでしまつたらあれですけど、もう起こってしまったわけですから。ただ、その後の処置がまずかったと思うんですね。それを今の話を聞いても簡単に考えて、先ほどの日沖委員さんの話ではありませんけれども、けが人が出てもまだそんなに深刻に考えてなかったということがこういうことにつながった。

ああいうガスが噴き出た中で、ガスバーナーで穴をあけるとか天井に上るとかというようなことをしたわけですから、本当にそういうふうな自覚がなかったというふうなところがまずかったなというふうに思っております。それについてはもう本当に反省してもらいたいと思いますし、それと私、この委員会で一番感じるんは、この委員会は責任者を見つけるためにやっているんじゃないと思うんですね。それはもうそれこそ警察に任せたいと思うんですね。やっぱり県民の信頼を得るために、それからこれから安全に操業するためにやっとなと思うんですね。そういう意味で、企業庁と富士電機さんの間の責任の押しつけ合いというんか、なすりつけ合いというんですかね、それがものすごく私もうざつと嫌ですわね。

そのあたりを、ここで相手がこう言ったとかこちらがこう言ったというんじゃないで、やっぱり両者がもっと事故後も話し合いをせないかと思うんですね。もう何か敵になつてしまったような感じですか。そういう意味で、実際そんな話し合いは行われているんですか。どうですか、その点。

○濱田企業庁長 そういうような必要の話は当然やっております。ただ、主張は主張として、お互いそれもやっています。

○木田委員 ちょっと外れますけれども、ここに遺族の方にあいさつに行くように要請していると書いてありますよね。富士電機さんに。富士電機さんは行かれましたか。

○濱田企業庁長 私が、この話は川島さんのお宅を訪問したときに話がありました。そして川島さんの方からは、富士電機は、あの、富士電機の方でも社長さんという話がありましたんで、そういうような意味合いで、社長さんが来られないという話があって、それで私にそういう趣旨のことを伝えていただきたいというような心情が伝わってまいりました。それで私、富士電機の方に「川島さんのお宅へ伺いましたら、こういう御心情がありましたよ」というようなことを伝えさせていただきまして、私が行けとかそういう命令口調では言ってませんが、そういうようなことがありましたよということは何度か状況を話してですね。まあ、十分そういう意味は伝わっておるとは思います、社長が行かれたという情報は私の方へはまだ届いてはおりません。

○木田委員 今のお話で、実際に要請しても行かれたかどうかがちよつとわからないような状況だと思うんですけど、これが示すように、やっぱり両者がお互いに責任を感じ合つて話し合いをしてかないかと思うんです。自分の責任はこまめで、後はお宅ですと。その線引きをちよつとでもこちらへ持つてこようというようなそういう態度では、やっぱり両者の話し合いもできんし、県民の信頼も得られないと思うんですね。そういう意味でもう強く、責任のなすりつけ合いみたいなのはやめて、そして県民の信頼を得るようなそういうふうな態度で進めていただきたいということを強く要望したいと思います。

以上です。

○西塚委員 一般、富士電機の方に越えさせていただいているんのお話を聞かせていただいたんですが、発熱したという発火したものを消火する最善の方法は、サイロから取り出して水かける以外ないと、こういうふうには実はおっしゃられたと思うんです。それで12月の経験の上に立って、窒素ガスであるとかあるいはCO2とかドライアイスと、いろいろ実験やってみた。だが効果がありませんでした。

もう一つは、スプリンクラーの設置がなされていなかったということで話がありましたときに、内部における散水は意味がないので取りやめたと。上部から散水するのはむだであると。下から細かく水を注水するのが一番いいというふうに考えておりますというふうに言い切ってみる。

それで実際には今回の場合、下部から取り出そうとしたけれども炭化して取り出せなかったとおっしゃってはみえるんですけど、このことについて、12月の段階か1月の段階かわかりませんが、スプリンクラー付けるか付けやんかの議論のときに、上部から散水することについてはむだであるとお話というのはお聞きされておったんでしょうか。

○濱田企業庁長 承知しておりません。そういう話があったということ、私ちよつと報告を受けてないんですが。

○西塚委員 先だつての話し合いやなしに、その実験された結果っていうか、富士電機が12月の発熱の結果、自分が考えられたことを申し上げたんですけども。すると、そういう考え方というのは全く企業庁は聞いてなかったっていう判断でいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 先ほど言ったガスの話とか、そういう意味でしょうか。

○西塚委員 いえ、窒素やらCO2やらドライアイス、実験したと。それで、それは効果が無いというふうには富士電機が判断された、その当時。それからもう一つは、スプリンクラーの関係で、内部へ散水することはむだであると。そんなんで消えないよというふうにおっしゃられたんです。

そのことは12月の段階でわかっていたのに、なぜ上部からホースで水かけとることについて、むだなことやっとなという認識に立たなかったのかどうか。それが事故原因かどうかは別にしてです。別に、先ほど小林総括が18日から水かけたんで鎮火すると思つたというふうにおっしゃってみえただけ、富士電機は全くむだやと考えたわけでしょう、それ。その辺ちよつと認識がどないなつたんかなと思つて。

○小林総括マネージャー 私の推測の域かもわかりませんが、この19日の爆発事故がありまして、それで消防さんの方で上からたくさん放水をしていただきました。それで、RDFの塊とかそういうことがあつたんかわかりませんが、その時点では放水をいたしましても中、水道ができてなかなか全部に行き渡らなかつたという状況もありまして、それで上からの放水がうまくいかなかったというふうな結果を受けまして、上からの放水というのは意味がないのかな、水道ができてというような発言もあつたようでございますんで、そういうふうな話もあつたのかなと思つておりました。

私個人的な意見でございますけれども、やはり上から水をかけて均一に水が渡りますればやっぱり消火はするのかなと、私、今でもそのように思っております。

○西塚委員 もう一度だけ確認させてもらいたのですが、そうすると12月の発熱事故を受けて富士電機が考えられた内部への散水などについてむだであるという判断を、当時富士電機がされたわけですけども、そういう認識については企業庁に全く伝わってなかったということよろしいですか。

○濱田企業庁長 随分後になって聞いたようでございます。そんなことのトライをしたという話については、2月になってからという話のようでございます。

○西塚委員 そうすると、富士電機からそういう認識にあるということ、2月の段階か3月の段階か、今回のこの8月の事故が起きる以前に聞いていたということでしょうか。

○濱田企業庁長 担当の方へはそのように報告があつたということでございます。

○西塚委員 わかりました。

⑦<一覧表19を総括して>

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○三谷委員 今、企業庁長、貯蔵槽の構造ならば富士電の責任ですと、これはその通りやと思うんですね。構造に起因するならば、その設計、建設、管理をしている富士電の責任やと思いますが、富士電が言うように、RDFの性状に原因があるということになれば、どちらの責任になるわけですか。

○濱田企業庁長 RDFの性状についても、一定の投入する形というのは、先ほど言いましたように12月当初の話でなくて、一定性状改善されたという認識の部分での投入でございましたし、それから先ほど来、倉庫に置いてあつた部分についても主體的に富士電機が管理し、ここでもう入れて大丈夫だろうというような話が事実としてあるということから、それはそれなりそれぞれの判断がなされるのかなと、こう思いますので。まあ、だから私が何割何割というような話はちよつとしくいんですが、そういうことなんではないかなと。市町村のRDFが悪いからというだけで、それは確かに12月時点の話は随分あろうと思いますが、それとこの8月時点の話はやっぱり状況も随分違つたし、主体へのかかわり方も変わつてきておることから判断すべきではないのかなと、こう思つてます。

○芝委員 企業庁の話を見ると、企業庁長には責任分担なり過失がほとんどなくて、ある意味では富士電機だけという。私、富士電機擁護する気は一つもないんですけども。その分私はいささか、大いに判断が間違っていると思うんですね。

先ほどからも指摘するように、発注者側として適切な条件が提示できなかったプロポーザル方式の問題がある。それから性状に要望をしたと。各製造者にRDFの性状についての指導もしたと。しただけの形で結果は出てないと私は思ってますよ。よかつたら発火や発熱まで至ってないわけでありますからね。だから、やっぱりしたということと結果は私は別だと思ってます。その部分から含めて、やっぱり企業庁に大いに責任があるだろうと。当然そのものを受けたり施設の管理をしている富士電機にも責任があるだろうと。

というような部分から、今企業庁長は「原因の確定、すなわち今捜査をしている部分があって、そこが確定しないと、責任分担の部分についてはまるきりわからない」というような答え方をされましたけども、捜査の部分というのは、爆発事故なり致傷とそれから致死に至った部分の捜査であって、今回のプロポーザルを提案からずっとした一連の行政上の部分での捜査はないわけですよ。そこまた違うと思うんです。だから、設置者責任、監督指導責任、それからそれを受けた部分の責任。また、製造者の側にもある程度の責任はあるかわからん。その全体の行政側からの責任はどう思っ、企業庁としては思ってるのか。具体的に、総論的に。具体的にではない、総論的に。お考えをお述べください。

○濱田企業庁長 企業庁が設置しておる施設の中の事故でございますので、そういう意味では非常に厳しく我々受けとめております。ただ個別個別の、責任がないなんていう話はないんですけども、それぞれの御指摘いただいたようなことについては、自分の口からああこうと言うんじゃないで、やっぱり一つ一つの起こってきた事象についていろんな厳しい御指摘がありますので、そういうことについては一つ一つを私、厳しく受けとめております。

○芝委員 一つ一つのいろんな部分の議論は当然あります。しかし今、木田委員も言われたように、県民が関係者から見れば、設置者である、また発注者である企業庁の部分というのは、一つ一つの反省すると、例えば言葉はいろいろありましたけども、富士電機さんが原因がわからない段階では、同等の責任がいろんな形で提案者、受ける側、それからあとも含めてあると、こういう認識を私どもは理解させていただきました。

今大事なのは、企業庁として県として、個々の問題もあったとして、また原因究明にもあるとしても、やっぱり富士電機ぐらゐの同等の責任はやっぱりあると認めた上で話をしていかないと、その責任問題はそしたら裁判でもして2年でも3年先でも延ばす気があるんですか。そのぐらゐの思い切った発言はできませんか、もうそろそろ。

○濱田企業庁長 私、一つ一つを丁寧に話をさせてもらっておるつもりでございます。

○芝委員 丁寧とちやう。

○濱田企業庁長 ただ、自身のことに関しては、先般本会議で。

○芝委員 自身のこと聞いたらへんやろ。

○濱田企業庁長 話をさせてもらっておるんで。私、なるべく事実に近い形で一つ一つお答えさせてもうとというようにございまして、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。

○芝委員 事実は個々それぞれでいいと思うんです。スタンスと申すまいか、立場的な問題を考えて、私は総論としてどれだけの、まるっきり責任はありませんよというある意味では聞こえてくる部分があるんですよ。そうやなしに、やっぱり全体として設置者責任、管理責任、指導責任という部分もある。当然ながら企業庁にもある。ひょっとしたらその一部は製造者にもあったかもわからない。それはもう感覚の中で、企業庁としてやっぱりその責任を認めた上から、今、木田委員が言われたように次の話に進むべきだと思うんです。捜査のことは置いておいて。勝手に進みますから、これは、警察の方で。

そうするとそこがない限り、今回の本会議でも知事が再開に向けて、前提がよけありますけども、条件出された部分がありますけども、こんな条件詰まるわけがないじゃないですか。どうして詰めるんですか。依頼者の企業庁と相反している富士電機と製造者と、お互いがそれぞれ主張している中で、どうしてこの安全基準なんか確立できるの。もうそろそろ庁長、ある程度は思い切った発言があっても、責任問題があっても言及があってもいいんじゃないですか、総論的に。それから始まると思うんですよ。

○濱田企業庁長 一つ一つ私、こう、自分なりに誠意を持って答えておるつもりでございますので、その積み上げの中でおのずと結果は出ると思います。

○芝委員 そしたら企業庁長。一つ一つはって言われるけど、まあ、その総論的な分はもうやめた。そしたらこれから3者のですね、3者というか、その3条件に合わせた部分の調整。いろんな試行錯誤があると思うんです。当然第三者の部分もいるでしょう。学識者のいろんな意見も入れまして、いろんな立場の。けれども主体は企業庁とやっぱり今のところは富士電機やし、7つの施設だと思っ、その今の状況の中で、お互い相反目しとる中で、話が穏便にできるんですか。前向きないろいろ話し合いができるんですか。仮に再開、いろんな条件がそろって再開できるとして、そういう形の中でできるとお考えですか。

○濱田企業庁長 お互い話し合わなければならぬことはたくさんあります。ただ、幾つが御指摘いただいたような部分で、今までどおりでいいのかという部分もあります。そういう意味では、お互い十分話し合いをすること、この事実関係を曲げてどうのこうのという話じゃなくて、やはりそこは大人の話し合いをきちっとしていくということの姿勢は貫きたいと、こう思ってます。

○芝委員 もう一点。私も前に聞きましたけども、木田委員の質問の中で、話し合いを富士電機としてますかって言ったら、してるって話をしましたね。前のときは、今までの事象の個々それぞれにはすることありますけど、総論的に今回の問題について責任よう持たんっていうのか、管理問題についての総論は前の委員会ではしてないと言っていました。それから以降したんですね、そしたら富士電機と。交渉してるんですね。総論的な話ですよ。

○濱田企業庁長 先ほども申しましたように、これ日々の管理の話もありますので、現地の対策。

○芝委員 管理の話は聞いてないんですよ。

○濱田企業庁長 いや、それはその話も含めてですね、私は。

○芝委員 含めてやっとなるわけね。管理の話も含めてやっとなるわけね。

○濱田企業庁長 そういう決め込む話じゃなくて、我々話しせんんことはその時点時点の話で話してますということ、今、責任問題云々の話はこういう場の話でございますから、お前とこの責任はこんだけだねというそういう話し合いはなされておられません。

○芝委員 いや、その最終的な話やなしに、今維持管理の問題じゃなしに、今回の事故に対する前提、性状の問題であったり、管理の問題であったり、ここにすなわち挙げられている相連点の部分も含めながら、両者で話してのとの聞いとるわけよ。

○濱田企業庁長 つい最近の話としては話は止まっておりますけど、例えば調整池の話一つにしても現実にはやっといかんなん話がありますので、そういう部分はこれはどうしようこうしようと。それと当然経費の負担の話とか、そういう話はしてます。あるいは、ある所の物的な損害が出たと。こういうものは放っておいたらいかんねとか、そんな話は。ただ、一定の窓口を、富士電機の方からはこの窓口を絞ってくれとかいろんなことは言われてますので、自由に話し合いをするような形にはなりにくうございまして、どっかかという現地中心のことは話し合いはしとる。

ただ、富士電機がこう言いましたがということですが、やはり向こうも「そういう部分の話し合いは窓口を絞って」とか、いろんな話は来てます。そういう意味で、我々まだ本格的に事実関係をずっと整理した上で話しすることも必要でございますので、そこを並べての本格的な話という部分は、そこはされてないという方が正しいかもわかりません。

○芝委員 はい。とりあえず終わりにします。

○松田委員 ずっと初めから、当初プロポーザルから来て何でこの事故が起きたのかということなんですけども、「たら」とか「もし」とか入れたらですね、どれだけでもこの事故が起きなかったことというのは可能だったと思うんですよ。犠牲者も亡くならなくてもよかつた、こう思うんです。

例えば企業庁長、初めプロポーザルのときから言われましたけれども、例えば管理は富士電に任しているからとか、そういうやりとりずっとあったわけですけども、例えば汚水流出なんかしては困るというような大綱をかぶせられて管理だけ富士電に任すと言われても、いろんなことが大枠でかぶせられとるわけですから。やっぱり事業主は企業庁ですから、いろんな部分で富士電が相談に来たり、どうしたらいいでしょうかという、恐らくその対応の是非というんでしょうか、それはばく企業庁にあってしかりだったと思うんです。

何で事故が起きたかということなんですけども、1つ企業庁にお聞きしたいんですけども、こういういろんなかかる事故のことに、何かあったときに自分たちの責任になったらあかんのとちやうやらかと、それが先に考えることに優先されて、こう、対応がすべて遅くなったのどちやうか。

例えば今、岩名先生も言われましたけれども、専門家に聞きに行くとか、そのトータル的などういふうな方向づけていくかというのは企業庁がぼくはやってよかったと。3者集めてですね、消防も集めて、どんどん前向きにやってって、この部分は任しているからどうなんだという意見も聞いたらよかったと思うんです。

ただ、事故のそういう管理の中まで入ってしまったら、言ったら自分たちの責任にはね返ってくるのと違うやらかという、ぼくは懸念があったと違うんかどう思うんですが、企業庁長、一週お聞きしたいんですけども、それはなかったですか。

○濱田企業庁長 責任回避のためにそういう処置を取ったことは、私自身はございません。ただ、結果幾つが御指摘いただいたような結果でございますので、その一つ一つについては十分反省すべきは反省しなければならぬと、こういうことは前から申し上げることでございます。

○松田委員 考え方ですから企業庁長がそのように言われたらそうなんかもわかりませんが、私はこのボタンのかけ違いというのは基本的に、何かあったときに自分たちの責任にかからないようにと、まあ富士電は富士電にしてもそうでしょうし、企業庁は企業庁でそうだったと思いますし、そこに「本当に事故があったらどうしよう」とか「地域の住民の方に迷惑をかけたらどうしよう」という気持ちがあるう一つ越えておれば、ぼくはそういうことはなかったと思うんですね。

ですから、企業庁長は言われたけれども、やっぱり庁益あって県益なしといいますが、そういうことがぼくはもう蔓延をしようとしたんと違うかなと、これが事故の原因ではないかなとぼくは思います。もしこれ御助言あったらもう一度お聞きをしたいと思えます。

○濱田企業庁長 庁益という観点で取られるのは非常に残念なことですが、責任回避のためにそういう対応でなかったということだけは申し上げます。ただ、結果として至らない結果になっておるということは、縷々御指摘として十分受けとめなければならぬと思えます。

○松田委員 何にしても三重県においての大惨事だったと思いますので、組織の改めとかいろんなことも含めて、もう一回全面的に企業庁の考え方も改めていただきたいなとこう思っております。要望させていただきます。

以上です。

○田中委員長 7項目に分けて審査をしていただきました。最後に、総合的に御質疑ありましたら、御質疑お願いたしたいんですが。

○永田委員 もう総合的でよろしいな。今、どんどん毎日毎日出るわけですから、今のごみの処理状況、うまくいってんですか。

○田中委員長 それは後の。

○永田委員 いいんですよ。

○田中委員長 2つ目。

○永田委員 ああ、いいの。

○田中委員長 事故原因について。

○永田委員 じゃあ、もうそういうことで。

○田中委員長 はい。岩名委員、よろしいですか。

○岩名委員 はい、もう1つ。これね、お宅の現地調査のこれ何、もらってきたもので、9月5日にもらった説明資料の中に、やっぱり警察なんかもぼくがさっき言つとるように、窒素ガスでの消火はできないかということ提案をしてんだよ、これ。提案してんだけど、消防庁の東京からきたおじさんが量の獲得が困難だと言ったり、上部がない、いわゆるあれが飛んでしめとるから効果がないとかね。あったとしても膨大な量が必要だとか、まあいろいろ

言っているわけだけども、私はもうこれ事故直後の話だけど、前にも言ったけど、なぜ四日市の消防隊を呼ばないの。

なぜ化学消防隊をあれだけ、出初め式見てごらん、すごいぞ、あの、ずっと消防隊。はしご車持つてるし。あんなものが地元にあるのにそれに気がつかんとね。今、松田委員が言われたように、あんたたちは庁益ばかり考えたらへんのかと言われるのはそこよ。ぼくは副知事にそのことをすぐさま言った。そしたらやね、「消防庁呼んでおりますので、消防庁の見解を聞いて」とかそんなこと言うて、来たのは名古屋消防署が来ただけやないか。同じやないか。そんなものは桑名の消防署でも同じことやってるんだからね。なぜそういうもっと多岐にわたって様々な、先ほど来言っているように研究、反省に基づいている職者の意見を聞いたりですね、要請するまでもなく相談にも行ったんか、それ。ちょっと一週聞かせて。四日市の化学消防隊に対して、相談したんですか。

○濱田企業庁長 企業庁として相談は行きませんでした。

○岩名委員 それは富士電とか、その一帯のとこはだれも行っていないやな。災害対策本部も。

○濱田企業庁長 はい。本部も行っておりません。消防庁を呼んで、広域の応援を求めたりしたのは、そういう対応はさせていただいております。この事故が起こる前に応援を求めたという話はありません。

○岩名委員 この事故の前にそれは応援を求めたのは結構な話だけど、なぜ来なかったの。

○濱田企業庁長 事故の前に。

○岩名委員 前。

○濱田企業庁長 前には応援を求めたことはありませんし。

○岩名委員 ありません。

○濱田企業庁長 はい、ありませんですね。

○岩名委員 「ありません」か。

○濱田企業庁長 それで、事故後は消防庁の方へうちの防災担当の方からいろいろ連絡取っていただいて、それで来ていただいて、広域消防の支援をいただくとかというようなことでの対応はしていただきました。

○岩名委員 あのね、今回の事故はくどいようだけど、化学反応や発酵のメカニズム、こういうものに無知であったということ認めてほしいんですね、ぼくは。もうこれは県民に対して、そこまで我々はわからなかったんだということ認めて、そして不勉強であったと。またその後の対策も手抜きがあったということをぼくは認めるべきだと思うんです。そうしないと、先ほど来お話するように、これを知事がなんぼ三原則出そうが何しようが、前向いて進むことはないと思ふんですね。こんな不明瞭な答弁ばかりしとってやで、それで県民に我々が聞かれて説明責任は果たせません。

もうあなたたちはもっと謙虚になって、やっぱりそしてこれをやるにはあのとき、まあ過去の話ではあっても、あすればよかったというような、もっと化学者の意見も聞いてこないとですね。先ほども説明したように、この名古屋大学のカワモト先生はさっき言っているように、可燃性ガスの発生を促進させて爆発事故を起こすって、きちっと言うとするやで。言うどんのやからな、だからそういうことをやっぱりわかる人にもっと聞いて、びしっと総括をしてくれることを私は求めたいと思えます。

○貝増委員 簡単に3点ぐらいお伺いしますが、今企業庁はもうすべての面において、報告を受けてない、聞いてない、いろんな言葉で表現されました。その中で、14日の事故のときは早朝行かれた、企業庁として。それでもう、すぐ屋前には本庁に帰られて、翌日も富士電機と対応されてると。でも実際、現地では右往左往してると。担当責任者もない状態の中で、上からの指示もないと。それはなぜ企業庁長は、あの時点で自分とこの技術者専門職を、権限ある人を配置できなかったかと。

それが1点と、じゃあ、そうすると今置かれている現地の、あれ太田君でしたかね、主幹主事。現地事務所。彼は本当に、その消火のときでもすべてに横で何も言えない状態であったと。確認取られてもどうしてもいいかわからない。私にはわかりませんと。そういう返事ばかり現地で出されてましたけども、これは現地事務所というのは権限なしで、単なる富士電機にすべてを企業庁としてこの施設を委託してきたもんで、管理者としておったんですか。その2点、まずお伺い、教えてください。

○濱田企業庁長 出発当初は太田主幹を配置する以前は1名と、囑託は1名の話で、そういう意味からは運営管理は全面的に委託するという前提データだ、現地に連絡的な体制がないというような意味合いからの話でございました。

ただ、12月の事故等を受けてこの体制ではどうかということ、以前RDFを担当しておった職員を急遽1名張りつけたところというような話でございまして、連絡体制としては以前よりは強化したという話でございしますが、契約の基本としてはそういう姿になっておったということでございます。

それから知らない何なりという話ばっかという話になりますが、私そういう契約状況の話、事実こうなってますということを引ききかせてもとうて、前半も言いましたように、そういうプロポーザルの方式で本当に良かったのかとかいう部分は幾つかは御指摘いただいたとありますが、今後の話としては私、検討しなければならぬことは幾つもあるというふうには理解してます。

○貝増委員 企業庁長、言いつらいやけどそういう面じゃなくて、例えば庁内でも女の子一つの人事でも掌握してるといふ企業庁長さんが、これだけの事故が初めて起こった8月14日から19日までの間でもですね、なぜ盤石な体制を企業庁として陣頭指揮取れなかったかと。その辺を教えてください。

○濱田企業庁長 15日、14日の日に、さらに1人15日の日に「もうともかくあなたはRDFを先担当しとったから、必ず現地に行くように」という指示もし、そして15日のあはれは夜からでしたかね、全管理職を今後の対応がいろんな格好で出るようになるとした場合、現地を知っておかなければいかんということで、交代で現地をあはれは15日か、14日やったね。からの体制で、さすような指示はしました。それで14日の日は先ほど言いましたようにお盆で、富士電機の連絡体制がうまくいわずに、そして何としてもやっぱり幹部を出させなさいという話をしたら15日に来ていただきまして、それで15日にいろいろこちらで幾つか事故対応の話をさせてもうた。

○貝増委員 はい、わかりました。それともう1点だけ。今の話のまた延長線に入るかわかりませんが、2月26日に槽が空っぽになったという、途中で今日も報告がありました、企業庁長からの。タンクが。でも、これから半年間の間にあれだけの量が入ってたと。プロポーザルの条件では、1日100トン、20日分の場所を用意しないと、タンクつくりなさいと。プロポーザル指示、条件に入ってるんですね、あの1冊の中に。県からの条件が。でも先ほど来、企業庁長は1日200トンは入れますよと、そういう話を今の富士電機と企業庁とのこの見解の違いの中で説明されてた。じゃあ、そうなるとくと200トンの問題とプロポーザルの意味と違う時限で、企業庁としては発電量を上げるためにどんどんどん県内のできたやつを全部もってこいという指示を企業庁として出しておったのかどうかということを確認したいんです。

○濱田企業庁長 そういう指示はしておりません。200トンというのは、200トン規模で出てくる場合があるんです。そういう意味で最大200トンぐらいはある程度できますという話を、私、市町村から来るRDFでね、その話をさせていただきまして。そのことで富士電機とどうこうしたこと、私には1つも報告来てません。

○田中委員長 じゃあ、今日はちょっとこのぐらいで。

それでは、次に今後の対応方針について審査いたします。

2 今後の対応方針について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○田中委員長 環境部さん、補足はございませんか。

○長谷川環境部長 特にないです。

○田中委員長 それでは御質疑をお願いしたいと思いますが、7分ぐらい休憩しましょうか。4時再開とさせていただきます。

(休 憩)

○松田委員 条件が整ったらもう1回稼働するってことなんですけれども、もう1回確認なんですけれども、その発電の部分も含めということですね。

○濱田企業庁長 事故調査委員会の報告では、今度の事故とは直接の関係はないけども、この際に一連の装置を確認した方がいんじゃないかと、こういうような話でございまして、できるだけそういうようにやりたいという趣旨でございます。

○松田委員 すると、発電の方は事故があっても全体の稼働には関係ないということで取らせていただいたらいいでしょうか。

○濱田企業庁長 中間報告の中では貯蔵の事故ということで、それ以外の施設は無関係であるということの認識は持ってもうておるけれども、この際に施設全体として点検されてはどうかという話がありますので、そのようにしたい。特にボイラ等については先ほどからいろんな議論がありますので、そういう部分でやっぱり点検をしておいた方がいいと。でないと、また動き出して、そういう部分の故障が大きくなったりしますと、当然また同じような問題を起しますので、そういうことで施設を点検、この際にしていきたいと、こういうことでございます。

○松田委員 ちょっと聞いたところによると、発電の方もかなり事故というトラブルがたくさんあると。今まだ改善をされてないということを知っているんですけど、一応その切り離してということですか。それと事故はやっぱり、トラブルはたくさんあるんですか。2点。

○濱田企業庁長 このことについては、既に御報告させていただきましたように、1月早々は随分いろんな事故があったということで、その改善を加えてきていただきました。そして、一定の運転管理はずっとされておりますけれども、長期に安定してやったという話が、先ほど説明させていただきましたように、冬場の事故があったと。それで我々としては心配もあり、夏場の運転状況というものをやっぱり確認したいということで、そこらが安定運転ができるまでということでもまだ受け取ってないということも含めて考えれば、この際にそういったいわゆる焼却発電施設全体について、主要な部分についてはやはり点検しておいた方がいいんじゃないかというような意味合いでの。でないと、そういう説明もできないとなかなか御理解も得られないんじゃないかと、こんな意味でございます。

○松田委員 要するに、胃がんになってちょうどそのときにみんな一応全部成人病のチェックをするというようなことですか。要は。だから、要するにそのがんの部分さえなくなったら、まあ稼働するっていうか、退院するっていうか。もう1回聞きますけど、その発電のところは関係ないということですね。それでいいんです。

○濱田企業庁長 逆でございまして、そっち側の部分を一連の装置として確認すると、こういう意味でございます。

○松田委員 わかりました。

○田中委員長 この際、全部確認するっていうことですね。はい。松田委員。

○松田委員 何かそやけど、私何事も言うようやけども、かなりトラブルがあって、その関係者の筋から聞くともう致命的やという、何ていうか、致命的っていう言葉やったかどうかわかりませんが、かなり時間が改善するのにかかるということ知ってるんですけど、企業庁長、聞いてはる。

○濱田企業庁長 富士電機の方からは早く引き取ってくださいという話がありますんですね。しかし、我々そういうことで、やっぱり安定運転ということを確認せんらんというような話で、この際にということで今言うような話をやりたいということでございます。

ただ、そのものすごい事故が、あれがあってというそういう話としては、具体的に富士電機の方からは話はございません。

○松田委員 トータルできちっと稼働してから、安全性を確認してからですね、まあ、その発電所も含めてということですから、完全な形で稼働っていうか、引き受けるっていうか、受け入れるっていうか。そういう形を要望だけさせてもうときます。

○田中委員長 永田委員。

○永田委員 先ほどの、まあ申し上げたんですが、何しろこれ出るわけですし、いろんなこと聞きますけれども、日常どれぐらい出て、どう処理してるんですか、今。ちょっと実情教えていただきたい。

○長谷川環境部長 ごみは当初から御説明してございますように、対策本部をつくりまして、RDFでの処理と生ごみでの処理ということで、受け入れ状況の方が、RDFは少し足りないんですけども、生ごみ状況の方は少し余裕を持った状況で日々市町村の、もうある程度今の段階では、当初は日々どこで何トンというのがなかなか決まらなかったんですが、隣接の市町村なり県外の愛知県なりで一定の量的な受け入れ態勢ができて、なおかつその分別

の方も一部受け入れていただけるような形でしていただいておりますので、日常的には決まったところへ安定的に処理されると。

ただ、今後これからいろいろな要素があるんですが、年末を迎えてごみの量が増えるということも心配がありますので、その辺は日々どんどん隣接県なり現在受け入れていただいている市町村なりに、容量を増やしていただける分は増やしていただくようお願いもしておりますという状況でございます。ごみの日々の処理は現在ではうまくいっております。

○永田委員 それでその費用なんですけど、費用。これはどういう見解になってんですか。

○濱田企業庁長 一般、知事から答弁させていただきましたごみ処理の受け入れ先でかかる費用については、非常に大きなものになってしまうということで、市町村の財政的な負担があるということは知事としても十分認識しとると。我々もそういう状況にあるということは十分知っております。

そこで、その費用を最終的にどこが負担するかということについては、知事の方からも事故原因が究明され、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると考えていますが、議会や市町村の皆さんの御理解を得られるよう、今後責任を持って調整するというような話がありましたんで、企業庁としてもそういう場へきちっと積極的に参加した話の中で今後の対応を考えていきたいと、このようには思います。

○永田委員 まあ、もう時間もありませんから。こういう話、聞くんですが、トン当たり今、平均どれくらいになっているんですか。トン当たり。

○濱田企業庁長 金額、申しわけないんですけど我々、それぞれの市町村からは必ずしも一定の単価というような話ではなくてということ聞いておりますのデータだ、数万円規模のところもあるというようなことでは聞いております。

○田中委員長 環境部長、補足よろしいでしょうか。

○永田委員 ちょっと具体的にいくらか言ってくれ。

○長谷川環境部長 具体的にというのはちょっと非常に難しくございます。生ごみもRDFもトン当たり2万から3万という幅で動いております。それで量的な面で申し上げますと、8月19日から9月末までの実績といたしましては、生ごみで6,219トン、それから、RDFで1,371トンが県内外の市町村等や民間施設へそれぞれ動いております。いわゆるRDFの26市町村から外へ動いているというのは、今の生ごみとRDFはそのような量でございます。だから、その1トン当たり生ごみがいくらで、要するにRDFがいくらということについては、高いところでは2万から3万の幅で動いております。

○永田委員 大体そうすると2万から3万ですね。

○長谷川環境部長 確定はできません。受け入れ側の現在受け入れていただいている現時点では、そのような額で取りあえずお受けいただいているということでございます。

○永田委員 それでちょっとある議員から言われておるんですが、足元を見て今、5万というような話も出てるんですけど。足元見て。それ事実なんですか。

○長谷川環境部長 ちょっとそれは聞いておりません。

○永田委員 とにかく非常にこれ、ゆゆしき事態になっているような気配もしてなりません。したがって、これはこんなことを長く続けることがとってもこれは無理だと思いますし、今早く、1日も早いそのRDFの処理をすべきだと私は思いますので、要望として3条件が整えばということでございますが、ひとつ鋭意このように作業というか処理ですね、早くひとつやっていただこうように要望しておきます。

○西塚委員 費用の関係なんですけれども、責任分担が明らかにならないという中で、責任持って調整をすると、こんなふうにおっしゃってらっしゃるわけなんですけれども。ただ、その桑名広域なんかがですと、その建て屋そのものから随分修理しなきゃならんわけですね。そんな費用などもあって、その責任分担が最終的にいつ明らかになるのか、2年になんの3年先になんのかわかりませんが、それまで待ちきれないということもあるわけですので、例えばなんですけれども、県が資金を借り入れて当面貸し付けるとか、そんな処理策はないんでしょうか。

○濱田企業庁長 早くそういう道見つけないかんとという認識は持っておるんですが、今そこまでのまだ調整というんですか、案としてなってません。我々としてもやっぱりある程度忌憚のないいろんな議論もする必要もあって、なるべく近々にRDF運営協議会も、理事会ですか、開きたいと。そして今、日程調整をやってる最中でございます。

○西塚委員 要望にとどめておきたいと思うんですけども、先ほど申し上げたように、長くかかるんだらうというのは理解できますので、ぜひ県資金で貸付金なり何なり対応できるように要望しておきたいと思っております。

○西塚委員 今のその責任を持って調整するということが、これ原因が究明されて、その原因者負担の割合で調整すると、こういうことのように理解できるんですけども、それは対象となるのはいろんなケースというのか原因によって違ってくるんだらうと思いますが、最大限広がるとどうなんでしょうか、市町村も含まれてくるんですか。

○濱田企業庁長 一般来、話しておる契約上の話という部分になりますと、どういう意図かはわかりませんが、富士電機さんは盛んにRDFの性状という部分にですね、富士電機さんの話の中に、RDFの性状ということが非常に一点に絞られた話がございます。だから、それがどういう展開になるのかということについては、今、私の方では予測はできません。

○西塚委員 よもや、その増加した負担が市町村に返ってくるということは、現在、市町村は露とも考えてないですよ。そういう中で今、3,790円の処理料が3万円でも5万円でも、とにかく量をはかすということで今、日夜努力しております。こういう状況なんですよ。そういうような可能性があるというのであれば、これ状況が一変して、これからの処理をどうするか、負担をどうするかということにつながってくる。

だから、それももう少し、今現在見通しが立ちませぬけれども、責任を持って調整をするという県の責任があるとなれば、それをもってやっぱりもう少し先のこととはいえ、少し現時点でいろんな可能性も含めて話ししないと、これからの対応は必ずずるで時間ばかりたってしまったら、余計泥沼化する様相を呈することになると思います。何かあれば。

○田中委員長 企業庁長、御所見を。

○濱田企業庁長 今、不確かな部分でちょっと発言しにくい部分ですので、今の御意見を十分踏まえて、近々に話し合いという部分はあります、セットしなきゃならんと思ってますんで。例えば企業庁とそれから県との契約はこうですねとかですね。

○西塚委員 えっ。

○濱田企業庁長 企業庁と県との契約は形上はこうなってますとか、富士電機と県の話はこうですねとか、やはりきちっとした話をした上で、そしてこういうものについての状況がありますが、どういう対応がという話をやばり。きちっと事実関係は全部あからさまにしてですね。それが断片的に出ていくと、それがあからさま負担はあるんだとか、ないんだとかいう話になってはいかんとしますので、そこはやっぱりきちりした説明をした上で、じゃあどういうふうに取り組むのがいかにねという話をせなならんと思えますし。

それで先ほど言ったように、これ負担をという話になれば、安全性の確認というのは大前提でございますけれども、やはり確認される話の中でも、先ほど来御指摘いただきましたように一日一日費用がかさみますので、そういう意味ではやっぱり早い対応、できるものは早く対応するというのが基本原則だろうと思っております。そのためには受け入れの側だけではできない問題がたくさんございますので、それも含めて、やっぱり早期に一つ一つきちんと共通認識持ってやらなあかんということは本当に強く思ってますので、少し遅れ気味な作業で申しわけないですが、我々としてもそう早くできるように頑張りたいと思っております。

○西塚委員 はい、わかりました。現場での多度あたりの状況はもっと大変なんですけども、このようにごみを出しておる26市町村にとってもこの問題、ものすごく深刻です。今までは出てくるごみをどこにどう運ぶかっていうことに専念せざるを得なかったんですから、ここへ来て今のこの負担の先の問題についてもうちょっと。こんな不透明なままでは我々も現地行って話するにしても、この問題で行き詰まってしまうので、もう少しちゃんと材料も出して、そして関係の市町村に対する説明をしっかりとやって、そして理解を得るといえるのか、これからの協議を進めたらうように改めて強く要請しておきたいと思っております。

○三谷委員 3条件が示されまして、これからいろいろ議論が出てくると思うんですが、もし、この3条件というのがクリアされた場合、運転再開に先立って、地元の方々に御納得いただく、これは前提になってると思うんですが、地元の御納得とそれから企業庁のソフト面でのスタッフの充実と、これは前提になってると思っております、もう一度また住民説明会等やられるお気持ちはあるのかどうか、その点、まず。

○濱田企業庁長 どういう手順で進めるのが一番理解が進むのかということはあると思います。そういう意味では、私どももまず該当する市町村の方と十分打ち合わせした上でやりたいなど。でないと、やっぱり一定の説明会だけでは来られる方もやっぱり限定されて、少ない人数しかできないということもございますし、そういうものをどういうふうにかバーしていくかということも大事でございますので、いずれにしても、特に1市2町の担当のところとは十分打ち合わせした上でそういう対応も考えたいと、こう思っています。

○三谷委員 もう1点確認だけ。今の富士電と企業庁さんの契約の中で、この間富士電さん来たときは、もし再開されれば今度の委託契約引き続き私どももやりたいと、えらい意欲を示して帰ってかれたんですよ。今の契約の中で、富士電、委託契約の例えば今、富士電さんになってますけども、これを変更することが契約上できるのかとか、そういうところはどうですか。

○濱田企業庁長 契約変更という項目はございますけれども、やはり先ほど言ったように、どちらの瑕疵責任の議論はやっぱりあると思います。ただ、この中ではっきり言っておるようなRDFの専門家でないとか、そういうふうな主張をしますので、そういう部分なら、これはもうやっぱり任しておけないとか、そんな話もやっぱりする必要が出てくるんじゃないかなと思いますので、もう無条件にという話では今までと何も変わりませんので、そのところは当然今までの御発言も検討した上で、また、我々の体制もこれ幾つか御指摘いただけてますんで検討する必要があるということは、私自身も感じております。

○三谷委員 はい、わかりました。結構です。

○芝委員 庁長、今、三谷委員の質問でも、地元への説明もいろんな部分検討されて、それから市町村へも近々っていう話でしょう。単刀直入に言うて、今の企業庁長のご感覚で行ってもうたら、私は県民に余計不信、市町村に不信が残ると思う。今の体制のご感覚で行ってもうたら、地域入って余計地域の人が怒りますよ、不安を持ちますよ。我々がそう思ったら、地域の人もっと怒りますよ。という思いを持つとるんです、私らは。町村集めて、今ずっと委員会で作ってる部分の説明をしたら、町村怒りますよ。というぐらいのご感覚のずれがあるということ、お気づきですか。

○濱田企業庁長 ですから、そういうものを早期に固めた上でないと、我々も言うたことが実行できないような話では余計不信買いますので、そういう意味でございます。

○芝委員 それはさっきも言ってますように、説明の中身じゃなしに、姿勢と気持ちと立場の問題です。その部分が見えなければ、いかに契約の問題がどうってことは余り、要するに被害者の方たちも、地域の皆さん方も、市町村も関係ないんです。みんな言ってるのは、県が、企業庁がっていう部分が市町村からも批判の声が聞こえてくる。今の日沖さんなり水谷さん言われたのもそこですよ。だからその基本姿勢の部分を引きちぎって出してやっついていかないと、いかに理屈の説明をしても、地域住民、被害者、市町村納得せんと私は思うんです。その心変わりをして、考え変わりをしてもらってからじゃないと、県を代表して行ってもうても、もっと、むしろ私は火つような感じが危惧してるんですよ。これ、もう忠告です。あえて言いません。

その中で市町村も、今言ったようにその説明の部分ですけれども、責任を持ってその費用負担の分については調整するって知事も言われた。その部分だっただけでああそうやけど、庁長はその中で、事故原因にこう言われるんです。事故原因に基づいて。それを考慮しながら費用負担も考へてる。事故原因というのは、恐らく事故調査委員会の部分っていうのは11月末に出ると聞いてるんですが、その部分をすべてとして判断をするおつもりですか。事故原因の調査結果の報告だけをもとにして、費用負担の割合も決めていくのかどうかということですか。

○濱田企業庁長 私、先ほど申しましたように。

○芝委員 聞こえへんわ。もっと近寄ってもらわんと。

○濱田企業庁長 知事答弁を記録したものを先ほど読ませていただきました。そういう意味で企業庁としても、知事のそういう調整するっていう話にきちっと対応していきたいと、こういうことを答弁させていただいたつもりでございます。

○芝委員 願わくば、本当は責任ある人が行っていただきたい、市町村にも、地域にも、被害者のうちにもと思えますけども、今の体制のままで行ってもうたら、むしろ反対に私は県の信用をまたなくすんじゃないかと心配はしてるんです。

それでね、庁長。いや、環境部になるかもわかりません。今現在で、今回のRDFの事故が起こって、市町村なりの部分から、平常の部分からいって1カ月総額でどのぐらいの費用負担が増えているのか。これが1つです。もう1つは、事故があった現場の貯蔵槽なり発電設備の部分なりの部分、全体の部分での被害額。それから、となりの広域

の桑名に迷惑かけてる分のこの復旧額とか、いろんな部分の総額的な数字は大体つかんでみるんですか。1カ月放置しとくと、今の状態続くとどのぐらい全体的な費用負担が増えるのか。数字的にちょっと教えてほしいんですよ。量じゃなしに金額で、私は。

○長谷川環境部長 先ほど言いましたように、8月19日から9月末までの実績として、生ごみで6、219トン、RDFで1、371トンが外部で委託処理されてるという実績は、私どもごみの要するに処理の紹介をしている中で、市町村から一応データとしてはいただいております。

ただ、これの金額の算定といいますのは、費用負担の増というのとはもともとかかる費用というのもございますし、ただ、この6、219トンが1トン当たり2万円と計算すれば、1億5、000万ぐらいです。

○芝委員 1億。

○長谷川環境部長 1億5、000万ぐらいです。3万円と計算すれば、2億2、000万ぐらいです。それはその費用とかいろんな一切切の調整はしておりません。今かかってお払いするということであれば、それぐらいの額で動くだろうという。生ごみもRDFも2万、3万としてです。両方と。

○芝委員 1カ月で。大体それは。

○長谷川環境部長 1トンね。1トン当たりね。

○芝委員 それで、被害額は。それは費用負担。被害額は。

○濱田企業庁長 被害額については、まだ我々補足してません。

○芝委員 認識は十分ある中ですが、1日、1カ月置くことによって、相当のこれは費用負担の問題が出てきます。必ず第三者が負担できるわけじゃないもんですから。いずれにいたしましても、今関係を2つ3つの部分というのはもう限定されとるわけですね。それも含めながら早急にやっつけてほしい。事故原因の究明も早急に出してもうて、その中で知事が言われた3条件。安全の問題や、事故調査委員会の報告の部分をご徹底するとか、貯蔵槽の問題どうするか。直入方式でやるのか、ありますけれども。これ庁長、知事が言われた3条件を、だれが実行して、だれがチェックするんですか。

○濱田企業庁長 これ、知事自身がこういう安全が確認できるということができない限りは再開させないと、こういうふうな発言がありますので、我々そういう材料をきちっと示せるように懸命に頑張るといことになります。そのためには客観的な状況を早くつくるということになると思います。

○芝委員 客観的っていうか、その人的なものの客観的、それとも違う条件で。

○濱田企業庁長 例えば具体的に受け入れはこういう調整をしましたとか、貯蔵はこうしますとか、そういう説明がないと、先ほど言いましたように説明に向いても中途半端な説明でという話になると思いますので。

○芝委員 そういう条件整備はしてもらわんとらんと思う。判断材料として。それをだれが判断するか。知事は方針を決めただけでありまして、だれが判断するかで非常に大きな問題。そこによって、信頼性が揺らぐ場合もある。例えばプロポーザルにした部分で、今いろんな問題が起こってきている。だから立場の人が、例えば知事が、副知事が、部長がという部分で済まされる問題ではないと私は思ってます。条件整備をします中でいいとか悪いとかっていう判断の部分、その部分についてはどう対応されるつもりなんか。

○濱田企業庁長 知事の答弁ばかり引用して申しわけないんですけど、安全性の確認については、県議会を始め市町村、地域住民の方々へ説明申し上げ、再開に向け一定の理解が得られる必要があるということでございますので、まず知事がそういう判断をして自分のところだけというんじゃないで、県議会なり市町村なり地域住民へのその話をやっぱりさせていただくということになるんだと思います。

○芝委員 庁長。第三者機関に依頼するって言うてへんかったか。

○濱田企業庁長 ああ、その意味ですか。

○芝委員 そういう意味だったって、そんなおれらのとこに聞かれても安全かどうかわからへんやないか。

○田中委員長 改めて企業庁長、お願いします。

○濱田企業庁長 先ほど言った一連の施設という部分の話については、やはり企業庁も先ほど、あるいは富士電機についてもいろいろ厳しい御指摘がございますので、やっぱり客観的な話として、この際に第三者的に施設を見てもらうような部分が必要ということで、それは頼みに行くということです。

○芝委員 いや、さっきも聞いた、それは。施設の全体の発電も含めてのそれは当然専門家の部分が必要でしょう。その部分を含めながら、例えば全体のRDFの部分での今回いろんな問題を考慮した上での安全性の確立について、専門的な立場の意見も要る。発電だけじゃなしにね、RDF。

それから事故調査委員会が中間で報告を出したいろんな部分での、保管の方法、いわゆる分離、やります、やったほうがいいですよという方針に対して、こうします、ああします、じゃあ、この方法が正しいかどうかというのを、企業庁が提案して企業庁が判断するんじゃないに、第三者の目が要る。

それから貯蔵槽の部分をなくして直入式にしようといっても、企業庁が方針を考えても第三者がチェックせなあかんと思ってるんですよ。今ある施設だけじゃなしに、3条件すべてを。3条件すべてをチェックして、なお専門家の方がチェックして、なおかつ最終的な知事が判断するんじゃないかと思うけども。その部分をね、企業庁だけでお膳立てをして知事が最終的に判断するっていう部分じゃなしに、もう一つかまसानあかんということをおっしゃっているんです。過去の轍からいって。その考えを聞いてるんです。

○濱田企業庁長 私、先ほどこの前提として話しさせてもらったときに、企業庁だけで対応できることではございません。当然県としても事故対策本部という組織の中でやらんなんこととあります。ただ、当面施設を持つところのところが一番汗かいて当然のこととございますので、そういうことでお話しさせていただきますということをおっしゃってました。

今のような状態で、企業庁という名前だけで委員がおっしゃるように信用が置けるかと、こういうふうなお話だろうと思いますので、これはこうしますということについて、やっぱり客観的にお示しすることが、我々としても必要だというふうには理解しています。

○芝委員 じゃあ、最後に要望だけ。先ほど言った、1カ月なら1カ月にかかる負担増の問題の部分、もう少し具体的に言うと。それから被害金額的なものについては、今のところわかる部分について一度数字的に出していきたいなと思います。

○田中委員長 はい、よろしくお願いたします。岩名委員、お願いたします。

○岩名委員 今の話ね、前の委員会でもぼくから要望したんだけど、全然出てこないんだよな、それ。でもね、もうそんなことをやっておらんとさ、出すべきものは出してオープンにしていっていいよ。それ要望しとく。

それから、6、200何トンとかいろいろ聞きましたけど、私、ちょっと複数の首長と話し、関係の首長と話したところ、我々はびター文払わないと、こんな金は。原因者は県であるから、もうはっきり言い切ってる。それで、先生方も何とかしていただきたいという要望ですよ。これは容易にこの分はあんなのとこで持つてくれよとあんなら考えているかわかんけど、そういうことにはなり得ないと私は思います。それは覚悟してもらわなあかん。

それから、やっぱりこれいくらでやっているかは知らんけども、ただ、あんなら人の金を使うんだという意識が感じられて仕方がないんだけど、これ県民の血税なんですよ。これを自分たちが原因者であって失敗してるのに、どんどんとこれは湯水のごとく使われたらたまらんですよ。これはもう議会としては認めきれないですよ、この支出に対して。これは今から言っておきます。

それでもうやっぱりね、今回の問題も最後だからぼく言うけど、これ消火設備がなかったというところにはこれは起因しとることはだれが考えても明らかじゃないの。それを何だかんだって、どっちが悪いとかどっちが手抜きをしているようなことを言って、さっきの木田先生の話じゃないけども、責任のなすりつけ合いをやってるのはみっともない。もう明らかにね、ぼくはまあ窒素ガスにこだわるわけじゃないけれども、やっぱり大牟田でも、大牟田の機械にすら付いとるんじゃないですか。それを何にも丸裸で付けてないということは、これはもう当事者の責任以外何物もないじゃないですか。この一点をしても責任が大あります。こういうことをしっかりと県民の前で認めるべきだと私は思う。そうしないとこの話が前へ進んでいかないですよ、これ。

それからさっき松田さんの話にもあったけども、この貯蔵槽は1回爆発したんだけど、この発電設備も私にすればいい加減なものだと思ってるんですよ。これ4カ月で5回止まってるんですよ。そうすると先ほど企業庁長は、今度は再開するときは貯蔵槽をつくらずに、持ってきていきなりほうり込むんだということをおっしゃってたけども、こんな4カ月に5回も停止するような機械がですね、しょっちゅうしょっちゅう止まったら、またそこに野積みするんですよ。

貯蔵槽なしにこんなも再開できるんですか。これちょっとね、私は矛盾を感じるんだけど、ちょっとこれについて言ってください。

○濱田企業庁長 そういう御指摘があると思いますんで、先ほど言いましたように発電の部分についても第三者のチェックを入れたいと、こういうまず1つがございます。そうした上で、それぞれの分散した形の貯蔵の話があると思いますので、そういうことがどの程度可能かということを含めて検討すると。そして、少し言葉が足りませんでしたが、その中で100%こういう格好で処理できるのか、8割はできるけど2割は他の方法でせんなどと、そういう話も含めて話し合いをやっぱりやっていかなあかん。そういう意味での検証、検討でございます。

○岩名委員 何かあんなら話聞いていると自分の希望的な観測でいろいろ話をしてるようなんだけど、現実、今ぼくが言っているように機械が故障すればこんなものあなた、貯蔵槽なくしてはとても運営できないんだよね。

それとか、まあこの施設の運転再開についてもこの委員会がある以上この委員会の同意も得てもらう必要がぼくはあると思っておるんだけど、我々としてもそれは容易にそんなもん認めるわけにはいかないかもわからない。そういうことも申し上げておきたいと思えます。

とにかくね、やっぱり責任問題をとにかくもつきちつと明確にしてほしい。それから、今後のお金については、そう容易に議会としては支出を認めるわけにはいきませんよということ。これについてはもっともっと。

あのね、あるところで私ちょっと聞いたんだけど、思いがけないね、この事故以来、思いがけない仕事が入ってきてお金をもらってると。これは貯金しているんだけど、どうやって使おうかなという話もあるぐらいいんだよね。そういうことを言われているようではとてもじゃないけども県民の負担が増大するばかり。理屈の通らない、筋の通らない金は我々は認めるわけにはいかないということをおっしゃってました。

それからもう1つ、知事が、3条件の中にそれは入ってるのかどうかわからんけど、ごみゼロということをおっしゃるわけですよ。ごみゼロを何か実現すると。このことと今回のこの事故との関わりですな。私は私なりに想像していることはあるんだけど、あなたはこう思ってるの。

○濱田企業庁長 知事としては、従来の燃やすというごみ処理と申しましようか、そのままではいかんという強い認識があるというふうにも私受けとめています。そういう話の中で、やはりごみを少なくするというのがもう基本の話だろうということは前提とした上で、そういう取り組みをしながら、当面の課題としてはこういうふうな対応もまた必要だろうというようなことで、知事が言っておるごみゼロの話は、これを再開することによってしないとこういう認識じゃなくて、ごみゼロに向かっての取り組みは今後も強めていくと、こういう認識で持っておると私は理解しています。

○岩名委員 そうすると、県はどこまでいわゆる市町村の専権事務である一般ごみというものに手をつき込んでいくつもりでおらんかね。

○長谷川環境部長 本当の意味の環境先進県というのは、当然のことながら資源として使えるものは、資源として使い切るという方向で行かなければならないというふうには思います。現在のごみ処理の県のこれまでの考え方は、どちらかというごみを処理するという、それが焼却中心になったごみの処理の仕方があって、いわゆるごみを資源として有効に活用していくという部分の考え方が弱かったということで、今後かなり長期にかかるかもわかりませんが、市町村とも話し合いをしながら、まずごみの部分で堆肥として使えるようなものは堆肥として使い、その中で当然のことながら資源として使えない部分についても、企業責任のもとで、企業の原材料の部分からそういうリサイクルできるようなものに転換していただきたいということで、市町村のごみ処理だけを前提にすべてのものを考えるんじゃないで、全体的に産業界も県民も、いわゆるそれぞれの市町村も含めて新しい仕組みを、その方向性をぜひとも近いうちに出したいということで、その方向をきちつと決めながら今回のこのRDFの再開等についても県民の方々にご理解いただくということではなければならないというふうには思っておりますので、どうぞその辺はよろしくお願したいと思います。

○岩名委員 全く、今、長谷川環境部長の言うとおりであって、そもそも私はごみに対する考え方はそれが正しいと思ってるし、そういうやり方をしないのに、いわゆる環境先進県という看板を上げていること自体が私は間違っていると思ってる。ああいうやり方で。だから失敗もした。しかし、ここで環境先進県の看板を下ろしてでも、本来の環境政策に私は立ち入っていただきたい。

しかしそこへ行くまでに、市町村から言わせれば、またこれ方向転換かと。何回おれたちにこういうことを指図してくんだと、こういうことになると思うんですね。その辺でやっぱり誤解のないようにしてほしいし、やっぱり、そのことが貫徹されたときに初めてRDFの発電所は不要のものになるということ、私は願ってやまない。以上。

○西場委員 今ちょっと、岩名先生の関連ですが、そうすると知事のごみゼロ社会を目指すということは、今まで県が取ってきたRDFによるごみを処理していくという方式に代表される県の環境行政の転換だと、こういう理解でよろしいですね。

○長谷川環境部長 先ほど申し上げましたように、長期的な視点に立ててごみゼロということをお願いしておりますので、現在整備された、多額の経費のもとに整備された、いわゆる焼却施設等につきまして、当然、今、日々のごみ処理が問題となっておりますので、このようなものがなくなるとすぐさま切り替えるというわけには参りません。ただ長期的にはもうその、例えばその焼却炉とか今の発電所とか、20年、25年のスパンで例えば更新しなければならぬというときに、それを目指してごみゼロの一つの仕組みを今から考えていこうということで、到達点はそのへんにしたというところで、現行のシステムを今すぐ変えるというようなものを打ち出すというものではないというふうに御理解願いたいと思います。

○西場委員 もちろん私もそういう意味で聞いておるわけでありませうけれども、今、すぐさまRDF施設そのものを無にしていくということについては、現実的な対応として無理があるだろうという認識は十分持っておりますけれども、少なくとも県のこの大きな大惨事、あるいは県政の一大汚点と県知事に言わしめたこの事故を契機にして、県政の環境に対する考え方の基本が変わったと、こういう意味においては知事発言でもありますし、今の環境部長の発言でさらに確認をしたわけですが、そこで企業庁長。あなたはずっと以前から環境部長であり、そして今日企業庁長であり、このRDFを中心に三重県の環境行政、その中の中核におられた人だ。このことについてあなたの見解を聞いておきたい。

○濱田企業庁長 私が環境部長になったときに、今のRDFの事業それから溶融の事業、この話は基本的にはスタートしておりました建設段階にございました。そういう話の中で、私も非常に自分なりに不見識であったと思うんですが、私いろいろ指摘いただいておりますような、RDF化する場合においてもやはり基本の部分は一定の分別を全部無視するというような話では、この話はもう本当に何でも燃やしてしまうという話になってしまうという認識がございまして、そういうことになったんではいかんよということも私も言ってきたんですが、現実の姿を見ると、こちらへ来て燃やしておるカロリー計算とかそういったものを見ますと、先般、岩名委員からも御指摘いただいたような状態になっておるといってございまして。

そういう面で、やはり燃やす文化と言うんですか、こういうごみ行政の話ではこれはやっぱり今言ったような問題があるなということデータだ、現実対応を今、長谷川環境部長が言ったような視点が必要かと思えます。ただ、一定の例えばダイオキシンに対する効果とかそういった部分は、例えば分散しないとか、特に溶融なんかで進めておった部分については、やっぱりそういう投資効果もあるという一面もございまして。

まあ、そういう意味でのこの際の相互評価というのが要るのかなということで、私としては多々反省点というのがここで見えたということで、事業はスタートしたとはいえ幾つかその時点時点でやれたことはあったんじゃないかというように思っています。

○西場委員 不見識であった、反省点はあったという言葉は聞こえたけれども、あとの言葉数が多すぎて何を言っているのかわからん。私はそんな細々したこと聞いてない。今あったように、今日までのその環境行政の中で、あなたが非常に中心的な立場におられた中で、今日ずっと続けてきて、まさかこんな事故を望んだわけじゃないけれども、結果としてこういう事態になって、そしてそこから見てもう一度この県の環境の方針を変えようという話が知事からも出て、今日の今の状況に至ったところについて率直な心情を伺っているんだよ。不見識であって反省点が多いというのであれば、それなりの誠実な言葉が出ていだろうと。こういうような思いをいたします。

100%発電を続けずに80%続けて20%をその他でやると。こういう今ちょっと説明があったけれども、例えばの話らしいけれども。そうするとこの20%というのは、いわゆるごみゼロ社会のような形の中でRDFにせざる別の方法でやると、こういう意味の意図ですか。

○濱田企業庁長 私、例えば貯槽なしでやるといったような場合に、全量が今までどおり何も変えずにやるということが難しい場面もそれは想定できるんじゃないかと。そうした場合に100%それを今までの貯槽なしの方法で対応できないという場合に、ごみを分別するとか減らすとかそういうものも含めた対応をやったり一緒にやらないと、できない場合がございますよね。そういうような意味合いで、そしてRDF化ばかりじゃなくて、先ほど環境部長も言っていましたけど、じゃあ、生ごみの部分はこういうふうにはできるんじゃないかと、そんな工夫の部分もないと

対応できないようなこともあるんじゃないかと。そういう意味合いで100と0という話にはならない場合もあるんじゃないかと。こういうふうな説明のつもりでさせていただきます。

○西場委員 ということは、今後、発電を続けるにしてもその100%ということではなくて、その中で生ごみを還元していくというようなやり方も取り入れて、長期的にごみをゼロにしていく社会を目指していくということに、そういう方向づけを向いていくという、そういう意味で、理解でいいな。

○濱田企業庁長 先般も言いましたように、企業庁として電気の発電量が落ちたからといって一般の県民の方に御迷惑をかける話はこの事業ではないので、そういうことにこだわりを持ってするようにはしないと。

(「赤字になったら・・・」の声あり)

(「何言うとなや。企業庁やで」の声あり)

○濱田企業庁長 そういう話の中で言っているように、経営の努力はそういう中ではやっていかんなんということでございますので、非常に難しい話になりますけれども、経営努力をする部分は、私、経営努力をし、今言ったようにただ発電量を全部せんなんから何でも持って来いという姿勢では、これは環境行政と話が合わなくなるだろうと。そういうような意味合いでは関係のところとは話はさせていただきます。

○西場委員 まあ今日の段階やでな、まあまあ、私はこれぐらいにしときますわ。

○岩名委員 ちょっと悪い、これは関連ですから。

○田中委員長 岩名委員、お願いいたします。

○岩名委員 それはさ、庁長。あかんに、そういうこと言うよ。

それでさ、今、既にこれは1日100万円ずつもうかるって我々に説明してですよ。発電量、発電して売るとそのぐらい金が入るんでしょ。違うの。100万円ぐらい違う。

○濱田企業庁長 まあ、100万から100、もう少しまで。

○岩名委員 ああ、そうかい。だからそれ100万としても、もうこれ大分長いこと止まっとって、もう既に1億円ぐらいこれ損しているんですよ。あんなのとは企業庁なんだから、企業をしてなんぼの話なんだからね。だからさ、そんなこと言うてやね、とにかく別に電気は起こらんでも燃やすんですよみたいな話をしとつたらいかんじゃないですか、それ。

○濱田企業庁長 私言いましたのは、企業庁の立場だけからでは先ほど言ったような環境政策の妨げになるというような話は、そういう意味での発電という格好にこだわりはしないと。

○岩名委員 それは企業庁と環境部と話を分けてしないと、そんなあなた、ごっちゃごちゃにしてやね、そんな話しとつたら誤解されますよ、それは。まあ、ええわもう。

○日沖委員 今後の対応についても、幾つかお聞きしたいんですけど、もう時間がなくなりましたんで当面のことで1つだけ確認させてください。

今回の大事故の陰に隠れておるんですけども、太平洋セメントで今、灰の処理の施設の建設が着々と進んでおるはずですね。今、再開に向けての意気込みも語っておられますけども、これは来年の4月からもし再開できなければ、4月になっても再開できなければ、富士電機から引き渡しもそのときに受け取るかどうかはまだわからないわけですよ。今、現在では。

そうすると、一連の灰の処理の太平洋セメントでつくっておる施設も、これはそのまま引き渡しを受けずに宙ぶりんでいつまでも行くんかとか、そういう心配も私は感じるわけですが、先般、一度確認させてもうとたら、その辺は一遍考えなければならぬかもしれないねというような、まあ混乱しておった時期でしたので、それほど何度も追及はしませんでしたけれども、そのときにはそういう返答でしたんですが、これどうしますんですかね、後。ここだけちょっと確認させてください。

○濱田企業庁長 私としては、これを計画どおり進まない、また同じ再開の絶対条件が崩れます。そういう意味では、この3条件に向けての取り組みの1つになると思います。

それと、先ほど言いましたように灰処理費の問題は、この資源循環の形で使うということでもって初めてこれで行っておるんで、そうでない話になったら市町村の負担もまた膨大になると。こういうことも裏腹の関係にあります。そういう意味ではやはり計画的に前提条件を整えていく大きな要素、そして市町村負担を、他のところへ下げておるその部分は、この太平洋セメントでの灰処理の部分が、我々調べる限りにおいては低うございます。そのことで、これはやっぱり計画的に進めていかならんことだと、この3条件も出てした以上はと考えています。

○日沖委員 考え方はわかりましたけども、この一連の今回の事で、今日の時点で引き渡しを受けていない多度の一連の施設がこのまま来年の4月までつれ込んだ場合には、もちろん太平洋セメントにおける灰処理の施設もセットで引き渡しは受けられませんわ。そのままずっとそうすると、両方とも来年の4月以降も引き渡し受けんまま、そちらの新しくできた方も宙ぶらりんのまま行くこともあるかもしれませんよね。その辺だけもう一度。

○濱田企業庁長 やはり一定の、「こうなるからしないで」という話では何事も多分進まないと思います。そういう意味では、灰処理の話としてはこれはやっぱりやっていく必要があると私は考えています。そういう意味では、企業庁としてはこの話を進めていきたいと。

○日沖委員 何度もしませんが、お話はわかりますけれども、現実の問題として、一連の事が解決していかないと、来年の4月の時点で新しくできた太平洋セメントにおける施設の引き渡しを受けないまま、そのまま進んでいくということもありますよねということをお聞いしておるんであって、後になって、またこれも引き渡し受けとらんでどうかという、またもめるような種があるとあかんで、もう先に確認させてもうとくんです。引き渡しを受けんまま4月を過ぎていくということも、今の状態を考えると全く可能性がないわけじゃないですよということをお聞かせていただいておりますので、それにお答えいただけませんか。

○濱田企業庁長 一連の施設でございますので、引き渡しを受けないという部分はちょっと工夫の話があると思いますが、何というんですかね、部分的に例えば受けるとか受けないとかという問題もこれはあるとは思いますが、その灰処理施設はこの再稼働の条件としては、非常に重要な部分を担っておるといようなことで、捨て置いたらやっぱりその問題が今度は逆に大きく灰処理の問題として残ってしまうということになると思いますので、やはり今の話としては我々そうならないように頑張るしかないということだと思います。

○日沖委員 そやでそれはわかるんですけども、じゃあ灰処理の施設だけ分離して引き渡しを受けることというのはできませんよね。それ完成したからというて。そこだけもう一度聞かして。

○濱田企業庁長 まあ、一番望ましいのはやっぱり一括して受ける話だと思います。

○日沖委員 聞きようがなくなっちゃうわ。

○田中委員長 よろしいですか。

○日沖委員 はい。

○田中委員長 ないようでございますので、当局には大変御苦労さまでございました。

3 委員協議

- ・委員長報告について 正副委員長に一任
- ・次回委員会の開催について 正副委員長に一任

〔閉会宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年10月 8日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019203



三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年11月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成15年11月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成15年11月26日(水) 自 午前10時4分 ~ 至 12時38分

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 13名

委員長 田中 覚 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正信 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 岡部 栄樹 君
委員 三谷 哲央 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 木田 久主一 君
委員 山本 勝 君
委員 西塚 宗郎 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君

欠席委員 3名

委員 芝 博一 君
委員 萩野 虔一 君
委員 永田 正巳 君

出席説明員

〔企業庁〕	企業庁長	鈴木 周作 君	
	総括マネージャー	小林 和夫 君	
	"	藤田 輝也 君	
	RDF発電特命担当監	藤森 莊剛 君	その他関係職員
〔環境部〕	環境部長	長谷川 寛 君	
	総括マネージャー	小川 治彦 君	
	"	松林 万行 君	その他関係職員
傍聴議員	4名		
県政記者クラブ加入記者	8名		

傍聴者 3名

議題又は協議事項

- 1 報告事項
- 2 ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会最終報告について
- 3 その他
 - ・委員協議

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

- 1 報告事項
 - (1) 当局説明〔鈴木企業庁長〕
 - 2 ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会最終報告について
 - (1) 当局説明〔長谷川環境部長〕
 - (2) 質疑応答

○三谷委員 まず中部電力の件なんですけれども、先ほどご説明いただいた一番最後の15ページのところで企業庁の対応方針ということで、中部電力からの報告書に示されたアドバイスコメントに基づいて、施設の改修方法についてメーカー等と協議し、適切な方策を選定して、改修方策等に取組んでいくということなんですけど、これは企業庁が改修をやるんですか。それとも富士電機がやるんですか。

○鈴木企業庁長 今回は中部電力の方からこのような報告をいただきましたので、まず同じように富士電機の方でこの内容についてどうするのかということを検討していただく。それをうちも見せていただいて最終的に専門家のチェックを受けるということで、改修そのものは富士電機の方でやっていただくというふうに現在考えております。

○三谷委員 それは企業庁が考えているということで、富士電機はそれを了承しているわけですか。つまり、今回中部電力によって調査をしたというのは、県の方が考えて依頼したわけですね。その調査結果、事前に富士電機はその旨を了解しておるならば、これに基づいて富士電機が自分の管理している施設ですから、富士電機の費用で改修をしていただけるであろうと思いますけれども、その点、富士電機との話し合いはどうなっていますか。

○鈴木企業庁長 その点につきましては、とにかく内容を安全・安心にするということが前提でございますので、まず富士電機にも当然こういう結果が出たので検討していただくということで、あと、発電機の方も出てまいりますけど、あわせてこれは中部電力の方でやっていただくように私の方からきちっとお話をさせていただくつもりであります。

○三谷委員 もし再開したときの今後の施設の管理運営にも関わってくる話なので、富士電機が発電所をつくって、また改修も県の方からお願いして富士電機に改修していただく、そうすると必然的にもし再開したときに再開後の管理運営は引き続き富士電機にお願いするというところに、今度分社化したようで名前が少し変わりますけれども、ということにつながってくるというふうに理解してよろしいですか。

○鈴木企業庁長 ちょっと私の認識がきちっとしたお答えにならないかわかりませんが、富士電機の方でやはり自身でどういう改善が必要なのかというのをきちっと考えていただくという意味で、富士電機にもこの内容を検討していただいて改善案を出していただく。それを専門家に見ていただいて、いいじゃないかということになったら向こうでやっていただく。基本はそういうふう考えております。

それからもう一つ、今後の管理運営ということのお話ございましたけれども、今回様々な指摘もいただいておりますので、その辺は総合的に整理をした上で、お互いの責任なり管理のあり方というのをこの際きちっと再確認をして整理する必要があるだろうというふうに考えております。

○三谷委員 責任のあり方とかそういうものを整理するのは当然のことなんですけれども、もし再開した後の管理というのは、責任のあり方等を整理した上で、富士電機ではない場合もあり得ると。つまり、新たに管理運営をしていただけるような会社も、県としては公募するのかどうか知りませぬけれども、そういうふうな選択肢も考えておられるということですか。

○鈴木企業庁長 企業庁としては現地で体制というのも強化を図ったわけですが、現在は富士電機との契約がそのまま生きた状態になっておりますので、内容はともあれ、きちっとこれから管理をするという前提での体制を富士電機の方に求めていきたいと、まずそこを考えております。

○三谷委員 ということは、きちっと管理していただけるかどうかということを県の方から富士電機の方に求めていくということですから、富士電機がそれで「うちはきちっと責任持ってやっていきますよ」という了解があれば、富士電機にそのまま管理は任せるといふようなニュアンスの話だと思うんですが、間違いないですか。

○鈴木企業庁長 現時点では契約関係が存続しておるものというふうに考えております。

○三谷委員 それをまた学識経験者等の評価を受けるということなんですけど、ももとのこの施設のトラブルの最初の出発のプロポーザルで、施設の設計とかそういうような管理の評価をした上で決めてきたわけですが、ここで言う学識経験者というのは、また同じようなことをやるわけですか。

○鈴木企業庁長 今回は数点にわたってご指摘を受けております。特に先ほど申し上げましたように灰が詰まってトラブルを生じていると、このようなことを中心に検証をいただいたわけですが、特に運転上トラブルなりが発生したところの、例えばボイラーとかという専門家にその部分を検証していただいたということでございます。機械の運転なり操作上のトラブルについてチェックをしていただいたと、こういうふうに理解しております。

○三谷委員 僕の理解がちょっと悪いのかもわかりませんが、中部電力さんが専門的な見地から調査をしていただいて、いろんなアドバイスをいただいたということですね。そのいただいた上での改善策について、ここに書いてあるのはまた専門的な知識を有する学識経験者の評価を受けて早急に改善に取組むという、そういうことじゃないんですか。

○鈴木企業庁長 中部電力さんからはいくつかの点について複数の方法も提案をいただいております。これについてどのような対策を取るかということをきちっと整理した上で、さらに専門の学識経験者に中部電力さんからこういう指摘を受けて、最終、改修はこういう方法でやりますということを整理をした上で、再度安全の確認という意味でチェックを受けたというふうに考えておるところでございます。

○三谷委員 もう一点、事故調査の報告なんですけども、先ほど説明資料の7ページで「試験の結果から新たに判明したこと」云々で、①に「長期の保管において、RDFは条件が整うと安易に吸湿し」云々と「発酵し得る状況」、この長期の保管においてという最初の文言というのは、これは後の②③④⑤にも全部かかってくるわけですか。つまり、長期の保管さえしなければ、後の②③④⑤の問題というのは出てこないということでしょうか。

○長谷川環境部長 それは非常に難しいというか、複雑ですね。相互に影響しますので、長期保管はまずだめだと、長期保管はまず発酵し得ると。長期保管していても水分等の条件等が整わなければ発酵することはないとは言えますけれども、長期保管をすれば当然そこで性状が変わってきますので、発酵し得る状況にもなる。そのところは申しわけないですけども、さらなる長期保管と水分との関係、現象的に長期保管すれば発酵するという、要するにそういう粉化もして、弱ってきますし力も生えてきますので、いろんなことが影響します。それから長期保管しておるものに水分が加われば当然発酵するという世界にいくということは分かったんですが、そことの関係はきちっと、とにかく「すみませんが、これからは長期保管はだめだ」「長期保管は絶対しない方がいい。RDFの形状が変わる」と。長期保管している間に水分が付加される可能性もあるし、そういう条件が長期保管の中で水分の問題とかいようなものが加わるんです。長期保管さえしなければ、吸湿するといふような問題もなかなか生じないということがありますので、そことの関係はこれかこれかというのは非常に難しい。

○三谷委員 そうすると今後の対策の中で、長期保管という選択は県としてはないと。例えば保管したとしても非常に短期であるとか、もしくは直接投入して焼却するとか、そういう選択肢しか考えていないということですか。

○長谷川環境部長 それは今回報告書の中で書いてありますようにサイロの場合とピットの場合もございますので、サイロの場合はもちろん長期保管はだめです、量的にもいろんな制限がございます。いずれにしても長期保管はしないという方向で整理していること。ただ、日々出てくるものなので、当然のことながら今にすべてが処理できるというわけではないので、そのもののある一定の、これからもっと詰めますが、大体どういう保管の仕方をしてどういう状態で、切り返しもしながら、2週間はこういう状況だったら保管できるかということは示していきたいと

思いますが、いずれにしても今回出ておりますように3カ月以上の保管をどうするといふような、長期の3カ月から5カ月の保管をするということは絶対認められないということでございます。

○三谷委員 長期というのは3カ月以上を長期と呼ぶんですか。

○長谷川環境部長 いや、3カ月と今たまたま言いましたけれども、それはちょっとごめんでください。それはまた。

○三谷委員 知事が全員協議会で説明をされた「再発防止に向けて」というところで、やっぱりRDFの適正管理等が第一点目が上がってきたわけですね。これはこの報告書を受けて、長期保管はしない、それとそういう湿気等に対してきちっと管理をしていくという前提で、こういうことを知事は恐らく言われたんだと思うんですけども、ですからここら辺のRDFの適正な管理をきちっとして、あと第2点目、第3点目の「発熱・発火時の対応」とか「事故の再発防止に向けての体制の整備」等、こういうものがクリアできれば、あとは地元の同意が当然必要になってくるわけですが、施設再開に向けての条件が整ったというふうに理解してよろしいわけですか。

○長谷川環境部長 委員長の最終報告の会見等でもございましたが、今回は当然、ある意味では焦点が、最終的な原因の究明というのが固定できなかった部分があるかもわかりませんが、ありとあらゆる原因の可能性を一杯広げて調べておりますので、これらについての原因の中から最終的な対応策が整理されておりますので、この対応策を取れば同じ事故は起こらないということでございますので、ぜひともこれは全部クリアすべきだということですよ。

その中で申し上げるならば、当然、これまで事故調査の報告が出るまで消極的なご答弁を申し上げたかわかりませんが、環境部といたしましても取組む責任の部分が随分ございます。それは現在も整理しておりますので、それは積極的に、企業庁の発電所でする部分につきましても環境部としてのチェック機能を加えたいということの中でさらにそういう体制を取って、今回の報告書のものについては、企業庁がやっていた部分でもそういう今回の調査報告書で出たいわけの化学的ないろいろな変化とか、いろいろなものに対する最終的な確認等につきましては、当然環境部として体制を取ってチェックしていくということでご理解願いたいと思います。

○松田委員 ちょっと三谷さんの関連で、富士電機との関係なんですけれども、今までどおりに関係は続けていくということなんですけど、昨日も2分の1の費用の、とりあえずということ知事が言われましたけれども、裁判になる可能性もあるんですね、責任問題で。裁判になったときでも富士電機との関係というのは変わらないんでしょうか。まず、それ一つ。

○鈴木企業庁長 先ほども申し上げました、現時点では契約がきちっと生きているというふうに理解をいたしております。一方で、きちっとした管理体制なり安全・安心を確保できるような運転体制というものを取っていただくということがもっとも重要な課題ということを考えておりますので、まずそこをクリアするということを私としては考えております。

○松田委員 だから、裁判になっても関係は続くのかどうかということ、まだ考えていないということですね。

○鈴木企業庁長 現時点できちっと整理はできておりません。

○松田委員 もう一つ、再開なんですけど、今、事故調査の結果も出てきた、そして今、三谷さんが言われたように大体ある程度絞られてきたというか、条件等も絞られてきたと思うんですが、全部満たしたとして、いつごろ再開をされるつもりなのか。

○鈴木企業庁長 一つはこの施設の安全・安心ということの点検等がございます。さらにはすべてそれを整えた上で、議会、市町村、地域住民の皆さん方のご理解をいただくと、こういう前提ですので、今回事故報告書なり、あるいは中部電力からの提案というのをいただきましたので、これをとにかくすべてクリアをするということができてからということになっております。いつからかということ、残念ながら私も今ここで申し上げることができません。

○松田委員 なるべく早くということだと思うんですけど、だれが私思うのは、それは条件が整って、全部中部電力からのそれも一回きちっと精査して、やるというのはわかるんですけど、ある程度見込みとして、例えば7つの各広域のこの事業に携わられる方とか市町村は、大体いつごろなのかなという目安というのもある程度知りたいと思うんですよ。ですから全部クリアできて安全だということがわかったら、県としてはいつごろからやりたいということを持つとらな、計算も何もなしで、とりあえずそれを受けてからやるということだけで、それで果たしていいものなんでしょうか。ちょっとそこをお聞きしたいんですけど。

○鈴木企業庁長 ご指摘のあったように市町村からは早期に処理ができるようにということ強く求められております。そのことを十分念頭に置いて上で全力でいろいろな課題をクリアさせていただくと、これが最優先と考えております。見通しが立ってきた時点では、当然のことながらきちっと皆様方にもご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○松田委員 今、見通しが立ったというのは大体いつごろだと思ってらっしゃる。

○鈴木企業庁長 申しわけありません。今回ボイラーの改善の指摘も受けておりますし、発電機の部分、今月末にも報告をいただくということになっておりますので、それらをやはりきちっと検証した上でしか、申しわけございませんですが、お答えができません。

○松田委員 住民の方の感情とか、やはり事故のショックの大きさというはまだ残っておると思うんですね。そういうことを考慮するならば、そう軽々にいつからやるとか稼働するというのは庁長の立場では僕は言えないと思うんですけど、逆に言ったら、このままでいいたら費用的にもだんだんかさんでくる、また広域の7つの各市町村も、本当にいろんな意味で言い出したらきりがなくらい、いろんなことで問題トラブル等もあるわけですね。ですから、僕はここは思い切って、確かに住民の方にきちっと説明はして、やっぱり県としては何もなかったらいつからやるということはある方がええと思うんです。意見ですけれども、もう一回、再度それだけ聞いて。

○鈴木企業庁長 ご指摘がありましたように、地域の皆さん方にも安全・安心ということをきちっと理解をしていただかなければならないというふうに思っております。それをできるだけ早くやらせていただけるような体制を私どもも努力をしていくということをお願いをいたしたいと思っております。

○松田委員 これで終わります。

○西塚委員 発電施設の今、点検をやってもらってるわけですが、9月議会で再開をどうするかという質問があって、そのときに再開に向けて安全性を点検するために調査をせよと、こういうことだったと思うんですね。その時点で認識は貯蔵槽はご存じのようにあんな事故が起きたので問題があったわけですが、ボイラーを含めて発電施設について何ら問題はないと。だけど、安全性を高めるために調査をせよと、こういう認識だったと思うんですね。それは間違いないでしょうか。

○鈴木企業庁長 あのように大きな事故を一方で起こしてしまいましたので、発電なり他の施設が安全なものであるかどうか、安全に運転できるものかどうか、安定的に運転できるものかどうか。そこを確認をするという趣旨であったと私は思います。

○西塚委員 難しいことではなくて、当時の認識としては貯蔵せずに直接投入すれば安全にほぼ運転できるのではないかと、こういう認識だったと思うんですよ。ところが中部電力に、焼却施設だけ今ところ結論が出るわけですが、何項目にもわたってアドバイスをいただかなければならないような状況であったと。これから発電機の関係もやっていただくわけですが、そんなことを考えていくと、もともと全体の施設そのものが欠陥だらけであったのではないかとこのように思うんですが、それはどんなふうにも思ってみるんでしょうか。

○鈴木企業庁長 運転上、例えば灰が思ったよりも付着したとか、付着をしますと自動的に止まるということで機械そのものは運転が止まってしまうわけですが、そういうことが起こっております。あるいは一部今回指摘を受けておりますが、腐食が思ったより早いと。塗料の関係かもわかりません。そういうふうな運転上の様々な修繕事項というのは過程の中でも出てくるのかなというふうに考えておまして、今回はそういうことも含めて、この際改善すべき事項についてご指摘を受けたというふうに理解しております。

○西塚委員 この際何が改善すべき点があったかなかったではなくて、昨年の12月から8月まで、実質9カ月近くも運転してきたわけでしょう。そんな9カ月も経験したにもかかわらず、当時の認識としてはあまり発電施設については問題がないという認識だったわけでしょう。ところが中部電力に実際やったら、いくつか指摘されるような欠陥があったということですよ。その辺の、それは企業庁の方、どこの専門家かわかりませんが、富士電機がプロポーザルを受けて自信持ってやられたわけですので、富士電機としてはその辺の欠陥についてはわかっていたのかなという感じもせんわけではないんですが、その辺はどんなふうにも思ってみるんでしょうか。

○鈴木企業庁長 今の点につきましては、そういう意味も含めて当然のことながらこの内容を富士電機の方でも検討していただくという状況の中で判断をしていきたいというふうに思っています。

○西塚委員 終わりますけれども、この結果について富士電機でも検討していただくことにはなるんですが、検討する以前に彼らがそういう認識を全く持っていなかったのかどうかということが僕は問題ではないかというふうに思うんですよ。まあ、その辺で終わります。

○木田委員 この報告書が出たわけですが、いろいろ爆発に至るまでのメカニズムの解明がある程度されたと思うんですけど、素人的に考えて、そういうごみを固めたものですから置いておけば温気を吸い取るとか発酵するか、あるいは可燃性のガスが出るとか、それは素人でもわかると思うんですね。タンクの中へ例えば入っていくときに酸欠で危ないぞとか、それぐらいのことは素人でもわかると思うんです。

それが具体的に解明されたというふうには理解はしているんですけど、この報告書の中で一部書いてありますけれども、やっぱりこれからの問題として大きいのは貯蔵量の問題だと思うんです。あれは2個や3個手の上に載せても、全然危険性ないですよ。全く安全なものです。だけど、あれがどんとたまることによって危険性が増すと。そのあたりが今後いつ再開するか知りませんが、重点を置いていくべきポイントだと思うんです。そういうことを考えると、県だけではなくて市町村との関係で、製造の関係で量というものを考えていかなければならないのではないかなと思いますけど、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○鈴木企業庁長 今のお話でございますけれども、先ほどからもお話がありました、貯蔵槽が使えない状態になっておるわけでございます。したがって、再開するというときに仮になりますれば、市町村でつくっていただいたのをスムーズに処理できるようなシステムというのを構築しないと運転ができないと、逆に言うとうそういうことになるわけでございますので、市町村のRDFをつくっていただいておりますところと、うまくそういう連携を取った運用なり処理ができるかどうかと、これをぜひ協議しながら、あるいはシミュレーションしながら詰めてまいりたいというふうに思っています。

○木田委員 2点目ですけれども、先ほどからお話が出ていますけれども、松田議員さんの方から裁判になってやるのかという話がありましたけれども、民間では考えられないですよ。片や裁判をしながら片や続けていくなんていうことは民間では考えられないことやと思うんですけど、その点、再度お考えを聞かせていただきたいと思っております。

○鈴木企業庁長 法的な判断が伴うかと思えます。少し勉強させていただきたいと思えます。

○木田委員 それから深くは追求しませんけれども、今後考えていただきたいと思えますけれども、濱田庁長がやめられて、この件について、これはご本人から今の時期が適当と判断されたのか、あるいはもうやめた方がいいというようなことを言われたのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思えます。

○鈴木企業庁長 申しわけありません、私にはわかりかねます。

○木田委員 これはあくまでも想像で申しわけないんですけど、私の想像ですけれども、真っ先にこの事件が起こった時点で責任を取ってやめるとなると無責任だということもあって続けてこれたと、知事からもそういうことを言われたと聞いているんですけど、タイミングがいかによすぎたような気がするんですよ。ある程度鎮静化してきた、そして今後の追求という言葉をおかしいんですけど、それができにくくなるような時点でやめられたような気がするんです。その時機を見計らったような気がどうしてするんですよ。

それと、それは同時に発電施設の再開についてもそういうタイミングを計るとよくなる、げすの勤ぐりかもしれませんが、そういう気がするんです。市町村からは再開をしてくれ、してくれということはずごく言われている。だけれども住民からは危険だからやめてほしいと。そのあたりのバランスを考えているんことが進められているような気がするんですけど、庁長、どうでしょうか。

○鈴木企業庁長 私自身は企業庁へ来るというお話というか、そういう内容を受けまして驚いておるところが一杯で、その辺の事情等については全く私としてはわかりません。

○木田委員 知事さんに聞いてくれというお答えだと判断してよろしいですか。これは新聞で見たあれなんですけれども、濱田庁長はこれだけの施設をつくってこれだけやっているんだから、26市町村ですか、やめることはもちろんないと、進めるべきだとされたというようなことを新聞で見たように思うんですけど、やっぱりそういうことも含めて再開ありきと、そのためのタイミングを計っているんだというような、先ほどま言わせていただきましたけれどもそういうふうな感じを受けるんですけど、その点についてどうでしょうか。

○鈴木企業庁長 やはり残念ながら私、頭の中でそういうことを考えたことがございませんので、よくわかりません。

○木田委員 環境部長、何かありませんか。コメントがあれば。

○長谷川環境部長 特にありません。

○木田委員 これは私個人的な想像で言わせていただいたんですけれども、恐らく皆さんも、また県民の方もそう考えられているのではないかなというふうに思います。今後、知事さんも含めてお伺いしたいと思っております。以上です。

○西場委員 今、木田さんが言われたように、急な企業庁長の交代の場面に我々遭遇したわけですが、鈴木庁長は農林商工の部長におられた、これから予算編成、一番重要な場面で今の地域経済をどうしていくんやというようなところで、我々もしっかり議論したりお願ひしたりというような、非常に重要な場面だったんですね。それが今回こういう状況になった。従来からの経緯も一番知ってみえる庁長が退職されると、こういうことは庁長を任命する権限は設置者である知事にその権限があるわけですから、議会に対して何ら同意なりを求める必要はないと、こういうことは条例上といいますか理解できたとしても、こういう状況下で、また議会で特別委員会も組織してずっと審議が継続されておるさなかで、一方的に変わりましたよというような下達的な報告というものはいかがなものかなと、驚きとともにこういう率直な思いをさせてもらうところであります。

さりとてこういう状況になったのですから、これから企業庁の管理責任者としてご尽力賜らねばならないわけでありまして、そこで庁長就任に当たりまして、今後の企業庁を運営していくにおいて、あなたの責任というものを明確にしておいてもらいたいんですが、通常業務の運営の一切の責任というのは企業庁長が持ってみえますか。

○鈴木企業庁長 企業庁の業務につきましては、ご指摘のとおりでございます。

○西場委員 そうしたらあなたを任命した設置者は、企業庁の運営に対してどういう責任を負われるのですか。

○鈴木企業庁長 例えば予算の関係でございますね。それからさらに公益上必要な場合には指示ができるというふうになっておるかと思っております。ちょっと、正確にその関係を示させていただきます。

知事が管理者に対して指示ができるのは二つに限られておりまして、地方公営企業法上の点でございますけれども、まず第一点は、住民の福祉に重大な影響がある業務の執行に関し、住民の福祉を確保するために指示ができること。二つ目には、管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と、地方公営企業の業務との執行間の調整を図る必要があるときには指示ができると、このようになっております。

○西場委員 そういう法令みたいな言い方をされますと、言葉ばかりが頭を過ぎていて中身がよくわからないんですが、要は通常業務は企業庁長が責任を負うけれども、全体にかかる大きな問題等については設置者も企業庁の運営等についてその判断を下すと、平たい言葉で言えばそういう理解でよろしいんでしょうか。

○鈴木企業庁長 おっしゃっていただいたとおりだと思います。

○西場委員 わかりました。

それではちょっと話は変わりますが、生ごみが1万1,363トン、RDFが2,993トンの処理ができて、3億7,400万円の負担増ができた、ということでございますが、これは運送費は全然入ってないんですね。

○長谷川環境部長 運送費は双方に入っております。

○西場委員 入っておる。

○長谷川環境部長 双方に入っております。例えば紀南なら紀南から多度まで行くのに大変運送費がかかっております。その運送費は逆に従前ではかかっておりますけれども、今は紀南のものは和歌山へ行っています。住友金属で処理しております。そうすると運送費がその分だけ、新しくかかった分と旧でやっていた分とは当然相殺しております。だから運送費は加味しております。ですから、一番影響ないのは桑名。桑名が極端なことを言うと今まで運送費がゼロだったんですが、逆に愛知県、名古屋、四日市へ新たに運送費がかかってしまったということで、桑名には運送費が新たにまた乗っております。

○西場委員 今後この、どこが持つか、どうするかという問題が出てくるかなと思いますけれども、市町村の負担を軽減するという昨日の知事の発言の部分でありますけれども、これは原因者の責任負担において軽減を図っていくと、ということですか。

○鈴木企業庁長 市町村のごみの問題につきましては、副知事を本部長とする事故対策本部の中で検討いたしております。その中で知事に報告を申し上げておりましたところ、昨日全員協議会等で知事が発言をしたかと思いますが、市町村の負担を軽減する方向ということで、私どももそういう指示を受けております。

○西場委員 それは軽減をどの程度するかという基準は何をもってやられるのですか。

○鈴木企業庁長 今回の予算の中で車のお話につきましては昨日少しお話をさせていただいたかと思いますが、市町村のごみにつきましても、今回の事故によりまして影響を受けた分、それをどこまで見るのか、どの部分を対象とするのかという議論は市町村の方と議論をして整理をさせていただこうというふうになっております。

○西場委員 これからまた説明があるわけですが、事故調査委員会の報告に基づいて、その原因というものがある程度解明されつつあるわけですが、それがもとなると、こういうことでよろしいですか。

○鈴木企業庁長 最終的なことにつきましてはそういう事故調査委員会なりあるいは警察の捜査なりということで責任を明らかにしていかなければならないと思っておりますが、現時点では昨日の車で申し上げたような、きちっと責任の度合いがわからないというレベルの中では県が対応する中で、今回自動車の場合、富士電機から2分の1をいただくという暫定的な仮の対応方法というのを考えたわけですが、同じようなことも念頭に置いて対処していきたいというふうになっております。

○西場委員 じゃあ、必ずしも事故調査委員会の結論のみならず、全体的に勘案して決めていくと、ということですか。

じゃあ、もう一つ。昨日、新たな予算編成の中でごみゼロ社会という方針が新たに追加されて強調されてきたわけですが、この目指す方針とRDFとの関連について少しコメントをいただきたいんですが。

○長谷川環境部長 昨日、方針もお示しさせていただき、そういう方向でやりたいということで提案させていただいたわけですが、ごみゼロ社会は目指すところ、現在のごみ処理は当然、今、一番念頭に置かなければならないのはRDFの今回の事故を踏まえて、現在の処理体系を安全・安心なごみ処理体系にまずチェックして持っていくということが大事であるということは間違いございませんし、このごみ処理体系は安心・安全の中で、今の体系で動いていくというのを、短期的中期的には動いていくことは当然のことだと思っております。

ただ、今回打ち出したものは長期的な視点からということで、一応20年先を目標に、いろんな課題がありますから、それを合わせながらやっていくということで、今の20年、25年先については多分いろんな課題が、今の処理システムのいわゆる更新時期といいますが、いろんなハード的、設備的にもそういう時期が来ますし、いろんな問題が改善してきますので、その時期に合わせて長期的な視点で市町村と相談しながらですね。従前から言われておりますが、一般廃棄物でございますので市町村の固有事務でございます。先生方からも言われましたように、市町村の固有事務に県のかかわることが今回のRDFの大変な事故につながったということで、大変反省しなければならぬ部分があるわけですが、ごみをゼロにしていく、ごみをなくしていく、限りなく資源として活用していくという、ゼロにはならないんですが最小限のものにしていく、生産者の拡大責任も通じて、再生できる製品を提供していただくということも踏まえた。そういうような方向のごみゼロ社会づくりを長期的な視点からスタートさせようということでございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○西場委員 慎重な言い回しやもんで、なかなか理解ちょっとしにくいんですが、何回か前にこういう問題が議論されたときに、たしか環境部長の方から調査委員会の報告もまだ出てこない段階でありますけれども、今後のRDFについて、必ずしもこの技術だけに頼ることはなしに、むしろRDFの縮小も含めてこれからのごみの対応の仕方、あるいは三重県のごみ処理の仕方というものを考えていきたいと、こんなような私は基本的な考え方が示されたと思っております。それをもう一度確認したいのと、もう一度端的に聞きますけれども、RDFはごみゼロ社会に対して貢献する技術なんですか。まだそれは不明確なのか、今の時点ではどういうふうに考えてみえますか。

○長谷川環境部長 ごみゼロ社会は先ほど言いましたように20年先を目標にしておりますので、当然20年先、今のこのRDF化施設の耐用年数が25年ぐらいたと思いますが、その先にはまたその更新時期が来ると思っています。そういうことを考えたときに、今、RDF社会がごみゼロ社会に貢献するというよりも、ごみゼロ社会に向けては当然のことながらRDF施設は安心・安全の世界を確保しながら、今、多大な投資があり、市町村のごみ処理の仕組みが、26市町村はRDF化をすることによって処理するということになるわけですね。それが市町村においても20年、25年先にまたRDF化施設の更新の時期が当然来るわけです。そのときにまたそういうような財政事情等も含めまして、地球温暖化対策そのものもさらに進むでしょうし、いわゆる焼却というのに関するいろんな課題が出てきますので、そういうときに向かってはいわゆるごみをなくしていくという方向に、地域で、住民の段階で取組んで

いたこうということを考えている方向がごみゼロ社会づくりでございますので、その辺は当然今ある仕組みの中で、今の中でリサイクル、要するに再使用、再利用ですね。これは要するにある意味でいえば、ごみが前提でのいわゆる循環でございますので、循環型社会の中でもごみがなくなっていく、少なくしていくという形の、また堆肥とかいろんなものへ活用していくという形でのいわゆる循環社会と、現に大量生産、大量廃棄というものの中で、大量廃棄の処理に困っておるわけでございますので、大量生産、大量消費というものも当然縮減するような方向で考えていただく中で一つのごみゼロ政策というものを全般的に、今後20年を目途に展開していきたいというふうにご覧いただいております。

○西場委員 選択すべき一つの方針だということは理解できますが、しかし、今現状で、あるいは今日までの経緯を考えると、まだまだそこは十分議論していかなければならないことが多いと思いますので、もう少し時間をかけて、いろいろ議論なり調査をさせてもらいたいと思います。とりあえず。

○貝増委員 初めにちょっと企業庁については、私は鈴木庁長より総括2人に答えていただきたいということをお願いするんですが、よろしいですか。

○田中委員長 結構です。

○貝増委員 事故調査の資料をずっと目を通させていただいて、疑問が二つ生じているんですけども、一つは12月1日に大急ぎで発電所施設を稼働させたと。でも、その前提になるのは、この事故、各市町村7カ所から搬入形態が、改めて資料を見せていただくと、もう稼働開始1週間、10日後に1,500トンばかりの貯蔵がある。でも、実態はたしか当初10年間ぐらいは140～150トンの稼働をします。だからキャパは200トンになっても、140～150トンなのに、これだけのキャパ以上のものが毎日持ち込まれてきたと。だから事前に、従前つくられたものも持ち込まれているから、これだけの量がある。それですぐ煙が出た、稼働はストップかける。じゃあ倉庫に入れる。だから、当初、一番最初環境部長が言われたように3カ月以上5カ月以上の長期保管は危険である、危ない。そういう二つの文言あるいは資料を比べてときに、企業庁は前の知事から指令を受けて、この施設は完全に安全・安心が、確保されたから稼働しますと、大急ぎでされた。じゃあ、その中身についてもっと慎重に、市町村なら市町村に持ち込みの搬入ストップが何でかけられなかったか、この時点で。

例えば鈴鹿へ持ち込んだときでも、焼却できないから一時保管場所として県内の鈴鹿市なら鈴鹿市に保管したときでも、当初は市町村別搬入施設ごとに区分けしていたけれども、大量になって、重機で、がちがちにしまった。だから、それが結果的に長期保管は危険だということが改めて見えた。あれをそのまま7つの施設、あるいは保管場所でも区割りをしていけば、大事な発火原因の原因究明の一つもできたのではなからうかと。

なぜというなら、もう少ししゃべらせていただけたら、当初、安全・安心の確保の第一段階として、協議会とあるいはその技術部会、一緒ですけども、7つの箇所で作るRDFチップはメーカーも違い、例えばこの事故調査の報告書どおり、水分もカルシウムも消石灰の量も全部違うと。水分でも2.4%から6.2%の問題もある。合うのは灰の分だけですよ。あとは全部パーセンテージも違う。規格品の中身が違うと。それを何回も協議してメーカーを集めて正常な正規の三重県RDFをつくる。それを搬入さすということが、あのときの企業庁あるいは環境部の打ち合わせであったと思うんですけども、これが全然実行されていなかったから、こんなことになったとちがうかと、資料を見て改めて。

まずそこから、企業庁の総括から、そのときのなぜそうなってしまったか、なぜできなかったか、なぜそこでストップかけてまで7つの施設に対して指導できなかったかと。この辺をまず総括からお答えいただきたい。

○小林総括マネージャー まず、このダイオキシン規制というのが14年12月1日から法が始まります。それで3つの町と4つの団体さんにつきましては、その14年12月の規制に合わせて整備を進めてもらっております。当然、私どもの焼却発電につきましては、この15年間というふうなモデル施設ということで、この市町村さんでつくられたRDFを私どもで安定的に受けさせていただくというふうなことで、その14年12月の稼働に合わせてすべてスケジュールを考えてやってきたというふうなことでございます。そんなふうなことでございますので、それで現実的に貯蔵槽へ受け入れました。それは当然14年12月1日までにその各団体さん等でRDFがつくられておりますので、それについても具体的には10月ごろから受けさせていただいたということでございますが、それを貯蔵槽等にためておまして、結果としてこの12月23日に発熱をしたと、そんなふうなことでございます。

私どもとしましては、そのような経過の中で発熱をしたということにつきましては、実は平成6年度にNEDOの方で調査がございまして、その調査の中ではRDFそのものは5カ月ほど長期保存いたしましても発熱はしない、またガスもほとんど出ないと、そんなふうな結果がございまして、それがその当時の私どものRDFに対する知見とい

うことでございましたので、そんな形で貯蔵槽にためておいても大丈夫かなというふうなことでございましたが、23日に発熱を起こしたと、そんなふうな経過でございます。

○貝増委員 聞きたいことはいっぱいあったんですけども、とりあえずそれから話させていただきませうけれども、今、例えば我々が前に知事を招致したいと、これはまた後の協議に入ると思いますが、それと一緒に、濱田庁長が退職された、だから今の鈴木庁長に聞いてもわからないだろうと、時のことは。ここなんです。いないなからしゃべってくれではなくて、そろそろ本音で。ここまで各種の資料も出てきた、外部団体の調査も出てきた。だから、この12月1日前後からこういった事故が起こるまでの間の、例えば2人も総括がおって現場責任者もおりながら、なぜそういうチェックが利かなかったのかと、これはまた議会に出す次の問題ですけどもね。

内部で特定個人代表の、機嫌を取るのではないですけども、この人はスーパーマンかも知れない。しかし専門家集団でありながら、こういった「うちはわかりません。NEDOがどうのこうの、こういうのではなくて、現場を預かるね。例えば包みの知事が環境先進県21世紀の循環型社会の最たる施設をつくりたいと言われたことを、それだけオブラートに包みながら、なぜ走ってしまったのかと。その辺は今、別に総括に総括話をしてくれというのではないですけども、そのときの状態はどうやったか教えていただきたいと思ひます。そのときの流れをね。上司とのやりとりがどこまでいっていたか。

○小林総括マネージャー そのRDF化構想というのを結果的には環境部の方でつくられたということでございます。先ほども申し上げたのですが、RDFそのものについては、その当時は町の石炭というふうな言われ方をしております。ごみから燃料ができるというふうなことで非常にいいのではないかと。結果として、消防の方でも指定可燃物に指定はされていなかったということで、消防の方も安心であるというふうな、さつき木田先生も手に乗せても大丈夫だとおっしゃいましたが、まさにそういう感じで、そして調査の中でもよかったです。

それで調査をして、やはりいいものですよということになって、前知事さんも先導されたということもございまして、全国RDFの自治体会議の会長にもなられて先導された。県内にはこの26市町村の方が乗ってみえた。もう一つはいわゆる処理センターの溶融化というのもございまして、大体69市町村の中でRDFの部分で26市町村と、溶融が31ぐらいと、それから残りの数町の方がそのまま焼却をしていただくということ。

それでもともともRDFのときに、私が聞きましたときにはもともとは別が必要ですよということがございまして、まずこのマテリアルのリサイクル。分別していただいて、マテリアルリサイクルをしていただく。例えば廃プラスチック等も分別していただく。そして、その後残りましたものについては、今まで単に燃やしてその灰を埋めておったということでございますが、その燃やす分をサーマルとして、サーマルリサイクルをします。サーマルリサイクルそのものが焼却発電というふうなことで、すべてこれはリサイクルできるのではないかなと、そんなふうな考え方もあって、このRDF化がいいのではないかなというふうな話で、そういう形で進められたと思っております。

○貝増委員 難しい相変わらず横文字が出てきて、これは専門用語ですからしょうがないんですけども、ただ、そういうふうな本心に触れるようなね。我々がそのときにどれだけ上司と担当者で踏まえたディスカッションがあったんやと。だれの教科書に基づいて、それを例えば演出しなければならなかったのか。言いたくも言えなかったのかと。

あまり突っ込んで質問する場ではないもので、さりげなくいいんですけども、要はこういう伏線で聞きたかったのは、今、昨日も知事が言われたけれども、あるいは先ほど鈴木庁長が言われたけれども、例えば補償の問題、あるいはメンテの問題でも、県として当面責任出るまでは負担もしなければならぬ。これは当然14年12月1日のRDF化構想の26市町村に対しての、お願いした以上、やっぱりその首長から協議会から上がってきたら、とりあえず対応しなければならぬ。

でも、その対応の中でも、私の住んでいる例えば桑名広域一つ取っても、向こう半年間までは無理やろう、じゃあ、その間の生ごみ処理費用を単純計算していったときに持ち出しより旧施設を改修した方が費用対効果が安くつくではないかと、だから積算して県にお願いしたいと言って上がっていますよね。これが県は一日も早く3原則を第三者に依頼して、それをクリアできた地元の下解を取って再開したいと、もうすべて9月の一般質問最終日の某役員さんの演出から、すべてそう向いている。でも調査の実態というのは、それより万が一やから、うちでも安くおさめたい。そして住んでいる市民のための毎日出るごみの処理を安心させてあげたいと言って、旧施設の改築までいっていると。

そうすると、一つの目的に対して、二つの施策で県としては動いていることになるんですね。早くやりたいけれども、地元は再開したい。旧施設も動かしたい。この辺は県の思惑と対応は、うなるほど金があるときではない。どういふふうな整合性をこれから県庁として指導されていくのか、それを最後にちょっと伺っておく。

○長谷川環境部長 旧施設は休止をしていたということで、廃止をしていなかったで、動かせるという状況にあったわけですね。それは当然広域は知ってみて、それで今、広域は私どもが当然11月末、10月末とかですね、事故が起こってから、大体3カ月ぐらいのスパンでしか県外の市町村もごみ処理の委託契約もできませんものですから、正直申し上げて、この年末を迎えてどうするかということに対して、大変桑名広域は心配されておったということでございます。それで私どもも名古屋市へ何遍か行き、上層部の方と会ってお願いもし、当然お互い困っているんで、じゃあ助け合いしようということをお願いして、正直申し上げて年末のごみ処理は環境部の中で全部桑名広域のものは処理できるように確保いたしております。

それと、それは当然桑名広域の旧施設が再開するとか、そういうことではなくて、当然とにかく年末が一番大変ですので、やる、そうするとまたそれで、自転車操業ですが、来年になってもし何かあれば当然それは動くということで、それは7施設ともども、今さっき言いました和歌山の住友金属のRDFの処理につきましても、民々の取引といえども、やっぱりそのいわゆる和歌山市役所が、当然他県のRDFが入ってくるわけでございますので、それは市に了解をいただかないといけないので、この辺も大変住民からもそういう声が出ますので、私も先日、和歌山市の助役に会いお願いもしてきて、そういうことが要するに動いています。

そういうことが、かなり日常に今私どもごみ処理対策本部でやっていることが、私どもとしては可能な限りのことをやり、現実的には回っておるんですが、桑名の広域さんとしては、私どもが行ってお願いしているということに対して大変気になっている部分もあるかわかりません。当然市長さんも名古屋市やいろんなところへ行ってお願いもしているわけですが、また再度お願いに行くという行為がどんどん起こっているということの中で、旧施設が動くから、それでやれる分はやればですね、ただ、あそこなんか、名古屋市でも、愛知県の方も名古屋市の分も四日市の分とか、いろんな搬出先が異なっておりますので、日々運送の方法とか、いろんなごみを集めての搬送とかいろいろ複雑になっておりますので、今は生ごみで処理できておりますけれども、大変な状況にあると思います。それが桑名広域になれば一つのところで処理できるということで。そういうこととか、外部の今の処理費用が先ほど見ていただきましたように相当かかっているんで、長期化するものすごくかかるのかなという判断をされて、多分生ごみ処理のことをやられたのではないかとこの辺に私は思っております。私どもから生ごみの処理施設を再開していただきたいとかそういうことは一切言っておりませんし、年末のごみ処理も確保しておりますので、桑名の広域さんの独自の判断でやられているということでございます。

ちょっとRDF化施設の再開とか、その辺は私どもも、今のところ対策本部では生ごみの処理という視点でさせていただきますので、ちょっとその辺はご答えはできません。よろしくお願いたします。

○貝増委員 終結しようと思ったんですけど、そこまで出ましたもので、ちょっと企業庁に確認だけ取るんですけども、生ごみ処理は今環境部長が心配していただいて、あるいは動いてもらっているとおりに、地元もそのとおりに動いていますよね。反面、水面下で話で一日も早く県のごみ発電施設が再開のときにはという前提で、桑名広域のRDF施設のラインは一基はそちらへ入れてほしいという話も側聞しているんですね。だから、県庁サイドでもそうなんですね。二つの部局で思っていることと行動していること、そして段取りしていることがなかなか歯車が一つになっていないように思う。その辺は企業庁はどう考えられているか。庁長でよろしいです。

○鈴木企業庁長 桑名の広域さんからも、当然早くこの県の施設を安全に稼働するようにということでの要望もいただいております。しかし、当面の措置として、先ほど環境部長が話をされましたように、非常に高い現在の処理方法を少しでも安くというふうなことから暫定的に従来の施設を稼働させるということをお考えいただいておりますけれども、いずれにしろ先をならんだ形でのRDFの方の桑名の施設、これについても改修等をして対応するという準備も進めていただいておりますので、基本的にはどっちもどっちも大変むだ遣いをしたということにならないように、その辺は桑名広域さんの方とも、私どもも、十分連携を図っていきたく思っております。

○貝増委員 終結です。

○水谷委員 先ほどの西塚委員さんの関連で、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、中部電力に点検をしていただきましたよね。この設備は当然富士電機が請けてつくったと。それで富士電機さんに言わせると、RDFにつきましてもは素人だけれども、この発電設備については当然専門家でありますとかね。それで、この指摘事項を見ていると、富士電機自身においても十分把握できるような内容もあるわけですね。そういう点を見ますと、富士電機として今後、当然、先ほども庁長がおっしゃっていましたように契約の問題があるということでございますので、将来にわたって、こういったことが自分自身のところでわからないということであれば、非常に不安を感じるわけです。我々、本当に民間ではこういったやり方はあまりないと思うんですけども、そういった点につきまして、庁長としてどう考えられているのかなと、ちょっとお聞きしたかったんですけども。

○鈴木企業庁長 今回、事故調査委員会からも管理運営についてはきちっとするようにというご指摘もいただいております。したがって、県としてはご承知をいただいておりますように現地の体制を強化をします。あるいはごみ処理等について専門的な職員を環境部の方からこちらへ、本日も1名出席しておりますけれども、職員を異動していただいたと。そういうふうな形でさらに我々もそういう知識なりを吸収し、きちっとした管理体制が取れるようにやっていかなければいけないと思っておりますが、同様に富士電機もそのような十分な知見を持った職員の配置なり管理体制をきちっとしていただくと、これはもう大前提であるというふうには私自身は理解をしております。

○水谷委員 それと、前企業庁長さんにはちょっといろいろ質問したりしたんですけども、なかなかはっきりした答えが返ってこない面が非常に多かつたし、今回、先ほども出ましたけれども、突然の交代ということで非常に遺憾なんですけども、先ほど環境部長さんのいろいろなお話もお聞きしまして、新企業庁長と環境部長は非常にうまく連携をされているのかなというふうな気がしまして、これからぜひそういった形で全面的に協力し合いながら、ぜひ解決に当たっていただきたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○日沖委員 今日この特別委員会に出てこさせてもらって率直に感じますところは、事故調査の最終報告書も出てきたと。そして、RDFのボイラーの調査協力の報告書も中部電力さんから出てきたと。そして、表現は悪いですけども、前企業庁長は引責辞任をもって新しい企業庁のトップができて、新しい体制が進むと。これである程度、事故後のまずのけじめができて、RDF発電所の再開に向けてスピードが速まるのではないかとこの辺に私は今日のこの委員会に参加させていただいて、率直に感じさせてもらっているんですが、先ほど来委員さんの中から再開のタイミングをはっきりすべきではないかというふうな質問が何度もございました。

私がお聞きしたいのは、この再開という言葉が既に既成事実化してきているんですけども、これは委員会を振り返りまして、いろんなそんな議会での発言を振り返りまして、言葉は出てきているんですけども、きちっと企業庁長なり環境部長なりがしるべき公の場面で、県はごみ焼却発電再開に向けて進みますという県民に対するコメントをした場面があったのかなというふうには振り返って思うんです。これはいつ再開ということに県の姿勢というのは固まったのでしょうか。ここをまず聞かせていただきたいと思っております。

○鈴木企業庁長 先ほども少しお話が出ておったかと思いますが、知事が前回の議会の際に再開する場合にはこういう安全・安心であるということを知事自身が確認をした上で、かつ県議会なり市町村なり住民の皆さん方のご理解を得てと、こういうふうに発言があったかというふうには思っております。したがって、再開するには一つにはきちっとした安全・安心の現在の施設の点検なり、あるいは全体として安全・安心ということが確認できるということがまずなければ前へ進みませんし、そうした上で議会なり市町村なり住民の皆さんの一定の理解を求めると、こういう手順を踏んで判断をするというふうには知事が議会では発言をしておるかと思っておりますので、そうした場合に一方で市町村からは早く再開という話も聞いておりますので、再開ができるというにはまず安全・安心と、ここを整理しておくというのが現状の段階でございます。それがきちっとできて、説明ができる状態になって初めて方向性がきちっと固まってくるのかなというふうには考えております。

○日沖委員 なかなか県民に対する姿勢の示し方というのが、これだけの事故ですから難しいということとはわかるんですけども、今言われたのは、「知事が再開する場合は」。「場合は」ですね。それで再開しない場合も、再開という選択肢を取らない場合もあるんですか。もう一度。

○鈴木企業庁長 非常に言葉遣いが難しくなって答えにくいのでございますけれども、やはりRDFが現在市町村で行き先を失っている状態の中から、私といたしましてはきちっとした安全・安心ということをご理解いただいて、RDFの処理を早期にきちっとやらせていただきたいというふうには考えています。

○日沖委員 それならば、県民に対して心苦しい点はあるとは思いますが、もう再開の道を考えるしかないんだ、選択肢はないんだということの姿勢ははっきりと示した上で、その後のいろいろ万難はあるとは思いますが、それに立って県民に対して安全・安心していただけるようにやっていくべきだと思うんです。言葉をごまかしたまま、表現をごまかしたままいけば余計不信が募るばかりで、やはり姿勢というものをはきちっと前提として示して、その上立って県民の皆さん方に、また地域の皆さん方に、事故に遭われた方々に理解をいただいていくということであるべきだと思うんですけども、その基本のところをお願いしたいんです。その選択肢がないのであれば、今日のこの委員会が再開に向けて姿勢をきちっと表明した委員会にしてほしいんです。

○鈴木企業庁長 県議会の皆さん方にも、どのような安全策を取ったのか、安全かどうかということをきちっとご説明を申し上げてからということにまずなるといふには私は認識をいたしておるものから、きちっとその辺のご説明ができるようにしておきたいというふうには思います。

○日沖委員 ちょっと言葉が強硬になりましたけれども、けれども他の選択肢が何かあるのであればいいですけども、ないわけですよね。考えてもみえないわけですよね、県は。それであっても表現をごまかし続けなければならないというところが、県民に対していかがなものかというふうに思います。この委員会の趣旨、今ちょっとぼそぼそと言われましたけれども、趣旨もありますし、それはタイミングもあるのかわかりませんので、これ以上突っ込みませんけれども、やはりそうでなければならぬのであれば、この委員会ではなしにどこでも結構ですけども、やはりもちろん調査はしっかりしていただかなければいけませんし、安心いただけるための材料はこれからもまだつくっていただかなければならぬですけれども、ごまかしのようないやほい県民への姿勢というのはいまだだと思いますので、その点だけしっかりとひとつよろしくお願いします。

以上です。

○鈴木企業庁長 承っております。ありがとうございます。

○岩名委員 今、ずっと話を2時間近く聞かせていただいて、再開ありきということで進んでいるように受けとめられるのですが、私はいま一度足をどめてしっかりと考えないといけないのではないかなと思っているんです。この事故調査委員会の笠倉委員長さん、今後100%の安全保障はないと、無理だということを言っておられますし、これを推し進めてきた国の機関、NEDO初め、もう今後はこのシステムは推奨しないとさえ言っている。この中で、私はもしこれを再開してもう一度トラブルを起こしたら、三重県の実政が問われるだけではなしに県政そのものが県民から見放されると思うんです。ここはしっかりと慎重に私は事を進めてもらいたいということを強く要望したいんです。

もともとこの事業は最初から僕が言っているように、大体市町村の専権事務に県が割って入って、そして「ひとつのごみで金もうけしようか」というような私は不純な考え方があったのではないかなと思っているんです。先ほど小林総括マネージャーは、このことを始め出したのは環境部だと言っているけれども、そうではないですよ。これは企業庁がやり出したのではないですか。これは金もうけのためにやり出したんですよ。それと電気技師のシェアを維持拡大するためにやったことではないですか。これは田川知事時代の話です。

いずれにしても今回のこれを見ていますと、設置者があって、県ですよ、これ、知事。そして管理者は企業庁長でしょう。それをまた民間に丸投げをします、そして民間がこれを運営していくと。そうかといって、ごみの部分については環境部がかかわっていくと。こんな複雑な構図の中で、私は安全なごみ行政ができると思えないんです。それで責任の所在がないではないですか。ですから、今回のことでも、全部これは責任のなすり合いとすら思えるような構図になってきております。こんなことではだめなので、何も間違ったら間違っただけで、県民に謝って方向転換するのは当然だと私は思うんです。

さっき、環境部長はごみゼロ社会は20年先に出現すると。私は生きていないじゃないですか、そんな。そんなかな県政なんかはないですよ。今、ごみ問題は世界、全国でも喫緊の課題です、これ。私が死んでからそんなもの、これは実現してもらってもだめなんです。

ですから、あなた、釈迦に説法だけれども、このごみゼロ社会というものは分別以外にないということは、こんなことはわかり切っているじゃないですか。それをこの機械をもって投資した金はあまりにも大きい。大きいから、これを何とか生かさなければならぬと、それは気持ちにはわかるけれども、私は勇気を持って方向転換することも強く要望したいと思うんです。

本当にもう一度何かが起こったら、これはえらいことです。そして、それが本当に一つのいわゆるセオリーにのっとってやっていることならば、失敗しても県民は許してくれるかも知れない。先ほど来言うように、非常に複雑怪奇な状況。これでは私は安心・安全なんてとても言えないと思う。

それで、これに関して一つ最後に聞きたいんだけど、小林総括マネージャーがいいと思うんだけど、いわゆる14年12月1日に始動して、そしてその後、たび重なるこのボイラー関係においても事故があったわけですね。事故や、41日間もあれを停止していたわけですね。それに対して、県民に対して何も情報公開していない。このことは前にも私は問いただしたけれども、きちっとした返事はなかったんですけども、やっぱりそういう姿勢の中で再開を認めると言われても認めるわけにいかないと思ってしまうんです。だから、その4カ月間に5回以上もそういうトラブルが発生したのになぜ隠していたのか、そのことについてちょっと説明願いたい。

○小林総括マネージャー 先生おっしゃいましたように、確かに41日間停止をいたしました。停止の一番の大きな原因としては、15年1月5日の日に凍結によりまして、これは非常に私どもも恥ずかしい事故だと思っておりますけれども、凍結をいたしまして、そしていわゆる発電の部分の誤作動がございまして、発電のタービンの軸受けが

損傷して、その修繕のためにどうふうなことがございました。それで実際問題、発電が停止をいたしました、そのときには焼却の部分は継続をさせていただいております。そんなふうなこともございます。それから12月23日の発熱もございましたし、それからまた3月ごろでございましたけれども、一部配管の工事等もございまして、その配管のやり替え等で1日とまったこともございました。

そんなふうなことで、私どものトラブルの事あることにはメディアさんの方にも報告を、先生方にも報告をいろいろさせていただいたという経緯がございます。

○岩名委員 いや、もらっていない。

○小林総括マネージャー そういう経緯もございますけれども、常任委員会でご説明させていただいた経緯もございません。3月だと思っております。

そんなふうなことでございまして、確かにこの14年12月1日に稼働させていただいて、そして市町村さんからのRDFを受け入れざるを得ないと申しますが、そんなふうな状況の中で動かさせていただいたということで、現実的には私ども施設を監視しながら富士電機の方で管理をしてもらったというふうなことで、その辺のいろんなトラブル等がありましたことについては、私ども非常に反省をいたしておるところでございます。

○岩名委員 再開する云々にしても、やっぱり私は今の管理体制なり、いわゆる組織形成というものはもうちょっと抜本的に見直してもらわないと、とてもじゃないけれどもこれは我々は安心して任せることはできないと思う。いまだにどっちが責任が重いんだというようなことでもめていたり、そんなばかんな体制で県民に安心や安全を提供することはできませんよ。もっと組織内部のあなたたちのあり方をまずきちっと整理してください。要望しておきます。

○山本委員 ちょっと二、三点お聞きさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、再開の話がございましたんですけども、私は地元の立場として、再開をしてほしいといういろいろな話はあるんですけども、再開をせよというようなことを私はよう申し上げませんけれども、再開に向けていろいろ少し話があるんですけども、なかなかやっぱり僕らも地域に住んで、まず私も9月にいろいろ質問させてもらったときに、知事とか企業庁は早い時期にやっぱり地元の方にあいさつに行くこと、謝罪に行くというような話がありましたんだけれども、今これずっと2カ月半たったんやけれども、ないんです。これはやっぱり大分、地元の皆さんからしても意識をしてみえる。だから、その中に大分2カ月なり3カ月のギャップがあるんですから、再開に向けてはまずやっぱりそんなところから僕はやっていかなあかんと思っております。

それにしてもやっぱり再開に向けての条件というのはなかなか高いハードルがあるんじゃないかと思いますが、その中に、先ほど岩名先生もちょっとお話しされましたんやけれども、決して僕は再開ということはあれなんですけれども、再開へ向けたら、地元の者としては環境省なり、やっぱり旧通産省あたりね。今はまだこれ、これから行くところ、三重県の例がバイブルになるというような話を聞くわけですから、やっぱり環境省とか旧通産省あたりの国のいわゆる基準を何とかクリアして再開に向けていこうとか、その辺のところについてちょっとお考えをお伺いしたいのと、もう一点は、再開をするならばやっぱり施設というのは企業庁の方にきちっと受け取って再開をするのか、この辺のところをまず二点、お伺いします。

○鈴木企業庁長 今回の事故に関しましては、今お話のありました環境庁とか消防庁とか、いろんなところで調査をしていただいております。先ほど少し出ましたが、指定可燃物にするというふうなご議論も出てきております。そういういろいろな調査なりの結果を踏まえまして、それをきちっとクリアしていくということがまず決断であろうというふうにご考えております。

それから二点目も、やはり現時点で非常に皆さん方ご承知をいただいております不安定な状態になっております。やはり再開するに当たっては、きちっとその辺の整理をどうするのかということもご説明を申し上げられなければご理解はいただけないというふうにご考えておりますので、整理をしまりたいと思います。

○山本委員 そうすると、ある程度環境省や旧通産省あたりのあれをクリアして再開に向けていきたいと、こういうことですね。

それともう一点は企業庁に施設を移して、それでやっぱり再開をしたいと、こういうことですね。

それとあと、知事とかそれから企業庁はごあいさつに行きましたか。9月以降、地元の説明にはその前に行ったか行かなかったかわかりませんが、10月以後ですと行きましたんやけれども、それ以後、知事とか企業庁は地元に行きましたか。地元住民の皆さんの方。

○鈴木企業庁長 大変申しわけありません。遺族のところへお邪魔させていただいたことは申し上げました。お会いできなかった町長さん、市長さんはいらっしゃいますが、地元の市長さん、町長さんのところへも、十分なお話をさせていただき余裕はなかったんですが、私自身は17日以降で行かせていただいております。それから地域の自治会長さんのところへは、従来のことは私わかりかねますが、今回中部電力からこういう報告をいただいたというふうなことについては、地元で今回できました事務所の方からお届けをさせていただいて説明をさせていただくと、そのような対応を今取っておるところでございます。

○山本委員 あまり十分でないということを思いましたので、これはやっぱり努力してもらわなあかんとお思います。

それからもう一つ、別件ですけれども、企業庁長さんは恐らく急になったということは大変やと言うてますんやけれども、前の企業庁長さんから今度の企業庁長さんに恐らく申し送りをされたと思うんです。1枚か2枚かわかりませんがのやけれども、その辺のところをちょっと抜粋して、どういう項目で事務引き継ぎの申し送りがあったか、ちょっと。例えば今問題になったような、再開に向けてとか補償に向けてとかいろいろありますように、ちょっと何かありましたら、おっしゃってもらえませんか。

○鈴木企業庁長 今までの経緯なり当面抱えておる課題について、引き継ぎというか説明を受けておりますが、今日、各委員さん方に議論していただいておりますように、多岐のことについてこういう状態だという説明を受けております。今後のことにつきましては、これも事故対策本部とか、そういう中で議論でこれから整理をしていくというふうに私自身は理解しております。

○山本委員 もう時間がつかえておりますので、できたらそれは、やっぱりそういうことを確認していくということと割と情報が開示されていくと思っておりますので、できればそれ、コピーをもらえませんか。

引継書を。これは既に前任者ぐらいのやつは出回っていますから、ぜひとも下さい。

それから最後にもう一点、すみません。桑名広域清掃事業組合の2億8,000万円のこれ出ているやつけど、これについての大体中身ぐらいと、恐らくこれはいつごろから再開をしたいとかいうような話は僕は恐らく聞いてみえると思うので、大体この費用の中身ぐらいと、それから再開の大体予定ぐらいをちょっと教えてもらえませんか。

○鈴木企業庁長 現在、おっしゃっていただいたのは従来の施設を稼働させるための経費というふう聞いておりますが。

○山本委員 その中身は聞いていませんの。だから、どういうところを直すかということとか、それから例えばどういうスケジュールでいくかということとは恐らく聞いとると思っておりますけれども、どうですか。

○小林総括マネージャー 桑名広域さんにつきましては二通り載っておりますが、まずこの2億7,000万円のものにつきましては。

○山本委員 いや、そちらはもういいんですよ。旧施設を言うるとるんです。

○小林総括マネージャー そうなんですか、すみません。旧施設が約2億8,000万円と書いてございますけれども、これにつきましては旧炉を動かすための経費と、そのように聞いておられて、現実今その準備にかかっているということと、私どもも聞いておりますのは、年内には旧炉を動かすような形で動いていただいとると、そんなふう理解しております。それで、お金の内訳については、旧炉を動かすための経費と、そのように聞いていただくでございます。

○山本委員 もう一点だけ、すみません。そうするとこの辺のところについては恐らく、ですから県の方も負担をしていくという形で今もお考えになってみえますのやわな。

○小林総括マネージャー それにつきましては県の方からお金を貸してほしいというような話がございましたので、そういう形で動いております。

○山本委員 そうするとこれについてはお金を貸す程度ぐらいで、その後のものについては考えていないということですね。

○鈴木企業庁長 市町村のごみの焼却については、その負担が非常に大きくなっているという中で、そこの軽減に向けて知事から検討するようという指示を受けておりますので、その中で一緒に検討させていただきたいと思っております。

○山本委員 ありがとうございます。

○田中委員長 今、山本委員からお話がありました引継事項の内容がわかるものを資料としてお出しいただくことはできますか。

○鈴木企業庁長 すみません、ほとんどが従来、議会等で報告をさせていただいたような答弁資料とかそういうもので、ここでこういう説明をしてきたという形での資料でございますので、どのようなものを見ていただければいいのか、ちょっと私も混乱した状態になっておりますが。

○山本委員 1枚か2枚かあれですけれども、どういう形で渡されたか知りませんがのやけれども、恐らく2〜3枚であるのではないかと思いますので、それをお出しいただきたいということです。ですから、恐らく過去にさかのぼればいろいろなやつが、私も手元にいただいたことがあるのですから、それをちょっとお願いしたいと思います。

○鈴木企業庁長 一回整理をしてみます。

○田中委員長 他にご質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、本日の調査を終了させていただきます。

当局には大変ご苦労さまでございました。委員以外の方はご退出をお願いします。委員の方にはご協議願うことがありますので、そのままお待ちください。

3 その他

・委員協議

(参考人招致について)

実施日 平成15年12月3日午前10時

野呂知事に出席を求め、設置者として現状と今後の方向について質疑をする。

(次回開催について)

正副委員長に一任

【閉会宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年11月26日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

▲ ページのトップへ戻る

ページID: 000019204

問い合わせ先: 県議会事務局
電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年12月3日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成15年12月3日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成15年12月3日(水) 自 10:02 ~ 至 12:47

会議室 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 寛 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正信 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 芝 博一 君
委員 三谷 哲央 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 山本 勝 君
委員 西塚 宗郎 君
委員 萩野 虔一 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君
委員 永田 正巳 君

欠席委員 2名

委員 岡部 栄樹 君
委員 木田 久圭一 君

出席説明員

知 事 野 呂 昭 彦 君

副 知 事 吉 田 哲 君

〔企業庁〕 企業庁長 鈴木周作君

総括マネージャー 小林和夫君

〃 藤田輝也君

RDF発電特命担当監 藤森莊剛君 其他関係職員

〔環境部〕 部 長 長谷川 寛 君

総括マネージャー 小川治彦君

〃 松林万行君 其他関係職員

傍聴議員 4名

県政記者クラブ加入記者 8名

傍聴者 4名

議題又は協議事項

- 1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について
- 2 今後の対応方針について
- 3 委員協議

・委員長報告について

・次回委員会の開催について

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

- 1 RDF発電所を所管する地方公営企業の設置者としての知事の現状認識と今後の対応方針について

(1)当局説明

(野呂知事、吉田副知事)

(2)質疑・応答

○芝委員 私のほうからまず最初に。どうも、大変お忙しい中、知事にお越しいただきましてありがとうございます。今もご報告いただきましたように、事故調査委員会の最終の報告書も出されまして、また、新たに施設、特に発電所、ボイラー等への第三者によるチェックと言いましょか検証も行われ、新たに、この爆発事故が新たな局面に入ったなど、こんな部分の認識をしておりますし、その部分の認識も含めながら、ある意味では、これだけのメンバーでございますので、私も会派のほうではある程度意見を集約してきましたので、まずは、まとめて私のほうからご質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、第1点目の部分であります。今知事のほうから、知事と企業庁、また企業庁長との立場関係についてご説明はいただきました。この中でも取り上げていますけれども、知事にとりまして、この爆発の部分についての認識と言いましょか、考えていうのは、まるっきり及ばない、青天の霹靂であったということは、以前からもお聞きをしております。知事は、就任されて前知事から、全ての事業を法に基づいた地方自治法に基づいて引継書で引継をされております。この中の部分において、これをRDFに限らず、すべての県事業については、前知事から、法が定めるところによっては、正当な理由なくしては全ての引継は拒否できない、この場合10万以下の罰金ですよ、という規則もあるわけですが、ただし、たとえ前任者のなしたる事務行為が適切でなくとか、違法であるとかの理由をもって、後任者においてその事務引継を拒めないですよ、とこういう一文もあります。解釈もあります。そのような文があるわけですが、引き継いだ当時、まるっきり改めてお聞きをするわけですが、知事はこのRDF発電の一連のものについて、何の疑義も何の疑いもなかったかどうか、ちょっとそのへんをまずお聞きをしたいと思います。

○野呂知事 就任いたしました初日の日に、前知事も来られまして、知事室におきまして引継をいたしたところですが、引継の文書の厚さがどれぐらいですかね、これぐらいでございますか。したがって、まったく中味についての説明等があつて引き継いだということではありません。しかも、中に書いてあることについては、相当仔細にわたる部分、いわゆる、県のやっております行政全般にわたってでございますから、膨大なものでございます。したがって、これは、これまで北川県政の下でやっておった県の業務のあらましという形のもので、それを引継書という形でまとめてあるというものでございます。これを、引き継いだところでございます。おっしゃるように、この引継という行為につきましては、法の定めるところによりまして、これは、まったくこれを拒むとかそんなものではなくて、どういうケースの場合によっても、一定期間内に引継を受けなければならない、こういうふうにと定められておるところでございます。

それで、これ自体は、法の解説では、後任者は、何ら前任者の属人的責任までも引き受けるということではないとか、それから、前任者の事務執行そのものについての政治的責任も後任者の関知するところではないとか、要するに、引継というのは、とにかく、今までやっておることの全体を引き継いでいくけれども、それに左右されるものではないと、こういうことが書かれ

てあって、これも、私は当然のことだろうと、こう思っています。ただ、私自身はそういったことで就任をいたしました後、具体的な中味について、各部署の皆さんから、順次説明を受けて仔細のことについて、少しずつ承知をしていったと、こういうことでございます。

したがって、企業庁のことにつきましても、順次、他の部署と同じように、時間の割当を決めまして、その時間において説明を受けていったということです。企業庁の業務も、非常に広範囲でありますから、RDFの部分もその中に入っておったと、こういうことでございます。

○芝委員 続いて、そうしましたら、今引継の部分のお考えもお聞かせいただきまして。その後、細部について、後日、企業庁なり環境部なり分かりませぬけれども、その引継の細部の中味について、知事は改めて説明を、これはRDFに限らずすべて受けられたと思うんですが、その中で、当事者企業庁なり環境部からの分については、引き継いだ時点では、既に、その前の年の12月には事故が起こっておるわけにありますけど、その部分についての説明は、どの程度あったのか、なかったのか、記憶がありましたらお答えいただけますか。

○野呂知事 非常に時間が限られておりましたので、その当時の説明で、どこまで入っておったのか、僕もあまり定かに覚えてません。何しろ、毎日毎日、一生懸命説明を受けるんですけれども、量が多いものですから、その仔細までよく覚えてないんですけれども、後で聞きましたら、最初の説明が5月1日だったそうなのですが、その後、6月に入ってから、あるいは7月に入ってから、何度かありました。その中では、発熱等の初期トラブルについての説明が含まれておったのは事実でございます。

○芝委員 おそらく、多忙な中で引継や説明であったらうと、広範囲にわたりますから。知事の記憶にあまりない、その引き継いだ説明の後日に説明がないということは、おそらく、当時の説明が企業庁なり環境部からかどうかわかりませぬけれども、認識的に欠けていて、12月の対応の部分、ある意味では、小さな事故という小さな事象と捉えて、おそらく、知事の印象に残るような説明がしなかったらうと、事故に対する対応とか、認識の問題がいろいろ調査報告書でも出ていますけれども、その分があったんではないかなと推測もするわけがあります。その上で、改めて、知事は、例えば、事故があったから8月20日の記者会見等でも、今も報告いただきましたような形で、全体的な責任は県にあるとか、9月30日の定例会での木田議員の質問に対しまして、基本的に県政の責任者は私でありまして、というような答弁もされております。今言いましたような部分から含めて、前知事からそういう引継があったわけ、危険とか、いろいろな問題意識の定義もあったというわけやないけれども、同じような、野呂知事と同じような、安全であるよという、ある意味では、そういうような部分の認識の下に、私もおつたし、おそらく前知事もそんな分でおつたらうという解釈があります。

改めて、これは、今回の分について、企業庁長と知事との立場もここで説明いただきましたけれども、設置者としての部分というのは、改めて、全体的な部分というのは、県の責任の、要するに設置責任者の最大の、最終的な責任者は知事であるというお考えはお変わりございませんか。

○野呂知事 まず、少しさっきの答弁の続きの中で、企業庁から企業庁の業務について説明を受けて、それでRDFのこともその中に含まれておつた。それで、私としては、やはりRDFの、1回、現場はぜひ見ておかないかなというふうな気持ちを持ちました。それで、ぜひ機会見て行きたいと、こういうことを申し出ておつたわけでありまして。実際には、日にちがなかなか取れなかった。そして、8月11日という日に来たまでずっと入れ込んでいたという状況がありましたけれども、そういう意味では、少なくとも、RDFについて若干の関心を強くしておつたところがあったかなと、こう思います。

それから、今、一般的な責任について、県にある、云々についてでございますけれども、これは、私もこれまで何度も申し上げておるとおりでありますけれども、これは、県の施設でありますから、そういう意味で、県の施設であらう事故が起こり、そして、葬儀犠牲者も出たということですから、そういう意味で設置者として、県の、実はその関与の仕方というのは、極めて重大であると、こういうふうにも思っておりますから、そして、県の一番責任の重い私としては、そういう意味での責任を感じ、素直にそのことについては申し上げておるということでございます。

私自身、これとの関与からいきますと、さっき申し上げましたように、8月11日に、遅くなりましたけれども現地の視察が実現したという状況の中でありました。それで、短い時間ではありましたが、あの発電所の周辺を少し歩いて、そして、管理棟の中で、逆でしたね。先に管理棟の中で説明を受けて、その後周辺も少し歩いて見させていただきましたが、管理棟での説明においても、いろいろ発熱等起っていることについてどうなんだということで、お話を聞きまして、今はこれだけRDFもすっかりしたRDFができてますと言うんで、瓶に入れたRDFを直接見せていただいたりいたしました。

それで、私も認識としては、そういう発熱等はあるけれども、とてもとても、それがあつた14日の事故、19日の爆発、続けてあつた事に到るとは、とても想像もできなかったというところでございます。しかし、ところが、実際に14日の日に1回目の、あつた事故が発生をいたしました。それで、私としては、これはやはり今まで思っておつたものと違うではないかという認識を持ちまして、早速、あつたことについてきちっと原因究明をしなきゃならぬという考えを持ちました。翌日、15日の

朝、リスクマネジメント会議をすぐさま招集をいたしまして、そこで、その後ずっとお世話になることになりました事故調査専門委員会を持つということを決めさせていただいたわけでありまして。

ところが、私としては、それにおいて、とにかく14日のような事故、もう2度と起こらんように、その検討結果も待ってやっていきたいと思ってましたが、すぐの19日に、2回目のあつた爆発が生じたということでございます。そういう意味で、すぐさま対策本部を設けるとともに、現地へ私も起きました。そして、事故の処理、それから鎮火、それから、同時に委員会では原因究明もお願いをしたというところでございます。

そして、その後、災害対策本部に切り替えまして、副知事を本部長とする対策本部のほうで、私の方からも必要な指示をいたしましてやってきておるところでございます。

これらは、やはり、総じて県の最高責任者としての私自身の責任に基づいてやらなければならないことだと、こういう下でやってきたということでございます。そういう意味では、重い責任を持っておるということで、今日も一生懸命対応しておるところでございます。

○芝委員 今も知事が前々から言われてますように、改めて設置者としての全体的な県の責任、その部分は知事に当てた形のご認識、いち早く出されてもその部分については大変評価をするわけでありまして。それを基にの対策本部の設置とか、事故調査委員会の設置等々含めながら、大変評価をさせていただくわけでありまして、その中で、最終報告書で、事故原因等々の部分から含めながら、今もここにもご報告いただきましたように管理の問題、体制の問題、組織の問題、いろんな認識の問題も含めながらいろんな提言もされております。今後、知事は、再開するしないはまた後ほどの議論をいたしまして、再開をするという仮定のもとで、するならばというふうで、知事としては安全確認の重要性を議会でもおっしゃって説明されております。今ここでも、具体的に、この部門についてはこの形で取り組んでいきますよという進め方をされてます。その中で、少しお聞きをしたいんですけども、私どもは学者ではございませんから詳しいことはわかりません。ただ、知事が今安全の確認のためにいろんな方策、例えば、事故調査報告書で出てきた部分で、管理の問題であったり、留意点であったり、整備とか貯蔵槽のない場合とか、いろんな搬入路の問題、いろいろあるわけですが、この部分をマニュアル化をして検討をしているんですけども、あくまでも県の中でされていると、私は認識をしておるんです。それともう一つは、環境部の中に、安全技術対策プロジェクトチームを作って、4つぐらいの大きな項目をチェックしていきますよと、こういうことでありますけれども、これは当然だろうと思えます。当然だろう、組織の強化の文言を含めながら。私はこの部分でも、第三者による専門知識を持った人たちの再チェックが必要だろうと思うんですね。例えば、事故調査委員会のご報告をいただきました。この人たちは専門家です。しかし、今ここでいろんなマニュアルを作っている、そのマニュアルを進めながら、知事を筆頭とする県の皆さん方が、当然確認もいただくけれども、あくまでも私も県人と言いましようか、認識不足の感があります。その部分も含めながら、それと、プロジェクトチームを作ってもらうのはいいんですけど、どんなメンバーのプロジェクトチーム、ここでは分かちかねるんですけども、ここで、やっぱり専門家の人の2重チェックという体制は、どのようにお考えか、ちよっとお聞かせください。

○野呂知事 私も、とにかく再開についていろんな方から問われますけれども、まず、再開の前提としては、安全性をきちっと確認していくこと、確保していくことだとおっしゃることを申し上げておるところでございます。その、安全性の確認につきましては、芝委員の、今のお話も私は1つの貴重なご意見だと思っております。まだ、具体的に、どういうふうにとおっしゃることは考えておりませんが、安全性の確認については、県が齎々と進めていくにいたしまして、ご提案のありましたようなことも含めて、今後、その方法については、いわゆる確認の方法については考えていきたいなと思っております。

○芝委員 くだなるようかもわかりませんが、今回の事故の発端、RDFに対する認識不足と言うか、その部分がまず最初の発端であります。それは、県の関係のみならず、富士電機もそうでしょう、国もそうだったかも知れませんが、われわれもそうだったかも知れませんが、その部分が1番の原因であるとするならば、今、安全に向けての確立するチェック体制、いろんな形でシミュレーションしたりプログラムを作ったり、組織を作ったりしてありますけれども、あくまでも、まだまだ専門家になっていない部分が当然あるかと思えます。だから、皆さん方で考えていただくのはいいんですけども、事故調査専門委員会のような形の第三者の、県の関係のない人たちの専門家の人たちの再チェックを、これで、皆さんが練った上に、改めてもう1度網をかけるという形で、どうしてもその部分は県民が多く、強く要望するだろうと思えますので、その分を、ぜひともそんな組織を作っていたらうに、まずは要望の、今の問題ではまだそこまで具体的ではないということですけども、要望させていただきたい、こう思います。

私どもも、県がこうですよという部分をそのまま鵜呑みにするんじゃないし、改めて、そんな第三者の機関のチェックを入れて、部分を含めながら、安全性を確認させていただきたいなと、そんなことも考えておるところであります。

それから、先ほど申すように、報告書が出ている動きのある中で、今後の課題というのは大きく分かれてくるだろうと思えますが、今の安全確認の問題が1つ。もう1つは、先ほどからご答弁いただいておりますけれども、責任の問題、これが1点だろうと。それから、費用負担の問題、これが1点だろうと思っております。その中で、責任は、設置者の全権としての部分は十分、知

事お認めいただいているわけでありますが、そこから先への議論が、なかなか進展しない。じゃあ、責任はあるけれども、責任の所在の明確化と言うか、確定という部分については、どうしてもやっぱり避けて通れないだろうと、こう思っております。その部分については、いつ頃、どんな形に対応されていくのか、または、いろんな個々の組織や検討委員会なりがやっていくのか、まず概略的な部分をお聞かせをいただきたいと思っております。

○野呂知事 責任問題につきましては、先ほど申し上げましたような県の施設での事故でございますから、それについての事故の処理等を含めて、かかる責任というものがございますけれども、ただ、ああいった犠牲者まで出した事故でございます。刑事責任等まで含めてご指摘であるということであるならば、これは、そういった警察等の機関におきまして、結果を待たなければならぬ部分があるのかなと、こう思っております。

ただ、一方で、ごみの処理費等について、いろいろと市町村では財政の圧迫等、懸念を表明し、なんとかしろという話が強く来ておりました。これは、かかる県でのああいったことでありますから、県の責任において調整をする、こういうことを申し上げてきたわけでございます。これについては、先般、皆さんにも申し上げてきておるとおり、そう長くかかるというわけには、市町村等の窮状を考えますといけませんので、それで、これについては、今、もう作業開始したいまして、それぞれ精算し、その金額について県のほうでしっかり責任を持って市町村の負担軽減に資するようにやっというということをやっております。

一つひとつ、どの時点での部分をというのは、順番を追ってということになっていこうかなと思っておりますけれども、最終の刑事的な面も含めたものということになりますと、これは実際のところ、私どもの思いだけではその期間を測定することはできないというところがございます。

○芝委員 責任の所在の問題と費用負担の問題と少し分けて、先に責任の問題を聞かせていただきたいと思っております。今、知事も刑事事件の関係も言われました。私は、ここは分けて考えるべきなんだろうと。例えば、今警察の部分については詳しくわかりませんが、過失致死と過失傷害の部分で、事件としてこれは立件されるような部分で進んでと思う。これはこれとして、事件としての部分でありますから、私たちが関与できる部分ではございません。それはそれで、しかるべきときに、警察当局がそれなりの答申を出してくるんだらうと、答えを出してくるんだらうと思っております。

これは少し置いておいて、それとはまた別に、やはり今も言われてますように、設置者として、全体の県の責任の中で、管理とか指導の部分については、やっぱり責任があるんだらうと、今回の事故に到った分については思ってますがね。その部分で、県当局なり、企業庁の中での、要するに組織的な処分とか、処理というような責任が明確にされていない、こう思っているわけです。

例えば、先の本会議でも指摘がありましたように、前濱田企業庁長が、一応早くから辞任を知事に出していて、そのまま辞任を受ける形で退職されました。で、この部分においても、なんら企業庁内、また県の中の部分で、立場責任と言いましようか、管理責任、指導責任というもの問われなくて、ある意味では、稗便に、円満に辞職したという形になっておりますけど、そういうような問題が出てくると、やはり県民からの不信が出てくると思っておりますので、刑事責任とは別に、県として、企業庁として、いろんな形の部分での責任問題の部分、要するに処分問題については、やはり、懲罰委員会等々も設ける設けない別ですけども、検討すべきだろうと、時期的には、思ってます。これを、刑事責任の答えが出るまで、それを引き延ばしますよっていうんでは、何年先になるかわかりません。それはそれとして、司法が裁く訳ですから別として、行政としての責任についての処理処分というのは、やっぱり、この際、こういう動きがあった中で、そろそろ検討に入ってもいいんじゃないかと思ってるんですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○野呂知事 私自身は、こうやって起こってしまった事故でありますから、そのことについて、私も多く反省をしていかなきゃならんと思っております。しかし、これまでの状況について、それぞれの職員が、それぞれ職務には一生懸命精励してきた、そういった気持ちで今日まで来ておるかと思っております。しかし、結果としてこうなったことについての、いろいろ問われる点については、まだ今の時点では判断できる部分というのは、まだこれかなのではないかなと、こういうふうにも思っております。ぜひ、そういう意味では、私どもも、自らこういっただけの反省を今後深めていかなければなりません。

併せて、県議会の特別委員会におかれても、いろいろいろんな機会を通じて、これまででもお取り組みいただいております。そういったことも含めて、私としては総じて判断をいたしていきたいと、こう思っております。

先般の、濱田庁長の件につきましては、本人から、私は一つの区切り、節目のところまで、濱田庁長に、一番よくわかってるので、後の処理のことも含めてやらせたいという考えを持っておりましたが、本人がどうしても辞めたいという強い意志がございます。やはり、そういうことでありますと、とにかく仕事をしっかりやっという気持ちも失ってきておる状況の中で、企業庁長という大変責任のある、しかもこういう大事故の後の今後の処理のことを考えますと、それは無理であろう。したがって、私も、これはもうやむを得ない状況だなと。しならば、やっぱり企業庁の組織として、この危機の中で、後への対応をしっかりと

リードしていけるふさわしい企業庁長を、新しく選んだほうがいいだろうということで、鈴木さんに企業庁長をやってもらおうということにしたところでございます。

今後、ご指摘の点については、私も十分しっかり考えてまいりたい、こう思っております。

○芝委員 特に、濱田前庁長につきましては、気持ち的な部分はわかるんですけども、基本的に、何も責任が、ある意味ではとらずに、辞められたんかという思いは強い部分があるわけですね。例えば、司法としては、やっぱり今回のこういう結果があるわけですから、管理責任、指導責任というのはあると思っておりますね、現場として。その企業庁長に、例えば、懲戒の部分で、例えば、減給であったり、停職であったり、という部分を課しておいた上で辞職すれば、ある意味では、その部分というのは公の立場の中で、きちっとした形で、懲戒がありましてということは残るわけですが、今のままで、ある意味では、表現がおかしいんですけども、無傷のままで終わってしまったよっていうのが、私どもも県民もあるような思いがあるわけですね。そういう部分についても、少し、対応例としても少し甘かったんじゃないかという思いをしておりますし、その部分はやっぱり、こういう事故が事件があったわけですから、より厳しい判断を、どうしても関係の部局ではとってもらわなくちゃならないという思いもあるわけがあります。

今の段階で、責任所在の明確化とかそういうのができてない、また今後、刑事事件の答えも出てくようという中で、最終的な形が見えないと言われますけども、ある意味では、まずは、いろんな形で責任の明確化をしながら処理をしながら、処分をしながら、改めてそんないろいろな状況が変われば、また改めて、法的にはどうかわかりませんが、追加をするという姿勢が、やっぱり、まず責任をとるという意志のあらわれとして、県なり企業庁に。その部分が、ある意味では必要なことと思っておりますので、ぜひ、後で忘れた頃にやった部分では意味がありませんから、どこで検討されるか知りませんが、検討いただきたいと、こう思っております。

それから、費用負担の部分と責任問題について聞きたいんですが。例えば、知事は、当然市町村の軽減を負担したいから、議会に提案をして予算組みをしたい。その下には、関係する部署にも負担を求めていきたい。すなわち、基本的には富士電機だろうと思っております。そこで、富士電機との思いの部分でありますけども、この費用負担等々について、細かい調整とかどうこうやるに、責任問題とか費用負担、大きな問題について、知事なり関係の責任者は、過去に交渉を持ったことがあるかないか、まずこのへんを。

○野呂知事 交渉、富士電機で、

○芝委員 はい、富士電機さんとトップというか、ある程度責任のある立場の人たちが。

○野呂知事 富士電機につきましては、事故直後に、社長と幹部の方がお訪ねをいただきましたが、これについては副知事に対応していただきました。それから、最近におきましては、10月19日に社長が来られたということがございました。そのときに、私のほうから富士電機に対しましては、まず、いろんな経緯があったかと思うけれども、とにかく、プロポーザルでしっかりああやって名乗りをあげて、そして、決定して請け負ったその富士電機が、RDFの専門家ではないというような、ああいった言い方をされたのでは、とんでもない話だということも、強く申し上げました。そして、私は県の責任者として、県民に大変な信頼感を欠く不信を招くような、こういう事態になったことを重く感じておる。したがって、私もこれからは県民の信頼回復ということに焦点を当てて、対応していきたい。企業においても、そういう意味では、どこを向くかという時に、やはり、周りの地域の人、県民に向かって、大企業、富士電機たるものはそういった方向へ向いて欲しいということを、私のほうから強く申し上げたところでございます。

○芝委員 その、10月19日社長来られて、知事との対談の中で、そのようなことは知事から申されたとお話したということですが、それ以外に、今回の事故、それから、これから以降始まるであろう費用負担的なものも含めながらの責任問題だったり費用負担についての具体的な話はされたかされないか。そこだけ、あったかないかだけ。

○鈴木企業庁長 私が16日付で企業庁へまいりました後、今19日知事が社長なりシステムズの副社長なりにお会いされた後、私のところへ寄っていただきまして、私からはこういう当面の暫定的な措置として、費用負担をしてくださいということをお話をさせていただきまして、今回、提案させていただいたような形で2分の1というのを暫定的な方法として合意しているということでございます。

○野呂知事 日に間違えました。11月19日でございますので、訂正いたします。

○芝委員 それでは、ちょっと企業庁長にお伺いいたします。今の部分の中で、知事と対談をされた後、社長と庁長が話をされた。いわゆる、費用負担の問題、いろいろなものも含めながら、費用負担については、当面2分の1で、県と富士電機が、かかる費用の、要するに、これは市町村のごみの処理代だけなのか、それとも、発電施設の全体の修復とか、また多度の広域の部分にもいろいろ影響してますが、全体枠での2分の1なのか、それとも処理費用の2分の1なのか。これが、当面の話なの

か、ある意味では、そこで両者が責任問題を、と言うその部分を大きく2分の1ずつにしよという話なのか、そこを詳しくお聞かせください。

○鈴木企業庁長 ちょっと私の説明が不十分で、既に私が来ましたときには、自動車の塗装の関係については、議案の提案もさせていただいて、準備ができておる状況でございましたので、その部分については、既にそれまでに確定しておたと思えます。

私が19日の日にお願いしたのは、市町村のごみ処理費用の点について検討をお願いしたということになります。

それから、先だつての特別委員会で、いろんな現地の施設等のものがございましたですね、十何億から中に入っておたと思えますが、その、個々についての整理はまだできておりません。

○芝委員 それでは、車のことはちょっと別にしておいて、被害車のことは、市町村から毎日発生しているごみ処理については、いつになるかわかりません。あるいは、今のところはジ・エンドではないと思えますけれども、それまでは、2分の1ずつを費用負担をしていくということでは、今の説明では富士電機も了解をいただいたと解釈をしました。それでいいですね。

○鈴木企業庁長 ちょっと、すいません。不正確でございます。当面、3月議会で提案するという前提での部分についてというふうに、ということでございます。

○芝委員 はい、わかりました。それで、どこかで誰かが、この処理をしなくちゃならないと思えます。県の責任の部分から、その部分について、負担割合がいかどうか私どもよくわかりませんが、それが1つの過程で言うか、現実でありますから、2分の1というふうには、そうしたときに、2分の1は、県と企業庁と富士電機とで話された部分でありますけれども、これをまた、将来にわたって、負担割合が変わってくる可能性があるんですか。

○鈴木企業庁長 正確なお答えになるかどうかわかりませんが、当然のことながら、事故のいろいろな原因がはっきりしてきた時点で、この比率は変わるというふうには、私は認識しております。

○芝委員 そこで、お聞きしたいんですが、事故のいろいろな原因がはっきりしてきた時点で、それをまた、富士電機と企業庁なり県で話をするのか、もしくは、第三者的な形の中で、判断をいただくのかによって、時間的な問題が大きく変わってくるんです。現状見ながら、そこのお考えを少しお述べください。

○鈴木企業庁長 すいません。現時点ではそこまでの方法をまだ具体的に整理ができておりません。

○芝委員 ぜひ、例えば、以前からもいろいろな法的手段もっていうようなことは、今までもこの委員会で答弁されたことはあると思うんですけど、法的な手段になってくると、何年、3年も4年も5年もってということになってくると思うんです。しかし、だからと言って、この問題、責任問題とか費用負担の問題を、2対1がいいかどうかという部分も含めて、それはとりあえず、県と企業庁の話でありますけどね。むしろ、時間の短いような、例えば、調停にかけて第三者に判断をいただくとかっていうような部分の、スピードアップの方法も、私ども、ぜひ、検討もいただきたいなと思っております。

おそらく、法廷で争うようなことになってくると、当然、万が一再開したときの部分の、受け皿の問題であったりとか、富士電機の対応であったりとか、いろんな部分で、決して、比率がはっきりするかもしれませんが、現状の対応としてはいいもの生まれてこないと思えます。これは、要望の部分も含めてますけれども、そういうような、調停とかどうこうにかけるお考えはございませんか。第三者に判断していただくために、早く、早期に。

○野呂知事 そういったことも含めて、これは今後の検討の中で決めていくことだろうと思えます。ご提案として、そういうこともあったということは覚えておきます。

○芝委員 1人でいけませんので、長くなりましたけれども、申しわけございません。ひとつ、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○野呂知事 ちょっと補足をさせていただきますけれども、責任問題について、いろいろございました。私としては、その段階段階で、判断をしていかなきゃならぬのだと、こういうふうには思っています。前提をつけて申し上げることではないと思っておりますけれども、県庁内の責任のとり方については、それは、処置をしなければならぬという状況がありましたら、例えば、懲戒審査委員会だとか、そういうことは設けてそういった対応ができるわけでありまして、そういった前提については触れたくありませんけれども、きちっと判断をいたしていきます。今は、そういった判断をする状況には認識をいたしておりますので、もう少し状況が明らかになってくる、そういう中でしっかり考えてまいります。

○貝増委員 先ほども、説明をいただいたんですが、ちょっと振り返ってみますと、知事の権限、ここからちょっと質問させていただきます。企業庁の任命は知事であるけれども、一般業務以外は特別な理由を2つ除いて、2つは知事の

権限があると、指示系統の責任があると言われております。そうしたときに、8月14日に、実際爆発事故起こったときに、早朝から、現地に皆さん駆けつけられた。当然企業庁長も来られた。しかし、翌日、県庁で先ほど説明を受けている危機管理の会議を開かれた。私が言いたいのは、知事が、なぜそのときに全部の管理職を集めたときに、企業庁長も呼んで、現地どうなってるんやという指示が、知事出されたのかどうか。張り付き責任者、あるいは対応責任者、権限のあるものをどうしておけと言わなかったかと、それを言ったか、言わなかったか、まず教えてください。

○野呂知事 私は、RDF発電所の技術的な運転、そういったことについては、よくわかりません。ただ、直感的に、これはやはり、発熱状況等から、14日の事故も起こってきたということで、少なくともこれについては、私の方から企業庁に対する指揮を出さなければならぬ部分があるかもしれないと思いで、したがって、そういったことから、それについて私の立場は、大変素人の立場でありますから、調査委員会を設けて、この際、RDFの火力発電所でのいろいろ起こっているようなトラブルを一掃しようということ、これを実現できないかなと、こういうふうには考えたところでございます。

ただ、あいつた事故があったところでありまして、そういう意味では、企業庁は企業庁で、その事故に対する直接の対応については、企業庁長の下でやっていくことであろうと、こういうふうには判断をいたしておたところですよ。

○貝増委員 私は、14日の事故から、早朝の事故から19日まで、現地には企業庁の指揮官がいなかったという前提で知事を確認をさせていただいてるんです。全員が、この本庁で危機管理の会議をしている間でも、あの放水、放水の件でも、現地には留守番役の企業庁の太田君しかいなかったと、だからうろろしてたと。だから、そのへんは、私は箇所まで言いたくないけれども、一番最初の知事の初動指示が、そこですっきり抜けてしまったんじゃないかなと思うんです。

○野呂知事 その現場に、何人張り付いとるとか、そういうふうなことまでは、私の監督する範囲の中には入っておりませんが、直接そういうことについて私自身が判断できるような状況にはなかったと思えますが、事実がどうであったのかというコメントについては、企業庁長から答えをもらいます。

○鈴木企業庁長 当日、現地に誰と誰っていうのは、ちょっと今資料を持っておりませんが、その8月14日段階では、発熱、発火ということは、12月の時点で知り得ておりましたので、そういう認識はもっておたと思えますが、14日の後、19日に爆発に到るといふ、そういう認識を企業庁の職員は持っていなかったということ、そういうことを想定していなかったものというふうに思います。

○貝増委員 知事のおっしゃるとおり、やっぱりすべてがパーフェクトじゃないと、すべてが分担、分担の中で、だから、私はそのときに、企業庁長が14日、15日、ここでの本庁の会議のときに、知事にどのような説明をされていたかと、そのへんをちょっと確認したかっただけで、今の話でわかります。

それと、もう1点。知事が8月11日に現地を訪ねられてから、あるいは、前知事のときから引継をされた段階、そして、事故が起こった段階、この3段階を順番に追い駆けられたとき、どうして平成14年12月1日に、急いでダイオキシン対策、あるいは、経費削減のためにあの施設を大急ぎで稼働させたか。でも、知事就任されてから、説明を受けたとき、引き継いだときに、この施設は県が発注してるけれども、まだ物件は受注先の富士電機のものであると、契約書も、当然企業庁長の名前で延期、延期をさせておられると。しかし、反面、12月1日からの売電収入は県に入ってる、このへんについて、知事は前知事に対して、おかしやないか、企業庁長どうなってるんやと、この二重人格の状態、ものが進んでいっているのかと、そのへんは、引き継がれて知事はどう指導をされてきたか。

○野呂知事 一般的に、どういう施設であっても、施設を作りましたときに、それが故障続きであったり、うまく動かないというような状態で、引渡しを受けるということはできませんから、そういう意味では、企業庁は12月に稼働した以降、いくつかのトラブルがあつて、そういう点では、それが完全にきちっと運転できるという状況まで見定めた上で、引渡しを受けようという判断であったと思えますから、当然の判断であると思っております、その判断は間違っておたわけではありません。

○鈴木企業庁長 先ほどの一部補足させていただきます。8月14日、15日の企業庁の対応でございませぬけれども、14日の後は、企業庁の職員が何人か、当然現場へ行っております。15日の日に、企業庁内の所属長会議を開きまして、現場の24時間監視体制も必要ということで、幹部職員等が現場へ訪れて、今後の対応等を議論をいたしたという経緯がございます。

それから、今の引渡しの議論ですが、今の知事からのご説明とほとんど同様になってしまうわけですが、初期トラブルが発生している、それらが完全にクリアできるまで様子を見て、確認をしてから引き取る、こういう状況のままにいたるところを、今回のようなところまで到ってしまったと、こういうのが経過でございます。

○貝増委員 鈴木庁長、就任間もないからあんまり言いたくないんですが、8月14日火曜日の早朝の事故、それから、19日火曜日、あの日の屋までは現場には現地の、あの主幹、太田さん。あの人しかなく、19日の朝も、水はどうするんや言うたときに、うろろしてたと。どうも私はわかりませんみたいな、対応されてた。そういう、現地の動きやったもんで、確認をもういべん、県庁の指示、あるいは、企業庁としての指示はどうされてたかと。危機管理の中の、本当に第一歩を、全部県庁に

集まってばかりおって、今会議はされたと言うけども、現地は本当に動いてなかったという状態を、そこが私は大きな問題になったんじゃないかと、だからお伺いしてるもんですからね。

○鈴木企業庁長 お手元の資料だけで説明が不十分かと思いますが、14日の場合には、その日の朝には、企業庁のほうから何人かの職員が現場へは行ってあります。確か、午後には企業庁長も、記者会見もさせていただいて報告をしているというふう聞いております。

それから、15日の日には、先ほど申し上げたような、危機管理体制を整理するというので、所属長との会議を開いた後、幹部職員等が現地のほうへ赴いておると記録が残っております。

○山本委員 新知事は、新任をされて、ある面では、あつと言う間に半年ぐらいが経ったという、こんな実感じゃなからうかなということでもちよとお聞きをさせていただいて、前知事からしたら、ある程度の道筋をつけたんで、こんなことをやって欲しいなという思いがある面ではあつたかも知れませんが、それがやっぱり、今回引き継いで、実際のいろいろ起動していくと、やっぱり8月11日ぐらいに、初めて現地に行かれたということになってきますと、実際は、それは4月中旬とか、それから5月の初めぐらいに引き継がれたというような話をお聞きするんですけども、やっぱり、こんなぐらいの膨大なペーパーの中で、さきさつと見たか見やんかわからんですけども、結果的には、RDFのこういうものについては、ある面では、具体的に引継を、細かい部分とか、こういう発熱がある程度ぐらいのことは、引継をされておつて、あと細かい部分については、やっぱり引継をあんまりされてなかったんじゃないかなという、こういう気がするわけですわ。

そんな中で、こんな厚い表紙の中にも、RDFに関する引継書はあつたと思うんですけどね。その中で、例えば、具体的にこれも既に4月末とか5月初めぐらいに、RDFの引継書の中にも、例えば、「RDFの異常発熱については、例えば、貯蔵槽を改造し、貯蔵槽内のRDFの温度監視とか、及び長期の滞留を行わない」とか、例えば、「異常発熱に対する負担のあり方についても、今後、富士電機と異常発熱トラブルに関する費用とか損失については、リスク分担に基づき協議をして負担を決定します」ということで、既に具体的に、4月の引渡し時点ぐらいには、今回のこの一連の発熱についての引渡しはできておるわけですけども、それが結果的に、やっぱり、現時点まで、ある面では、爆発の事故まで、生かされてなかったんじゃないか、こういう思いがするわけですが、僕は、できれば、前知事にも聞きたいなという面があるんですけども、できれば、ひとつ、1点まず、新知事にそういう面についてお聞きをしたいなと思います。よろしくお願いします。

○野呂知事 知事と企業庁との関係ということにおきましては、企業庁長を任命するのは知事でありましても、しかし、業務そのものは、その企業庁長の下で、企業庁は仕事をやっておる。知事が、口出しをできるのは、さき2点申し上げましたけれども、住民の福祉に重大な影響が出るような状況の中で、その福祉を確保しなければならぬとき、それから、管理者以外の、企業庁以外の地方公共団体の機関の権限に関する事務の執行と、その企業庁との業務の執行との間で調整を要する、というようなときには、知事がやることである。こういうふうなことでありますから、一般的な業務については、知事の権限では、あしるころしというふうなことは、いわば教育委員会や公安委員会と同じように、それについては独自性を持ったところであると、こういうところでありまます。状況は、したがって、報告受けますけれども、そのことについては企業庁が責任を持って対応していくことであるという、一般的な業務の中ではそういうことにならうかと思ひます。

○山本委員 そういうようなことを最初に説明受けたわけですけども、全体的に、県という、責任という、全体的には県には責任はあるだろうという知事の答弁もありましたからね、それじゃ、誰が責任を、例えば、知事が責任をとるか、企業庁とるか。県が全体的な責任があつて、私は、知事はもうこういう調整役やということだったんですね。最終的に誰が責任をとるかということです。

○野呂知事 そんな話を申し上げておるのではなくて、引渡しの状況の中でどうかということでもありますから、そういった状況については、お聞きはしておるわけでありますけれども、ただ、そういったことが、まさか爆発につながるというようなことは、とても想像もつかなかったところでもありますから、現実には、ああやって爆発事故が起きた。したがって、結果として、あいつの施設の爆発事故が起こり、犠牲者まで出て、やったことについて、これは極めて責任あることだ。じゃあ、その責任というのは、どういう責任だということ、さきからご議論ありますように、それについては原因究明も、それから、いろんな状況が今後明らかになってまいりますから、その中で、その責任の所在、割合等についてははっきりしていくであろうと、こう申し上げておるところでございます。

ただ、基本的には、企業庁に限らず、こういうことになったということについての危機管理、リスクマネジメントはどうかという点がありますから、それについては事故後直ちにRDFだけの話ではなくて、県庁内に、もう一度危機管理については徹底して見直しをやるということで、検討委員会を設けて対応もいたしておるところであります。いくつかの、これから学ばなければならぬ課題はあろうかと思ひますから、その学び得るものについてやっていくということも、これは私を含めた県の責任であらうかなと。あるいは、企業庁も含めて責任であらうかなと、こう思っております。

○山本委員 それで、関連して、市町村の専権業務、このへんについてちよとお伺いしたいと思いますけども。前の北川知事を出して悪いんですけども、やっぱり、北川知事は、1998年5月にRDF全国自治体会議の初代議長、これに就任されとるわけですね。その北川知事が、知事を2期務めて、三重県で26市町村がごみ処理をRDFに依存をする判断をして、県が音頭をとつてRDF発電所を稼動したわけですな、昨年12月に。このことに関して、前知事にも聞きたい面もあるんですけども、やっぱり、知事時代から前知事は自己決定とか自己責任、これをモットーにしてみえたくてですけども、なぜ、このごみ行政なんているのは、市町村の専権業務であるという、こういうことでもありますから、何でもかんでも積極的に関与をなされたんかなと。自己責任の原則から言うたら、こんなことは市町村に任せておくべきだったんかなと、私、こういう思いがするんですわ。僕は、できれば前知事にも聞きたいなと思うんですけども、今日、冒頭にそういう説明があつたわけですけども、現知事としてどうですか、このへんのところ。

○野呂知事 前知事の考え、私がコメントする立場にはありません、わかりません。

○山本委員 それじゃね、知事自身の、こういうものについての考え方どうですか。

○野呂知事 私自身は、三重県がこれまでごみ政策としてとつてまいりました、いわゆる資源循環型の社会構築をしていこうと。その中で、ごみ政策についても、それを位置付けていこうという考え方の中で、当時、三重県だけではなくて全国的にも注目されたRDF、これが1つの有効な手段であると着目したことは、私は別段間違ひではなかったと思ひます。現に、こういう事故が起こりましたけれども、そういう考え方からいたしますと、これは環境省等の先般の報告書でも、やはりこれからの循環型社会を構築していく中での、1つのシステムの選択肢として有用であるということが、やはり認められておるところでございます。

ただ、私自身が、この事故を通じて感じましたのは、どうしても日本のごみ行政、三重県もそうありますが、出てきたごみをどう利用していくか、どう処理するかということに力点が置かれておまして、そもそも論の、もつとごみを少なくしていこう、ごみを出さないように、なくしていこうというところは、精神は入っておつたんでありますけれども、その実行については、十分でない部分がございます。

したがって、これまでとつてきた県の施策に、その部分の強調が欠けておつたという点では、私としては、やはりこれからの長い将来に向かって、ごみゼロ社会を、ひとつ、打ち出していくという考え方、これが必要ではないかなと思つてます。

それから、RDFについては、関係26市町村が、RDF化して、処理をしておるわけであります。そういう意味では、広域にそれぞれ組合もやっております、それがいくつかあるということ、その処理については、したがって、県と市町村の専管であるとは言え、県と協議してやっていく、そういう意味では、県もひとつお手伝いしようということでもやっていくというのは、これからの地方自治のいろんなあり方の1つとして、私はその選択もあつてしかるべきであつたんじゃないかなと、こういうふうにおつておるところでございます。

そんなことを考えてまいりますと、今後の県のごみ政策としては、いろいろこういった事故を通して勉強し、反省し、いろんな観点に今後生かしていかなければなりませんけれども、究極的にごみゼロ社会を目指すのにも、やはり、20年ぐらいかかるというの、どう考えても常識的なことでありますから、そういった長期を一方で脱みながら、しかし、現実、やはり今日のごみ状況にどう対応していくかということ、やはり、考えていくべきだろうと思つてます。その中で、既に県としては、26市町村というRDF化しておるその状況に対して、県も今回の事故の反省の上に立て、どのように対応していくかということ、これは県議会の皆さんも併せて一緒になって考えていかなきゃいかん問題だろうと、こう思っております。

○山本委員 どうもありがとうございます。それで、26市町村が、RDFに昨年の12月から踏み切つたわけですね。今回の大きな事故に発生をして、本音としてならば、市町村長あたりのRDFを担当しておる首長としては、できればRDFをしなかったほうが良かったんかなと、こういう気持ちも一面にはあるんじゃないかと思うんですわ。それで、そういう中で、前知事はRDF全国自治体協議会議長ということで、就任して旗を振ってきたわけですけど、ですから、僕は、知事が、全然、ある面では、責任問題のいろいろ触れる面があつたわけですけども、今年の3月ぐらいまでは、現実的にこういうRDFの全国の自治体会議の議長という方とか、旗振つたわけですから、そういう意味では、僕は、決して、知事が住み分けてそれをやっつたということはおつたんですけども、前知事の、いろいろ、今年の4月ぐらいまで見ると、若干、僕は責任があるんじゃないかと思ひますけども、それは置いて、できれば、こういうRDFの自治体の議長あたりというの、実際にそういうRDFを担当しておる市町村あたりの長が就任するというのが妥当ではなかつたかなと思つてんですけども、前に遡つてあれですけども、そのへんのところ、新知事、できれば所見があればお伺いします。

○野呂知事 そういった会があるということも、私、就任した後、かなりの間知りませんでしたし、私の所見はございません。

○山本委員 それから、もう1点、すいません。あと再開という面でもちよとだけ確認をしておきたいと思うんですけども、前回のこのRDF貯蔵槽事故調査特別委員会、その時に企業庁長さんは、再開をするときには企業庁へ施設を移してから再開を

したいという、こういう発言があったわけですから、ですけども、この間の本会議の知事の発言では、ちょっとそれとはニュアンスが違いますんで、そのへんのところ、ちょっと知事の考え方を伺います。

○野呂知事 移してから、ということについて、何を。どういうふうに。

○山本委員 再開ということで、話がありましたときに、施設を、今は現在は富士電機でやるとということですけど。

○野呂知事 再開ということを考える場合には、何度も申し上げておりますが、安全性を確保し確認をしていくということが、まず前提でございます。その上で、地域の皆さんや、それから議会の皆さん方にもきちっとご説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということが大事なことでございます。この施設そのものについては、現在まで、まだ引渡しが進んでいないということですが、当然、機械をまた動かしていくということになりましたら、そういった安全性だとか、そういうのを確認していく中で、この間ありましたようなトラブルとかそういったものについては、当然のことながらクリアされていかなければならないことですから、そういう状況に到った時点では、当然施設については引渡しをいただくということの判断、これをもたなければならぬだろうと思います。

したがって、今後の状況の中では、それは当然大事な事項として、一定の時期に行わなければならないことだと、こう考えております。

○田中委員長 残り30分程度となってまいりましたので、ご質問につきましては、簡潔にお願いしたいと思います。

○西場委員 じゃあ、簡潔にお伺いします。先ほど来からお話が既に出ておりますけれども、知事、設置者としての責任所管の問題ですけれども、その任命した企業庁長が大方を担うと、こういうことですけれども、最後に言われた、住民の福祉に重大な影響を与えるものというのは、これはまさに、このRDFの方針を決めたり、そして、こういった事故に対する対応というのは、このことに当たると思いますが、知事、そのへんはどうですか。

○野呂知事 いろんな側面があるのかなと思いますけれども、さっき冒頭の説明の中で申し上げましたけど、例えば、予算を調整することとか、議案を提出すること、これはまさに企業庁長にはない権限で、知事にその権限はあるということ、それから、管理ということに関しては、さっきお話の観点というのがあってですね、RDF事業そのものは、1つの県の政策としてやって判断をやってということですから、それはご指摘のとおりではないかなと。

それが福祉の観点なのか、いわゆる、予算の調整執行ですね、そして、環境政策としてやることを業務委託として企業庁にやらせるということにしたということですから、その説明の仕方は、いろいろ説明の仕方、別の説明の仕方があるんじゃないかなと思いますけど。

○西場委員 電気、水道、工業用水といった従来型のものの日常業務は、当然企業庁長ですけども、こういった新規分野とか、あるいは、その突発的な問題に対する対応というのは、当然設置者に対する責任と言いますが、所管が大きいと、私は思っております。

それから、負担金問題でございますが、その市町村を軽減していくということで話をいただいておりますが、その軽減という言葉が、軽くすると、こういう意味になっちゃうんですから、そのところを改めて念を押すというか、はっきり聞かせてもらいたいです。市町村の負担は、市町村に負担をさせないと、ということで、あと県なり、その他関係者と調整すると、こういう理解でいいんですね。

○野呂知事 まず、負担軽減という言葉の使い方としては、市町村は、一般ごみ処理について、まず市町村が責任を持って処理するということから、ごみ処理にはそれぞれ市町村で費用を相当かけておるという状況です。その中で、この県が所管しております発電所で、こういった事故が起こって、臨時的にどうやるかという処理が余分にかかってきたということですから、こんなことは大変なことだということで、それをしっかり軽減して欲しいと、こういうことであろうかと思っております。その中味につきましては、今、市町村からどれだけ余分にかかっておるといふことを、額についていただいておりますけれども、それについては、中味は精査をさせていただく必要があるかなと思います。

それから、一般的にいろいろ言われておる中では、発熱発火と、RDFの形状だとか、いわゆる製造しとったところとの因果関係ということも言われておりますが、中間報告とか、それから最終報告等でも、直接的な因果関係の結びつきについては、かなり距離があるのかなという感じがございまして、そういう意味では、製造しておったところの、製造したものが悪かったからというようなところの話は、なかなか決まってくところがあるのかなと、こう思っています。いずれにしても、その市町村でかかるやつについては、切実に市町村でも困っておられるということですから、精査をした額について、これは、本当にそれはそのことが余分にかかってきたんだと認められる額については、これは県のほうで責任を持って出していきましょ、ただし、県のほうとしては、その負担の半分は、当面富士電機にお願いをしていくということで、やらせていただくと思って対応しております。

○西場委員 慎重な言い方でしたが、かなりはっきりと言っていたと思います。先ほど知事のおっしゃられましたとおり、いろいろ性状の問題とか形状の問題とかいうこともありましたが、直接の爆発の、直接的な要因というものがそこにならぬという判断に立てば、これは市町村にその負担を求めるべきではないと思いますので、ぜひ、そういう形の中で、後は細かいその数字の精査については、よろしく願いをいたしたいと思います。

このRDFが今日まで来るのに、知事は春以降のお立場でありますけれども、田川亮三知事時代からの、ずっと一連の流れがあるわけがあります。その中で、全国的にも非常に急激なRDFに対する取り組みが、県の主導の下に市町村を強力にリーダーシップ発揮して今日まで進めてきた。こういうことで、われわれ議会も、どちらかと言えば、その強さに引っ張られていったという経緯もあるわけですが、知事は、このへんの認識はしっかりお持ちいただいとるんでしょうか。

○野呂知事 ご指摘ありましたRDF、田川知事の当時から、企業庁あるいは、あの時は環境部、一番最初は企業庁がずいぶん着目されて、いろいろ動きがあったかなと、私もちょっと淡い記憶を思い出しながらやっておりますが、あったかと思えます。そういう、まず源流がそういうところにあったわけですが、その後、北川政権、北川知事の8年間の中で、循環型の社会構築という中で、非常にこれが注目されて、そういった位置付けでやられてきたということであり、私もそういった経過をもって、昨年、操業開始しておるといふことは、それはよく認識をいたしておるところであります。

ただ、今回、こういう事故になるとは、これは多分関係した者、ほとんどすべてが、そんなことは思ってもみなかったことであつたのかなと思えますが、今にして考えると、その認識の甘さということ、これは一般的に言われて当然のことであろうかなと、こういうふうに思えます。ただ、だからと言いまして、いわゆる石油タンクだとか、世の中にはかなり危険物と言われるいろんな施設があるわけがございます。飛行機と自動車と、どっちが危険やとか、比べ方いろいろ難しいものがあるかと思えます。ただ、RDFについては、そのことを十分承知しながらやれば、このRDFが危険なものである、あいつた事故を起こすということは、まったく防げたのではないかなとこう思えますと、そういう点では、極めて私も残念に思っております。

○西場委員 当時、知事の立場でないから、やむを得ないとしても、と言いますか当然だと思うんですが、今淡い記憶というお話をいただきましたけれども、やっぱりそういうことであろうと思います。しかし、現状なり、今後考える折には、それでは済まされない、全国的にも注目される三重県の当時の取組なり動きがあって、そして今日を迎えておるわけでありますので、やっぱり、現在の責任ある立場として、そのことの認識を深めていただきたいなとこう思っておりますのでありますが、そういう意味において、ごみゼロ社会というものを経期的に目指すと、こういうことですが、これは前の、機会あるときに環境部長には聞かせてもらって思いますが、このごみゼロ社会という言葉は、その年限が長期にあるにしろ、RDFというものの見直し、根本的な見直しをやるという気持ちを持っておられると理解してよろしいですね。

○野呂知事 ごみゼロ政策の究極の姿からいけば、ごみについては焼却とか、そういった、いわゆるごみをごみとして始末するということがなくなる社会であるということになります。ごみは、まず、いわゆる燃えるごみ、燃えないごみというような分け方ではなくて、再利用できる、資源化できるもの、資源化できないものというふうな分け方にしまして、資源化できるものについては、徹底してその資源化を進めていくわけです。資源化できないものということについては、これは企業や国全体のいろんな取組がしていかなきゃなりませんけれども、そういう資源化できないような製品は、もう作らないようにしていこうではないかと、製造段階から、資源化できるものに変えていくというような、そういう発想でございます。したがって、究極からいけば、ごみ焼却場といった類のものがなくなるという社会が、目標として描かれるということでございます。

しかし、そのためには、よほどこれは行政も、まず直接所管しておる市町村が、そして市町村も、これはそれぞれの住民の理解、協力があることでありますから、これはやろうと思ってもなかなか大変なことでございます。しかし、そういう形に対応していくことだろうと思っております。

既に、アメリカにおいては、焼却場の新規は、近年もう一切造られていないというようなことでもあります。そういう意味からいけば、ごみゼロ社会というのは、今の状況とは相当違ってくるだろうと。しかし、それは20年とか、そういった相当長期にわたった先の姿であろうかと思っております。

○西場委員 RDFに対して、直接的なお話がいただけないのは残念なんですけど、知事の考え方でいけば、やっぱりごみを出さないという方針は、このRDFにはそぐわないと思えます。やはり、生ごみ、プラスチックをエネルギーに換えるという手法は、ある意味では、生ごみ、プラスチックの大量廃棄を助長するようなシステムという考え方も出てくるやむを得ない。そういうことになってくると、本来の、真なるごみゼロ社会を目指すという考え方と、RDFがきちっとマッチしていくかと言うと、私はそうはいかんだろうと。だから、今日すぐ、このシステム止めようとか、そういう非現実的な議論はなかなかできませんけれども、やはり、それはきちっとして、知事の基本的な政治理念なり方針として構えるのであれば、その方針をきちっとやって、あと、その20年という年月がいかかるといふ議論をもっと詰めていく必要があるなと思っております。

○野呂知事 確かに、ごみゼロ社会につきましては、まだ全般、基本方向というような基本方針を叩き台として出させていただきましたが、これから、議会におかれてもぜひご議論を深めさせていただいたと思いますし、県民、市町村、やっぱり皆さんと

議論しながら、どういごみゼロ社会へのいろんな方策を考えていくのかということを議論させていただいたらと、こういうふうに思います。

ただ、一方で、資源としてごみを活用するという中で、環境省も認めておりますように、循環型社会を構築していく中で、ごみをごみとして扱うのではなくて、ごみをやはり熟資源として再利用するということが、循環型社会のシステムの1つとして有用なものであるということは、今回の事故に関わらず環境省も認めておるところでありますから、私はRDFについては、長い先どうのこうのということではありませんけれども、今は1つの有用なシステムであるということに変わりはないと考えております。

○西場委員 終わります。

○岩名委員 私は、今後の再開に向けた話の中で、今のごみ発電というシステムが、知事は今システムとしては間違っていないということを言われているんだけど、私自身は、ベターかもしれないけどベストではないと、この方式は、こう思ってますし、若干、知事のごみに対する認識と私は違うのは、やはり全国的に見ても、各市町村で、今やはり分別ということが一番頭にあって、そしてごみを片付けていると、こういう実態がありますこと、例えば、プラスチックの力を借りなければ、あれは燃料にならない固形燃料でありますよね。その中で、既にプラスチックは三重県内においても、廃プラが砂に変わったり、あるいはもう一度再生されたり、そして、いわゆる循環している、こういう実態があります。これは、ある企業が、シャープなんかの廃プラをお金を出して取って、そしてそれを砂に変える。そういうふうなことが、現実にも始まっているのに、私は、一方でそれを切り込んで、生ごみと一緒に燃やすなんてことは、今の環境政策上から言って、あまり望ましいことではないというふうに、私は思います。

さて、このシステムとして今やっているんですけども、今申し上げたようなことと、先ほどお話がありました、市町村の専権事務を、地方分権という今の時代の流れの中で、できるだけ下部組織ができることは、権限を移譲していこうという時代の中にあって、その懐に手をつっこんでいくのはいかがなものかと、私は思っています。県には、もっとやっていただかなきゃならない県民のための広い視野に立った仕事がたくさんあるし、企業もそれなりの仕事があるのではないかと、こういうふうに思います。

また、このシステムの一つの問題点は、やはり、三重県は細長い県であって、200キロもある南牟婁郡から一番北の端までRDFを運んでくるところに無理があるんですよ。本来、この計画は、南にもそういう発電施設を設けるということであったのではないかと思っています。そうすれば、これはまだもう少し形も変わってきたと思うんですけども、予算の都合等々でこういう形になって、やはり、かなりの無理の中で、例えば、200キロRDFを積んで、北の端まで運んでいく間に、その性状どのように変わっていくのかも、はっきり言ってわからないわけですよ、これ。みんな間の中で、こういうことを今進めているわけで、私は、ぜひとも、知事にそういう点考えてもらいたいと。

それから、もうこのことは前にも言ったけども、知事が設置者で企業社長が管理者で、そして運営は民間会社で、こういうふうな、そしてまた、県の環境部もこれに関わってくる。どこが一体責任が、先ほど出てくる責任体制が不明確なんです。それは、例えば、藤森君が、今度、なんかエライサンになって向こうへ行ってもらうんだけど、でも、彼もこんな初めでやるんだしね、本当に自分のものにするためには、3年や4年かかると思うんですね。その次の人はどうするの。こんなことを県がずっと引きずっていくことに、大いに私は疑問を感じるんです。ですから、やはり、民間にこういうことはやってもらうか、あるいはまた、広域市町村のRDFの協議会にお任せと言うか、お願いをして、こういう仕事はやっていただこうという視点も、今後ひとつ、僕は考えていっていただかないと、県に、県がやるべき仕事でないということ、私はあえて申し上げておきたい。

それに対して、何か、知事ご意見あったら。

○野呂知事 まず、RDFそのものは、ベストな方法でない。確かにご指摘ありましたように、RDF化施設ができたために、それまでかなり分別しておいた町においても、その分別が行われなくなって、非常にごみを出しやすくなったという表現も使われましかれども、一方で、ごみに対して認識が後退して、分別だとかそういうのが行われていないというようなことが起こったりいたしております。そういう意味では、やはり、各市町村において、今後、ともにごみゼロ社会へ向けてやっていこうということになりましたら、徹底したそういった対応というようなことは進めていただかなければならないだろうと思います。そういう中で、RDFについても、もっと安定的なそういった状況というのが生まれていくのではないかなと思っております。こういったものを、市町村の専権事項であるから、なぜ県がということはあります。それから、今のような運営について、設置者と管理委託をして、それがまた会社に契約して任せて、というようなやり方についてどうだということですが、既にそうやって行われてきたことですので、そういう形のものを引き継いだ私としては、今後、こういう事故に到りましたから、やはり県が責任もって、この後はしっかりとどうするかということに対応しなきゃなりませんけれども、長期的に考えていきますと、そこらの役割分担なり、適切な考え方があれば、それは将来においては柔軟に考えていける部分があるのかなと思います。しかし、かかるという状況の中ですけれども、今は、やはり辛くても、こういった事故が起こった施設を管理しておいた県として、きちっと処理をしていくということではなければならないのではないかなと、こういうふうに思っております。

それから、RDFはいろんな利点が言われておりますけれども、実は、チップ化することによりまして、非常に運搬がしやすいということがその利点として言われてきたところであります。そういう意味で、チップの性状とかそういうことについては、数時間、あるいは1日という運搬の中で、その状況が急に変ってくるというような激しい変化をもたらすものではありませんので、運搬についての認識の仕方っていうのは、またいろいろあるのかなというふうに思っております。

一応、先ほどからご指摘ありましたことについて。

○岩名委員 いろいろ、私と意見の違いがあるのはやむを得ないと思いますが、とにかく、最後に、私がNEDOとか経済産業省が、これを本当に大宣伝をして、そして全国に広めようとした。しかし、その後、三重県の事故以後、もうこれを全国に推奨することはしないんだというようなことを言ってる無責任な姿勢に対して、大きな不満を持つものですよ。そんなことに、国の方針に、地方が振り回されて、環境政策を誤るようなことがあっては、断じてならないというふうに思いますし、そういう不満を申し上げて、私の質問を終わります。

○永田委員 お時間もございませんので、2点ほど。それじゃ、私から。責任問題ということになりますと、司法の手にも委ねてあるんで、どうにも、今ここで議論することできないと思うんですね。ただ、今知事もいみじく申しましたけど、これもプロポーザルなんです。これが大きな事業を請け負うんですから、かなりそれだけのプロポーザルについては、その決断、その自覚があったと思うし、なきやなんですね。そういうことから考えますと、11月19日ですか、社長がおみえになったと。こころへの社長の、意思表示って言うんですか、知事会われたんじよ。どうい、雰囲気いいですから、教えていただければ。

○野呂知事 社長からは、冒頭、会社としての責任ある立場から、事故については、県に対してもお詫びの言葉がございました。それから、私のほうからは、プロポーザルで送られたという立場からいけば、RDFの専門家ではないんだというような発言は、私もたまげた発言で、そういうことでは困るということをお願いしたところでもあります。いずれにしても、かかる事故が起こって、やはり、まずその状況を元に戻していく、安全性をどうやって確保できるんだとか、それから、県民の信頼をどう回復できるんだという意味からいけば、しっかり県民の皆さんに顔を向けながらやっていかなきゃいかんではないかということ、私からも申し上げ、会社のほうも、そういう意味での理解はされて帰ったと思っております。

○永田委員 私も、その件については非常に多量とした、今の聞いて思ったんですけどね、とりわけ、9月29日ですか、参考人招致の富士電機さんの時の雰囲気は、どうもそんな雰囲気じゃなかったですね。非常に、私、残念に思ったんですね。いずれにいたしましても、いくらそういう技術的、いろいろノウハウ等の問題の認識不足だと言っても、起きてしまったことは事実なんですから、もう少しいろんな発言等は首をかしげることが多かったんで、あえて僕は申し上げたいわけですが、やっぱり、そういうこと自体が、こういう取組についていろんな問題を醸し出す、私は1つの大きな誘因だったかなというふうに、実は思えてなりません。

しかるに、今後、副知事ですか、富士電機さんとの交渉に当たっていらっしゃるの、これからは、企業庁ね。それで、とにかく、どこか発言ありましたけども、法廷闘争になって、2年も3年もと、とんでもない話だと思いますよ。県民にとって、どう説明するんですか、こんなこと。これは、絶対そういう法廷闘争に持ち込む問題じゃないと思ってます。もう少し真摯に原点からものを見つめていただいて、そして、お互いの、自分の責任を認めるべきは認め、そして、早く解決すべき問題だと、こういう思いをいたしておりますので、これはひとつ、当事者についても、そこらへんは十分に考えながら、交渉にあたっていただきたい。ぜひひとつ、これは、お願いをいたしておきます。

○野呂知事 今、ご指摘のところ、そういったことも十分考えて、懸命に対処してまいりたいと思います。

○永田委員 時間もありませんので、もうひとつ。再開に向けての問題なんですけど、これからの手順についてちょっと伺っておきたいんですが。

○野呂知事 これについては、何度も申し上げておりますが、まずは、安全性を確保し、確認をしていくということが大事でございます。既に、専門委員会の最終報告もござります。それから、今後、国の機関等における調査、検討の結果も出てまいります。私も、RDFの性状等、管理等についての基準規格、必要なものは、そういったものがあるならば早く出していただきたいということも、国に対して要望もいたしておるところでございます。そういったことを、しっかり睨みながら、安全性の確認、確保確認は、やってまいらなければならないこととございます。その上で、それらにつきまして、議会の皆様や地域の皆様にご説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということではなければ、再開ということとはなかなかできるものではないと、こういうふうに考えております。

○永田委員 施設名は、確か中部電力さんの技術部門とか、あるいは、この間いただきましたシーテックさんの検討結果をいただいておりますから、かなり安全性が認められてきております。問題は、地域住民とのコンセンサス、どうしていくかということが中心になってこうと思っておりますが、これもひとつ、何々が出てからじゃなくて、常時、地域住民とのコンタクトはもって、こ

いう方向が出れば、出たように対応していくのが、これが本当に説明責任です。これひとつ、特にお願いをしておきたい、こういふふうに思っていて、それから、なることなら、大体の再開の目途ぐらいはどうですか。

○野呂知事 再開の目途につきましては、先ほど考えましたような手順を経て、その上で再開するかどうかということについての決断をいたしていくこととさせていただきますので、時期を今特定して申し上げたり、というような状況ではございませんので、お許しをいただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 今、住民の皆さんとのいろんな話し合いということで、お話をいただきましたが、先日の特別委員会でも同じようなご指摘をいただき、少しお答えをさせていただきましたけれども、地域の自治会の会長さんなりのところへは、さまざまに際、県のいろいろな調査結果の報告なり、あるいは、あるいは、中電グループで検査をしていただいた内容なりというのをお届けさせていただいたり。あるいは、今回、現地の事務所を作って所長を配置いたしましたので、お伺いをしたりいふうなことをさせていただいておりますが、当然、住民の皆さんのご理解をいただくという意味で、さらに十分なご説明なり、話し合いをさせていただけるようにまいりたいというふうに思っております。

○永田委員 時間ないので、もう失礼します。

○田中委員長 あらかじめ、申し合わせさせていただきました時間が、経過をいたしました。他に、特にご質疑ございませんでしょうか。水谷委員。

○水谷委員 知事は、RDFの発電所を視察見学されたのは、8月11日が初めてだとお聞きしておりますけれども、スタートしてから3月までにいろいろな小事故や、あるいは故障などがたくさんありましたが、ことは当然のことながらご存知だと思うんですけども、そういった点があったにも関わらず、非常にこれは問題のある施設だというふうに、私は感じていたわけですけども、8月11日まで実際忙しくて行けなかった、とこういふことだと思うんですけども、そういった点につきましては、十分に引継ができていなかったのかなというふうな気もいたしますし、あるいは、認識の甘さというところがあったのかなという気がいたしておりますけれども。

それはさておきまして、1つだけお聞きしたいんですけども、前北川知事から、この事故後、当然あったと思うんですが、何らかのコメントというか、慰めの言葉というか、そういうのがありましたでしょうか。

○野呂知事 私自身が引き継いだのは、県の行政の中で、企業庁に電気や水道、そしてこのRDFも、実はこういう仕事をやるよということを含めた全体を引き継いだわけでありまして、そういう意味では、発熱だとかそんなのも、私もどういふメカニズムで、それがまたどうなっていく、なんていうのは、とても認識持てるようなことではなかったので、トラブルといったことについては、困ったことだなと、企業庁しつかり、富士電機とそういうことを解決してくれるということを期待しておったということとございます。本当に、それが爆発ということに結びついて、私も驚きましたし、そういう意味では、大変なことになったその重い責任を今感じながら、対応しておるということとございます。

北川前知事からであります。私も北川知事とは、就任後話したことはございませんので、今回のことについても一切私自身話を伺っておりません。

○日沖委員 もう、時間せかされてますんで、できるだけ手短かに。ひとつ、知事、副知事、おみえの機会に、ご検討いただきたいという要望なんです。これまでの特別委員会は、企業庁さん、環境部さん、対のことでございました。ここで、ご遺族の方、ならびに怪我をされた方々に対するこれからの対応なんです。現在も折に触れて事故原因調査の報告なり、またいろいろなお話を賜りにということとなり、折に触れて企業庁さんに向いていただいておりますけれども、事故後、近隣の方々の健康だとか、そういうことの気遣いから、お医者さんが出向いて健康相談を受けたり、そういうことが近隣の方々にはされておられたわけですけども、ご遺族の方、ならびに事故に遭われて怪我をされた方々、そういうところのケアとなりますと、精神的なものがあつたり、また、やり場のない怒りだとか、やり場のない不満だとか、とにかく話したいとか、いろんなものが、われわれには想像の絶する状況で、お亡くなりになられたり怪我をされた方々でございますから、あると思うんですね。そのへんを、もちろん、企業庁さんには折に触れて出向いていただかならんんですけども、一度、大分経つてはおりますけれども、第三者的な立場で、ワンクッション置いてお話を聞いてあげたり、また、いろんな思いを伝えていただいたりというふうな形、いっぺん作れないものかなというふうで、一度考えてみていただけたらなというふう。やはり、对企业庁さんということになりますと、正直なところ、被害者の方々は、やりきれない思いを、とにかくぶつける相手としてしか見ませんから。言い方下手ですけども、やはり、憤りが前面に出してしまいますのでね、企業庁さんに対しては申しわけないですけども、ですから、ちょっと、周辺住民の方に健康相談の場所を作ったみたい、ああいうようなものですけども、第三者的な立場で訪問できるような、向こうもそういう対応ができるような、話ができるような状態というのを、いっぺんちょっと考えていただけたらかなと、これだけちょっとお願いしたいんですが。

○吉田副知事 県の本部で、健康福祉部のほうで対応させていただきたいというふうに思います。

○日沖委員 よろしくお願します。

○田中委員長 それでは、以上をもちまして本日の調査を終了いたします。知事、副知事はじめ当局の皆様方には、長時間まことにありがとうございました。

2 その他

・委員協議

【閉会の宣告】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年12月3日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

▲ ページのトップへ戻る

ページID:000019205

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877/ファクス:059-229-1931/E-mail:gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成16年1月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成16年1月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (閉会中)

開催年月日 平成16年1月26日(月) 10:01 ~ 11:26

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 覚 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正信 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 三谷 哲央 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 木田 久主一 君
委員 山本 勝君
委員 西塚 宗郎 君
委員 萩野 虔一 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君
委員 永田 正巳 君

欠席委員 2名

委員 岡部 栄樹 君
委員 芝 博一 君

出席説明員

知 事 野呂 昭彦 君

〔企業庁〕 企業庁長 鈴木 周作 君

総括マネージャー 小林 和夫 君

" 藤田 輝也 君

RDF発電特命担当監 藤 森 莊 剛 君 その他関係職員

〔環境部〕 部 長 長谷川 寛 君

総括マネージャー 小川 治彦 君

" 松林 万行 君 その他関係職員

傍聴議員 2名

県政記者クラブ加入記者 9名

傍聴者(一般) 4名

議題又は協議事項

- 1 1月20日定例記者会見における知事発言について
- 2 県議会、国、県の各委員会の指摘事項及びその対応について

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

- 1 1月20日定例記者会見における知事発言について
- 2 県議会、国、県の各委員会の指摘事項及びその対応について

(1)資料に基づき当局説明

(野呂知事、鈴木企業庁長)

(2)質疑

○三谷委員 多岐にわたっていますので、質問させていただきたいと思うのですが、知事が、やっぱり記者会見で年度内の再稼働ありきの印象を与える発言をされたというのは、僕は非常にまずかったと思うんです。今から住民の説明会等々いろいろあるわけですから、当然そういう発言が前提になりますと、住民同意を求めるといふか、説明会そのものが一種の通過権利といえますか、形式的なものになってくる可能性がありますし、また住民の方からの理解もなかなか得られないのではないかと、そのように思っています、そのあたりのところもういっぺん知事の方からお考えをひとつ聞かせていただきたいと、こう思っています。

それから、先程の知事の説明の2ページ目に、できるだけ早い時期に試運転はしたいということがいわれておるわけですが、具体的時期は、関係省庁、消防機関等との協議を経て決めるということですが、試運転を行う場合、住民の同意といふか、住民の理解といふのは、前提になると思うんです。そのあたりのことが出てこないのですが、まずその点、知事からお伺いしたいと思います。

○野呂知事 RDFのその件につきましては、事故で運転を停止をいたしましたけれども、ごみをRDF化しております26市町村から発生するごみにつきまして、当面の受け入れ先は確保しておりますけれども、このRDFの焼却発電によります処理費用を、大変大きく超えているというような状況でございます、関係市町村からは早期の運転再開を求められている状況でございます。

それから、県のこの施設が停止をしておるということで、市町村においての円滑なごみの処理に大きな支障が生じておるということもございますから、早く正常な状態に戻したいという強い思いがございました。このために、1月20日のあいつた発言になり、十分にですね、説明申し上げないまま誤解を与えてしまったと、こういうふうにおっしゃっていただいております。

それで私としてはですね、先程の発言が、なにかあの発電所の稼働時期が、既に決められておるのではないかと、あるいはその施設ですね、安全確認前に本格稼働するのではないかとというような、私の思っておる真意とは違う誤解を皆さんに与えたとすれば、これは大変申し訳ないことだと、こういうふうにおっしゃっております。

したがいまして、発電所を再開するにつきましては、従前から申し上げておりますように、施設の安全性の確保ということは、これはもう大前提でございます。それから県議会や市町村住民の方との一定の理解を得た上でなければならぬ。こういう考え方もですね、今なら変わるものではないわけでございます。発言が与えた誤解についてはですね、大変申し訳なく思いますけれども、ぜひご理解をいただきたいと、こう考えております。

○三谷委員 試運転の時期はどうされますか。

○野呂知事 試運転につきましては、先程議会や関係市町並びに住民の方々の理解をお願いをする、説明をするという上での、その後のことだと、こういうふうにおっしゃっております。

○三谷委員 ぜひ慎重にですね、特にあの事故以来、関係の住民の皆さん方はもう感情が非常にナイーブになっていますから、ぜひ適切な発言等をこれからお願いをしたいと思っております。

企業庁長ちょっとお伺いしたいのですが、先程のご説明でですね、資料4の管理運営責任を明確にする規定を体系化するというお話がありました。今後ですね、管理運営等は今の話でいきますと、またおそらく富士電機のところに行くんじゃないかというそんな感じはしてんですけども、これはまだ今からの話かもわかりませんが、管理運営に関して、その責任の所在というのはこれはもう一度確認させていただきたいのですが、企業庁なんですか、富士電機なんですか。資料1のところの運営体制のところでもですね、今後の対応は、責任の所在を明確にしていきますと書いてあって、企業庁が管理者として主体的な運営を行いますと書いてあるんですけど、管理運営に関して、また運営を富士電機に任せるとした場合でもですね、責任の所在は企業庁に明確にあるということなんですか、それとやっぱり一義的には運営を任せれば、その運営を任せられた会社、例えば富士電機にあるということになるんですか。

○鈴木企業庁長 実際ですね、作業管理運営ということについては富士電機に委託することになりますが、企業庁の責任で管理運営の責任をきちんと明らかにした上で、実施をしてまいりたいというふうに思います。

○三谷委員 ちょっとよくわからないんですけど、そうするとですね、今度管理運営規定等をきちんと作っていく中で、この部分は企業庁の責任ですよ、この部分は管理運営を任せられた会社の責任ですよというふうものがこうきちんと体系化されて明確に出てくるということですか。

○鈴木企業庁長 いずれにいたしましてもですね、実際の運用についての管理運営の責任は本来的には企業庁という認識をいたしております。その管理の指揮のもとにですね、実際上の操作なり運用をやっていたかどうかというふうに考えております。細かい点についてはですね、さらに検証した上できちんと整理してまいりたいというふうに思います。

○三谷委員 そうすると先程言われました、例えば発電所運用及び維持管理要領とかですね、発電所設備点検手入基準だとか、災害対策要領だとかこういう従業員の教育、指導訓練方法等は、これは県がきちんと決められて、これをきちんと受け入れる会社でなければ、管理運営は任せられないという、その管理運営の契約の時にこういう条項をきちんと入れられるということですね。

○鈴木企業庁長 はい、様々な規程を先程今回説明をさせていただきましたが、その中でも申し上げましたように、従来関係省庁へ富士電機から届け出がされて整理がされていたものを再編集するという形になっておるわけですが、いずれも今回は県として中身をきちんと点検した上で、県として届け出なり内容について責任を持っていくという形で行ってまいりたいというふうに思います。

○三谷委員 そうするとこの要領なりいろんな規程に従ってその管理運営を任せられた会社がその時々きちんとやっておってそれでおかつ事故とかいろんな不祥事が出たような場合はこの規程等を設けた県の責任だと、つまり企業庁の責任だというのがここで明確になるということですね。

○鈴木企業庁長 当然のことながら、きちんとその規程に従うように指導あるいは状況を見ながら対処していきたい。もちろん提出した内容については、企業庁としてきちんとした責任を持っておるわけでございますから、そのとおりやっていただくように現場できちんと対応していきたい。

○三谷委員 企業庁長、桑名広域清掃事業組合のRDF施設が本格稼働した場合については、今後貯蔵方法、貯蔵場所、貯蔵量、設置可能時期については十分検討を進める必要がある。つまり今回やるのは、桑名広域が本格稼働するまでの一種の暫定的なものであつてということですね。桑名広域がやっぱり量も一番多いわけですから、これができたときに十分検討したいと、この用途はいつ頃とっておられますか。

○鈴木企業庁長 桑名広域さんの方ですね、今、改修方法等議論していただいておりますので、私としてははっきりしたことが申し上げられませんが、現時点では桑名広域さんのRDFがないという状況の中であれば、今回の暫定的な方法でですね、処理ができるのではないかと、貯蔵槽がなくともできるのではないかと。すべてが稼働していた段階ではやはりきちんとした貯蔵施設を作らないと処理ができないという事態になるということでございます。

○三谷委員 そうしますと大型の貯蔵施設の安全性とそれがきちんと証明されるまでは、桑名広域の本格稼働はあり得ないということですね。

○鈴木企業庁長 先程も少しご説明申し上げましたが、消防庁の方で指定可燃物としての基準というのが近く示されていると思いますので、それらの内容を見て検討することしか現時点では申し上げられません。

○木田委員 知事さんの説明を聞いて理解をさせていただくんですけども、その中でですね、知事は誤解を与えたと、なんとか早く正常な状態に戻してほしいという、そういうふうな期待感から発言をしたということですね、それも十分よくわかるんですけども、ただこの試運転についてもできるだけ早い時期に行いたいというふうに述べられているわけですけども、やはりこの説明では誤解をした方々は、やっぱり年度末じゃないかという考えは払拭できないと思うんです。

そういう意味から言いますと、今回のこの発言の時期にですね、年度末にこだわらないと、そしてそういう県議会・市町村・地域住民の理解を得た上でということ、それがあつたらやるとことを述べられておりますので、やはりそのあたりをはっきりとさせた方がその誤解が払拭できるというふうには私は思うんですけども、どうでしょう。

○野呂知事 今のRDFの処理しておるですね、市町村の状況だとかいろんな、先程申し上げた諸般の状況等からですね、極めて、停止をしておるという異常な状態ですから、正常な状態に早く戻したいという思いがあつて、そのことは決して安全性を確保するという前提を抜くとかそういうことでは全くありませんから、そういう意味で私の真意を誤解されるような発言になったということをお大申し訳なく思っておりますということでございます。

したがいまして試運転ということにつきましてですね、先程申し上げたように、まずは安全性を確保し確認していくということでありまして、そして住民の皆様、それから市長、そしてもちろん議会の皆様にもそうでありまして、ご説明を申し上げ一定の理解を得た上でなければならないということ、これはもうそのとおりでございます。したがいまして、その結果として試運転に入る時期もですね、今まだ定かにはわからないということですよ。

したがってそういう意味で誤解を与えるような発言だったということをお大申し訳なく思っています。

○木田委員 おっしゃられることは十分理解できるんです。ただですね、安全性を確認してから実施するということは、内容的にはもう時期はいつだということにこだわらないということなんですね。ただそういう意味からいえば内容的にはそう言ってるのと一緒なんですけども、ただ県民に対してですね、そういう誤解があつた、それを払拭するためにはですね、やはり一言安全を確認してからやるよと。そして時期は年度末にはこだわらせないよということを、一言私を入れたほうがより払拭できるというふうに思うんですけど、その点もう一度お願いします。

○野呂知事 先程から申し上げておりますように私としては、事故発生以来申し上げてまいりましたように、安全性を確保し確認した上でなければ再開しないと申し上げてまいりました。したがいまして、その考えは今も全く変わりませんから、今日も報告申し上げておりますいろんな諸報告からの対応案につきまして、ご審査もいただき、そしてお示しもしてきておるわけでございませうけれども、今後さらにこういつたことにつきましては詰めてまいりまして、そしてもちろん議会や市長それから住民の皆さんに十分にご説明を申し上げてまいりたいと、こう思っております。それをした上でなければ次のステップへはいけないと、こういうことでございます。

○山本委員 今、知事の方からもいろいろと説明いただきまして、ちょっと勇み足で言い過ぎたというようなところはよくわかったんですけど、私ども前々からお話しておりましたようにやっぱりこの事故がおきてから、地域へ知事も企業庁も含めて積極的に僕らに出て欲しかったなと。積極的に地元説明なり関係市町の所へですね、どんどん行ってほしかったなと思っております。今日はこの2ページ目の2行目のところですね、引き続き市町村、地域住民の方々に説明をしご理解をいただくということでございますけど、このへんのところやっぱりもうここまできたら大体その辺のスケジュールをですね、お聞かせいただかないと、なかなか地域なり私どもとしても理解できませんから、その辺の大体のスケジュールについて、ちょっとお聞かせをいただきたいのと、この間も新聞で載っておりましたけれども、桑名の市議会では知事に来てもらつてそこで直接話を聞きたいという、こんな話も出てましたので、知事としてこんな事態になっておりますから、ぜひとも地域のですね、議会の理解をいただくためにも桑名市議会へ行って説明をされるのか、そのところまずお伺いをいたしたいと思っております。

○鈴木企業庁長 地元説明会につきましては、この三重ごみ固形燃料発電所の管理責任者であり、かつ地方公営企業の管理者であります私と企業庁幹部職員等が出席をさせていただいて丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、実施の時期等につきましては、現在関係市町と協議をさせていただいております。整理ができましたらお知らせをさせていただきますと思っております。

また、桑名市議会の全協からご連絡をいただいておりますが、やはり申し上げましたように私自身が地方公営企業の管理者でございますので、私がきちんと説明をさせていただくことを考えておるところでございます。

○山本委員 その辺のところがちょっと地域の中ではなかなか理解を得られないところがありますので、私としてはできればいつ、知事が直接やっぱり現地、それから桑名市議会のところへ知事が行くかどうかのこのというのはこれはまた筋論的にはどうかと私も思うところがあるのですが、これだけの事態になったんですから、やっぱり知事が直接訪問してお話されるっていう方が僕はよりベターやないか、そしてまた再開に向けて地域の理解も得られるんじゃないかと思っておりますので、知事にお伺いいたします。

○野呂知事 今、企業庁長の方から考え方を述べていただいたわけでありまして、私といたしましても今日こうやって特別委員会でもご議論をいただいております。その私の真意につきましてですね、できるだけきちんと伝えるようにその上で努力をしていきたいと、このように考えております。

○山本委員 そういう話からいきますと、例えば地元の市議会としてこれはもう同意できないということになればどうします。

○鈴木企業庁長 先程申し上げましたが、各市町村、地元桑名市さんも含めですね、このRDFにかかわっている市町村からは早期再開ということを強く求められております。また私も安全性をきちんと確認した上で、ぜひ早期にさせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺の私どもの考えなり安全性についてきちんとお話をさせていただく中でご理解を得ていきたいというふうに考えております。

○山本委員 もうこの程度でやめますわ。それではあと二点ぐらいお伺いいたしますけど、施設の移管の問題がございますけど、この問題についてもどの辺のどこぐらいですかね、いわゆる正常な運転が可能になっても直ちに本格稼働ということではなく、一定の期間、施設の改修の効果や焼却処理の状況とか、うんぬんという感じで出ておりますんで、施設ですね、県への移管というのをどの辺のどの時期に考えてみるのかということ。

もう一つは、危機管理体制ということでいろいろうまく文書的には書いてあるんですけど、今までの企業庁の姿勢からいくなかなか情報をあまり表に出さないとこということはですね、多分にも私どもとしても感じましたので、この安全管理会議というのを設置されるということですけど、どのような構成でどんな形をもっておられるのかもちょっと詳しく説明をお願いします。以上二点です。

○鈴木企業庁長 まず安全会議の方でございますけれども、手元の添付資料の方で細かい内容は付けさせていただきます。添付資料の最終ページぐらいだと思いますが、一番最後に4-1、安全管理会議設置要綱というのを付けさせていただいておりますが、専門の学識経験者の方、あるいは地元の市町村の職員、住民代表の方に入っていた会議を設けていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、引き渡しの件でございますけれども、試運転を実施し、施設がその能力に応じた運転がきちんとできるということが確認できた時点で整理をしてみたいというふうに思っております。

○山本委員 ありがとうございます。

○西塚委員 今日の説明の中ではなかったんですけども、処理費用の関係を少しだけお尋ねをしておきたいと思うんですが、従前は1トン当たりですね、3,790円市町村が負担しておったわけですけども、その関係が高くなるのかどうかということが一つ。

それからもう一つは、富士電機との委託をしてみえるわけですけども、富士電機の管理体制が、24名体制から34名に増える。10名人員が増えるわけですけども、そんな関係なども考えますと、従来から契約している金額のままで富士電機にそのまま委託できるのか、あるいは委託費用が増えるのか、その二点についてお尋ねします。

○鈴木企業庁長 まず市町村にいただいております処理費用の点でございますが、平成14年の6月の10日のRDFの運営協議会の理事会におきまして、14年の12月1日から18年3月31日までの3年4か月間は、1トンあたり3,790円として、市町村のRDF処理費用を決議をいたしております。今すぐ見直しをするという考えはございません。

しかし今回の事故を受けて安全対策等に要する費用が必要となってくることから、今後RDF化市町村とは十分協議をしてみたいというふうに考えております。

また、富士電機との契約の金額でございますが、今回さまざまな安全対策も講じていくという状況の中できちんと後日整理をさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点、実は先程三谷委員のご質問に正確にお伝えできなかったことがありますので、お答えをさせていただきたいと思います。桑名のRDF化施設が稼働したら量が多いから、公共的な貯蔵槽がないとできないのではないかとことについて、稼働いたしましたら現在考えておるやり方では不可能であります。きちんとした貯蔵施設が必要でございますと申し上げましたが、それはすべてが本格稼働した場合というふうにご理解をいただきたいと思っております。現在3系列のうちの1系列は、相当早い段階で稼働いただけます。ほとんど損傷を受けてないというふうに関しておりますので、その1系列分につきましては、今日お話をさせていただきました対応の中で、処理が可能というふうに考えております。以上でございます。

○西塚委員 市町村の処理事情については、18年3月までという約束事ですので、その段階で見直しがあり得るかもしれないという話なんですけど、もう一つ富士電機との関係なんですけども、今お聞きすると整理をした上で見直しをするような感じを受けたのですが、増額することもあり得るということで解釈したらいいのでしょうか。

○鈴木企業庁長 いずれにいたしましてもさまざまな費用の議論が率直に申し上げて富士電機との間には残っております。これについてきちんと整理をしてその段階でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○西塚委員 もともとプロポーザルでやったときの費用はですね、建設費用も後の運転管理の費用も含めてトータルになっておったんだと思うんです。それが今になって増額するとかってというのは理解しがたいですけど、その辺どうなんですか。

○鈴木企業庁長 増額するとか減額するとかいうことを決めて判断をしているわけではございません。整理をした上で後日ご説明の機会があればさせていただきたいというふうに思います。

○西塚委員 整理した上でですね、どうするか説明させてもらうとこういことなのですが、増える可能性があるということによってよろしいでしょうか。

○鈴木企業庁長 大変きちんと説明ができなくて恐縮でございますが、現時点のですね運営管理体制等、県の方もきちんと責任を明確にしてというふうなことも念頭において、議論をしておりますのでそこの整理をした上で、こういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○貝増委員 知事に伺うんですけども、10月の2日の本会議最終日から今日までの数か月間、あの時点で私とはとても知事がこれを決めたと思えないんですね。知事が判断して現場を見て全てを掌握して、今回の発言に、先般の20日の記者会見に基づいてると、これは到底見えない部分があるんですね。

でもそうしたときに、例えば単純に今、各委員さんの質疑がありましたけれども、補助金の問題とかいろんな問題があるあるいは市町村に対する来年度予算の補填の問題もある。でもそれぞれひとつずつですね、端的に言えば、じゃあ今まで事故があったから富士電機からの設置者が引き取る引渡しも頭に発言なく、そして試運転、現場の地元住民の了解を取って、これも日程も決まってい。議会もこの会期中に説明して理解をいただきたい。なんかうわべだけがどンドンズンズン滑って走ってるような感じがするんですけど。到底さっきの質問にありましたけど、これでは行政をあずかっている首長さんは喜ぶかわかんないけども、住んでる県民、地元の住民というのはこれでええんかと、県庁は何を考えているんやと。ぶっちゃけ話の数日間も地元ではそんな声ばかりなんです。まして記者発表のときも知事は設置者じゃなくて企業庁に地元説明をさせますと、私は行きませんなんて、これ知事本当に真意でそれを言われてるんですか。これをちょっと確認させていただき。

○野呂知事 先にですね、ご質問の中でも少し申し上げましたけれども、このRDFを取り巻く課題につきましては、まず第一に発電所が停止をしましてから、このRDF化しております26市町村でございますが、ここにおきましてはのごみ処理費用がきわめて増大しておいてRDF化の費用を大きく越えておるといようなことから、早期の運転再開、これは強いご要望が何度もあったところでございます。もちろんその中にはですね、市町村においてごみの処理につきまして、大変大きな支障が出ておるといことであります。そういうことからいきますとこれは事故によりましてこういう異常な状態になったわけでございます。したがってそれを早く正常な状態に戻したいとこう考えるのはですね、別段おかしなことではないかという気持ちを強く持ってきただけにですね、今回先般の発言についてはですね、十分説明不足といいますが、そういったことがなかったので誤解を与えてしまったんだとこういふふうに思っております。

RDFのものにつきましては、企業庁の方で対応を今やっておるところでありますし、そしてその後正常な状況に至る過程の中で企業庁が責任をもって管理委託しております富士電機とですね、共にやっていくということでございますから、私としてはそういった中で早く正常な状況に戻るというその期待感を持っておるといことでございました。ただそれは何度も申し上げておりますように、あくまでですね、安全性の確保と確認ができなければ再開しないんだということについては、これは私もかねてから強く申し上げておるところでありますから、そういった考え方が変わったとこういふことも全くありません。

そして議会やそれから関係の市町そして住民の皆さんにも十分にご説明を申し上げていく、一定の理解をさせていただきたいと、こういふふうにこれは大前提として考えておる、そのことも変わりはないわけでございます。私としては、今日こういう機会もいただきましたので、ぜひ皆さんにその点を十分ご理解いただきたいと考えております。

○貝増委員 もう時間もあれですけど、一点はどういうべん確認を取らせていただきますけれども、再開を前提とした時、知事は今、どうと答弁されましたけれども、内側からの対策は、知事は報告を受けたあと、企業庁なりあるいは環境部に対して実際に指導されてきたかと。じゃ、事故原因がRDFの性状だった。これはあの事故が起こってからは、1人専門職を設置して研修に出してきたかと。あるいは一昨日も26市町村のRDF協議会が開かれています、企業庁で。なんであんなことが今さらまた出てくるんやと。性状がどうの形状がどうの水分がどうのと今日もまた説明がありました。これもうとっくに何度もやっていることなんです。

一番大事なもう一点。知事が判断して委託した富士電機やたら富士電機に、あんなとこの搬入のチェックが7か所からくるけれども、企業から委託している段階ですから引き取ってないし。じゃあ企業から見たときに県の環境サイトに26市町村、どうい指導したらいいんやと。今のままやたら入れられないぞと。企業からのひとつの論点を私は土俵に上げると、知事は言うべきだったと思うんです。内側からの、設置責任もあるけれども企業庁の管理責任もある。でも逆の立場も聞いて、そしてそのRDFに対する性状形状に対する指導をしないことには7か所あったって、7つともメーカーも違うんですからね。

今、コンテナで貯蔵槽は作らないという理論に発展しましたけれど、それ以前のあの持ち込み材料について知事はどのように企業庁環境部にあるいは26市町村の協議会に、知事の声として指導なされているか確認させていただきます。

○野呂知事 私がですね、安全性を確保し確認しなければ再開はないんだと言うこのことを企業庁もきわめて重く受け止めその後のいろんな努力をしておるといふふうに思います。その中でですね、決して県庁内部といいますか、企業庁がですね、企業庁内部だけでの検討で取り組んでおるといふのではなくて、ご承知のとおり事故調査の特別委員会ももちまして専門の方々にご報告もいただいておりますし、それから関係省の省庁、これは総務省の消防庁それから環境省それから経済産業省等々ございますけれども、こういった所へもいろいろとご相談しておりますしまた検討会をもっていたいただいておりますから、その検討結果も、これは年未ぎりぎりまで遅いのはわかりましたけれども、いただいてきておるところです。

その上でですね、一般からそんなご意見や皆さんからも指摘いただいた観点も含めて、どういった安全を確保する方法をとっていくかということについて企業庁の方でも作業を進めてまいりましたし、その点についての外部の専門の方々のご審査もいただきたということでございます。したがってそういう手順を経て、今日こうやってお示しておるものもあるわけでございます。

もちろん富士電機等ともそういう意味では管理体制の問題もそうでありましてそれから施設です、今後ですね、どういうような手順、考え方でいくのかということについても、それからもちろん費用のいろんな問題もありまして。これは密接に企業庁としても連絡をとって相談をしていたしてはるはずでございます。そういう意味ではできる限りの多方面の皆さんにこの安全性の確保、確認のためにお世話をおかけしてきておるといふことだと考えております。

○田中委員長 先生方をお願いしたいと思うんですが、あらかじめお願いしておりました時間が経過いたしました。このあと委員会の方、どのように運営させていただいてよろしいでしょうか。後刻、再開をさせていただきます、それとも一旦閉会させていただきますでしょうか。

「延長」との声あり

○田中委員長 当初の予定を延長させていただきます。質疑を再開します。

○岩名委員 知事はですね、今日の1時間の間に再々この安全性確認ができなければ再開しないと、こう言ってるわけですね。それに対して木田委員はですね、その時期を特定せずにその安全性が確保されるまでは再開しないということを明言したらかどうかと、こう言ってるわけですね。これは話がきちり一致しているんだから、私は3月末までにどこかある一定の時期までに再開ということを言わずにですね、例えば再開が6月になったとしてもこれは認めるのか、あるいはまた安全第一というならばそれでいいのだからということをもういっぺん確認したいんですけど、知事に。

○野呂知事 先程から説明申し上げたように、安全性をきちっと確認、確保し、確認していかなければならないというその結果のプロセスの中にありますから、おっしゃるようになりますね、今、再開の時期がいつだというようなことを申し上げられる立場には、状況にはないということですから、そういう意味において時期が年度内であるとかですね、それを越えていくとか、いうことについては定かではありません。特定できません。

○岩名委員 私はあえてこれを伺うのはね、いわゆる経済産業省等々の補助金等からんで、いわゆる補助金適正化法の運用の中でね、その3月末を急いでおられるのかというふうには私は感じるものですからね、ここを確認しておきたいんです。補助金適正化法との関連はどうですか。

○鈴木企業庁長 補助金の関係でございますけれども、当然のことながら、補助事業は予定の期間内に完了することができないという場合あるいは補助事業の遂行が困難となった場合には各省庁に報告をしてその指示を受けるということになっております。また貯蔵槽につきましては現在なくなった状態になっておりますが、補助金交付規程に沿って返還に該当する事例であるかどうかということと国と協議を進めていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。

○岩名委員 3月といえはもうあと2か月しかありませんが、この段階でやはりしっかりとその辺を各省庁と話を詰める必要があると私は思うんですね。特にですね、この事業は当時の通産省をはじめ、その外郭団体のNEDOが強く推薦した事業であつてですね、そういう一部の原因者にもなり得るような国の立場ですからその辺はしっかりと今のうちから私は向こうと詰めてくれることを要望しておきたいと思ます。

それからもう一つですね、今度の固形燃料発電所管理マニュアル策定アドバイザーというのがありましてね、この笠倉先生、藤間先生で、これよく聞く名前ですね。結局です、いろんな事故調査委員会等々に関連した人ですね。ですから事故調査をした人が今後アドバイスするということは、なんとなくそれらしくは聞こえるんですけどもね、我々としてはもつとですね、例えば廃棄物の専門家であるとかさまざまな違う角度からこういうアドバイザーというものが存在をすべきだと私は思うんですけどもあなははどうですか。

○鈴木企業庁長 今回4名の先生にお願いをいたしております。ご指摘を受けた点も念頭におきながらこれからさまざま方のご意見をまた聞いていくような方向で進めてまいりたいというふうに思います。

○岩名委員 この4人の方というのは今までにかかわってきた人ですか。

○鈴木企業庁長 県の事故調査委員会にかかわっていた先生は先程、岩名委員からお名前を出していただきましたが、その残りの2人の方は専門委員さんではないと思っております。

○岩名委員 我々にもね、教えてほしいし、どういう方がアドバイザーになれるのかね、やっぱり今までの流れの中でまたやっていくということも大事だけれど、まったく違う視点からやっぱり将来の安全確保についてのアドバイスをいただけるようにね、お願いをしておきます。終わり。

○日沖委員 時間もだいぶ過ぎてきていますので一点だけですね、細部を聞き出したきりがありませんけれども、この知事の発言に関するところで一点だけもう一度諸先生方、質問されましたけれどももう一度聞くんですが、先程来のご答弁をいただいておる中ですね、とにかく自分なりの本当の考えというものは十分伝わらなかった、僕が慌ててしまったということですね、安全性の確保と一定の住民の理解を得た上で再開については、ということの繰り返しのご答弁をいただいておりますけれども、しかしながら私も地元のかかわりもやはりある議員としての立場から感じたのはですね、あの報道をまず聞いてあと、もう1月も末ですからね、2月、3月、2か月しかありませんね。この間にもし、もしですよ、もし仮になんとか年度がわりまでということも腹に含んでみえるのであればですね、仮に、「2か月なんて無理やわな、どう考えてたって」というふうには私には直感で感じました。そういう感じ方をですね、実は先程来質問の中にも何人かの委員さんの方が出ておられましたけれども、住民がですね、そういうところ感じ取るわけですね。また県が無理してこれ行政の勝手にやっていくんやろかなということですね、住民はそういう不安を感じとるわけなんです。ですから今日、知事の発言を受けて緊急の特別委員会、緊急全員協議会が開かれるわけですから、今日ですね、なんとか少しでも住民の不安がまた少しどうしてつものつってしまったわけですね。そここのところを我々なんとかもう一度、住民の受け止め方というのを元に戻して県が対応していただかないとならぬわけですので、今一度ですね、さっきも答えたやないかと言われるかもしれませんが2か月ですね、とてもそんな今までの我々の特別委員会のかかわりから考えてもですね、住民に十分理解をいただいております、一定の理解をいただいて、再開にごぎつけるといううなことはどう考えたって無理じゃないかなと思うんで、全くその辺はこだわっていないんだということを確認していただきたいのと、繰り返しますけれども2か月でそれは無理だと思いますので、もし再開に向けて取り組むんでもあつてもですね、2か月ではとても無理だと思いますので、その辺答えていただきたいのですが。

○野呂知事 諸般の状況を早く正常な状況に戻したいという思いが、大変誤解を与えるような発言になりました。先程からお話申し上げておりますように、とにかく安全性をですね、きちっと確保しそれを確認していくということが大前提でありますし、また議会やそれから関係市町それから地元の皆さんにもですね、きちっとご説明を申し上げ一定の理解を得ていきたい、こう思っております。

したがって、その後、試運転というふうなその後のプロセスの中で安全性の確認は十分にとりながら、したがってそういう意味では本格稼働のその再開というふうなことについてはですね、時期は私としてはどれくらいかかるかというようなことは推測できませんけれどもかなりの長期にわたるといふこともあり得るといふふうにご考えております。

○水谷委員 知事に対してはいろいろと先程から出ておりましたので重なるといけませんので、企業庁長に二、三点お聞きしたいんですけども。学識経験者という方にいろいろと調査審査を依頼されているという中でですね、ほとんどが例えば燃焼工学だとか科学工学だとかいった方の知識のあるお方ばかりだということで、私が思うにですね、化学をやっている人のそういった学識経験者も必要ではなかったのかなという気がいたしますのでその点はどうかということ、学識経験者にそういった依頼をされている中でその発電所を全面的にプロポーズして作りました富士電機が、当然のことながら管理運営をされているので作って管理運営もすべて富士電機がされているわけですから、その辺の当然ながら考え方もかそういうものがその安全設備の中に入っていると申すと思うんですけども、その辺は富士電機の意見としてどのような形のものが入っているのかどうかということもちょっと確認をしたい。

もう一点、先程説明を受けた中でですね、貯蔵方法の中でちょっと疑問に思ったのは、長期保管大量保管といったものを避けるためにコンテナを利用するというようなことがありまして、万一の場合は窒素封入や注水措置が行えるような適切な設備を設置するといふとあるんですけども、このコンテナですね、そういった注水、窒素の封入などが可能なかどうかということ、もし可能であればどういう方法があるのか。ちょっと簡単にお聞きしたい。

○鈴木企業庁長 まず第一点の、今回お願いをした先生でございますけれども、笠倉先生、藤間先生、成瀬先生、守富先生と、この4名の方にいろんな角度から見ていただきました。先程もお話がありましたように、笠倉先生は今回のごみ固形燃料発電所事故調査委員会の委員長でございますし、藤間先生も委員としてやっていたいただいております。笠倉先生は環境工学衛生工学、藤間先生は科学環境工学熱工学というところでご専門でございます。その他、豊橋技術科学大学の成瀬先生、廃棄物燃焼、あるいはハイオマス、有害金属環境汚染というふうなところがご専門と聞いております。守富先生、名古屋大学の先生で

ございますが、燃焼工学環境工学、化学工学、とそういったご専門というふう聞いておまして、できるだけいろんな角度から見ていただいたというふう思っているところでございます。

それから二つ目の、今回のさまざまな改善案について、富士電機とはどう議論になっておるのかということでございますけれども、当然のことながら改修という点も踏まえてですね、富士電機の方と私どものほうと十分議論をして作り上げてきた今回の安全対策と、こういうふうには私は理解いたしております。

それから最後、コンテナのお話が出ましたが、今のところいろいろな技術的な指導も受けながらご説明申し上げたようなことを申し上げましたが、さらにそれできちっといけるかどうかというふうなことにつきましては、消防機関等々とさらに協議あるいは指導も受けてきちっとしたものにしていきたいというふうな考えております。

○水谷委員 当然のことながら富士電機とはですね、そういった形で密接な検討を一緒にやっている、ということでございますね。

○鈴木企業庁長 議論をいたしております。

○荻野委員 すいません、最後に。この委員会で今日の議題ではないかわかりませんが、再三委員からご質問出ておりましたその権性になられた方とかですね、あるいはけがをされた方、その方の対応と現状についてどのようにしているのかということですね、今答えられなかったらあとで結構ですけれども教えていただきたい。

○鈴木企業庁長 ご遺族の方へのお悔やみ等については、これまでに副知事あるいは私等がですね、何回かお邪魔をさせていただいてお話も聞かせていただいております。遺族の方からご意見もいただいておりますので、今後とも誠意を持って対応させていただきたいというふうな考えております。また、負傷された5名の方でございますけれども、現時点ではそれぞれ職場復帰等されたという報告を聞いております。

○永田委員 一点だけちょっと。詳細はあとで結構ですが、この知事説明の中にごみの受入先やごみ処理費用の増こうというものがありますが、今、現状どうなっているのかですね、概略だけ説明いただいて、詳細は後で結構ですが。

○長谷川環境部長 ごみ処理につきましては、RDFは基本的に県外の和歌山、京都の事業所と県内の市町村で一部処理されております。それで生ごみにつきましては、愛知県名古屋を含めまして、年度末のピークも消化しております。それでそのことに関しまして桑名広域の生ごみ処理施設が再開いたしましたので、今は愛知県名古屋については、まだ緊急の事態等につきましては、ご協力いただきたいということでご丁寧にお願ひ申し上げています。一時その、桑名広域のごみ処理につきましては、大変困難を極めておったんですが、それについては自己処理ですね、今、動いておることと1月の13日以降ですね、動いております。あと現状は、当然契約がございますので、RDF、生ごみを含めまして年度末の契約を、ほとんどそのような形でされておまして、万が一、年度を繰り越すようなことがあればですね、当然普通の県外の処理につきましては、県外の民間業者だけで決まる話ではございませんので、そこの市に、県市の協力を得て、やることとなりますので、もしもそういうことになれば、関係県市にも協力を求めて円滑に処理できるように今後努力してまいりたいと思います。以上です。

○永田委員 費用の問題ありますか。

○長谷川環境部長 単価ということでございますか。単価はですね、今は当然民民でやりますので、RDFでトン当たり高いところは4万近いというもございまして、県内でも3万というもございまして、一概に4万が高いという話ではないということでございます。

RDFは当然その時期からいきますと、運送費とかいろんなトータル的なものもございまして、そのようなことがRDFの県外処理につきましては、市町村にとって大きな今後の負担にもですね、費用的にはなっておりますので、なるべく安くいけるようなお話をしながら、現状いづれにしてもRDFを製造しておりますから、その処理がまずためることなく、処理していただくことが最優先しておりますので、私が立会人になって、民間企業とですね、関係市町村とが契約を結んで、現在処理をしております。以上です。

○田中委員長 あとございませんでしょうか。ないようですので、私から少しだけ。本日、全員協議会からの資料で出させていただきました、ご意見(要望)それに対する対応ということで読ましてもらったらいと思うんですが、ご意見(要望)というこの日本語の意味がよくわかりません。私たちはですね、ずいぶんと指摘をしてきたつもりであります。

そういうふうなことを思いながらですね、原因究明の部分、考えるときに、ひょっとしてその多くは企業庁の体質にあったのではないかと、企業庁を含めて三重県としての体質にあったのではないかとことを思わざるを得ないということでもあります。

まず一点目はそのプロポーザル契約のあり方、これが不透明極まりなかったですね、こういうことをずいぶん最初の時点で指摘をさせていただいたと思います。これに対する対応策、改善策ということを示されていないのは残念であります。平成14

年12月から始まりましたこの事業なんでありますけれども、不測の事態がたびたび発生したと思います。それを隠そうという体質が企業庁にあったのではないかと。また、委託先の富士電機にあったのではないかと。このことが大きなその事故の原因の要因になっているように思いますが、そういう悪い体質に対する改善策ということが示されていないということも残念です。例えば8月の14日にですね、熱風が吹き出したと統一的な見解をお示しをいただきました。私たちはそれは爆発ではないか、このことを強く申し出たにもかかわらず、いや、熱風が吹き出しただけだと、このように言い切りました。その数日後、死亡事故が起こったということでもあります。そういうことを含めてですね、今回お示しをいただきました資料等では少し甘いように思いますから、これにかかわる重要な事態を十分考えたいと思っております。さらにその対応改善策の中間、そして最終、そういうふうな報告の時には十分ご配慮いただきますようお願いしたいと思います。ほかにご意見はないようでございますので、これで本日の審査を終わらせていただきたいと思います。知事はじめ、関係の皆様方がありがとうございました。以上をもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年1月26日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長

田中 寛

[ページのトップへ戻る](#)

ページID: 000019196

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成16年1月27日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成16年1月27日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (閉会中)

開催年月日 平成16年1月27日(火) 10:03 ~ 12:17

開催場所 全員協議会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正信 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 岡部 栄樹 君
委員 芝 博一 君
委員 三谷 哲央 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 木田 久圭一 君
委員 山本 勝 君
委員 西塚 宗郎 君
委員 萩野 虔一 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君
委員 永田 正巳 君

欠席委員 0名

出席者

参考人：北川 正恭

(前三重県知事・早稲田大学大学院公共経営研究科教授)

傍聴議員 20名

県政記者クラブ加入記者 18名

傍聴者(一般) 25名

議題又は協議事項

1 RDF発電事業を推進した当時の知事としての見解について

2 委員協議

・県外調査について

・次回の開催について

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

1 RDF発電事業を推進した当時の知事としての見解について

〔質疑・応答〕

○萩野委員 おはようございます。新政みえ萩野でございます。北川前知事にはご出席いただきありがとうございます。新政みえ、私から基本的なことを総括的にお願いさせていただきます。残の時間があれば残りの新政みえの委員から補強なり補足なりをしていただくということを進めさせていただきたいと思っております。

まず8月19日のRDF貯蔵槽の爆発事故によりまして犠牲になられましたお二人の方に改めて心からご冥福をお祈り申し上げます。

消火作業中に亡くなりました川島さんという消防士の方がいます。昨年11月末に第一子長男が誕生されたそうでございます。どんなに待ちわびていたかと思うと、その無念さが痛く突き刺さるような気がいたします。新しい命の誕生は大変喜ばしいことです。しかしその命が成長して、なぜ父親は、というようなことを私どもに問いかけられたときに、どのような答えを私どもが用意できているのか、ということを本当に深く思いながら委員会の審議を続けてきたつもりでございます。

北川前知事、今日は参考人と呼ばさせていただきますけれども、北川参考人は8月19日以降、ずっとこの問題について沈黙を保ってきたように思います。おそらく思いはたくさんおありだろうというふうに思います。ですから今日はぜひ、この委員会で県民の皆様にお話を吐き出していただければ大変ありがたいと思っております。

昨日も委員会がございましたが、まず北川参考人はこの8月19日のあのRDFの事故をどのような形でお知りになったのでしょうか。そしてその第一報を受けたとき、あるいは知ったときの率直な思いを、感想と言うのでしょうか、そんな思いをまずお聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 今、萩野議員さんのご質問にお答えする前に、昨年の爆発事故に関しまして一言発言をお許しいただきたいと思っております。8月14日、19日の爆発事故によりまして、お二人の方がお亡くなりになられまして、まず私から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆さんや関係の皆さん方に対しましても、お悔やみを申し上げます。さらに負傷されました皆さん方に対しましてもお見舞いを申し上げます。また、多くの近隣の皆さんやあるいは県民の皆さん方に心労を煩わせることもあり、ご迷惑をおかけしたことにつきまして、前任者としてもこの場をお借りしておわびを申し上げます。

今ご指摘をいただきましたように、私もこの事故を知ったのはテレビでございました。それでテレビを見ておりました、素直な感想と申しますが、それはですね「これは大変な事故が起こった」ということで、胸を去来するものはいろいろございました。

ひとつはですね、先程申し上げたように、これは自分として、心の中ではございましたがお悔やみを申し上げ、哀悼の意を表し、そしてけがをされた皆さんには、けがの量はテレビではわかりにくかったものですから、できるだけ小さく、けがの少ないと思いますが、あるいは回復ができるようにということも瞬間的には思ったのでございます。

そしてそれ以後ずっと沈黙を守っていたというようなことでございますが、私自身、前任の立場から申し上げまして、個人的には申し訳ないとも思いますが、責任ももちろん感じてはいるわけでございますが、その8月14日から19日前後の事情は正直全くわからない身で、軽々にですね、私がコメントを申し上げることは、マスコミの方からも求められたんですが、かえって県民の方にご迷惑をかけたか、あるいはさまざまなかで、支障をきたすようなことになってはいかぬものかと、そんなことを思わせていただいて、今日はこの場でこういう形で公式に伺いますか、お話をという場をいただいたものですから申し上げたところでございまして、心苦しいことはございましたけれども、その点はご了承をいただければ、そのように思います。

また、前任の知事として、今日もそうでありませうけれども、その後、多くの関係をいただく皆さん方のご心労を煩わせたり、さまざまな点でご迷惑をかけていることも心苦しく思っているようなことでございます。

今ご質問のお答えになつたかわかりませんが、テレビで知ってさまざまなことが去来したということでございます。

○萩野委員 おっしゃられるようにこのRDFは、北川知事だけでなく田川元知事の時代から引き継がれて、今日野呂知事に引き継がれている事項なんですけれども、当時ですね、これはRDFの推進というのは国策でございまして、通産省だとかあるいはNEDOが先頭に立って推進してきた代物でございます。

しかし今日、若干その方向が違ってきたといえますか、昨年の11月には、環境省が他の選択肢と優劣を比較すべきものなんだというふうなことなんだと。あるいはRDFそのものは効率が悪い、そういう場合もあるなどというふうには現在は方針が変わってきておりますけれども、当時ですと、北川参考人はRDFの全国協議会というんですか、自治体会議というんですか、その会長なり議長なりをされておまして、このRDFの全国的な推進も含めて、一翼を担ってきたことは、私は否めない事実だろうというふうに思います。

法的責任は仮にないとしたとしても、結果論としてこのような事故につながっていったということは、それなりの責任があるのではないかとこの声は県民の中にたくさんございます。この声に対して、あるいは自らの責任論に対して、どうお答えになるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 RDFの構想なんかをだんだんとまとめ上げていく過程では、あの当時、まず一つは焼却炉が、各市町村で本当に困られていて、更新の時期にきていたということがひとつ、客観的な情勢としてございました。

そこでこれをですね、全地域でそれぞれが地域内の域内処理としてやったときに、環境の負荷というのは実は低音で少し休んだりということはいかがなものかというようなことをずいぶん議論したことを記憶しておりますが、そういう状況の中でまだまだ未整備な段階で焼却炉を替えなければいけないという状況がひとつ。

もうひとつはですね、今日と少し状況が違うのは、リサイクルの必要性あるいはサーマルリサイクルなんかを国としても考え始めていたようなときでございまして、さまざまな点で例えば技術的にもそうだったと思っておりますが、制度的にもですね、さまざまな点で整えていかなければいけないという状況下にございました。そして、新しいその溶融炉にしろRDFにしろさまざまなことを検討、全国的にやられていましたから、お互いが研鑽しあって、いいところを学びあってというようなことで全国的に会議体を設けることが必要だろうというようなことを私どもも思っておりますが、その結果私が会長に就任をするということになりました。

当時の厚生省とかあるいは当時の通産省あるいは自治省で、いわゆるその優遇措置としての補助金の問題であるとかあるいは法整備の問題とか、あるいは交付税措置をしていただくためのさまざまな点なんかで、やはり一つよりは大勢の方と問題を共有し合いながらお話をされる方が効果があるだろうとこんなこともございました。

また三重県的な立場で申し上げますと、当初やはり少し発電に偏った発想があったと思いますが私が就任したころから、いろいろなことを勉強した結果、ここはやはりこういった大きな環境負荷という問題にウェットをかけてやっていかなければいけない問題でございましたので、そういった点でまず環境の負荷ということをなくしていくことへの理解を求めるとともに、全国的にもいろいろな動きがございます、というようなことをですね、お知らせしながらというときに全体のその全国の自治体会議と、ちょっと名称は失念しますがそういうところで一緒に勉強することも非常にいいことだということから、私はそれを引き受けそして発電のときには、例えば、ご負担の問題にも、時系列的にずいぶんというんな考え方があると思っておりますが、当初は電気事業法が改正されていなかったようなことから、ひよっとするとですね、資源としてね、有料で買えるものも無いというのが、私が受けたころにはもう無料のような話になり、さらにそれはですね、電気事業法の改正等々から、逆に、お金をお払いいただかなければならないという事情もあり、したがってそういったことに対してやっぱり断固と対処していかなければいけませんからできるだけ初期投資を安くということなんかもあって全体の自治体会議の会長を引き受けて努力をしていたと、こういうふうに思います。

そこでこのRDFがよかったかどうかということでございますが、個人的にはもちろん私は責任を感じておりますし、申し訳なかったと本当に思っておりますが、総体的なこととしては、全体的にいろいろな背景があって、今、いろいろなことをこの現職の皆さん方がご検討いただいているということでございますので、そのことにつきましては私はコメントは差し控えたい、そのように思います。

○萩野委員 明確にですね、責任問題についてお答えがなかったというふうな今、私は受け止めたんですが責任は感じていたというふうなおっしゃいましたが。

爆発するだろうという知見はおそらくなかったのではないかとこのように思います。私も、北川知事と8年間一緒に議場で過ごさせていただきまして、本会議場で、RDFについてさまざまな答弁をされていらっしゃることを調査をさせていただいたんですが、おおむねですね、環境上でですね、あるいは循環型社会を構築する一環として非常に有効なんだと。知事の答弁です、知事当時の。そしてですね、技術上の問題は既に解決されているんだというふうなことを再三おっしゃっておられます。

事故調査専門委員会の、笠原忠夫委員長はRDFというのは発展途上の技術なんだというふうな述べておられるんです。しかし北川参考人の知事時代は技術上の問題はもうすでに解決済みなんだというふうなことを再三おっしゃっておられます。これは議事録を見られたらわかりますけれども、知事として当時、何を根拠に技術上の問題は解決されているというふうな思われたのか。

また、一昨年の12月1日に事実上、このRDFは本格的稼働を始めた。これは北川知事が在任当時、始めたんですけども、その当時に施設の企業庁への移管がまだできていなかった。現在でもそうですけど。そして今までの私ども特別委員会の調査でも、試運転も十分になされていなかったということが明らかになってきているわけですけども、そのことは知事が在任当時ご存じでしたのでしょうか。

まずその二つをお願いします。

○北川参考人 私はどの場面で技術上の問題は解決しているということをおし上げたかちよつと、その具体的などころは記憶にございませんが、実は、そもそもRDFを導入するようになったときに、国もさまざまな研究が始まっておりますから、NEDOも含めていろんな学識を有される皆さん方にもご指導賜りながら最大限、間違いのないようにという努力をしてきたことは事実でございます。

その中でいろんな選択肢がございましたけれども、これを採用するということについて、私自身がある程度納得といえますが、これならいけるなという判断をしたときに、具体のですね、これをもってということとはちよつと申し上げかねるというか、私は言う資格はないと思いますが、さまざまなそういういろんな知見者のご意見を賜りながら、そして総合的に判断して、これでこれを採用しようということにしたんだというふうにご理解をいただけたらとこのように思います。

そこで昨年の12月1日から稼働するということでございますが、当時、試運転はそういったいろんなことについて、私は企業庁の方からも説明がございまして承知をいたしておりました。

そこで12月1日にですね、稼働するについては市町村の皆さん方からももう既に集荷が始まっておりますから、これを運転するのに可能かどうかというようなことを企業庁からも報告をもらいまして、これでスタートしようというふうな話になったことは記憶にございます。

そこでですね、1日から稼働して、いろんな事故が引き続き起こっておりますから、その都度その都度、私どもは打ち合わせをしながら改善方に努力はしてきましたが、そういったことが安定といえますが、ある程度目途が立った時点で引渡しを受けるのが筋でございましょうというようなふうにお話を企業庁からもいただいておりますから、私もですね、そういったことを、例えば寒いときと暑いときの性状の違いからどういふことが起こるかとかいろいろなことなんかを検討して、そして引渡しを受けるということをお願いしております、私もそれは了解をした上で進めてきたと、こういうことです。

○萩野委員 当時ですね、私どもを含めてですけども全国的にRDFというのは爆発するんだというふうな知見というのがなかったらどういふふうな思います。ただ、そういうことであったとしても再三本会議場で答弁されている技術的な問題というのはもう既に解決済みなんだというあたりはですね、非常に疑問に思うところでございまして、なにか他に大きな根拠があったのかなというふうなことを思わせていただいていたところですけど、今は総合的に判断されているということでございます。

12月の監査委員会の定期監査でもその本格稼働を始めたけれども移管もできていないし試運転もできていなかった。その辺の危機管理がこのようなことにつながったのであって、事業主体としての責任を企業庁は果たしていないということを県の監査委員も指摘をしているところでございます。

それでですね、一昨年の12月1日から昨年の4月まで知事が在任中に、その間にでもいろんな事故やトラブルがございました。このことについて、企業庁なり環境部長から報告や上申があったのでしょうか。このようなトラブルがありましたというふうな報告、このような事故、こんなことがありました、というふうな報告があったのかどうかということがひとつと、あったのならその一昨年の12月1日から4月の知事が在任中に、どのように感じてどのような問題意識をたれてどのような指示を出されたんだろうか。そのことについてお答えいただきたいと思います。

○北川参考人 12月1日以降、何回か事故がございましたが、その度に私は報告を受けておりました。それでですね、その報告について正確に対処するように当然現場サイドも努力はしており、そういうことでございますが、私も、これで大丈夫かというふうな話し合いは何回も重ねた中で指示をしり対応をさせていただいたということでございます。

そこでこのことにつきましてはですね、それぞれ企業庁も富士電機の方々と現場の責任者の方々と真剣な対応をされてきてみえましたが、1月に入りまして、さらに一層全社的な対応をこれはするべきではないかということから、富士電機の社長さんの方に文書を送付して、それでその善処方を強く依頼したとこのように私の方にも、これは全社的な対応ということで、社長自らお出ましをというところもお願いをしたということでございますから、相手が社長というようなことならば知事の方からもですね、声をかけていただける方がいいのではないかとというような具申がございまして、それは私からも社長さんの方にそういうことで、電話でございましたが相当きつこの善処方についてはお願いをしたというのが1月の末だったと思いますが、そういったことを含めて私どもとしてはとり得る対応につきましては精一杯その時点で努力をしてきたと、こういうことでございます。

しかし結果的に、今ご指摘をいただきましたように、そのもの自体が爆発するんだというような知見は薄ございましたので、今ご指摘をいただいて私自身もあの事故を見ているんことが胸を去来して、あのときにもっととるべきことがあったのではないかとというようなことはさまざまに思わせていただいておりますが、そのときはそういう対応、指示をしたということではございません。

○萩野委員 そのような事故があって4月に北川知事から野呂知事になるんですけれども、そのような事故のことについて一点だけ。

野呂知事へ引き継がれましたか。どのように引き継がれましたか。

○北川参考人 野呂知事とは引き継ぎのときにお会いをいたしまして、そのときは私の在任中お世話になりましたが、引き続きご苦労いただきますがよろしくと。それで私も8年間知事の立場として私が知り得ることで、他の方が知らない場合もあるかわかりませんが、そういった点についてはどうぞ遠慮なくお尋ねいただいたら、県政進展のためにはご協力を申し上げますので、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただきますようにというふうなお話とか頑張るからひとつよろしくと、そういう短時間の間の引き継ぎでございますから、詳細につきましては、担当がそれぞれ厚い引継書の中に書いておりますのでご検討いただきましてどうぞよろしくと。こういう形でございますから、その引き継ぎのときに個別具体的ことについて詳細にお伝えするということはないというふうにご記憶しております。

○萩野委員 そんなもんだらうかなというふうには、引き継ぎて思いますけれども。やはりもっとこの問題について、きちっとした問題意識があればですね「以後よろしく」ではなくて、もっときちっとした引き継ぎがあったのではないかとというふうな思いがありましたのでお尋ねをしたんですけれども。

そこで、いわゆる企業庁長とかですね、環境部長の任命権というのはこれは知事にあるわけで、知事はその任命権と給水制限とかですね、あるいは非常事態に指示をすることができるというふうなことが言われているわけですが、当時の環境部長や企業庁長も任命したのは北川知事で両方とも濱田氏なんですけど、再任をしたわけなんですけども。

そこでですね、そのプロポーザル方式あるいは管理方法についてのその報告、申上があったのかどうか。あるいは業者選定の経緯について北川参考人は知事時代、どのように知っていたのか。あるいはどのような指示等があったのかどうか。

その業者選定の経緯についてお聞かせをいただきたいと思います。

○北川参考人 このことを決めるときに入札形式といいますか、あるいはプロポーザルの方式にするかというようなことについて、たしか企業庁の方からこれは機能的な意味も含めて単に機械だけではなくにその後のオペレーションといいますかそういう機能的な面も含めて検討するので私どもとしてはこのプロポーザルでいくつもりでございますあるいはいきたいと思っておりますが、どうですか、ということだったと思っておりますが、私もそれを説明を聞いて、それはそれでいいんだろうというふうなことを返事をしたと思っております。

そこでそのあと当然管理方法という言葉を言われたと思うんですけれども、管理の仕方につきましても一括でしたほうがいいということがプロポーザルの中に含まれていたんだらうと、そういうふうには思います。したがって、お決めいただいたことについてはそうだろうということで、私からもそういう話をしたんでしょう。おそらくそういうことだと思います。

そこで業者選定につきましては私も正直わからないといいますが、いわゆる専門の先生方や担当の責任者の方が専門の審査の委員になられている聞き取りをして点数をつけられて、その結果決まっていたんだと、そのように思いますから、それはそれできちっとした対応をされていたというふうには思います。

なお、選定についての経緯はその程度でございますし、私からそのことに関して指示とかいろいろなことをしたことはございません。

○萩野委員 公募型のプロポーザル形式の契約でですね、一括委託したから富士電機の責任なんだとかというふうなことではなくてあるいは事業主体としてあるいは委託者としての役割と責任が一括委託したからなくなるというわけではないというふうには私には思うんです。

そこでですね、そういうふうな形であっても、在任中、知事から見て、安全管理の認識に甘さがあったというふうな認識はお持ちではないでしょうか。

○北川参考人 私の在任中ということ限定させていただいて、さまざまな点でこういった結果的に事故が起こっておるわけでございますし、安全管理の面で努力はしたとはいえ、さまざまな点で総合的な原因があって結果が起きているわけでございますから、安全管理の上でもっと注意をすべきことがあったのではないかと今にして思っております。

○萩野委員 8月19日のあの事故以降も全国的には9月でしたか、大牟田で5回の発火事故がございましたし、あるいは石川でもう真っ赤になって煙を上げたというふうなことで、事故が相次いでいるわけです。

63か所、全国で自治体が関与したRDF施設があって、そのうちの31か所とか30か所まで爆発には至らなくても発火事故というのは起こっているわけであって、そういう状況でありながら三重県でも市町村では明日のごみをどうするんだというふうな再開への願いの強いというの強いように思います。

しかし今の状況でなかなか再開というわけにもいかないだろうと思います。ずっと今まで推進してきた国のRDF政策が見直されようとしているんでありますけれども、推進の全国自治体会議の議長を務めて、その先頭を走っていた北川参考人として、今、国のRDF政策が見直されようとしていることに対して何かご意見はないでしょうか。

○北川参考人 私は第一線を退いた身で、そういった見解を述べるのはいかながなものかとは思いますが。したがって述べる資格はございません。

ただですね、本当にハード、ソフト、両面において国の作り替えのときだと思えます。したがってこういう環境に負荷を与えない問題とかさまざまな点でよりいい技術的な進歩もあろうし、あるいは制度的な意味合いでも日進月歩のときだと思えますから、そういった前提で、考え方が見直されるとかそういったことかなと、そんなことで受け止めております。

○萩野委員 この事故を受けてですね、野呂知事はごみゼロ社会の実現というふうなことを目指しておられて、出さないそれからなくすという方向に。でもこれは、かなり長い年月がかかる問題でございまして、今のごみをどうするかというふうな、これは毎日毎日の課題でもあるわけでありまして。

そこでですね、今後の環境政策あるいはごみ政策について、今お考えのことがありましたら参考までにお聞かせください。

○北川参考人 一般的にですね、議論としてでよろしくございますでしょうか。

今、確かに環境と経営がずっと対立軸できて、それを同軸にするという運動を今私自身もしております、やはり環境に配慮するというのが社会的な貢献から社会的な責任というところまで議論が進化しているんだとそう思っております、今後の環境政策は規制行政だけではなくに経済政策とかあるいは自らが内発的に環境に対して取り組みいただくとかそういう方向へ向かっているんだというふうには思います。

したがって対応から保全に環境経営にというようなそんな議論をしておるところでございますので、今後はそういう形で生産活動けれどもごみは出さないという方向へ、あるいは最小限にしたものに対して出てきたごみに対しても、リサイクルとカリユースしていくというそういう努力は一層、強くなってくるとかそういうふうな方向に思っております。

○萩野委員 最初にですね、自らの責任について少し述べられましたけれども、県民の皆さんにとってはこのRDFを全面的に推進してきたのは北川前知事なんだという認識が非常に強く定着しているところでございます。

先程のその責任論というのは、具体的に今後その責任に向かってどのような対応をするのかというあたりのことについて、ないのならない、あるのならこのような責任論に対して具体的にどう活動であるいは行動で答えていくんだというようなところがもしあれば、お答えをいただきたいと思っております。

○北川参考人 私が市町村の皆さん方と一緒にということと私なんかリードしてということでRDFを進めてきたことは事実でございますから、私として個人的にもそれは責任を感じているということでございます。

ただ、総合的なさまざまな多面的な活動の中で、すべての政策は進められておりますし、多面的ないっぱいたくさんの方がいらっしゃるって、お決めいただくことについて、私からその点について言及することは差し控えていただくということで、私も胸に去来することがいくつあるんですけれども、一線を引いた身で、今もこの答弁をしいいかどうかということは、前任の知事として公の立場も半分ひきずったという形からすれば、いかながものかという点もございまして。

ただ個人的に、私は申し訳ないことをしたなというようなことも含めてございまして。したがってそういう範囲でお答えをさせていただいたということでございますので、ご了承いただけたらと思います。

○萩野委員 会派を代表した形で総括的に基本的な問題について私から質疑をさせていただきます。あと、会派の委員から補強をしていただきますのでよろしく。

○日沖委員 私どもの会派のただいまの萩野委員の質問の内容と若干重なる部分もあるのかと思っておりますけれども、私の方からも二点ほどお聞かせを願いたいというふうには思っております。

まずもってですね、やはりこの2名も亡くられるという犠牲を出してしまったこの重大な事故はじまって以来のまれに見る重大な大惨事となってしまった事故を受けて、その犠牲に報いるためには、やはり我々が県民の皆さん方のために、正しいステップを踏み出していくという責務を背負ったわけございまして、このRDF施設を建設した当時の知事ということでたまたまのお答えの中にも、その場面場面で反省なり責任を感じておられるというお言葉をいただいておりますけれども、このことの重大性を受けて、気持としては前北川知事は進んでこの場にお越しをいただいているのだらうというふうに思いますし、これからの県民のために貢献できればという思いももちろん持ってきていただいておりますので、その点でお聞きするわけなんですけれども、これまで我々もこの特別委員会ですけれども、その建設計画が持ち上がった当初からの検証もしながら、なぜこういう事故が起こってしまったのかということをやってきたわけなんですけれども、これまで前北川知事さんにおかれましては、新聞なりテレビ報道なりでご自身が手掛けられたこの施設の事故の検証の経緯というものは、見たり聞いたりいただきたんだらうと思っておりますが、その中でお気づきの点があったら教えていただきたいなと思うんですけれども。

我々も検証する中で、議員として議決した身でありますけれども、例えば富士電機からまだ引き渡しが行われないまま、実際には操業状態にあったかですかね、それとか例えば、爆発した貯蔵槽についてのその災害が起こったときの対策、特に火が出るということに対する対策というものが全くほとんどそういう考えがされていなかった。さまざまですね、こんなことがあったんかというようなですね、再度検証してくる中で気がなかつた点、我々には知らされなかつた点、多々あったわけですね。

こういう検証が行われているその報道を見たり聞いたりしていただいております中で、ひょっとしたら当時の知事さんであった北川前知事さんですね「あ、こんなことをやったんかい」ということがもしですね、そういう報道の中で感じられたものがあつたら教えていただきたい。

このように思いますし、これまでの県なりまたこの委員会なりの検証してきた中で、当時はこうだ当時はこうやったんだぞということですね、我々の参考となることで言っていたことができるのであれば、ちょっと抽象的なお聞かせのいただき方になりますけれどもお答えをいただければなというふうに思っております。

我々もしそういう参考させていただくお話がいただければ、ぜひそれを基に、再度さらなる検証を深めていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

それと社会的な責任というのを感じておられるというふうにも先程来のお答えの中で私も感じさせていただいておりますので、これからの北川前知事さんのお仕事の立場なりまた諸般の活動の場で今回の大きな事故というのを感じながら、折に触れてやっぱり社会の中で、三重県民のために尽くしていただく部分もあるのかもわかりません。そういうですね、立場というものこれからどういうふうにご考えておられるかまた自分なりにこういうことで県民の皆さん方に今回の事故を受けて思いを返していきたいということもあればお聞かせいただきたいとこのように思います。

以上、お願いいたします。

○北川参考人 私正直ですね、事故が起こったとき、前後ですね、あるいはその後の経緯についてはほとんど知らないんです。したがって断片的にマスコミ報道等で知る程度でございますので、そういう立場でございますから総合的な判断が当然できないということになれば、私は知事前任者という立場から言えばコメントが与える影響なんかを考えた場合、総合的な判断ができない立場で発言すべきではないという思いでございましたので、その点はご了承を賜ればと思います。

そこで個人的にさまざまな点で限界、いろんな前後左右からいろんな法律的なことからあらゆる要素で、環境政策なりRDFは成り立っておりますから、私から申し上げることは特にございません。

したがって今後ですね、私どもが気がついたときには、こういうことではなかったかというようなことは、積極的にお話をさせていただくように努力をして、気がついた場合にはさせていただきますとこのように思っております。

また今後ですね、私の仕事の立場から、三重県政のためにということでは当然のことでございますから、前任者がいるんなこと言葉で差し挟むことは厳に私は慎むべきだと思っておりますが、いろんな点で先程のいわゆるRDFにすること以外でも気がつけば、こういうことでございましょうかというようなことについては今後努力をさせていただいて、私もお世話になってきたという前提も踏まえあるいは三重県民ということであったことも踏まえまして、今後そういう努力はさせていただきますとこのように思います。

○田中委員長 三谷委員お願いいたします。三谷委員に申し上げます。申し合わせ時間が5分程度となっておりますのでよろしく願いいたします。

○三谷委員 あと5分ということですので完結にご質問させていただきます。

今回の事故の大きな原因の一つに企業庁の丸投げの体質があるんじゃないかというそういう体質論があるんですね。先程来、例えば安全への配慮等そんなものはなかったんじゃないかということもありまして、企業庁が富士電機にもう全部丸投げしてしまつた。プロポーザル方式という経緯を通じてなおさら責任の所在が明確でなくなつてしまつたというところに大きな原因の一つがあるというのが今までの議論の中で出てきております。

知事になられて8年、さわやか運動以来県職員の意識改革等、ずっと一連の北川改革といいますが、県政改革続けて来られました。政策推進システムまで行きついて最後は自己評価できちつとサイクルができるというところまで、形の上ではできたように見えるんですが、結局職員のそういう意識改革というのはことになっていないんじゃないか。

北川改革は道半ばといいますが、この事故、また、今の企業庁の体質等みますと成功していないのではないかと。そんな評価につながつてきていると思います。ですからそのあたりのところをまず、参考人のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○北川参考人 私8年間知事を務めさせていただいて、私でできないこともたくさんございましたし、私自身の立場からすれば私自身もじじたる思いもございました。それはそれとしてですね、さまざまなことについて議会の皆さんはもちろんですが、職員の方皆さん方も、真剣にお取り組みいただいたことは事実だと思います。

それでこういったことがよりマシ論でいきますと実際の改革になっていくと思っておりますから、ワンステップ上がれば次のツーステップ目には上がるためのさまざまなハレーションが起きますしね。そういった段階でいろんな点で出てくると思っております。

まだまだ意識の点においても組織の点においても、未整理といえますが改良すべき点は次から次へと、一つやればまた続いて起こることがあると思っておりますから、今回のことにつきまして、さまざまな点で今、次のバージョンで、議会をはじめいろんな方がご検討をいただいでさらに一層進めていく、こういう状況だと思っております。

したがって、私どもが担当させていただいた8年間では限界もあり、まだまだ不十分であつたということだと、そのように思っております。

○三谷委員 改革はエンドレスだというのはよくわかりますし、まだまだ続いていかなきゃいけないのだらうと思うんですが、不十分であつたということはやっぱりこういう事故が出てきて初めて明らかになつたという感じがします。

そういう意味では、やはり北川県政8年間のきつとした総括をこういう事故を契機に出していただかないとなかなか県民の皆さん方のご納得いただけないのではないかと、そんな思いがしておりますので、知事を辞められる時ですね、その総括論もありなかつたような感じもいたしておりますから、お考えがあれば最後に聞かせていただきたいと思っております。

○北川参考人 明らかにこういう事故が起こりまして、本当に皆さんにご心労を煩わせておりますが、進化をしていくということとはひとつ、ご指摘いただくとおり点があると思っております。

もう一方で、やっぱりそういうことが起こらないためのさまざまなこの知識といえますが方法論とかそういうことも煮詰めて、さらに県行政のあり方々々について状況が今、変わってきていて、例えば情報公開の時代だとかいうようなことも含めてですね、今後ご検討いただくことは多からうというふうなことで、これはどなたに限らず一歩一歩着実に前進をしていただくことが必要だと、思っておりますのでございます。

○水谷委員 自由民主党・無所属議員団の水谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からもまずは、今回の事故でお亡くなりになられました2名の犠牲者に対して、哀悼の意を表したいとこのように思います。

北川前知事はですね、大変公私ともお忙しい中を出席いただきまして本当にありがとうございました。なかなかコメントをする場がなかつた北川前知事におかれましては、この特別委員会へのご出席を率先してお願いいたしましたのは私でございます、少し私の方からも質問させていただきたいと思っております。

ただ先程来ですね、質問がありました方と若干重複する部分もございまして、その辺は私の確認の意味でもひとつよろしくお答えをお願いしたいとこのように思いますのでよろしく願いいたします。

北川参考人は、事故が起きてから何回か三重県にお見えになって講演会などを開催されておりましたが、特にですね、10月3日に三重大学の講演後に爆発事故についての記者団からのコメントが求められたことに対してですね、場所が違うと。ノーコメントというような拒否をされましたし、また講演後も控室に入り大学職員を通じて報道陣の取材を受けないという意向を伝えられたというふうにお聞きをいたしておりますが、やはり前知事として、何らかの遺族に対してのお言葉があつてもよかつたのではないかとと思いますが、この辺はいかがでございますでしょうか。

それからまた7名の死傷者に対してと三重県行政に信頼を寄せていた地元住民に対してそれぞれ現在の心境と認識を述べたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○北川参考人 先程も少しお話を答え申し上げましたが、私としてはよほど慎重にこれはコメントをしないと、前後左右のことがさっぱりわからない状態の中で軽々にコメントすべきではないということでマスコミの方に対してコメントを控えたということでご了承いただきたいと思っております。

今日ここで公式の場で認められたというか、そういうことでございますので、今日、お話を申し上げ、実は昨年でもですね、参考人として呼んだらどうかということでお決めいただいたということを知って、これは早くお邪魔したいなということで、去年の暮にも日程一番最短のときというようなことで申し込んだというのはそういうことでございましたので、私としては遅ればせながら先程、さまざまな点で哀悼の意を表しお悔やみを申し上げお見舞いを申し上げたということでございますので、大変遅れたことにつきましては申し訳ございませんけれども、その点はご理解をいただければと思います。

さらに亡くなられた方や負傷された方あるいは県行政に対して信頼をしていた地元住民の皆さん方に対してということでございますが、これもまた遅ればせでございますけれども当時の前任者としての立場が限定つくと思うんです。現在のいろいろなことがございますから、そのことについてご迷惑のかかるようなことはいけなと思いますが、私からも前任の知事といたしましていろいろとご心労を煩わせ、ご迷惑をおかけいたしました信頼を欠くようなことになったというようなことにつきまして、心からおわびを申し上げます。ありがとうございます。

○水谷委員 今、本当に哀悼の意を表されるということで気持はよくわかりましたんですけども、遺族あるいは亡くなられた方に対して手を合わされる気持というのはあるのかなとちょっとお聞きしたいのですが。

○北川参考人 もちろん私自信も哀悼の意を表し本当にご冥福をお祈りするということで手を合わせて個人的にはしてきたところもございます。本当に申し訳ないという思いもございます。

したがって今日この場でこういう発言をさせていただきますということでご理解いただきたいと思っております。

○水谷委員 このRDFの発電事業につきましては、北川参考人が、前知事がですね、全国に先駆けて率先して進められたところお聞きしております。また、この環境先進県の三重県知事として全国にこの名をほいままにされたわけですが、先程も出てきたようにですね、技術上の問題はすべて解決したというふうに議会でもお聞きしておりますが、私といたしましては、やはりダイオキシン法の法規制にからんだまだまだ未完成であったのではないかと時期が早かったのではないかとというような気がいたしておりますけれどもその辺についてはいかがでございますでしょうか。

○北川参考人 結果としてこういうことが起こりまして、反省もしなければいけないと思っております。

それで、その都度その都度現場で、差し迫った事情もこれあり一つ一つを決定していくときに最善のといいますが、最大の努力をして判断をしていくと、こういう状況でございましたから、そのときには、私どもとしては最善の努力をしたつもりでございますが、結果としてこういうことが起こってしまっ、あらためて考えさせていただくときに反省もしなければいけない問題であろうと思っております。

ただですね、RDFの問題等々につきましては、当時のサーマルリサイクルを含め市町村の皆さん方が本当にお困りになっていたというような事情があって、さらに後ほどの問題になりますが、14年12月までに、さまざまなダイオキシン等々の問題もこれありですね、そのときには真剣に判断をせざるを得ない状況下で判断をしてきたとこういうことでございましてそのときときには最大の努力をしてきたつもりでございます。

○水谷委員 今、そういった形で先程もありましたように責任を感じられているというようなことでありましたけれども、この事故の責任所在というのはまだはっきり出ませんけれども、北川前知事あるいは野呂知事あるいは富士電機のいずれに事故の責任があるというふうにお思われるか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○北川参考人 恐縮でございますがそれは専門家の方がご判断をいただいたりいろいろな点でご検証いただいていることで、前任の私からコメントすることは控えさせていただきたいと思っております。

○水谷委員 続きまして危機管理体制についてちょっとお聞きしたいのですけれども、平成14年12月に発生した火災事故の際の連絡、情報共有体制の不備を受けて、平成15年の1月の22日だったと思っておりますけれども、定例記者会見で北川前知事は危機管理体制を確立徹底していくと述べられておりますが、その当時どのような認識をRDF発電諸施設の危険性に対してお持ちになっていたのか。

さらにですね、それにかかわるどのような危機管理体制を構築していったのかと。

そしてまたこの点についてお聞きしたいのですが、加えてもう一步踏み込んで、今回の一連の事故は当時として予見できなかったのかということもちょっとお答え願いたいというふうに思います。

○北川参考人 12月1日から稼働いたしまして、12月中にも事故が起きて1月に入りましても起こっておりましてこれはゆゆしき問題だというのがございました。したがって私としては、この件については、担当者とも何度も議論いたしました記憶しております。その中で例えば大きな原因の一つとして形が潰れていたということも報告を受けて、市町村の皆さん方にもさまざまな形を求めていただいて、しっかりといただくようするのが、あるいは富士電機に真剣な対応をするような、そういった形等々に取組むようにという、そういう意味合いで、多分私は会見で、ちょっとそこは読み返しておりますので十分なことを申し上げられませんが、それで相当強い決意で体制としてとるべきだと思いがあの当時はございました。

そこで、この事故を予見できなかったかということですが、私どもとしてはその爆発といいますがそういうことに至るまでの予見はできていなかったというふうに申し上げていいと思うのですが、さまざまな燃えるとかあるいは熱をもつというようなことについては意識はございましたが、爆発に至るといようなことについてはその当時、懸念はしたかもわかりませんが決定的な予見はできなかったと申し上げた方が正しいと、そのような感じがしています。

○水谷委員 私はですね、このときにやはり危機管理体制をきちっときびしく作っていたならば、今回の事故がひよっとすると防げていたのかなという気がいたしておりますので、その辺が非常に残念でならないのであります。

時間の関係で次の質問に移らせていただきます。

ごみ行政ということでございますけれども、一般的に廃棄物行政というのは住民により近い市町村が行うべき専権事項であるけれども、行政単位を大きく見直していくという観点から言うならば、その専権事項に県行政が積極的に関与ををいったことに関しては、私も一定の理解をさせていただきますけれども、県が主体的に進める中であっても住民や市町村の理解を得たり場合によっては住民や市町村との対話を通じてある一定の人為的財政的な負担を求めることも必要であったのではないかと感じる次第でございます。

そういった住民や市町村との対話や県民の全体最適の中で、廃棄物処理問題を考えるのではなく、今回のこの問題というものはですね、廃棄物をエネルギーに変えるRDF発電という最先端の科学技術の導入が先行し、それ自身が自己目的化した結果、導かれたのではないかと。

つまりはですね、焼却炉の問題解決を行うためにむやみに最先端の技術を過信したかたかもRDF発電という新技術がすべてを解決してしまうという幻想を作り出してしまったのではないかとということでもあります。

また行政機関が新技術を採用したり安全性を担保したりすることに対してプロポーザル方式や専門家の意見などが、いわばブラックボックス化的役割を果たして新技術を一層後押しする形になったと言えるのではないかと。

私はこのような認識を持っておりますが、当時、知事という立場でこの問題をどのように認識しておられたのかをお聞きしたいと思います。

○北川参考人 ごみ行政は本来、市町村の事項という意味合いは当時も承知しておりまして、ずいぶんこの点については議論を重ねて、制度上もどうなるかということも含めて議論をしたことでございました。

その中で、一部事務組合というようなことから、だんだんとごみの域内処理かあるいは広域処理かというようなことを含めて、ごみの問題は既に一部事務組合をやられたり消防の問題なんか、消防車の発達とか道路事情が良くなってきて、あるいは化学的な事故も起きた。火事も起きたというようなことから、これは広域的にやるほうがいいというのは、これは議論のあるところで、当時盛んにそういう議論をいたしまして、当時は、先程申し上げたように今の事情と違っていて焼却炉の更新時期が最も市町村にとって財政的にも大変に重い負担ということがございました。

もう一つは埋め立て地を確保していないと危険だなあと。環境負荷など保たないというようなこともございました。そしてその中から水の問題等々の土壌汚染の問題もだんだんとそういう議論がされるようになってきたというそういう当時の事情があったことは事実であろうと思っております。

そこで私どもとしてはこれは広域でとらえて、そしてそれに輸送することにするためにはこういったネックレス状の県内の地域事情もございましたから、やはりごみを小さくして固形して貯蔵したりあるいは輸送したりしやすい形というのが議論されていたということになるわけでございます。

そこで今ご指摘をいただきましたとおり、サーマルリサイクルとしてエネルギー発電というようなことで、当時4年ごろからこれは計画がされてきたわけでございますが、そういったことが中心だったことは事実だと思っております。

そこで私が7年に知事に就任をいたしまして、いろんな検討をして、そしてこれは電気、発電ということよりはむしろ環境という点にウエートを置いて、そして市町村の皆さんと一緒に角度を変えてやるべきだというようなことの議論を重ねてきてですね、そしてそういう中で桑名広域の方からぜひその全体的ないわゆる当時の桑名広域も焼却場が古くなってきて直さなければいけないとかあるいはさまざまな点で莫大な経費をかけて処理をしているというようなお話の結果、おそろいで私どもにぜひ、いわゆるごみの最終的な処理をやる場合赤字になるため、ぜひ県の方でというご要望もちょうだいというそういう時代背景でもあったということが一つ、ご認識をいただきたいと思います。

したがって発電自体が自己目的化したという時間的な経過の中でいえばそういったこともあったかと思いますが、私になりまして環境によりウエートをかけて、いわゆるその個々に、例えば極端な話をすれば69市町村全部に焼却炉ができた場合の環境負荷はどうなのかというようなことあるいは市町村の皆さんが地域のそれぞれ大変な批判がある中でやらざるを得ないというのできるかどうかということもございましたから、そこで私としては広域でというふうにご選択をしてくるということでごございまして、地域の市町村の皆さんとこの点でかかなり一体的にということだと思えます。

時間の経過と共にですね、先程ごみを買い上げるとか輸送費もつとかいうのは無料になり、そして電気事業法の改正なんかでご負担願いたいというふうないきさつの中で全国の自治体会議の議長会長というのになって、制度改革に一生懸命努力をして経費負担ということをはしてきたとこういうことでごございます。したがって、そういった解決こそがすべてであるということを取り上げてきたというふうにご理解いただければと思います。

なおプロポーザル方式とかさまざまな点で、ブラックボックス化するというようなことのご指摘もいただきましたが、先に、プロポーザル形式を選定するというのは機能面も含めて企業庁の方でお考えいただいたということは、これは無理からぬことではなかったかというふうには、私は思っているところでございまして、結果的に今、ご指摘いただいたようなことで、あまりにも丸投げになっていってかという点については、ご指摘いただければそういう点も反省すべき点はあったかもわからないなど、そんなことを思わせていただきました。

○貝増委員 最初に、ちょっと例えで今日の中日新聞の朝刊に、中日春秋ですね、「戦後の最初の愚かな行いは、官修の『日露戦史』において、すべて都合の悪いことは隠ぺいしたことである。表面的な叙述で国民は何事も知らされなかった。日本は神秘的な強國と教えられるだけで後の日本をおかしくした。」とこういって今日の朝刊に載っておりました。

今日、参考人にお伺いしたいのは、先程の質疑にもありました、情報管理から知事在中、あるいは引き継ぎまでの間のこの半年間について二、三、お伺いをさせていただきます。

質疑にもございましたけど、まず最初に、平成14年12月1日、ダイオキシン規制になって華々しく三重ごみ固形燃料発電所が竣工された。この時ですね、時の知事であられるあなたは設置者でありながら竣工式に出席されなかった。これはどうしてですか、まずこれを教えてください。

○北川参考人 私はですね、いろんな県の建物とかいろんなことを竣工したときには、これは県民の皆様立場に立って建てているわけですから、設置者の方が大きなリボンをつけて、というようなことは少し控えたほうがいいのだろうと感じておまして、そういった席には少し御遠慮して行政のあり方がそういった形で見てくるのではないかと、こういう思いもあってお邪魔をしなかったんだと思います。そんな感じです。

○貝増委員 それも一つの知事在中の生き様、あるいは県民に対する接し方、行政の長としての身の置き方。それはそれですばらしかったんですけども、やはり先程の参考人のお話のごとく、危機管理の問題、あるいはダイオキシン対策に対する県下各市町村の焼却炉の変更どうするか、それについては循環型社会あるいは環境先進県というそのひとつの理想の中で26市町村が手を挙げていただいてRDF事業を推進されてきたと。

たしか各途中ですね、一番最初は濱田環境部長に対して26市町村とのRDF製造についての推進を知事は指示をされてきたと思います。そしてそれができた際に、今度は同じ製造責任を負ってきた濱田環境部長を知事の任命で今度はできあがったRDF発電施設の管理責任者である企業庁長に引き続き任命されてきたと。

これはとりもなおさず、二つの二元性からいくと、製造と燃焼の営業を行う二つの部分を1人の人間にすべてトータル管理をさせると。そういったときに参考人の知事在中の腹の中にあつたかと思えます。あちらこちらに任すのではなくて、1人に任すほうが管理がしやすいと。

ということは、とりもなおさず、そのときの代表者であったこの施設設置者である時の北川知事というのは、自分の考えを聞いた指示したではなく、すべて具体化しようとしてそういう人的配置をされてきたんじゃないかと。それをまずもう一度確認したいんですがいかがでしょうか。

○北川参考人 心境を分析していただいて、なるほどなと思いましたが、そういうところを徹底的にということとは、あまり認識してはなくてですね、むしろ実は、さまざまな企業庁を取り巻く課題は多かったです。そして、太平洋セメントの問題等々いろんな問題もございましたので、そういったことに精通してそしていわゆるその市町村との関係なんかでも熟知しておられる方に企業庁長にご就任いただくということがいいのではないかとということから、私としては企業庁長に任命をしたと、こういうことがむしろ強かったという認識をございました。

○貝増委員 冒頭の例えと今の質問から核心に入らせていただくのですが、12月1日、当然議会でございました。そして3月議会が終わって4月21日に知事は退職された。こうしたとき、正確に言えば平成14年10月28日から26市町村からの試作品といえますか完成品といえますか、RDFが桑名の施設に搬入されてきて、燃焼に入ってきたと。試運転されてきたと。そして12月1日を迎えてるんですが。

この間、知事を勇退されるまでの間、何回も大きな事故から小さな事件までございました。そして、先の委員会にお答えされたように、企業庁には予備指示を、報告を受けて指摘も、指導もしてきたと、言いながら一番大事な県民あるいはこの県議会について、そういう2回の定例会がなければならぬと説明もなかったと。これがやはり改革半ばにして言われるかもわからないですけども、一番大事なやめられてから事故が起こって我々も議決した責任もありますけれども、あの時も本当に企業庁なりそういった関係部局の報告聞いて指導したときに、指摘をしたときに、議会にもなぜ言えなかったか、これをもう一度ちゃんと確認させてください。

○北川参考人 12月1日前後からですね、4月に至るまででございますが、たしかにいろんな議論をした中でですね、実は企業庁自体もわからなかったこともあったかと思えます。対応の仕方とか、そういうことについては議会からも当時も情報提供するべきであるとかあるいはもっと事前にどうして情報提供できなかったかとかそういうご指摘もいただいて、何回も企業庁とそういう話をしたことはございまして、できる限り先に出していこうというようなお話しはしたことがございました。

そこでですね、私もちょっと今、議事録持っておりませんので申し上げかねますが、絶えず企業庁長中心といたしましてあるいは環境部を中心としまして議会には最大限伝えるようにという指示もしておったところでございます。だからその間でご指摘いただいたことは私も覚えておりますので、その点では至らなかつた点は反省もしていかなければいけないかと思っております。

○貝増委員 自由民主党・無所属議員団は分担制をとっておりますのでもう引き継ぎますが、最後にもう一点だけ参考人にお伺いさせていただきます。今日冒頭でこういう機会を与えていただいてと参考人、言われました。そしてオフィシャルの世界でいろんな質疑の中で、答えられていただいております。

ということは、今日はこれが終わったあと、現地をのぞいて2人のお亡くなりの方、負傷者は全快されているということですけども、その現場行って手を合わされるかどうか、それを伺いさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

○北川参考人 私もですね、事故が起こった直後にそういうことを考えたことも事実でございます。あるいは今日お邪魔するのでもすけれども。

今ですね、総体的にお取り組みをいただいているという立場からいけば、前任者でございますから、私は一線引いていますから、そういったことについてはご遠慮申し上げ、個人的にご冥福をお祈りしたりあるいは本来こう申し上げたいということとどめさせていただくことがいいのではないかとと思っております。

○山本委員 昨年はマニフェストという言葉が流行語大賞ということで、大変全国的に名前がうまれてどうもおめでとうございます。RDF政策の方も今までお聞きをしますと、今日までご苦労いただいたわけでございますが、できれば本当に、RDFのマニフェストも早く作っていただければ、今日のようないろいろな事故が起きなかつたかなと、こんなことを前知事の顔を拝見させていただきながら思いを深めたわけでございますけど、その上で少し質問させていただきたいと思いますが、だいぶ重複をいたすかもわかりませんが、

企業庁が桑名の広域の方にいろいろRDF構想をですね、平成4年からもしくはまた北川知事時代になってから急速に進めてこられたわけですけども、その当時私も県の側の方でいろいろ関係しておりましたから、当時いろんな構想の中では桑名広域が火付けたという当時のその状況の中にはたとえば本当に企業庁の県の方から温水プールを作ろうとか温熱を利用していろんな施設を作ろうというそういうバラ色の構想と一緒に引付けて話をされたもんですから、おそらく地元としても乗ったんじゃないかとこうやって思うわけですけども、現在はそういうものは何にもございませぬ。そういう意味では、ある意味ではその構想は地元の方としては県の方に押し切られたとか、ある意味ではだまされたというような、こういう思いがあるわけですけども。

知事、その辺のところをご意見があればお伺いし、前知事の本来のRDF構想いわゆる桑名のあの地でどんなようなRDF構想をえがいてみえたのか、ちょっとお伺いしたい。

○北川参考人 時間的な経過がございますので、最初は発電を中心とした発想のときに桑名広域さんとういうお話がされたかというのは、ちょっと私は十分知らない点があるかというふうに思いますのでその点です。いろんなお話が、温水プールとかいろんなことがあったかもしれません。それについてはちょっと私はコメントできる資格という立場にはないということでございますが、その辺はちょっと正式な書類なんか持っていないからその点のご理解をいただいておりますが、そういったお話があったかもしれません。

あるいはもう資料ないとは思いますが実は平成7年に私が、知事に就任して、いわゆる環境面を重視した政策にRDFを変えていきたいということを徐々に県庁の中で議論を重ねていったところでございました。

したがってそういう中で8月だったと思いますが、早い時期に桑名市をはじめ広域の組合の皆さん方からぜひにと。あの当時は処理にもずごくお金がかかっていたということと焼却炉がもう限界にきてたというふうなことがあって強いご要請があったんです。したがって、私がRDF構想に踏み出すひとつのきっかけになったことも事実で、翌年だったと思いますが、しばらく検討させていただいた結果、ぜひですね、じゃあお願いしましょうということで、これは両者の相合いの関係で成立したんだというふうに記憶をしているところでございます。

したがって、私としてはあるときに、あいつ施設がくる以上はいろんなことを当然すべきではないかということ桑名広域からもお話をいただいて、それは話が私は違うと思いましたが、当時の市町村長さんにお寄りいただいて、これは両方で真剣に対応することであるから、これに対して何か見返りをということでは断じてありませんということ、相当強く申し上げた記憶はございましてですね、そのあたりはそういうこともあったことはひとつご了承をいただいております。

そしてその後、立地的にも場所的に空いている部分もございましたから、あそこを中心として環境に優しいいろんな点です。ね、できるものはないかということ県民局を中心に、12、3年ごろだったと思いますが、検討してみてもどうかということございました。

したがって、その間にいろんないきさつの中で、今ご指摘いただいたようなこともあったかもしれませんが、もう一方で一緒に本来の市町村の仕事であるごみ行政に、私どもも関係する以上はそういう立場もちゃんとご理解いただきたいということも申し上げながらやってきたことも、もう一方で事実であったということもございまして、私もご指摘いただいた点も思ったと思います。私が今申し上げた点も、お含みをいただいとかご了解をいただいておりますが、そんなどころが正解じゃないかと思っております。

○山本委員 次に進みますけど、水谷委員ともちょっとだぶりますけど、知事は市町村分権をどんどん進めてみえましたが、このごみ行政というのはやっぱり市町村の専権業務ですから、それを取って、こう進めましたが今でもこれやっぱりこういう専権業務を県の方でやるというのがいいと思っておりますか。

○北川参考人 政治行政の中で100%ですね、白か黒かとかで、二項対立、二者択一ということは言いにくい点はあるかと思いますが、しかし消防とかあるいはごみ行政とか広域にまがかることは避けて通れない課題だと思います。したがって、その寄って来たべき理由は峻別しないといけないとは思いますが、域内で一つ一つを徹底的に処理できるかといえば、現実的には不可能だろうし非効率ではないかなという点から見まして、市町村行政にかかわることはもって真剣に判断をしないといけないという前提はもって強く持たなければいけないと思っておりますが、そういった広域行政的なことはこれから増える部分があるだろうと、そんな認識でございます。

○山本委員 引継ぎの問題をちょっとお聞きしたいと思っております。知事は引き継ぎのときには、ある面では形式的に引き継がれたかというお話がされたんですけど、企業庁から作られた引き継ぎの書類というのがあるわけございまして、それは去年の引き継ぎの時期に作られた中には、例えば製造されるRDFの性状を改善することが市町村の担当者とか施設管理者とか製造するRDFの性状が改善されるように市町村にお話をせよとか。それから貯蔵槽を改造し、貯蔵槽内のRDFの温度監視及び長期の滞留を行わない運用をせよとか。

それから、なお、発電停止の間処理できなかったRDFを四日市等の倉庫で保管していますが、発電所再開後、順次それを焼却しなさいとか。それから異常発熱にかかる負担のあり方についても今後富士電機と異常発熱トラブルにかかわる費用とか損失についてはリスク分担に基づき協議をして負担額を決定しなさいとかという引き継ぎ事項が企業庁から出されて今の現知事に引き継がれると思うのですがそんなことはご存じですか。

○北川参考人 引き継ぎは短期間でございますから、お互いよろしくということの形でございましたが、その中には厚い引き継ぎ書ということで引き継いでおりますから、その点については私は承知をいたしておりました。そういうことで努力もしてきておったということも承知しております。

○山本委員 そうしますと、それを忠実に実行して次の知事が忠実に執行しておたらおそろく今日のような事故が起きなかつたというような気持ちはお持ちですか、お持ちでないですか。

○北川参考人 私は私の在任期間中のことございまして、その後のことについてコメントはできませんので、それで皆さんにご審議いただくということでございますので、私は私の時期の責任においてそういう努力をしてきたこととうございまして。

○山本委員 その程度しかあれかわかりませんが、それでもう一点ちょっとお聞きしたいんですけど、プロポーザルについてお伺いしたいと思います。

やっぱり県民の声はプロポーザルの選考過程において、技術的にも未完成的な、未知の分野であつてですね、実績のなかったこの富士電機になぜ決まったのかという。これが大変多くの県民の皆さん方が疑問を持っておられるわけですね。

それがですね、今となつたらそのプロポーザルが技術をいただくところがですね、それがなくて、例えば中部電力なり学識経験者等の知識をいただいてそれで判断を仰がざるを得ないというふうな状況になっておるわけですね。

知事としていろいろ今日導入されたこのプロポーザル方式が、今でも良かったのかな、この辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

○北川参考人 こういった新しい技術的なことかですね、あとの管理も重要な要素であるというふうなことからいけば、選択したプロポーザルというのはまあまあそういう形であつたらうと、私は思わせていただくところでございます。

したがって技術的にまだ未完成的なものであつたかというご指摘については、あの当時、これはあらゆる点で言えるかも知れません。そういったことで、結果的に見れば我々もあるいは企業庁の担当をいただく皆さん方ももう真剣にということであろうということ、振り返ってみてということで、当時としては精一杯の努力をした。しかし検証してみればまだまだ不十分な点があつたことだとうふうに思います。

○山本委員 それからこのプロポーザルで、その富士電機が導入をされたということもございまして、知事は、入札検討委員会へも参加をせずに、おそろくこの業者の決定にかかわっていないように私どもも見えていますが、平成12年の2月の25日に三重県RDF焼却発電設備事業提案審査委員会で、一応正式にプロポーザル方式で富士電機に決まりました。

また、同年の10月10日の9月議会でもこれで行くということで議会で決議されましたけれども、いろいろやっぱり以前から話をされてみるように、富士電機の役員さんが知事にごあいさつにお見えになったというふうなことよく話を聞くんですけども、例えばそういう審査委員会あたりでプロポーザル方式で富士電機に決まったあとに、富士電機の役員さんが知事に正式にお見えになったんですか。あいさつに。

○北川参考人 正月なんかにですね、県内の大きな企業の方が何名かごあいさつにお見えになるときに、富士電機さんもお入りになっていたかわかりません。そういうふうなことがございました。

そのあとは私どもにごあいさつがあつたかどうかはちょっと記憶にございませぬのでお答えできませんが、私が記憶のないような程度のことだと思っております。

○山本委員 その中で少し、これも憶測になるかも知れませんが、そういう役員がごあいさつに見えて、前知事はそのあとで職員をしかつたというこんな話があるんですが、そんな記憶はございませんか。

○北川参考人 とときですね、職員も親切だと思っておりますが、何かの折にこういふことでこの建築やられたかこういふことで事業やられたというのがあるときには、私も何回かは厳しく言ったことがあります。

それは、そういった形で私どもにも紹介とかそういうふうなことはすべきでないというふうなことであつて、そのことかどうか私わかりませんが、そういうことがありましたですね。

○山本委員 最後にもう一点だけ。富士電機に決まったということで、いろいろ憶測のお話があるかもしれないんですけど、例えば県会議員さんでそんなような方が一緒にごあいさつについて引き回してこられたというそんな話は別にないでしょうか。

○北川参考人 正月なんかにごあいさついただいたときに、そういった議員さんとかですね、あるいは関係のいた方がお見えになったことはございまして、その中には入っていたかも知れません。日常のあれだったと思っております。

○山本委員 どうも終わります、ありがとうございました。

○田中委員長 申し合わせの時間があと5分くらいになってまいりましたのでよろしくお願いたします。西場委員お願いたします。

○西場委員 前知事、お久しぶりでございます。このように久しぶりにお目にかかるのと8年間のいろんなことが思い出されて、ある意味ではあの8年間なんやっつたかなと。そのような思い出もかられるんですが、今、他の委員からも言われましたようにこの8年間の総括というのがですね、やっぱり我々としても大事かなと改めて思っております。

改革ということで三重県中走り回られて、いつの間にか走りすぎでいかれたんでありますけれども、その中で取り組まれたことの多くありますけれども、この環境政策、環境先進県ということで取り組まれた部分の中で、RDF事業にかかわられた部分というのは非常に大きい。北川県政の中の最重要政策と言ってもいいんだろうと。就任からご退任までの間、終始、もちろんいろんな他の課題もあるんですが、この問題にずうっとかかわられてきたわけですね。北川県政とこのRDF事業というのは切っても切り離せない関係性があるということをこういう事態になって今日この場に臨んで改めて思わせてもらおうとところであります。

このRDF発電を所管する企業庁、これは日常の管理業務を総括していく立場でありまして、その総括責任者は企業庁長ですが、その任命は知事において、設置者、そういう意味においてこれから重要な判断というのは設置者の方に委ねられていると、こういうようなことを今までの議論の中で聞かせてもらってきております。

そのときにこの我々が、設置者としての責任ということを委員会とか本会議でいろいろやっていく中で、昨年5月にこの北川さんから野呂さんに引き継がれておる。こういう状況になっておるだけにですね、その設置者としての責任の所在というのが、非常に議論の中であいまいになってきておるわけでありまして。

その中でいろんなところでこの話を現知事とする中で、現知事が言われるのは、今、昨年の5月から就任したとはいえ現在は私自身が現知事であるので、設置者としての責任は私にあるという気分のいい答弁といえますが説明をしておられるわけですが、この知事の責任所在という問題について8年間にわたっていろんな場面場面で重要なポイントのところでもかかわってこれたそのかつでの知事としてこの現知事の責任所在発言についてどのように感じられるかお聞きしておきたい。

○北川参考人 私は前任者の知事といたしまして個人的に申し訳ないことになったというように責任は感じております。したがって8月の事故というのは新たに発生した事故ということを前提でいきますとそのことについて過去のことも含めて総合的に知見者の方のご意見を聞いたり、あるいは現実の問題をどう判断したりということで、総合的に現体制でご判断をいただくことが一番正しいと思います。

したがって私はそのあたりについては100%と言っているが、全く知らない状態の中で私がそのことについて言及することは控えるべきだということを思っておりますので、先ほどからもそのようにお話を申し上げました。

○西場委員 先程からのお話の繰り返しでございまして、それ以上はお聞きできないかなとこう思うんですが、であれば個人的責任というものをどのように考えてどのように取られるか、どのように今、考えておられますか。

○北川参考人 個人的にも前任者といたしましてもお二人が亡くなられ多くの方が負傷されて、あるいはいろんな点で県政執行上ですね、不信感を持たれたりとかいろんなご迷惑がかかっているということについては、やはり前任の知事といたしまして責任を感じますし、亡くなられた皆さん方に個人としても私はお悔やみも申し上げなければならぬし、まことに申し訳ないなという思いもございましてそういう意味で申し上げております。

○西場委員 事態が大変深刻な状況に結果とてなっただけに、やっぱりいま一歩、思いを深めてこの個人的責任というものについて考え、そして行動していただきたいとこんな思いをいたしますので、率直に意見として申し上げたいと思います。以上でございます。

○岡部委員 無所属、MIEの岡部でございます。私の方から二点ほどと永田委員の方から一点ほどお願いいたします。もうほとんどの委員の皆さんで重複するかわかりませんが、簡単にご質問させていただきたいと思っております。今回ですね、今のご答弁で平成7年にRDFのことをどうして最初と言われましたけれども、私の記憶によりますと、津市の大里の方で、いわゆる中部、今のサイエンスシティの一角で、RDFをどうしようかという話があったように思っています。その時期が平成7年かどうか分かりませんが、この7年の時点で北川さんは、これを取り組まれたというか、最初にやられたのか、それともっと以前にその話があったのか。またその時期的なものがかつと私わかりませぬけれども、たしか大里の方でもそういう話があって、検討して中止になったということが実はあります。その時点で7年かどうか分かりませんが、この7年のときに初めてRDFというものを北川さんは知られて進められたのか。

もし国の方からですね、指示があったとすれば、どなたから「北川さん、こんなやってみやんか」という話があったのか。ご記憶があればお聞かせいただきたいなと。

それからもう一つは、これは三重県の、我々の、事故で2人がお亡くなりになって、7人が死傷したということで、クローズアップされておりますけれども、先程冒頭に萩野先生もお話しましたが、全国の各地で大なり小なりの事故は起きるわけ

ですね。そうすると、国の指導あるいはそれによってやったわけだと思いますけど、国も果もそれから専門業者である委託先の富士電機も、あまりにも認識不足であったということをおっしゃるを得ない。

そういうことからいきますと、私は、国にも大きな責任があるんじゃないかと、こう思うんですが、その辺のご見解はどうか。

それからこういう事故が起きて、そして専門業者である富士電機ではなくて、今、山本議員もおっしゃいましたけれども、いわゆる中部電力さんをお願いをして、そしてこの事故の原因調査にあたっていただいた。その結果において、何点かの不備が出てきた。もしこの不備が、いわゆるきちんとして安全性を確認されて、スタートして、このまま何もなければ、いわゆる現在、わからないままにやったということになるわけですね。

いわゆる技術的にわからないまま。審査委員長もおっしゃっていた、発展途上の段階でありますよと、このRDFは。それについて事故が起きた。調査をした結果、中部電力さんに調査をしてもらった結果、何点かの不備が出てきた。それについて、うまくいくとすればわからないまま開始したということになります。そうするとこの事故は、人為的な事故であるところなふうに思うんですが、北川さんとしてどう思われますかお聞きしておきたいと。まずその二点です。

○北川参考人 RDFの問題はですね、平成4年からスタートしていると思います。それでそのときは、やっぱり津管内の今ご指摘いただいたようなところを中心にいわゆる発電を含めてどうするかということ、さらにそのところに既に焼却炉の更新の時期があったということがあって、大変な議論がございました。

そして河芸町からの反対等々があって、サイエンスシティへも断念をするというような状況の中で、私は平成7年に知事に就任をしているとそういう流れがございました。

したがって、私はそれを受けて、いろんなNEDOとか化学的な知見とかその時点で調査されたこともございましたので、そういったことを踏まえて検討に入らせていただいて、やはりこれもRDFを進めるとするならば、むしろ発電とかそういったことでサーマルサイクルが必要なんだけれども、むしろ環境負荷低減にウエートを置くべきであり、もう一方で、市町村の皆さんに環境行政としてもっと深い関係を持ちながら一緒にということが必要であろうということでもございました。

その中で桑名広域からですね、土地の問題も含めてさまざまな問題がございまして、ぜひあとのですね、RDF発電等はお引き受けをいただきたいというようなご要望もいただいて、そんなことを今度改めて検討してそして翌年にお引き受けさせていただきますというような返事をしたような記憶がございまして、流れとしては平成4年からスタートして、そして7年に私が受け継いで、そして今日に至っているというふうにご理解をいただければ結構かと思っております。

さらに国の方の指導も誰からかというのは、実は国から直接私の方にということではございませんで、4年、5年、6年という経験もあり、私が7年に就任してからもいろいろ勉強してそして私が国へ行ったことも事実でございまして、一緒にご指導もいただきご相談にも乗りあるいは新しい法整備をしようとか補助金を作るうとかあるいは交付税措置が充当できるようにとか、そういったことについては相対の関係といえますが、そのようなことをご指導いただいたといえればそういうまでのことでありますが、一緒に作り上げてきたということにもなろうと思っております。

当時私も含め国もですね、当時から県議会でもご指摘をいただいておりますが、未完成的部分がございましたことは事実だと思います。だからこそ作り上げていこうというようなことでやってきておりますので、国におかれましても新しいことで試行錯誤があったというようなことからすればですね、共にこれから解決方にご努力ぜひいただきたいというふうな認識でおるところでございます。

さらに新たに知見者とか中部電力さんで原因調査をして、何点かの不備があったと、こういうご指摘をいただいているということでもございますが、そのことを含めましてですね、トータルの話は、時間的な問題とか総合的な知見の問題とか、あるいはどなたがどうやったというのは総合的に判断してコメントするべきことだと思いますので、私が今この場でですね、ほとんどそういう状態はわからない中で答弁することは、よけいな混乱を招く可能性があるということで、私自身も知らない部分がほとんどでございますのでご遠慮させていただきたいということをご承知いただきたいと思っております。

○岡部委員 時間もありませんので。お答えにいかがわかりませんが、爆発事故が起きて我々の委員会でも富士電機さん委託業者を、呼びました。事情もお聞きしました。その時点で、いわゆる「こういうことが起きるとは夢にも思わなかった。県からも聞いていなかった」という業者に対して再度また委託しようとしておるんですが、お答えにいかもわかりませんが、北川さん個人としてどうですか。

○北川参考人 現体制で十分ご検討させていただきたいと思っております。

○永田委員 それでもう時間もありませんので。参考人にはお忙しいところ本当にありがとうございます。私も参考人さんとは8年間一緒に議員として県政に携わらせていただいております。

爆発事故のあの日に県民の1人から「またやっただぞ」という電話が携帯に入ってまいりまして、えらいことしたなと一瞬そう思いました。それからいろいろ考えますときに、県政史上に大きな過去を残してしまったなと、この、実は、思いでもあります。そういうことでですね、ここに参りまして、よくよく考えてみますに、萩野議員からもおっしゃられた、他の委員さんもおっしゃられておりましたけれども、やっぱり一つには技術的な情報不足だったんじゃないかなと、これにつけるのかなという感じですね、おります。

例えばこの水分の問題。あるいは粉体の問題、カルシウムの問題、これがやっとな昨日の特別委員会で議員に明らかになってきたわけですね。

そしてもう一つは、2人の死亡事故。この問題についても委員会でも申し上げたと思うんですが、あの状況の中で、タンクの上から消火をさせるということは考えられないことなんですね。可燃物を入れたタンクを消火するのにその上に乗せて消火するなんて、あの方法は、考えられないことなんですね。それが実際に行われてしまつてあのような痛ましい事故になってしまったと、こういうことを考えていきますと、まさしくこれは技術情報不足につけるなあと、こういうふうな思えてならんわけですね。

そういうことを考えますときに、私は、今も議論がありましたプロポーザル方式、その中で、審査員、学識経験者、3人いらっしゃるんですね。3人もいらっしゃる、それなりの学識経験を持った方々が審査しているらしいです。そういうことの中で、今度その技術情報のそんな情報はなかったのかどうかと、これ非常に疑問でならんわけなんです。その中で、

例えばRDFの水分がですね。これは世界にも起こられることだったということですし、あるいは日本の中ではかなりもう事故も起きているわけですからそんな情報はなかったのかなと。こういうふうな思いでもあります。

それやこれや考えてみますときに、こういうやっぱり技術的な情報不足から起きたな、それがですね、考慮されなままにこういうふうな実施にうつってしまつて事故に至ったと。こういうふうな思えてならんのですが、いろんな議論の中から技術的な情報という、技術的な面について解決されたといえながらも、どうもそこにあったのかなという思いでならんのですが。

さて、そこら辺で、時の知事さんの見解だけね、所見だけ伺いしておきたいなと思います。

○北川参考人 その時々にはですね、技術的なこととかさまざまなことを総合的に判断してきたんだと思います。しかし結果として、爆発事故が起こり、多くの方が死傷されたということからみましたら、至らない点があったのかなというようなことを個人的に思わせていただいております。

したがって、すべてのことについて今後も慎重に対応しないといかんのだと改めて肝に銘じさせていただいたというような、個人的な感覚を申し上げさせていただきますとそんな感じをいたしております。

○永田委員 反省ということになっちゃうんですけれども、やはり環境先進県として走ってまいりまして、その中の一つはごみ政策であつて、ごみ政策が一番大事ですね、省資源型のしかも再利用、これは発電という、これはもう非常に考えてみてもすばらしい政策であつたと思つていますが、やっぱりちょっとそこら辺でですね、走りすぎてしまつたのかなという反省のもとであります。今後はこういうことで、いろいろと県政の場でそういう事態が発生する中で、こういう点については十分に反省材料として与えていただいたなと思つてなりません。以上でございます。終わります。

○田中委員長 ほかに特にご質疑、松田委員お願いいたします。

○松田委員 今日の特別委員会、いわゆる事故調査特別委員会なのですが、ここへ前知事が来ていただくことが本日に事故の調査につながるのかどうかといういわゆるこの委員会でもいろんな議論がありました。

今回2人の方が亡くなって、死傷者が7名ということで、その方らの思い、そして地元、広域でこれに取り組んでいただいている方の思い、そういう思いがですね、前知事はどのような考えで進めていたのだろうかということに、県民の思いに応えるのもこの委員会のひとつのあり方なのかなという思いで今回来ていただいたと、ですから調査以外のご質問もいろいろ多岐にわたつてあります。

しかしやはり私もですね、来ていただくのはいかがかなと思つていたんですけど、やはり今の思いというのに答えていただくということも大きな我々の仕事なのかなということも踏まえてですね、あえて質問させていただくのですが、今、前知事、北川知事がですね、いわゆる事故が起きてから100日あまり経つて、今日はもつと経つておりますけれども、先ほど何べんもコメントする機会があつたけれども、個人とまた公という意味でそれを差し控えられたとそうおっしゃられました。100日ぐらい経つて、12月8日だったんでしょうか、いわゆる特別委員会が終わつてから副知事の方ですね、いわゆる大変な事態になっているということ聞いたのでということで、あえてご連絡をいただいたということで、今回こういうふうな形になったということなんですから、私はそれまでに何回もコメントしていただく機会もあつたらうし、今言つていただくようなことをコメントしていただければいいと思いますし、もしその、何回もこの委員会でも参考人ということで、隣の水谷議員さんなんかもご指摘ありました。委員会の情

報を聞かれて、副知事に言われたということであるのであれば、それまでに何回もあつたわけですけども、100日経つてですね、あえてご自分から副知事の方へですね、かかる事態になってということで、この委員会に、いわゆる出てまいりぞうといううなご返答といいますか意見といいますか考え方、きたわけですけども、そこ辺のところちょっとご説明いただきたいと、そのように思います。

○北川参考人 実はですね、私は委員会でも何が行われているかとかそのことについて全く知りませんでした。そこでですね、12月8日か、少し日時がずれているかもわかりませんが、ここでですね、野呂現知事がご出席をいただいて、その席ですね、私の参考人招致が決まつたやに、という前提で、記者の方から知事室長かどなたかにお訪ねがあつてコメントをということだったと思います。そのときに私は、具体的なことはわかりませんからね。だから今はコメントは差し控えさせていただきたいという返事だつたと思つてますね。

翌日ですね、私は新聞で見たか、何か、正式に決まつたというようなことがですね、そのときも委員会で私が決まるということを知っていたのですが正式なことではなかつたんですから、新聞情報で私が知り得たんだと思います。これは正式に決まつたとするならば、しかも野呂現知事さんが招致されたということになって、私にもその結果、招致が決まつたということになれば、これはやっぱりできる限り早くですね、お邪魔をして、私からも意見を、考え方を申し上げる機会、あるいはおわびを申し上げる機会があればと思つて、あの当時少し忙しかつたんです。それで最短の時期がですね8日でしたか、そういう時期でお願いできたということでございますから、委員会の内部を事情を承知した上でということではなしに、正式に私の招致が決まつたということが私にわかつて、その上でやるときにお呼びいただくとすれば、前任の知事ということでございますから、直接私、今、県議会の皆さんとどなたもお話をしていなくつたものから、私が直接ですね、議会にお話するのはいかがなものかと、こう思つたものから、これは特別職の方にお願いして、知事室の方でお願いするのが筋だと思つたものから副知事の吉田さんにですね、お願いをして、知事のご了解をいただけた上でご手配を、議会のですね、お手配をいただけませんかというのは、私からお願いしたというのは実情でございますので、実は内容、それまでの委員会を熟知してとか、そういうたんびたんび知つていたかということではございません。したがつて正式に決定したことを受けて、それならば私としても公式にお話ができる場面ができたという認識で吉田副知事さんをお願いをしたというのが実態でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○松田委員 知事に今のお話を聞きまして、なにかどこかできちつと説明ができる場所があつたらいつでも行きたいというようなお言葉があつたものから、委員会のですね、動向を見て、もっと早いお言葉をいただいとつたらいいのかなというような気もあつたものから、そのように申し上げました。あと一点いいですか。前知事にお伺いするんですけども、この環境情報、標榜してきたわけですけども、その標榜を重視するためにこの事故が起こつたのではないかなというようなことを率直に今、考えていらっしゃるのかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○北川参考人 結果としてそういうご指摘いただくこともあろうかと思いますが、しかし新しい時代の価値体系を作つていく上でですね、そういう政策というのは重要だというような認識でやってきたということでございます。

○田中委員長 ほかに特に。木田委員お願いいたします。

○木田委員 時間がきておりますけれども一問だけ聞かせていただきたいと思つてます。世間こういう考え方があります。北川知事がやめられてこんな大惨事が起こつた。北川知事は大変運のいい人で、野呂知事は馬鹿を見ている。こういう考え方もあります。そういう中で、私たちの質問に対して、野呂知事は「責任は全て私にある」と、こういうふうに言われております。そういう意味から言いますと、北川前知事は野呂知事に対してですね、もう少し思いやりがあつてもいいんじゃないかな、ということも私は感じてきました。そして、今日のお話の中で、「総合的なことはよく解からないから、私は発言をしておなかつたし、また今日も差し控えさせていただきます」ということを言われましたけれども、本当に野呂知事のことを考え、亡くなった人のことを考え、県民のことを考えるのであればですね、総合的なことを、勉強して知つてここへ出られるのが、私は本筋だというふうな思ふんですけども、その点について一点お伺いします。

○北川参考人 公式な立場とですね、私的な立場というのは、現にやっぱり分けて判断しなければいけないという思いが非常に私には強うございます。したがつて、現体制でいるんならゆることをですね、総合的にご判断いただいて、やられるときに、例えば指示系統が二元にあつて、解決がうまくいかうといへば、それは逆に混乱を起こすであらうとか、そういうことでございますので、私として、個人的な思いは、さまざまございますけれども、こういう立場の中で、現体制がおありの中で、私がコメントをするということは、むしろ逆効果だというような点ですね、私はそういう思いしておりますので、その点につきまして、ご了承をいただきたいと思つてござつてます。

○田中委員長 あと特にござつてませんか。無いようござつてますので、以上を持ちまして、本日の調査を終了いたします。北川正恭氏におかれましては、長時間まことにありがとうございました。

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年1月27日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長

田 中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID: 000019197

問い合わせ先: 県議会議務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成16年3月10日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

平成16年3月10日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成16年3月10日(水) 自 10:03 ~ 至 11:55

会議室 第601特別委員会室

出席委員 13名

委員長 田中 覚 君
副委員長 藤田 正美 君
委員 日沖 正信 君
委員 松田 直久 君
委員 水谷 隆 君
委員 三谷 哲央 君
委員 貝増 吉郎 君
委員 木田 久圭一 君
委員 山本 勝 君
委員 西塚 宗郎 君
委員 西場 信行 君
委員 岩名 秀樹 君
委員 永田 正巳 君

欠席委員 3名

委員 岡部 栄樹 君
委員 芝 博一 君
委員 萩野 虔一 君

出席説明員

〔企業庁〕 企業庁長 鈴木周作 君

総括マネージャー 小林和夫 君

RDF発電特命担当監 藤森 莊 剛 君

参 事 渡 邊 耕 三 君 その他関係職員

傍聴議員 0名

県政記者クラブ加入記者 9名

傍聴者 1名

議題又は協議事項

- 1 事故原因を踏まえた安全対策・今後の進め方・国庫補助金について

- (1) 契約制度のあり方
- (2) 再発防止に向けた組織体制
- (3) 今後のスケジュール及びチェック項目
- (4) その他

2 委員協議

- ・今後の委員会の進め方
- ・県内調査【3月18日(木)現地調査】
- ・その他

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

- 1 事故原因を踏まえた安全対策・今後の進め方・国庫補助金について

(1) 当局説明

(鈴木企業庁長)

(2) 質疑・応答

○水谷委員 資料1の1番最初の、爆発原因のところ、何らかの火種と、こういう話、当然、特定をされていないわけですが、私が非常にこだわるのは、前企業庁長、濱田庁長のときに、確認をさせていただいた、要するに、サイロの下にバーナーで穴を開けて出す作業があったと。これは、濱田庁長に2回私質問したんだけど、確認しないと、聞き及んでないと、こういう返答だったんですよ。非常に、爆発原因になるかどうかわかりませんが、そのへんは、鈴木庁長としては引継ぎをされているかどうか、ちょっとそのへんお聞きしたいんです。

○鈴木企業庁長 この爆発の直接の原因につきましては、何らかの火種から引火をしたということが、各回、あるいは事故調査委員会からの報告で指摘をされておりますが、やはり、特定は、現在のところ私も聞いておる中では出ておりません。警察のほうで、捜査の中でも行われておるかというふうに思いますが、したがって、私自身としては、これが火種であるということ、現在申し上げるだけのものを持ち合わせておらないというのが現実でございます。

○水谷委員 要するに、火種云々じゃなくて、バーナーで、下にサイロの穴を開けたということに関して、この作業に関して、濱田庁長は「確認してない、そういう行為はなかった」と、こういう返答だったんです、2回ね。それは、鈴木庁長としてはどういうふうにお聞きしてるかということです。

○鈴木企業庁長 私自身は、今いろいろ捜査が行われておりますので、事実がどうであったかというのはこれから明らかにされるのかなということでお答えができません。

○水谷委員 そうするとね、こういった行為が事故調の中にインプットされてなければ、非常に、原因調査の妨げになると思うんですよ。だから、そのへんは、私としてはきちとした形でなされるかどうかを報告すべきだと思うんですけどね。そのへんの確認は、鈴木庁長としては、なされていないわけですか。

○鈴木企業庁長 報告書の中では、そういうことも、いくつかの理由の一つとして挙げていただいておりますので、一般的な認識としては、それぞれ各ワーキングなり、調査専門委員会お持ちであったのかなというふうに思います。

○水谷委員 そうすると、庁長としてはそういった作業をしたということを認めると、ということですか。

○鈴木企業庁長 私から申し上げたことはございませんですが、各調査委員会等ではそういうこともご検討されていらっしゃるというふうには理解をしています。

○水谷委員 時間の関係ですけれども急ぎます。スケジュールのところでもちょっと教えてください。私ちょっと、聞き間違えたのかもしれないんですけど、要するに、試運転をやって、その後、資料6ですか、住民説明、あるいは議会説明をした中で、それが

終わってから監視運転に入っていくと、私は解釈をしているんですけども、そのへんは、明確に書いてないもので、どうなんですかこのへんは。

○鈴木企業庁長 試運転が終わりましたら、監視運転に入らせていただきたいというふうに考えておまして。しががまして、監視運転の行われているのと並行した形の報告会ということを現在は考えております。

○水谷委員 そうすると、試運転が終わって、そこで一旦切るわけじゃなくて、そのまま監視運転に入っていくって、その間に議会説明、住民説明をしていくと、こういうことですか。

○鈴木企業庁長 結果としてはおっしゃるとおりでございます。

○水谷委員 それはちょっとね、きちっとした形で、一旦そこで区切っていただきまして、試運転の結果、住民報告という形でしょうけども、説明をしていただいて、納得するかせんかは別として、一定の理解をそこでいただく、いつもおっしゃる通りに、そういった形の中で、次に監視運転に入っていくのが、私は一般的な考え方だと思うんですけども、そのへんを、ぜひいうふうにやっていただきたいと思えます。

○鈴木企業庁長 現在のところは、試運転に問題があってもなくても報告会はさせていただかんとかんと思っております。試運転の結果問題がなければ、そのまま、火を一旦落としますと、また立ち上げるのに時間を要するとかというふうな議論もございます。あるいは、RDFを早く、処理を少しでもさせていただきたいという思いもございまして、さまざまな改修等の結果も確認したいということで、引き続き監視運転に入らせていただく。報告会は、4月上旬あるいは中旬という形になるかと思えますので、監視運転が行われている中の報告会ということを現在は考えております。

○水谷委員 時間がありませんので。私としては、今お願いしたことを、一旦そこで区切りまして、やっぱり住民の説明をきちっとした中でやらないと、次に何かあったときは大変なことになりますので、そのへんは、ぜひ私の要望としてお願いしたいと思います。以上でございます。

○岩名委員 今の水谷委員の発言について、関連して申し上げたいんですけどね。私も、やはり一旦試運転が終わったところで、期間をおいてきちっと地元の説明なり、世間の方々も納得するような、あるいは、事故に遭われて命を亡くされた方々にとって納得のいくような状況を作って、その上で、私は、監視運転であなたたちは変わった名前言うけども、実質、これ再開と一緒になんですからね。あなたね、今、火を1回おすとまた手間かかると、原子力発電じゃないんだからこれ。たった1日で温度が上がって、そしてRDFを投入できることは、17日、18日で明らかになるわけでしょう。そんな手間を厭んで、そして、そういうきちっとした説明責任を果たさないと、これは怠慢だと私は思います。

まず、この問題について、いろいろあなたたちは、誰もこれ責任とってないんですよ。それが原点なんです。そういうことに対する県民の多くの不満、不信がある中で、こういう、あなたたちは、とにかく、今度17日に火を入れたら、後するると既成事実を作り上げていくようなやり方は、われわれとしては了解するわけにはいかないと思えます。まさに、今までやってきているところをみると、不誠実極まりないと、私は思っています。

例えば、補助金の問題にしても、あなたたちはここにいろいろ書いてるけども、私や、他のこの中の人で、東京へ行って経産省や、あるいは環境省に確かめたところ、補助金返還しろなんて言ったことないって言っているんですよ。これは私だけじゃない、みんな聞いているんですから。3月までにきちっとしないと、補助金を返還しなきゃならないって、あなたたちは何回も言ったじゃないですか、私たちに。そして、そういうことをこにして、再開を急いでいるという、このことは不誠実そのものだと、私は思うんですね。

今回、この資料を出してきてるけども、いろいろ今までのいきさつも出していただいておりますけども。例えば、資料の2、これは「特別委員会の指摘事項及びその対応」というところだけ、1番上にごみ処理費、これ市町村のごみ処理費は膨大なものになっているというところ、われわれは心配しているわけですね、当初から。ですから、この動向について詳細な調査をして、報告してくれと、資料くださいということをやっています。あなたたちの対応の欄を見たら、調査しましたと書いてあるだけで、われわれに報告したと書いてないじゃないですか。われわれも実際見たことないです。そういうもの。これは、まさに不誠実と言わざるをえないんじゃないですか。情報をひた隠しにして、こういう大きな事故が起こっているのに、未だにそういうことをやっているということは許し難い話ですよ。

それと、私がここで申し上げておきたいのは、もし、試運転が終わって、期間をおいて住民説明会をやるときに、あの、笠倉先生という方がいろいろ新聞等でも取り上げられておるんですけども、あの人は、どうも推進派で、バリバリの推進派が客観性をなくした中で、いろんな地元へ説明をしておられるんですけども、これに対して、私の耳にも、もっと公平な人を選んで欲しいという要望があるので、これひとつ申し上げておきたいし、改善してもらいたいというふうに思います。

それとか、このRDFをあなたたちは一生懸命に今住民の同意を得て、もう一回再開したい、そして、今堆積しているごみをなんとか早く解決したいと思っておられるんですよ。そういう中で、知事がごみゼロなんてことをまた一方で言い出しているわけですよ。これもおつづまの合わない話なんです。これ方向性が全然違うんだから。こういう混乱するような発言をさせるべきではないと、私は思うんです。これについても、環境省あたりの見解は、われわれの意見とほぼ一致していたことを申し立てておきたいと思えます。以上です。

○鈴木企業庁長 たくさんご指摘をいただきまして、私どももご指摘をいただいたことに、例えば、先ほどの市町村のごみ処理費等、十分に対応させていただけてないのかなと思います。一生懸命やらせていただきます。またご指摘をいただきたいというふうに思います。

また、その他の国庫補助金等につきましても、私ども、これまでも、主として私どもの場合は経産省ということになるんですが、何回かお願いをさせていただいておまして、当初厳しい議論をいただいておったことは事実でございます。県議会等でもご議論いただき、国へもご発言をいただくという状況の中で、少し道が開けてきたのかなという形で、今、そういう方向で議論をしていただいております状態になってまして、私ども、ある意味では、少し気持ちが皆さん方のおかげで前へ展望が開けてきたのかなという思いで、仕事をいたしております。さまざまなご指摘をいただきながら、誠実に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○岩名委員 それだけ。私は、今水谷さんが言った、期間を置いて、そして説明をすべきたと。あなたたちは、われわれに説明をしないと、こうやっている説明するんだけど、要はガス抜きしてただけであって、言いたいこと言わせとけと。で、俺らの思うとおりに進めていくんだと、全部。そういう、これは図式じゃないの。これは委員長、どうしてもわれわれの、これだけの意見を聴いている以上は、われわれの意見を付度した形で、ある程度実施してもらわないと。ただ、ガス抜きにわれわれを使われてたんじゃまったもんじゃありませんよ、これは。だから、そここのところ明確に言ってください。期間をおいて、きちっと住民に説明するのじゃないのか。

○鈴木企業庁長 先ほどの繰り返しになるんですが、市町村のごみが、一方で大きな経費を使って外へ持ち出しているという状況の中で、少しでも処理をしたいと、それをしながら、監視運転をしたいという思いが、私は現在のところもっております。そういう意味では、ぜひ、安全を確認した後、市町村、一旦止めてしまえば、長期に止める、また前回のような保管措置というような議論も出てしまうわけでございますけれども、市町村のRDFの処理もまたできなくなって、大きなお金もかかるという状況をご理解をいただいて、監視運転という形で続けさせていただきたいと、私自身は、今思っております。

○岩名委員 すぐにごみが堆積する、あるいは市町村が困ると言うけど、これは最初からわかっていることであって、そのこと以上に大きなことがあるでしょう。人の命を奪ったという大惨事を起こした当事者が、そういう暢気なこと言っているんですか。やっぱり、これはもうよとちきつとした対応しないと、これは県民の理解を得られないと、私は思いますよ。これは委員長に申し上げますけど、委員会の委員の皆さんにご意見を伺っていただいて、みんな、委員会の方向というものを方向付けてもらうわけにはいきませんか。そのことについてね。

○委員長 今後のスケジュールですね。

○岩名委員 今度の、今、水谷委員が言われたように。私も言ってるけど。いわゆる、試験運転が終わったら、それを住民に説明することは、当然大事なんですが、その間は火を止めるというのは常識だと私は思うんですよ。あくまで試験なんだから。試験と監視運転と本格再開が、どかが、ぜんぜん区別がつかずに、そのままし崩しにやるというのはおかしいと思うんですよ。だから、私と水谷委員はわかっていますが、他の先生方の意見、いっぱい訊いてくださいよ。どうですか。

○田中委員長 これ、今訊かせていただいたほうが、後の委員協議でよろしいですね。

○岩名委員 じゃあ、それでもいいです。

○西塚委員 先ほど岩名委員もおっしゃられましたけど、試験運転にしても監視運転にしても、いずれにしても再開するわけですよ。再開するにあたって、私は、事故が起きたときの責任と言うか、それが未だに明らかになってない。けじめつけないままに、ずるずるといくのがどうなんだろうかと。そんな疑問を、まず持っておるんです。そのへんちょっと。

○鈴木企業庁長 この点につきましても、県、あるいは企業庁としても、当然、こういう大きなことになりましたので、責任については強く感じておるところでございます。その責任のうちの一つは、やはり、安全にやるということもその責任の一つだと思いますが、もう一つは、この事故そのものに対する責任ということでございます。以前、知事も議会等でもお答えをさせていただいたかと思いますが、地方公務員法に基づいてということになるかと思えます。地方公務員法上の制約等も考慮し、原因等が、もう少し警察の捜査等で行われておりますので、そういう状況も見ながら、適切な時期に対処させていただきたいというのが、知事のご説明と思えますし、私自身も現時点ではそのように理解をいたしておるところでございます。

○西塚委員 警察で、事故原因というか、今調査してもらってあるんですけども、その結論が出ないと、地公法上の処分もないと、こういうことになるんでしょか。私は、職員処分せえとそんなこと言うつもりはないけれども、責任の所在をきちっと明らかにしないと、先だっけの住民説明会でも、なかなか住民の方納得してくれないと。また、今回も試運転の結果報告をされるわけですけども、そのことについても、どこでもけじめをつけないままに、どんなに説明してもらって、なかなか納得してもらえないんじゃないかと。そんなふうに乗ってありますので、警察は警察でいろいろやってもらってるんですけども、それは違った形でも、なんとか責任の所在明らかにすべきだと思うんですけど。

○鈴木企業庁長 企業庁としても、大きな責任があるということは私自身も思っております。今、西塚委員からご指摘のあった点については、そういうご指摘をいただいておりますと十分認識をさせていただいたということで、今日のところはご理解をいただきたいというふうに思います。

○田中委員長 いずれのうちにするというごことですか。ちょっと意味がわからないので。

○鈴木企業庁長 県に責任がある、企業庁に責任があるということは、これまで申し上げておるところでございますが、やはり、捜査等の動きを見ながら、しかるべき時に、適切にご判断をされると思いますし、私自身もそういう意味では判断をさせていただきたいというふうに思います。

○日沖委員 再開ということが既成事実化されて、もう進んでおりますんですが、次に移っていく議論をする前に、どうしても整理をさせてもっておきたいんで、一つだけお聞かせいただくんですが、振り返ってみまして、今までも言うんですけども、機会とらえて言うんですけども、振り返ってみまして1月26日に特別委員会と金協お世話になってますな。このときには、知事が年度内再開ということをお話しして、そして、言い直しというか釈明と言うか、そんなつもりやなかった、十分に、県民に言うたか、地域住民という言葉やったか、それは正確にはどちらかやったと思うんですけども、地域住民の皆さん方に、住民の皆さん方に十分理解をいただいた上でしか再開というのはしやへんのかということをしつかりと言われたんですね。それは確かですよ。それからずっと推移して、私らは地元議員ということもあって、2月12日の桑名での説明会を皮切りに、私らも参加はさせていただいたんです。そのときに、もう企業庁長は、今日理解をいただいで試運転に入らせてもらいうやということも理解してくれという一方的な、申しわけないけれども、一方的な、ここでいう理解してくれ、なんとか頼む、という説明をしたわけですわ。私らは、まだ、知事が26日に釈明されたのを感じたまま、ずっとその日まで来たもんで、いつそうなったんという率直な感想やったんです。その感じと方方を今まだ持ったままなんです。私ら、いつ、その間にいつ、5か所でしたっけ説明会やられたの、全部でね。6か所ですか。6か所、通り一片の説明会をして、これでも何としても住民の皆さんに対してもう説明したということに、理解していただいたということにして、試運転をするんやということも、その方針を、その間にいつその方針を決められたんですか。いつっていつのごとく教えてもらえませんか。その転換期がないと、私ら転換してけないんで、いつなんですかそれは。

○鈴木企業庁長 ちょっと、ご質問に的確にお答えすることができないように思います。一連の、1月26日に特別委員会で報告をさせていただき、取り組んでいく中で、住民説明会を開催させていただいて試運転に入らせていただいで、監視運転、あるいは本格運転と、そういう認識の下にやっておったことは事実でございます。しかし、各説明会等いろいろお話をさせていただき、あるいは、議会、特別委員会等からいろいろご指摘を受けるという状況の中で、やはり、住民への説明をもう少し、住民なり県議会へのご説明をきちっとさせていただく必要があるということで、現時点では、知事も申し上げておるとおり、この監視運転の中で、監視運転を続けていく中である程度その結果も見ながら、きちっとした地元説明会というのを、あるいは議会の報告というのをさせていただいて、そこで最終的にそのまま本格稼働に入っていくかどうかの判断をする、という流れでご理解を求めているというふうに思っております。

○日沖委員 ちょっと、ようわからんで申しわけないんですけども、答えにくいのかもわかりませんが、1月26日の特別委員会なり全協、お世話になったその日には、すでに、2月の中旬に一連の説明会を6か所やって、そして、それをもって試運転に行くんやということも、もう決めてみえたんですか、1月26日には、それだけ教えてください。

○鈴木企業庁長 できるだけ早期に、物事を整理をしていきたいという思いは、私どもにも非常に強うございましたが、その時点で、具体的な日取りまで決めていたという記憶は現時点ではございません。

しかし、いずれにしろ早くしたいという思いは非常に強うございました。

○日沖委員 きりがいいんで、時間も無いんで、もう1回だけ質問させていただきますけども、お聞きさせていただいたのは、6か所の通り一片の説明会によって、もう理解していただいたということに何ともしてすね、そして、試運転の段取りに入っていくということを決めたのはいつですかというのを教えていただきたいんですが、われわれは、1月26日の段階では、知事は住民に十分な理解をいただいた上でしか再開は考えたらへんと言われたもんで、その後であれば、いつ、その二十日間ぐらいのうちに、いつそれで試運転いくんや、段取り入っていくんやということを決めたというのはいつですかということなんですけども。

○鈴木企業庁長 ちょっと申しわけないんですが、今ここで記憶が正確にございませんですけども、住民説明会を早く開いて、それでご理解をいただいた上で、早く試運転に入って、年度内に展望を開きたいという思いが強かったことは事実でございます。

○日沖委員 もう時間ないで、また、ほしたら、すいません。

○松田委員 1点だけ。これ、事故調査とん進んできて、RDFを、こういう事業をしなかったら事故はもろろなかったでしょうし、してしまってからでも、もっと早いうちに、小さい事故があったときにきちっと情報を公開しとれば、僕は事故はなかったと、こう思うんです。そのときに、ずっとマニュアル見せていただきて、事故情報の発信ということを書いていただいているんですけども、この間も宮川で事故があって、ちょうどあれ全協か何かしていたときに、説明が夕方になったというようなことで、何も危機管理が生かされてないと思うんです。知事が、情報を知り得たのも2時間後ぐらいのことなんですけどね。

情報なんですけども、例えば、今から試運転やって、何か問題が起きた、そうなったとき、起きた時点で情報を、例えばみんなに発信して、するの。例えばある程度情報を収集して、こういうことだからこういう今かかることになってますって、いろんな情報の発信の方法があると思うんです。僕思うんですけど、いつもきちっと説明せなかんから、ある程度情報を収集してからやなけら皆さんに発表せんか。

例えば、この間の県土整備部なんかでも、全員全協でおるんですね、みんな。それでも、そのときに発表すりやえんやけども、それをまず、事故はどうしてかとか、もしか自分らにひよとして瑕疵があんのちゃうのかとかね、いろいろ言い訳を考えようと思うんで、僕は情報が遅くなると思うんです。どういふふうな情報を発信していくのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○鈴木企業庁長 私どもの情報が、これまで不十分であったということは、たびたび指摘をいただいております。そういうこともありまして、3月1日付での人事異動ということも考えたわけでございますが、基本的には県民の皆さんの安全に関わる事柄でございますので、その種の事故につきましては、直ちに情報を提供させていただき、そういう方向で臨んでいきたいというふうに思っております。

○松田委員 まず、原因がどうやではなく、まず、情報を発信するべきだと思うんです。そういう癖ついたら、住民の方も、全部企業庁というのは出してきてるなと。そこへ安全、安心というか、安心感がでてくると思うんです。

もう一つですけどね、例えば、何かあったときの、これマニュアルができてますけど、その通りに動か動かかんかいうのがあると。例えば、そういう訓練と言うか、事故があったと、情報はどうやって、いっぺん仮定でやってみるとかさ、そういうことはやられたことあるんですか。

○鈴木企業庁長 新しいマニュアルに基づいて、今、内部での連絡方法とか、そういうのを整備をいたしてきております。多く、職員訓練等も含めて、早急に、それぞれ訓練を実施したい。一部、特命監から補充説明をさせていただきます。

○藤森特命担当 監 マニュアルを作りまして、早速こういう訓練をせんらんとということで、この3月3日、4日には富士電機との、事故状況を想定した情報伝達訓練というのをやりました。

あと、これからの予定ですけども、その品質管理に関わります検査の作業手順とか、そういったものの研修を、この11日に考えております。それから、毎々、事故状況のほうから、折からも、消防庁のほうからも、そういうことが提案されてきて、この予防規定に基づいた事故防災組織の確立を重視せよということ、それに対応して、できるだけ頻りに、早く、そういった実地訓練を富士電機と、それから桑名広域を混ぜたような状況の中でやりなさいということもご指示をいただいておりますので、これでもできるだけ早期にやりたいというふうに考えております。

○松田委員 起きたことを、すぐに、皆さんに情報公開するというのは、できるだけ手を使わなくてもすぐできることですから、やっていただきたいと強く要望してもらって終了です。

○貝増委員 この資料6、なぜ試運転後の進め方に入ってきているかと、議会に説明が。今一番大事なのは、本当に県の所有とするために試運転させてくれと、そして、引き取りたいと。そうだったら、引き取りまでの進め方、そして、地元住民対応と。そういう表現で、優しくやればはつきりわかるものを、いろんな意見出る、再開本当にもう連続稼働のための資料やと、何も言わなかったらその通りかと言われる。でも、今各委員さんの質問にもありましたけど、資料の中でもマニュアルも出してる。検討もした、対応もして、しかし、資料3で、議会でもありましたけど、環境部にプロジェクトチームを作ると、こういうこともやってもらってると思うけども、その責任者である企業庁が、これからボイラーも入れて70トンから140トンの、1週間ばかり燃やすけども、今まで一番問題になってる、われわれ東京まで行って裏付けもとってきた、一番大事な燃焼は企業庁と、そして環境部の26市町村のごみを固形燃料にしたその搬入に対するチェックが、どこを探しても一元管理、26市町村で7施設がある。7施設が、6つのメーカーが別々に作られてる、そこを完全一元管理しないことには、他の部門は体制作りはできて、また、という可

能性も出てくる。そこで、だから、一度止めて住民説明、そしてその間に26市町村も、あるいは機械メーカーも全部集めて、チェックをする、そして指導する。その対応スケジュールが組んでないと。うわべばかりやって、早くやりたい早くやりたい、これが認められたら監視運転入って連続運転や、っていうんじゃなくて、物の搬入についての責任は、このマニュアルの中の一番最後にありますよね、「固形燃料品質に関する規定」。発電所の所長がすべての責任を持つと、チェックもすると、品質管理責任者を選任するとあるけども、これが管理監や参事・特命監はできて、実務の責任者が環境部との運動で、本当に技術者がチェックがどのようにするかというのは、この今までの説明責任がなされていないですよ。私は、本当にそのほうが、一番もつと大事で、そのへんをこれからの体制の中で、止めてやるか、そしてその間にどういふマニュアルを出すか、それを教えてください。

○鈴木企業庁長 すいません。実は、市町村で作っていただいているRDFの管理につきましては、RDFの協議会、これ環境部も入ってますし、市町村も入っておるわけですが、そこで何回かこの取扱い基準についての議論をすでに済ませてきております。また、先ほど、特命監からも少し申し上げましたが、実際にそれがどうなのかということについての研修会も、市町村も入れた形でやろうというふうに考えておりました。今回の報告でその資料が添付しておらないのは、申しわけありませんが、市町村とはそれぞれ議論をして整理をしてきておるところでございます。

○貝増委員 昔、堀田企業庁長が、時の環境部長の濱田氏と協議をしたときに、この運用に書いて、26の市町村の協議会がある、その下に技術部会がある、そこでメーカー集めて徹底的にやらなければ危ない。それが大丈夫ですと言った。小林総括はよく知ってますよね、そのときの馴れ初めは。あなた濱田さんについてたからね、ずつと。だから、そういう一つの流れの中で、なぜ、今これだけ試運転して、県のものにして、議会も承認して欲しいと、監視運転まで入っていきたく。でも、行くまでの、その一番大事な節目に、こうした議会の説明の中でも、そういう部分を、また敢えて封じてあるんか。私は、そういう体質がある限り、まだまだ、この事故は、また、監視運転したって起こるんちがうか。起こさないための体制作りを、多少の時間をかけてもいいんじゃないかと思うんですけどね。そのへんどうですかね。

○鈴木企業庁長 先ほど申し上げたとおり、もうすでに市町村とは議論を始めておりますし、お互いに研修もしようというレベルに来ております。これは、これから常時そういう形できちとやっていく必要があるというふうにも思っております。

受入れの、製造元のほうも、いろんな基準が今回かかってまいりますので、それぞれの施設でもご努力もいただくというふうにも思っております。

○三谷委員 資料6の、施設の改修、これ今改修やっていたらいいとるわけですわな。「半乾式スクラバ改修」とか「アイドルバス改修」とか「2次過熱器交換」とか、これは施設の改修ですわね。それを見とって、今度、資料7を見せてもらうと、試運転のところに施設の改修っていうのが書いてあってね、「2次過熱器取替」とか「半乾式スクラバ改修」「アイドルバス改修」とか書いてあるんですが、試運転っていうのは、こういう改修したやつがきちと正常に動くかどうかというものを検査するのが試運転やと思ってるんですが、それが監視運転のほうに書いてあるんですわな。これ、試運転では、これがきちとこういう改修した結果がきちと正常に動くかどうかというのをチェックというのはなされないんですか。

○鈴木企業庁長 改修された内容につきましては、当然のことながら、検査監等がきちとチェックをしておりますが、その防災、いわゆる、錆とかいろんなこと、あるいは付着とかという、長期的に結果を見たいものも、当然ございますので、それらについてはこの監視運転の中で細かくチェックをしていきたいと、そういう意味でございます。

○三谷委員 だから、おかしいですよ。3月25日の完成検査ありきで、それから逆算するもので、こんなおもしろいこと書かなきゃいかん。つまり、試運転できちと、こういうものが正常に作動しているということが確認されてから完成検査なんですね。完成検査済んでから、まだ監視運転で、それが正常に動くかどうかというのは、引き続き検査していかなくともいい。だから、年度内ありきが先に立つもので、こんなスケジュールになってくんですよ。

○鈴木企業庁長 従来から、どこがその施設を持つてんだというあたりの責任の曖昧さということも問われておるところでございます。一定のルールできちと検査をして、それで合格すれば、県のほうに引き取って責任をはっきりしたいと。

ただし、一部改修なり工事が行われておるわけですので、そこは瑕疵担保という形で、もし長期的に見て問題があれば整理をしていくと、こういう形で考えておりました、一般的な手法というふうにも理解をしております。

○三谷委員 よくわかりません。僕は、試運転っていうのは、そういう改修した結果がきちと正常に動くように、また、今までいろいろ問題があったところが問題なしに動くように検査をするのが試運転だという理解をしまして、その結果を待たずに、完成検査をして施設を引き取るというのは、ちょっと理屈に合わないと思います。時間ありませんので、そういうところもきちとした公式の見解を、企業庁出してもらわないと、なかなか納得できないと思いますので、お願いします。終わります。

○田中委員長 以上でよろしいでしょうか。ないようですので、一旦特別委員会を閉会したいと思います。企業庁には大変ご苦労様でございました。

なお、引き続き委員協議に入らせていただきたいと思いますので、委員以外の方はご退室をお願いしたいと思います。委員の方は、そのまましばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

2 その他

・委員協議

・ 本日の議論を踏まえ、委員会の総意として、知事及び企業庁長に対し「申し入れ」を行うことを決定。文案等については、持ち回り審議とする旨もあわせて決定。

・ 県内調査について 3月18日(木)に現地(三重ごみ固形燃料発電所)調査を行う旨、決定。

[閉会の宣告]

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年3月10日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 寛

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID: 000019198

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

○平成16年第1回定例会 委員会報告（平成16年3月19日）

（田中覚RDF貯蔵槽事故調査特別委員長）

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会における調査の経過等について御報告を申し上げます。

本委員会は、知事が「県政の一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重大さにかんがみ、議会としてRDF貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について調査を行うため、8月25日に設置いたしました。

以降、3月10日までの間、計10回開催し、知事や企業庁など、県当局に対する調査を初め、発電所の建設・管理運営を委託している富士電機システムズ株式会社や北川前知事を参考人として招致し、調査を行いました。

また、2月17日から18日においては総務省消防庁、経済産業省、環境省に出向きまして、事故原因の究明及び事故後の対応策等について調査してまいりました。

更に、3月18日には、三重ごみ固形燃料発電所の試運転の状況について現地調査を行いました。

この間、昨年10月10日の第3回定例会においては、御遺族への対応、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題、事故原因の究明等について、県当局に中間報告として要望や指摘を申し上げ、また、去る3月11日には、本委員会全委員の意見を集約し、知事及び企業庁長に申し入れをいたしました。

現在、一番重要なことは、RDF発電施設そのものが、当初の計画から事故を経て、安全性が確保されたかどうか、また、県の失った信頼の大きさを重く受けとめ、いかに県民の信頼を回復するかであります。

そのため、次の6点を重点的に申し入れました。

一つ、試運転終了後、直ちに運転を停止し、完成検査並びに施設の引き渡しを行った後、試験調整状況を地元関係者、県議会等にその内容を説明すること。

二つ、機械施設のすべての安全性や改修効果を確認する試運転を行うこと。

三つ、人的・組織的危機管理訓練を行うこと。

四つ、契約相手方への損害賠償請求を含め、行政責任の早急な検討を行うこと。

五つ、ピット方式やカンバン方式、または関係市町村でのRDF保管体制に係る新たな市町村の負担を解消すること。

六つ、県下7施設で製造されるRDF固形燃料の品質管理を徹底指導すること。

その申し入れを受けられ、昨日、3月18日に知事及び企業庁長から回答がありました。

その回答内容につきましては、行政責任の所在が早期に明らかにならないなど、委員会として完全に納得のいくものであるとは言えません。また、施設の完成検査や引き渡しについて、当委員会に対し、その定義や位置付けについて今までの説明が不十分であり、誤解を招いていた感も否めません。

しかしながら、企業庁が監視運転と説明していたものを含む試運転により機械施設の安全性や改修効果を確認できた時点で運転を停止し、かつ、その状態で、試運転結果を含め

た安全確認の結果について県議会、地元関係者にその内容の報告を行うと回答するなど、その姿勢には一定の理解を示します。

知事及び企業庁長からの回答内容を委員会として検討した結果、試運転については、改修効果の確認に4カ月程度必要であること、つまり、最も湿気の多い時期や最も高温の時期など、過酷な条件下でRDFの性状を確認する必要があると認識しました。

したがって、8月中旬までには安全性や施設改修の効果が確認できるものと考えますので、委員会といたしましては、運転を停止し、かつ、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

事故の際に消火活動に当たってこられた桑名市消防本部消防士のお二人の方が尊い命をなくされた日は8月19日であります。亡くなられたお二人の方に対し、深い哀悼の意を表するために、また、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみを申し上げるためにも、8月19日までには一定の結果を求めたいと思います。

重ねて申し上げます。委員会としましては、8月19日までには運転を停止し、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。